

**「社会福祉士養成新カリキュラムの教育実態の把握と、
社会福祉士に必要な教育内容のあり方に関する研究事業」**

（公財）社会福祉振興・試験センター助成金事業

〈中間報告〉

平成２６年３月

社団法人日本社会福祉士養成校協会

はじめに

本中間報告書は、社団法人日本社会福祉士養成校協会が受託した、平成25年度社会福祉振興・試験センター助成金事業「社会福祉士養成新カリキュラムの教育実態の把握と、社会福祉士に必要な教育内容のあり方に関する調査事業」の1カ年度目（2カ年度計画）の研究成果をまとめたものである。

平成19年の社会福祉士及び介護福祉士改正法（以下、改正士士法）附則第9条第2項では、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と規定している。

社会的な情勢を見ると、この5年間で超高齢社会・人口減少社会に突入する中、平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめ、我が国の経済状況や雇用情勢の変化に伴う生活困窮者の増加をはじめ、社会福祉士の活用が期待される国民の福祉的課題は刻々と変化し、かつ深刻化している状況である。

改正士士法施行日である平成21年4月1日より起算すると、平成25年度が施行後5カ年目にあたり社会的な情勢の変化に対応した適切な専門的支援を行うことのできる社会福祉士を養成する観点から、改正士士法の施行に伴い見直された社会福祉士養成教育内容（新カリキュラム）の教育実態を把握しつつ教育内容の見直しや再編・追加の要否についての検討を行い、その成果を厚生労働省に提言するとともに、本協会会員校をはじめとする社会福祉士養成校にフィードバックを行い、養成教育の質の向上に資することを目的として実施するものである。

事業内容は、【調査1】本協会会員校に対する社会福祉士養成に係る指定科目の教育実態に関する調査（郵送265校）、【調査2】社会福祉士養成に係る相談援助実習・演習科目について、実習指導者を対象とした相談援助実践現場に必要な教育内容に関する調査、【調査3】社会福祉施設等の経営者等への教育内容に関する調査、【調査4】その他関連する有識者に対するヒアリング調査の分析及び考察を踏まえ、カリキュラム改定案作成に向けた基本方針を提案するものとなっている。

本協会では、前述の事業内容に対して、【親委員会】及び【事業取纏幹事会】のもと、【指定科目（座学）担当班】、【実習・演習科目担当班】、【国家試験問題検証班】、各種調査にあたっては【調査票原案作成ワーキンググループ】を構成し、取り組んできた。

本研究の実施にあたり、多くの関係者や養成校に調査協力をいただいた。ここに深く感謝申し上げますとともに、引き続き本研究事業へのご協力をお願い申し上げます次第である。

本中間報告書が平成25年度（1カ年目）の研究成果をまとめ、本協会における社会福祉士に必要な教育内容のあり方について、その検討プロセスの透明性を高めつつ、今後のより広い有意義な議論をいただくことに資すれば幸いである。

平成26年3月

社団法人日本社会福祉士養成校協会

「社会福祉士養成新カリキュラムの教育実態の把握と、 社会福祉士に必要な教育内容のあり方に関する研究事業」

(公財) 社会福祉振興・試験センター助成金事業

中 間 報 告

目 次

はじめに	1
------	---

I. 平成25年度のまとめ

1. 本事業の目的	7
2. 事業内容	7
3. 事業の実施体制	8

II. 社会福祉士養成に係る指定科目の教育実態に関する調査

1. 調査の目的	15
2. 調査の対象	15
3. 調査の方法	15
4. 調査の内容	15
5. 回収の状況	15
6. 調査結果の概要	16
7. 単純集計	21
1) 調査票1	21
2) 調査票2	43
3) 調査票3	117
4) カリキュラムポリシー	159

III. 国家試験検証班 調査結果

1. 検証の背景と目的	191
2. 分析の対象と方法	193
3. 分析の結果と考察	201
4. 今後に向けた提案	255

参考資料：社会福祉士養成に係る指定科目の教育実態に関する調査 調査票

調査1 サマリー・関連科目・国試対策等	261
調査2 指定科目(19科目)	267

調査 3 実習科目・演習科目	345
参考資料：国家試験検証班 平成24年度社会福祉士全国統一模擬試験執筆要領	
(抜粋)	
社団法人日本社会福祉士養成校協会 平成24年度社会福祉士全国統一 模擬試験 執筆要領 (抜粋)	363

I . 平成25年度のまとめ

1. 本事業の目的

本中間報告書は、一般社団法人日本社会福祉士養成校協会が受託した、平成 25 年度社会福祉振興・試験センター助成金事業「社会福祉士養成新カリキュラムの教育実態の把握と、社会福祉士に必要な教育内容のあり方に関する調査事業」の 1 カ年度目（2 カ年度計画）の研究成果をまとめたものである。

平成 19 年の社会福祉士及び介護福祉士改正法（以下、改正士士法）附則第 9 条第 2 項では、「政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と規定している。

社会的な情勢を見ると、この 5 年間で超高齢社会・人口減少社会に突入する中、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災をはじめ、我が国の経済状況や雇用情勢の変化に伴う生活困窮者の増加のほか、社会福祉士の活用が期待される国民の福祉的課題は刻々と変化し、かつ深刻化している状況である。

改正士士法施行日である平成 21 年 4 月 1 日より起算すると、平成 25 年度が施行後 5 カ年目にあたり社会的な情勢の変化に対応した適切な専門的支援を行うことのできる社会福祉士を養成する観点から、改正士士法の施行に伴い見直された社会福祉士養成教育内容（新カリキュラム）の教育実態を把握しつつ教育内容の見直しや再編・追加が必要か否かの検討を行い、その成果を厚生労働省に提言するとともに、本協会会員校をはじめとする社会福祉士養成校にフィードバックを行い、養成教育の質の向上に資することを目的として実施するものである。

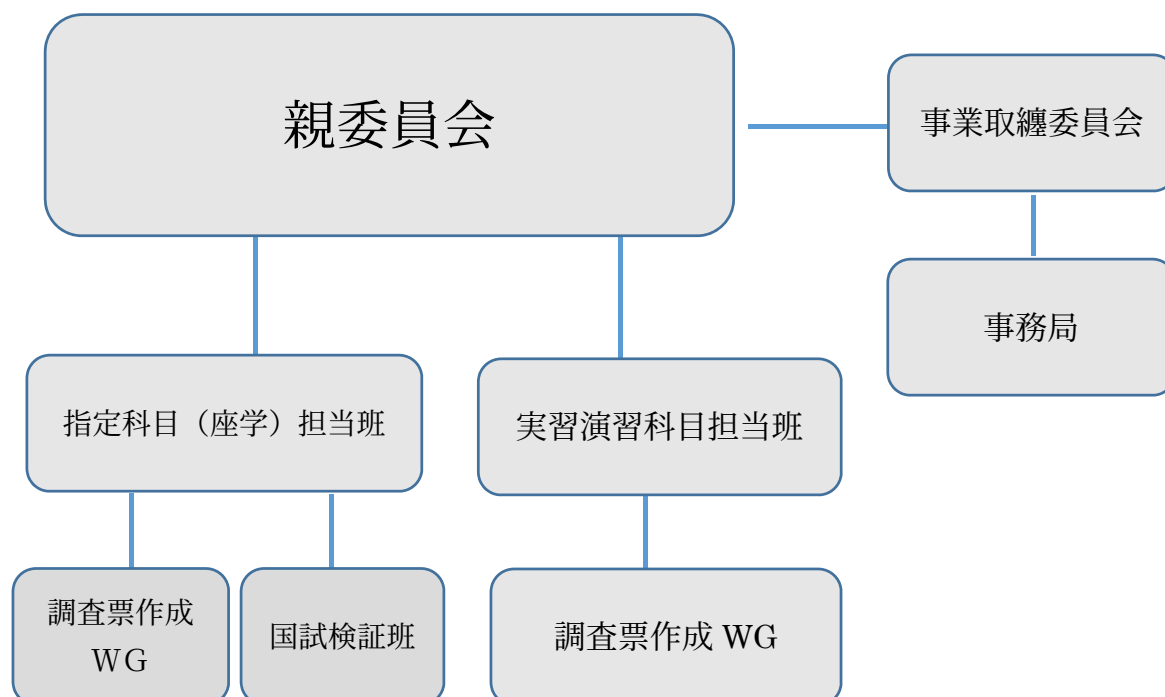
2. 事業内容

＜2 カ年度計画の 1 カ年度目＞

- 調査 1：本協会会員校に対する社会福祉士養成に係る指定科目の教育実態に関する調査（郵送調査）。
- 調査 2：社会福祉士養成に係る相談援助実習・演習科目について、実習指導者を対象とした相談援助実践現場に必要な教育内容に関する調査（郵送調査）。
- 調査 3：社会福祉施設等の経営者、自治体、福祉に関する行政機関、教育に関する行政機関等への教育内容に関する調査（郵送調査）。
- 調査 4：その他関連する有識者に対するヒアリング調査

3. 事業の実施体制

1) 委員会体制図



2) 委員会体制図

① 親委員会

No.	氏名	所属
1	上野谷 加代子	同志社大学
2	白澤 政和	桜美林大学
3	石川 到覚	大正大学
4	中谷 陽明	松山大学
5	福山 和女	ルーテル学院大学
6	岩間 伸之	大阪市立大学
7	武居 敏	全国社会福祉法人経営者協議会副会長・（福）さくま理事長
8	原田 正樹	日本福祉大学
9	岡田 まり	立命館大学
10	川上 富雄	駒澤大学
11	山村 睦	文京学院大学
12	佐原 まち子	日本医療社会福祉協会
13	渋谷 哲	淑徳大学
14	潮谷 有二	長崎純心大学
15	空閑 浩人	同志社大学

② 事業取纏幹事会

No.	氏名	所属
1	上野谷 加代子	同志社大学
2	白澤 政和	桜美林大学
3	石川 到覚	大正大学
4	中谷 陽明	松山大学
5	渋谷 哲	淑徳大学
6	潮谷 有二	長崎純心大学
7	空閑 浩人	同志社大学

③ 指定科目（座学）担当班

No.	氏名	所属
1	上野谷 加代子	同志社大学
2	白澤 政和	桜美林大学
3	石川 到覚	大正大学
4	原田 正樹	日本福祉大学
5	空閑 浩人	同志社大学
6	六波羅 詩朗	目白大学
7	金子 和夫	ルーテル学院大学
8	與那嶺 司	神戸女学院大学
9	樽井 康彦	龍谷大学

④ 国家試験問題検証班

No.	氏名	所属
1	與那嶺 司	神戸女学院大学
2	添田 正揮	川崎医療福祉大学
3	岡崎 幸友	吉備国際大学
4	渡辺 裕一	武蔵野大学
5	清水 正美	城西国際大学

⑤ 実習・演習科目担当班

No.	氏名	所属	No.	氏名	所属
1	中谷 陽明	松山大学	6	潮谷 有二	長崎純心大学
2	福山 和女	ルーテル学院大学	7	田中 千枝子	日本福祉大学
3	岡田 まり	立命館大学	8	保正 友子	立正大学
4	川上 富雄	駒澤大学	9	山下 浩紀	専門学校日本福祉学院
5	渋谷 哲	淑徳大学	10	村井 美紀	東京国際大学

11	潮谷 恵美	十文字学園女子大学	15	岡崎 幸友	吉備国際大学
12	守本 友美	皇學館大学	16	渡辺 裕一	武蔵野大学
13	山本 博之	田園調布学園大学	17	熊坂 聡	宮城学院女子大学
14	添田 正揮	川崎医療福祉大学	18	高橋 昌子	神戸親和女子大学

3) 委員会開催日程

① 親委員会

	日にち	時間	場所
1	平成 25 年 9 月 25 日 (水)	13 時～15 時	本協会研修室
2	平成 25 年 12 月 27 日 (金)	10 時～12 時	本協会研修室
3	平成 26 年 3 月 6 日 (木)	14 時～16 時	本協会研修室

② 事業取纏幹事会

	日にち	時間	場所
1	平成 25 年 9 月 5 日 (木)	10 時～14 時	同志社大学

③ 指定科目 (座学) 担当班

	日にち	時間	場所
1	平成 25 年 11 月 25 日 (月)	15 時～18 時	桜美林大学四谷キャンパス

i) 指定科目 (座学) 担当班 WG

	日にち	時間	場所
1	平成 25 年 9 月 29 日 (日)	18 時～20 時	ティーオージー会議室 (大阪)

④ 国家試験問題検証班

	日にち	時間	場所
1	平成 25 年 12 月 14 日 (土)	10 時～15 時	本協会研修室
2	平成 26 年 1 月 4 日 (土) ～5 日 (日)	10 時～17 時	おおさか行動する障害者応援センター
3	平成 26 年 1 月 13 日 (月・祝)	10 時～15 時	CIVI 新大阪研修センター
4	平成 26 年 2 月 24 日 (月)	11 時～17 時	新大阪丸ビル本館
5	平成 26 年 3 月 12 日 (土) ～13 日 (日)	10 時～17 時	武蔵野大学
6	平成 26 年 3 月 24 日 (月)	10 時 30 分～16 時	本協会研修室

⑤ 実習・演習科目担当班

	日にち	時間	場所
1	平成 25 年 12 月 8 日 (日)	17 時～19 時	本協会研修室

ii) 実習・演習科目担当班 WG

	日にち	時間	場所
1	平成 25 年 10 月 18 日 (金)	15 時～17 時	本協会研修室
2	平成 25 年 11 月 24 日 (日)	10 時～15 時	本協会研修室

iii) 実習・演習科目担当班 WG 打ち合わせ

	日にち	時間	場所
1	平成 25 年 11 月 1 日 (金)	13 時～15 時	大阪ガーデンパレス
2	平成 25 年 11 月 11 日 (月)	19 時～21 時	新百合ヶ丘駅
3	平成 25 年 11 月 17 日 (日)	16 時～18 時	熊谷駅
4	平成 25 年 11 月 23 日 (土)	10 時～15 時	本協会研修室

Ⅱ .社会福祉士養成に係る指定科目の 教育実態に関する調査

社会福祉士養成新カリキュラムの教育実態の把握と、社会福祉士に必要な教育内容のあり方に関する研究事業〈中間報告〉

1. 調査の目的

今回の事業の目的は、平成 19 年の法改正により見直された社会福祉士養成教育の実施の現状を把握し、さらなる見直しや再編・追加の必要性を検討するというものである。そこでまず、本協会会員校の社会福祉士養成課程における教育の実態を把握することを目的とした。

2. 調査の対象

調査対象の単位は、地方厚生局に申請を行っている養成課程とした。したがって1つの養成校が複数の課程を開設している場合は（複数の学科を開設、通学課程と通信課程を開設しているなど）、それぞれの課程すべてを調査の対象とした。調査票を配布した養成校数は、本協会の会員校 265 校。調査の対象となった課程数は、358 課程であった。

3. 調査の方法

郵送による配布および回収で実施した。調査票への記入は自記式で、回答者は、原則として、相談援助実習・実習指導担当教員および科目担当教員を指定した。また質問項目によっては、合議の上で回答してもらうよう依頼した。調査期間は、平成 26 年 1 月から 4 月までであった。

4. 調査の内容

3 種類の調査票を用いて調査を実施した。〈調査票 1〉は、養成課程の基本的属性、教員数、国家試験受験者数、国家試験対策の現状、指定科目以外の科目の開講状況をたずねる質問項目を設定した。

〈調査票 2〉は、指定科目 22 科目（選択科目も含む）のうち、「相談援助演習」「相談援助実習」「相談援助実習指導」を除く 19 科目について、個々の科目ごとに調査票を用意した。科目の開講状況および教科書などの質問項目に加えて、それぞれの科目の具体的な教育内容がどの程度重要であるのか、またどの程度時間を費やして教えているのかをたずねる質問項目を設定した。

〈調査票 3〉は、演習・実習科目（相談援助演習・相談援助実習・相談援助実習指導）について詳細にたずねるもので、科目の開講状況、担当教員の状況、シラバス、成績評価、相談援助演習の教育内容、実習指導の内容、実習配属先機関・施設の状況、訪問実習指導の状況、実習支援策の状況などをたずねる質問項目を設定した。さらに、新カリキュラムの全体的な評価をたずねる質問項目も設定した。

5. 回収の状況

〈調査票 1〉は、231 票（65.1%）、〈調査票 2〉および〈調査票 3〉は、252 票（71.0%）を回収した。

6. 調査結果の概要

今回の集計結果は、データクリーニング等を十分に実施していない段階のデータを対象としたものであるため、最終的に確定した数値ではない。したがって、あくまでも参考値としての集計結果および分析である。確定した調査結果および分析は、今年度中に委員会等を設置して行う予定である。

1) 養成課程の属性について

○「四年制大学」が7割、「一般養成施設」が2割弱の割合であった。

○8割近くが「通学」の養成課程であった。

○学年定員数は、「60人以下」が半数、「61～100人」および「101人以上」がそれぞれ4分の1の割合であった。

○養成課程の開設時期は、「1987年（社会福祉士制度創設）以前」が14%、「1987-1999年」が32%、「2000年（介護保険制度導入）以降」が48%であった。

○社会福祉士養成教育に主として携わる常勤の教員数は、「1～4人」、「5～9人」、「10人以上」が、それぞれ概ね3分の1ずつの割合であった。

○卒業後の社会福祉分野への就職率は、「ほぼ全員（90%以上）」と「70～80%程度」がそれぞれ3分の1の割合で、「50-60%」「30-40%」がそれぞれ1割強の割合であった。

2) 「相談援助演習」について

○履修登録に何らかの条件を課している養成課程は、4割近くの割合であった。

○開講年次は、「2年次」と「3年次」がそれぞれ3分の1の割合で、「1年次」と「4年次」がそれぞれ1割強の割合であった。

○1クラスあたりの学生数は、「11-20人」が8割で、「10人以下」が2割の割合であった。

○担当している教員が常勤のみの養成課程は、半数強の割合であった。一方、非常勤のみの養成課程は、7%であった。

○複数の教員が担当している場合のシラバスの作成は、「共通のシラバスを作成」が3分の2の割合で、「大枠を決めて個別に作成」が3割の割合、「取り決めをせずに個別に作成」が5%であった。

○ほぼすべての養成課程が、厚生労働省の通知に示されている教育内容を網羅的に教えていた。
1割以上の養成課程が「教えていない」と回答した項目は、「サービスの評価」(23%)、「地域福祉の計画」(17%)、「ホームレス」(16%)、「効果測定」(14%)であった。

○上記と同じ教育内容の中で、「教えにくい（やや教えにくい＋たいへん教えにくい）」の回答が多かった項目は、「効果測定」(43%)、「サービスの評価」(41%)、「地域福祉の計画」(39%)、「終結とアフターケア」(34%)であった。

3)「相談援助実習指導」について

○履修登録に何らかの条件を課している養成課程は、7割近くの割合であった。

○クラス分けは、半数を超える養成課程が「分野別・施設種別」で行っていた。

○現場体験（ボランティア含む）・見学実習を行っている養成課程は、半数強の割合であった。

○複数の教員が担当している場合のシラバスの作成は、「共通のシラバスを作成」が半数で、「大枠を決めて個別に作成」が2割の割合、「取り決めをせずに個別に作成」が4%であった。

○実習中の指導は、「巡回2回・帰校2回」が4割で最も多く、以下「巡回4回」が2割強、「巡回1回・帰校3回」が2割弱、「巡回3回・帰校1回」が1割の割合であった。

○9割の養成課程が、実習報告会や実習総括会を開催しており、8割強が実習報告書等を作成していた。

4)「相談援助演習」「相談援助実習指導」の担当教員

○「常勤」が3分の2の割合で、社会福祉士の有資格者は6割強の割合であった。

○法令上の教員要件は、「相談援助演習」では、「5年以上の教育経験」が49%、「講習会修了者」が30%、「5年以上の実務経験」が20%であった。「相談援助実習指導」では、「5年以上の教育経験」が51%、「講習会修了者」が34%、「5年以上の実務経験」が14%であった。

5)「相談援助実習」について

○実習の時間数は、「180 時間」が 8 割強であったが、「181 時間以上」が 2 割近くの割合であった。

○配属実習先は、「特別養護老人ホーム」が 18%、「社会福祉協議会」が 12%、「障害者支援施設」が 11%、「児童養護施設」が 8 %、「生活介護」が 7 %、「地域包括支援センター」が 6%、「就労継続支援」と「病院」がそれぞれ 5 %、「福祉事務所」「高齢者デイサービス等」「介護老人保健施設」がそれぞれ 3 %であった。

○配属実習先を確保する際に困難な点（複数回答）は、8 割の養成課程が「要件を満たした現場実習指導者が少ない」、5 割が「通勤が困難」、3 割が「施設・機関の数が少ない」と回答していた。

○配属実習先を確保するのが困難な分野（複数回答）は、6 割強の養成課程が「児童福祉分野」、半数近くが「低所得者分野」、3 割強が「保健医療分野」と「地域福祉分野」、1 割強が「障害福祉分野」と回答していた。

○実習配属先に支払う 1 日あたりの実習指導料等は、「1001-2000 円」が半数強で、「1000 円以下」が 4 分の 1 の割合であった。

○6 割近くの養成課程が「実習指導室・センター等」を設置しており、およそ 3 分の 2 が「実習の実施・運営についての委員会」を設置していた。

○社会福祉分野におけるすべての実習時間数（プレ実習、見学実習、精神保健福祉士実習、介護福祉士実習、保育士実習など）については、「181-210 時間」が 4 割強、「211-400 時間」が 4 分の 1、「401 時間以上」が 1 割弱の割合であった。

○学生が希望した場合の社会福祉分野における最長の実習時間数（プレ実習、見学実習、精神保健福祉士実習、介護福祉士実習、保育士実習など）については、「181-210 時間」が 4 分の 1、「211-400 時間」が 3 割弱、「401 時間以上」が 2 割の割合であった。

6) 演習・実習科目以外の指定科目

○3 科目中（人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム）の選択科目の開講について、すべての養成課程は「人体の構造と機能及び疾病」を開講しており、「心理学理論と心理的支援」は 6 課程（2 %）、「社会理論と社会システム」は 7 課程（3 %）が開講していなかった。

○3科目中（就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度、更生保護制度）の選択科目の開講について、「就労支援サービス」は12課程（5%）、「権利擁護と成年後見制度」は4課程（2%）、「更生保護制度」は13課程（5%）が開講していなかった。

○専任の教員のみが担当していると回答された科目で高い割合を示すものは、「現代社会と福祉」（84%）、「相談援助の理論と方法」（80%）、「相談援助の基盤と専門職」（78%）、「地域福祉の理論と方法」（73%）であった。

○非常勤の教員のみが担当していると回答された科目で高い割合を示すものは、「更生保護制度」（45%）、「権利擁護と成年後見制度」（40%）、「福祉サービスの組織と経営」（39%）、「保健医療サービス」（37%）、「福祉行財政と福祉計画」（36%）、「人体の構造と機能及び疾病」（36%）、「就労支援サービス」（34%）であった。

○指定科目としての必要性が高いと回答された科目で高い割合を示すものは、「地域福祉の理論と方法」（93%）、「相談援助の理論と方法」（92%）、「相談援助の基盤と専門職」（91%）、「高齢者に対する支援と介護保険制度」（91%）、「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」（87%）、「現代社会と福祉」（87%）、「社会保障」（86%）、「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」（85%）、「低所得者に対する支援と生活保護制度」（85%）であった。

7) 国家試験対策について

○4分の3の養成課程が、外部業者に委託しないで学内での対策講座を行っており、4割強が授業または正規科目として行っていた。

○4割の養成課程が、外部業者に委託した対策講座を行っていた。

○9割の養成課程が模擬試験を実施しており、「学内会場で実施」が84%、「学外会場で受験」が23%、「自宅で受験」が11%であった。（重複回答あり）

○模擬試験の回数は、学内会場実施では「1回」が34%、「2回」が27%、「3回以上」が32%、学外会場受験では「1回」が71%、「2回」が15%、「3回以上」が2%、自宅受験では「1回」が24%、「2回」が24%、「3回以上」が28%であった。

8) 新カリキュラムの導入効果

○全般的にみた効果は、「効果があった」が6割近くで、「どちらともいえない」が3割強、「効果がなかった」が1割弱の割合であった。

○具体的な項目で「効果があった」の回答が多かったのは、「現場実習指導者に一定の条件を課したこと」が7割近く、「教員による週1回以上の実習巡回指導を義務づけたこと」、「相談援助演習の時間数を150時間に増やしたこと」がそれぞれ6割近く、「実習・演習科目のクラス定員を20人以下にしたこと」が5割強、「演習・実習科目の担当教員に要件を課したこと」が概ね半数、「1カ所の配属実習先での実習時間を120時間以上にしたこと」が4割強、「科目の統廃合・新設を行ったこと」3割強の割合であった。

7. 単純集計

■調査票1

サマリー・関連科目・国家試験対策等

■回収・集計数

回収課程	252
集計対象課程	231
無回答	21（但し、調査票2、調査票3の回答はあり）

I 学校・養成課程について

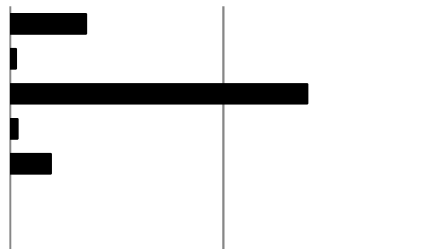
※地方厚生局に申請した養成課程単位

問1 基本属性

1-1 養成種別

回答のあった養成課程の養成種別をみると、「四年制大学」で69.7%と最も多く、次いで、「一般養成施設」が17.7%の順になっている。

	回答数	%
一般養成施設	41	17.7
短期養成施設	3	1.3
四年制大学	161	69.7
短期大学	4	1.7
専修学校	22	9.5
大学院	0	0.0
無回答	0	0.0
全体(学科数)	231	100.0



1-2 養成課程の通信・通学の別

回答のあった養成課程の通信・通学の別をみると、「通学」が77.5%となっており、8割近くを占めている。

	回答数	%
通信	52	22.5
通学	179	77.5
無回答	0	0.0
全体(学科数)	231	100.0



問2-4 養成課程の学生数

回答のあった養成課程の学生数をみると、学年定員は「31-40人以下」が21.2%、入学定員でも、「31-40人以下」が16.0%、2013年度の入学生の実人員は「101-150人以下」が13.9%が多かった。

	学年定員※		入学定員		2013年度入学生の実人員		※グラフは2013年度
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	
0人	0	0.0	0	0.0	3	1.3	
1-10人以下	4	1.7	4	1.7	8	3.5	
11-20人以下	16	6.9	12	5.2	26	11.3	
21-30人以下	16	6.9	14	6.1	16	6.9	
31-40人以下	49	21.2	37	16.0	17	7.4	
41-50人以下	16	6.9	17	7.4	16	6.9	
51-60人以下	15	6.5	14	6.1	20	8.7	
61-70人以下	6	2.6	9	3.9	13	5.6	
71-80人以下	27	11.7	31	13.4	11	4.8	
81-90人以下	6	2.6	7	3.0	11	4.8	
91-100人以下	18	7.8	18	7.8	18	7.8	
101-150人以下	31	13.4	32	13.9	32	13.9	
151-200人以下	7	3.0	12	5.2	13	5.6	
201-300人以下	11	4.8	11	4.8	14	6.1	
301-400人以下	3	1.3	5	2.2	2	0.9	
401-500人以下	1	0.4	0	0.0	0	0.0	
501人以上	3	1.3	5	2.2	2	0.9	
無回答	2	0.9	3	1.3	9	3.9	
全体(学科数)	231	100.0	231	100.0	231	100.0	

※地方厚生局に確認申請または設置(変更)申請を行った直近の貴養成課程の学年定員。

問5 養成課程の直近3年間の「相談援助実習」を修了した学生数

※180時間以上の実習を修了している、または修了予定の学生数。

回答のあった養成課程の直近3年間の「相談援助実習」を修了した学生数をみると、2011年度、2012年度、2013年度の各年度で、「11-20人以下」の割合が最も高くなっている。

	2011年度		2012年度		2013年度		※グラフは2013年度
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	
0人	4	1.7	4	1.7	4	1.7	
1-10人以下	28	12.1	29	12.6	31	13.4	
11-20人以下	44	19.0	42	18.2	44	19.0	
21-30人以下	25	10.8	30	13.0	27	11.7	
31-40人以下	19	8.2	25	10.8	26	11.3	
41-50人以下	18	7.8	15	6.5	19	8.2	
51-60人以下	14	6.1	20	8.7	19	8.2	
61-70人以下	10	4.3	6	2.6	9	3.9	
71-80人以下	15	6.5	10	4.3	8	3.5	
81-90人以下	15	6.5	13	5.6	12	5.2	
91-100人以下	3	1.3	7	3.0	7	3.0	
101-150人以下	10	4.3	9	3.9	8	3.5	
151-200人以下	3	1.3	3	1.3	3	1.3	
201-300人以下	1	0.4	1	0.4	1	0.4	
301-400人以下	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
401-500人以下	1	0.4	1	0.4	1	0.4	
501人以上	1	0.4	1	0.4	1	0.4	
無回答	20	8.7	15	6.5	11	4.8	
全体(学科数)	231	100.0	231	100.0	231	100.0	

問6 養成課程の直近3年間の社会福祉士国家試験受験者数(2013年度は願書提出者数)

※当該年度卒業学生数のみ(既卒生は含めない)。

回答のあった養成課程の直近3年間の社会福祉士国家試験受験者数をみると、第24回は、「11-20人以下」と「21-30人以下」、第25回、第26回については「11-20人以下」の割合が最も高くなっている。

	第24回国家試験		第25回国家試験		第26回国家試験		※グラフは第26回
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	
0人	11	4.8	10	4.3	10	4.3	
1-10人以下	26	11.3	26	11.3	31	13.4	
11-20人以下	27	11.7	44	19.0	41	17.7	
21-30人以下	27	11.7	18	7.8	24	10.4	
31-40人以下	19	8.2	23	10.0	10	4.3	
41-50人以下	12	5.2	14	6.1	19	8.2	
51-60人以下	20	8.7	12	5.2	18	7.8	
61-70人以下	11	4.8	12	5.2	10	4.3	
71-80人以下	12	5.2	11	4.8	10	4.3	
81-90人以下	8	3.5	12	5.2	6	2.6	
91-100人以下	7	3.0	7	3.0	8	3.5	
101-150人以下	14	6.1	11	4.8	9	3.9	
151-200人以下	6	2.6	7	3.0	1	0.4	
201-300人以下	6	2.6	4	1.7	6	2.6	
301-400人以下	1	0.4	2	0.9	1	0.4	
401-500人以下	1	0.4	0	0.0	0	0.0	
501人以上	1	0.4	1	0.4	1	0.4	
無回答	22	9.5	17	7.4	26	11.3	
全体(学科数)	231	100.0	231	100.0	231	100.0	

問7 養成課程の過去3年間の現役学生の合格率

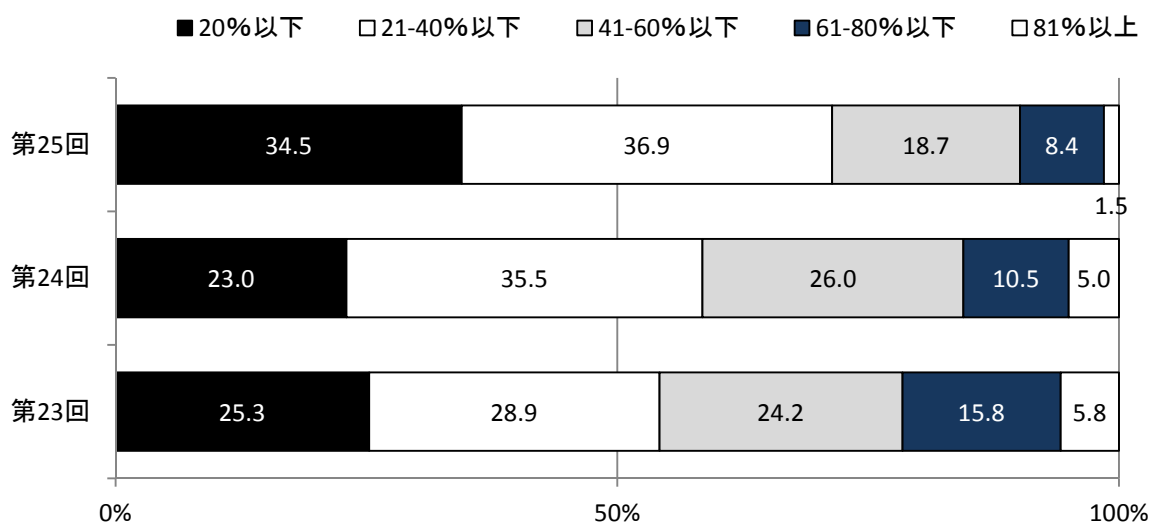
※課程の合格率が不明の場合は、学校全体の数。

回答のあった養成課程の過去3年間の現役学生の合格率(無回答を除いた割合)をみると、第23回、第24回、第25回のいずれの回においても、「21-40%以下」の割合が最も高くなっている。

	第23回国家試験		第24回国家試験		第25回国家試験		※グラフは第25回
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	
0%	6	2.6	8	3.5	14	6.1	
1-10%以下	17	7.4	8	3.5	17	7.4	
11-20%以下	25	10.8	30	13.0	39	16.9	
21-30%以下	25	10.8	32	13.9	36	15.6	
31-40%以下	30	13.0	39	16.9	39	16.9	
41-50%以下	25	10.8	27	11.7	21	9.1	
51-60%以下	21	9.1	25	10.8	17	7.4	
61-70%以下	12	5.2	10	4.3	11	4.8	
71-80%以下	18	7.8	11	4.8	6	2.6	
81-90%以下	9	3.9	6	2.6	3	1.3	
91-100%	2	0.9	4	1.7	0	0.0	
無回答	41	17.7	31	13.4	28	12.1	
全体(学科数)	231	100.0	231	100.0	231	100.0	

■参考(無回答を除いた割合)

	第23回国家試験		第24回国家試験		第25回国家試験	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
20%以下	48	25.3	46	23.0	70	34.5
21-40%以下	55	28.9	71	35.5	75	36.9
41-60%以下	46	24.2	52	26.0	38	18.7
61-80%以下	30	15.8	21	10.5	17	8.4
81%以上	11	5.8	10	5.0	3	1.5
全体(学科数)	190	100.0	200	100.0	203	100.0



問8 養成課程では、社会福祉士国家試験受験資格の取得を卒業要件にしているか

回答のあった養成課程の中で、社会福祉士国家試験受験資格の取得を卒業要件にしている課程数は59課程であった。

	回答数	%
はい	59	25.5
いいえ	168	72.7
無回答	4	1.7
全体(学科数)	231	100.0



問9 養成課程で、はじめて社会福祉系学部・学科・コース等が開設された時期

回答のあった養成課程の開設時期をみると、「2000-2007年に開設した」が37.2%、次いで、「1987-1999年に開設した」が32.0%となっている。

	回答数	%
1987年以前に開設した	33	14.3
1987-1999年に開設した	74	32.0
2000-2007年に開設した	86	37.2
2008年以降に開設した	25	10.8
無回答	13	5.6
全体(学科数)	231	100.0



- c1 社会福祉士資格制度が創設される以前
- c2 社会福祉士資格制度の創設以降
- c3 社会福祉法・介護保険導入以降から士法改正以前
- c4 社会福祉士及び介護福祉士法の改正以降

問10 養成課程の社会福祉士養成課程の学生の教育に、主として携わっている教員数

回答のあった養成課程の社会福祉士養成課程の学生の教育に主として携わっている教員数をみると、常勤、非常勤ともに「10人以上」の割合が最も高くなっている。

	常勤※		非常勤	
	回答数	%	回答数	%
0人	1	0.4	38	16.5
1人	20	8.7	8	3.5
2人	11	4.8	9	3.9
3人	33	14.3	14	6.1
4人	17	7.4	15	6.5
5人	15	6.5	9	3.9
6人	15	6.5	10	4.3
7人	13	5.6	15	6.5
8人	17	7.4	8	3.5
9人	9	3.9	5	2.2
10人以上	75	32.5	95	41.1
無回答	5	2.2	5	2.2
全体(学科数)	231	100.0	231	100.0

※任期付専任教員を含む。

問11 2013年度の担当平均コマ数

回答のあった養成課程の教員1人当たりの担当平均コマ数は、常勤教員(A)、実習・演習科目を担当している常勤教員(B)においては、「6-7コマ未満」の割合が高くなっており、実習・演習科目を担当していない常勤教員(C)においては、「0コマ」が最も高くなっている。

	常勤教員(A)		実習・演習科目 担当の常勤教員(B)		実習・演習科目 を担当していな い常勤教員 (C)	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
0コマ	3	1.3	2	0.9	46	19.9
1コマ未満	4	1.7	6	2.6	3	1.3
1-2コマ未満	12	5.2	7	3.0	18	7.8
2-3コマ未満	11	4.8	12	5.2	15	6.5
3-4コマ未満	16	6.9	18	7.8	6	2.6
4-5コマ未満	15	6.5	14	6.1	22	9.5
5-6コマ未満	26	11.3	23	10.0	19	8.2
6-7コマ未満	46	19.9	39	16.9	31	13.4
7-8コマ未満	20	8.7	28	12.1	17	7.4
8-9コマ未満	19	8.2	18	7.8	9	3.9
9-10コマ未満	7	3.0	11	4.8	4	1.7
10コマ以上	28	12.1	29	12.6	11	4.8
無回答	24	10.4	24	10.4	30	13.0
全体(学科数)	231	100.0	231	100.0	231	100.0

※30時間＝0.5コマ

(A): 常勤教員(任期付専任教員も含む)。

(B): 相談援助実習・実習指導科目、相談援助演習科目を担当している常勤教員(任期付専任教員も含む)。

(C): 相談援助実習・実習指導科目、相談援助演習科目を担当していない常勤教員(任期付専任教員も含む)。

問13 受験資格を取得した卒業生の福祉関連分野への就職率(概ねの%)

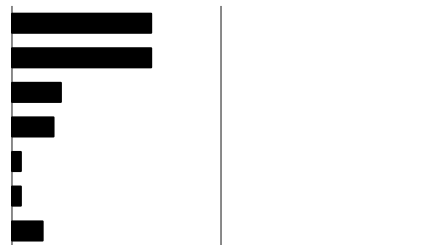
養成課程で社会福祉士の国家試験受験資格を取得し卒業生の中で、福祉関連分野(保健医療分野、シルバー産業系分野などを含む)に就職した学生の割合

回答のあった養成課程の受験資格を取得した卒業生の福祉関連分野への就職率をみると、「ほぼ全員(90%以上)および「70-80%程度」が33.3%となっている。この両方で6割以上を占めている。

	回答数	%
ほぼ全員(90%以上)	77	33.3
70-80%程度	77	33.3
50-60%程度	27	11.7
30-40%程度	23	10.0
10-20%程度	5	2.2
10%未満	5	2.2
無回答	17	7.4
全体(学科数)	231	100.0

※過去3年間の平均。

※課程の就職率が不明の場合は、学校全体の数。



Ⅱ 社会福祉士指定科目以外の関連科目について

現在開講している社会福祉の専門科目(あるいはそれに準じる科目)の中で、社会福祉士の指定科目以外で、社会福祉士の受験資格取得を目指す学生が受講するのが望ましい(必修・選択を問わず)と想定されている科目について。

※他の国家資格の科目(精神保健福祉士・介護福祉士・保育士などの指定科目)も含むが、あくまでも社会福祉士を目指す学生が受講するのが望ましいと考える科目。

※回答があった学科の関連科目のみ集計。

1-1 開講の有無

回答のあった養成課程の社会福祉士指定科目以外の関連科目の開講の有無について、「毎年開講」が94.2%であった。

	回答数	%
毎年開講	552	94.2
隔年開講	11	1.9
開講していない	0	0.0
その他	22	3.8
無回答	1	0.2
全体(科目数)	586	100.0



1-2 必修・選択

回答のあった養成課程の社会福祉士指定科目以外の関連科目の必修・選択の別について、「選択(選択必修を含む)」が82.3%であった。

	回答数	%
卒業必修	90	15.4
選択(選択必修含む)	482	82.3
無回答	14	2.4
全体(科目数)	586	100.0



※通信は非該当。

1-3 期間

回答のあった養成課程の社会福祉士指定科目以外の関連科目の開講期間について、「半期」が83.3%であった。

	回答数	%
通年	57	9.7
半期	488	83.3
集中	26	4.4
無回答	15	2.6
全体(科目数)	586	100.0



※通信は非該当。

1-4 時間数

回答のあった養成課程の社会福祉士指定科目以外の関連科目の時間数について、「30時間」が81.1%、次いで「60時間」が11.8%であった。

	回答数	%
60時間	69	11.8
30時間	475	81.1
その他	24	4.1
無回答	18	3.1
全体(科目数)	586	100.0

※90分授業1時限＝2時間で計算。

※通信は非該当。



1-5 担当職員数

回答のあった養成課程の社会福祉士指定科目以外の関連科目の担当教員数について、「1人(単独)」が77.5%であった。

	回答数	%
1人(単独)	454	77.5
2人	39	6.7
3人	16	2.7
4人	11	1.9
5人	5	0.9
6人	5	0.9
7人	3	0.5
8人	6	1.0
9人	0	0.0
10人	2	0.3
11人	7	1.2
12人	1	0.2
13人	1	0.2
14人	7	1.2
15人	1	0.2
16人	0	0.0
17人	1	0.2
18人	0	0.0
19人	0	0.0
20人	1	0.2
無回答	26	4.4
全体(科目数)	586	100.0

※通信は非該当。

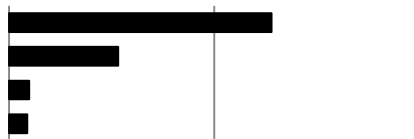
1-6 雇用形態

回答のあった養成課程の社会福祉士指定科目以外の関連科目を担当している教員の雇用形態について、「専任」が64.0%、次いで「非常勤」が26.6%であった。

	回答数	%
専任	375	64.0
非常勤	156	26.6
専任・非常勤混成	29	4.9
無回答	26	4.4
全体(科目数)	586	100.0

※「専任」には常勤の任期付教員含む。

※通信は非該当。

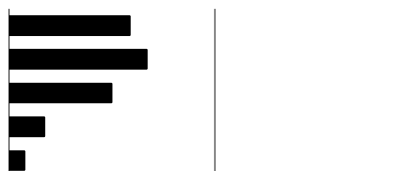


1-7 配当学年

回答のあった養成課程の社会福祉士指定科目以外の関連科目の配当学年について、「2年」が33.4%、次いで「1年」が29.4%であった。

(MA)		
	回答数	%
1年	172	29.4
2年	196	33.4
3年	146	24.9
4年	50	8.5
無回答	22	3.8
全体(科目数)	586	100.0

※通信は非該当。



1-8 配当学期

回答のあった養成課程の社会福祉士指定科目以外の関連科目の配当学期について、「前期」が43.2%、次いで「後期」が36.7%であった。

(MA)		
	回答数	%
前期	253	43.2
後期	215	36.7
集中	23	3.9
通年	64	10.9
無回答	31	5.3
全体(科目数)	586	100.0

※通信は非該当。



2 科目が社会福祉士養成に関連すると考える理由

回答のあった養成課程の社会福祉士指定科目以外の関連科目を社会福祉士養成に関連すると考える理由について、「養成校がめざす社会福祉士養成(ポリシー)に必要なだから」が53.4%であった。

(MA)

	回答数	%	
指定科目のシラバスでは内容が不十分であるから	189	32.3	
養成校がめざす社会福祉士養成(ポリシー)に必要なだから	313	53.4	
社会福祉の実践現場を学んでもらうため	136	23.2	
特定の養成課程における養成校指定を受けるため	33	5.6	
その他	82	14.0	
無回答	36	6.1	
全体(科目数)	586	100.0	

※通信は非該当。

Ⅲ 国家試験対策の現状について

※社会福祉士国家試験対策講座等について

1 外部業者に委託しない社会福祉士の国家試験対策講座等の学内での実施の有無

回答のあった養成課程の国家試験対策講座等の学内での実施の有無について、「はい(実施している)」が74.9%であった。

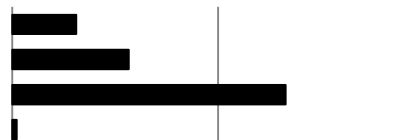
	回答数	%
はい	173	74.9
いいえ	56	24.2
無回答	2	0.9
全体(学科数)	231	100.0



2-1 外部業者に委託しない講座等の実施形態

回答のあった養成課程の国家試験対策講座等の実施形態について、「授業時間外に独立した講座を実施」が66.5%、次いで「独立した正規科目として実施」が28.3%であった。

	(SQ)	(MA)
	回答数	%
授業の一部として実施	27	15.6
独立した正規科目として実施	49	28.3
授業時間外に独立した講座を実施	115	66.5
無回答	2	1.2
全体(学科数)	173	100.0



2-2 外部業者に委託しない講座等の総時間数

回答のあった養成課程の国家試験対策講座等の総時間数について、「31-60時間」が29.5%、次いで「30時間以下」が27.2%であった。

		(SQ)
	回答数	%
30時間以下	47	27.2
31-60時間	51	29.5
61-90時間	12	6.9
91-120時間	26	15.0
121-150時間	4	2.3
151-180時間	8	4.6
181時間以上	11	6.4
無回答	14	8.1
全体	173	100.0



※90分授業1時限分=2時間

2-3 外部業者に委託しない講座等の担当教員

回答のあった養成課程の国家試験対策講座等を担当している教員について、「すべて専任教員が担当」が58.4%で、半数以上を占めている。

(SQ)			
	回答数	%	
すべて専任教員が担当	101	58.4	
すべて非常勤教員が担当	2	1.2	
担任と非常勤教員の混成	66	38.2	
無回答	4	2.3	
全体(学科数)	173	100.0	

3 講座等の対象学年

回答のあった養成課程の国家試験対策講座等の対象学年について、「4年次後期」が64.2%、次いで「4年次前期」が57.2%であった。

(SQ) (MA)			
	回答数	%	
1年次前期	6	3.5	
1年次後期	13	7.5	
1年次集中	9	5.2	
2年次前期	14	8.1	
2年次後期	19	11.0	
2年次集中	7	4.0	
3年次前期	34	19.7	
3年次後期	44	25.4	
3年次集中	11	6.4	
4年次前期	99	57.2	
4年次後期	111	64.2	
4年次集中	26	15.0	
全体(学科数)	173	100.0	

4 外部業者に委託した社会福祉士の国家試験対策講座等の実施の有無

回答のあった養成課程の外部業者に委託した国家試験対策講座等の実施の有無について、「いいえ(実施していない)」が57.6%であった。

	回答数	%	
はい	91	39.4	
いいえ	133	57.6	
無回答	7	3.0	
全体(学科数)	231	100.0	

5-1 外部業者に委託した講座等の実施形態

回答のあった養成課程の外部業者に委託した国家試験対策講座等の実施形態について、「特定の業者に委託して、学内の会場で実施している」が93.4%であった。

(SQ) (MA)			
	回答数	%	
特定の業者に委託して、学内の会場で実施している	85	93.4	■
特定の業者が実施している、学外の講座を受講させている	14	15.4	■
その他	6	6.6	■
無回答	0	0.0	
全体(学科数)	91	100.0	

5-2 外部業者に委託した講座等の費用負担

回答のあった養成課程の外部業者に委託した国家試験対策講座等の費用負担について、業者委託をして、学内で実施している場合は、「学校が一部負担」が60.0%、業者の講座を学外で受講させている場合は、「学校の負担はない(受講者が全額自己負担)」が64.3%であった。

(SQ)				
	特定の業者に委託して、学内の会場で実施している		特定の業者が実施している、学外の講座を受講させている	
	回答数	%	回答数	%
学校がすべて負担	13	15.3	0	0.0
学校が一部負担	51	60.0	5	35.7
学校の負担はない(受講者が全額自己負担)	20	23.5	9	64.3
無回答	1	1.2	0	0.0
全体(学科数)	85	100.0	14	100.0

6-1 模擬試験の実施状況

回答のあった養成課程の模擬試験の実施状況について、「学内会場で実施している」が84.0%であった。次いで、「学外の実施会場で受験させている」が22.5%であった。

(MA)			
	回答数	%	
学内会場で実施している	194	84.0	■
学外の実施会場で受験させている	52	22.5	■
自宅で受験させている	25	10.8	■
実施していない	21	9.1	■
無回答	9	3.9	■
全体(学科数)	231	100.0	

6-2 模擬試験の実施回数

回答のあった養成課程の模擬試験の実施回数について、学内会場で実施している場合は、「1回」が34.0%、学外の実施会場で受験させている場合も「1回」が71.2%、自宅で受験させている場合は、「1回」、「2回」および「3回」がそれぞれ24.0%であった。

(SQ)

	学内会場で実施している		学外の実施会場で受験させている		自宅で受験させている	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1回	66	34.0	37	71.2	6	24.0
2回	52	26.8	8	15.4	6	24.0
3回	28	14.4	1	1.9	6	24.0
4回	19	9.8	0	0.0	0	0.0
5回	12	6.2	0	0.0	1	4.0
6回	3	1.5	0	0.0	0	0.0
7回	1	0.5	0	0.0	0	0.0
8回	0	0.0	0	0.0	0	0.0
9回	0	0.0	0	0.0	0	0.0
10回	0	0.0	0	0.0	0	0.0
11回	0	0.0	0	0.0	0	0.0
無回答	11	5.7	6	11.5	6	24.0
全体(学科数)	194	100.0	52	100.0	25	100.0

6-3 模擬試験の費用負担

回答のあった養成課程の模擬試験の費用負担について、学内会場で実施、学外の実施会場で受験、自宅で受験させている場合、いずれの場合も「学校の負担はない(受講者が全額自己負担)」の割合が最も大きくなっている。

(SQ)

	学内会場で実施している		学外の実施会場で受験させている		自宅で受験させている	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
学校がすべて負担	12	6.2	3	5.8	0	0.0
学校が一部負担	44	22.7	10	19.2	4	16.0
学校の負担はない(受講者が全額自己負担)	135	69.6	39	75.0	20	80.0
無回答	3	1.5	0	0.0	1	4.0
全体(学科数)	194	100.0	52	100.0	25	100.0

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1 社会福祉事業史 | 53 発達支援論 |
| 2 社会福祉史 | 54 情報処理学習法 |
| 3 相談援助 | 55 卒業論文 |
| 4 保育相談支援 | 56 生活環境専門演習 |
| 5 社会福祉論 | 57 障害者福祉概論 |
| 6 児童家庭福祉 | 58 ケアマネジメント論 |
| 7 社会的養護 | 59 スクールソーシャルワーク |
| 8 障害児保育 | 60 生涯スポーツ概論 |
| 9 介護会論 | 61 福祉の歴史 |
| 10 特別講義 | 62 生命倫理学 |
| 11 社会福祉学入門 | 63 人間支援科学論 |
| 12 NPO | 64 コミュニケーション論 |
| 13 社会福祉史 | 65 ケアリング論 |
| 14 天理教社会福祉学 | 66 教育福祉学への招待 |
| 15 介護の理論と技術 | 67 家族社会学 |
| 16 老化と障害の理解 | 68 法学 |
| 17 社会福祉学演習Ⅰ | 69 医療ソーシャルワーク |
| 18 社会福祉学演習Ⅱ | 70 虐待とソーシャルワーク |
| 19 社会福祉学演習Ⅲ | 71 スクールソーシャルワーク |
| 20 社会学 | 72 社会福祉特講AB |
| 21 心理学ⅠⅡ | 73 福祉基礎実習 |
| 22 ボランティアとNPOの社会学 | 74 社会福祉特論1・2 |
| 23 日本国憲法 | 75 専門支援演習 |
| 24 人権と社会AB | 76 医療ソーシャルワーク論ⅠⅡ |
| 25 ケアマネジメント論 | 77 保健医療福祉概論 |
| 26 現代社会論 | 78 社会福祉史 |
| 27 生活構造論AB | 79 国際社会福祉論 |
| 28 生命倫理学 | 80 社会福祉原論 |
| 29 発達心理学AB | 81 生活構造論 |
| 30 子どもの権利と教育 | 82 社会問題論 |
| 31 社会調査法 | 83 医療カウンセリング |
| 32 ジェンダーの社会学 | 84 医療心理学 |
| 33 地域社会学 | 85 福祉環境論 |
| 34 家族社会学 | 86 社会福祉士Ⅰ |
| 35 産業社会学 | 87 社会福祉士Ⅱ |
| 36 社会的人間論 | 88 医療ソーシャルワーク論 |
| 37 障害学 | 89 社会福祉史 |
| 38 医療福祉論 | 90 国際社会福祉論 |
| 39 ボランティア論 | 91 ケアマネジメント論 |
| 40 カウンセリング法概説 | 92 生活構造論 |
| 41 家族援助論 | 93 レジデンシャルソーシャルワーク論 |
| 42 フィールワーク演習ⅠⅡ | 94 障害特性論 |
| 43 キャリアデザイン | 95 スクールソーシャルワーク論 |
| 44 ボランティア社会論 | 96 相談援助入門実習 |
| 45 社会調査実習 | 97 相談援助実践論 |
| 46 生活支援サービス論 | 98 施設ソーシャルワーク論 |
| 47 介護技術援助論 | 99 児童福祉実践論 |
| 48 社会福祉特別講義 | 100 障害者福祉実践論 |
| 49 障害者福祉サービス論 | 101 高齢者福祉実践論 |
| 50 子ども家庭福祉サービス論 | 102 スクールソーシャルワーク論 |
| 51 リハビリテーション論と介護論 | 103 相談援助入門実習 |
| 52 精神保健論 | 104 相談援助実践論 |

- 105 施設ソーシャルワーク論
- 106 児童福祉実践論
- 107 障害者福祉実践論
- 108 高齢者福祉実践論
- 109 スクールソーシャルワーク論
- 110 相談援助入門実習
- 111 相談援助実践論
- 112 施設ソーシャルワーク論
- 113 児童福祉実践論
- 114 障害者福祉実践論
- 115 高齢者福祉実践論
- 116 スクールソーシャルワーク論
- 117 事例研究ⅠⅡⅢ
- 118 障害支援論
- 119 子ども家庭支援論
- 120 ケアの原理と方法
- 121 総合福祉
- 122 医療倫理学
- 123 福祉臨床実習
- 124 介護概論
- 125 臨床心理学概説
- 126 国際医療福祉論
- 127 ボランティア論
- 128 関連職種連携論
- 129 関連職種連携ワーク
- 130 介護職員初任者研修Ⅰ～Ⅶ
- 131 生活環境論(インテリア論含む)
- 132 レクリエーションアクティビティⅠⅡ
- 133 レクリエーション理論
- 134 障害者スポーツ論
- 135 障害者スポーツ演習
- 136 社会福祉士養成演習ⅠⅡ
- 137 社会福祉士養成演習ⅠⅡ
- 138 社会福祉士養成演習ⅠⅡ
- 139 家族福祉論
- 140 社会福祉計画論
- 141 共生の福祉学
- 142 介護概論
- 143 NPO・ボランティア開発論
- 144 国際社会福祉論
- 145 教育学
- 146 保育理論
- 147 点字
- 148 手話
- 149 倫理学
- 150 情報処理
- 151 対象者の理解と支援
- 152 社会福祉の歴史
- 153 仏教福祉論
- 154 共生援助論
- 155 ジェンダー福祉論
- 156 精神保健福祉論Ⅰ
- 157 医療ソーシャルワーク論
- 158 福祉政策論
- 159 地域ボランティア研修
- 160 福祉疑似体験
- 161 地域ボランティア研修
- 162 福祉心理学演習
- 163 社会福祉学研究(ソーシャルワーク研究)
- 164 地域住環境論
- 165 福祉施設経営論
- 166 聴覚障害者のコミュニケーション
- 167 認知症ケア論
- 168 学校ソーシャルワーク論
- 169 子ども法
- 170 介護技術
- 171 家政学概論
- 172 家政学実習A
- 173 家政学実習B
- 174 福祉レクリエーション論
- 175 福祉レクリエーション援助技術
- 176 医療ソーシャルワーク論
- 177 精神保健福祉論
- 178 当事者福祉論
- 179 社会福祉思想史
- 180 貧困論
- 181 西洋社会福祉発達史
- 182 ケアマネジメント論
- 183 自治体経営論
- 184 障害児心理論
- 185 心理検査法
- 186 障害の理論と支援
- 187 社会老年学
- 188 スクールソーシャルワーク
- 189 カウンセリング法概ⅠⅡ
- 190 家族社会学ⅠⅡ
- 191 社会階層論ⅠⅡ
- 192 社会福祉倫理学
- 193 医療経営論
- 194 発達心理学ⅠⅡ
- 195 スクールソーシャルワーク実習
- 196 スクールソーシャルワーク論
- 197 スクールソーシャルワーク演習
- 198 エンパワメントアプローチ演習
- 199 スクールソーシャルワーク実習指導
- 200 社会福祉特講Ⅲ(社会福祉士基礎A)
- 201 社会福祉特講Ⅳ(社会福祉士基礎B)
- 202 社会福祉特講Ⅲ(社会福祉士基礎A)
- 203 社会福祉特講Ⅳ(社会福祉士基礎B)
- 204 社会福祉法制度1
- 205 社会福祉法制度2
- 206 福祉マネジメント論1
- 207 福祉マネジメント論2
- 208 社会的排除と貧困
- 209 ボランティア基礎講義
- 210 臨床心理学
- 211 臨床病理学の基礎
- 212 国際福祉事情
- 213 ソーシャルケア論
- 214 福祉機器工学

- 215 福祉情報工学
- 216 福祉英語
- 217 社会福祉発達史
- 218 生活経済福祉論
- 219 多文化ソーシャルワーク論
- 220 国際社会福祉実習
- 221 NPOマネジメント
- 222 海外ボランティア論
- 223 地域貢献活動実習
- 224 社会問題
- 225 社会福祉発達史
- 226 法学概論
- 227 社会福祉実習論
- 228 フィールドワーク
- 229 グループワーク論
- 230 共生とケア入門
- 231 共生の哲学
- 232 キリスト教社会福祉思想史
- 233 社会起業論
- 234 コミュニティビジネス論
- 235 NPO・NGO組織起業論
- 236 倫理思想史
- 237 死生学
- 238 ケアマネジメント論
- 239 福祉入門演習
- 240 日本国憲法
- 241 哲学
- 242 心理学
- 243 ボランティア論
- 244 NPO論
- 245 スクールソーシャルワーク論
- 246 福祉演習
- 247 キャリアデザイン(福祉貢献)
- 248 社会心理学
- 249 福祉環境論
- 250 家族援助論
- 251 福祉貢献基礎ⅠⅡ
- 252 福祉貢献研究ⅠⅡ
- 253 ソーシャルワークのための法と制度
- 254 スクールソーシャルワーク
- 255 医療福祉論
- 256 ケアマネジメント論
- 257 スポーツ福祉
- 258 企業と福祉
- 259 異文化理解
- 260 国際協力
- 261 開発ソーシャルワーク演習
- 262 国際福祉開発
- 263 ソーシャルワークと専門職
- 264 社会政策
- 265 生活問題論
- 266 家庭福祉論
- 267 市民活動論
- 268 ボランティア論
- 269 社会福祉発達史
- 270 ターミナルケア論
- 271 現代社会論Ⅰ
- 272 現代社会論Ⅱ
- 273 現在家族論Ⅰ
- 274 現在家族論Ⅱ
- 275 社会福祉学特講Ⅰ
- 276 社会福祉学特講Ⅱ
- 277 社会福祉学特講Ⅲ
- 278 社会福祉学特講Ⅳ
- 279 ボランティア論
- 280 仏教と現代社会
- 281 仏教と生命倫理
- 282 スクールソーシャルワーク論
- 283 福祉情報論
- 284 ライフサイクル論
- 285 福祉臨床論
- 286 障害者とスポーツ
- 287 特別講座(海外研修)
- 288 高齢者・障害者の心理
- 289 特別講座(介護技術演習)
- 290 家族福祉学
- 291 家族病理学
- 292 精神保健福祉論
- 293 共生社会論
- 294 生活経済学
- 295 スクールソーシャルワーク論
- 296 リハビリテーション論
- 297 ケアマネジメント論
- 298 ジェンダー論
- 299 社会問題論
- 300 福祉情報論
- 301 多文化共生と福祉
- 302 高齢者支援と福祉
- 303 障害者支援と福祉
- 304 児童・家族支援と福祉
- 305 ケアマネジメント論
- 306 福祉住環境論
- 307 社会福祉基礎
- 308 スクールソーシャルワーク論
- 309 福祉インターンシップ
- 310 医療ソーシャルワーク論
- 311 在宅福祉サービス論
- 312 社会福祉学基礎演習Ⅰ
- 313 社会福祉学基礎演習Ⅱ
- 314 社会福祉学特別演習
- 315 医療ソーシャルワーク演習
- 316 医療ソーシャルワーク論
- 317 在宅福祉サービス論
- 318 社会福祉学基礎演習Ⅰ
- 319 社会福祉学基礎演習Ⅱ
- 320 社会福祉学特別演習
- 321 医療ソーシャルワーク演習
- 322 福祉と人権
- 323 発達心理学
- 324 ボランティア活動論

- 325 医療福祉論
- 326 認知症の理解Ⅰ
- 327 認知症の理解Ⅱ
- 328 ケアマネジメント論
- 329 NPO論
- 330 福祉産業論
- 331 生命倫理学
- 332 レクリエーション論
- 333 リーダーシップ論
- 334 福祉社会基礎実習
- 335 福祉文化論
- 336 発達心理学
- 337 生命倫理概論
- 338 現代社会論
- 339 医療人類学
- 340 比較宗教学
- 341 宗教文化論
- 342 共生社会史
- 343 宗教社会学
- 344 福祉経済論
- 345 中山間地域論
- 346 文化共生論
- 347 文化人類学概論Ⅰ
- 348 社会福祉思想史
- 349 社会福祉発達史
- 350 ボランティア論
- 351 障害科学Ⅰ
- 352 障害科学Ⅱ
- 353 老年科学
- 354 キリスト教学
- 355 児童の生活と福祉
- 356 介護理論●介護技術
- 357 保健医療ソーシャルワーク論
- 358 スクールソーシャルワーク論
- 359 ソーシャルワーク演習
- 360 人間福祉特講Ⅰ
- 361 人間福祉特講Ⅱ
- 362 人間の尊厳と自立
- 363 社会福祉の歴史
- 364 子どもの理解
- 365 障害の理解
- 366 認知症の理解
- 367 社会の理解
- 368 ケアマネジメント
- 369 福祉文化論
- 370 社会福祉発達史
- 371 ケアマネジメント論
- 372 事例研究法
- 373 面接技法
- 374 社会福祉史
- 375 社会福祉特講C(医療ソーシャルワーク)
- 376 介護技術演習
- 377 人権論
- 378 司法福祉論
- 379 多文化ソーシャルワーク
- 380 社会問題
- 381 死生学
- 382 介護技術演習
- 383 福祉の歴史哲学・倫理
- 384 スクールソーシャルワーク論
- 385 社会福祉発達史ⅠおよびⅡ
- 386 学校ソーシャルワーク論ⅠおよびⅡ
- 387 学校ソーシャルワーク演習
- 388 福祉特別演習
- 389 カウンセリング概論
- 390 情報リテラシー
- 391 手話
- 392 介護技術
- 393 倫理学
- 394 社会福祉基礎講座
- 395 リハビリテーション論
- 396 点字
- 397 社会福祉入門Ⅰ
- 398 社会福祉入門Ⅱ
- 399 ケアマネジメント論
- 400 社会政策Ⅰ
- 401 社会政策Ⅱ
- 402 社会調査実習
- 403 社会調査論Ⅰ
- 404 社会調査論Ⅱ
- 405 社会統計学Ⅰ
- 406 社会統計学Ⅱ
- 407 質的データ分析法
- 408 社会福祉法制Ⅰ
- 409 社会福祉法制Ⅱ
- 410 社会福祉特講Ⅰ
- 411 社会福祉特講Ⅱ
- 412 社会福祉特講Ⅲ
- 413 社会福祉特講Ⅳ
- 414 社会福祉学概論
- 415 発達障がい論
- 416 国際福祉論
- 417 スクールソーシャルワーク論
- 418 障害者ケアマネジメント論
- 419 医療ソーシャルワーク論
- 420 社会福祉法制
- 421 保育学
- 422 女性福祉論
- 423 家族福祉論
- 424 介護技術論
- 425 福祉情報論
- 426 家族臨床心理学
- 427 発達障害論
- 428 諸外国の社会福祉Ⅰ
- 429 諸外国の社会福祉Ⅱ
- 430 家族援助論
- 431 医療ソーシャルワーク論
- 432 カウンセリング論
- 433 ソーシャルワーク特講
- 434 スクールソーシャルワーク論

- 435 医療ソーシャルワーク論
- 436 ターミナルケア論
- 437 仏教社会福祉論
- 438 社会福祉発達史
- 439 子どもの権利論
- 440 高齢者虐待論
- 441 障害者福祉特別講義
- 442 ケアマネジメント論
- 443 バリアフリー論
- 444 ジェンダーと福祉
- 445 医療福祉論
- 446 家族福祉論
- 447 女性福祉論
- 448 社会福祉法制論
- 449 社会福祉史
- 450 アサーティブトレーニング
- 451 医療ソーシャルワーク実習
- 452 多文化ソーシャルワーク
- 453 社会福祉と国際協力
- 454 社会福祉の歴史
- 455 国際社会福祉概論
- 456 社会福祉入門(ⅠⅡ)
- 457 ボランティア論
- 458 ヘルスケアシステム論
- 459 グループワーク論
- 460 国際福祉論Ⅱ
- 461 カウンセリング
- 462 発達心理学
- 463 情報システム論
- 464 カウンセリング
- 465 介護技術
- 466 国際福祉論Ⅰ
- 467 国際福祉論Ⅱ
- 468 グループワーク論
- 469 国際福祉論Ⅱ
- 470 カウンセリング
- 471 発達心理学
- 472 情報システム論
- 473 高齢者・障害者歯科学
- 474 ボランティア論
- 475 ケアマネジメント論
- 476 デスエデュケーション
- 477 カウンセリング
- 478 福祉実践論
- 479 社会福祉の考え方
- 480 社会福祉発達史A
- 481 社会福祉発達史B
- 482 社会福祉発達史C
- 483 地域ケア論
- 484 医療ソーシャルワーク論
- 485 社会福祉基礎実習
- 486 社会福祉基礎実習指導
- 487 リハビリテーション論
- 488 社会的養護
- 489 スクールソーシャルワーク演習
- 490 スクールソーシャルワーク実習指導
- 491 スクールソーシャルワーク実習
- 492 スクールソーシャルワーク論
- 493 精神保健福祉論
- 494 社会福祉事業史
- 495 児童養護論
- 496 児童養護実践論
- 497 スクールソーシャルワーク論
- 498 社会福祉発達史
- 499 社会福祉史
- 500 家族福祉論
- 501 福祉と人権
- 502 社会福祉の歴史と思想
- 503 NPO・ボランティア活動論
- 504 社会問題論
- 505 日本社会福祉史
- 506 ケアマネジメント論
- 507 福祉と協同の思想
- 508 海外フィールドワーク
- 509 減災ソーシャルワーク論・演習
- 510 ウェルビーイング学
- 511 社会福祉入門
- 512 ソーシャルワーク入門
- 513 当事者論
- 514 行政法
- 515 ソーシャルワーク基礎実習(含む、実習指導)
- 516 ソーシャルワーク応用実習(含む、実習指導)
- 517 卒業論文
- 518 精神保健学
- 519 家族福祉論
- 520 福祉臨床特別講義
- 521 国際福祉論
- 522 介護概論Ⅱ
- 523 ケアマネジメント論
- 524 人間関係とコミュニケーション
- 525 老人福祉論Ⅰ
- 526 児童福祉論Ⅱ
- 527 心理学概論
- 528 社会学
- 529 心理学
- 530 介護概論
- 531 法学
- 532 行政法
- 533 医療ソーシャルワーク
- 534 介護概論
- 535 加齢の理解
- 536 障害の理解
- 537 NPO・ボランティア活動論
- 538 社会福祉事業史
- 539 心理学概論
- 540 ボランティア論(福祉系)
- 541 生活福祉論
- 542 住まいと福祉
- 543 社会の変化と社会福祉Ⅰ
- 544 社会の変化と社会福祉Ⅱ

545 人体構造及び日常生活行動に関する理解
546 リハビリテーション論
547 医療ソーシャルワーク論
548 精神保健
549 家庭支援論
550 教育心理学
551 経済学
552 社会福祉史(西洋、日本)
553 ケアマネジメント論
554 海外福祉実習
555 キリスト教社会福祉論
556 介護技術論
557 介護概論
558 老年学
559 福祉情報処理
560 介護技術
561 スクールソーシャルワーク論
562 介護技術演習
563 仏教福祉
564 はじめての手話
565 医療福祉論
566 臨床心理学
567 臨床心理学演習
568 社会福祉史
569 国際社会福祉論
570 カウンセリング
571 ソーシャルワーク実践論
572 緩和ケア論
573 国際福祉論
574 緩和ケア論
575 国際福祉論
576 緩和ケア論
577 緩和ケア論
578 国際福祉論
579 社会福祉史
580 福祉人間学
581 社会起業論
582 基礎介護実習指導
583 長崎の福祉
584 ターミナルケア論
585 上級相談援助実習指導
586 スクールソーシャルワーク論

■調査票2

指定科目について(実習・演習科目以外)

(指定科目)

- ①人体の構造と機能及び疾病
- ②心理学理論と心理的支援
- ③社会理論と社会システム
- ④現代社会と福祉
- ⑤社会調査の基礎
- ⑥相談援助の基盤と専門職
- ⑦相談援助の理論と方法
- ⑧地域福祉の理論と方法
- ⑨福祉行財政と福祉計画
- ⑩福祉サービスの組織と経営
- ⑪社会保障
- ⑫高齢者に対する支援と介護保険制度
- ⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度
- ⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
- ⑮低所得者に対する支援と生活保護制度
- ⑯保健医療サービス
- ⑰就労支援サービス
- ⑱権利擁護と成年後見制度
- ⑲更生保護制度

集計対象 252票

1 科目の実施状況について

1 科目の名称

※異なる場合(読み替えの科目名を含む。Ⅰ、Ⅱ、A、B等で分割している場合も含む)は、科目名。

2つ以上の科目を充当している場合は、すべての科目名。

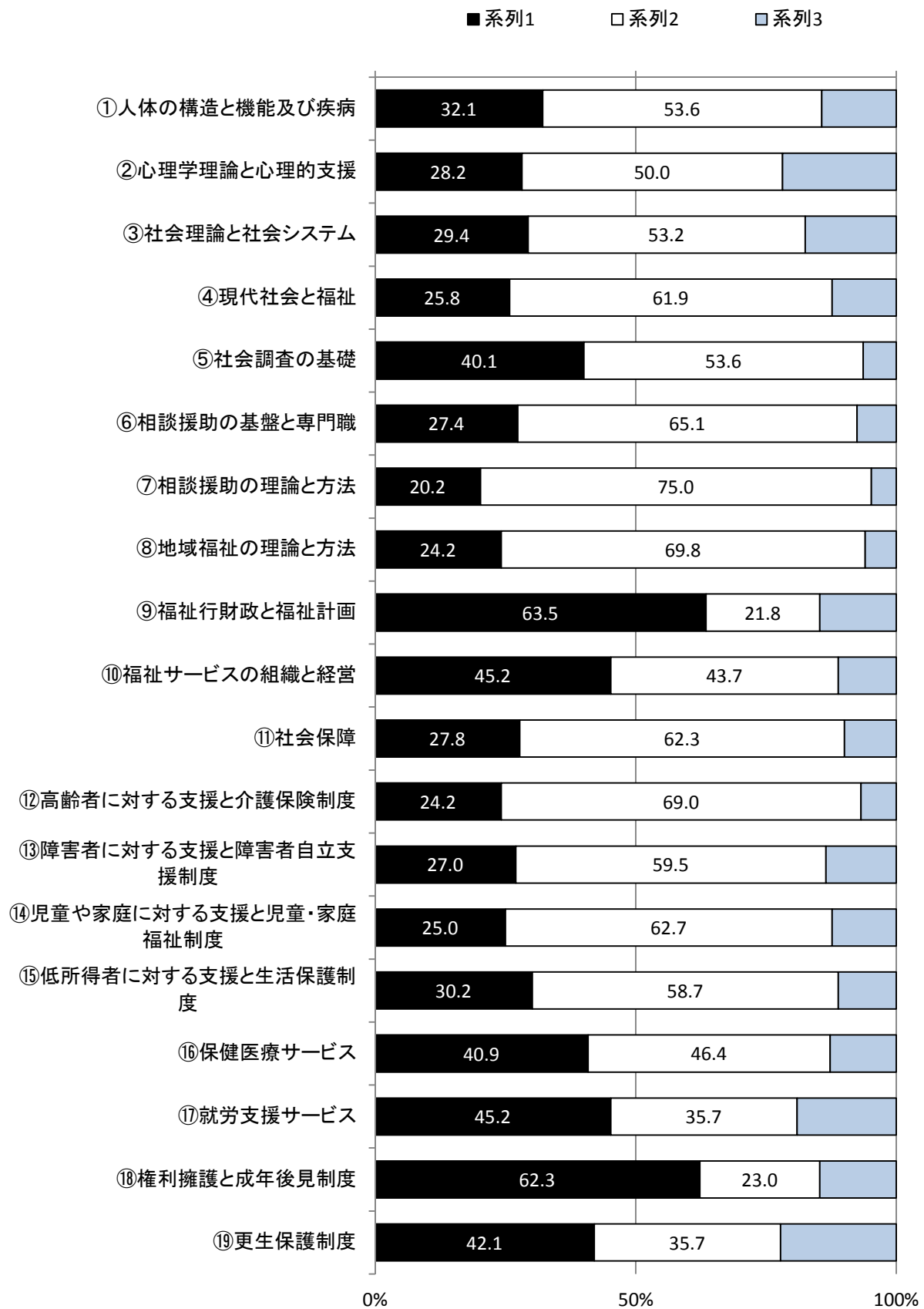
回答のあった養成課程の指定科目の名称について、「福祉行財政と福祉計画」、「福祉サービスの組織と経営」、「就労支援サービス」、「権利擁護と成年後見制度」、「更生保護制度」については、「他の名称を用いている」より「指定科目とまったく同じ科目名である」で開講していると回答した割合が高くなっている。

(回答数)

科目名	科目の名称			
	全体	指定科目とまったく同じ科目名	他の名称を用いている	無回答
①人体の構造と機能及び疾病	252	81	135	36
②心理学理論と心理的支援	252	71	126	55
③社会理論と社会システム	252	74	134	44
④現代社会と福祉	252	65	156	31
⑤社会調査の基礎	252	101	135	16
⑥相談援助の基盤と専門職	252	69	164	19
⑦相談援助の理論と方法	252	51	189	12
⑧地域福祉の理論と方法	252	61	176	15
⑨福祉行財政と福祉計画	252	160	55	37
⑩福祉サービスの組織と経営	252	114	110	28
⑪社会保障	252	70	157	25
⑫高齢者に対する支援と介護保険制度	252	61	174	17
⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度	252	68	150	34
⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	252	63	158	31
⑮低所得者に対する支援と生活保護制度	252	76	148	28
⑯保健医療サービス	252	103	117	32
⑰就労支援サービス	252	114	90	48
⑱権利擁護と成年後見制度	252	157	58	37
⑲更生保護制度	252	106	90	56

①人体の構造と機能及び疾病	100.0	32.1	53.6	14.3
②心理学理論と心理的支援	100.0	28.2	50.0	21.8
③社会理論と社会システム	100.0	29.4	53.2	17.5
④現代社会と福祉	100.0	25.8	61.9	12.3
⑤社会調査の基礎	100.0	40.1	53.6	6.3
⑥相談援助の基盤と専門職	100.0	27.4	65.1	7.5
⑦相談援助の理論と方法	100.0	20.2	75.0	4.8
⑧地域福祉の理論と方法	100.0	24.2	69.8	6.0
⑨福祉行財政と福祉計画	100.0	63.5	21.8	14.7
⑩福祉サービスの組織と経営	100.0	45.2	43.7	11.1
⑪社会保障	100.0	27.8	62.3	9.9
⑫高齢者に対する支援と介護保険制度	100.0	24.2	69.0	6.7
⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度	100.0	27.0	59.5	13.5
⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	100.0	25.0	62.7	12.3
⑮低所得者に対する支援と生活保護制度	100.0	30.2	58.7	11.1
⑯保健医療サービス	100.0	40.9	46.4	12.7
⑰就労支援サービス	100.0	45.2	35.7	19.0
⑱権利擁護と成年後見制度	100.0	62.3	23.0	14.7
⑲更生保護制度	100.0	42.1	35.7	22.2

■科目の名称



2-1 開講の有無

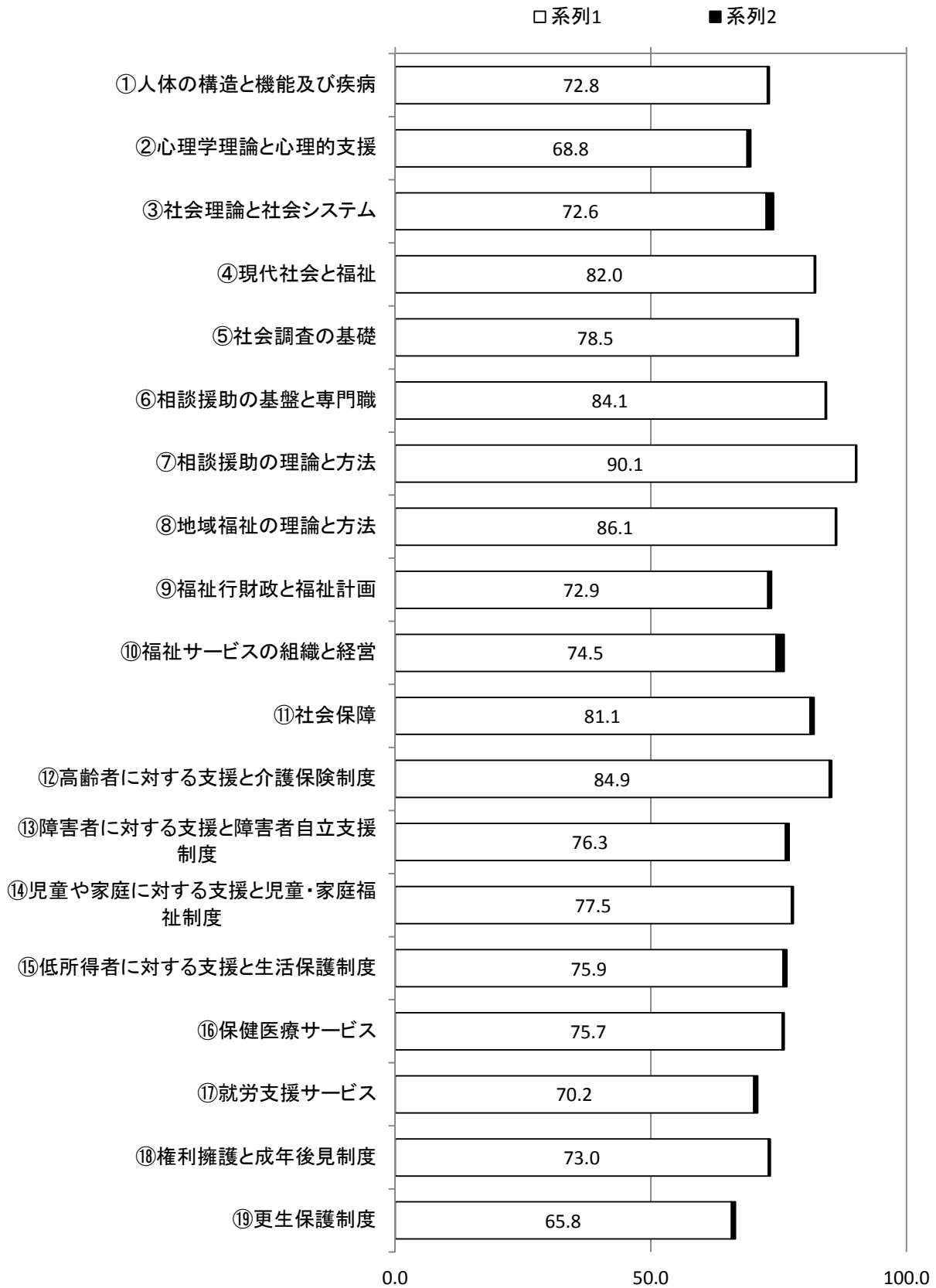
回答のあった養成課程の指定科目の開講の有無について、いずれの科目についても「毎年開講している」の割合が高くなっている。「相談援助の理論と方法」は、90.1%が毎年開講しており、19科目の中で最も割合が高くなっている。

(回答数)

科目名	開講の有無					
	全体 (開講 科目 数)	毎年開 講	隔年開 講	開講し ていな い	その他	無回答
①人体の構造と機能及び疾病	272	198	1	0	40	33
②心理学理論と心理的支援	279	192	2	6	42	37
③社会理論と社会システム	277	201	4	7	37	28
④現代社会と福祉	366	300	1	1	41	23
⑤社会調査の基礎	260	204	1	0	43	12
⑥相談援助の基盤と専門職	371	312	1	1	41	16
⑦相談援助の理論と方法	656	591	1	0	53	11
⑧地域福祉の理論と方法	381	328	1	1	42	9
⑨福祉行財政と福祉計画	273	199	2	1	40	31
⑩福祉サービスの組織と経営	255	190	4	1	40	20
⑪社会保障	371	301	3	0	47	20
⑫高齢者に対する支援と介護保険制度	404	343	2	1	45	13
⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度	283	216	2	2	37	26
⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	280	217	1	1	40	21
⑮低所得者に対する支援と生活保護制度	261	198	2	1	38	22
⑯保健医療サービス	255	193	1	2	37	22
⑰就労支援サービス	258	181	2	12	33	30
⑱権利擁護と成年後見制度	263	192	1	4	37	29
⑲更生保護制度	257	169	2	13	35	38

①人体の構造と機能及び疾病	100.0	72.8	0.4	0.0	14.7	12.1
②心理学理論と心理的支援	100.0	68.8	0.7	2.2	15.1	13.3
③社会理論と社会システム	100.0	72.6	1.4	2.5	13.4	10.1
④現代社会と福祉	100.0	82.0	0.3	0.3	11.2	6.3
⑤社会調査の基礎	100.0	78.5	0.4	0.0	16.5	4.6
⑥相談援助の基盤と専門職	100.0	84.1	0.3	0.3	11.1	4.3
⑦相談援助の理論と方法	100.0	90.1	0.2	0.0	8.1	1.7
⑧地域福祉の理論と方法	100.0	86.1	0.3	0.3	11.0	2.4
⑨福祉行財政と福祉計画	100.0	72.9	0.7	0.4	14.7	11.4
⑩福祉サービスの組織と経営	100.0	74.5	1.6	0.4	15.7	7.8
⑪社会保障	100.0	81.1	0.8	0.0	12.7	5.4
⑫高齢者に対する支援と介護保険制度	100.0	84.9	0.5	0.2	11.1	3.2
⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度	100.0	76.3	0.7	0.7	13.1	9.2
⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	100.0	77.5	0.4	0.4	14.3	7.5
⑮低所得者に対する支援と生活保護制度	100.0	75.9	0.8	0.4	14.6	8.4
⑯保健医療サービス	100.0	75.7	0.4	0.8	14.5	8.6
⑰就労支援サービス	100.0	70.2	0.8	4.7	12.8	11.6
⑱権利擁護と成年後見制度	100.0	73.0	0.4	1.5	14.1	11.0
⑲更生保護制度	100.0	65.8	0.8	5.1	13.6	14.8

■開講の有無



2-2 必修・選択

回答のあった養成課程の指定科目の必修・選択について、「現代社会と福祉」については、59.1%の養成課程が「卒業必修」にしていた。

(回答数)

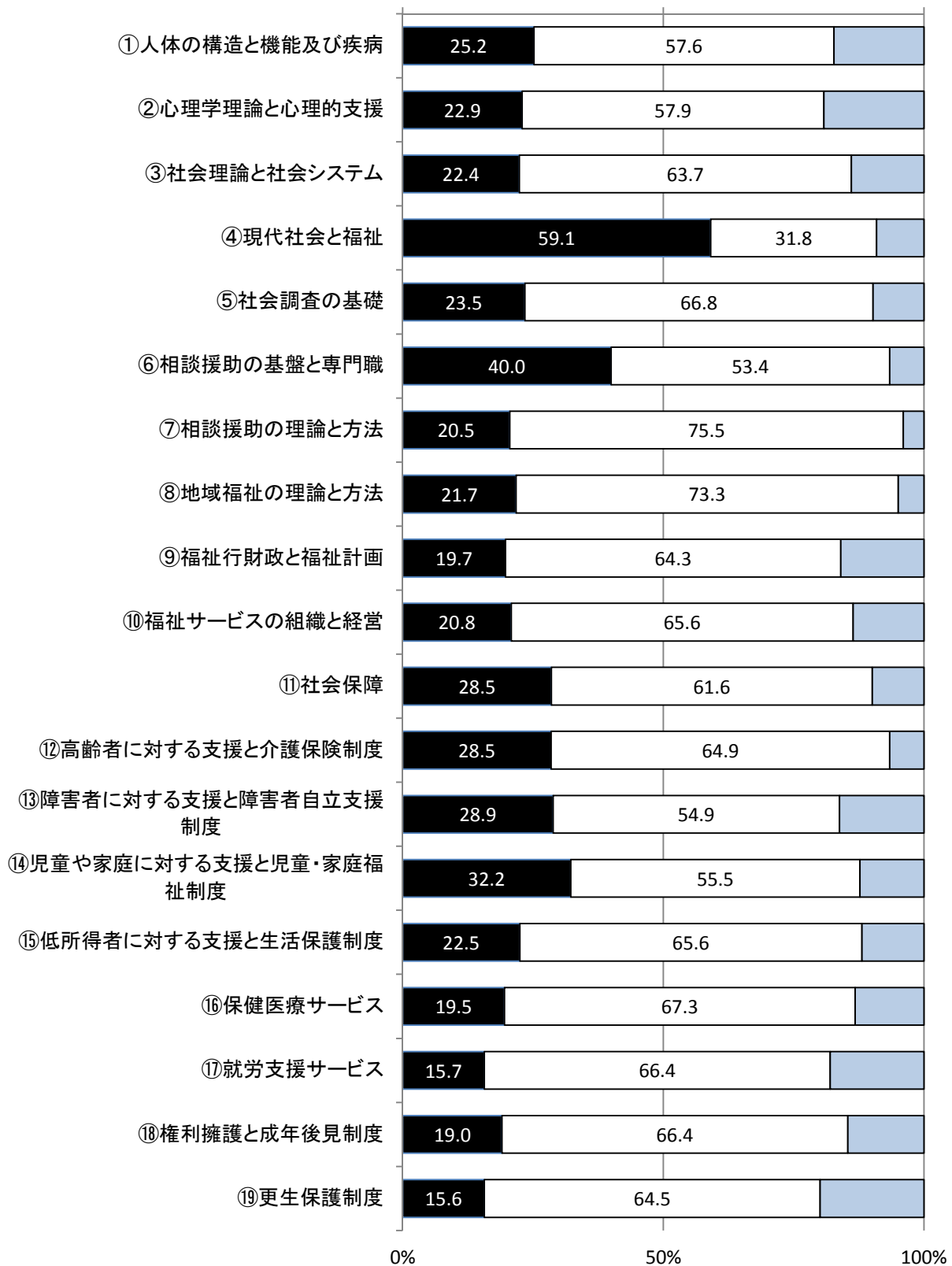
科目名	必修・選択			
	全体 (開講 科目 数)	卒業必 修	選択 (選択 必修含 む)	無回答
①人体の構造と機能及び疾病	238	60	137	41
②心理学理論と心理的支援	240	55	139	46
③社会理論と社会システム	237	53	151	33
④現代社会と福祉	330	195	105	30
⑤社会調査の基礎	226	53	151	22
⑥相談援助の基盤と専門職	335	134	179	22
⑦相談援助の理論と方法	609	125	460	24
⑧地域福祉の理論と方法	345	75	253	17
⑨福祉行財政と福祉計画	238	47	153	38
⑩福祉サービスの組織と経営	221	46	145	30
⑪社会保障	333	95	205	33
⑫高齢者に対する支援と介護保険制度	365	104	237	24
⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度	253	73	139	41
⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	245	79	136	30
⑮低所得者に対する支援と生活保護制度	227	51	149	27
⑯保健医療サービス	220	43	148	29
⑰就労支援サービス	217	34	144	39
⑱権利擁護と成年後見制度	226	43	150	33
⑲更生保護制度	211	33	136	42

(%)

①人体の構造と機能及び疾病	100.0	25.2	57.6	17.2
②心理学理論と心理的支援	100.0	22.9	57.9	19.2
③社会理論と社会システム	100.0	22.4	63.7	13.9
④現代社会と福祉	100.0	59.1	31.8	9.1
⑤社会調査の基礎	100.0	23.5	66.8	9.7
⑥相談援助の基盤と専門職	100.0	40.0	53.4	6.6
⑦相談援助の理論と方法	100.0	20.5	75.5	3.9
⑧地域福祉の理論と方法	100.0	21.7	73.3	4.9
⑨福祉行財政と福祉計画	100.0	19.7	64.3	16.0
⑩福祉サービスの組織と経営	100.0	20.8	65.6	13.6
⑪社会保障	100.0	28.5	61.6	9.9
⑫高齢者に対する支援と介護保険制度	100.0	28.5	64.9	6.6
⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度	100.0	28.9	54.9	16.2
⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	100.0	32.2	55.5	12.2
⑮低所得者に対する支援と生活保護制度	100.0	22.5	65.6	11.9
⑯保健医療サービス	100.0	19.5	67.3	13.2
⑰就労支援サービス	100.0	15.7	66.4	18.0
⑱権利擁護と成年後見制度	100.0	19.0	66.4	14.6
⑲更生保護制度	100.0	15.6	64.5	19.9

■必修・選択

■卒業必修 □選択(選択必修含む) □無回答



2-3 期間

回答のあった養成課程の指定科目の開講期間について、19科目全ての科目において、通年よりも半期の方が多くなっている。

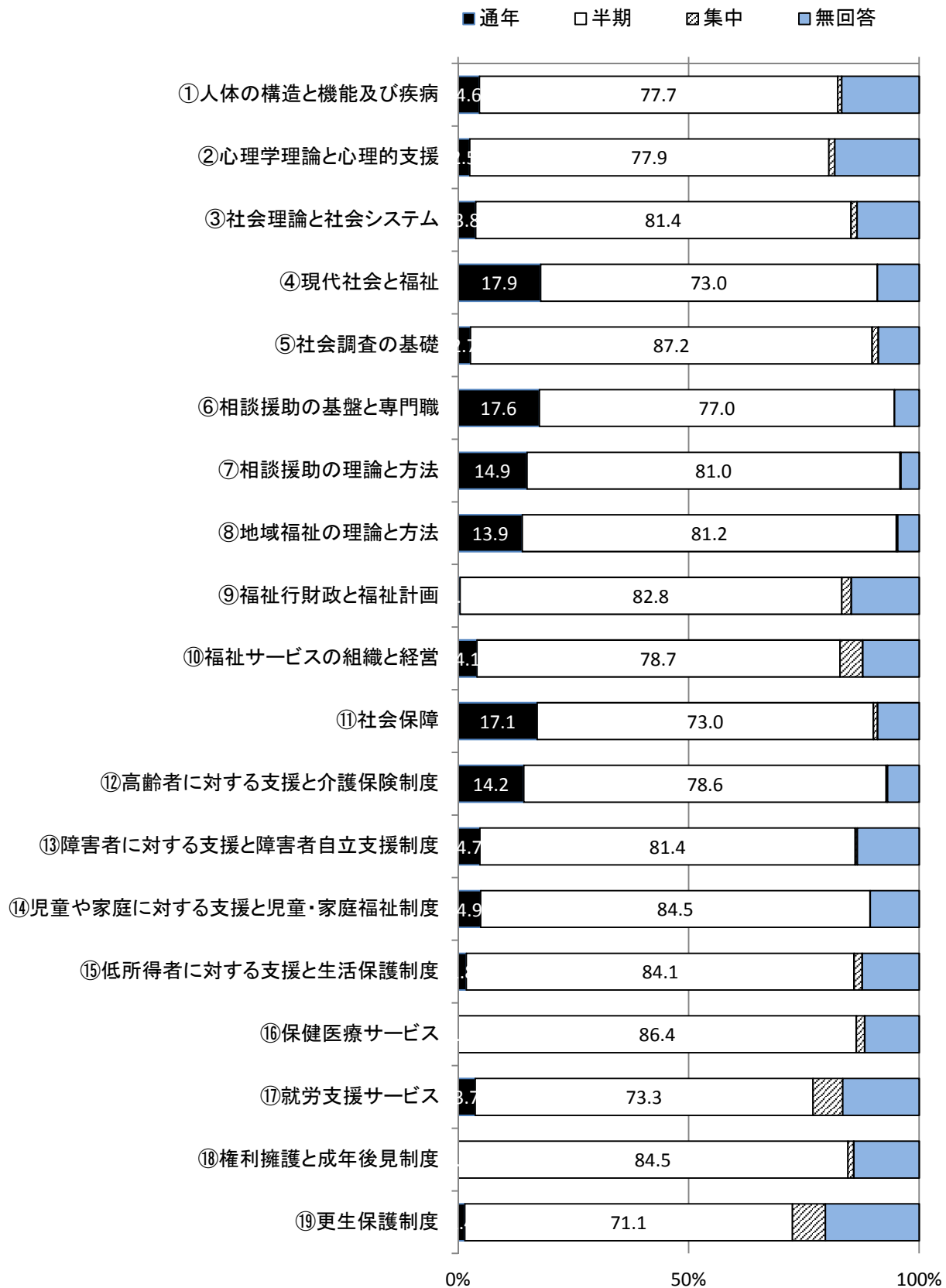
(回答数)

科目名	期間				
	全体 (開講 科目 数)	通年	半期	集中	無回答
①人体の構造と機能及び疾病	238	11	185	2	40
②心理学理論と心理的支援	240	6	187	3	44
③社会理論と社会システム	237	9	193	3	32
④現代社会と福祉	330	59	241	0	30
⑤社会調査の基礎	226	6	197	3	20
⑥相談援助の基盤と専門職	335	59	258	0	18
⑦相談援助の理論と方法	609	91	493	1	24
⑧地域福祉の理論と方法	345	48	280	1	16
⑨福祉行財政と福祉計画	238	1	197	5	35
⑩福祉サービスの組織と経営	221	9	174	11	27
⑪社会保障	333	57	243	3	30
⑫高齢者に対する支援と介護保険制度	365	52	287	1	25
⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度	253	12	206	1	34
⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	245	12	207	0	26
⑮低所得者に対する支援と生活保護制度	227	4	191	4	28
⑯保健医療サービス	220	0	190	4	26
⑰就労支援サービス	217	8	159	14	36
⑱権利擁護と成年後見制度	226	0	191	3	32
⑲更生保護制度	211	3	150	15	43

(%)

①人体の構造と機能及び疾病	100.0	4.6	77.7	0.8	16.8
②心理学理論と心理的支援	100.0	2.5	77.9	1.3	18.3
③社会理論と社会システム	100.0	3.8	81.4	1.3	13.5
④現代社会と福祉	100.0	17.9	73.0	0.0	9.1
⑤社会調査の基礎	100.0	2.7	87.2	1.3	8.8
⑥相談援助の基盤と専門職	100.0	17.6	77.0	0.0	5.4
⑦相談援助の理論と方法	100.0	14.9	81.0	0.2	3.9
⑧地域福祉の理論と方法	100.0	13.9	81.2	0.3	4.6
⑨福祉行財政と福祉計画	100.0	0.4	82.8	2.1	14.7
⑩福祉サービスの組織と経営	100.0	4.1	78.7	5.0	12.2
⑪社会保障	100.0	17.1	73.0	0.9	9.0
⑫高齢者に対する支援と介護保険制度	100.0	14.2	78.6	0.3	6.8
⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度	100.0	4.7	81.4	0.4	13.4
⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	100.0	4.9	84.5	0.0	10.6
⑮低所得者に対する支援と生活保護制度	100.0	1.8	84.1	1.8	12.3
⑯保健医療サービス	100.0	0.0	86.4	1.8	11.8
⑰就労支援サービス	100.0	3.7	73.3	6.5	16.6
⑱権利擁護と成年後見制度	100.0	0.0	84.5	1.3	14.2
⑲更生保護制度	100.0	1.4	71.1	7.1	20.4

■期間



2-4 時間数

※90分授業1時限＝2時間で計算。

回答のあった養成課程の指定科目の時間数について、いずれの科目についても「30時間」の方が「60時間」より多くなっている。

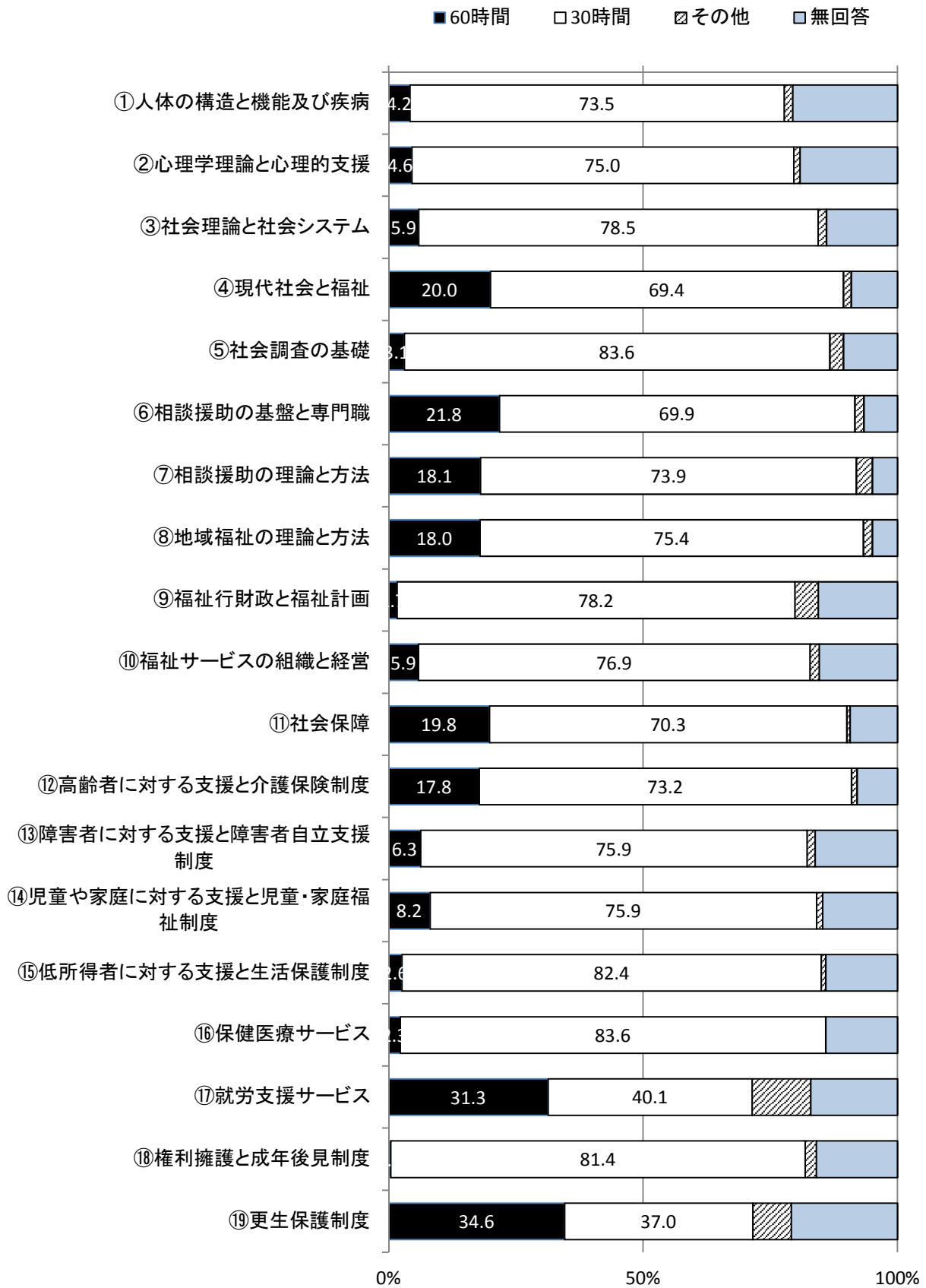
(回答数)

科目名	時間数				
	全体 (開講 科目 数)	60時間	30時間	その他	無回答
①人体の構造と機能及び疾病	238	10	175	4	49
②心理学理論と心理的支援	240	11	180	3	46
③社会理論と社会システム	237	14	186	4	33
④現代社会と福祉	330	66	229	5	30
⑤社会調査の基礎	226	7	189	6	24
⑥相談援助の基盤と専門職	335	73	234	6	22
⑦相談援助の理論と方法	609	110	450	19	30
⑧地域福祉の理論と方法	345	62	260	6	17
⑨福祉行財政と福祉計画	238	4	186	11	37
⑩福祉サービスの組織と経営	221	13	170	4	34
⑪社会保障	333	66	234	2	31
⑫高齢者に対する支援と介護保険制度	365	65	267	4	29
⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度	253	16	192	4	41
⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	245	20	186	3	36
⑮低所得者に対する支援と生活保護制度	227	6	187	2	32
⑯保健医療サービス	220	5	184	0	31
⑰就労支援サービス	217	68	87	25	37
⑱権利擁護と成年後見制度	226	1	184	5	36
⑲更生保護制度	211	73	78	16	44

(%)

①人体の構造と機能及び疾病	100.0	4.2	73.5	1.7	20.6
②心理学理論と心理的支援	100.0	4.6	75.0	1.3	19.2
③社会理論と社会システム	100.0	5.9	78.5	1.7	13.9
④現代社会と福祉	100.0	20.0	69.4	1.5	9.1
⑤社会調査の基礎	100.0	3.1	83.6	2.7	10.6
⑥相談援助の基盤と専門職	100.0	21.8	69.9	1.8	6.6
⑦相談援助の理論と方法	100.0	18.1	73.9	3.1	4.9
⑧地域福祉の理論と方法	100.0	18.0	75.4	1.7	4.9
⑨福祉行財政と福祉計画	100.0	1.7	78.2	4.6	15.5
⑩福祉サービスの組織と経営	100.0	5.9	76.9	1.8	15.4
⑪社会保障	100.0	19.8	70.3	0.6	9.3
⑫高齢者に対する支援と介護保険制度	100.0	17.8	73.2	1.1	7.9
⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度	100.0	6.3	75.9	1.6	16.2
⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	100.0	8.2	75.9	1.2	14.7
⑮低所得者に対する支援と生活保護制度	100.0	2.6	82.4	0.9	14.1
⑯保健医療サービス	100.0	2.3	83.6	0.0	14.1
⑰就労支援サービス	100.0	31.3	40.1	11.5	17.1
⑱権利擁護と成年後見制度	100.0	0.4	81.4	2.2	15.9
⑲更生保護制度	100.0	34.6	37.0	7.6	20.9

■時間数



2-5 担当教員数

回答のあった養成課程の指定科目の担当教員数について、いずれの科目についても「1人」の割合が高くなっている。また、担当教員数が「10名以上」と回答があった科目は、「人体の構造と機能及び疾病」、「心理学理論と心理的支援」、「相談援助の基盤と専門職」、「相談援助の理論と方法」、「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」、「保健医療サービス」であった。

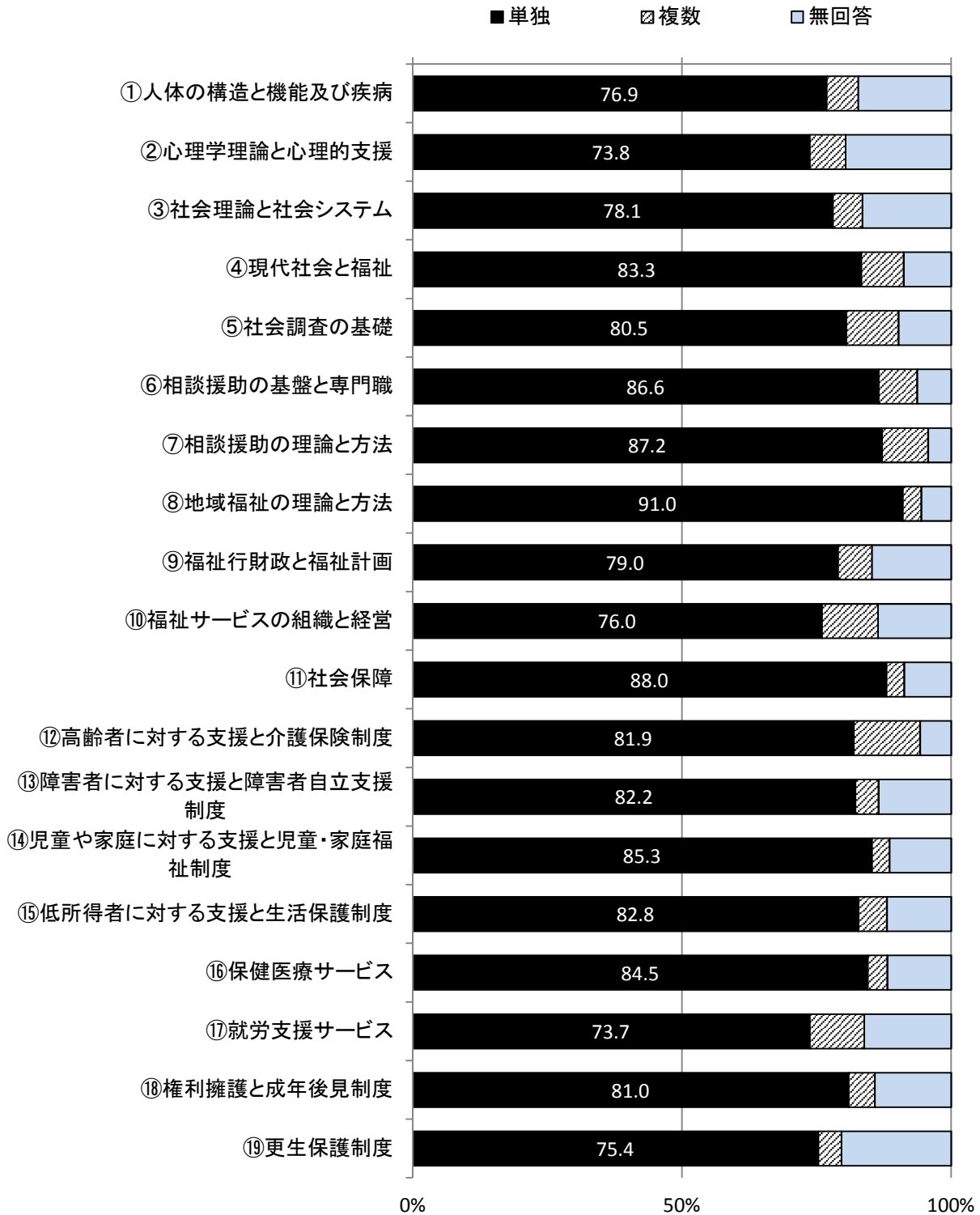
(回答数)

科目名	担当教員数											
	全体 (開講 科目 数)	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	無回答
①	238	183	4	2	1	3	0	0	0	1	3	41
②	240	177	4	6	2	0	0	2	0	0	2	47
③	237	185	8	0	5	0	0	0	0	0	0	39
④	330	275	20	2	1	1	2	0	0	0	0	29
⑤	226	182	9	9	4	0	0	0	0	0	0	22
⑥	335	290	12	4	3	3	1	0	0	0	1	21
⑦	609	531	37	2	5	2	3	2	0	0	1	26
⑧	345	314	7	2	1	2	0	0	0	0	0	19
⑨	238	188	12	3	0	0	0	0	0	0	0	35
⑩	221	168	16	2	2	0	0	0	0	3	0	30
⑪	333	293	6	1	0	3	1	0	0	0	0	29
⑫	365	299	32	6	3	4	0	0	0	0	0	21
⑬	253	208	7	3	0	0	0	0	0	0	1	34
⑭	245	209	1	6	0	0	0	1	0	0	0	28
⑮	227	188	6	6	0	0	0	0	0	0	0	27
⑯	220	186	1	5	1	0	0	0	0	0	1	26
⑰	217	160	16	4	2	0	0	0	0	0	0	35
⑱	226	183	5	0	5	0	0	0	1	0	0	32
⑲	211	159	5	4	0	0	0	0	0	0	0	43

(%)

①	100.0	76.9	1.7	0.8	0.4	1.3	0.0	0.0	0.0	0.4	1.3	17.2
②	100.0	73.8	1.7	2.5	0.8	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	0.8	19.6
③	100.0	78.1	3.4	0.0	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.5
④	100.0	83.3	6.1	0.6	0.3	0.3	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	8.8
⑤	100.0	80.5	4.0	4.0	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.7
⑥	100.0	86.6	3.6	1.2	0.9	0.9	0.3	0.0	0.0	0.0	0.3	6.3
⑦	100.0	87.2	6.1	0.3	0.8	0.3	0.5	0.3	0.0	0.0	0.2	4.3
⑧	100.0	91.0	2.0	0.6	0.3	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.5
⑨	100.0	79.0	5.0	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.7
⑩	100.0	76.0	7.2	0.9	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	0.0	13.6
⑪	100.0	88.0	1.8	0.3	0.0	0.9	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	8.7
⑫	100.0	81.9	8.8	1.6	0.8	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.8
⑬	100.0	82.2	2.8	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	13.4
⑭	100.0	85.3	0.4	2.4	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	11.4
⑮	100.0	82.8	2.6	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.9
⑯	100.0	84.5	0.5	2.3	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	11.8
⑰	100.0	73.7	7.4	1.8	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.1
⑱	100.0	81.0	2.2	0.0	2.2	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	14.2
⑲	100.0	75.4	2.4	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.4

■担当教員数



2-6 雇用形態

※「専任」には常勤の任期付教員含む。

回答のあった養成課程の指定科目の担当教員の雇用形態について、「更生保護制度」以外の科目については、「非常勤」より「専任」の方が多くなっている（「福祉サービスの組織と経営」については、同値）。

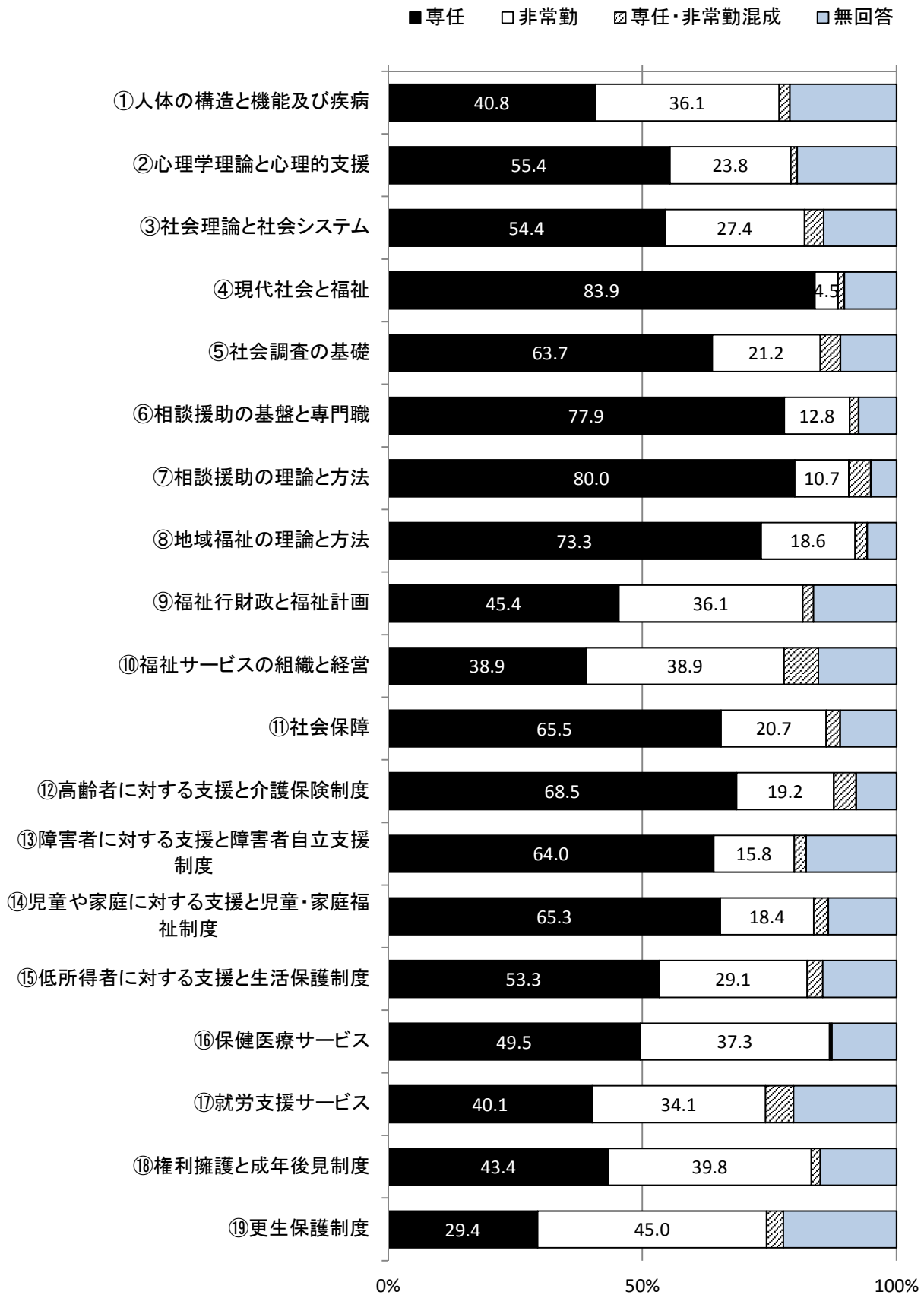
(回答数)

科目名	雇用形態				
	全体 (開講 科目 数)	専任	非常勤	専任・ 非常勤 混成	無回答
①人体の構造と機能及び疾病	238	97	86	5	50
②心理学理論と心理的支援	240	133	57	3	47
③社会理論と社会システム	237	129	65	9	34
④現代社会と福祉	330	277	15	4	34
⑤社会調査の基礎	226	144	48	9	25
⑥相談援助の基盤と専門職	335	261	43	6	25
⑦相談援助の理論と方法	609	487	65	26	31
⑧地域福祉の理論と方法	345	253	64	8	20
⑨福祉行財政と福祉計画	238	108	86	5	39
⑩福祉サービスの組織と経営	221	86	86	15	34
⑪社会保障	333	218	69	9	37
⑫高齢者に対する支援と介護保険制度	365	250	70	16	29
⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度	253	162	40	6	45
⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	245	160	45	7	33
⑮低所得者に対する支援と生活保護制度	227	121	66	7	33
⑯保健医療サービス	220	109	82	1	28
⑰就労支援サービス	217	87	74	12	44
⑱権利擁護と成年後見制度	226	98	90	4	34
⑲更生保護制度	211	62	95	7	47

(%)

①人体の構造と機能及び疾病	100.0	40.8	36.1	2.1	21.0
②心理学理論と心理的支援	100.0	55.4	23.8	1.3	19.6
③社会理論と社会システム	100.0	54.4	27.4	3.8	14.3
④現代社会と福祉	100.0	83.9	4.5	1.2	10.3
⑤社会調査の基礎	100.0	63.7	21.2	4.0	11.1
⑥相談援助の基盤と専門職	100.0	77.9	12.8	1.8	7.5
⑦相談援助の理論と方法	100.0	80.0	10.7	4.3	5.1
⑧地域福祉の理論と方法	100.0	73.3	18.6	2.3	5.8
⑨福祉行財政と福祉計画	100.0	45.4	36.1	2.1	16.4
⑩福祉サービスの組織と経営	100.0	38.9	38.9	6.8	15.4
⑪社会保障	100.0	65.5	20.7	2.7	11.1
⑫高齢者に対する支援と介護保険制度	100.0	68.5	19.2	4.4	7.9
⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度	100.0	64.0	15.8	2.4	17.8
⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	100.0	65.3	18.4	2.9	13.5
⑮低所得者に対する支援と生活保護制度	100.0	53.3	29.1	3.1	14.5
⑯保健医療サービス	100.0	49.5	37.3	0.5	12.7
⑰就労支援サービス	100.0	40.1	34.1	5.5	20.3
⑱権利擁護と成年後見制度	100.0	43.4	39.8	1.8	15.0
⑲更生保護制度	100.0	29.4	45.0	3.3	22.3

■雇用形態



2-7 配当学年

回答のあった養成課程の指定科目の配当学年について、1年生では、「心理学理論と心理的支援」(70.8%)、「社会学理論と社会システム」(65.4%)の順となっており、2年生では、「社会保障」(57.4%)、「地域福祉の理論と方法」(55.7%)の順になっている。また、3年生では、「福祉サービスの組織と経営」(51.6%)がもっとも高くなっており、4年生でも「福祉サービスの組織と経営」(9.0%)がもっとも高くなっている。

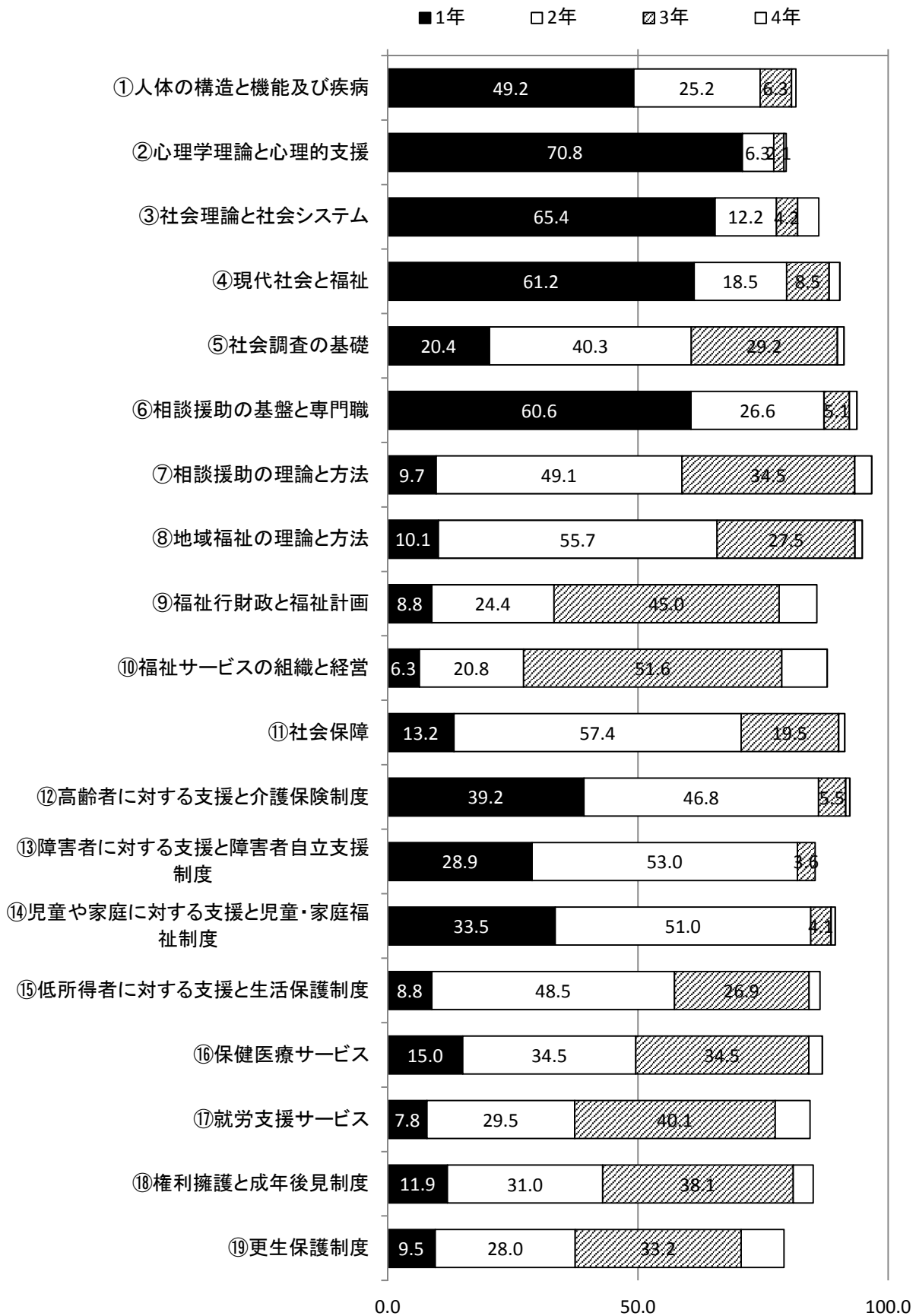
(回答数)

科目名	配当学年					
	全体 (開講 科目 数)	1年	2年	3年	4年	無回答
①人体の構造と機能及び疾病	238	117	60	15	2	44
②心理学理論と心理的支援	240	170	15	5	1	49
③社会理論と社会システム	237	155	29	10	10	33
④現代社会と福祉	330	202	61	28	7	32
⑤社会調査の基礎	226	46	91	66	3	20
⑥相談援助の基盤と専門職	335	203	89	17	5	21
⑦相談援助の理論と方法	609	59	299	210	21	20
⑧地域福祉の理論と方法	345	35	192	95	5	18
⑨福祉行財政と福祉計画	238	21	58	107	18	34
⑩福祉サービスの組織と経営	221	14	46	114	20	27
⑪社会保障	333	44	191	65	4	29
⑫高齢者に対する支援と介護保険制度	365	143	171	20	3	28
⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度	253	73	134	9	0	37
⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	245	82	125	10	2	26
⑮低所得者に対する支援と生活保護制度	227	20	110	61	5	31
⑯保健医療サービス	220	33	76	76	6	29
⑰就労支援サービス	217	17	64	87	15	34
⑱権利擁護と成年後見制度	226	27	70	86	9	34
⑲更生保護制度	211	20	59	70	18	44

(%)

①人体の構造と機能及び疾病	100.0	49.2	25.2	6.3	0.8	18.5
②心理学理論と心理的支援	100.0	70.8	6.3	2.1	0.4	20.4
③社会理論と社会システム	100.0	65.4	12.2	4.2	4.2	13.9
④現代社会と福祉	100.0	61.2	18.5	8.5	2.1	9.7
⑤社会調査の基礎	100.0	20.4	40.3	29.2	1.3	8.8
⑥相談援助の基盤と専門職	100.0	60.6	26.6	5.1	1.5	6.3
⑦相談援助の理論と方法	100.0	9.7	49.1	34.5	3.4	3.3
⑧地域福祉の理論と方法	100.0	10.1	55.7	27.5	1.4	5.2
⑨福祉行財政と福祉計画	100.0	8.8	24.4	45.0	7.6	14.3
⑩福祉サービスの組織と経営	100.0	6.3	20.8	51.6	9.0	12.2
⑪社会保障	100.0	13.2	57.4	19.5	1.2	8.7
⑫高齢者に対する支援と介護保険制度	100.0	39.2	46.8	5.5	0.8	7.7
⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度	100.0	28.9	53.0	3.6	0.0	14.6
⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	100.0	33.5	51.0	4.1	0.8	10.6
⑮低所得者に対する支援と生活保護制度	100.0	8.8	48.5	26.9	2.2	13.7
⑯保健医療サービス	100.0	15.0	34.5	34.5	2.7	13.2
⑰就労支援サービス	100.0	7.8	29.5	40.1	6.9	15.7
⑱権利擁護と成年後見制度	100.0	11.9	31.0	38.1	4.0	15.0
⑲更生保護制度	100.0	9.5	28.0	33.2	8.5	20.9

■配当学年



2-8 配当学期

回答のあった養成課程の指定科目の配当学期について、「更生保護制度」(6.6%)、「就労支援サービス」(6.0%)については、集中で開講されている割合が高くなっている。また、「相談援助の基盤と専門職」(14.0%)、「現代社会と福祉」(13.0%)については、通年で開講されている割合が高くなっている。

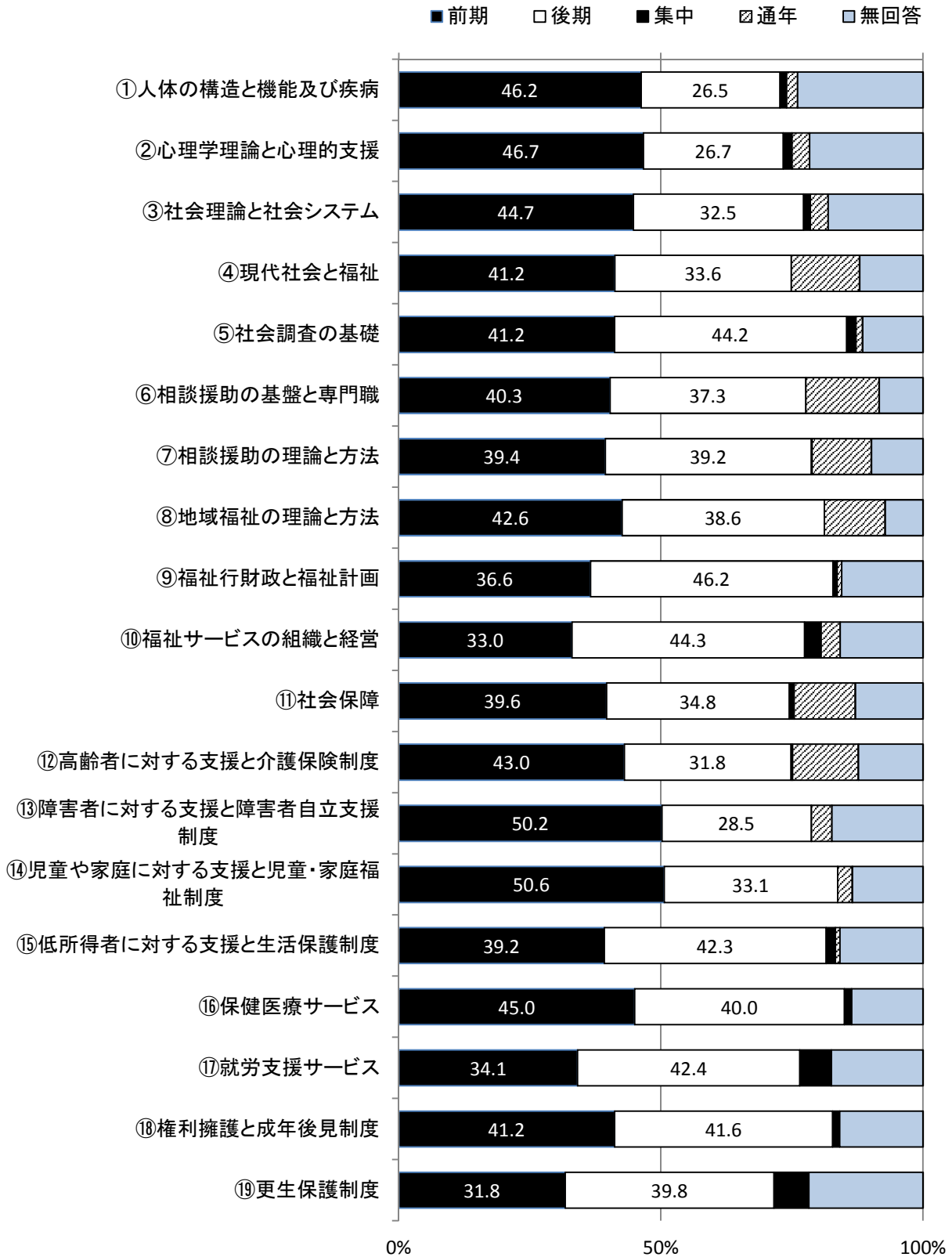
(回答数)

科目名	配当学期					
	全体 (開講 科目 数)	前期	後期	集中	通年	無回答
①人体の構造と機能及び疾病	238	110	63	3	5	57
②心理学理論と心理的支援	240	112	64	4	8	52
③社会理論と社会システム	237	106	77	3	8	43
④現代社会と福祉	330	136	111	0	43	40
⑤社会調査の基礎	226	93	100	4	3	26
⑥相談援助の基盤と専門職	335	135	125	0	47	28
⑦相談援助の理論と方法	609	240	239	1	69	60
⑧地域福祉の理論と方法	345	147	133	0	40	25
⑨福祉行財政と福祉計画	238	87	110	2	2	37
⑩福祉サービスの組織と経営	221	73	98	7	8	35
⑪社会保障	333	132	116	3	39	43
⑫高齢者に対する支援と介護保険制度	365	157	116	1	46	45
⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度	253	127	72	0	10	44
⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	245	124	81	0	7	33
⑮低所得者に対する支援と生活保護制度	227	89	96	4	2	36
⑯保健医療サービス	220	99	88	3	0	30
⑰就労支援サービス	217	74	92	13	0	38
⑱権利擁護と成年後見制度	226	93	94	3	0	36
⑲更生保護制度	211	67	84	14	0	46

(%)

①人体の構造と機能及び疾病	100.0	46.2	26.5	1.3	2.1	23.9
②心理学理論と心理的支援	100.0	46.7	26.7	1.7	3.3	21.7
③社会理論と社会システム	100.0	44.7	32.5	1.3	3.4	18.1
④現代社会と福祉	100.0	41.2	33.6	0.0	13.0	12.1
⑤社会調査の基礎	100.0	41.2	44.2	1.8	1.3	11.5
⑥相談援助の基盤と専門職	100.0	40.3	37.3	0.0	14.0	8.4
⑦相談援助の理論と方法	100.0	39.4	39.2	0.2	11.3	9.9
⑧地域福祉の理論と方法	100.0	42.6	38.6	0.0	11.6	7.2
⑨福祉行財政と福祉計画	100.0	36.6	46.2	0.8	0.8	15.5
⑩福祉サービスの組織と経営	100.0	33.0	44.3	3.2	3.6	15.8
⑪社会保障	100.0	39.6	34.8	0.9	11.7	12.9
⑫高齢者に対する支援と介護保険制度	100.0	43.0	31.8	0.3	12.6	12.3
⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度	100.0	50.2	28.5	0.0	4.0	17.4
⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	100.0	50.6	33.1	0.0	2.9	13.5
⑮低所得者に対する支援と生活保護制度	100.0	39.2	42.3	1.8	0.9	15.9
⑯保健医療サービス	100.0	45.0	40.0	1.4	0.0	13.6
⑰就労支援サービス	100.0	34.1	42.4	6.0	0.0	17.5
⑱権利擁護と成年後見制度	100.0	41.2	41.6	1.3	0.0	15.9
⑲更生保護制度	100.0	31.8	39.8	6.6	0.0	21.8

■配当学期



3 授業の調整の有無 (SQ)

※担当教員が複数の科目のみ集計。

※授業内容の重複の回避や教員間役割分担など。

回答のあった養成課程の指定科目の授業において、担当者間で調整をしているかどうかについて、教員間で調整している割合が高い科目は、「相談援助の基盤と専門職」(89.5%)、「人体の構造と機能及び疾病」(85.7%)であった。調整は必要だと思うが、していない割合が高い科目は、「社会保障」(30.0%)、調整は必要ないのでしていない割合が高い科目は、「地域福祉の理論と方法」(50.0%)であった。

(回答数)

科目名	授業の調整の有無				
	全体	教員間で調整している	調整は必要だと思うが、していない	調整は必要ないので、していない	無回答
①人体の構造と機能及び疾病	14	12	0	2	0
②心理学理論と心理的支援	12	7	0	5	0
③社会理論と社会システム	12	9	0	2	1
④現代社会と福祉	22	15	2	5	0
⑤社会調査の基礎	21	16	1	2	2
⑥相談援助の基盤と専門職	19	17	0	0	2
⑦相談援助の理論と方法	37	29	4	2	2
⑧地域福祉の理論と方法	10	4	1	5	0
⑨福祉行財政と福祉計画	15	7	0	0	8
⑩福祉サービスの組織と経営	21	17	1	3	0
⑪社会保障	10	3	3	4	0
⑫高齢者に対する支援と介護保険制度	40	33	3	1	3
⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度	10	5	0	3	2
⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	8	2	0	4	2
⑮低所得者に対する支援と生活保護制度	12	7	0	5	0
⑯保健医療サービス	31	3	0	4	24
⑰就労支援サービス	22	14	0	4	4
⑱権利擁護と成年後見制度	11	5	1	4	1
⑲更生保護制度	10	2	0	3	5

(%)

①人体の構造と機能及び疾病	100.0	85.7	0.0	14.3	0.0
②心理学理論と心理的支援	100.0	58.3	0.0	41.7	0.0
③社会理論と社会システム	100.0	75.0	0.0	16.7	8.3
④現代社会と福祉	100.0	68.2	9.1	22.7	0.0
⑤社会調査の基礎	100.0	76.2	4.8	9.5	9.5
⑥相談援助の基盤と専門職	100.0	89.5	0.0	0.0	10.5
⑦相談援助の理論と方法	100.0	78.4	10.8	5.4	5.4
⑧地域福祉の理論と方法	100.0	40.0	10.0	50.0	0.0
⑨福祉行財政と福祉計画	100.0	46.7	0.0	0.0	53.3
⑩福祉サービスの組織と経営	100.0	81.0	4.8	14.3	0.0
⑪社会保障	100.0	30.0	30.0	40.0	0.0
⑫高齢者に対する支援と介護保険制度	100.0	82.5	7.5	2.5	7.5
⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度	100.0	50.0	0.0	30.0	20.0
⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	100.0	25.0	0.0	50.0	25.0
⑮低所得者に対する支援と生活保護制度	100.0	58.3	0.0	41.7	0.0
⑯保健医療サービス	100.0	9.7	0.0	12.9	77.4
⑰就労支援サービス	100.0	63.6	0.0	18.2	18.2
⑱権利擁護と成年後見制度	100.0	45.5	9.1	36.4	9.1
⑲更生保護制度	100.0	20.0	0.0	30.0	50.0

4 教科書の指定

※複数の科目が該当している場合、あるいは複数の教員が担当している場合は、1科目でも、あるいは1人の教員でも指定している場合には、「している」で回答。

回答のあった養成課程の指定科目の授業において、教科書の指定をしているかどうかについて、指定している割合が高い科目は、「相談援助の理論と方法」(83.7%)、「高齢者に対する支援と介護保険制度」(81.7%)、「地域福祉の理論と方法」(80.9%)の順であった。

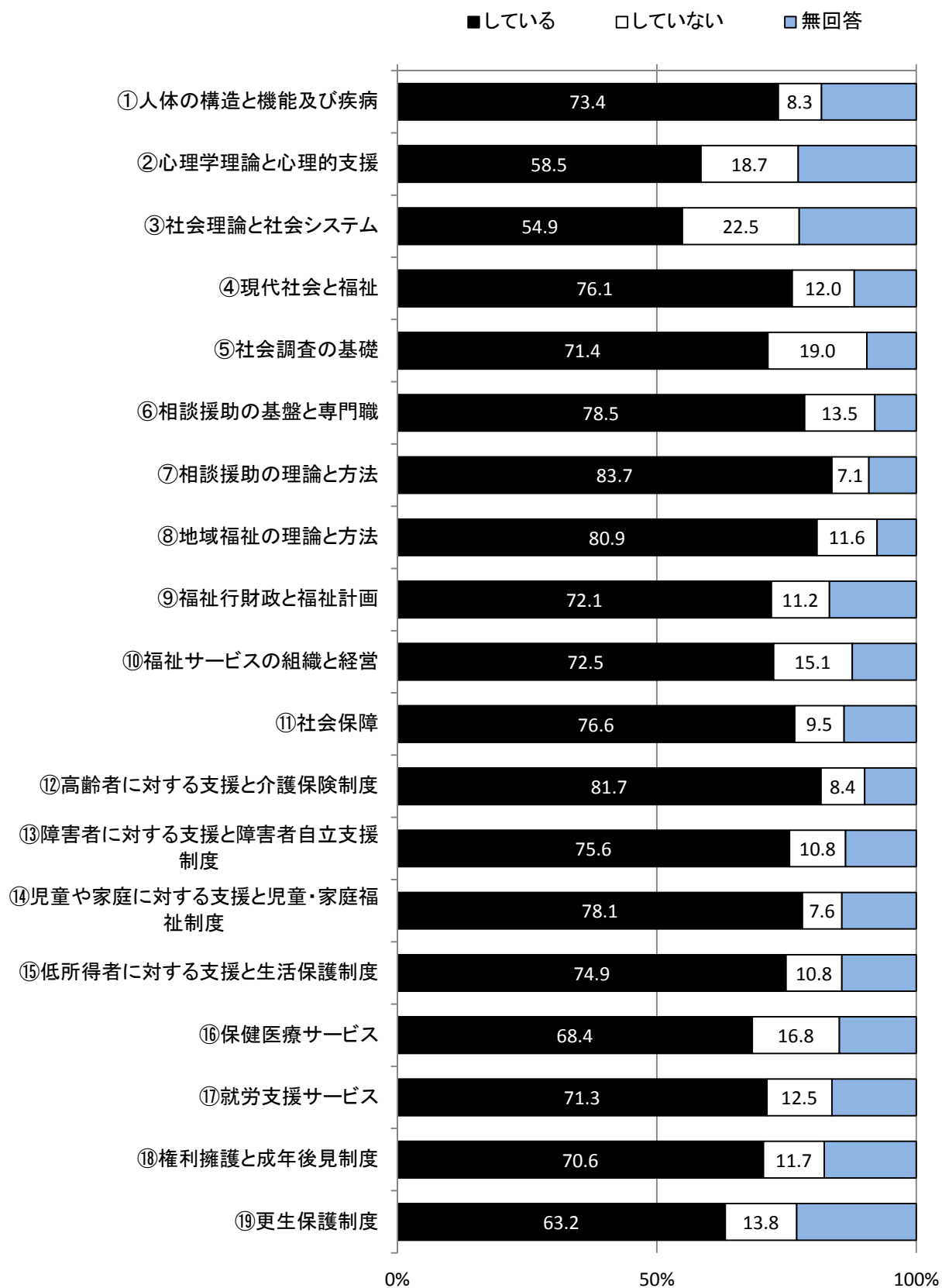
(回答数)

科目名	教科書の指定			
	全体	している	していない	無回答
①人体の構造と機能及び疾病	252	185	21	46
②心理学理論と心理的支援	246	144	46	56
③社会理論と社会システム	244	134	55	55
④現代社会と福祉	251	191	30	30
⑤社会調査の基礎	252	180	48	24
⑥相談援助の基盤と専門職	251	197	34	20
⑦相談援助の理論と方法	252	211	18	23
⑧地域福祉の理論と方法	251	203	29	19
⑨福祉行政と福祉計画	251	181	28	42
⑩福祉サービスの組織と経営	251	182	38	31
⑪社会保障	252	193	24	35
⑫高齢者に対する支援と介護保険制度	251	205	21	25
⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度	250	189	27	34
⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	251	196	19	36
⑮低所得者に対する支援と生活保護制度	251	188	27	36
⑯保健医療サービス	250	171	42	37
⑰就労支援サービス	240	171	30	39
⑱権利擁護と成年後見制度	248	175	29	44
⑲更生保護制度	239	151	33	55

(%)

①人体の構造と機能及び疾病	100.0	73.4	8.3	18.3
②心理学理論と心理的支援	100.0	58.5	18.7	22.8
③社会理論と社会システム	100.0	54.9	22.5	22.5
④現代社会と福祉	100.0	76.1	12.0	12.0
⑤社会調査の基礎	100.0	71.4	19.0	9.5
⑥相談援助の基盤と専門職	100.0	78.5	13.5	8.0
⑦相談援助の理論と方法	100.0	83.7	7.1	9.1
⑧地域福祉の理論と方法	100.0	80.9	11.6	7.6
⑨福祉行政と福祉計画	100.0	72.1	11.2	16.7
⑩福祉サービスの組織と経営	100.0	72.5	15.1	12.4
⑪社会保障	100.0	76.6	9.5	13.9
⑫高齢者に対する支援と介護保険制度	100.0	81.7	8.4	10.0
⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度	100.0	75.6	10.8	13.6
⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	100.0	78.1	7.6	14.3
⑮低所得者に対する支援と生活保護制度	100.0	74.9	10.8	14.3
⑯保健医療サービス	100.0	68.4	16.8	14.8
⑰就労支援サービス	100.0	71.3	12.5	16.3
⑱権利擁護と成年後見制度	100.0	70.6	11.7	17.7
⑲更生保護制度	100.0	63.2	13.8	23.0

■教科書の指定



5 社会福祉士国家試験の指定科目としての必要性

回答のあった養成課程において、各科目が社会福祉士の指定科目としてどの程度必要かどうか考えているのかについて、必要だと思う割合が高い科目は、「相談援助の理論と方法」(86.1%)、「高齢者に対する支援と介護保険制度」(84.1%)の順であった。

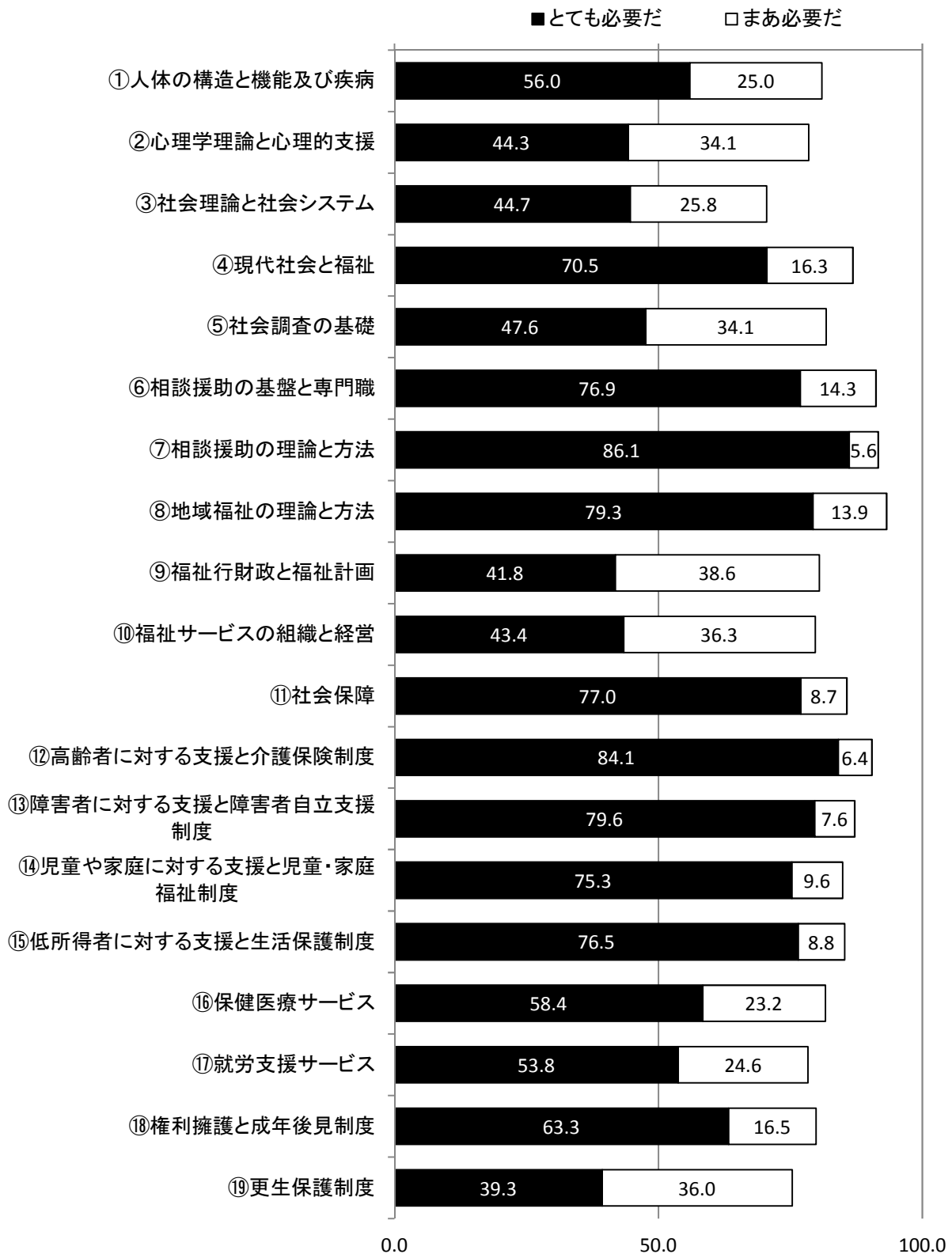
(回答数)

科目名	指定科目としての必要性					
	全体	とても必要だ	まあ必要だ	あまり必要でない	ほとんど必要でない	無回答
①人体の構造と機能及び疾病	252	141	63	1	0	47
②心理学理論と心理的支援	246	109	84	1	0	52
③社会理論と社会システム	244	109	63	14	3	55
④現代社会と福祉	251	177	41	0	1	32
⑤社会調査の基礎	252	120	86	19	1	26
⑥相談援助の基盤と専門職	251	193	36	1	0	21
⑦相談援助の理論と方法	252	217	14	0	0	21
⑧地域福祉の理論と方法	251	199	35	0	0	17
⑨福祉行財政と福祉計画	251	105	97	7	0	42
⑩福祉サービスの組織と経営	251	109	91	14	4	33
⑪社会保障	252	194	22	1	0	35
⑫高齢者に対する支援と介護保険制度	251	211	16	1	0	23
⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度	250	199	19	0	0	32
⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	251	189	24	0	0	38
⑮低所得者に対する支援と生活保護制度	251	192	22	2	0	35
⑯保健医療サービス	250	146	58	9	0	37
⑰就労支援サービス	240	129	59	10	0	42
⑱権利擁護と成年後見制度	248	157	41	1	0	49
⑲更生保護制度	239	94	86	3	0	56

(%)

①人体の構造と機能及び疾病	100.0	56.0	25.0	0.4	0.0	18.7
②心理学理論と心理的支援	100.0	44.3	34.1	0.4	0.0	21.1
③社会理論と社会システム	100.0	44.7	25.8	5.7	1.2	22.5
④現代社会と福祉	100.0	70.5	16.3	0.0	0.4	12.7
⑤社会調査の基礎	100.0	47.6	34.1	7.5	0.4	10.3
⑥相談援助の基盤と専門職	100.0	76.9	14.3	0.4	0.0	8.4
⑦相談援助の理論と方法	100.0	86.1	5.6	0.0	0.0	8.3
⑧地域福祉の理論と方法	100.0	79.3	13.9	0.0	0.0	6.8
⑨福祉行財政と福祉計画	100.0	41.8	38.6	2.8	0.0	16.7
⑩福祉サービスの組織と経営	100.0	43.4	36.3	5.6	1.6	13.1
⑪社会保障	100.0	77.0	8.7	0.4	0.0	13.9
⑫高齢者に対する支援と介護保険制度	100.0	84.1	6.4	0.4	0.0	9.2
⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度	100.0	79.6	7.6	0.0	0.0	12.8
⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	100.0	75.3	9.6	0.0	0.0	15.1
⑮低所得者に対する支援と生活保護制度	100.0	76.5	8.8	0.8	0.0	13.9
⑯保健医療サービス	100.0	58.4	23.2	3.6	0.0	14.8
⑰就労支援サービス	100.0	53.8	24.6	4.2	0.0	17.5
⑱権利擁護と成年後見制度	100.0	63.3	16.5	0.4	0.0	19.8
⑲更生保護制度	100.0	39.3	36.0	1.3	0.0	23.4

■社会福祉士国家試験の指定科目としての必要性



Ⅱ 教育の現状について

設問 「『厚生労働省による教育に含むべき事項』は、社会福祉士養成のために、どの程度重要だとお考えですか」

設問 「『厚生労働省による教育に含むべき事項』を教えるために、どの程度授業で時間を費やしていますか」

①人体の構造と機能及び疾病

※重要性

教育に含むべき事項の重要性について、とても重要だと思う割合が高いのは、「疾病と障害の概要」(50.8%)、「心身機能と身体構造の概要」(46.4%)の順であった。

(回答数)

①人体の構造と機能及び疾病	重要性					
	全体	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない	無回答
人間の成長・発達	252	75	124	7	0	46
心身機能と身体構造の概要	252	117	89	1	0	45
国際生活機能分類(ICF)の基本的考え方と概要	252	81	103	19	2	47
健康の捉え方	252	83	112	11	0	46
疾病と障害の概要	252	128	76	3	0	45
リハビリテーションの概要	252	63	127	14	1	47

(%)

人間の成長・発達	100.0	29.8	49.2	2.8	0.0	18.3
心身機能と身体構造の概要	100.0	46.4	35.3	0.4	0.0	17.9
国際生活機能分類(ICF)の基本的考え方と概要	100.0	32.1	40.9	7.5	0.8	18.7
健康の捉え方	100.0	32.9	44.4	4.4	0.0	18.3
疾病と障害の概要	100.0	50.8	30.2	1.2	0.0	17.9
リハビリテーションの概要	100.0	25.0	50.4	5.6	0.4	18.7

①人体の構造と機能及び疾病

※費やしている時間数

教育に含むべき事項を教授するためにどの程度授業で時間を費やしているかについて、かなり時間を費やしている割合が高いのは、「疾病と障害の概要」(47.5%)、「心身機能と身体構造の概要」(43.4%)の順であった。

(回答数)

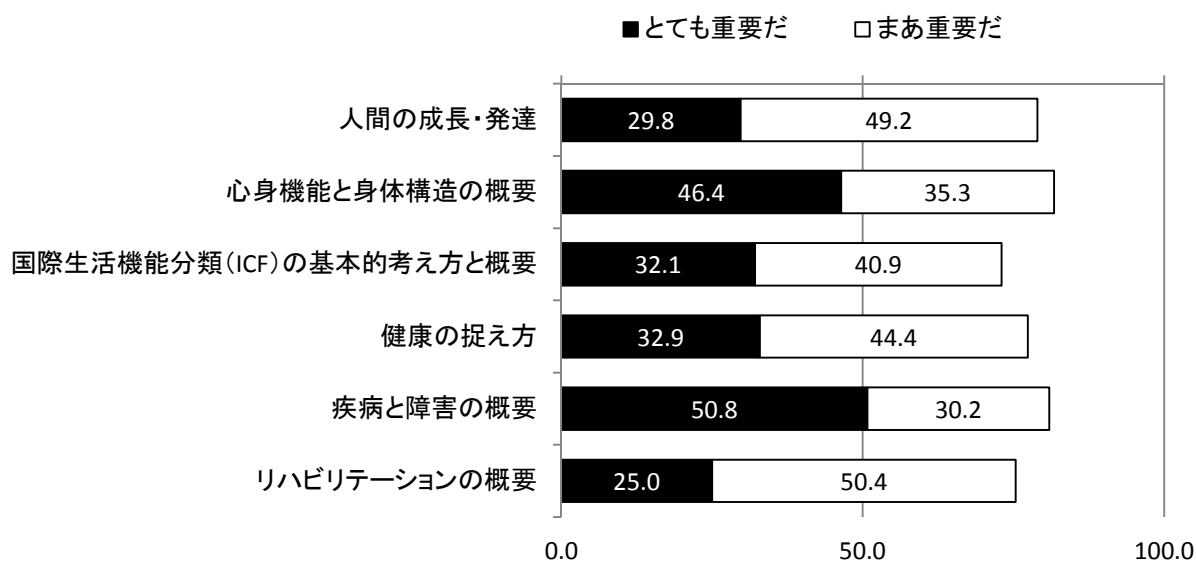
①人体の構造と機能及び疾病	費やしている時間数					
	全体	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない	無回答
人間の成長・発達	219	47	103	23	3	43
心身機能と身体構造の概要	219	95	79	3	0	42
国際生活機能分類(ICF)の基本的考え方と概要	219	38	90	43	5	43
健康の捉え方	219	46	101	31	0	41
疾病と障害の概要	219	104	72	2	0	41
リハビリテーションの概要	219	38	93	39	2	47

(%)

人間の成長・発達	100.0	21.5	47.0	10.5	1.4	19.6
心身機能と身体構造の概要	100.0	43.4	36.1	1.4	0.0	19.2
国際生活機能分類(ICF)の基本的考え方と概要	100.0	17.4	41.1	19.6	2.3	19.6
健康の捉え方	100.0	21.0	46.1	14.2	0.0	18.7
疾病と障害の概要	100.0	47.5	32.9	0.9	0.0	18.7
リハビリテーションの概要	100.0	17.4	42.5	17.8	0.9	21.5

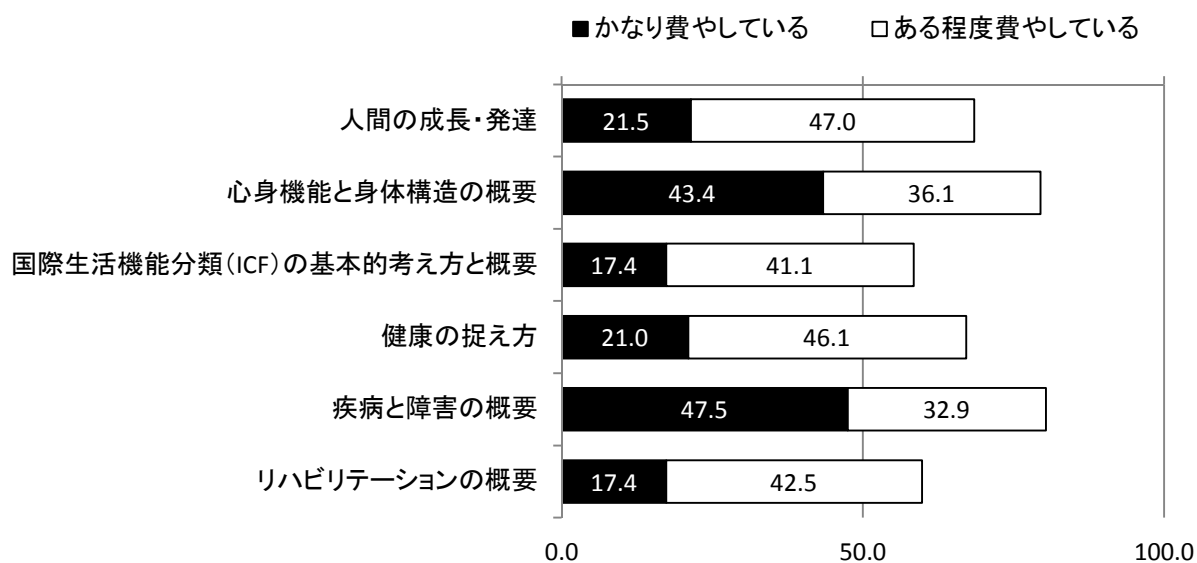
①人体の構造と機能及び疾病

※重要性



①人体の構造と機能及び疾病

※費やしている時間数



②心理学理論と心理的支援

※重要性

教育に含むべき事項の重要性について、とても重要だと思う割合が高いのは、「人の心理学的理解」(43.5%)、「人の成長・発達と心理」(42.7%)、「心理的支援の方法と実際」(42.7%)の順であった。

(回答数)

②心理学理論と心理的支援	重要性					
教育に含むべき事項	全体	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない	無回答
人の心理学的理解	246	107	84	6	0	49
人の成長・発達と心理	246	105	87	5	0	49
日常生活と心の健康	246	101	91	4	1	49
心理的支援の方法と実際	246	105	87	4	0	50

(%)

人の心理学的理解	100.0	43.5	34.1	2.4	0.0	19.9
人の成長・発達と心理	100.0	42.7	35.4	2.0	0.0	19.9
日常生活と心の健康	100.0	41.1	37.0	1.6	0.4	19.9
心理的支援の方法と実際	100.0	42.7	35.4	1.6	0.0	20.3

②心理学理論と心理的支援

※費やしている時間数

教育に含むべき事項を教授するためにどの程度授業で時間を費やしているかについて、かなり時間を費やしている割合が高いのは、「人の心理学的理解」(37.7%)であった。

(回答数)

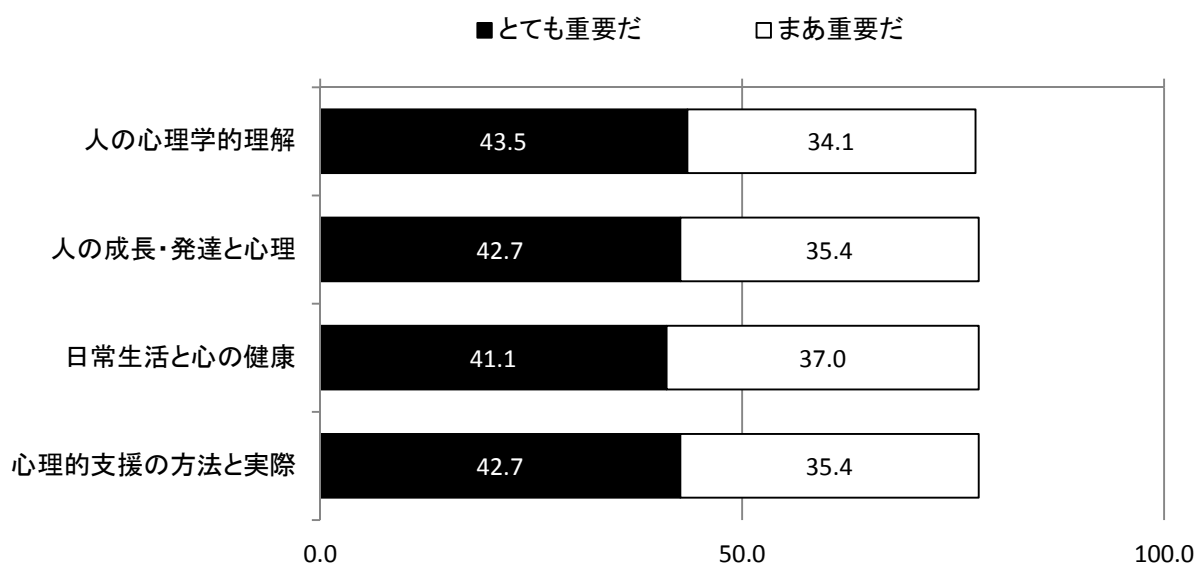
②心理学理論と心理的支援	費やしている時間数					
教育に含むべき事項	全体	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない	無回答
人の心理学的理解	212	80	82	5	0	45
人の成長・発達と心理	213	60	94	12	0	47
日常生活と心の健康	213	54	97	16	0	46
心理的支援の方法と実際	213	64	81	21	1	46

(%)

人の心理学的理解	100.0	37.7	38.7	2.4	0.0	21.2
人の成長・発達と心理	100.0	28.2	44.1	5.6	0.0	22.1
日常生活と心の健康	100.0	25.4	45.5	7.5	0.0	21.6
心理的支援の方法と実際	100.0	30.0	38.0	9.9	0.5	21.6

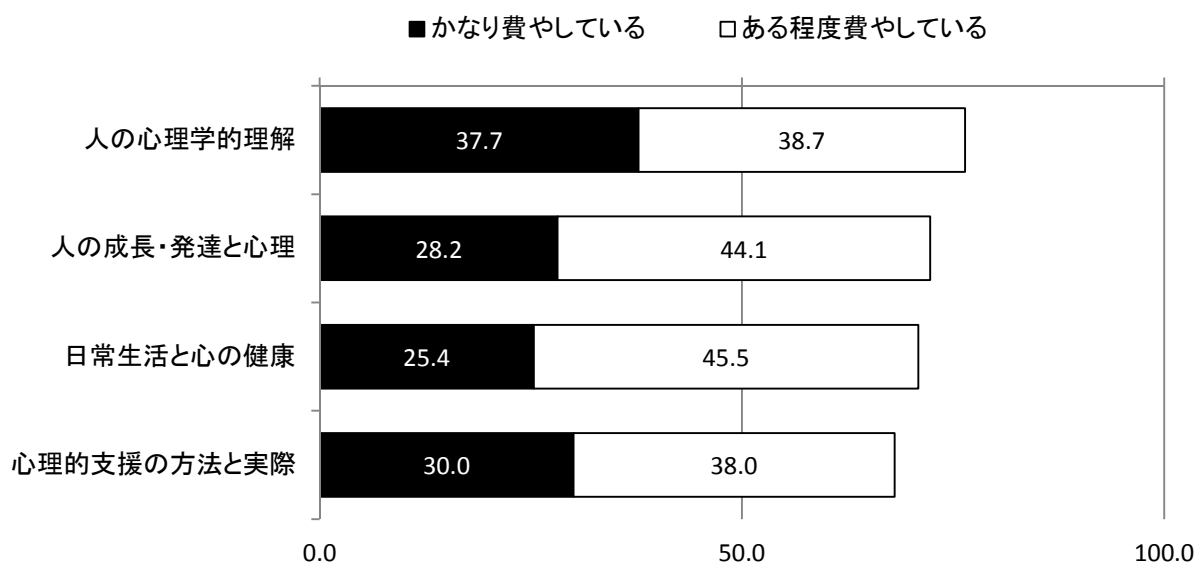
②心理学理論と心理的支援

※重要性



②心理学理論と心理的支援

※費やしている時間数



③社会理論と社会システム

※重要性

教育に含むべき事項の重要性について、とても重要だと思う割合が高いのは、「社会問題の理解」(54.7%)、「人と社会の関係」(50.2%)の順であった。

(回答数)

③社会理論と社会システム	重要性					
教育に含むべき事項	全体	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない	無回答
現代社会の理解	245	114	82	6	0	43
生活の理解	245	114	81	6	0	44
人と社会の関係	245	123	70	9	0	43
社会問題の理解	245	134	64	3	0	44

(%)

現代社会の理解	100.0	46.5	33.5	2.4	0.0	17.6
生活の理解	100.0	46.5	33.1	2.4	0.0	18.0
人と社会の関係	100.0	50.2	28.6	3.7	0.0	17.6
社会問題の理解	100.0	54.7	26.1	1.2	0.0	18.0

③社会理論と社会システム

※費やしている時間数

教育に含むべき事項を教授するためにどの程度授業で時間を費やしているかについて、かなり時間を費やしている割合が高いのは、「人と社会の関係」(36.3%)であった。

(回答数)

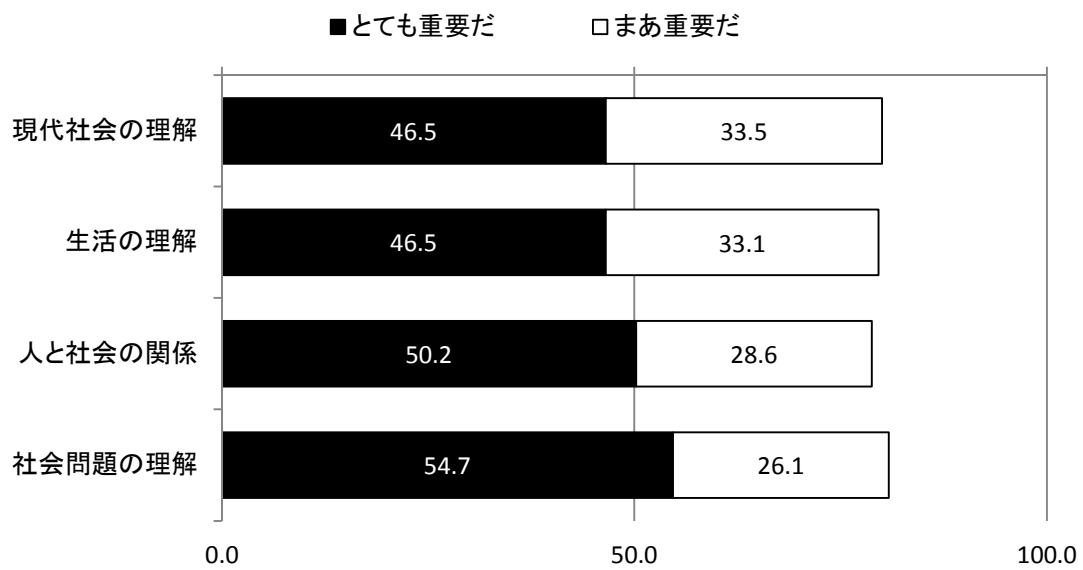
③社会理論と社会システム	費やしている時間数					
教育に含むべき事項	全体	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない	無回答
現代社会の理解	212	74	94	6	0	38
生活の理解	212	55	106	13	1	37
人と社会の関係	212	77	90	8	0	37
社会問題の理解	212	73	88	14	0	37

(%)

現代社会の理解	100.0	34.9	44.3	2.8	0.0	17.9
生活の理解	100.0	25.9	50.0	6.1	0.5	17.5
人と社会の関係	100.0	36.3	42.5	3.8	0.0	17.5
社会問題の理解	100.0	34.4	41.5	6.6	0.0	17.5

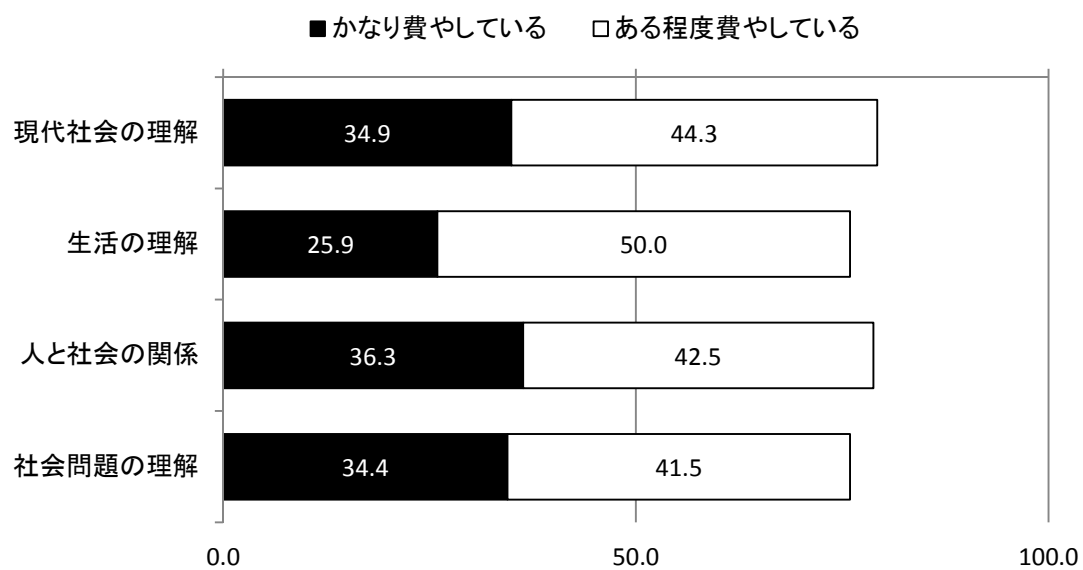
③社会理論と社会システム

※重要性



③社会理論と社会システム

※費やしている時間数



④現代社会と福祉

※重要性

教育に含むべき事項の重要性について、とても重要だと思う割合が高いのは、「福祉の原理をめぐる理論と哲学」(55.0%)、「現代社会における福祉制度と福祉政策」(54.6%)の順であった。

(回答数)

④現代社会と福祉		重要性				
教育に含むべき事項	全体	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない	無回答
現代社会における福祉制度と福祉政策	251	137	80	1	0	33
福祉の原理をめぐる理論と哲学	251	138	70	13	1	29
福祉制度の発達過程	251	126	83	12	1	29
福祉政策におけるニーズと資源	251	118	94	10	0	29
福祉政策の課題	251	106	104	8	2	31
福祉政策の構成要素	251	61	137	18	1	34
福祉政策と関連政策	251	61	134	21	1	34
相談援助活動と福祉政策の関係	251	65	123	28	2	33

(%)

現代社会における福祉制度と福祉政策	100.0	54.6	31.9	0.4	0.0	13.1
福祉の原理をめぐる理論と哲学	100.0	55.0	27.9	5.2	0.4	11.6
福祉制度の発達過程	100.0	50.2	33.1	4.8	0.4	11.6
福祉政策におけるニーズと資源	100.0	47.0	37.5	4.0	0.0	11.6
福祉政策の課題	100.0	42.2	41.4	3.2	0.8	12.4
福祉政策の構成要素	100.0	24.3	54.6	7.2	0.4	13.5
福祉政策と関連政策	100.0	24.3	53.4	8.4	0.4	13.5
相談援助活動と福祉政策の関係	100.0	25.9	49.0	11.2	0.8	13.1

④現代社会と福祉

※費やしている時間数

教育に含むべき事項を教授するためにどの程度授業で時間を費やしているかについて、かなり時間を費やしている割合が高いのは、「現代社会における福祉制度と福祉政策」(45.4%)であった。

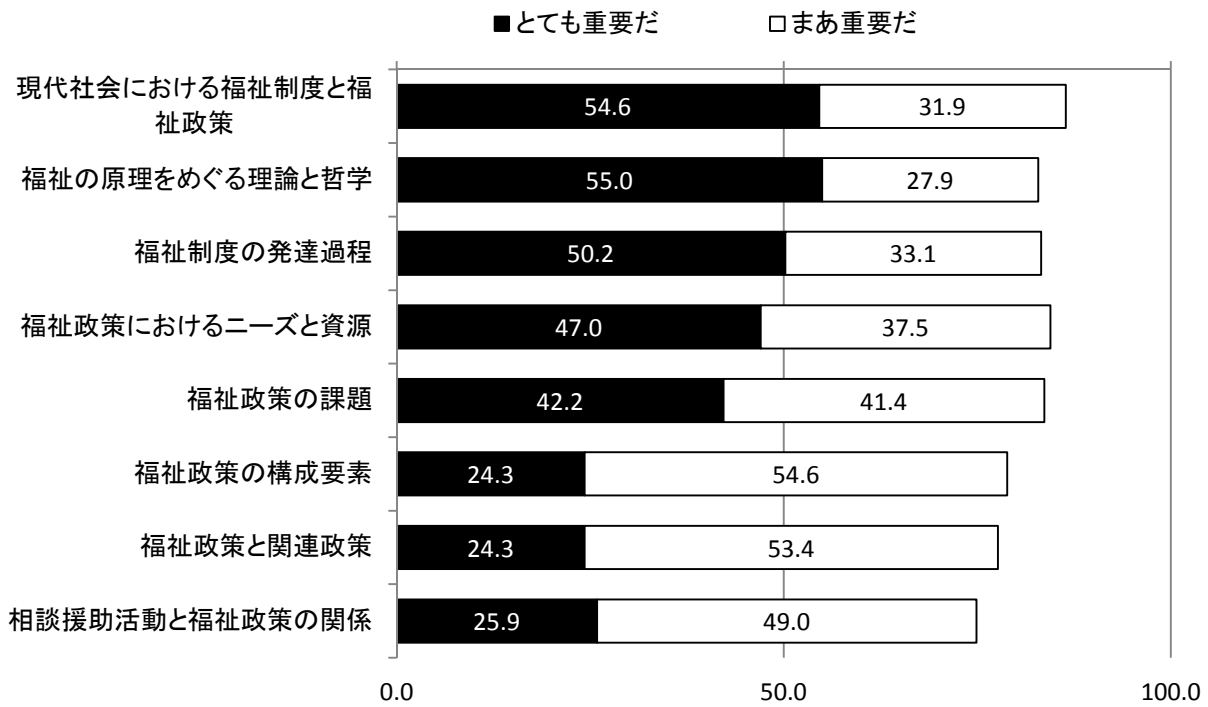
(回答数)

④現代社会と福祉		費やしている時間数				
教育に含むべき事項	全体	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない	無回答
現代社会における福祉制度と福祉政策	218	99	80	5	0	34
福祉の原理をめぐる理論と哲学	218	92	79	18	0	29
福祉制度の発達過程	218	84	94	11	0	29
福祉政策におけるニーズと資源	218	64	107	18	0	29
福祉政策の課題	218	61	107	20	1	29
福祉政策の構成要素	218	54	93	39	0	32
福祉政策と関連政策	218	40	100	40	3	35
相談援助活動と福祉政策の関係	218	36	94	48	7	33

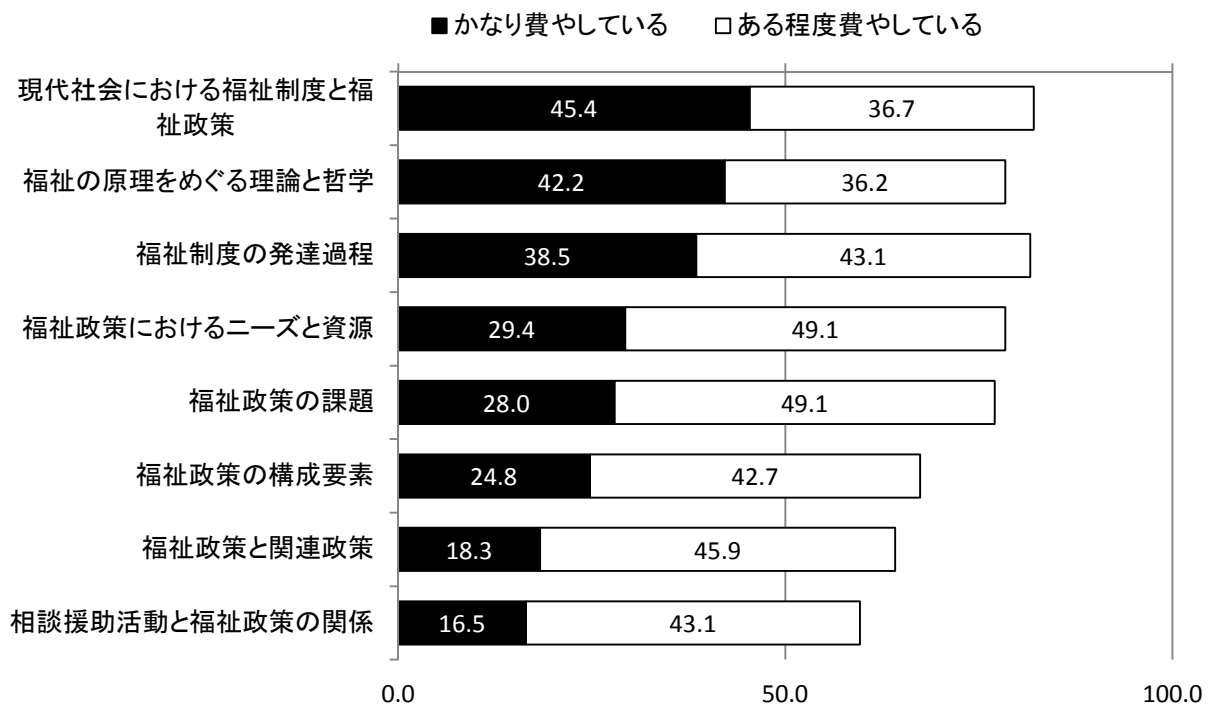
(%)

現代社会における福祉制度と福祉政策	100.0	45.4	36.7	2.3	0.0	15.6
福祉の原理をめぐる理論と哲学	100.0	42.2	36.2	8.3	0.0	13.3
福祉制度の発達過程	100.0	38.5	43.1	5.0	0.0	13.3
福祉政策におけるニーズと資源	100.0	29.4	49.1	8.3	0.0	13.3
福祉政策の課題	100.0	28.0	49.1	9.2	0.5	13.3
福祉政策の構成要素	100.0	24.8	42.7	17.9	0.0	14.7
福祉政策と関連政策	100.0	18.3	45.9	18.3	1.4	16.1
相談援助活動と福祉政策の関係	100.0	16.5	43.1	22.0	3.2	15.1

④現代社会と福祉 ※重要性



④現代社会と福祉 ※費やしている時間数



⑤社会調査の基礎

※重要性

教育に含むべき事項の重要性について、とても重要だと思う割合が高いのは、「社会調査における個人情報保護」(55.6%)、「社会調査における倫理」(55.2%)、の順であった。

(回答数)

⑤社会調査の基礎		重要性				
教育に含むべき事項		全体	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない
社会調査の意義と目的		252	111	103	10	1
統計法		252	43	147	33	2
社会調査における倫理		252	139	78	8	0
社会調査における個人情報保護		252	140	81	4	0
量的調査の方法		252	121	90	12	1
質的調査の方法		252	127	85	12	1
社会調査の実施に当たってのITの活用方法		252	34	140	43	6

(%)

社会調査の意義と目的	100.0	44.0	40.9	4.0	0.4	10.7
統計法	100.0	17.1	58.3	13.1	0.8	10.7
社会調査における倫理	100.0	55.2	31.0	3.2	0.0	10.7
社会調査における個人情報保護	100.0	55.6	32.1	1.6	0.0	10.7
量的調査の方法	100.0	48.0	35.7	4.8	0.4	11.1
質的調査の方法	100.0	50.4	33.7	4.8	0.4	10.7
社会調査の実施に当たってのITの活用方法	100.0	13.5	55.6	17.1	2.4	11.5

⑤社会調査の基礎

※費やしている時間数

教育に含むべき事項を教授するためにどの程度授業で時間を費やしているかについて、かなり時間を費やしている割合が高いのは、「量的調査の方法」(52.5%)であった。

(回答数)

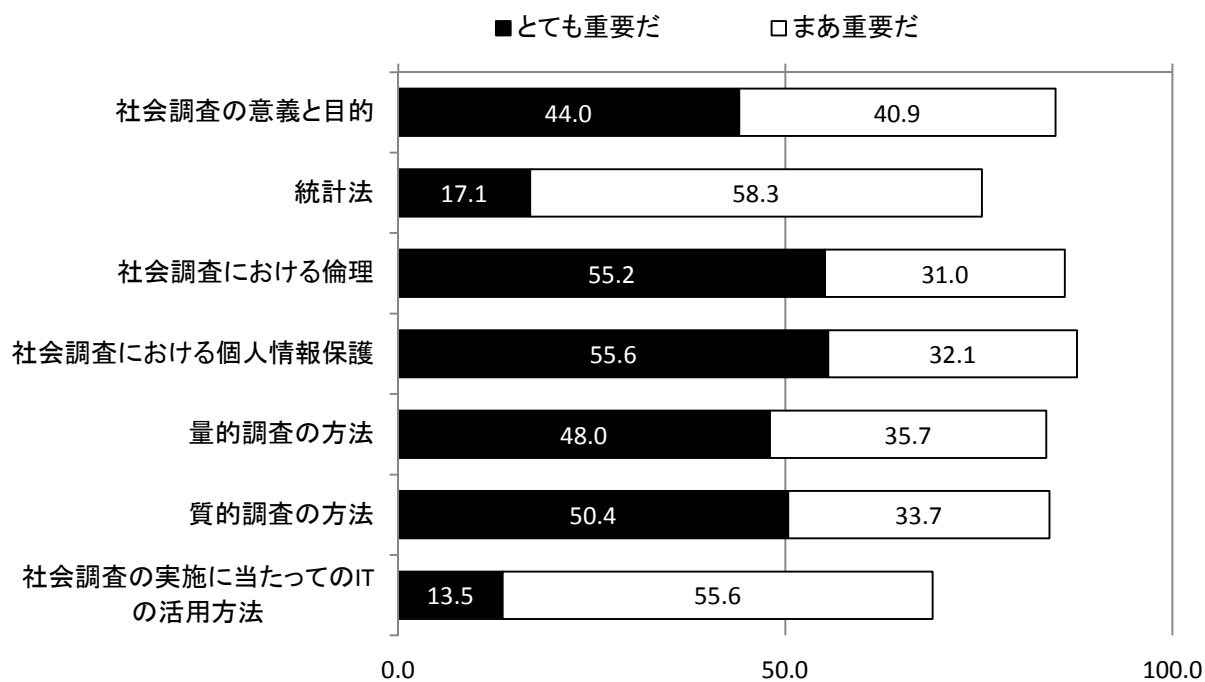
⑤社会調査の基礎		費やしている時間数				
教育に含むべき事項		全体	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない
社会調査の意義と目的		219	66	119	11	0
統計法		219	46	91	57	1
社会調査における倫理		219	50	120	25	0
社会調査における個人情報保護		219	52	111	32	0
量的調査の方法		219	115	73	7	0
質的調査の方法		219	84	89	22	0
社会調査の実施に当たってのITの活用方法		219	20	83	83	7

(%)

社会調査の意義と目的	100.0	30.1	54.3	5.0	0.0	10.5
統計法	100.0	21.0	41.6	26.0	0.5	11.0
社会調査における倫理	100.0	22.8	54.8	11.4	0.0	11.0
社会調査における個人情報保護	100.0	23.7	50.7	14.6	0.0	11.0
量的調査の方法	100.0	52.5	33.3	3.2	0.0	11.0
質的調査の方法	100.0	38.4	40.6	10.0	0.0	11.0
社会調査の実施に当たってのITの活用方法	100.0	9.1	37.9	37.9	3.2	11.9

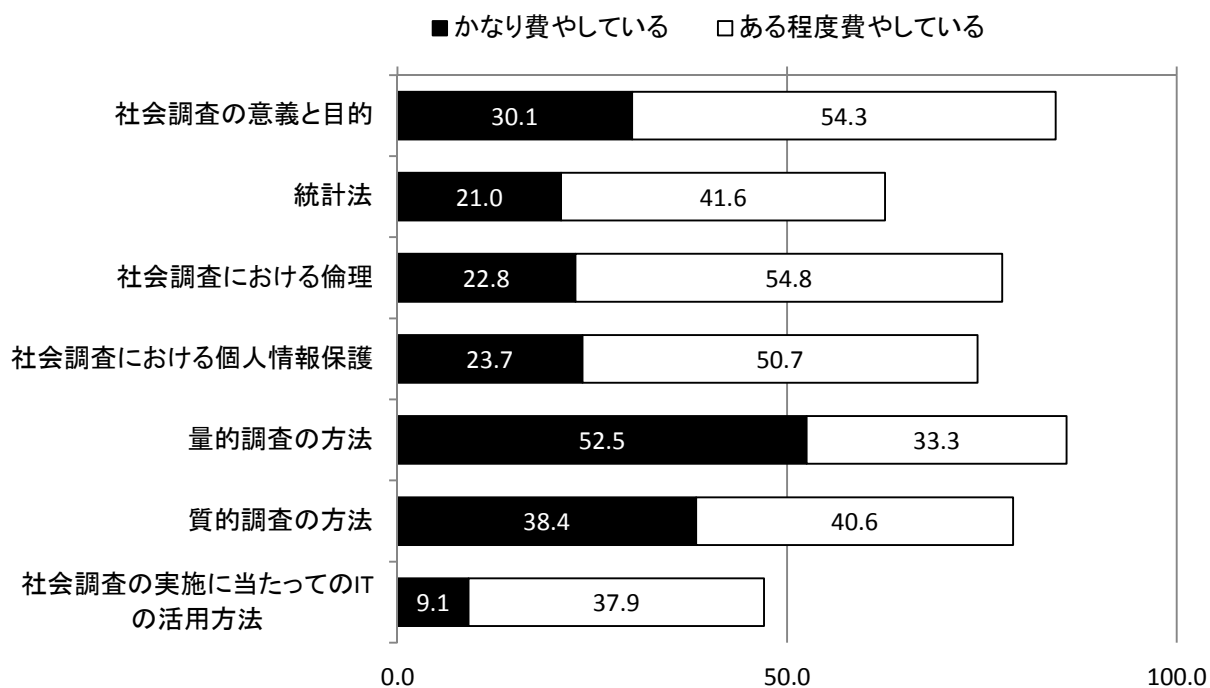
⑤社会調査の基礎

※重要性



⑤社会調査の基礎

※費やしている時間数



⑥相談援助の基盤と専門職

※重要性

教育に含むべき事項の重要性について、とても重要だと思う割合が高いのは、「相談援助の理念」(71.7%)、「社会福祉士の役割と意義」(65.7%)の順であった。

(回答数)

⑥相談援助の基盤と専門職 教育に含むべき事項	重要性					
	全体	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない	無回答
社会福祉士の役割と意義	251	165	58	7	0	21
精神保健福祉士の役割と意義	251	62	128	39	2	20
相談援助の概念と範囲	251	132	92	4	0	23
相談援助の理念	251	180	48	0	0	23
相談援助における権利擁護の意義	251	167	60	1	0	23
相談援助に係る専門職の概念と範囲	251	122	89	13	0	27
専門職倫理と倫理的ジレンマ	251	158	61	7	0	25
総合的かつ包括的な援助と多職種連携(チームアプローチ含む)の意義と内容	251	131	80	11	3	26

(%)

社会福祉士の役割と意義	100.0	65.7	23.1	2.8	0.0	8.4
精神保健福祉士の役割と意義	100.0	24.7	51.0	15.5	0.8	8.0
相談援助の概念と範囲	100.0	52.6	36.7	1.6	0.0	9.2
相談援助の理念	100.0	71.7	19.1	0.0	0.0	9.2
相談援助における権利擁護の意義	100.0	66.5	23.9	0.4	0.0	9.2
相談援助に係る専門職の概念と範囲	100.0	48.6	35.5	5.2	0.0	10.8
専門職倫理と倫理的ジレンマ	100.0	62.9	24.3	2.8	0.0	10.0
総合的かつ包括的な援助と多職種連携(チームアプローチ含む)の意義と内容	100.0	52.2	31.9	4.4	1.2	10.4

⑥相談援助の基盤と専門職

※費やしている時間数

教育に含むべき事項を教授するためにどの程度授業で時間を費やしているかについて、かなり時間を費やしている割合が高いのは、「相談援助の理念」(61.0%)であった。

(回答数)

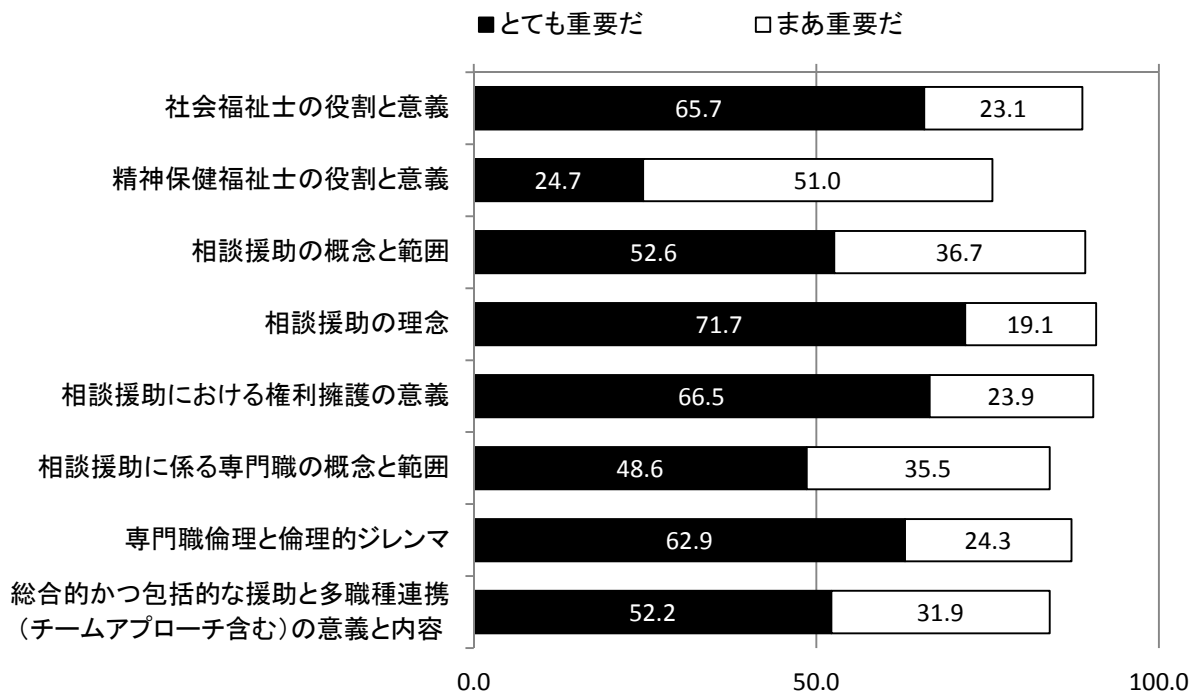
⑥相談援助の基盤と専門職 教育に含むべき事項	費やしている時間数					
	全体	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない	無回答
社会福祉士の役割と意義	218	86	102	12	0	18
精神保健福祉士の役割と意義	218	23	93	81	3	18
相談援助の概念と範囲	218	88	94	16	0	20
相談援助の理念	218	133	62	5	0	18
相談援助における権利擁護の意義	218	95	93	11	0	19
相談援助に係る専門職の概念と範囲	218	74	97	24	3	20
専門職倫理と倫理的ジレンマ	218	106	76	16	0	20
総合的かつ包括的な援助と多職種連携(チームアプローチ含む)の意義と内容	218	72	100	23	3	20

(%)

社会福祉士の役割と意義	100.0	39.4	46.8	5.5	0.0	8.3
精神保健福祉士の役割と意義	100.0	10.6	42.7	37.2	1.4	8.3
相談援助の概念と範囲	100.0	40.4	43.1	7.3	0.0	9.2
相談援助の理念	100.0	61.0	28.4	2.3	0.0	8.3
相談援助における権利擁護の意義	100.0	43.6	42.7	5.0	0.0	8.7
相談援助に係る専門職の概念と範囲	100.0	33.9	44.5	11.0	1.4	9.2
専門職倫理と倫理的ジレンマ	100.0	48.6	34.9	7.3	0.0	9.2
総合的かつ包括的な援助と多職種連携(チームアプローチ含む)の意義と内容	100.0	33.0	45.9	10.6	1.4	9.2

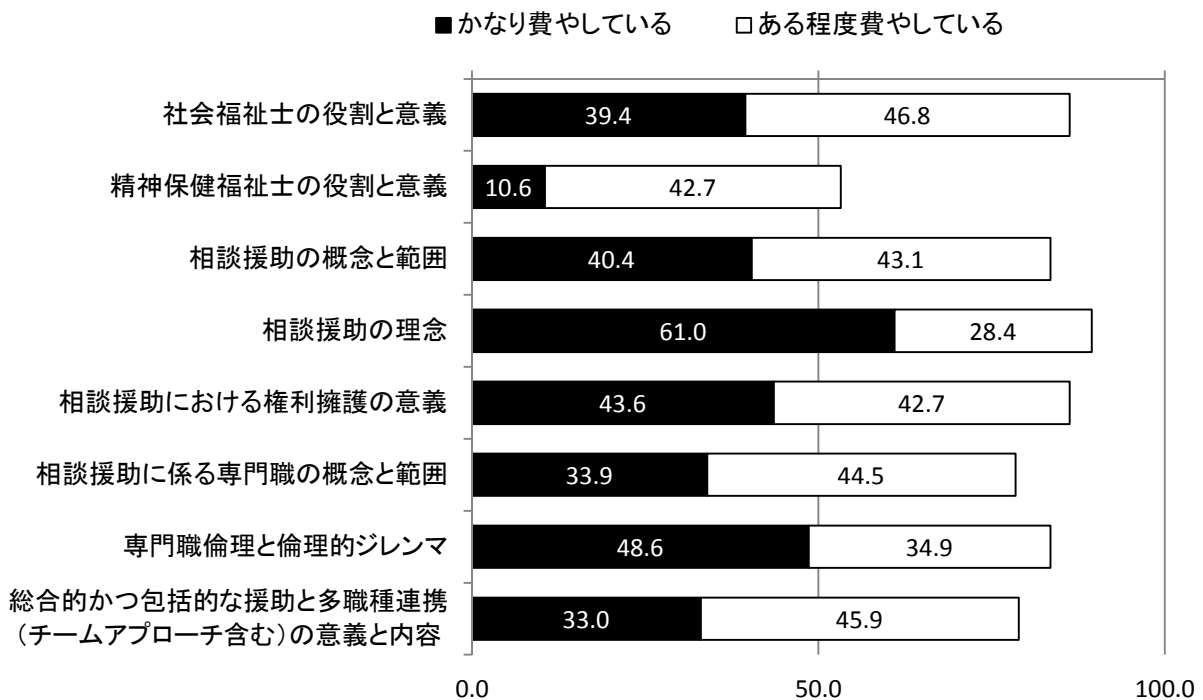
⑥相談援助の基盤と専門職

※重要性



⑥相談援助の基盤と専門職

※費やしている時間数



⑦相談援助の理論と方法

※重要性

教育に含むべき事項の重要性について、とても重要だと思う割合が高いのは、「相談援助の課程」(73.4%)、「相談援助における援助関係」(71.4%)の順であった。

(回答数)

⑦相談援助の理論と方法 教育に含むべき事項	重要性					
	全体	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない	無回答
人と環境の交互作用	252	155	77	5	0	15
相談援助の対象	252	149	87	1	0	15
様々な実践モデルとアプローチ	252	124	89	21	2	16
相談援助の過程	252	185	45	6	1	15
相談援助における援助関係	252	180	55	1	0	16
相談援助のための面接技術	252	175	53	2	6	16
ケースマネジメントとケアマネジメント	252	100	117	16	1	18
アウトリーチ	252	116	117	2	0	17
相談援助における社会資源の活用・調整・開発	252	124	108	2	0	18
ネットワーキング(相談援助における多職種・多機関との連携を含む)	252	136	90	7	0	19
集団を活用した相談援助	252	126	104	4	0	18
スーパービジョン	252	116	111	6	0	19
記録	252	112	115	8	0	17
相談援助と個人情報の保護の意義と留意点	252	129	95	10	0	18
相談援助における情報通信技術(IT)の活用	252	34	135	54	9	20
事例分析	252	120	106	8	0	18
相談援助の実際(権利擁護活動を含む)	252	129	102	3	0	18

(%)

人と環境の交互作用	100.0	61.5	30.6	2.0	0.0	6.0
相談援助の対象	100.0	59.1	34.5	0.4	0.0	6.0
様々な実践モデルとアプローチ	100.0	49.2	35.3	8.3	0.8	6.3
相談援助の過程	100.0	73.4	17.9	2.4	0.4	6.0
相談援助における援助関係	100.0	71.4	21.8	0.4	0.0	6.3
相談援助のための面接技術	100.0	69.4	21.0	0.8	2.4	6.3
ケースマネジメントとケアマネジメント	100.0	39.7	46.4	6.3	0.4	7.1
アウトリーチ	100.0	46.0	46.4	0.8	0.0	6.7
相談援助における社会資源の活用・調整・開発	100.0	49.2	42.9	0.8	0.0	7.1
ネットワーキング(相談援助における多職種・多機関との連携を含む)	100.0	54.0	35.7	2.8	0.0	7.5
集団を活用した相談援助	100.0	50.0	41.3	1.6	0.0	7.1
スーパービジョン	100.0	46.0	44.0	2.4	0.0	7.5
記録	100.0	44.4	45.6	3.2	0.0	6.7
相談援助と個人情報の保護の意義と留意点	100.0	51.2	37.7	4.0	0.0	7.1
相談援助における情報通信技術(IT)の活用	100.0	13.5	53.6	21.4	3.6	7.9
事例分析	100.0	47.6	42.1	3.2	0.0	7.1
相談援助の実際(権利擁護活動を含む)	100.0	51.2	40.5	1.2	0.0	7.1

⑦相談援助の理論と方法

※費やしている時間数

教育に含むべき事項を教授するためにどの程度授業で時間を費やしているかについて、かなり時間を費やしている割合が高いのは、「相談援助における援助関係」(60.2%)であった。

(回答数)

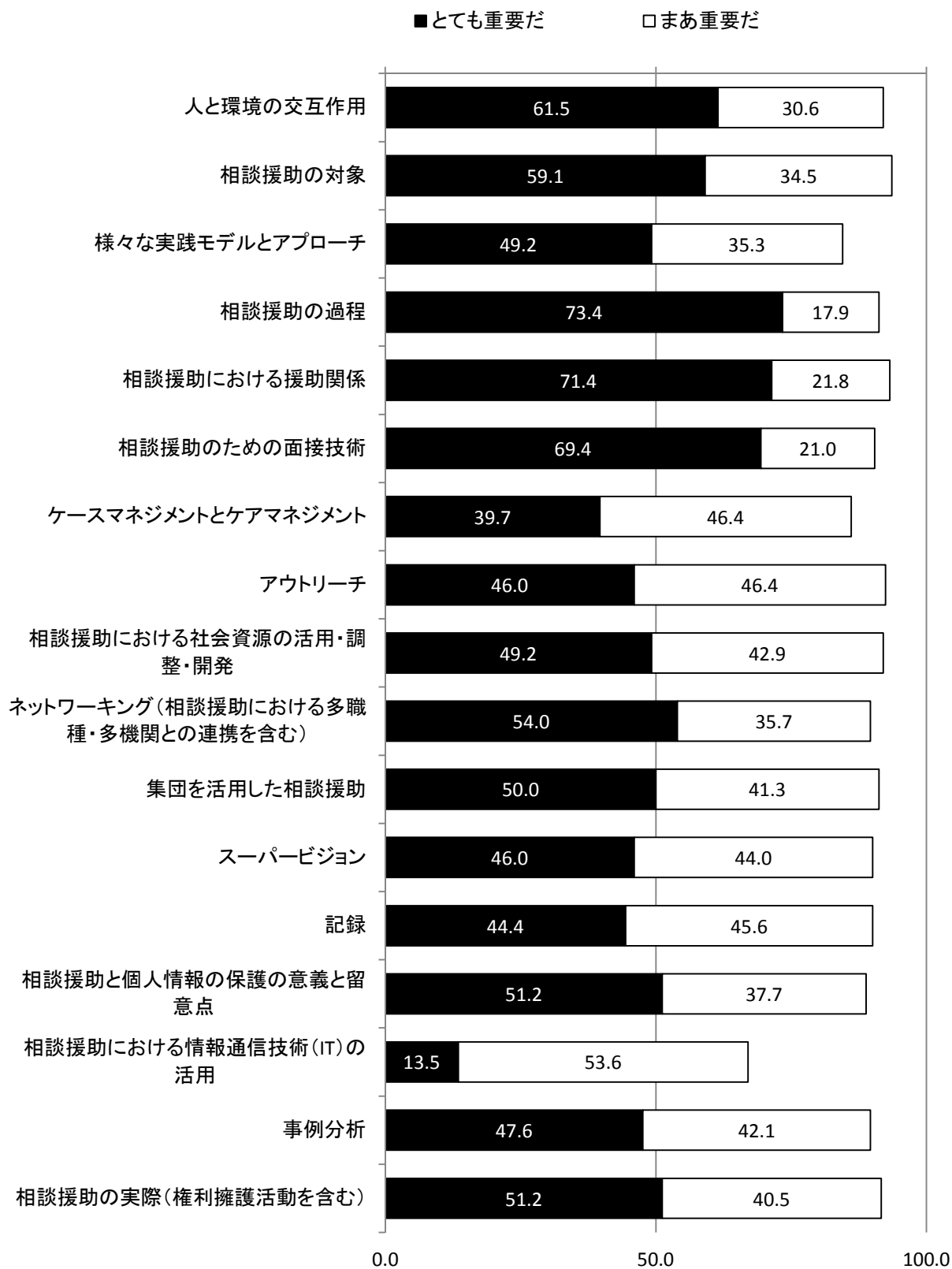
⑦相談援助の理論と方法 教育に含むべき事項	費やしている時間数					
	全体	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない	無回答
人と環境の交互作用	216	84	103	15	0	14
相談援助の対象	216	61	122	18	0	15
様々な実践モデルとアプローチ	216	91	92	17	2	14
相談援助の過程	216	130	64	7	0	15
相談援助における援助関係	216	95	100	6	0	15
相談援助のための面接技術	216	89	92	14	6	15
ケースマネジメントとケアマネジメント	216	43	117	37	2	17
アウトリーチ	216	33	132	35	0	16
相談援助における社会資源の活用・調整・開発	216	47	124	28	0	17
ネットワーキング(相談援助における多職種・多機関との連携を含む)	216	48	124	26	0	18
集団を活用した相談援助	216	63	95	38	2	18
スーパービジョン	216	38	126	34	0	18
記録	216	35	111	51	3	16
相談援助と個人情報の保護の意義と留意点	216	39	103	53	4	17
相談援助における情報通信技術(IT)の活用	216	10	78	90	21	17
事例分析	216	64	97	29	9	17
相談援助の実際(権利擁護活動を含む)	216	63	103	27	6	17

(%)

人と環境の交互作用	100.0	38.9	47.7	6.9	0.0	6.5
相談援助の対象	100.0	28.2	56.5	8.3	0.0	6.9
様々な実践モデルとアプローチ	100.0	42.1	42.6	7.9	0.9	6.5
相談援助の過程	100.0	60.2	29.6	3.2	0.0	6.9
相談援助における援助関係	100.0	44.0	46.3	2.8	0.0	6.9
相談援助のための面接技術	100.0	41.2	42.6	6.5	2.8	6.9
ケースマネジメントとケアマネジメント	100.0	19.9	54.2	17.1	0.9	7.9
アウトリーチ	100.0	15.3	61.1	16.2	0.0	7.4
相談援助における社会資源の活用・調整・開発	100.0	21.8	57.4	13.0	0.0	7.9
ネットワーキング(相談援助における多職種・多機関との連携を含む)	100.0	22.2	57.4	12.0	0.0	8.3
集団を活用した相談援助	100.0	29.2	44.0	17.6	0.9	8.3
スーパービジョン	100.0	17.6	58.3	15.7	0.0	8.3
記録	100.0	16.2	51.4	23.6	1.4	7.4
相談援助と個人情報の保護の意義と留意点	100.0	18.1	47.7	24.5	1.9	7.9
相談援助における情報通信技術(IT)の活用	100.0	4.6	36.1	41.7	9.7	7.9
事例分析	100.0	29.6	44.9	13.4	4.2	7.9
相談援助の実際(権利擁護活動を含む)	100.0	29.2	47.7	12.5	2.8	7.9

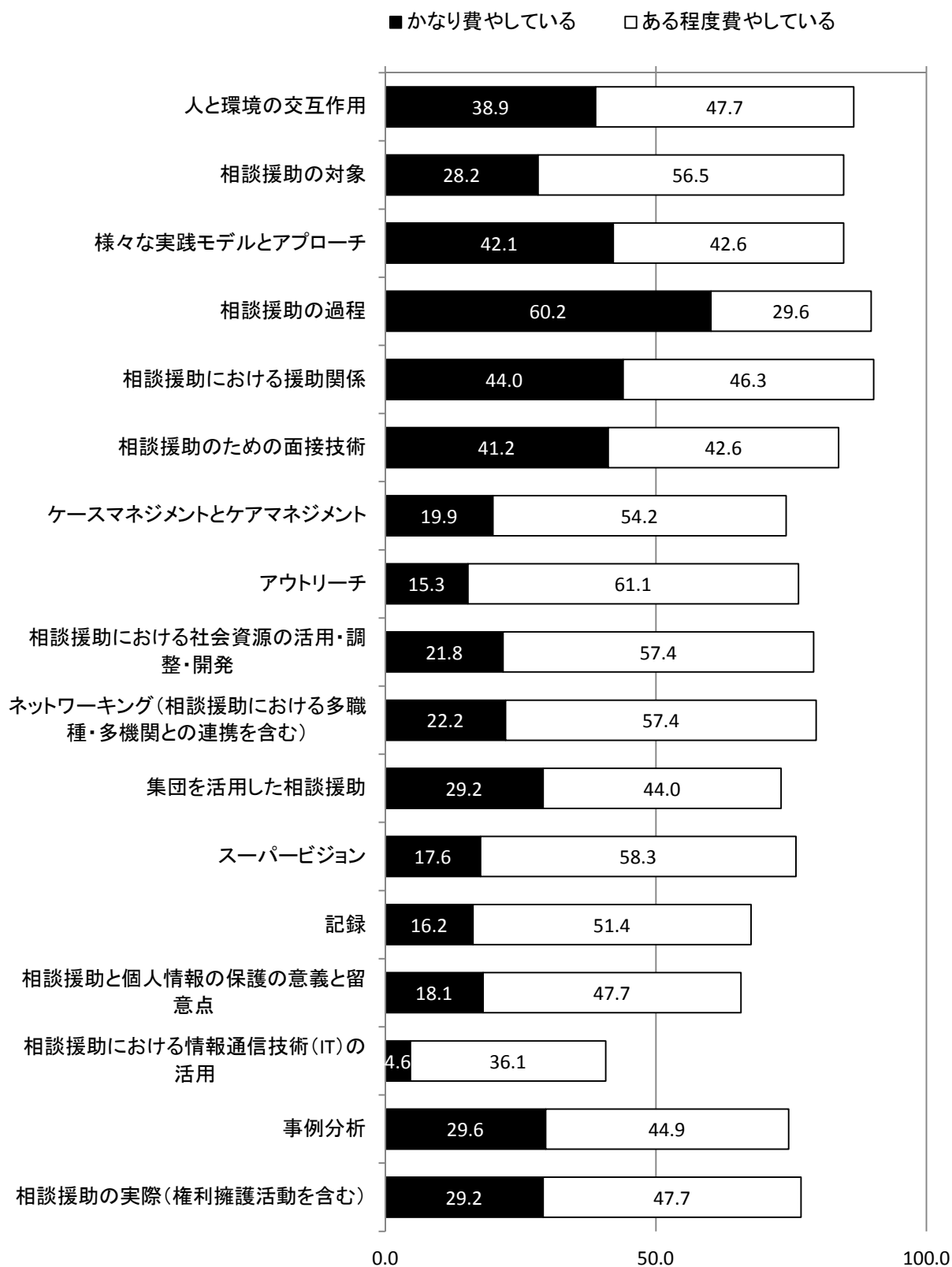
⑦相談援助の理論と方法

※重要性



⑦相談援助の理論と方法

※費やしている時間数



⑧地域福祉の理論と方法

※重要性

教育に含むべき事項の重要性について、とても重要だと思う割合が高いのは、「地域福祉の基本的考え方」(66.1%)、「地域福祉の推進方法」(65.7%)の順であった。

(回答数)

⑧地域福祉の理論と方法	重要性					
教育に含むべき事項	全体	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない	無回答
地域福祉の基本的考え方	251	166	66	0	0	19
地域福祉の主体と対象	251	140	91	1	0	19
地域福祉に係る組織、団体及び専門職や地域住民	251	162	69	1	0	19
地域福祉の推進方法	251	165	64	3	0	19

(%)

地域福祉の基本的考え方	100.0	66.1	26.3	0.0	0.0	7.6
地域福祉の主体と対象	100.0	55.8	36.3	0.4	0.0	7.6
地域福祉に係る組織、団体及び専門職や地域住民	100.0	64.5	27.5	0.4	0.0	7.6
地域福祉の推進方法	100.0	65.7	25.5	1.2	0.0	7.6

⑧地域福祉の理論と方法

※費やしている時間数

教育に含むべき事項を教授するためにどの程度授業で時間を費やしているかについて、かなり時間を費やしている割合が高いのは、「地域福祉の基本的考え方」(50.9%)であった。

(回答数)

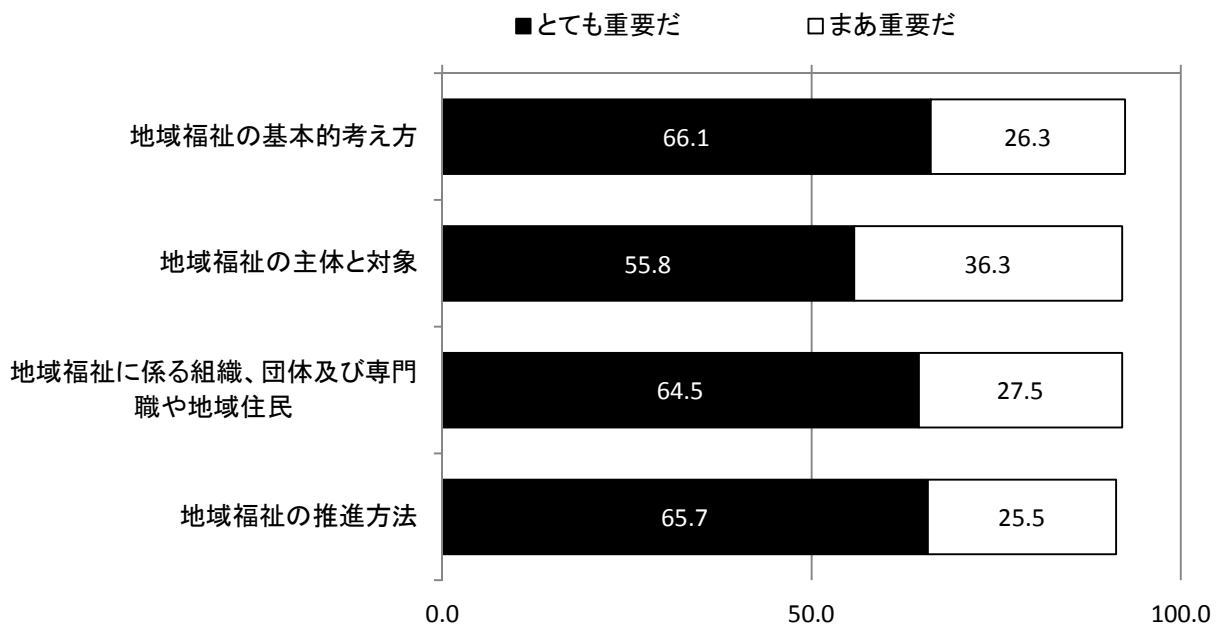
⑧地域福祉の理論と方法	費やしている時間数					
教育に含むべき事項	全体	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない	無回答
地域福祉の基本的考え方	218	111	83	2	0	22
地域福祉の主体と対象	218	92	96	8	0	22
地域福祉に係る組織、団体及び専門職や地域住民	218	97	93	5	0	23
地域福祉の推進方法	218	110	76	8	0	24

(%)

地域福祉の基本的考え方	100.0	50.9	38.1	0.9	0.0	10.1
地域福祉の主体と対象	100.0	42.2	44.0	3.7	0.0	10.1
地域福祉に係る組織、団体及び専門職や地域住民	100.0	44.5	42.7	2.3	0.0	10.6
地域福祉の推進方法	100.0	50.5	34.9	3.7	0.0	11.0

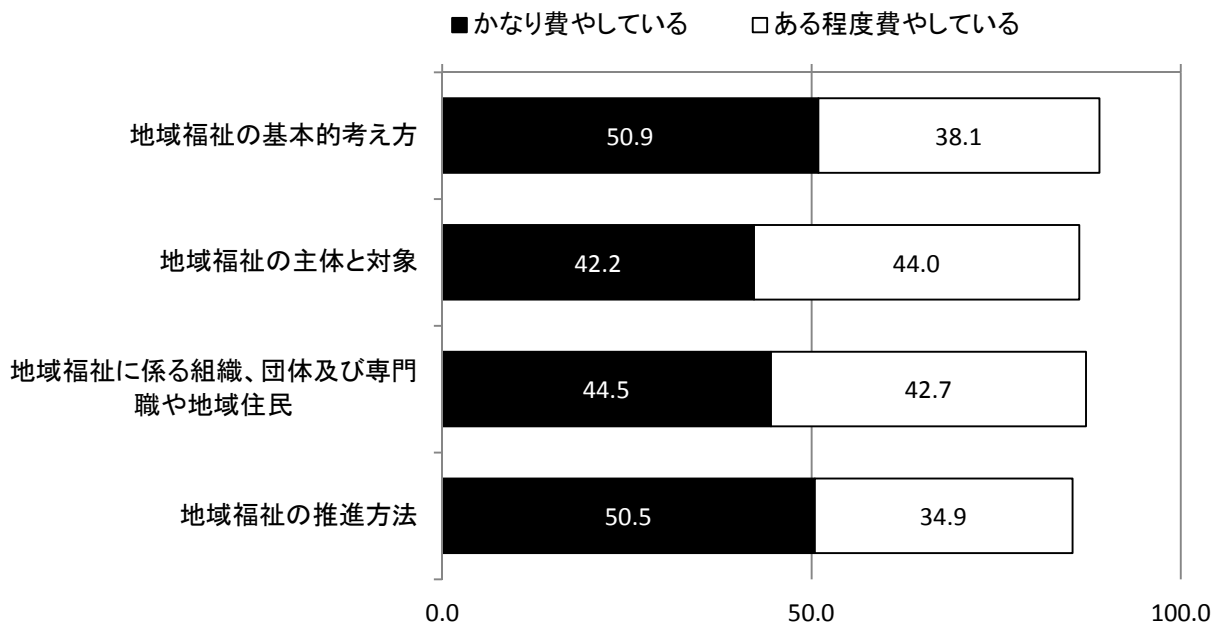
⑧地域福祉の理論と方法

※重要性



⑧地域福祉の理論と方法

※費やしている時間数



⑨福祉行財政と福祉計画

※重要性

教育に含むべき事項の重要性について、とても重要だと思う割合が高いのは、「福祉行政の実施体制」(52.2%)、「福祉計画の意義と目的」(46.6%)の順であった。

(回答数)

⑨福祉行財政と福祉計画	重要性					
	全体	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない	無回答
福祉行政の実施体制	251	131	73	5	1	41
福祉行財政の動向	251	104	98	8	0	41
福祉計画の意義と目的	251	117	84	9	0	41
福祉計画の主体と方法	251	93	99	16	1	42
福祉計画の実際	251	84	109	14	3	41

(%)

福祉行政の実施体制	100.0	52.2	29.1	2.0	0.4	16.3
福祉行財政の動向	100.0	41.4	39.0	3.2	0.0	16.3
福祉計画の意義と目的	100.0	46.6	33.5	3.6	0.0	16.3
福祉計画の主体と方法	100.0	37.1	39.4	6.4	0.4	16.7
福祉計画の実際	100.0	33.5	43.4	5.6	1.2	16.3

⑨福祉行財政と福祉計画

※費やしている時間数

教育に含むべき事項を教授するためにどの程度授業で時間を費やしているかについて、かなり時間を費やしている割合が高いのは、「福祉行財政の動向」(40.4%)であった。

(回答数)

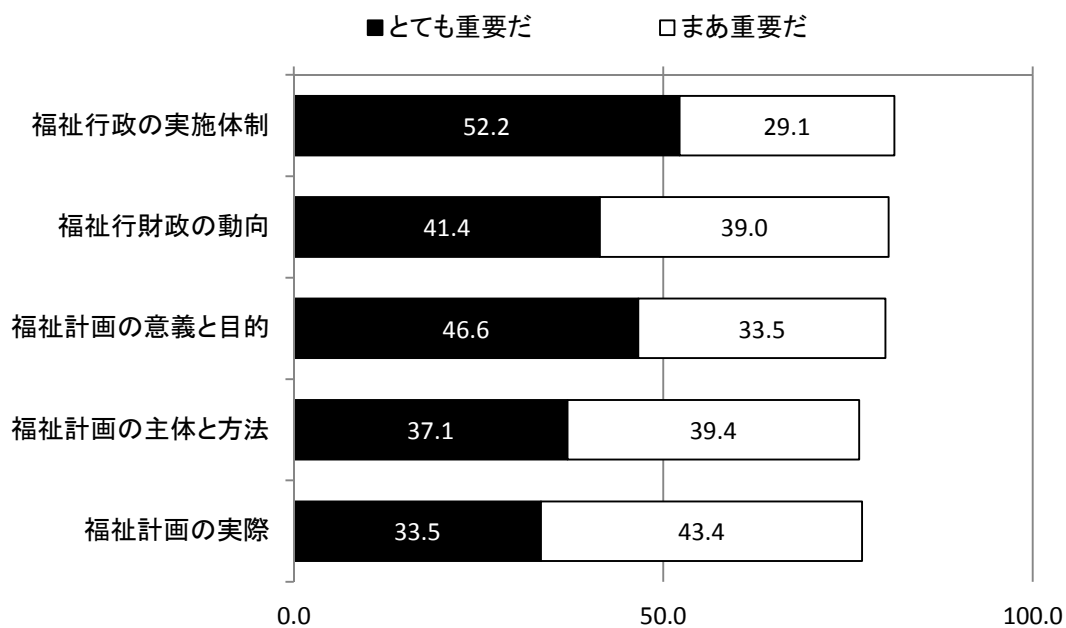
⑨福祉行財政と福祉計画	費やしている時間数					
	全体	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない	無回答
福祉行政の実施体制	218	86	84	3	0	45
福祉行財政の動向	218	88	78	8	0	44
福祉計画の意義と目的	218	76	88	10	0	44
福祉計画の主体と方法	218	54	103	16	0	45
福祉計画の実際	218	53	85	33	3	44

(%)

福祉行政の実施体制	100.0	39.4	38.5	1.4	0.0	20.6
福祉行財政の動向	100.0	40.4	35.8	3.7	0.0	20.2
福祉計画の意義と目的	100.0	34.9	40.4	4.6	0.0	20.2
福祉計画の主体と方法	100.0	24.8	47.2	7.3	0.0	20.6
福祉計画の実際	100.0	24.3	39.0	15.1	1.4	20.2

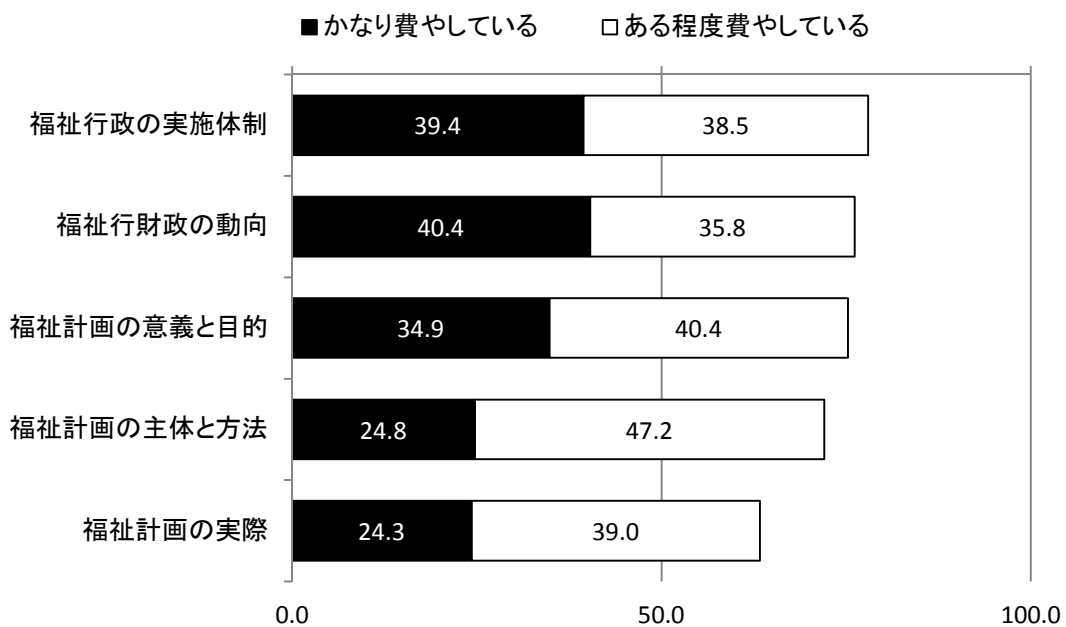
⑨福祉行財政と福祉計画

※重要性



⑨福祉行財政と福祉計画

※費やしている時間数



⑩福祉サービスの組織と経営

※重要性

教育に含むべき事項の重要性について、とても重要だと思う割合が高いのは、「福祉サービスに係る組織や団体」(39.4%)、「福祉サービスの組織と経営に係る基礎理論」(36.3%)の順であった。

(回答数)

⑩福祉サービスの組織と経営	重要性					
	全体	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない	無回答
福祉サービスに係る組織や団体	251	99	113	9	0	30
福祉サービスの組織と経営に係る基礎理論	251	91	99	28	3	30
福祉サービス提供組織の経営と実際	251	87	116	15	3	30
福祉サービスの管理運営の方法と実際	251	73	120	26	2	30

(%)

福祉サービスに係る組織や団体	100.0	39.4	45.0	3.6	0.0	12.0
福祉サービスの組織と経営に係る基礎理論	100.0	36.3	39.4	11.2	1.2	12.0
福祉サービス提供組織の経営と実際	100.0	34.7	46.2	6.0	1.2	12.0
福祉サービスの管理運営の方法と実際	100.0	29.1	47.8	10.4	0.8	12.0

⑩福祉サービスの組織と経営

※費やしている時間数

教育に含むべき事項を教授するためにどの程度授業で時間を費やしているかについて、かなり時間を費やしている割合が高いのは、「福祉サービスに係る組織や団体」(35.3%)であった。

(回答数)

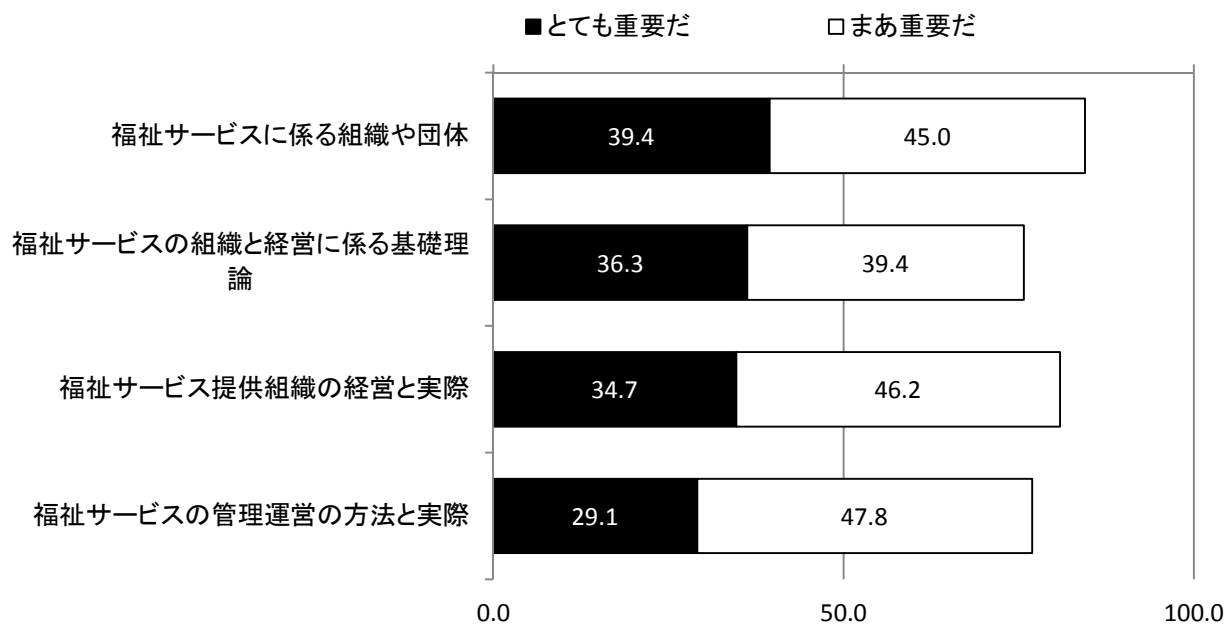
⑩福祉サービスの組織と経営	費やしている時間数					
	全体	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない	無回答
福祉サービスに係る組織や団体	218	77	101	13	0	27
福祉サービスの組織と経営に係る基礎理論	218	74	98	19	0	27
福祉サービス提供組織の経営と実際	218	72	105	15	0	26
福祉サービスの管理運営の方法と実際	218	67	104	21	0	26

(%)

福祉サービスに係る組織や団体	100.0	35.3	46.3	6.0	0.0	12.4
福祉サービスの組織と経営に係る基礎理論	100.0	33.9	45.0	8.7	0.0	12.4
福祉サービス提供組織の経営と実際	100.0	33.0	48.2	6.9	0.0	11.9
福祉サービスの管理運営の方法と実際	100.0	30.7	47.7	9.6	0.0	11.9

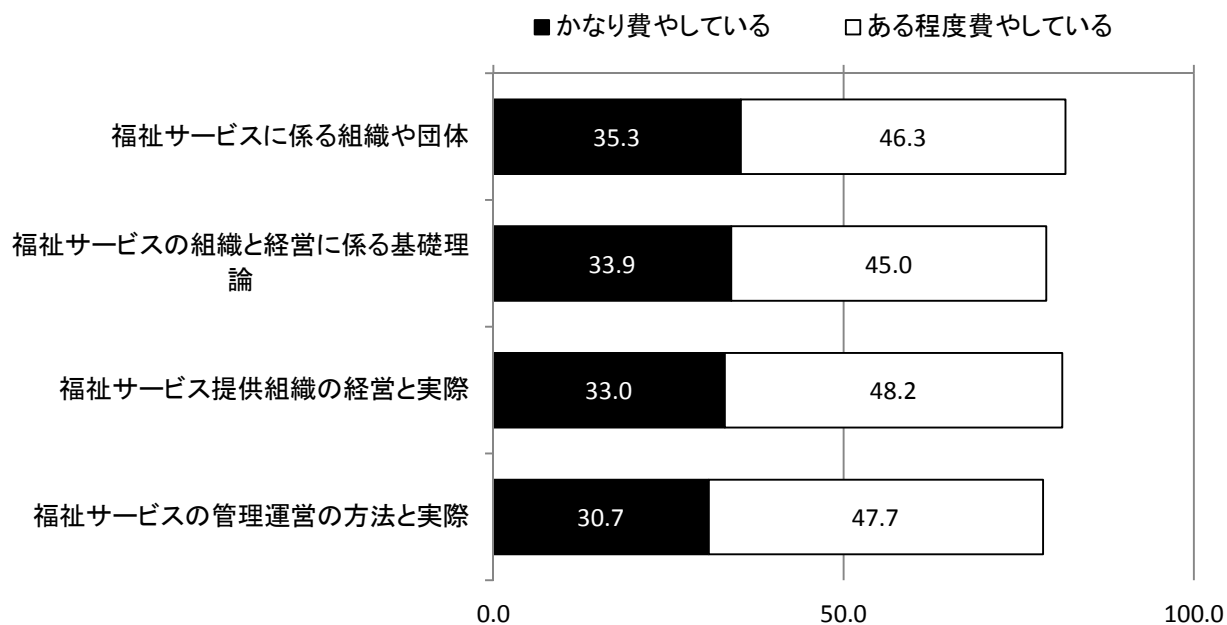
⑩福祉サービスの組織と経営

※重要性



⑩福祉サービスの組織と経営

※費やしている時間数



⑪社会保障

※重要性

教育に含むべき事項の重要性について、とても重要だと思う割合が高いのは、「年金保険制度の具体的内容」(61.9%)、「医療保険制度の具体的内容」(60.7%)の順であった。

(回答数)

⑪社会保障 教育に含むべき事項	重要性					
	全体	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない	無回答
現代社会における社会保障制度の課題(少子高齢化と社会保障制度の関係を含む)	252	146	70	3	0	33
社会保障の概念や対象及びその理念	252	130	83	6	0	33
社会保障の財源と費用	252	117	96	6	0	33
社会保険と社会扶助の関係	252	116	88	15	0	33
公的保険制度と民間保険制度の関係	252	65	115	34	5	33
社会保障制度の体系	252	134	83	2	0	33
年金保険制度の具体的内容	252	156	62	1	0	33
医療保険制度の具体的内容	252	153	64	2	0	33
諸外国における社会保障制度の概要	252	41	133	40	5	33

(%)

現代社会における社会保障制度の課題(少子高齢化と社会保障制度の関係を含む)	100.0	57.9	27.8	1.2	0.0	13.1
社会保障の概念や対象及びその理念	100.0	51.6	32.9	2.4	0.0	13.1
社会保障の財源と費用	100.0	46.4	38.1	2.4	0.0	13.1
社会保険と社会扶助の関係	100.0	46.0	34.9	6.0	0.0	13.1
公的保険制度と民間保険制度の関係	100.0	25.8	45.6	13.5	2.0	13.1
社会保障制度の体系	100.0	53.2	32.9	0.8	0.0	13.1
年金保険制度の具体的内容	100.0	61.9	24.6	0.4	0.0	13.1
医療保険制度の具体的内容	100.0	60.7	25.4	0.8	0.0	13.1
諸外国における社会保障制度の概要	100.0	16.3	52.8	15.9	2.0	13.1

⑪社会保障

※費やしている時間数

教育に含むべき事項を教授するためにどの程度授業で時間を費やしているかについて、かなり時間を費やしている割合が高いのは、「年金保険制度の具体的内容」(53.9%)であった。

(回答数)

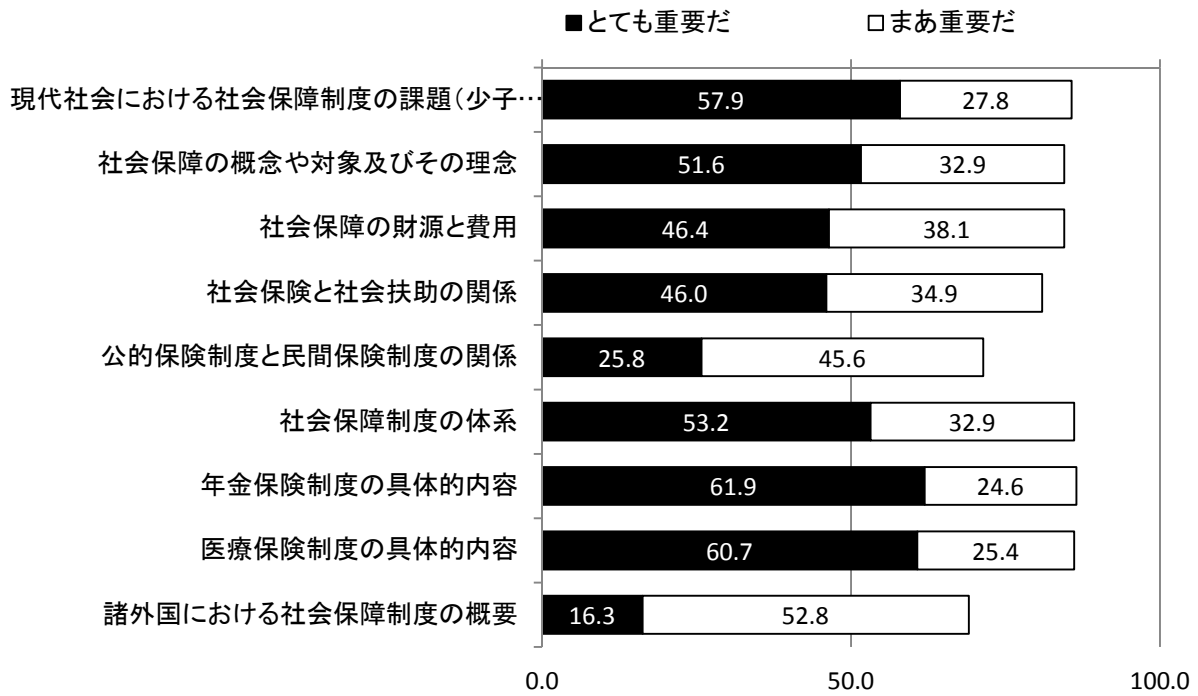
⑪社会保障	費やしている時間数					
教育に含むべき事項	全体	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない	無回答
現代社会における社会保障制度の課題(少子高齢化と社会保障制度の関係を含む)	219	82	87	18	0	32
社会保障の概念や対象及びその理念	219	75	90	22	0	32
社会保障の財源と費用	219	59	113	15	0	32
社会保険と社会扶助の関係	219	60	97	30	0	32
公的保険制度と民間保険制度の関係	219	29	93	62	3	32
社会保障制度の体系	219	86	82	18	0	33
年金保険制度の具体的内容	219	118	67	2	0	32
医療保険制度の具体的内容	219	115	69	2	0	33
諸外国における社会保障制度の概要	219	26	101	52	6	34

(%)

現代社会における社会保障制度の課題(少子高齢化と社会保障制度の関係を含む)	100.0	37.4	39.7	8.2	0.0	14.6
社会保障の概念や対象及びその理念	100.0	34.2	41.1	10.0	0.0	14.6
社会保障の財源と費用	100.0	26.9	51.6	6.8	0.0	14.6
社会保険と社会扶助の関係	100.0	27.4	44.3	13.7	0.0	14.6
公的保険制度と民間保険制度の関係	100.0	13.2	42.5	28.3	1.4	14.6
社会保障制度の体系	100.0	39.3	37.4	8.2	0.0	15.1
年金保険制度の具体的内容	100.0	53.9	30.6	0.9	0.0	14.6
医療保険制度の具体的内容	100.0	52.5	31.5	0.9	0.0	15.1
諸外国における社会保障制度の概要	100.0	11.9	46.1	23.7	2.7	15.5

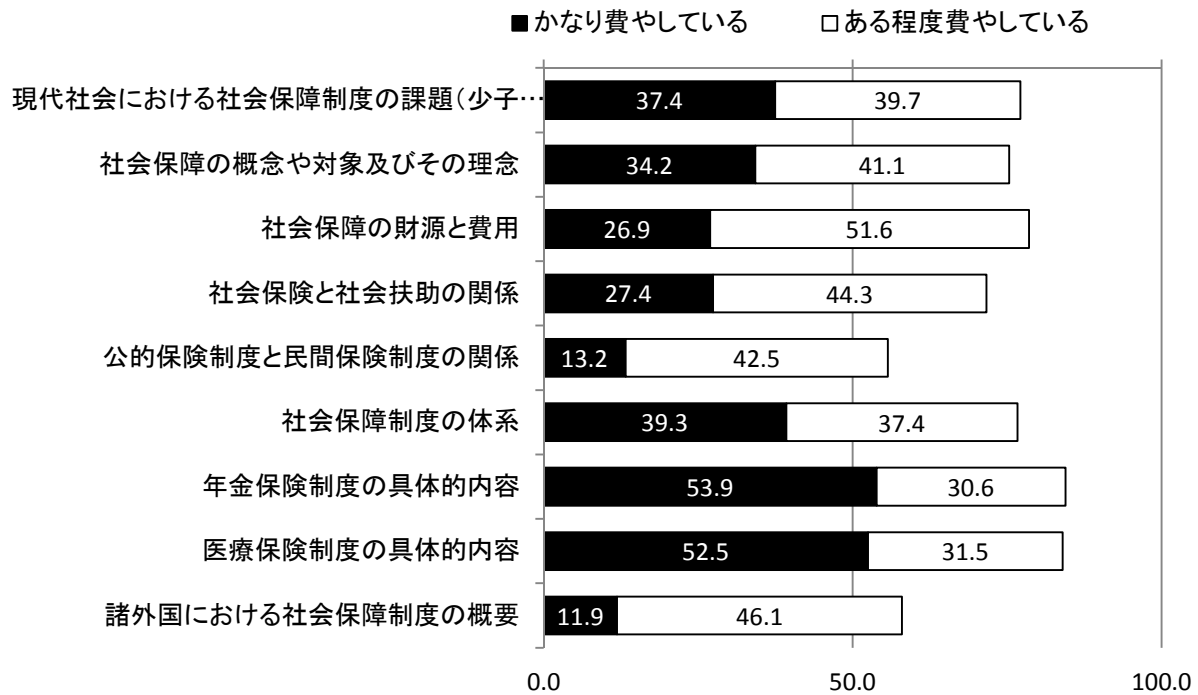
⑪社会保障

※重要性



⑪社会保障

※費やしている時間数



⑫高齢者に対する支援と介護保険制度

※重要性

教育に含むべき事項の重要性について、とても重要だと思う割合が高いのは、「介護保険法」(80.5%)、「高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要(高齢者虐待や地域移行、就労の実態を含む。)」(64.5%)の順であった。

(回答数)

⑫高齢者に対する支援と介護保険制度 教育に含むべき事項	重要性					
	全体	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない	無回答
高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要(高齢者虐待や地域移行、就労の実態を含む。)	251	162	63	4	0	22
高齢者福祉制度の発達過程	251	102	111	18	0	20
介護の概念や対象	251	78	132	19	0	22
介護予防	251	68	138	22	1	22
介護課程	251	52	120	54	3	22
認知症ケア	251	140	77	12	0	22
終末期ケア	251	93	120	16	0	22
介護と住環境	251	59	128	40	2	22
介護保険法	251	202	29	1	0	19
介護報酬	251	63	127	42	0	19
介護保険法における組織及び団体の役割と実際	251	89	116	26	0	20
介護保険法における専門職の役割と実際	251	120	103	6	2	20
介護保険法におけるネットワークと実際	251	96	106	25	2	22
地域包括支援センターの役割と実際	251	147	78	4	0	22
老人福祉法	251	117	102	11	1	20
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)	251	141	87	3	0	20
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	251	49	139	42	1	20
高齢者の居住の安定確保に関する法律	251	50	138	40	3	20

(%)

高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要(高齢者虐待や地域移行、就労の実態を含む。)	100.0	64.5	25.1	1.6	0.0	8.8
高齢者福祉制度の発達過程	100.0	40.6	44.2	7.2	0.0	8.0
介護の概念や対象	100.0	31.1	52.6	7.6	0.0	8.8
介護予防	100.0	27.1	55.0	8.8	0.4	8.8
介護課程	100.0	20.7	47.8	21.5	1.2	8.8
認知症ケア	100.0	55.8	30.7	4.8	0.0	8.8
終末期ケア	100.0	37.1	47.8	6.4	0.0	8.8
介護と住環境	100.0	23.5	51.0	15.9	0.8	8.8
介護保険法	100.0	80.5	11.6	0.4	0.0	7.6
介護報酬	100.0	25.1	50.6	16.7	0.0	7.6
介護保険法における組織及び団体の役割と実際	100.0	35.5	46.2	10.4	0.0	8.0
介護保険法における専門職の役割と実際	100.0	47.8	41.0	2.4	0.8	8.0
介護保険法におけるネットワークと実際	100.0	38.2	42.2	10.0	0.8	8.8
地域包括支援センターの役割と実際	100.0	58.6	31.1	1.6	0.0	8.8
老人福祉法	100.0	46.6	40.6	4.4	0.4	8.0
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)	100.0	56.2	34.7	1.2	0.0	8.0
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	100.0	19.5	55.4	16.7	0.4	8.0
高齢者の居住の安定確保に関する法律	100.0	19.9	55.0	15.9	1.2	8.0

⑫高齢者に対する支援と介護保険制度

※費やしている時間数

教育に含むべき事項を教授するためにどの程度授業で時間を費やしているかについて、かなり時間を費やしている割合が高いのは、「介護保険法」(73.4%)であった。

(回答数)

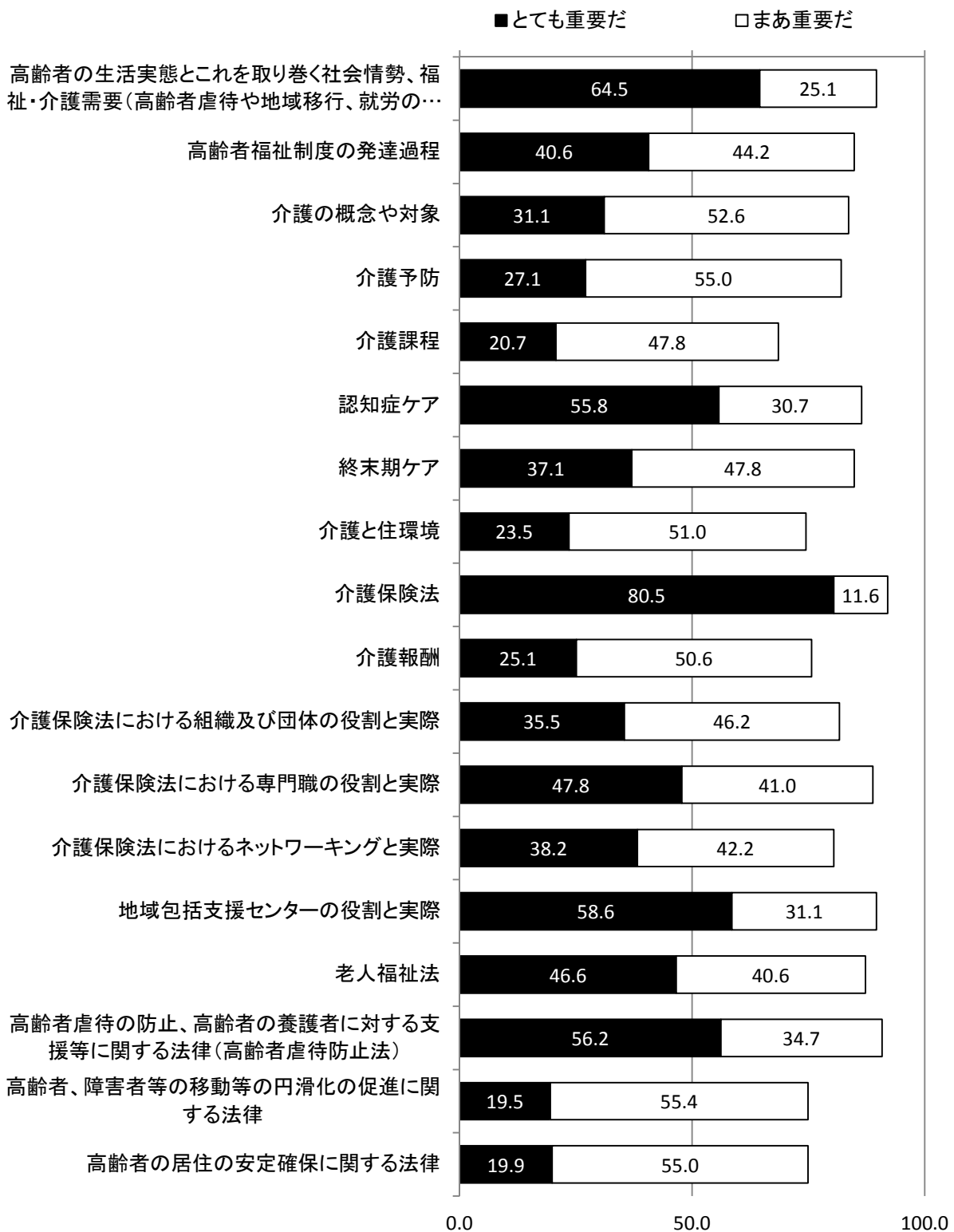
⑫高齢者に対する支援と介護保険制度 教育に含むべき事項	費やしている時間数					
	全体	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない	無回答
高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要(高齢者虐待や地域移行、就労の実態を含む。)	218	90	100	9	0	19
高齢者福祉制度の発達過程	218	56	111	27	1	23
介護の概念や対象	218	43	123	34	0	18
介護予防	218	40	110	45	5	18
介護課程	218	29	110	51	9	19
認知症ケア	218	88	97	15	0	18
終末期ケア	218	44	115	39	2	18
介護と住環境	218	29	92	69	9	19
介護保険法	218	160	37	5	0	16
介護報酬	218	38	94	65	4	17
介護保険法における組織及び団体の役割と実際	218	49	115	38	0	16
介護保険法における専門職の役割と実際	218	72	106	23	0	17
介護保険法におけるネットワーキングと実際	218	44	104	50	3	17
地域包括支援センターの役割と実際	218	78	108	15	0	17
老人福祉法	218	45	122	35	0	16
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)	218	69	103	30	0	16
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	218	19	93	80	10	16
高齢者の居住の安定確保に関する法律	218	22	92	82	6	16

(%)

高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要(高齢者虐待や地域移行、就労の実態を含む。)	100.0	41.3	45.9	4.1	0.0	8.7
高齢者福祉制度の発達過程	100.0	25.7	50.9	12.4	0.5	10.6
介護の概念や対象	100.0	19.7	56.4	15.6	0.0	8.3
介護予防	100.0	18.3	50.5	20.6	2.3	8.3
介護課程	100.0	13.3	50.5	23.4	4.1	8.7
認知症ケア	100.0	40.4	44.5	6.9	0.0	8.3
終末期ケア	100.0	20.2	52.8	17.9	0.9	8.3
介護と住環境	100.0	13.3	42.2	31.7	4.1	8.7
介護保険法	100.0	73.4	17.0	2.3	0.0	7.3
介護報酬	100.0	17.4	43.1	29.8	1.8	7.8
介護保険法における組織及び団体の役割と実際	100.0	22.5	52.8	17.4	0.0	7.3
介護保険法における専門職の役割と実際	100.0	33.0	48.6	10.6	0.0	7.8
介護保険法におけるネットワーキングと実際	100.0	20.2	47.7	22.9	1.4	7.8
地域包括支援センターの役割と実際	100.0	35.8	49.5	6.9	0.0	7.8
老人福祉法	100.0	20.6	56.0	16.1	0.0	7.3
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)	100.0	31.7	47.2	13.8	0.0	7.3
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	100.0	8.7	42.7	36.7	4.6	7.3
高齢者の居住の安定確保に関する法律	100.0	10.1	42.2	37.6	2.8	7.3

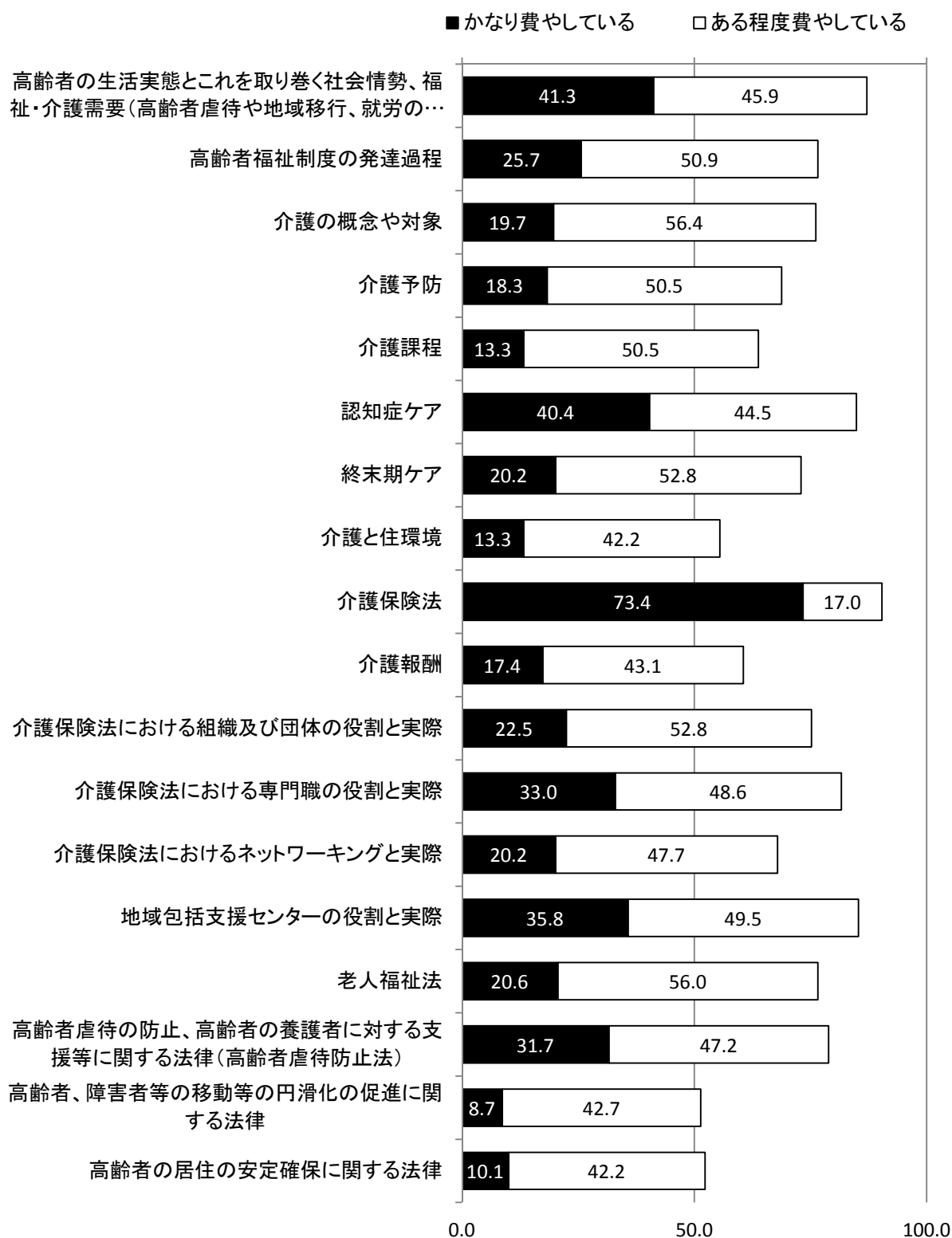
⑫高齢者に対する支援と介護保険制度

※重要性



⑫高齢者に対する支援と介護保険制度

※費やしている時間数



⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度

※重要性

教育に含むべき事項の重要性について、とても重要だと思う割合が高いのは、「障害者総合支援法」(66.4%)、「障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要」(61.2%)の順であった。

(回答数)

⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度	重要性					無回答
	全体	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない	
障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要	250	153	61	5	0	31
障害者福祉制度の発達過程	250	113	96	11	0	30
障害者総合支援法	250	166	49	5	0	30
障害者総合支援法における組織及び団体の役割と実際	250	86	118	14	1	31
障害者総合支援法における専門職の役割と実際	250	113	92	13	2	30
障害者総合支援法における多職種連携、ネットワークと実際	250	88	106	21	2	33
相談支援事業所の役割と実際	250	97	112	11	0	30
身体障害者福祉法	250	83	119	17	1	30
知的障害者福祉法	250	85	117	17	1	30
精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律	250	81	121	17	1	30
発達障害者支援法	250	77	125	17	1	30
障害者基本法	250	140	72	6	2	30
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律	250	41	139	34	6	30
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	250	36	141	41	2	30
障害者の雇用の促進等に関する法律	250	78	127	13	1	31

(%)

障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要	100.0	61.2	24.4	2.0	0.0	12.4
障害者福祉制度の発達過程	100.0	45.2	38.4	4.4	0.0	12.0
障害者総合支援法	100.0	66.4	19.6	2.0	0.0	12.0
障害者総合支援法における組織及び団体の役割と実際	100.0	34.4	47.2	5.6	0.4	12.4
障害者総合支援法における専門職の役割と実際	100.0	45.2	36.8	5.2	0.8	12.0
障害者総合支援法における多職種連携、ネットワークと実際	100.0	35.2	42.4	8.4	0.8	13.2
相談支援事業所の役割と実際	100.0	38.8	44.8	4.4	0.0	12.0
身体障害者福祉法	100.0	33.2	47.6	6.8	0.4	12.0
知的障害者福祉法	100.0	34.0	46.8	6.8	0.4	12.0
精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律	100.0	32.4	48.4	6.8	0.4	12.0
発達障害者支援法	100.0	30.8	50.0	6.8	0.4	12.0
障害者基本法	100.0	56.0	28.8	2.4	0.8	12.0
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律	100.0	16.4	55.6	13.6	2.4	12.0
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	100.0	14.4	56.4	16.4	0.8	12.0
障害者の雇用の促進等に関する法律	100.0	31.2	50.8	5.2	0.4	12.4

⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度

※費やしている時間数

教育に含むべき事項を教授するためにどの程度授業で時間を費やしているかについて、かなり時間を費やしている割合が高いのは、「障害者総合支援法」(52.5%)であった。

(回答数)

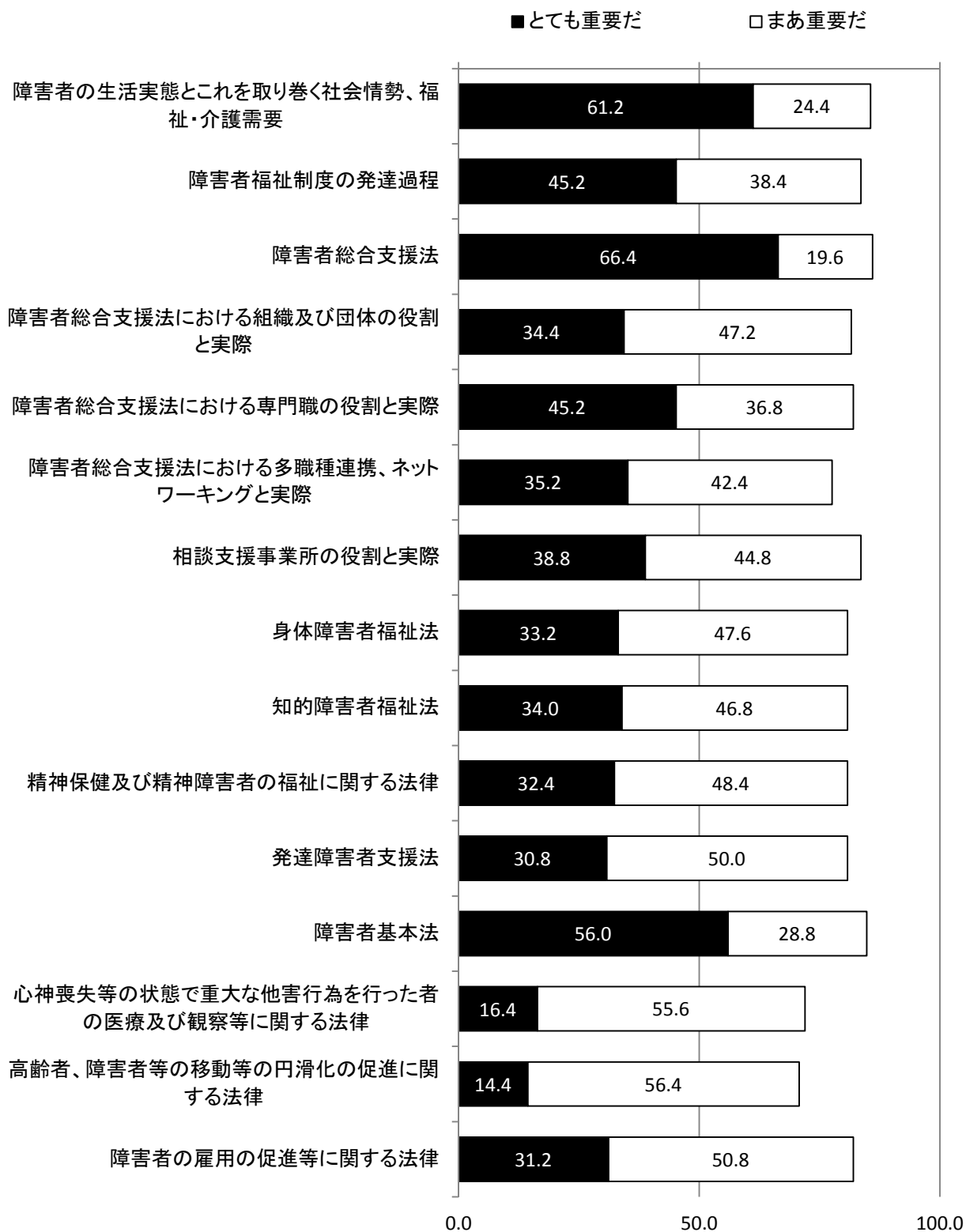
⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度 教育に含むべき事項	費やしている時間数					
	全体	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない	無回答
障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要	223	80	96	12	0	35
障害者福祉制度の発達過程	223	61	99	30	0	33
障害者総合支援法	223	117	70	3	0	33
障害者総合支援法における組織及び団体の役割と実際	223	40	109	37	3	34
障害者総合支援法における専門職の役割と実際	223	56	94	37	3	33
障害者総合支援法における多職種連携、ネットワーキングと実際	223	32	106	48	4	33
相談支援事業所の役割と実際	223	48	103	36	3	33
身体障害者福祉法	223	35	111	44	0	33
知的障害者福祉法	223	33	112	45	0	33
精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律	223	33	110	46	1	33
発達障害者支援法	223	32	105	49	3	34
障害者基本法	223	76	94	20	0	33
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律	223	14	80	90	6	33
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	223	14	76	95	5	33
障害者の雇用の促進等に関する法律	223	45	92	49	3	34

(%)

障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要	100.0	35.9	43.0	5.4	0.0	15.7
障害者福祉制度の発達過程	100.0	27.4	44.4	13.5	0.0	14.8
障害者総合支援法	100.0	52.5	31.4	1.3	0.0	14.8
障害者総合支援法における組織及び団体の役割と実際	100.0	17.9	48.9	16.6	1.3	15.2
障害者総合支援法における専門職の役割と実際	100.0	25.1	42.2	16.6	1.3	14.8
障害者総合支援法における多職種連携、ネットワーキングと実際	100.0	14.3	47.5	21.5	1.8	14.8
相談支援事業所の役割と実際	100.0	21.5	46.2	16.1	1.3	14.8
身体障害者福祉法	100.0	15.7	49.8	19.7	0.0	14.8
知的障害者福祉法	100.0	14.8	50.2	20.2	0.0	14.8
精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律	100.0	14.8	49.3	20.6	0.4	14.8
発達障害者支援法	100.0	14.3	47.1	22.0	1.3	15.2
障害者基本法	100.0	34.1	42.2	9.0	0.0	14.8
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律	100.0	6.3	35.9	40.4	2.7	14.8
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	100.0	6.3	34.1	42.6	2.2	14.8
障害者の雇用の促進等に関する法律	100.0	20.2	41.3	22.0	1.3	15.2

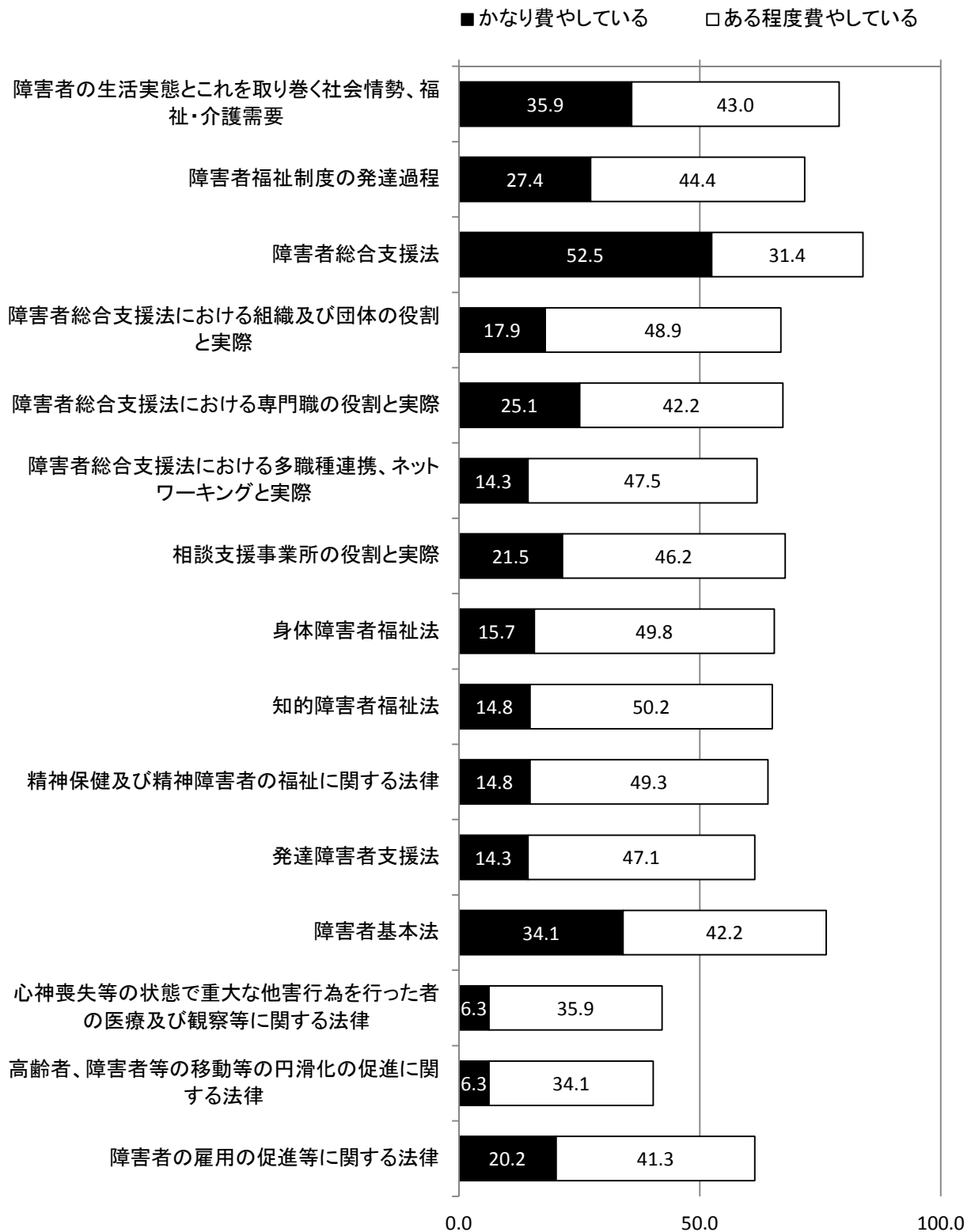
⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度

※重要性



⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度

※費やしている時間数



⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度

※重要性

教育に含むべき事項の重要性について、とても重要だと思う割合が高いのは、「児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要（一人親家庭、児童虐待及び家庭内暴力(D.V)、地域における子育て支援及び青少年育成の実態を含む。）と実際」（65.3%）であった。

(回答数)

⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	重要性					
	全体	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない	無回答
児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要（一人親家庭、児童虐待及び家庭内暴力(D.V)、地域における子育て支援及び青少年育成の実態を含む。）と実際	251	164	55	0	0	32
児童・家庭福祉制度の発展過程	251	80	130	10	0	31
児童の定義と権利	251	154	59	7	0	31
児童福祉法	251	159	61	0	0	31
児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)	251	157	63	0	0	31
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(D.V法)	251	81	130	7	1	32
母子及び寡婦福祉法	251	53	149	18	0	31
母子保健法	251	54	137	28	0	32
児童手当法	251	49	149	22	0	31
児童扶養手当法	251	51	154	15	0	31
特別児童扶養手当等の支給に関する法律	251	46	152	21	1	31
次世代育成支援対策推進法	251	59	123	37	1	31
少子化社会対策基本法	251	57	128	33	2	31
売春防止法	251	27	118	66	9	31
児童・家庭福祉制度における組織及び団体の役割と実際	251	88	116	13	3	31
児童・家庭福祉制度における専門職の役割と実際	251	112	102	6	0	31
児童・家庭福祉制度における多職種連携、ネットワーキングと実際	251	99	114	6	1	31
児童相談所の役割と実際	251	143	75	2	0	31

(%)

児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要（一人親家庭、児童虐待及び家庭内暴力(D.V)、地域における子育て支援及び青少年育成の実態を含む。）と実際	100.0	65.3	21.9	0.0	0.0	12.7
児童・家庭福祉制度の発展過程	100.0	31.9	51.8	4.0	0.0	12.4
児童の定義と権利	100.0	61.4	23.5	2.8	0.0	12.4
児童福祉法	100.0	63.3	24.3	0.0	0.0	12.4
児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)	100.0	62.5	25.1	0.0	0.0	12.4
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(D.V法)	100.0	32.3	51.8	2.8	0.4	12.7
母子及び寡婦福祉法	100.0	21.1	59.4	7.2	0.0	12.4
母子保健法	100.0	21.5	54.6	11.2	0.0	12.7
児童手当法	100.0	19.5	59.4	8.8	0.0	12.4
児童扶養手当法	100.0	20.3	61.4	6.0	0.0	12.4
特別児童扶養手当等の支給に関する法律	100.0	18.3	60.6	8.4	0.4	12.4
次世代育成支援対策推進法	100.0	23.5	49.0	14.7	0.4	12.4
少子化社会対策基本法	100.0	22.7	51.0	13.1	0.8	12.4
売春防止法	100.0	10.8	47.0	26.3	3.6	12.4
児童・家庭福祉制度における組織及び団体の役割と実際	100.0	35.1	46.2	5.2	1.2	12.4
児童・家庭福祉制度における専門職の役割と実際	100.0	44.6	40.6	2.4	0.0	12.4
児童・家庭福祉制度における多職種連携、ネットワーキングと実際	100.0	39.4	45.4	2.4	0.4	12.4
児童相談所の役割と実際	100.0	57.0	29.9	0.8	0.0	12.4

⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度

※費やしている時間数

教育に含むべき事項を教授するためにどの程度授業で時間を費やしているかについて、かなり時間を費やしている割合が高いのは、「児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要（一人親家庭、児童虐待及び家庭内暴力(D.V)、地域における子育て支援及び青少年育成の実態を含む。）と実際」(47.2%)であった。

(回答数)

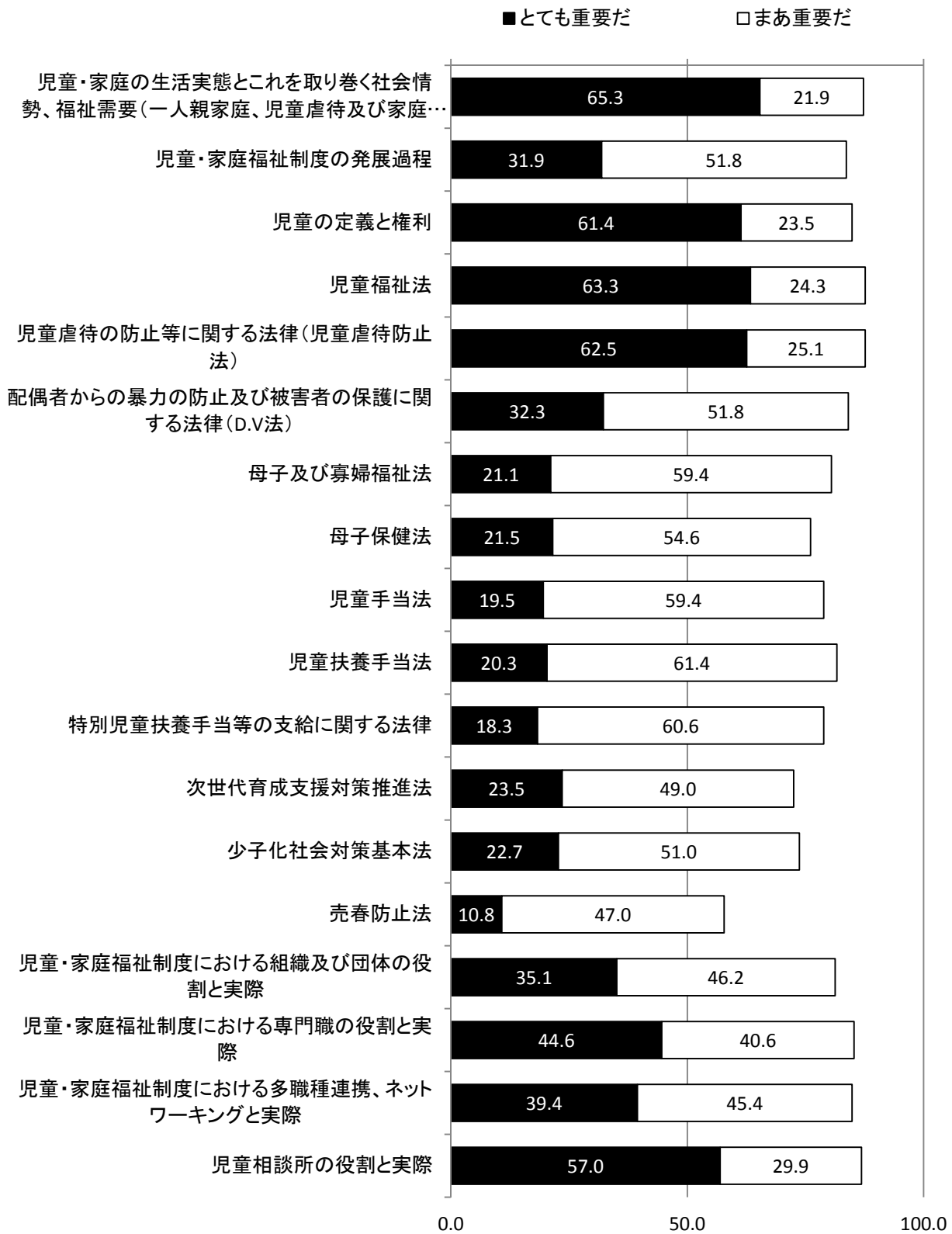
⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	費やしている時間数					
教育に含むべき事項	全体	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない	無回答
児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要（一人親家庭、児童虐待及び家庭内暴力(D.V)、地域における子育て支援及び青少年育成の実態を含む。）と実際	218	103	80	7	0	28
児童・家庭福祉制度の発展過程	218	60	102	28	0	28
児童の定義と権利	218	96	80	14	0	28
児童福祉法	218	102	85	6	0	25
児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)	218	101	78	13	0	26
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(D.V法)	218	41	94	57	1	25
母子及び寡婦福祉法	218	21	101	70	1	25
母子保健法	218	21	91	78	2	26
児童手当法	218	20	88	79	6	25
児童扶養手当法	218	20	90	80	3	25
特別児童扶養手当等の支給に関する法律	218	18	87	81	7	25
次世代育成支援対策推進法	218	27	82	76	6	27
少子化社会対策基本法	218	29	86	73	5	25
売春防止法	218	13	67	84	29	25
児童・家庭福祉制度における組織及び団体の役割と実際	218	57	100	34	1	26
児童・家庭福祉制度における専門職の役割と実際	218	72	99	22	0	25
児童・家庭福祉制度における多職種連携、ネットワーキングと実際	218	61	94	36	2	25
児童相談所の役割と実際	218	94	85	14	0	25

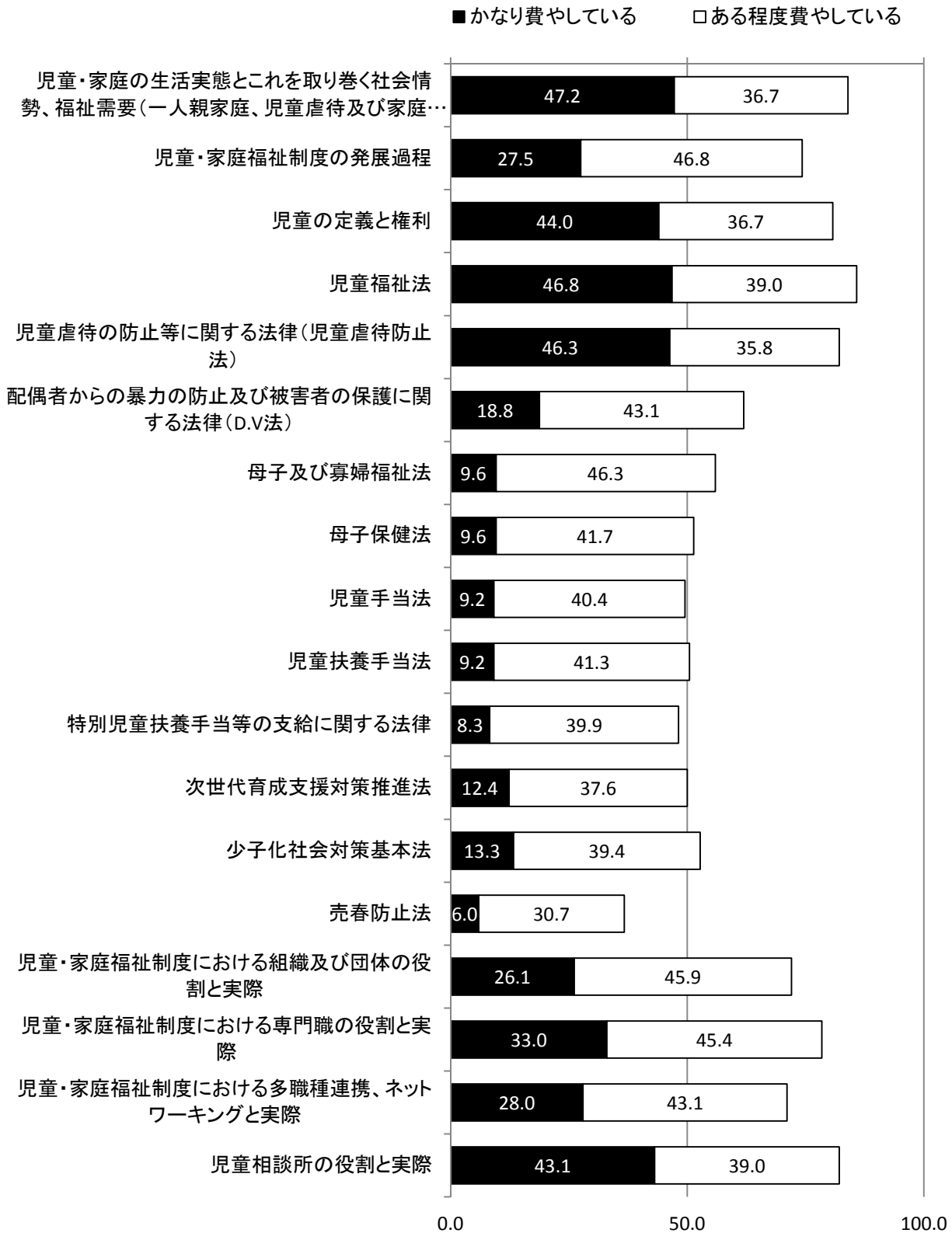
(%)

児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要（一人親家庭、児童虐待及び家庭内暴力(D.V)、地域における子育て支援及び青少年育成の実態を含む。）と実際	100.0	47.2	36.7	3.2	0.0	12.8
児童・家庭福祉制度の発展過程	100.0	27.5	46.8	12.8	0.0	12.8
児童の定義と権利	100.0	44.0	36.7	6.4	0.0	12.8
児童福祉法	100.0	46.8	39.0	2.8	0.0	11.5
児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)	100.0	46.3	35.8	6.0	0.0	11.9
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(D.V法)	100.0	18.8	43.1	26.1	0.5	11.5
母子及び寡婦福祉法	100.0	9.6	46.3	32.1	0.5	11.5
母子保健法	100.0	9.6	41.7	35.8	0.9	11.9
児童手当法	100.0	9.2	40.4	36.2	2.8	11.5
児童扶養手当法	100.0	9.2	41.3	36.7	1.4	11.5
特別児童扶養手当等の支給に関する法律	100.0	8.3	39.9	37.2	3.2	11.5
次世代育成支援対策推進法	100.0	12.4	37.6	34.9	2.8	12.4
少子化社会対策基本法	100.0	13.3	39.4	33.5	2.3	11.5
売春防止法	100.0	6.0	30.7	38.5	13.3	11.5
児童・家庭福祉制度における組織及び団体の役割と実際	100.0	26.1	45.9	15.6	0.5	11.9
児童・家庭福祉制度における専門職の役割と実際	100.0	33.0	45.4	10.1	0.0	11.5
児童・家庭福祉制度における多職種連携、ネットワーキングと実際	100.0	28.0	43.1	16.5	0.9	11.5
児童相談所の役割と実際	100.0	43.1	39.0	6.4	0.0	11.5

⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度

※重要性





⑮低所得者に対する支援と生活保護制度 ※重要性

教育に含むべき事項の重要性について、とても重要だと思う割合が高いのは、「生活保護法」(76.1%)、「低所得者層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要と実際」(61.0%)の順であった。

(回答数)

⑮低所得者に対する支援と生活保護制度 教育に含むべき事項	重要性					
	全体	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない	無回答
低所得者層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要と実際	251	153	64	0	1	33
生活保護制度	251	191	27	0	0	33
生活保護制度における組織及び団体の役割と実際	251	90	119	7	2	33
生活保護制度における専門職の役割と実際	251	120	93	4	1	33
生活保護制度における多職種連携、ネットワーキングと実際	251	75	126	17	0	33
福祉事務所の役割と実際	251	106	105	6	1	33
自立支援プログラムの意義と実際	251	112	89	13	3	34
低所得者対策	251	98	104	12	3	34
低所得者へ住宅政策	251	42	143	29	3	34
ホームレス対策	251	75	125	15	2	34

(%)

低所得者層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要と実際	100.0	61.0	25.5	0.0	0.4	13.1
生活保護制度	100.0	76.1	10.8	0.0	0.0	13.1
生活保護制度における組織及び団体の役割と実際	100.0	35.9	47.4	2.8	0.8	13.1
生活保護制度における専門職の役割と実際	100.0	47.8	37.1	1.6	0.4	13.1
生活保護制度における多職種連携、ネットワーキングと実際	100.0	29.9	50.2	6.8	0.0	13.1
福祉事務所の役割と実際	100.0	42.2	41.8	2.4	0.4	13.1
自立支援プログラムの意義と実際	100.0	44.6	35.5	5.2	1.2	13.5
低所得者対策	100.0	39.0	41.4	4.8	1.2	13.5
低所得者へ住宅政策	100.0	16.7	57.0	11.6	1.2	13.5
ホームレス対策	100.0	29.9	49.8	6.0	0.8	13.5

⑮低所得者に対する支援と生活保護制度 ※費やしている時間数

教育に含むべき事項を教授するためにどの程度授業で時間を費やしているかについて、かなり時間を費やしている割合が高いのは、「生活保護制度」(64.7%)であった。

(回答数)

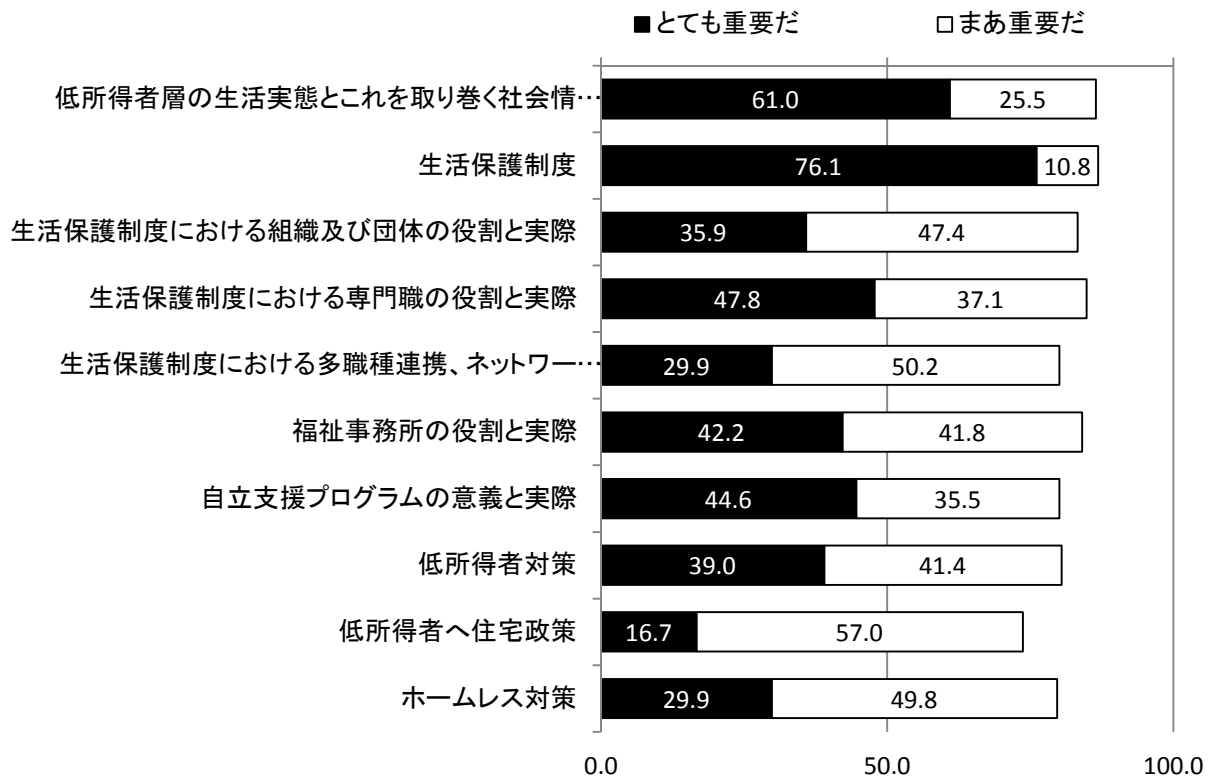
⑮低所得者に対する支援と生活保護制度	費やしている時間数					
教育に含むべき事項	全体	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない	無回答
低所得者層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要と実際	218	83	93	9	0	33
生活保護制度	218	141	44	0	0	33
生活保護制度における組織及び団体の役割と実際	218	39	124	22	0	33
生活保護制度における専門職の役割と実際	218	62	103	20	0	33
生活保護制度における多職種連携、ネットワーキングと実際	218	33	106	44	2	33
福祉事務所の役割と実際	218	48	107	30	0	33
自立支援プログラムの意義と実際	218	64	88	30	2	34
低所得者対策	218	42	103	39	1	33
低所得者へ住宅政策	218	15	92	71	7	33
ホームレス対策	218	35	104	44	2	33

(%)

低所得者層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要と実際	100.0	38.1	42.7	4.1	0.0	15.1
生活保護制度	100.0	64.7	20.2	0.0	0.0	15.1
生活保護制度における組織及び団体の役割と実際	100.0	17.9	56.9	10.1	0.0	15.1
生活保護制度における専門職の役割と実際	100.0	28.4	47.2	9.2	0.0	15.1
生活保護制度における多職種連携、ネットワーキングと実際	100.0	15.1	48.6	20.2	0.9	15.1
福祉事務所の役割と実際	100.0	22.0	49.1	13.8	0.0	15.1
自立支援プログラムの意義と実際	100.0	29.4	40.4	13.8	0.9	15.6
低所得者対策	100.0	19.3	47.2	17.9	0.5	15.1
低所得者へ住宅政策	100.0	6.9	42.2	32.6	3.2	15.1
ホームレス対策	100.0	16.1	47.7	20.2	0.9	15.1

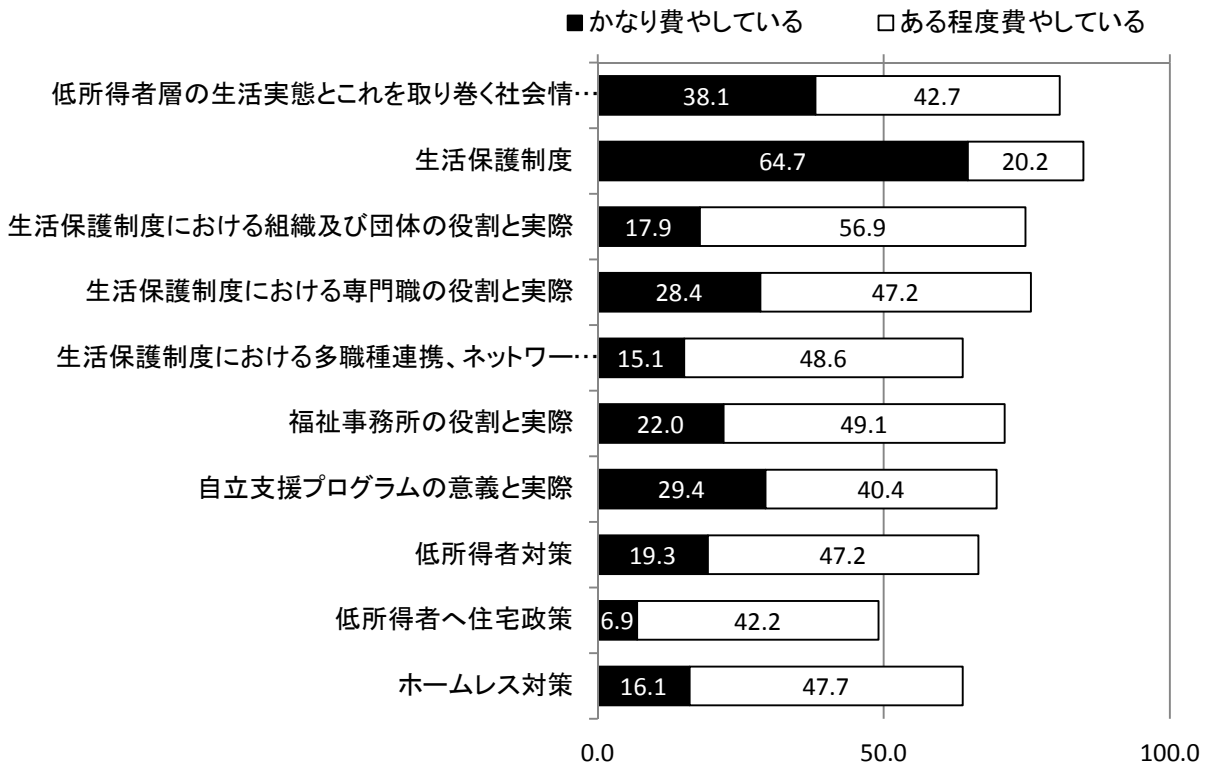
⑮低所得者に対する支援と生活保護制度

※重要性



⑮低所得者に対する支援と生活保護制度

※費やしている時間数



⑩保健医療サービス

※重要性

教育に含むべき事項の重要性について、とても重要だと思う割合が高いのは、「保健医療サービス関係者との連携と実際」(53.6%)、「保健医療サービスにおける専門職の役割と実際」(52.8%)の順であった。

(回答数)

⑩保健医療サービス	重要性					
	全体	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない	無回答
医療保険制度	250	127	79	6	0	38
診療報酬	250	54	127	28	3	38
保健医療サービスの概要	250	119	88	4	0	39
保健医療サービスにおける専門職の役割と実際	250	132	75	5	0	38
保健医療サービス関係者との連携と実際	250	134	69	7	2	38

(%)

医療保険制度	100.0	50.8	31.6	2.4	0.0	15.2
診療報酬	100.0	21.6	50.8	11.2	1.2	15.2
保健医療サービスの概要	100.0	47.6	35.2	1.6	0.0	15.6
保健医療サービスにおける専門職の役割と実際	100.0	52.8	30.0	2.0	0.0	15.2
保健医療サービス関係者との連携と実際	100.0	53.6	27.6	2.8	0.8	15.2

⑩保健医療サービス

※費やしている時間数

教育に含むべき事項を教授するためにどの程度授業で時間を費やしているかについて、かなり時間を費やしている割合が高いのは、「保健医療サービスにおける専門職の役割と実際」(40.1%)であった。

(回答数)

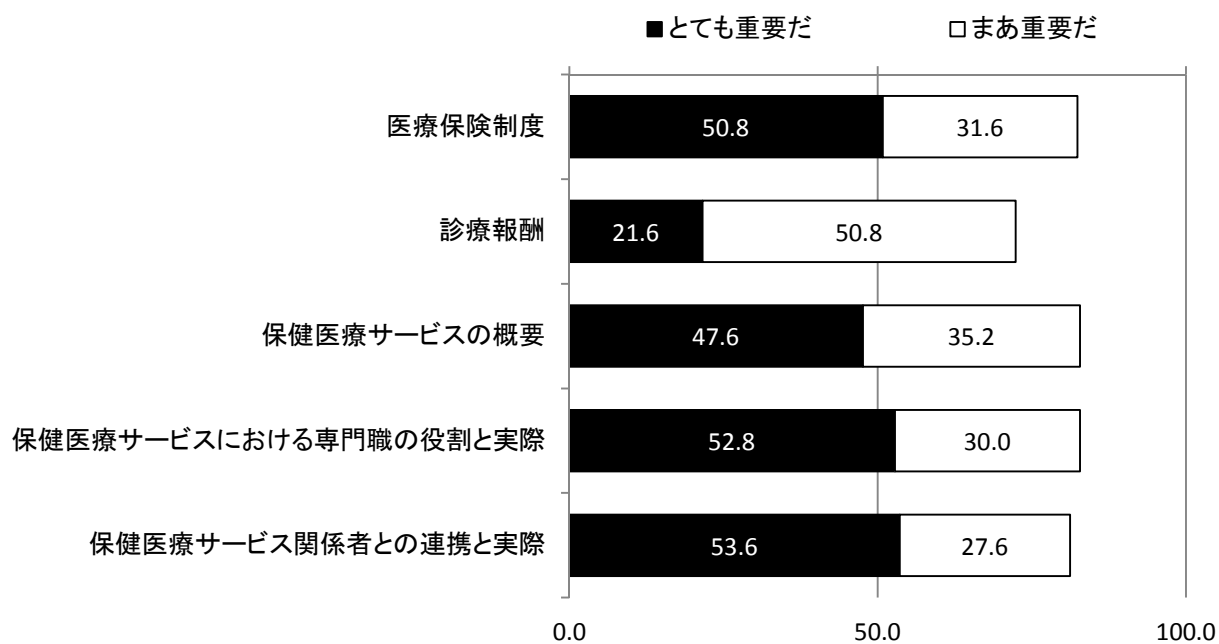
⑩保健医療サービス	費やしている時間数					
	全体	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない	無回答
医療保険制度	217	85	91	6	1	34
診療報酬	217	42	106	34	1	34
保健医療サービスの概要	217	85	96	2	0	34
保健医療サービスにおける専門職の役割と実際	217	87	84	12	0	34
保健医療サービス関係者との連携と実際	217	77	87	12	4	37

(%)

医療保険制度	100.0	39.2	41.9	2.8	0.5	15.7
診療報酬	100.0	19.4	48.8	15.7	0.5	15.7
保健医療サービスの概要	100.0	39.2	44.2	0.9	0.0	15.7
保健医療サービスにおける専門職の役割と実際	100.0	40.1	38.7	5.5	0.0	15.7
保健医療サービス関係者との連携と実際	100.0	35.5	40.1	5.5	1.8	17.1

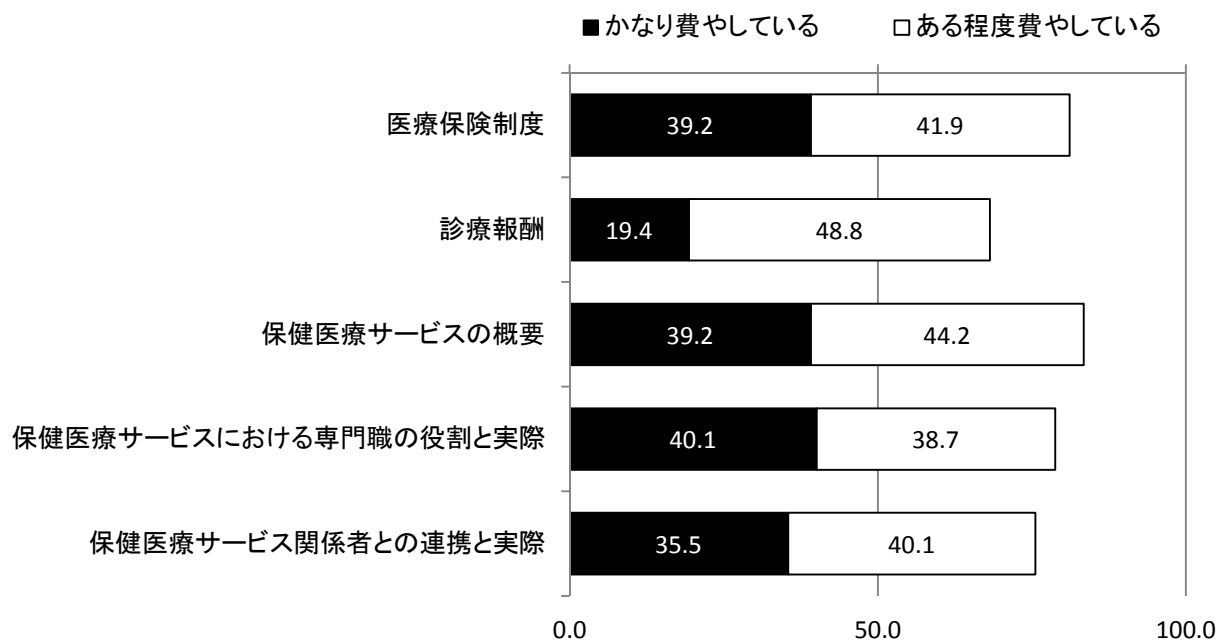
⑩保健医療サービス

※重要性



⑩保健医療サービス

※費やしている時間数



⑪就労支援サービス

※重要性

教育に含むべき事項の重要性について、とても重要だと思う割合が高いのは、「就労支援制度の概要」(57.0%)、「就労支援に係る専門職の役割と実際」(44.6%)であった。

(回答数)

⑪就労支援サービス	重要性					
教育に含むべき事項	全体	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない	無回答
雇用・就労の動向と労働施策の概要	242	93	96	4	1	48
就労支援制度の概要	242	138	56	1	0	47
就労支援に係る組織、団体の役割と実際	242	69	114	12	0	47
就労支援に係る専門職の役割と実際	242	108	84	3	0	47
就労支援分野との連携と実際	242	90	96	5	0	51

(%)

雇用・就労の動向と労働施策の概要	100.0	38.4	39.7	1.7	0.4	19.8
就労支援制度の概要	100.0	57.0	23.1	0.4	0.0	19.4
就労支援に係る組織、団体の役割と実際	100.0	28.5	47.1	5.0	0.0	19.4
就労支援に係る専門職の役割と実際	100.0	44.6	34.7	1.2	0.0	19.4
就労支援分野との連携と実際	100.0	37.2	39.7	2.1	0.0	21.1

⑪就労支援サービス

※費やしている時間数

教育に含むべき事項を教授するためにどの程度授業で時間を費やしているかについて、かなり時間を費やしている割合が高いのは、「就労支援制度の概要」(43.7%)であった。

(回答数)

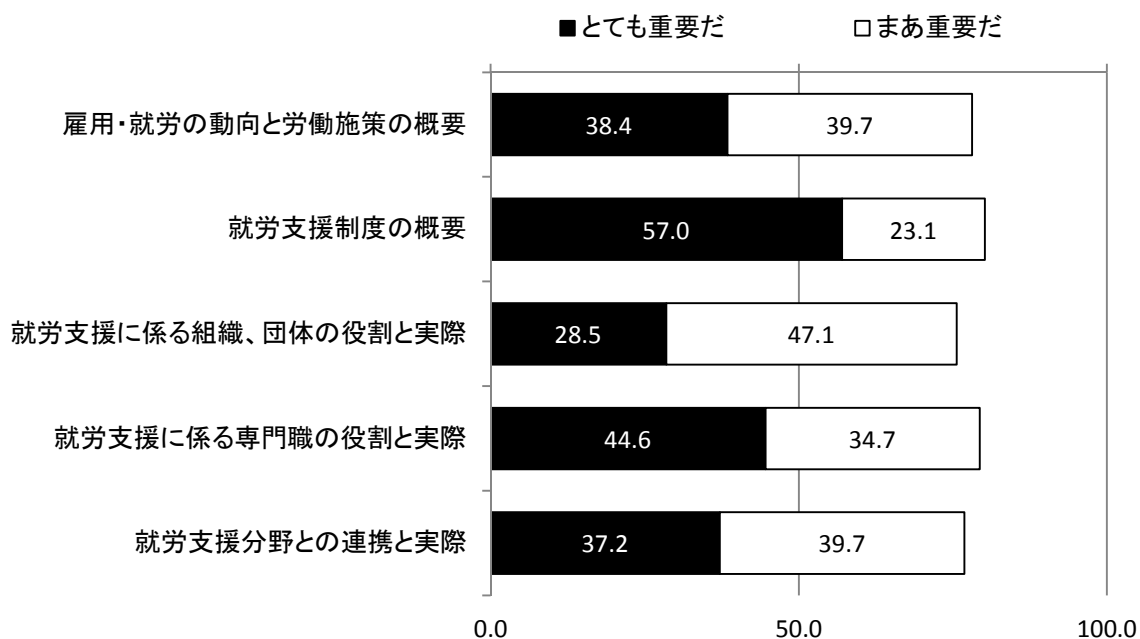
⑪就労支援サービス	費やしている時間数					
教育に含むべき事項	全体	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない	無回答
雇用・就労の動向と労働施策の概要	213	55	90	16	0	52
就労支援制度の概要	213	93	65	4	0	51
就労支援に係る組織、団体の役割と実際	213	39	99	24	0	51
就労支援に係る専門職の役割と実際	213	69	82	11	0	51
就労支援分野との連携と実際	213	52	92	16	0	53

(%)

雇用・就労の動向と労働施策の概要	100.0	25.8	42.3	7.5	0.0	24.4
就労支援制度の概要	100.0	43.7	30.5	1.9	0.0	23.9
就労支援に係る組織、団体の役割と実際	100.0	18.3	46.5	11.3	0.0	23.9
就労支援に係る専門職の役割と実際	100.0	32.4	38.5	5.2	0.0	23.9
就労支援分野との連携と実際	100.0	24.4	43.2	7.5	0.0	24.9

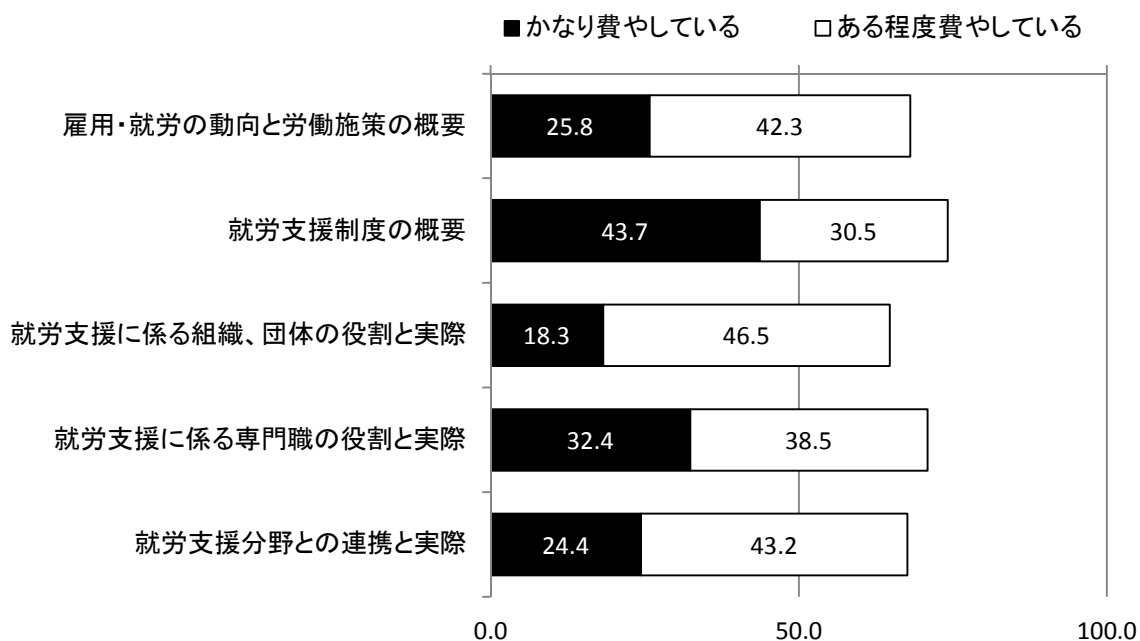
⑪就労支援サービス

※重要性



⑪就労支援サービス

※費やしている時間数



⑩権利擁護と成年後見制度

※重要性

教育に含むべき事項の重要性について、とても重要だと思う割合が高いのは、「成年後見制度」(66.9%)、「相談援助活動と法(日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む。)」との関わり」(48.4%)であった。

(回答数)

⑩権利擁護と成年後見制度	重要性					
教育に含むべき事項	全体	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない	無回答
相談援助活動と法(日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む。))との関わり	248	120	76	6	2	44
成年後見制度	248	166	34	3	0	45
日常生活自立支援事業	248	116	80	6	1	45
成年後見制度利用支援事業	248	79	112	11	1	45
権利擁護に係る組織、団体の役割と実際	248	65	125	13	0	45
権利擁護活動の実際	248	103	87	10	1	47

(%)

相談援助活動と法(日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む。))との関わり	100.0	48.4	30.6	2.4	0.8	17.7
成年後見制度	100.0	66.9	13.7	1.2	0.0	18.1
日常生活自立支援事業	100.0	46.8	32.3	2.4	0.4	18.1
成年後見制度利用支援事業	100.0	31.9	45.2	4.4	0.4	18.1
権利擁護に係る組織、団体の役割と実際	100.0	26.2	50.4	5.2	0.0	18.1
権利擁護活動の実際	100.0	41.5	35.1	4.0	0.4	19.0

⑩権利擁護と成年後見制度

※費やしている時間数

教育に含むべき事項を教授するためにどの程度授業で時間を費やしているかについて、かなり時間を費やしている割合が高いのは、「成年後見制度」(59.5%)であった。

(回答数)

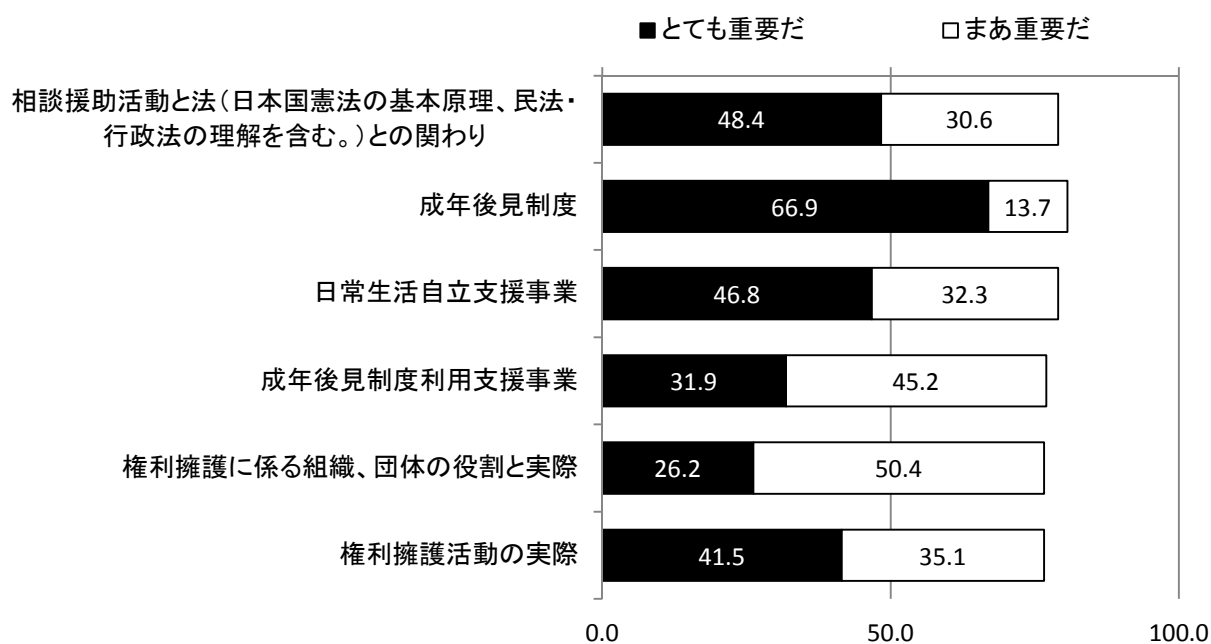
⑩権利擁護と成年後見制度	費やしている時間数					
教育に含むべき事項	全体	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない	無回答
相談援助活動と法(日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む。))との関わり	215	101	61	9	0	44
成年後見制度	215	128	41	2	0	44
日常生活自立支援事業	215	60	85	26	0	44
成年後見制度利用支援事業	215	40	93	36	2	44
権利擁護に係る組織、団体の役割と実際	215	28	97	45	1	44
権利擁護活動の実際	215	51	86	32	0	46

(%)

相談援助活動と法(日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む。))との関わり	100.0	47.0	28.4	4.2	0.0	20.5
成年後見制度	100.0	59.5	19.1	0.9	0.0	20.5
日常生活自立支援事業	100.0	27.9	39.5	12.1	0.0	20.5
成年後見制度利用支援事業	100.0	18.6	43.3	16.7	0.9	20.5
権利擁護に係る組織、団体の役割と実際	100.0	13.0	45.1	20.9	0.5	20.5
権利擁護活動の実際	100.0	23.7	40.0	14.9	0.0	21.4

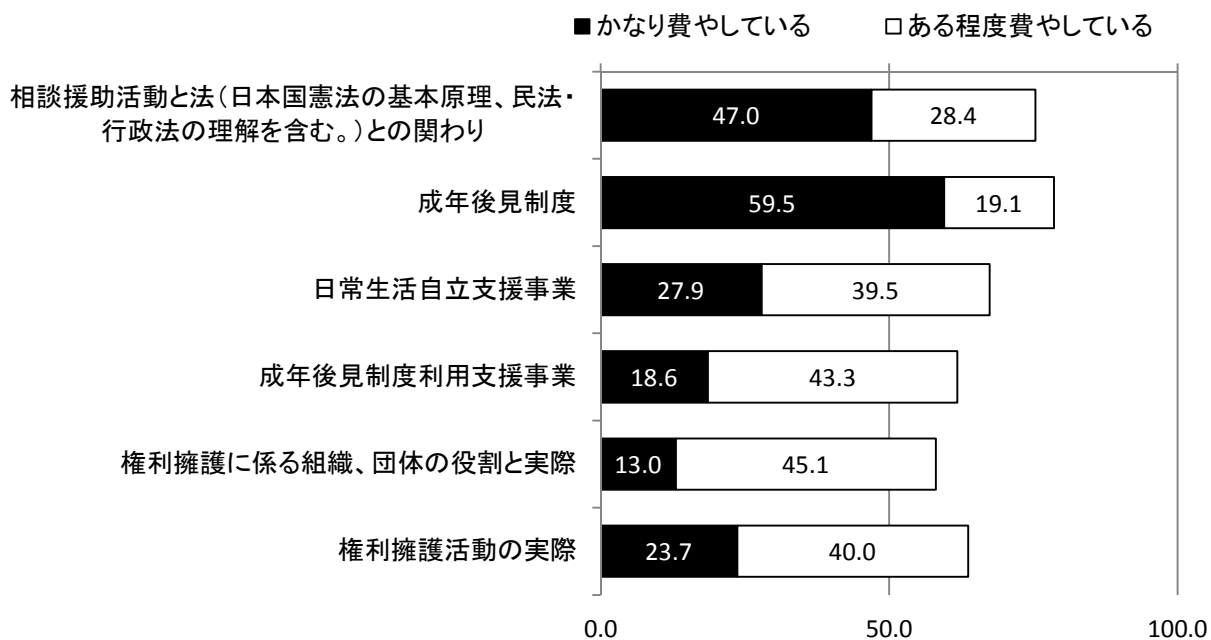
⑩権利擁護と成年後見制度

※重要性



⑩権利擁護と成年後見制度

※費やしている時間数



⑬更生保護制度 ※重要性

教育に含むべき事項の重要性について、とても重要だと思う割合が高いのは、「更生保護制度の概要」(49.0%)、「更生保護制度の担い手」(40.2%)であった。

(回答数)

⑬更生保護制度	重要性					
教育に含むべき事項	全体	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない	無回答
更生保護制度の概要	239	117	67	1	0	54
更生保護制度の担い手	239	96	86	2	1	54
更生保護制度における関係機関・団体との連携	239	87	96	2	0	54
医療観察制度の概要	239	75	100	10	0	54
更生保護における近年の動向と課題	239	87	93	4	1	54

(%)

更生保護制度の概要	100.0	49.0	28.0	0.4	0.0	22.6
更生保護制度の担い手	100.0	40.2	36.0	0.8	0.4	22.6
更生保護制度における関係機関・団体との連携	100.0	36.4	40.2	0.8	0.0	22.6
医療観察制度の概要	100.0	31.4	41.8	4.2	0.0	22.6
更生保護における近年の動向と課題	100.0	36.4	38.9	1.7	0.4	22.6

⑬更生保護制度 ※費やしている時間数

教育に含むべき事項を教授するためにどの程度授業で時間を費やしているかについて、かなり時間を費やしている割合が高いのは、「更生保護制度の概要」(41.1%)であった。

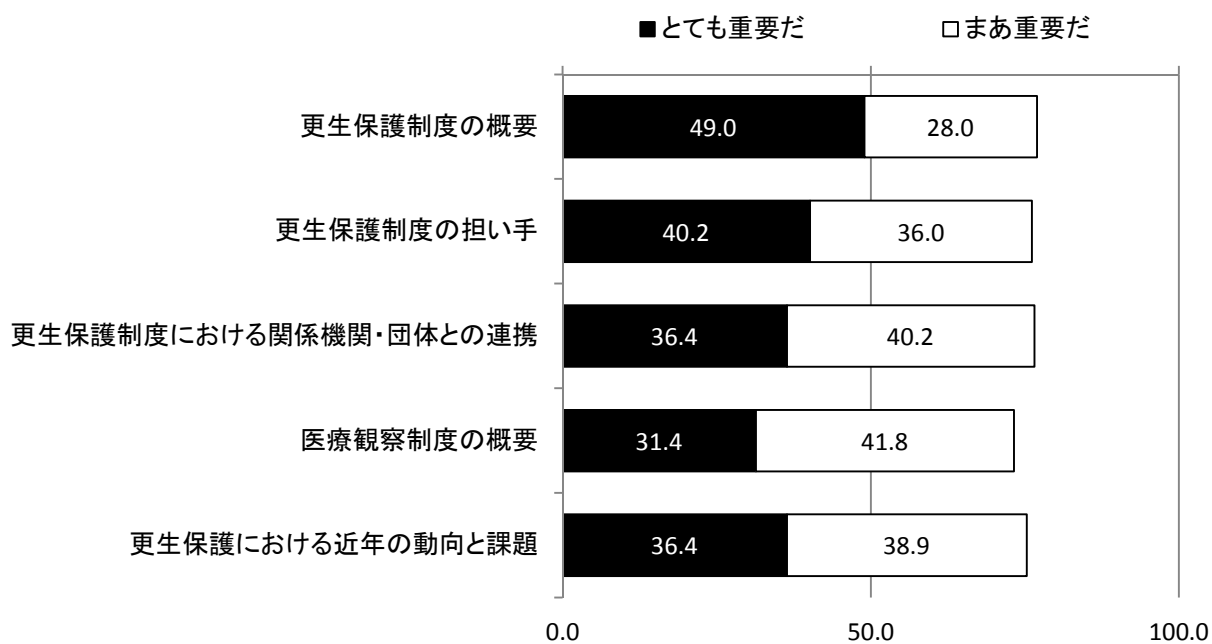
(回答数)

⑬更生保護制度	費やしている時間数					
教育に含むべき事項	全体	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない	無回答
更生保護制度の概要	207	85	67	3	0	52
更生保護制度の担い手	207	58	86	11	0	52
更生保護制度における関係機関・団体との連携	207	48	91	15	1	52
医療観察制度の概要	207	52	84	17	2	52
更生保護における近年の動向と課題	207	45	88	21	1	52

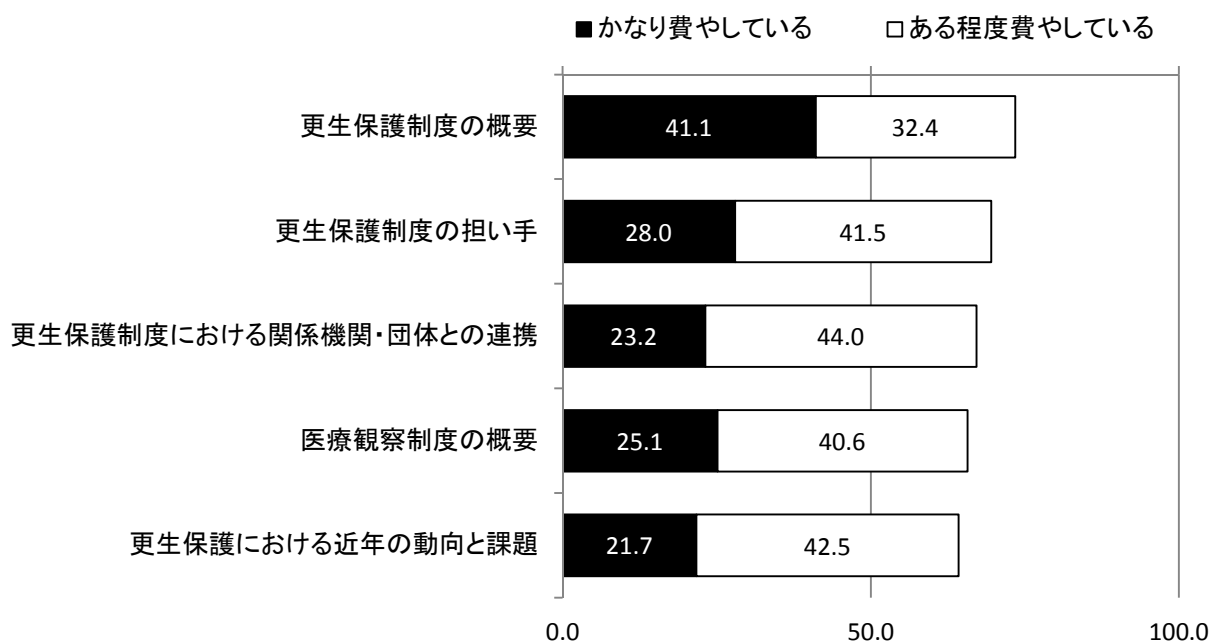
(%)

更生保護制度の概要	100.0	41.1	32.4	1.4	0.0	25.1
更生保護制度の担い手	100.0	28.0	41.5	5.3	0.0	25.1
更生保護制度における関係機関・団体との連携	100.0	23.2	44.0	7.2	0.5	25.1
医療観察制度の概要	100.0	25.1	40.6	8.2	1.0	25.1
更生保護における近年の動向と課題	100.0	21.7	42.5	10.1	0.5	25.1

⑬更生保護制度 ※重要性



⑬更生保護制度 ※費やしている時間数



■調査票3

実習科目・演習科目

回収課程	252
集計対象課程	252

1-1 時間数

	相談援助演習	
	回答数	%
15時間以下	43	5.4
16-30時間以下	462	58.0
31-45時間以下	23	2.9
46-60時間以下	156	19.6
61-75時間以下	1	0.1
76-90時間以下	15	1.9
91-105時間以下	0	0.0
106-120時間以下	12	1.5
121時間以上	20	2.5
無回答	65	8.2
全体(科目数)	797	100.0

相談援助実習指導	
回答数	%
36	7.4
303	62.0
15	3.1
63	12.9
1	0.2
32	6.5
1	0.2
2	0.4
5	1.0
31	6.3
489	100.0

(MA)		
	相談援助演習	
	回答数	%
1年次	104	13.0
2年次	272	34.1
3年次	280	35.1
4年次	91	11.4
無回答	50	6.3
全体(科目数)	797	100.0

(MA)

相談援助実習指導	
回答数	%
54	11.0
138	28.2
237	48.5
40	8.2
20	4.1
489	100.0

	相談援助演習	
	回答数	%
通年	133	16.7
半期	586	73.5
集中	55	6.9
その他	17	2.1
無回答	6	0.8
全体(科目数)	797	100.0

相談援助実習指導	
回答数	%
108	22.1
309	63.2
38	7.8
16	3.3
18	3.7
489	100.0

1-4 必修・選択

回答のあった養成課程の「相談援助演習」および「相談援助実習指導」の必修・選択の別をみると、いずれの科目についても「選択」が多かった。

	相談援助演習	
	回答数	%
必修	296	37.1
選択	476	59.7
無回答	25	3.1
全体(科目数)	797	100.0

	相談援助実習指導	
	回答数	%
必修	173	35.4
選択	283	57.9
無回答	33	6.7
全体(科目数)	489	100.0

1-5 開講クラス数

回答のあった養成課程の「相談援助演習」および「相談援助実習指導」の開講クラス数をみると、いずれの科目についても「1クラス」が多かった。

	相談援助演習	
	回答数	%
1クラス	192	24.1
2クラス	117	14.7
3クラス	93	11.7
4クラス	83	10.4
5クラス	87	10.9
6クラス	87	10.9
7クラス	48	6.0
8クラス	19	2.4
9クラス	9	1.1
10クラス以上	51	6.4
無回答	11	1.4
全体(科目数)	797	100.0

	相談援助実習指導	
	回答数	%
1クラス	126	25.8
2クラス	46	9.4
3クラス	45	9.2
4クラス	42	8.6
5クラス	41	8.4
6クラス	36	7.4
7クラス	53	10.8
8クラス	26	5.3
9クラス	4	0.8
10クラス以上	40	8.2
無回答	30	6.1
全体(科目数)	489	100.0

1-6 1クラスあたりの学生数:上限

回答のあった養成課程の「相談援助演習」および「相談援助実習指導」の1クラスあたりの学生数の上限をみると、いずれの科目についても「16-20人」が多かった。

	相談援助演習	
	回答数	%
5人以下	7	0.9
6-10人	53	6.6
11-15人	144	18.1
16-20人	530	66.5
21-25人	14	1.8
26-30人	2	0.3
31人以上	15	1.9
無回答	32	4.0
全体(科目数)	797	100.0

	相談援助実習指導	
	回答数	%
5人以下	9	1.8
6-10人	71	14.5
11-15人	95	19.4
16-20人	251	51.3
21-25人	5	1.0
26-30人	3	0.6
31人以上	17	3.5
無回答	38	7.8
全体(科目数)	489	100.0

1-7 1クラスあたりの学生数:下限

回答のあった養成課程の「相談援助演習」および「相談援助実習指導」の1クラスあたりの学生数の下限をみると、いずれの科目についても「5人以下」が多かった。

	相談援助演習	
	回答数	%
5人以下	200	25.1
6-10人	168	21.1
11-15人	175	22.0
16-20人	202	25.3
21-25人	7	0.9
26-30人	0	0.0
31人以上	10	1.3
無回答	35	4.4
全体(科目数)	797	100.0

	相談援助実習指導	
	回答数	%
5人以下	134	27.4
6-10人	125	25.6
11-15人	81	16.6
16-20人	93	19.0
21-25人	3	0.6
26-30人	3	0.6
31人以上	11	2.2
無回答	39	8.0
全体(科目数)	489	100.0

問11 「相談援助演習」の実施内容

※問1の「相談援助実習」に続く設問

1-1 相談援助演習の時間割

回答のあった養成課程の「相談援助演習」の時間数をみると、「毎週1時限分」(66.6%)が最も多かった。

	相談援助演習	
	回答数	%
毎週1時限分	531	66.6
隔週1時限分	4	0.5
毎週2時限分	111	13.9
隔週2時限分	7	0.9
集中講義	53	6.6
その他	31	3.9
無回答	60	7.5
全体(科目数)	797	100.0

1-2 相談援助演習の教員数

回答のあった養成課程の「相談援助演習」の教員数をみると、常勤は「1人」(27.0%)、非常勤は「0人」(48.7%)が最も多かった。

	相談援助演習					相談援助演習				
	常勤					非常勤				
	回答数	%				回答数	%			
0人	53	6.6				388	48.7			
1人	215	27.0				118	14.8			
2人	114	14.3				102	12.8			
3人	142	17.8				28	3.5			
4人	60	7.5				33	4.1			
5人	56	7.0				12	1.5			
6人	33	4.1				17	2.1			
7人	30	3.8				4	0.5			
8人	12	1.5				4	0.5			
9人	11	1.4				0	0.0			
10人以上	13	1.6				33	4.1			
無回答	58	7.3				58	7.3			
全体(科目数)	797	100.0				797	100.0			

1-3 相談援助演習の1クラスあたりの平均学生数

回答のあった養成課程の「相談援助演習」の1クラスあたりの平均学生数をみると、「11-15人」(39.4%)が最も多かった。

	相談援助演習	
	回答数	%
10人以下	112	14.1
11-15人	314	39.4
16-20人	290	36.4
無回答	81	10.2
全体(科目数)	797	100.0

1-4 相談援助演習のシラバスの作成方法

回答のあった養成課程の「相談援助演習」のシラバスの作成方法をみると、「全員で共通のシラバスを作成」(50.2%)が最も多かった。

	相談援助演習	
	回答数	%
全員で共通のシラバスを作成	400	50.2
大枠は全員で決めて、各教員が個別に作成	181	22.7
特に取り決めをせずに各教員が個別に作成	32	4.0
その他	10	1.3
担当者は1人のみ	129	16.2
無回答	45	5.6
全体(科目数)	797	100.0

1-5 相談援助演習の成績評価方法

回答のあった養成課程の「相談援助演習」の成績評価方法をみると、「授業中の態度」(77.5%)が最も多く、次いで「レポート」(76.4%)であった。

(MA)

	相談援助演習		
	回答数	%	
筆記試験	189	23.7	
レポート	609	76.4	
授業後のリアクションペーパー	412	51.7	
授業中の態度	618	77.5	
出席回数	571	71.6	
教員との面接	90	11.3	
その他	50	6.3	
無回答	48	6.0	
全体(科目数)	797	100.0	

1-6 相談援助演習の単位を取得する学生の割合

回答のあった養成課程の「相談援助演習」の単位を取得する学生の割合をみると、「ほぼ全員」(61.4%)が最も多かった。

	相談援助演習		
	回答数	%	
ほぼ全員	489	61.4	
9割程度	187	23.5	
8割程度	15	1.9	
7割程度	4	0.5	
概ね6割以下	27	3.4	
無回答	75	9.4	
全体(科目数)	797	100.0	

問2 相談援助実習の実施内容

2-1 相談援助実習科目の時間数

回答のあった養成課程の「相談援助実習」の時間数をみると、「151-180時間以下」(58.1%)が最も多かった。

	相談援助実習		
	回答数	%	
60時間以下	25	9.4	■
61-90時間以下	32	12.0	■
91-120時間以下	24	9.0	■
121-150時間以下	5	1.9	■
151-180時間以下	155	58.1	■
181-210時間以下	14	5.2	■
210-240時間以下	5	1.9	■
241時間以上	4	1.5	■
無回答	3	1.1	■
全体(科目数)	267	100.0	

2-2 相談援助実習科目の合計時間数

回答のあった養成課程の「相談援助実習」の合計時間数をみると、「180時間」(80.1%)が最も多かった。

	相談援助実習		
	回答数	%	
179時間以下	4	1.8	■
180時間	177	80.1	■
181-240時間以下	31	14.0	■
241時間以上	6	2.7	■
無回答	3	1.4	■
全体(学科数)	221	100.0	

2-3 相談援助実習の履修年次

回答のあった養成課程の「相談援助実習」の履修年次をみると、「3年次」(56.6%)が最も多かった。

(MA)			
	相談援助実習		
	回答数	%	
1年次	46	17.2	■
2年次	29	10.9	■
3年次	151	56.6	■
4年次	31	11.6	■
無回答	10	3.7	■
全体(科目数)	267	100.0	

問3 「相談援助演習」、「相談援助実習指導」の担当教員の状況

3-1 常勤・非常勤の別

回答のあった養成課程の「相談援助演習」および「相談援助実習指導」の担当教員の常勤・非常勤の別をみると、「常勤」(65.4%)が最も多かった。

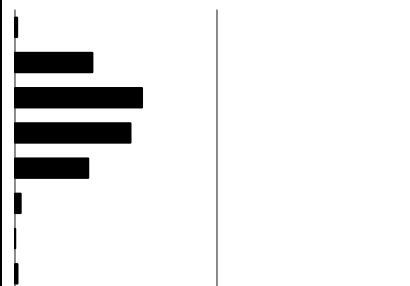
	回答数	%
常勤	1165	65.4
非常勤	594	33.4
無回答	21	1.2
全体(教員数)	1,780	100.0



3-2 年齢

回答のあった養成課程の「相談援助演習」および「相談援助実習指導」の担当教員の年齢をみると、「40代」(31.5%)が最も多かった。

	回答数	%
20歳代	10	0.6
30歳代	341	19.2
40歳代	560	31.5
50歳代	509	28.6
60歳代	323	18.1
70歳代	25	1.4
80歳代	1	0.1
無回答	11	0.6
全体(教員数)	1,780	100.0



3-3 取得学位(最終学位)

回答のあった養成課程の「相談援助演習」および「相談援助実習指導」の担当教員の取得学位(最終学位)をみると、「修士」(63.9%)が最も多かった。

	回答数	%
博士	297	16.7
修士	1,137	63.9
学士他	325	18.3
無回答	21	1.2
全体(教員数)	1,780	100.0

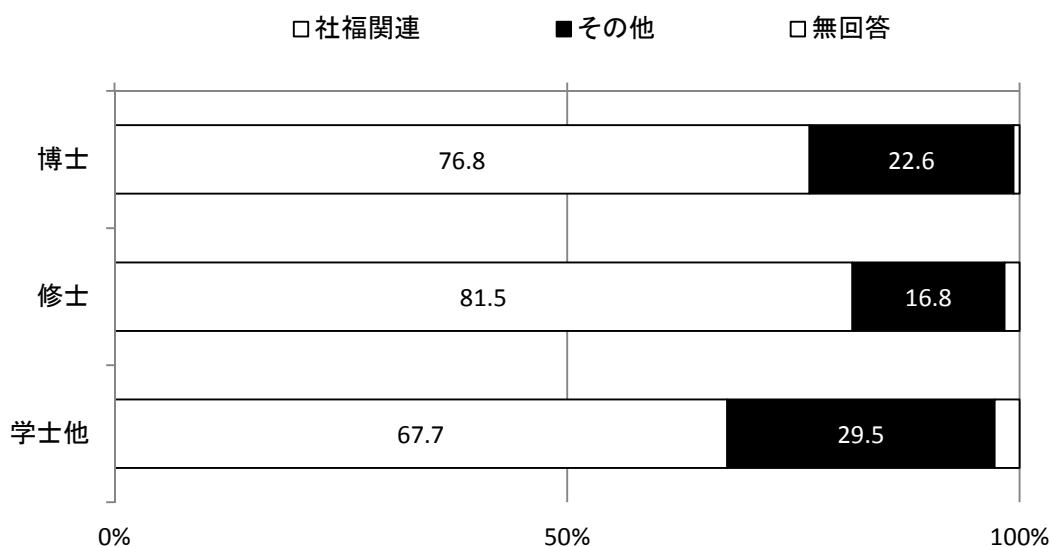


3-4 領域

回答のあった養成課程の「相談援助演習」および「相談援助実習指導」の担当教員の領域をみると、博士、修士、学士他のいずれにおいても、「社会福祉関連」が多かった。

(SQ)

	博士		修士		学士他	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
社福関連	228	76.8	927	81.5	220	67.7
その他	67	22.6	191	16.8	96	29.5
無回答	2	0.7	19	1.7	9	2.8
全体(教員数)	297	100.0	1,137	100.0	325	100.0



3-5 社会福祉士資格の有無

回答のあった養成課程の「相談援助演習」および「相談援助実習指導」の担当教員の社会福祉士資格の有無をみると、「資格有り」(62.4%)の方が多かった。

	回答数	%
有	1110	62.4
無	642	36.1
無回答	28	1.6
全体(教員数)	1,780	100.0



3-6 担当科目

回答のあった養成課程の「相談援助演習」および「相談援助実習指導」の担当教員の担当科目をみると、「相談援助演習」(82.1%)の方が多かった。

(MA)

	回答数	%
相談援助演習	1,462	82.1
相談援助実習指導	1,211	68.0
無回答	24	1.3
全体(教員数)	1,780	100.0



3-7 担当コマ数

回答のあった養成課程の「相談援助演習」および「相談援助実習指導」の担当教員の担当科目をみると、いずれの科目においても「1-2コマ未満」が最も多かった。

(SQ)			(SQ)		
	相談援助演習			相談援助実習指導	
	回答数	%		回答数	%
1コマ未満	281	19.2		118	9.7
1-2コマ未満	473	32.4		704	58.1
2-3コマ未満	380	26.0		94	7.8
3-4コマ未満	51	3.5		88	7.3
4-5コマ未満	24	1.6		19	1.6
5-6コマ未満	8	0.5		0	0.0
6-7コマ未満	4	0.3		0	0.0
7-8コマ未満	8	0.5		0	0.0
無回答	233	15.9		188	15.5
全体(教員数)	1,462	100.0		1,211	100.0

3-8 教員要件指針

回答のあった養成課程の「相談援助演習」および「相談援助実習指導」の担当教員の担当科目をみると、いずれの科目においても「大学等で5年以上教授」が最も多かった。

(SQ)			(SQ)		
	相談援助演習			相談援助実習指導	
	回答数	%		回答数	%
ア	709	48.5		618	51.0
イ	71	4.9		66	5.5
ウ	286	19.6		166	13.7
エ	441	30.2		415	34.3
無回答	50	3.4		33	2.7
全体(教員数)	1,462	100.0		1,211	100.0

■教員要件指針(相談援助実習)

(ア)学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。以下同じ。)又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として、相談援助演習を5年以上担当した経験を有する者

(イ)学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、相談援助演習を5年以上担当した経験を有する者

(ウ)社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

(エ)科目省令第4条第2号ニに規定する講習会(以下「社会福祉士実習演習担当教員講習会」という。)において、相談援助演習の指導に係る課程を修了した者

■教員要件指針(相談援助実習指導)

(ア)学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として、相談援助実習指導又は相談援助実習を5年以上担当した経験を有する者

(イ)学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、相談援助実習指導又は相談援助実習を5年以上担当した経験を有する者

(ウ)社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

(エ)社会福祉士実習演習担当教員講習会において、相談援助実習の指導に係る課程を修了した者

問4 社会福祉士受験資格取得を目指す学生のために実習指導室・センター等の有無

回答のあった養成課程の実習指導室・センター等の有無をみると、「設置している」(56.0%)の方が「設置していない」(38.9%)より多かった。

	回答数	%
設置している	141	56.0
設置していない	98	38.9
無回答	13	5.2
全体(学科数)	252	100.0



問5 平成25年度の実習指導室の教職員体制

回答のあった養成課程の実習指導室・センター等の教職員体制をみると、いずれの職種においても「0人」が最も多かった。

(SQ)

	教員				事務				その他			
	指導室・センター専任		兼任		指導室・センター専任		兼任		指導室・センター専任		兼任	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
0人	85	60.3	75	53.2	44	31.2	107	75.9	108	76.6	130	92.2
1人	15	10.6	30	21.3	37	26.2	21	14.9	7	5.0	1	0.7
2人	7	5.0	11	7.8	27	19.1	2	1.4	4	2.8	1	0.7
3人	8	5.7	8	5.7	6	4.3	2	1.4	1	0.7	0	0.0
4人	2	1.4	1	0.7	4	2.8	0	0.0	3	2.1	0	0.0
5人	2	1.4	2	1.4	0	0.0	0	0.0	3	2.1	0	0.0
6人	8	5.7	0	0.0	5	3.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0
7人	0	0.0	1	0.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
8人	0	0.0	3	2.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
9人	2	1.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	2.1	0	0.0
10人以上	3	2.1	1	0.7	9	6.4	0	0.0	3	2.1	0	0.0
無回答	9	6.4	9	6.4	9	6.4	9	6.4	9	6.4	9	6.4
全体	141	100.0	141	100.0	141	100.0	141	100.0	141	100.0	141	100.0

問6 社会福祉士受験資格取得のための実習の実施・運営についての委員会の有無

回答のあった養成課程の実習の実施・運営についての委員会の有無をみると、「設置している」(59.9%)の方が「設置していない」(34.1%)より多かった。

	回答数	%
設置している	151	59.9
設置していない	86	34.1
無回答	15	6.0
全体(学科数)	252	100.0



問7 委員会の構成メンバー

問6で「設置している」と回答した養成課程の委員会の構成メンバーについてみると、「実習を担当している専任教員」(94.7%)が最も多かった。

	(MA)	(SQ)	
	回答数	%	
実習を担当している専任教員	143	94.7	
実習を担当している非常勤教員	17	11.3	
実習を担当していない専任教員	26	17.2	
実習配属先の現場実習指導者	3	2.0	
事務職員	71	47.0	
その他	12	7.9	
無回答	7	4.6	
全体(学科数)	151	100.0	

問8 委員会にかかわる会議や担当者間の意見交換の頻度

問6で「設置している」と回答した養成課程の委員会にかかわる会議や担当者間の意見交換の頻度をみると、「1か月に1-2回程度開催する」(61.6%)が最も多かった。

	(SQ)	
	回答数	%
1か月に4回程度(週に1回程度)開催する	8	5.3
1か月に1-2回程度開催する	93	61.6
2か月に1回より少ない頻度で開催する	28	18.5
その他	13	8.6
無回答	9	6.0
全体(学科数)	151	100.0

問9 「相談援助演習」の履修登録における条件の有無

回答のあった養成課程の「相談援助演習」の履修登録における条件の有無をみると、「いいえ(条件を課していない)」(57.1%)の方が「はい(条件を課している)」(37.7%)より多かった。

	回答数	%	
はい	95	37.7	
いいえ	144	57.1	
無回答	13	5.2	
全体(学科数)	252	100.0	

問9で「はい」と回答した養成課程の履修登録における条件の内容についてみると、「必須科目群の履修や必須習得単位数を設定し、基準を満たすこと」(65.3%)が最も多かった。

— 129 —

問13 「相談援助演習」の授業内容について

13-1 実際に教えているか

(回答数)

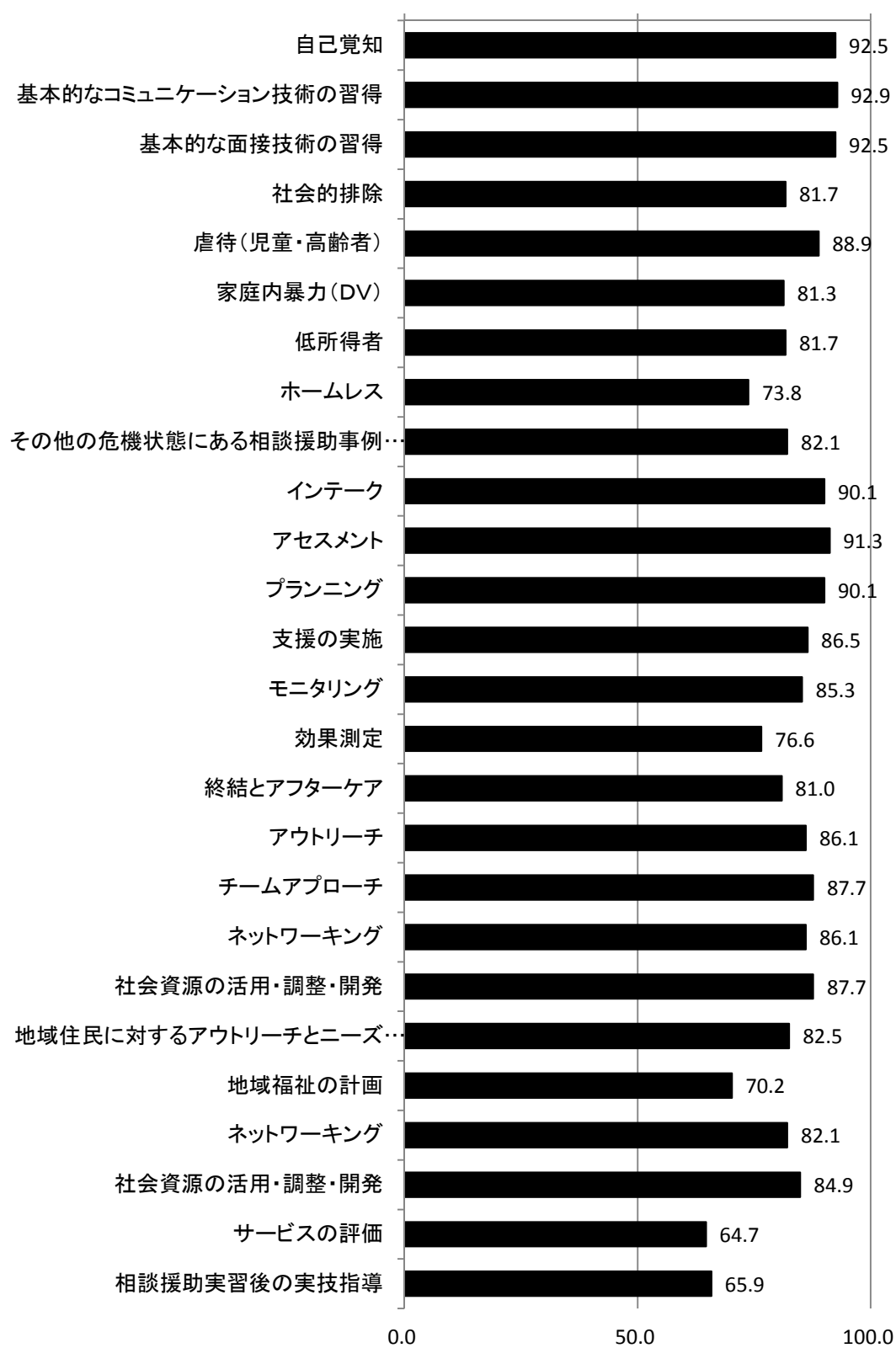
シラバス項目		実際に教えているか			
		全体 (学科 数)	教えて いる	教えて いない	無回答
自己覚知		252	233	0	19
基本的なコミュニケーション技術の習得		252	234	0	18
基本的な面接技術の習得		252	233	0	19
課題別の相談援助事例等の活用					
	社会的排除	252	206	20	26
	虐待(児童・高齢者)	252	224	3	25
	家庭内暴力(DV)	252	205	22	25
	低所得者	252	206	20	26
	ホームレス	252	186	39	27
	その他の危機状態にある相談援助事例(権利擁護活動を含む)	252	207	14	31
事例等を題材とした、具体的な相談援助場面及び相談援助の課程を想定した実技指導					
	インテーク	252	227	2	23
	アセスメント	252	230	0	22
	プランニング	252	227	2	23
	支援の実施	252	218	11	23
	モニタリング	252	215	14	23
	効果測定	252	193	34	25
	終結とアフターケア	252	204	25	23
実技指導にあたり、次の内容を含めているかどうか					
	アウトリーチ	252	217	11	24
	チームアプローチ	252	221	6	25
	ネットワーキング	252	217	10	25
	社会資源の活用・調整・開発	252	221	6	25
地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用した、次に掲げる事項についての実技指導					
	地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握	252	208	18	26
	地域福祉の計画	252	177	43	32
	ネットワーキング	252	207	14	31
	社会資源の活用・調整・開発	252	214	14	24
	サービスの評価	252	163	57	32
相談援助実習後の実技指導		252	166	49	37

回答のあった養成課程の「相談援助演習」の授業内容についてみると、「教えていない」と回答した割合が高い項目は「サービスの評価」(22.6%)であった。

(%)

シラバス項目		実際に教えているか			
		全体 (学科数)	教えて いる	教えて いない	無回答
自己覚知		100.0	92.5	0.0	7.5
基本的なコミュニケーション技術の習得		100.0	92.9	0.0	7.1
基本的な面接技術の習得		100.0	92.5	0.0	7.5
課題別の相談援助事例等の活用					
	社会的排除	100.0	81.7	7.9	10.3
	虐待(児童・高齢者)	100.0	88.9	1.2	9.9
	家庭内暴力(DV)	100.0	81.3	8.7	9.9
	低所得者	100.0	81.7	7.9	10.3
	ホームレス	100.0	73.8	15.5	10.7
	その他の危機状態にある相談援助事例(権利擁護活動を含む)	100	82.1	5.6	12.3
事例等を題材とした、具体的な相談援助場面及び相談援助の課程を想定した実技指導					
	インテーク	100.0	90.1	0.8	9.1
	アセスメント	100.0	91.3	0.0	8.7
	プランニング	100.0	90.1	0.8	9.1
	支援の実施	100.0	86.5	4.4	9.1
	モニタリング	100.0	85.3	5.6	9.1
	効果測定	100.0	76.6	13.5	9.9
	終結とアフターケア	100.0	81.0	9.9	9.1
実技指導にあたり、次の内容を含めているかどうか					
	アウトリーチ	100.0	86.1	4.4	9.5
	チームアプローチ	100.0	87.7	2.4	9.9
	ネットワーキング	100.0	86.1	4.0	9.9
	社会資源の活用・調整・開発	100.0	87.7	2.4	9.9
地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用した、次に掲げる事項についての実技指導					
	地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握	100.0	82.5	7.1	10.3
	地域福祉の計画	100.0	70.2	17.1	12.7
	ネットワーキング	100.0	82.1	5.6	12.3
	社会資源の活用・調整・開発	100.0	84.9	5.6	9.5
	サービスの評価	100.0	64.7	22.6	12.7
相談援助実習後の実技指導		100.0	65.9	19.4	14.7

■実際に教えているか



13-2 教えやすさはどうか

(回答数)

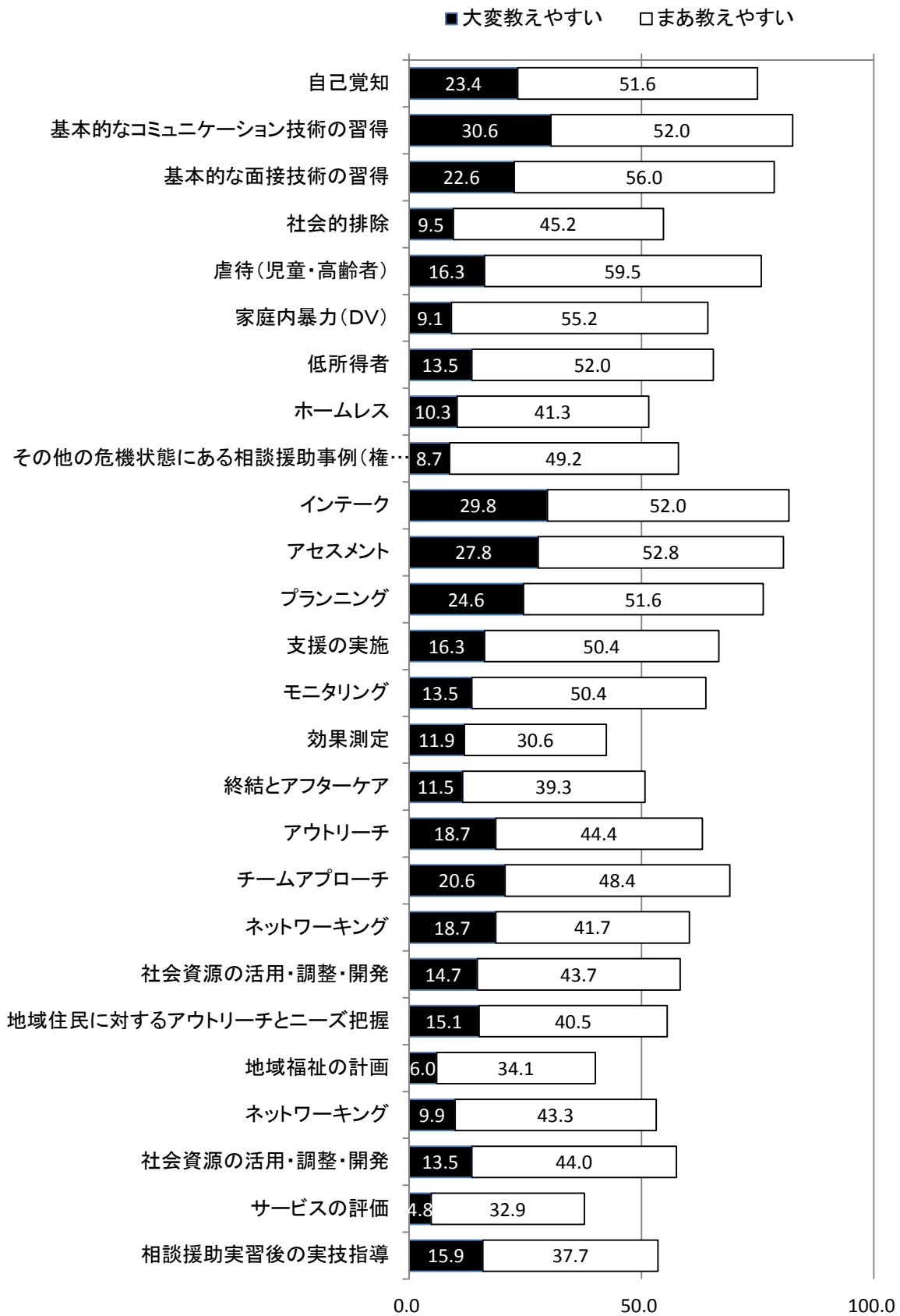
シラバス項目	教えやすさはどうか					
	全体 (学科 数)	大変教 えやす い	まあ教 えやす い	やや教 えにく い	大変教 えにく い	無回答
自己覚知	252	59	130	27	3	33
基本的なコミュニケーション技術の習得	252	77	131	10	2	32
基本的な面接技術の習得	252	57	141	19	2	33
課題別の相談援助事例等の活用						
社会的排除	252	24	114	58	11	45
虐待(児童・高齢者)	252	41	150	23	2	36
家庭内暴力(DV)	252	23	139	41	5	44
低所得者	252	34	131	43	1	43
ホームレス	252	26	104	56	11	55
その他の危機状態にある相談援助事例(権利擁護活動を含む)	252	22	124	56	7	43
事例等を題材とした、具体的な相談援助場面及び相談援助の課程を想定した実技指導						
インテーク	252	75	131	11	2	33
アセスメント	252	70	133	13	3	33
プランニング	252	62	130	22	4	34
支援の実施	252	41	127	40	8	36
モニタリング	252	34	127	47	6	38
効果測定	252	30	77	78	29	38
終結とアフターケア	252	29	99	69	16	39
実技指導にあたり、次の内容を含めているかどうか						
アウトリーチ	252	47	112	50	4	39
チームアプローチ	252	52	122	38	5	35
ネットワーキング	252	47	105	60	5	35
社会資源の活用・調整・開発	252	37	110	61	8	36
地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用した、次に掲げる事項についての実技指導						
地域住民に対するアウトリーチと	252	38	102	65	4	43
地域福祉の計画	252	15	86	81	17	53
ネットワーキング	252	25	109	67	3	48
社会資源の活用・調整・開発	252	34	111	64	3	40
サービスの評価	252	12	83	82	21	54
相談援助実習後の実技指導	252	40	95	28	11	78

回答のあった養成課程の「相談援助演習」のシラバス項目の教えやすさについてみると、教えやすい(大変／まあ)より、教えにくい(大変／まあ)の方が多かった項目は「サービスの評価」であった。

(%)

シラバス項目		教えやすさはどうか					
		全体	大変教えやすい	まあ教えやすい	やや教えにくい	大変教えにくい	無回答
自己覚知		100.0	23.4	51.6	10.7	1.2	13.1
基本的なコミュニケーション技術の習得		100.0	30.6	52.0	4.0	0.8	12.7
基本的な面接技術の習得		100.0	22.6	56.0	7.5	0.8	13.1
課題別の相談援助事例等の活用							
	社会的排除	100.0	9.5	45.2	23.0	4.4	17.9
	虐待(児童・高齢者)	100.0	16.3	59.5	9.1	0.8	14.3
	家庭内暴力(DV)	100.0	9.1	55.2	16.3	2.0	17.5
	低所得者	100.0	13.5	52.0	17.1	0.4	17.1
	ホームレス	100.0	10.3	41.3	22.2	4.4	21.8
	その他の危機状態にある相談援助事例(権利擁護活動を含む)	100.0	8.7	49.2	22.2	2.8	17.1
事例等を題材とした、具体的な相談援助場面及び相談援助の課程を想定した実技指導							
	インテーク	100.0	29.8	52.0	4.4	0.8	13.1
	アセスメント	100.0	27.8	52.8	5.2	1.2	13.1
	プランニング	100.0	24.6	51.6	8.7	1.6	13.5
	支援の実施	100.0	16.3	50.4	15.9	3.2	14.3
	モニタリング	100.0	13.5	50.4	18.7	2.4	15.1
	効果測定	100.0	11.9	30.6	31.0	11.5	15.1
	終結とアフターケア	100.0	11.5	39.3	27.4	6.3	15.5
実技指導にあたり、次の内容を含めているかどうか							
	アウトリーチ	100.0	18.7	44.4	19.8	1.6	15.5
	チームアプローチ	100.0	20.6	48.4	15.1	2.0	13.9
	ネットワーキング	100.0	18.7	41.7	23.8	2.0	13.9
	社会資源の活用・調整・開発	100.0	14.7	43.7	24.2	3.2	14.3
地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用した、次に掲げる事項についての実技指導							
	地域住民に対するアウトリーチと	100.0	15.1	40.5	25.8	1.6	17.1
	地域福祉の計画	100.0	6.0	34.1	32.1	6.7	21.0
	ネットワーキング	100.0	9.9	43.3	26.6	1.2	19.0
	社会資源の活用・調整・開発	100.0	13.5	44.0	25.4	1.2	15.9
	サービスの評価	100.0	4.8	32.9	32.5	8.3	21.4
相談援助実習後の実技指導		100.0	15.9	37.7	11.1	4.4	31.0

■ 教えやすさはどうか



問14 実習指導のクラス分け(分野別・施設種別か)

回答のあった養成課程の「実習指導のクラス分け」についてみると、「はい(分野別あるいは施設別に分けている)」(52.4%)の方が「いいえ(分野別あるいは施設別に分けていない)」(41.3%)より多かった。

	回答数	%
はい	132	52.4
いいえ	104	41.3
無回答	16	6.3
全体(学科数)	252	100.0



問15 「相談援助実習指導」、「相談援助実習」を履修登録のための条件の有無

回答のあった養成課程の「相談援助実習指導」、「相談援助実習」の履修登録のための条件の有無についてみると、「何らかの条件を課している」(62.3%)の方が「とくに条件は課していない」(29.0%)より多かった。

	回答数	%
何らかの条件を課している	157	62.3
とくに条件は課していない	73	29.0
無回答	22	8.7
全体(学科数)	252	100.0

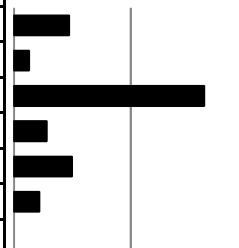


問16 「相談援助実習指導」、「相談援助実習」を履修登録のための条件の内容

回答のあった養成課程の「相談援助実習指導」、「相談援助実習」の履修登録のための条件の内容についてみると、「必須科目群の履修や必須習得単位数を設定し、基準を満たすこと」(81.5%)が最も多かった。

	(MA)	(SQ)
	回答数	%
学校独自の試験やレポートを実施し、合格すること	37	23.6
OSCEやCBTなどを実施し、基準点以上の得点をとること	10	6.4
必須科目群の履修や必須習得単位数を設定し、基準を満たすこと	128	81.5
GPAが基準点以上であること	22	14.0
学生への個別面接等を実施し、履修登録ができる者を決定	39	24.8
その他	17	10.8
無回答	0	0.0
全体(学科数)	157	100.0

(MA) (SQ)



問17 相談援助実習指導の教科書・テキストの使用状況

※学校独自の手引き等は含まない

回答のあった養成課程の相談援助実習指導の教科書・テキストの使用状況についてみると、「全教員で同じ教科書・テキストを使用している」(41.7%)が最も多かった。

	回答数	%
全教員で同じ教科書・テキストを使用している	105	41.7
教科書・テキストの選択は教員個人の裁量に任されている	49	19.4
教科書・テキストは使用していない	75	29.8
無回答	23	9.1
全体(学科数)	252	100.0



問18 使用している教科書・テキストは、市販されているものか

問17で「教科書・テキストを使用している」と回答した養成課程のうち、教科書・テキストは「市販されているもの」(91.4%)使用している方が「養成校独自の教科書・テキスト」(7.6%)より多かった。

(SQ)			
	回答数	%	
市販されているもの	96	91.4	
養成校独自の教科書・テキストを作成し、使用している	8	7.6	
無回答	1	1.0	
全体(学科数)	105	100.0	

問19 教科書・テキストを使用しない場合、代替としている資料等

問17で「教科書・テキストを使用していない」と回答した養成課程のうち、代替としている資料は、「学校独自で作成された実習の手引き」(93.3%)が最も多かった。

(MA) (SQ)			
	回答数	%	
学校独自で作成された実習の手引き	70	93.3	
過去の実習で作成された実習報告書	33	44.0	
論文や専門書等といった文献	13	17.3	
教員独自で作成された資料	54	72.0	
視聴覚教材等	31	41.3	
その他	2	2.7	
無回答	0	0.0	
全体(学科数)	75	100.0	

問20 「相談援助実習指導」の授業における現場体験(ボランティア含む)、見学実習の有無

回答のあった養成課程の「相談援助実習指導」の授業における現場体験(ボランティアを含む)、見学実習の有無についてみると、「はい(実施している)」(54.0%)が「いいえ(実施していない)」(37.3%)より多かった。また、実施している養成課程のうち、実施学年については、「2年次」(65.4%)が最も多かった。

	回答数	%	
はい	136	54.0	
いいえ	94	37.3	
無回答	22	8.7	
全体(学科数)	252	100.0	

(SQ) (MA)			
	回答数	%	
1年次	36	26.5	
2年次	89	65.4	
3年次	40	29.4	
4年次	4	2.9	
全体(学科数)	136	100.0	

問21 「相談援助実習指導」の授業における現場体験(ボラ含む)、見学実習の内容

21-1 実習時間(通算)

回答のあった養成課程の「相談援助実習指導」の授業における現場体験(ボランティアを含む)、見学実習の時間についてみると、「1-2時間」(16.0%)が最も多かった。

(SQ)

	1年次		2年次		3年次		4年次		合計(延べ)	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1-2時間	11	30.6	6	6.7	7	17.5	3	75.0	27	16.0
3-4時間	6	16.7	11	12.4	9	22.5	0	0.0	26	15.4
5-6時間	2	5.6	12	13.5	4	10.0	0	0.0	18	10.7
7-8時間	3	8.3	10	11.2	7	17.5	0	0.0	20	11.8
9-10時間	1	2.8	3	3.4	2	5.0	0	0.0	6	3.6
11-15時間	1	2.8	4	4.5	0	0.0	0	0.0	5	3.0
16-20時間	3	8.3	11	12.4	5	12.5	1	25.0	20	11.8
21-25時間	2	5.6	5	5.6	1	2.5	0	0.0	8	4.7
26-30時間	0	0.0	4	4.5	0	0.0	0	0.0	4	2.4
31-35時間	2	5.6	2	2.2	1	2.5	0	0.0	5	3.0
36-40時間	1	2.8	11	12.4	1	2.5	0	0.0	13	7.7
41時間以上	1	2.8	5	5.6	0	0.0	0	0.0	6	3.6
無回答	3	8.3	5	5.6	3	7.5	0	0.0	11	6.5
全体(学科数)	36	100.0	89	100.0	40	100.0	4	100.0	169	100.0

21-2 見学先の選定

回答のあった養成課程の「相談援助実習指導」の授業における現場体験(ボランティアを含む)、見学実習の見学先の選定についてみると、「教員が見学先を選定する」(68.6%)が最も多かった。

(MA) (SQ)

	1年次		2年次		3年次		4年次		合計(延べ)	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
学生が個別に見学先を探してくる	17	47.2	37	41.6	10	25.0	3	75.0	67	39.6
教員が見学先を選定する	25	69.4	60	67.4	30	75.0	1	25.0	116	68.6
無回答	2	5.6	3	3.4	1	2.5	0	0.0	6	3.6
全体(学科数)	36	100.0	89	100.0	40	100.0	4	100.0	169	100.0

21-3 見学の方法

回答のあった養成課程の「相談援助実習指導」の授業における現場体験(ボランティアを含む)、見学実習の見学方法についてみると、「学生が個別に見学する」(53.3%)が最も多かった。

(MA) (SQ)

	1年次		2年次		3年次		4年次		合計(延べ)	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
学生が個別に見学する	16	44.4	53	59.6	17	42.5	4	100.0	90	53.3
教員が引率する	23	63.9	41	46.1	20	50.0	0	0.0	84	49.7
無回答	2	5.6	4	4.5	4	10.0	0	0.0	10	5.9
全体(学科数)	36	100.0	89	100.0	40	100.0	4	100.0	169	100.0

問23 相談援助実習指導の「ねらい」を科目担当教員に周知しているか

回答のあった養成課程の相談援助実習指導の「ねらい」の周知についてみると、「実習に関する会議等を開催して周知している」(50.8%)が最も多かった。

	回答数	%
実習に関する会議等を開催して周知している	128	50.8
「実習の手引き」等に掲載するのみで周知している	58	23.0
特に周知はしていない	17	6.7
その他	4	1.6
担当者は1名のみ	20	7.9
無回答	25	9.9
全体(学科数)	252	100.0

問24 相談援助実習指導を実施するにあたって、参考になっている資料や教材

回答のあった養成課程の相談援助実習指導を実施するにあたって、参考になっている資料や教材についてみると、「本協会の『相談援助実習指導』ガイドライン」(73.4%)が最も多かった。

	回答数	%
厚生労働省通知「教育のねらいと内容」	165	65.5
日本社会福祉士養成校協会の「相談援助実習指導」ガイドライン	185	73.4
市版の社会福祉士養成テキスト	100	39.7
実習機関・施設のパンフレット類	99	39.3
その他	21	8.3
無回答	25	9.9
全体(学科数)	252	100.0

問25 実習施設・機関に対して、教育内容をどのような方法で周知しているか

回答のあった養成課程の実習施設・機関に対する教育内容の周知方法についてみると、「実習連絡会議や事前訪問などで、直接、説明している」(66.7%)が最も多かった。

	回答数	%
シラバスや便覧などの資料を郵送している	81	32.1
実習連絡会議や事前訪問などで、直接、説明している	168	66.7
実習の手引き等に掲載し、手渡している	128	50.8
特に周知はしていない	12	4.8
その他	20	7.9
無回答	24	9.5
全体(学科数)	252	100.0

問26 相談援助実習指導のシラバスの作成について

回答のあった養成課程の相談援助実習指導のシラバスの作成についてみると、「全員で共通のシラバスを作成」(52.4%)が最も多かった。

	回答数	%
全員で共通のシラバスを作成	132	52.4
大枠は全員で決めて、各教員が個別に作成	49	19.4
特に取り決めをせずに各教員が個別に作成	11	4.4
その他	7	2.8
担当者は1名のみ	29	11.5
無回答	24	9.5
全体(学科数)	252	100.0

問28 相談援助実習の実習教育費(あるいはそれに類する経費)の徴収の有無

回答のあった養成課程の相談援助実習の実習教育費の徴収の有無についてみると、「徴収している」(75.4%)が「徴収していない」(14.7%)より多かった。

	回答数	%
徴収している	190	75.4
徴収していない	37	14.7
無回答	25	9.9
全体(学科数)	252	100.0

28-1 徴収時期

問28で「徴収している」と回答した養成課程のうち、徴収時期については、「相談援助実習指導の履修登録に合わせて徴収」(41.1%)が最も多かった。

	回答数	%
入学時に一括して徴収	40	21.1
毎年度の学納金納付時に徴収	37	19.5
相談援助実習指導の履修登録に合わせて徴収	78	41.1
その他	33	17.4
無回答	2	1.1
全体(学科数)	190	100.0

(SQ)

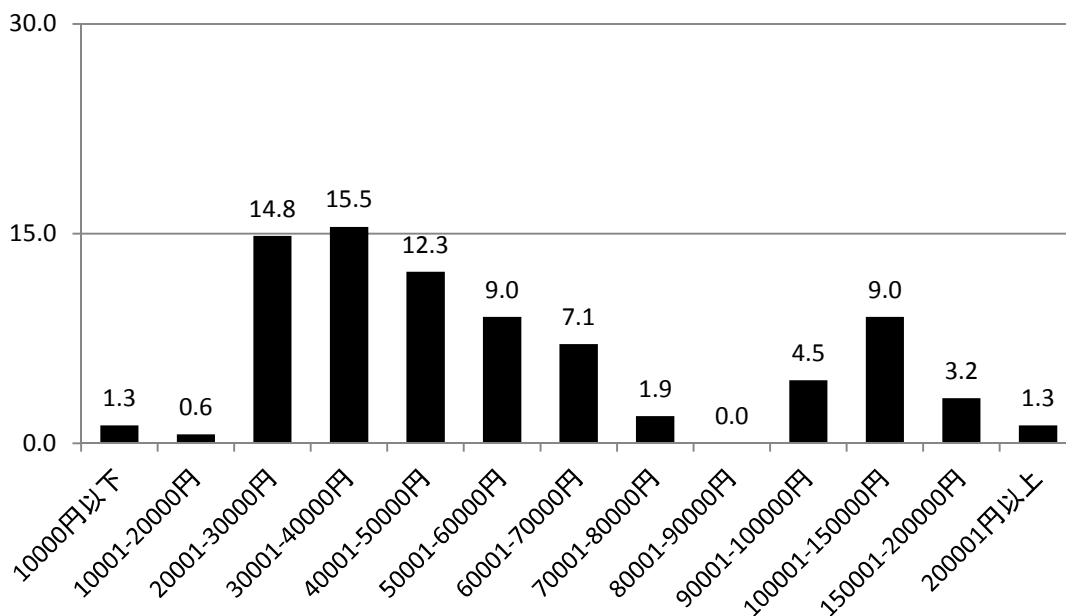
28-2 徴収金額

問28で「徴収している」と回答した養成課程のうち、徴収金額については、「30001-40000円」(15.5%)が最も多かった。

(SQ)

	入学時に一括して徴収		毎年度の学納金納付時に徴収		相談援助実習指導の履修登録に合わせて徴収		合計	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
10000円以下	1	2.5	0	0.0	1	1.3	2	1.3
10001-20000円	0	0.0	0	0.0	1	1.3	1	0.6
20001-30000円	0	0.0	10	27.0	13	16.7	23	14.8
30001-40000円	1	2.5	3	8.1	20	25.6	24	15.5
40001-50000円	0	0.0	7	18.9	12	15.4	19	12.3
50001-60000円	3	7.5	2	5.4	9	11.5	14	9.0
60001-70000円	3	7.5	2	5.4	6	7.7	11	7.1
70001-80000円	1	2.5	0	0.0	2	2.6	3	1.9
80001-90000円	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
90001-100000円	5	12.5	0	0.0	2	2.6	7	4.5
100001-150000円	13	32.5	1	2.7	0	0.0	14	9.0
150001-200000円	1	2.5	4	10.8	0	0.0	5	3.2
200001円以上	2	5.0	0	0.0	0	0.0	2	1.3
無回答	10	25.0	8	21.6	12	15.4	30	19.4
全体(学科数)	40	100.0	37	100.0	78	100.0	155	100.0

■合計の割合



問29 実習配属先に支払う実習指導料(実習委託金・実習謝金)・1日あたり

回答のあった養成課程の実習配属先に支払う、1日当たりの実習指導料(実習委託金・実習謝金)についてみると、「1001-2000円」(51.2%)が最も多かった。

	回答数	%
1000円以下	65	25.8
1001-2000円	129	51.2
2001-3000円	9	3.6
3001-4000円	1	0.4
4001-5000円	1	0.4
5001-6000円	0	0.0
6001円以上	0	0.0
無回答	47	18.7
全体(学科数)	252	100.0



問30 配属実習に係る経費のうち、学生が負担しているもの以外で、学校が負担しているもの

回答のあった養成課程の配属実習に係る経費のうち、学生が負担しているもの以外で、学校が負担しているものについてみると、「実習指導料」(32.9%)が最も多かった。

(MA)

	回答数	%
実習指導料	83	32.9
学生の宿泊費	19	7.5
学生の交通費	8	3.2
その他	49	19.4
無回答	123	48.8
全体(学科数)	252	100.0

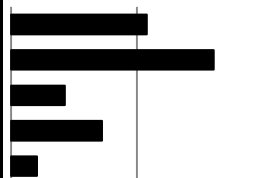


問31 実習計画を作成するにあたって実施しているもの

回答のあった養成課程の実習計画を作成するにあたって実施しているものについてみると、「教員・実習生による二者面談」(80.6%)が最も多かった。

(MA)

	回答数	%
実習指導者・実習生による二者面談	136	54.0
教員・実習生による二者面談	203	80.6
実習指導者・実習生・教員による三者面談	54	21.4
配属先実習施設・機関の見学・ボランティア	91	36.1
無回答	26	10.3
全体(学科数)	252	100.0



問32 実習巡回指導を担当する教員の属性

回答のあった養成課程の実習巡回指導を担当する教員の属性についてみると、「相談援助実習指導を担当している専任教員」(89.7%)が最も多かった。

(MA)			
	回答数	%	
相談援助実習指導を担当している専任教員	226	89.7	■
相談援助実習指導を担当している非常勤教員	68	27.0	■
実習巡回指導のみを担当する専任教員	44	17.5	■
実習巡回指導のみを担当する非常勤講師	39	15.5	■
学生が所属しているゼミナール・クラス等の担当教員	8	3.2	■
その他	2	0.8	■
無回答	23	9.1	■
全体(学科数)	252	100.0	

問33 主たる巡回指導 ※もっとも多いパターン

回答のあった養成課程の巡回指導の主たる回数についてみると、「巡回2回・帰校日2回」(35.7%)が最も多かった。

	回答数	%	
巡回4回・帰校日0回	52	20.6	■
巡回3回・帰校日1回	25	9.9	■
巡回2回・帰校日2回	90	35.7	■
巡回1回・帰校日3回	40	15.9	■
その他	21	8.3	■
無回答	24	9.5	■
全体(学科数)	252	100.0	

問34 実習巡回指導において、確認し、指導・対処している内容

回答のあった養成課程の実習巡回指導において、確認し、指導・対処している内容についてみると、「実習生の学習状況・実習プログラム」(88.5%)が最も多く、次いで、「実習生の健康状態や不安」(87.7%)が多かった。

(MA)			
	回答数	%	
実習生の健康状態や不安	221	87.7	■
実習生の学習状況・実習プログラム	223	88.5	■
実習日誌の内容	218	86.5	■
実習生の行動	211	83.7	■
実習生の実習内容に対する評価	198	78.6	■
巡回指導後の実習の進め方	182	72.2	■
実習指導者から実習生の実施内容	216	85.7	■
巡回指導した内容を指導者に伝える	176	69.8	■
校側の教育方針と方法を指導者へ説明する	127	50.4	■
巡回記録の作成	191	75.8	■
その他	10	4.0	■
無回答	25	9.9	■
全体(学科数)	252	100.0	

問35 平成25年度の社会福祉士相談援助実習の配属施設および機関(各根拠法令別の人数・%)

回答のあった養成課程の平成25年度の社会福祉士相談援助実習の配属施設および機関についてみると、「特別養護老人ホーム(老福法)」(18.2%)が最も多く、次いで、「社会福祉協議会(社福法)」(12.3%)であった。

	人数	%		(人)
福祉事務所(社福法)	341	2.9	■ 341	
社会福祉協議会(社福法)	1,435	12.3	■ 1,435	
救護施設(生保法)	135	1.2	■ 135	
更生施設(生保法)	56	0.5	■ 56	
その他(生保法)	2	0.0	■ 2	
児童相談所(児福法)	246	2.1	■ 246	
児童養護施設(児福法)	943	8.1	■ 943	
母子生活支援施設(児福法)	274	2.4	■ 274	
児童自立支援施設(児福法)	69	0.6	■ 69	
障害児入所施設(児福法)	182	1.6	■ 182	
その他(児福法)	204	1.8	■ 204	
病院(医療法)	537	4.6	■ 537	
特別養護老人ホーム(老福法)	2,113	18.2	■ 2,113	
養護老人ホーム(老福法)	194	1.7	■ 194	
介護老人保健施設(介保法)	295	2.5	■ 295	
通介・通リハ・デイ(介保法・老福法)	333	2.9	■ 333	
認知症グループホーム(介保法)	29	0.2	■ 29	
地域包括支援センター(介保法)	676	5.8	■ 676	
短期入所施設(老福法・介保法)	6	0.1	■ 6	
小規模多機能事業(介保法)	26	0.2	■ 26	
更生保護施設(更保法)	16	0.1	■ 16	
その他(老福法・介保法)	89	0.8	■ 89	
障害者支援施設(障総法)	1,314	11.3	■ 1,314	
療養介護・療育センター(障総法)	64	0.6	■ 64	
生活介護(障総法)	759	6.5	■ 759	
就労移行支援(障総法)	210	1.8	■ 210	
就労継続支援(障総法)	561	4.8	■ 561	
相談支援事業(障総法)	133	1.1	■ 133	
障害者グループホーム(障総法)	9	0.1	■ 9	
その他(障総法)	233	2.0	■ 233	
発達障害者支援センター(発障法)	18	0.2	■ 18	
婦人相談所・婦人保護施設(売防法)	43	0.4	■ 43	
独立型社会福祉士事務所	22	0.2	■ 22	
その他(上記以外)	53	0.5	■ 53	
合計(学生数)	11,620	100.0		

問36 配属実習の受け入れ施設・機関を確保する際に困難な点

回答のあった養成課程の配属実習の受け入れ施設・機関を確保する際に困難な点についてみると、「資格要件を満たした実習指導者がいない」(78.2%)が最も多かった。

(MA)			
	回答数	%	
資格要件を満たした実習指導者がいない	197	78.2	
実習指定施設の数が少ない	79	31.3	
学生の通勤が困難・交通手段がない	130	51.6	
その他	44	17.5	
無回答	35	13.9	
全体(学科数)	252	100.0	

問37 配属実習の受入施設・機関を確保するのが困難な分野

回答のあった養成課程の配属実習の受入施設・機関を確保するのが困難な分野についてみると、「児童福祉分野」(61.9%)が最も多く、次いで、「低所得者福祉分野」(45.2%)であった。

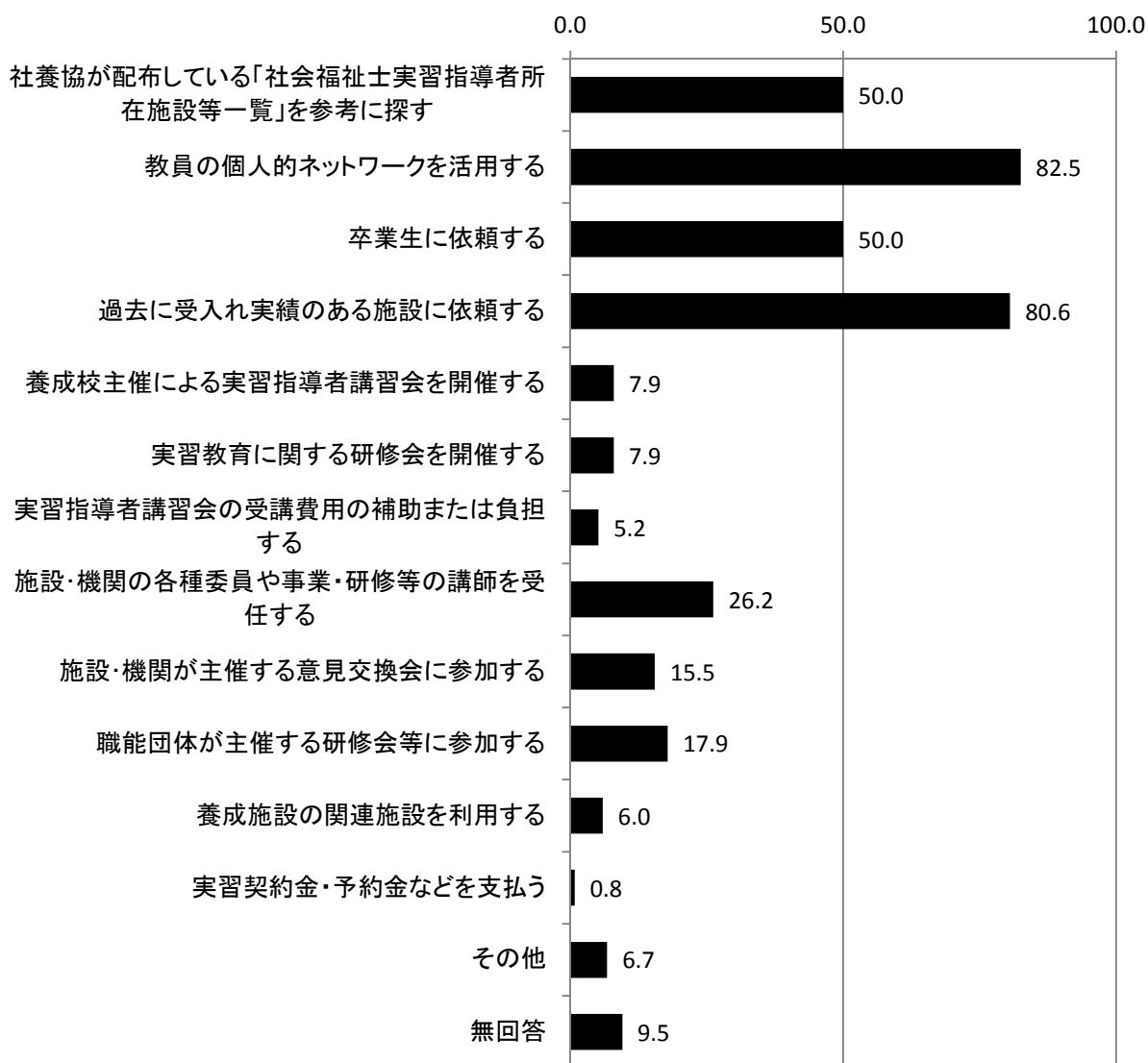
(MA)			
	回答数	%	
低所得者福祉分野	114	45.2	
児童福祉分野	156	61.9	
高齢福祉分野	22	8.7	
障害福祉分野	28	11.1	
地域福祉分野	76	30.2	
保健医療分野	82	32.5	
その他	23	9.1	
特に困難な分野はない	13	5.2	
無回答	39	15.5	
全体(学科数)	252	100.0	

問38 実習配属先を確保するために実際に行っている方法

回答のあった養成課程の実習配属先を確保するための方法についてみると、「教員の個人的ネットワークを活用する」(82.5%)が最も多く、次いで、「過去に受入れ実績のある施設に依頼する」(80.6%)であった。

(MA)			
	回答数	%	
社養協が配布している「社会福祉士実習指導者所在施設等一覧」を参考に探す	126	50.0	
教員の個人的ネットワークを活用する	208	82.5	
卒業生に依頼する	126	50.0	
過去に受入れ実績のある施設に依頼する	203	80.6	
養成校主催による実習指導者講習会を開催する	20	7.9	
実習教育に関する研修会を開催する	20	7.9	
実習指導者講習会の受講費用の補助または負担する	13	5.2	
施設・機関の各種委員や事業・研修等の講師を受任する	66	26.2	
施設・機関が主催する意見交換会に参加する	39	15.5	
職能団体が主催する研修会等に参加する	45	17.9	
養成施設の関連施設を利用する	15	6.0	
実習契約金・予約金などを支払う	2	0.8	
その他	17	6.7	
無回答	24	9.5	
全体(学科数)	252	100.0	

■実習配属先を確保するために実際に行っている方法



問39 実習評価において、利用している評価表

回答のあった養成課程の実習評価において、利用している評価表についてみると、「学校独自の評価表を使用」(71.0%)が最も多かった。

	回答数	%
既成(社養協作成の評価表など)の評価表を使用	26	10.3
学校独自の評価表を使用	179	71.0
各地域・ブロック等で作成した評価表を使用	17	6.7
その他	5	2.0
無回答	25	9.9
全体(学科数)	252	100.0

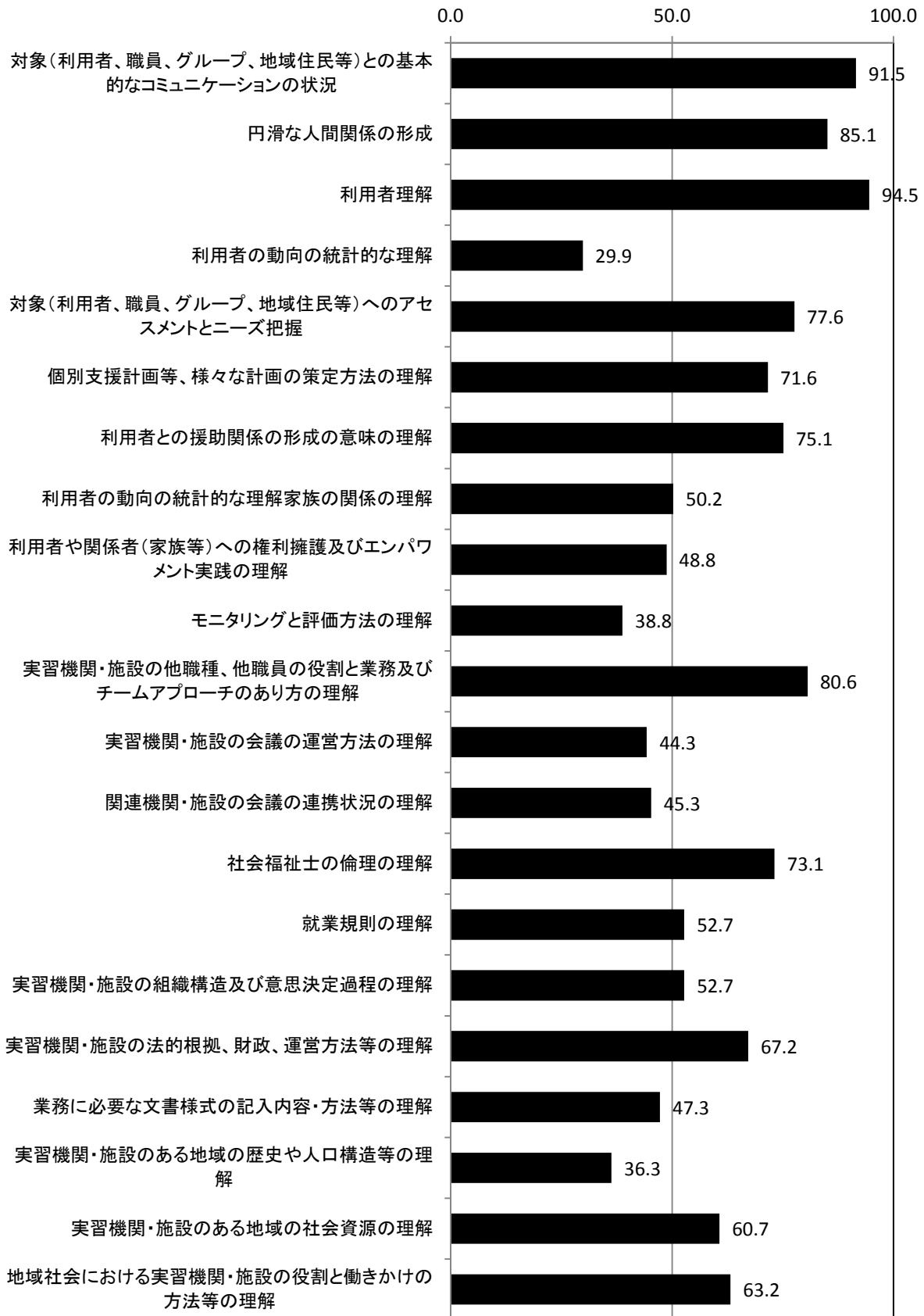
問40 評価表の項目

※「既成(社養協作成の評価表など)の評価表を使用」していない場合

問39で「既成の評価表を使用」以外を回答した養成課程のうち、どのような項目を含めているのかについてみると、「利用者理解」(94.5%)が最も多く、次いで「対象(利用者、職員、グループ、地域住民等)との基本的なコミュニケーションの状況」(91.5%)であった。

	(MA) (SQ)	
	回答数	%
対象(利用者、職員、グループ、地域住民等)との基本的なコミュニケーションの状況	184	91.5
円滑な人間関係の形成	171	85.1
利用者理解	190	94.5
利用者の動向の統計的な理解	60	29.9
対象(利用者、職員、グループ、地域住民等)へのアセスメントとニーズ把握	156	77.6
個別支援計画等、様々な計画の策定方法の理解	144	71.6
利用者との援助関係の形成の意味の理解	151	75.1
利用者の動向の統計的な理解家族の関係の理解	101	50.2
利用者や関係者(家族等)への権利擁護及びエンパワメント実践の理解	98	48.8
モニタリングと評価方法の理解	78	38.8
実習機関・施設その他職種、他職員の役割と業務及びチームアプローチのあり方の理解	162	80.6
実習機関・施設の会議の運営方法の理解	89	44.3
関連機関・施設の会議の連携状況の理解	91	45.3
社会福祉士の倫理の理解	147	73.1
就業規則の理解	106	52.7
実習機関・施設の組織構造及び意思決定過程の理解	106	52.7
実習機関・施設の法的根拠、財政、運営方法等の理解	135	67.2
業務に必要な文書様式の記入内容・方法等の理解	95	47.3
実習機関・施設のある地域の歴史や人口構造等の理解	73	36.3
実習機関・施設のある地域の社会資源の理解	122	60.7
地域社会における実習機関・施設の役割と働きかけの方法等の理解	127	63.2
無回答	6	3.0
全体(学科数)	201	100.0

■評価表の項目



問41 実習報告会や実習を総括する会(実習総括会など)の開催の有無

回答のあった養成課程の実習報告会や実習を総括する会(実習総括会など)の開催の有無についてみると「開催している」(82.5%)が「開催していない」(7.9%)より多かった。

	回答数	%	
開催している	208	82.5	
開催していない	20	7.9	
無回答	24	9.5	
全体(学科数)	252	100.0	

問42 実習報告会や実習を総括する会に参加を呼びかけている者

回答のあった養成課程の実習報告会や実習を総括する会に参加を呼びかけている者についてみると「実習生」(94.7%)が最も多く、次いで「次年度以降に実習予定の学生」(69.7%)であった。

	(MA)	(SQ)	
	回答数	%	
実習生	197	94.7	
所属する課程の在学生	92	44.2	
次年度以降に実習予定の学生	145	69.7	
他学科・他学部の学生	7	3.4	
実習配属先の実習指導者	120	57.7	
実習配属先の実習指導者以外の職員	26	12.5	
次年度以降に実習配属を予定している施設・機関の職員	26	12.5	
他学科・他学部の教員	33	15.9	
その他	21	10.1	
無回答	2	1.0	
全体(学科数)	208	100.0	

問43 実習報告会や実習を総括する会の形態

回答のあった養成課程の実習報告会や実習を総括する会の形態についてみると「実習指導クラス内においての、個人発表(全員が発表)」(41.8%)が最も多かった。

			(MA)
	回答数	%	
実習指導クラス内においての、個人発表(全員が発表)	87	41.8	
実習指導クラス内においての、小グループによる共同発表	46	22.1	
実習指導クラス内においての、代表者による個人発表	15	7.2	
複数クラス合同での、個人発表(全員が発表)	21	10.1	
複数クラス合同での、小グループによる共同発表	20	9.6	
複数クラス合同での、代表者による個人発表	12	5.8	
全クラス合同での、個人発表(全員が発表)	40	19.2	
全クラス合同での、小グループによる共同発表	39	18.8	
全クラス合同での、代表者による個人発表	32	15.4	
その他	11	5.3	
無回答	1	0.5	
全体(学科数)	208	100.0	

問44 実習報告会や実習を総括する会のプログラムの内容

回答のあった養成課程の実習報告会や実習を総括する会のプログラムの内容についてみると「実習指導者と教員との意見交換会」(48.1%)が最も多かった。

	回答数	(MA) %
外部講師による基調講演	12	5.8
実習指導者と教員との意見交換会	100	48.1
実習生と実習指導者との意見交換会	50	24.0
実習指導者と次年度実習予定の学生との打ち合わせ	26	12.5
実習が終了した学生と次年度実習予定の学生との意見交換会	82	39.4
卒業生との交流会	12	5.8
その他	17	8.2
無回答	38	18.3
全体(学科数)	208	100.0

問45 実習報告書(実習報告集など)の作成の有無

回答のあった養成課程の実習報告書(実習報告集など)の作成の有無についてみると「はい(作成している)」(75.8%)が「いいえ(作成していない)」(14.3%)より多かった。

	回答数	%
はい	191	75.8
いいえ	36	14.3
無回答	25	9.9
全体(学科数)	252	100.0

問46 実習報告書(実習報告集など)の配布先

回答のあった養成課程の実習報告書(実習報告集など)の配布先についてみると「当該年度の実習生全員」(88.0%)が最も多く、次いで「実習を配属した施設・機関」(73.8%)より多かった。

	(SQ)	(MA)
	回答数	%
当該年度の実習生全員	168	88.0
実習を配属した施設・機関	141	73.8
養成校内の教員	114	59.7
他の養成校等	47	24.6
実習を配属していない施設・機関	8	4.2
その他	30	15.7
無回答	4	2.1
全体(学科数)	191	100.0

問47 報告書の1人あたりの字数

回答のあった養成課程の報告書の1人あたりの字数についてみると、「1001-2000字以下」(35.6%)が最も多く、次いで「2001-3000字以下」(23.0%)であった。

(SQ)			
	回答数	%	
1000字以下	11	5.8	■
1001-2000字以下	68	35.6	■■■■■
2001-3000字以下	44	23.0	■■■■■
3001-4000字以下	25	13.1	■■■■■
4001-5000字以下	12	6.3	■■■■■
5001-6000字以下	8	4.2	■■■■■
6001-7000字以下	9	4.7	■■■■■
7001-8000字以下	3	1.6	■■■■■
8001字以上	2	1.0	■■■■■
無回答	9	4.7	■■■■■
全体(学科数)	191	100.0	

問48 新カリキュラムで導入された項目が、実践力が高い社会福祉士の養成に効果があったか

回答のあった養成課程の新カリキュラムで導入された項目が、実践力が高い社会福祉士の養成に効果があったかどうかについてみると、「現場実習指導者に一定の条件(資格+実務+講習修了)課したこと」について、効果があったという回答が多かった。

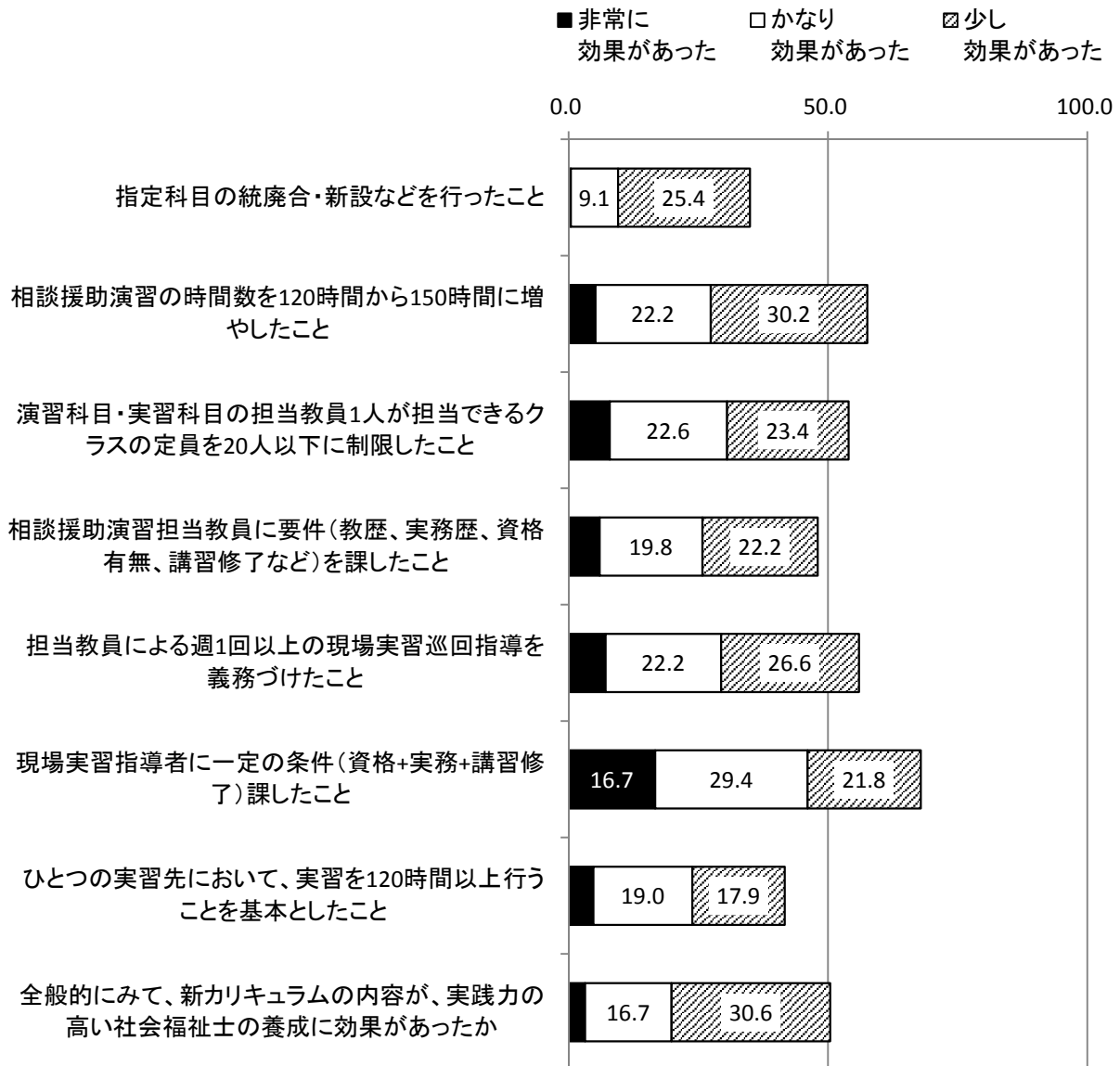
(回答数)

	全体 (学科数)	非常に 効果が あった	かなり 効果が あった	少し効 果があ った	どちら ともい えない	あまり 効果が なかつ た	ほとん ど効果 がなかつ た	まったく 効果が なかつ た	無回答
指定科目の統廃合・新設などを行ったこと	252	1	23	64	102	24	10	1	27
相談援助演習の時間数を120時間から150時間に増やしたこと	252	13	56	76	71	5	3	3	25
演習科目・実習科目の担当教員1人が担当できるクラスの定員を20人以下に制限したこと	252	20	57	59	76	9	2	2	27
相談援助演習担当教員に要件(教歴、実務歴、資格有無、講習修了など)を課したこと	252	15	50	56	83	14	5	2	27
担当教員による週1回以上の現場実習巡回指導を義務づけたこと	252	18	56	67	66	10	5	1	29
現場実習指導者に一定の条件(資格+実務+講習修了)課したこと	252	42	74	55	36	13	6	1	25
ひとつの実習先において、実習を120時間以上行うことを基本としたこと	252	12	48	45	99	10	6	5	27
全般的にみて、新カリキュラムの内容が、実践力の高い社会福祉士の養成に効果があったか	252	8	42	77	78	13	4	0	30

(%)

	全体	非常に 効果が あった	かなり 効果が あった	少し効 果があ った	どちら ともい えない	あまり 効果が なかつ た	ほとん ど効果 がなかつ た	まったく 効果が なかつ た	無回答
指定科目の統廃合・新設などを行ったこと	100.0	0.4	9.1	25.4	40.5	9.5	4.0	0.4	10.7
相談援助演習の時間数を120時間から150時間に増やしたこと	100.0	5.2	22.2	30.2	28.2	2.0	1.2	1.2	9.9
演習科目・実習科目の担当教員1人が担当できるクラスの定員を20人以下に制限したこと	100.0	7.9	22.6	23.4	30.2	3.6	0.8	0.8	10.7
相談援助演習担当教員に要件(教歴、実務歴、資格有無、講習修了など)を課したこと	100.0	6.0	19.8	22.2	32.9	5.6	2.0	0.8	10.7
担当教員による週1回以上の現場実習巡回指導を義務づけたこと	100.0	7.1	22.2	26.6	26.2	4.0	2.0	0.4	11.5
現場実習指導者に一定の条件(資格+実務+講習修了)課したこと	100.0	16.7	29.4	21.8	14.3	5.2	2.4	0.4	9.9
ひとつの実習先において、実習を120時間以上行うことを基本としたこと	100.0	4.8	19.0	17.9	39.3	4.0	2.4	2.0	10.7
全般的にみて、新カリキュラムの内容が、実践力の高い社会福祉士の養成に効果があったか	100.0	3.2	16.7	30.6	31.0	5.2	1.6	0.0	11.9

■新カリキュラムで導入された項目が、実践力が高い社会福祉士の養成に効果があったか



問49 社会福祉士受験資格取得にかかる指定科目以外の演習・実習科目

49－1 時間数

回答のあった養成課程の社会福祉士受験資格取得にかかる指定科目以外の演習・実習科目の時間数についてみると、いずれの科目についても、「16-30時間以下」が多かった。

	演習科目	
	回答数	%
15時間以下	6	10.7
16-30時間以下	35	62.5
31-45時間以下	0	0.0
46-60時間以下	13	23.2
61-75時間以下	0	0.0
76-90時間以下	0	0.0
91-105時間以下	0	0.0
106-120時間以下	0	0.0
121時間以上	0	0.0
無回答	2	3.6
全体(科目数)	56	100.0

	実習科目	
	回答数	%
	9	12.5
	28	38.9
	5	6.9
	3	4.2
	0	0.0
	11	15.3
	0	0.0
	1	1.4
	4	5.6
	11	15.3
	72	100.0

49－2 開講年次

回答のあった養成課程の社会福祉士受験資格取得にかかる指定科目以外の演習・実習科目の開講年次についてみると、演習科目については、「1年次」(35.7%)が最も多く、実習科目については、「4年次」(34.7%)が多かった。

	演習科目	
	回答数	%
1年次	20	35.7
2年次	8	14.3
3年次	16	28.6
4年次	11	19.6
無回答	1	1.8
全体(科目数)	56	100.0

(MA)

	実習科目	
	回答数	%
	12	16.7
	22	30.6
	4	5.6
	25	34.7
	9	12.5
	72	100.0

49－3 開講期

回答のあった養成課程の社会福祉士受験資格取得にかかる指定科目以外の演習・実習科目の開講期についてみると、いずれの科目においても「半期」が最も多かった。

	演習科目	
	回答数	%
通年	13	23.2
半期	40	71.4
集中	2	3.6
その他	1	1.8
無回答	0	0.0
全体(科目数)	56	100.0

	実習科目	
	回答数	%
	21	29.2
	32	44.4
	14	19.4
	3	4.2
	2	2.8
	72	100.0

49-4 必修・選択

回答のあった養成課程の社会福祉士受験資格取得にかかる指定科目以外の演習・実習科目の必修・選択の別についてみると、演習科目については、「必修」(53.6%)が多く、実習科目については、「選択」(79.2%)が多かった。

	演習科目	
	回答数	%
必修	30	53.6
選択	26	46.4
無回答	0	0.0
全体(科目数)	56	100.0

	実習科目	
	回答数	%
必修	15	20.8
選択	57	79.2
無回答	0	0.0
全体(科目数)	72	100.0

49-5 教員数

回答のあった養成課程の社会福祉士受験資格取得にかかる指定科目以外の演習科目の教員数についてみると、常勤については、「1人」(25.0%)が最も多く、非常勤については、「0人」(71.4%)が多かった。

	演習科目 常勤	
	回答数	%
0人	9	16.1
1人	14	25.0
2人	6	10.7
3人	0	0.0
4人	3	5.4
5人	8	14.3
6人	4	7.1
7人	1	1.8
8人	0	0.0
9人	1	1.8
10人以上	9	16.1
無回答	1	1.8
全体(科目数)	56	100.0

	演習科目 非常勤	
	回答数	%
0人	40	71.4
1人	10	17.9
2人	0	0.0
3人	1	1.8
4人	0	0.0
5人	4	7.1
6人	0	0.0
7人	0	0.0
8人	0	0.0
9人	0	0.0
10人以上	0	0.0
無回答	1	1.8
全体(科目数)	56	100.0

回答のあった養成課程の社会福祉士受験資格取得にかかる指定科目以外の実習科目の教員数についてみると、常勤については、「1人」(30.6%)が最も多く、非常勤については、「0人」(70.8%)が多かった。

	実習科目	
	常勤	
	回答数	%
0人	2	2.8
1人	22	30.6
2人	16	22.2
3人	5	6.9
4人	4	5.6
5人	1	1.4
6人	8	11.1
7人	2	2.8
8人	1	1.4
9人	0	0.0
10人以上	0	0.0
無回答	11	15.3
全体(科目数)	72	100.0

	実習科目	
	非常勤	
	回答数	%
0人	51	70.8
1人	2	2.8
2人	0	0.0
3人	3	4.2
4人	0	0.0
5人	5	6.9
6人	0	0.0
7人	0	0.0
8人	0	0.0
9人	0	0.0
10人以上	0	0.0
無回答	11	15.3
全体(科目数)	72	100.0

49-6 開講クラス数

回答のあった養成課程の社会福祉士受験資格取得にかかる指定科目以外の演習・実習科目の開講クラス数についてみると、いずれの科目においても「1クラス」最も多かった。

	演習科目	
	回答数	%
1クラス	24	42.9
2クラス	2	3.6
3クラス	0	0.0
4クラス	4	7.1
5クラス	8	14.3
6クラス	4	7.1
7クラス	5	8.9
8クラス	0	0.0
9クラス	0	0.0
10クラス以上	3	5.4
無回答	3	5.4
全体(科目数)	56	100.0

	実習科目	
	回答数	%
1クラス	39	54.2
2クラス	3	4.2
3クラス	2	2.8
4クラス	5	6.9
5クラス	2	2.8
6クラス	8	11.1
7クラス	5	6.9
8クラス	2	2.8
9クラス	0	0.0
10クラス以上	1	1.4
無回答	5	6.9
全体(科目数)	72	100.0

49-7 1クラスあたりの学生数:上限と下限

回答のあった養成課程の社会福祉士受験資格取得にかかる指定科目以外の演習・実習科目の1クラスあたりの学生数の上限下限についてみると、演習科目については、上限が「26-30人」(17.9%)が最も多く、下限は「5人以下」(17.9%)が多かった。また、実習科目については、上限、下限のいずれにおいても「5人以下」が最も多かった。

	演習科目	
	上限	
	回答数	%
5人以下	6	10.7
6-10人	6	10.7
11-15人	7	12.5
16-20人	5	8.9
21-25人	1	1.8
26-30人	10	17.9
31人以上	5	8.9
無回答	16	28.6
全体(科目数)	56	100.0

	演習科目	
	下限	
	回答数	%
5人以下	10	17.9
6-10人	6	10.7
11-15人	7	12.5
16-20人	9	16.1
21-25人	1	1.8
26-30人	5	8.9
31人以上	2	3.6
無回答	16	28.6
全体(科目数)	56	100.0

	実習科目	
	上限	
	回答数	%
5人以下	18	25.0
6-10人	16	22.2
11-15人	11	15.3
16-20人	9	12.5
21-25人	0	0.0
26-30人	0	0.0
31人以上	13	18.1
無回答	5	6.9
全体(科目数)	72	100.0

	実習科目	
	下限	
	回答数	%
5人以下	31	43.1
6-10人	14	19.4
11-15人	8	11.1
16-20人	2	2.8
21-25人	2	2.8
26-30人	0	0.0
31人以上	10	13.9
無回答	5	6.9
全体(科目数)	72	100.0

問51 社会福祉関連分野での実習の総時間数

回答のあった養成課程の社会福祉関連分野での実習の総時間数についてみると、総時間数については、いずれの時間においても、「181-210時間」が最も多かった。

	社会福祉関連分野での実習の総時間数 (A)					学生が希望した場合の最大限の時間数 (B)				
	回答数	%				回答数	%			
180時間以内	31	12.3	■			29	11.5	■		
181-210時間	110	43.7	■			63	25.0	■		
211-240時間	26	10.3	■			19	7.5	■		
241-270時間	18	7.1	■			7	2.8	■		
271-300時間	2	0.8	■			3	1.2	■		
301-330時間	1	0.4	■			3	1.2	■		
331-360時間	8	3.2	■			16	6.3	■		
361-400時間	6	2.4	■			21	8.3	■		
401時間以上	20	7.9	■			50	19.8	■		
無回答	30	11.9	■			41	16.3	■		
全体(学科数)	252	100.0				252	100.0			

- (A) 社会福祉士を目指す大多数(概ね8割程度)の学生が、卒業までに行う社会福祉関連分野での実習(プレ実習、見学実習、精神保健福祉士実習、介護福祉士実習、保育士実習などを含む)の総時間数。
- (B) 社会福祉士を目指す学生が希望するなら、卒業までに行う社会福祉関連分野での実習(プレ実習、見学実習、精神保健福祉士実習、介護福祉士実習、保育士実習など含む)の最大限可能な総時間数。

社会福祉士及び介護福祉士法（平成 19 年改正法）附則第9条第2項（新カリキュラムの見直しに関する規定）に基づく社会福祉士養成課程の実態調査

■調査票1（問 12）カリキュラムポリシー（※回答があった学科のみ・回収順）

	回答内容
1	人間尊重の理念に基づき生活の様々な面からとらえることにより、人間社会の中に存在する福祉問題を発見する能力やこれらの問題の根本にある本質を見抜き解決することのできる基礎的能力と科学的洞察能力を身につける。そして幅広い分野で地域社会の社会福祉の向上に寄与する人材を育成することを目的とする。
2	1 年次は、社会福祉学の基礎知識を獲得させ、2 年次からの各コースの学びに導くように、必修科目の「社会福祉学概論 AB」や「基礎演習」「ソーシャルワークの理解」「福祉開発の理解」などを配置している。ソーシャルワークコースでは、ソーシャルワークの理論とソーシャルワーカーとしての実践力を獲得することを主たる目標としたカリキュラムを構成する。関連講義科目の学びとソーシャルワーク実習およびソーシャルワーク演習と相互に連動させながら学習を深め、最終的には卒業論文としてまとめる。カリキュラム編成は 1 群から第 8 群に分かれ、基礎科目、社会福祉の制度・政策に関する科目、個人を中心とした対象理解に関する科目、社会福祉の実践方法・技術に関する科目、社会福祉の分野に関する科目、卒業論文などに関する科目などそれぞれの学年で学びを積み上げられるように配慮する。
3	社会福祉事業に専門的に従事する有能な社会福祉士、すなわち、真の人間性に根ざした高潔な人格と透徹した科学的精神をもって献身的に社会の要求に応える者を育成することを目的とする。 本学の特徴 1. 本学は、ヒューマンサービスの根源をキリスト教精神に求め、己自身を愛するように他者も愛する、実践的かつ専門的知識、技術、態度の育成をめざす。 2. 本学は、国内のみならず、諸外国の知識・技術を積極的に取り入れ、国際的に通用する人材を養成する。 3. 本学は、現任者を含む社会人の便宜も考え、夜間課程とする。 4. 本学は、多様な学生を広く求め、豊かな体験交流を作り出すことを促す。
4	子育て相談業務ができる保育者の養成。／3 年で卒業。保育士（専門士）、社会福祉主事任用資格取得。／卒後実務経験 1 年で社会福祉士受験資格を取得。
5	幼稚園や保育園、児童福祉施設、社会福祉施設や医療機関などさまざまな職場で多彩な保育形態と社会福祉の視点に立てる社会福祉士を目指します。そこで本コースでは、幼稚園教諭、保育士の基本的知識と技術をベースに、社会福祉士の専門知識と学外実習を積み重ね、現場で対応できる人材を育てています。また、独自のカリキュラムで幼稚園教諭 2 種免許状、保育士資格が取得可能で、社会福祉士の国家試験受験資格も取得できます。
6	学園歌に謳われる「身をきたえ 心をきたえて 世の中に たちてかひある人と生きなむ」の建学の精神に基づき、創立以来、強健な身体と確固たる精神を備え、豊かで実用的な知識をもった社会に役立つ有用な女性を育成することを教育の基本理念としている。本学が目指すのは、21 世紀の社会における多様な変化の中で、人とのつながりを大切にしつつ自己のライフワークを追求し、生涯にわたって心豊かで健全な生活を送ることのできる女性である。以上の理念に基づき、具体的には特に次のようなカリキュラムを展開している。 1. 大学の学びへのスムーズな導入を図るため、初年次教育として、前記に「入門ゼミナール」、後期に「読書入門」を開設し、また、リメディアルセンターによる学力保障教育を行う。 2. 21 世紀に適応する一般教養科目として、本学独自の「十文字学」を展開し、また、「情報処理基礎」「キャリア教育」を必須科目に設定し、社会人生活に備える。 3. 専門領域について、人間生活学部幼児教育、児童教育、人間福祉、生活情報、メディアカルコミュニケーションの 7 学科を設置する。各学科では専門的知識や技術を習得した職業人の育成を目指すと共に、自分のライフワークを設定し追求していく社会人の育成を目指す。 4. 学科の専門科目を他学科にも一部開放し、学科の枠を越えた学びの場を提供することで、専門性の裾野を広げ、豊かな知識と幅広い視野を持った柔軟性のある社会人を育成する。 5. 大学で習得してきた知識・技術を統合し活用する能力を養うため、「卒業研究」を必須科目に設定する。自らも研究課題を探索し取り組むことを経験する中で、生涯にわたって自学自習を続けていく能力を養う。
7	あなたが自身の体験を通して、現代社会の実相に迫る。現実社会のさまざまな課題や現在起こっている現象のすべてを対象に、その原因を分析・追及し、解決することを目指します。したがってその研究領域は広範囲に及びます。現代人が直面する幅広いテーマに対応するため、6 つの領域を設定。あなたが興味をもてる世界がきつと見つかります。 6 つの研究フィールド 環境とまちづくり／共生と福祉／心のケアとサポート／教育・家族とライフコース／メディア表現／グローバル化と文化 あなたの「好きが、きつと見つかる。文化、メディア、福祉、環境、コミュニティ、家族……。あなたが、日常の中で問題と感ずるすべてがここでの研究テーマとなります。現代社会学部では、現代社会における重要テーマを網羅する 6 つの研究領域を設定。1 年次は社会を多面的に捉える力をつけるため各領域を横断的に学び、2 年次から始まるゼミナール（演習）では、あなたが興味を持った領域を専門的に学び、研究していきます。 フィールドワークを通じて課題分析力を修得。人間がひき起す問題は既存の理論や法則に限りません。こうした生きた課題に立ち向かうため、現代社会学部はあなたが自身が現場の中で発見し、経験し、発想することを手がかりに研究を深めていきます。経験から導かれた仮説をもとに社会を見つめ直し、社会調査や統計学を通じてその仮説の普遍性を確認していく。こうした研究手法は、フィールド科学（野外科学）と呼ばれ、企業や行政の場でも、業務を遂行する手法として注目されています。現代社会学部で学ぶ学問の方法論としての重要性はもろ

	んのこと、課題解決の方法としても、現代社会の多くの＜現場＞で要請されるようになってきたのです。フィールドワーク（現地調査）。社会調査や統計学を使って自分が立てた仮説の普遍性を確認していく。文献や理論のみに頼らず、現場に立ち、自分の目で見、多くの人々の生の声を聞き、記録することで課題を発見する。 ブラクティス（現地体験）。ある期間、研究対象とするコミュニティに入り、その環境、生活を共有することで問題を身をもって理解する。体験によって変化する自分自身の客観的な観察を行うこともある。 プレゼンテーション（発表・提言）。研究の各段階で発表を繰り返すことで、体験や研究から得られた新たな視点や理論について、誰もが納得し、共感を得られるよう伝達するコミュニケーション手法を身につける。
8	活力ある福祉社会を担う人に。社会福祉のプロフェッショナルとしての「判断力」や「ネットワーク形成力」などの諸能力の養成。人がよりよく生きることを援助するために必要な全般的な知識を学び、援助される人を中心としてサービスを提供する基本姿勢を身につけさせます。さらに、必要な技術や生活上の諸問題を全体的にとらえて、実践力を身につけた福祉社会の実現に役見できる人材の育成をめざしています。 専攻の特色 プロの援助者養成をめざし、誰でもが幸せに生きる社会の実現に向けて、自分に合った方法と技が見つけられるようなカリキュラムを準備。少人数制を活かし、理論学習だけでなく、工夫を凝らした実践教育に力を入れています。具体的には、実習教育や援助技術演習などの科目において、できる限り個別指導やグループ活動を取り入れた多様な授業を行っています。 受け入れ方針と養成する人材像 ●プロフェッショナルとしての対人援助者をめざす人／●知的探求心旺盛な人 を求め、4年間の教育をとおして●社会福祉のプロフェッショナルとして福祉施設・機関・病院等で活躍できる人／●人間関係の基礎となるコミュニケーション能力を身につけた人に育てます。
9	高齢者、子ども、障害者をテーマとして、現代が抱える福祉社会の問題点を理解し、福祉という側面から地域社会を支える力を修得するための教育プログラムを整備する。加えて、社会福祉士の受験資格取得に対応する教育プログラムを整備する。
10	1) 個人の尊厳と基本的な人権を尊重して行動できる豊かな人間性と倫理性を備えた人材の育成を目標とした科目を配置しています。 2) 社会生活が困難な弱者と呼ばれる人たちだけでなく、すべての人が人間らしく暮らし続けるために必要なサービス・制度・社会的活動のあり方を研究・実践する科目を配置しています。 3) <人々が安心して生活できる福祉社会を考察>人々が安心して生活できる環境を整えることは、社会を健全に維持するための基本的責務です。その為に社会福祉全般や関連分野まで幅広く学び、高い倫理観を身につけるための科目を配置しています。 4) <ダブル国家資格取得をめざす実践重視のカリキュラム>日本の福祉を支える代表的な国家資格が「社会福祉士」と「精神保健福祉士」です。急速な高齢化・少子化と多様な福祉ニーズの増大に対応するため、この二つの国家資格取得を支援するための科目を配置しています。 5) 実践教育の重要性を踏まえ、学内での講義・演習及び学外での現場実習等の科目を配置しています。学外学習では、現場担当者と緊密な連携をとっています。 6) 共生社会、当事者中心の福祉社会の実現に向けて様々な課題を考え、活動を実践できる科目を配置しています。
11	共通教育では、「思考の深化」、「視野の拡大」、「生きる知恵の修得」を目標とする。このため基礎科目、教養科目を設け、汎用的技能の獲得と人間としてのあり方、生き方に関する深い洞察・現実を正しく理解する力を身につける。専門教育では、各学年にゼミ、人間科学基礎論、卒業論文を基幹科目群としてカリキュラムの中心に据え、4年間一貫の段階的な少人数教育を保証する。科目群は、基幹科目群の他に、基本科目群、領域科目群からなり、基本科目群は専門的な講義科目群と実証的な方法論や実験・実習を学ぶ研究法・実習科目群で構成する。領域科目群は、人間科学の基本を踏まえたうえで、「福祉」、「文化」、「思想」の5領域の専門科目が置かれ、他学部、他学科の指定科目と共通教育科目の関連科目の履修とあわせて領域の専門能力を広く深く修得することが可能となる。さらに資格関連科目として自由選択科目を配置し、幅広い分野の資格取得に対応する。
12	① 間理解に不可欠な教養力を身につけ、社会福祉分野の専門的知識・技能を学ぶための基礎学力をつける。 ② 福祉・保健医療・教育などは広い分野にわたる問題意識を深めるとともに、それぞれの専門分野における知識の活用能力を高める。 ③ 個別指導に主軸を置いた演習・実習教育を通じて、絶えず知識を更新していく学習能力と職業倫理観を培う。
13	人間らしい暮らしの実現のため、さまざまな生活上の課題に対して、真摯に向きあい、あらゆる知識、技術を傾注して、問題解決にあたろうとする、人間性・創造性豊かな福祉実践者の育成を目指しています。あらゆる感受性を磨いて、なお人間性あふれる魅力ある人を求めています。
14	保育に関する科目を共通の基盤としています。1年次には主に保育、心理、福祉の基礎を広く学びます。2年次からは心理が福祉のどちらかのコースを選択し、心理系あるいは福祉系の科目を中心に、それぞれの専門領域を深く学びます。いずれのコースも演習や実習が豊富に組み込まれています。大学での学びに加え、保育所、幼稚園、社会福祉施設等での長期の現場実践に取り組むことにより、十分な即戦力が養われるようになっていきます。さらに、本学では、保育のスペシャリストを養成するために二つのプログラム、社会的ニーズに対応する質の高い保育者養成プログラム、アウトドア環境教育プログラムを用意しています。
15	理念 (1) 福祉専門職としての自覚と責任をもって職務に遂行できる能力を養うための教育を行う。 (2) 他職種の専門職との連携が図れる協調心を備えた、心の広い人材を育成する。

	(3)創造力が豊かで、常に向上心を持ち、自己啓発できる人材を育てる。 目標 (1)社会福祉及び精神保健福祉の両分野に精通したジェネリックな知識・技能の習得を基盤とし、精神保健福祉及び社会福祉における相談援助の専門性を獲得する。 (2)地域の社会福祉及び精神保健福祉士の現場の中核を担える知識・技能を修得する。 (3)卒業後、社会福祉又は精神保健福祉の現場での1年以上の実務経験を経て、社会福祉士、精神保健福祉士の国家資格を取得する。
16	理念・・・同上 目標・・・(1)と(2)は同上 (3)社会福祉士、精神保健福祉士の国家資格を取得する。
17	2年次から「社会福祉」と「健康サービス」の2コースに分かれ、自分の興味のある分野を中心にしっかり学びます。社会福祉コースでは3年間かけて講義、演習、実習等、指定された専門科目の単位を修得することで社会福祉士国家試験の受験資格を得ることができます。また、健康サービスコースには「健康・スポーツ／心理・セラピー」のサブコースを用意。じっくりと自分の進路を見つけられます。
18	本学類での学びを通じて、家政学と社会福祉学を主柱とする多彩な領域について専門的な知識と技術および実践力を培い、習得した能力を共生社会で役立てるためには、生活と福祉に関心をもつと共に、豊かな基礎学力を備えておく必要があります。高校時代には、国語、英語、家庭科をはじめ、各教科をしっかり勉強しておくことが重要です。併せて、ボランティア活動などにも参加することを勧めます。
19	教育理念と目標 保健、医療および福祉の専門知識と技術を持ち、高い倫理観と情熱をもって人の健康と生活の支援を実践する人材を育成する。主として、学校保健領域と社会福祉領域において多角的視野で対応でき、且つ即戦力となりうる養護教諭と社会福祉士の育成を図る。 教育の目的 人々の健康と生活を支援するために、豊富な保健、医療および福祉の知識と技術を有し、さらに幅広い相談援助ができる専門家を養成する。具体的には、学校保健領域と社会福祉領域において多角的視野で対応でき、且つ即戦力となりうる養護教諭と社会福祉士の育成を図ること、及び健康福祉行政分野で活躍しうる人材育成を主な目標とする。 特性 前身である保健学科が積み重ねた教育を基盤に、複雑で多様化した社会に対応すべく確かな専門知識・技術と併せて、分析力・判断力・指導力・実践力・創造力を一層高める教育を目指している。養護教諭の養成教育では、基礎医学をベースとして幅広く保健学を学ぶ中に養護教諭の専門性を深めていく構成になっており、平成19年度からはさらに多彩な学際領域のカリキュラムの充実化が図られた。また、医療系学部では唯一となる社会福祉士養成においても、それらの特徴を最大限に生かし、健康と疾病に対する豊富な知識と技術を持つ社会福祉専門職の育成が可能となっている。所属する保健学部は、健康福祉学科、臨床検査技術学科、看護学科、臨床工学科、救急救命学科の5学科で構成されており、人々の健康や生活をサポートする専門職をめざす多様な人々と交流し、学びあうことができる。健康を取り巻く課題が複雑で深刻になりつつある現代社会にあって、多角的視野で社会に貢献しうる人材を育成するにふさわしい学習環境が整えられているといえよう。
20	本学の教育は、「福祉」「教育」「宗教」の三位一体を基本としており、その中での人格形成及び社会に役立つ人材の育成を行うことを目的としていることから、それぞれの専門資格取得とそ の為の課程を基軸としている。 (ア)短期大学士としての教育課程方針 本学では、教養科目、専門科目及び資格科目を配し、それぞれの分野における専門性を高める課程編成を行っている。また、独自の科目として、建学の精神を学ぶ科目、専門職における科目、技能向上科目などを対象者数配置し、短期大学士としてふさわしい教育を行う。 (イ)専門資格取得の教育課程方針 本学では、短期大学に加えて各種専門資格を取得する為に、単位取得状況は学習態度等、一定基準を超えた者に対し、資格取得を許容することし、専門性の高い教育を行う。 (ウ)実学教育重視 本学では、実学を重視し実践してきている。専門職を目指す学生にとって現場経験(実習)は不可欠な要素である。より効果的に実習を行うことは、将来の職業や社会人としての行動等において、貴重な経験になるとともに、大きな教育効果が期待できると認識する。
21	総合教育科目は2学科でほぼ共通のものを設定し、学部共通科目として、大学での基礎的スキルとしてのコミュニケーションスキル、情報リテラシー、論理的な思考力や、ウェルビーイングを多角的に理解するための幅広い知識を習得するための科目を置いている。専門教育科目においては、それぞれの学科の専門を学ぶ科目が置かれているが、ウェルビーイングをコミュニティで実現するために必要な専門的知識、専門的スキルを獲得するための科目を編成している。 専門教育科目では、講義科目だけではなく、多彩な実習関連科目を設置し、ウェルビーイングを実現する人材として必要な倫理的態度、自己管理能力、チームワークの習得や、様々な専門職や地域の市民などと協力しながら、コミュニティで起きている実際の課題に取り組み解決する力を獲得することができている教育編成となっている。また専門演習では、3年間同一の教員から指導を受け、卒業論文等を作成することで、身に付けた知識・スキル・態度を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を論文としてまとめあげ力を習得すること

	ととしている。 基礎演習、専門演習、実習関連教育においては、原則として20名以下の少人数教育を行うことで、全学年において個々の学生の特性に応じたきめ細かな教育を行うことを方針としている。 こうしたカリキュラムポリシーを学生に周知させるために、通常の学生ガイダンスの他に、個別履修相談を開催したり、基礎演習での説明を行う等の努力をする。
22	1. 1年10か月という余裕のある学習期間で、社会人も無理なく学習できるカリキュラムです。 2. 2年次1月には修了見込みでの国家試験が受験できるカリキュラムです。
23	【家政学部】 学位授与の方針に基づいて、1年次から4年次までの全てのセメスターにおいて、一般教養・専門領域の中に少人数教育システムを取り入れ、幅広い知識や技術を身に付けます。1年次には、大学共通科目の他に、専門基礎分野の専門科目が開設されます。2・3年次には専門基礎分野に加えて専門分野に関する科目が多数開設され、知識や技術を身につける上で最も充実した時期となります。3年次以降は、個々の将来の活躍の場を想定し、講義や校内・校外実習を履修することになります。また3年次前期ないし後期からは、卒業研究に備えた講義も始まります。4年次には、更に知識・技能を高めるとともに、科学的な思考、研究方法を修得し、論理的・客観的な研究や建設的提案が主体的に行える能力を養います。また分野によっては国家試験、教員採用試験のため準備を行うとともに4年間の学修を総合して指導教員の個別指導を受けつつ卒業研究を完成させ、生涯にわたって学び続ける能力の確立を目指します。 【生活福祉学科】 学位授与の方針に基づいて、福祉や家政学の全ての分野についての広い学びと、各自が専門とする個別分野（介護福祉、社会福祉、養護、生活）における習熟との両立を目指し、4年間の学びの中で各科目の連携・関連を図っています。1年次から4年次までの全てのセメスターにおいて、専門領域の中に少人数教育システムをとり、社会人としての基礎的な知識を身につけるとともに、よりよい福祉を实践するために必要な幅広い知識や技術を身につけます。1年次では生活を基盤とした福祉や介護、医療についての知識や技術を学びます。2・3・4年次では更に知識・技能を高めるとともに、多くの実習を通じて福祉や介護・教育分野における諸問題の存在を理解し、これに対して、豊かな福祉社会と生活を主体的に創造・実践していく人材の育成を目指します。4年次では4年間の学修を総合して指導教員の個別指導を受けつつ卒業研究を完成させ、生涯にわたって学び続ける能力の確立を目指します。 (1)「豊かな教養」を修め、「広い見識」を持つために ・学問を修めるための基礎を修得するために教養科目中の必修科目（平成22年度入学生より教養教育科目）及び情報科目（平成22年度入学生より情報教育科目）を設置する。 ・多角的に物事を思考・判断する幅広い学識を修得するために教養科目中の選択科目と健康科目（平成22年度入学生より健康教育科目）を設置する。 ・以上にコミュニケーション科目を加えて総合教育科目（平成22年度入学生より総合教育科目群）とする。 (2)専門知識・技能を修得するために ・スポーツ・教育・福祉の基礎的な専門知識ならびに基本的技能及び実践力を修得するために専門基礎科目（平成22年度入学生より専門基礎科目A群及びB群）を設置する。 ・特定領域における深い知識・技能を修得するために発展科目及び応用科目（平成22年度入学生より専門発展科目及び専門応用科目）を設置する。 ・また実践力を深めるために教育・福祉現場でおこなう多彩な実習科目を設置する。 (3)調和のとれた人格を形成するために ・高い人権意識と専門家としての自覚と誇りに裏付けられた倫理観を涵養する。 ・社会規範の遵守を身に着ける機会を提供する。 ・教育・福祉現場でおこなう多彩な実習を通して、揺るぎない人権意識、確かな社会性、人に対する思いやりや愛情、協働のころなどを涵養する。 (4)社会に貢献できる力を修得するために ・社会貢献について考える力と行動力を修得するための教育課程として教育・福祉現場で行う多彩な実習とボランティア活動の機会を提供する。 (5)主体的に考え行動できる力を修得するために ・問題を発見・解決する力を身に着ける機会を提供する。 ・情報通信技術の活用を含め、必要な情報を選別・収集し、分析する力、及びプレゼンテーション能力を修得する教育課程を提供する。 ・コミュニケーション能力を修得できる教育課程を提供する。 ・キャリア教育を通じてキャリアを形成する力をつける教育課程を提供する。 《教育目的》 生命の尊厳と人の尊厳を重んじ、豊かな人間性と深い教養を備え、大と社会に対する包括的視点と福祉・保育・教育分野における高い専門性に根ざした実践力をもって人々と協働し、地域社会ならびに国際社会においてヒューマンサービスの向上に貢献する人材を育成する。 《教育目標》上記の教育目的を達成するために以下の教育目標を掲げる。 1. 人文・社会・自然科学に関する教養を広く身に付けることにより、ヒューマンサービスを実践するための素地として、人間と社会の多様性を理解する。 2. 現代社会が抱える諸問題とヒューマンサービスのための基本的視点を学ぶことにより、高い倫理的意識と社会的責任意識をもつ。 3. 社会科学を基盤とし、社会福祉・保育・教育分野の専門的知識・技術を体系的に修得することにより、人と社会を包括的視点から捉えることのできる専門的知識・技術と科学的判断力を身
25	

	に付ける。 4. 高い水準の情報リテラシー能力とコミュニケーションスキル、論理的思考力を身に付けることにより、福祉・教育・保健機関や地域において、ヒューマンサービスを提供する人々や当事者とともに問題解決にあたることのできる連携と協働の能力を身に付ける。 5. 英語その他の外国語を修得することにより、地域社会はもとより国際社会に貢献できる力を身に付ける。 6. 総合的かつ柔軟な思考力と実践力を養うことにより、生涯にわたって学習し、課題を発見・解決し、自らの専門領域を発展させる能力を身に付ける。
26	1 学科の教育目標とカリキュラム (1) 理念と目標 「実力ある女性の育成」に力を入れており、そのために、“EARTH (Empowerment, Ambition, Relationship, Toughness, Honesty)な女性”になることを学科の教育目標に掲げています。 (2) コースの設定 「実力ある女性の育成」を実現するために、より専門的な知識や技術の習得を目指し、2年次から「心理コース」と「社会福祉コース」の2つのコースを置きます。 (3) 学びの特長 社会福祉学とは、社会における人々の生活問題の解決を目的として、人間の行動と社会システムに関する理論を利用した研究をおこなう学問です。社会福祉(ソーシャルワーク)は人権と社会正義の原理を実践の拠り所とし、多様化する人々のウェルビーイングの増進を目指して、さまざまな福祉的課題に取り組んでいます。社会福祉コースではソーシャルワーカー(社会福祉士および精神保健福祉士)を養成しています。ソーシャルワーカーは生活問題を抱える個人、家族、地域・コミュニティ、社会に対して支援活動をおこなう福祉の専門家です。本コースではまず福祉の理念・価値といったソーシャルワークの根幹を学び、人と社会の関わりを理解するために心理学、医学、法学といった関連諸領域の知識も修得します。またソーシャルワーカーとしてのスキルを獲得するために、福祉サービスの知識や具体的な支援方法を学習します。さらに演習形式の援助技術指導を通してコミュニケーション技法や面接技法を習得し、学外実習にて現場における「相談・助言・指導・援助」の実践力を磨きます。子ども、高齢者、生活困窮者、生まれた時からまた人生の途上で、ハンディを負った障がい者、社会的に援護を要する人々の自立や社会参加と一緒に考えられる人材を育成します。
27	教育課程の編成・実施 本学では4コースを設置し、2年次秋期より学生のニーズによって1コースを選択します。社会福祉士・精神保健福祉士養成コースでは基本的ニーズは国家資格取得を目指す専門性・認知度の高いソーシャルワーカーを育成します。国際ボランティアコースではボランティアが活躍する割合の高いNPOやNGOで働きたいと願う学生のための福祉キャリアコース、留学生のための福祉ベンチャーコースがあります。 教育方法 講義・演習をベースに特に福祉実習、国家試験対策、国際協力実習・ボランティア活動実習などの実践的体験型学習が重要視されます。 成績評価 定期テストできちんと点数をとることはもちろん必要ですが、その他講義・演習では真摯な授業態度、質問や意見表明など積極的な授業への関わりも重要です。また、実習では施設や組織の受け入れ担当者の評価も大きな意味があります。
28	教育方針: 形から心を養う実学教育 校是: 礼儀・感謝・奉仕
29	専門的な知識と実践的な技術を習得し、福祉分野で幅広く活躍できる人材を育成します。社会福祉士に必要な相談援助の技術を身につけ、実践力と判断力を養います。
30	(1) 福祉(社会福祉・介護福祉・健康福祉)、情報。および心理学の基礎的学問内容およびその分析手法や方法論については、「共通基礎科目」をベースとし、各コース・カリキュラムを通して学んでいくよう体系づける。このため「社会福祉」と「情報コミュニケーション」の2コースを置き、前者では「社会福祉士」、「介護福祉士」を養成し、「健康福祉」の専門家をめざすことのできるカリキュラム構成とする。そして後者では、「メディア情報」または「心理学」の専門家をめざすことのできるカリキュラム構成とする。(知識・理解) (2) 学科の中心テーマ「人間コミュニケーション」については、EQ教育系科目や共通基礎科目をとおして学生全員が学ぶ機会を持ち、心理学系科目群で更に深く学べるよう体系付ける。またこの学びをとおして、社会福祉コースでは人格を尊重しながら行動できる人間性豊かな福祉の専門家、情報コミュニケーションコースでは、コミュニケーション能力・情報活用(3)能力を活かし福祉業務の質を高めていく能力や、情報コミュニケーション技術駆使して福祉の効率化・高質化を図る能力を養成するカリキュラムを構成する。(関心・意欲・態度) 自ら問題を発見しその解決方法を探る体験を通じて思考力・判断力が養われていく。そのような教育効果をあげるため、少人数のセミナー教育を重視したカリキュラム構成とする。(思考・判断)
31	(3) 研究・考察した結果を、各種の情報コミュニケーション技術駆使して的確に表現し伝える能力を養う科目群を配備する。(技能・表現)
32	学生が自発的、積極的に幅広い教養を体得するとともに、心理、情報、国際文化、社会福祉についての専門的な知識を習得できるように、4年間を通して徹底した少人数教育を展開していきます。また、実践力のある学生を育成するために、リテラシー教育やキャリア教育の実施とともに、演習、実習、インターシップといった体験型授業を重視しています。 既に以前大学等で履修した科目を同じ科目だからといって免除にはしません。学習する内容、視点が様々で、より社会福祉士に必要な知識とは何かを学び直してもらいます。必ず複数の教育から演習を学ぶことで、あらゆる分野についてより専門的、実践的な知識技術を身につけることができます。
33	・学習参加型の授業展開を促進する。・社会人としての常識のある心豊かな人材を育成する。・高い実践力を保持した学生の育成に努める。・実習教育の充実化に努める。等

34	1年制の学科のためカリキュラムは過密になっています。国試だけでなく資格者にふさわしい実践力の養成に心がけています。
35	本通信課程は、社会福祉士として必要な専門の学術の理論および応用について、主として通信の方法により教授し、社会福祉士及び介護福祉士法に定める社会福祉士国家試験の受験資格を与えて社会福祉士を養成し、あわせて社会福祉の向上に寄与することを目的とする。
36	1. 社会福祉の制度・政策に関する幅広い知識を得るために、経済学・法学系のカリキュラムを設置する。 2. 社会福祉政策の実施に際し、ニーズの把握等に関わる知識や技能を得るための資格を取得しうるカリキュラムを展開する。 3. 福祉計画学科独自の科目群として、社会保障を中心に、社会福祉に関わる計画・政策・財政・法律・社会福祉調査・コミュニティ・NPO・公的部門の経済活動を学ぶ科目など、地方分権と高齢社会に対応した地域の福祉計画策定のための科目を用意し、福祉をマクロ的視点から学ぶ。 4. 4つの体験型・参加型学習（コミュニティワーク実習、海外福祉事情、社会福祉調査実習、社会福祉士養成）や、インターンシップへの参加機会を設置する。 5. 学生のプレゼンテーション能力を向上させる科目を設置する。
37	1. ジェネラリスト・ソーシャルワーカーが備えるべき能力を、5群13項目に分類し、専門職養成のための総合的なカリキュラムを構成する。 2. 福祉臨床学科独自の科目群として、社会福祉における援助の基礎理論、方法論。様々な分野別に求められる知識・技術を学ぶ。特に福祉臨床実習を通じ積上げ方式で福祉現場の理解とソーシャルワーカーの役割・実践を理解する。 3. 人の一生の発達段階とそこでの障害を概観する科目を設置する。 4. ソーシャルワーカーの基本的理論・実践枠組みを学習する科目を設置する。 5. 幅広い分野における問題と援助枠組みを学習する科目を設置する。 6. ソーシャルワーカーとしての実践的力を身につけるための科目を積上げ方式で配置する。 7. 研究的力量をつけるための科目を配置する。 8. 性差の問題に関する感覚、人権感覚、社会正義の感覚を養う科目を配置する。 9. 理論的、実践的。研究的かつ人権感覚に溢れたジェネラリスト・ソーシャルワーカーを養成するカリキュラムを展開する。
38	1. 科学的な人間理解の能力、積極的に他者と関わることの出来る感受性、豊かな人間性を育む。 2. 専門科目についてはもちろん、統計的な知識を使用して実験や実習についても全国的にも高度なレベルにある密度の濃い教育を展開する。 3. 単なる知識の詰め込みではなく、心理学的なセンスで物事をとらえ、自分の頭で考えることのできる人材育成を行う。
39	(ア) 社会福祉は実践の学問であり、自己理解・他者理解に必要な力量を身につけ、社会福祉分野における専門的知識や技術力を高める。 (イ) 個別あるいは集団形式の演習や地域社会における実習を通じて、技術力の向上とともに、職業倫理や自己覚知を深める。 (ウ) 社会福祉分野のみならず保健医療など幅広い分野への関心や問題意識を持ち、連携・協働に必要な知識・技術の活用能力を広める。
40	臨床福祉と福祉心理という2つの教育群において、個別的な特徴をもつ臨床的な福祉ニーズに対応するための援助・支援技術を理解し、それらの問題を解決するための理論と実践について学修します。
41	福祉システムとボランティア福祉という2つの教育群において、社会福祉の基盤づくりやサービスの展開に必要な条件を理解し、それらの運営・管理や、整備・開発のための理論と実践について学修します。
42	少子高齢化、各家族化、過疎化等に伴い、子育て、ひとり親家庭、介護、障害、貧困等様々な理由から、生活に困難をきたす人々が増加してきている。それらの人々の相談に応じ、適切な支援を行う社会福祉士への期待は、地域を問わず更に高まっており、制度整備や人材の育成が急がれる。このような状況を踏まえ、本学科は、福祉の諸制度や相談援助技術等の講義、演習をはじめ、実習等を通じ、各専門分野を幅広く、そして深く履修することで、実践力豊かな相談援助者（社会福祉士）を養成することを目指している。こうした点を踏まえ、関連諸機関、関連施設等とより緊密な連携、協力関係を構築しながら、社会状況に即して働ける人材を育成する機関として本学科を設置するものである。
43	(1) 心理学・社会福祉学の基礎的な科目を必修科目としておき、少人数教育により演習を中心に、人間理解と実践行動の基礎となる「態度・倫理」「知識・理解」「技術・方法」を養う。 (2) 福祉の実践力養成と資格の取得にかかわり科目を中心に、発展的な科目・関連する心理学の科目を体系的に配置し、無限の人間の力を引き出すための「態度・倫理」「知識・理解」「技術・方法」を養う。 (3) 心理学の科目を中心に、関連する福祉の科目を含めて体系的に配置し、科学的な人間理解のための「態度・倫理」「知識・理解」「技術・方法」を養う。 (4) 心理学と社会福祉学の学びを統合・発展出来るよう、総合的なカリキュラムを編成し、医療・福祉・教育など他分野にわたって社会貢献するための「態度・倫理」「知識・理解」「技術・方法」を養う。
	「障害を科学する」ソーシャルワーカーの養成。
44	本学部・学科の基本方針及び「ディプロマ・ポリシー」で明示した学習を実施するために「社会福祉」「臨床心理」「市民参加（ボランティア・市民活動）」の三つを柱としてカリキュラムを編成します。具体的には「社会福祉」の価値・知識・技術を習得し、臨床心理の観点から心のケアについて学び、ボランティアの思想に基づくNPO活動など社会参加への実践的態度を養成するカリキュラムを編成します。

	①社会福祉に関する幅広い基礎知識と豊かな人間性を育むため、ボランティア、福祉マネジメント分野科目、福祉臨床心理分野科目を配置する。 ②社会福祉に関する専門的知識を体系的に学び、関連諸科学と連携して学習できるようゼミナール以外にも少人数教育を実施する。 ③学科専門科目の基礎的知識の理科に加え、福祉課題に取り組む実践力を身につけるために、社会福祉や臨床福祉・ボランティア・市民活動に関わる現場での演習・実習の科目を配置する。 ④学生一人一人が四年間の学習を総合化し、問題解決能力を育成するゼミナール(3年次)での学習とその成果を集大成する卒業研究(4年次)を配置する。
45	学部の教育目的を達成するために、以下のような方針でカリキュラムを編成している。 1. 社会学を基礎とし、実践的・実証的な社会科学の知識・技能を身につけることが出来るように社会学の基礎・調査法等の科目を配置する。 2. 専門的知識を体系的に学ぶための基盤を身につけることが出来るように、歴史、哲学、文学、自然、健康などの教養科目(基礎・発展)・語学科目・情報処理科目・スポーツ健康科目を幅広く配置する。 3. 生涯学び成長し続けていく為の土台をきづくことが出来るように、キャリア科目、インターンシップ科目を配置する。 4. 社会学、心理学、社会学、社会学、社会学の領域において、専門的な知識・技能を身につけることができるように、専門科目(講義)および実習・演習科目を配置する。 5. コミュニケーション能力を養成するとともに、自ら音大を発見し解決を試みる能動的な姿勢を持つことが出来るように、1年次から4年次まで演習を配置する。また、卒業論文を課すことによつて、各自の学習成果を社会に還元できるようにする。 6. 人間・社会・自然に対する理解を深め、豊かな教養を育むために、他学部・多学科の科目を配置する。
46	①社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、診療情報管理士、その他保健医療福祉分野で働く者として、必要とされる基礎的素養、コミュニケーション能力を身につけた人材を育成する。 ②各人が希望する分野で必要とされる高度な専門的知識、技能を持った人材を育成する。 ③保健医療福祉分野において、他の職種と連携しながら活躍できる人材を育てる。
47	①必要とされる教養や専門知識・技術を修得し、情熱をもって社会貢献をめざす ②柔軟な発想や視点に立ち、自発的あるいは積極的の学ぶ姿勢をもつ ③地域社会に限らず国際社会においても活躍の場を求め
48	豊かな人間性の育成や基礎学力を身につけるための科目を充実させ、また国家試験合格、就職試験に生かせるキャリア教育に力を入れたカリキュラムを養成する。 〈社会福祉専攻〉 グローバルゼーションの進展とともに、わが国は様々の問題に直面している。社会福祉士は多様化する現代社会において潤滑油として働く国家資格である。授業科目配置は、総合教育科目と専門教育科目とが緊密に連携している。実習は通年型または集中型のプログラムで行い、並行して少人数クラスの演習に参加する。総じて、問題を抱える人たちの相談援助活動を担う豊かな感性と幅広い知識を習得する。あるいは、社会福祉の知識・技術に加えて、社会福祉関連施設等の管理・運営に必要なマネジメント力を習得する。 〈精神保健福祉専攻〉 われわれの生きる時代は「脳の世紀」とも、あるいは「心の世紀」とも呼ばれる。精神保健福祉士は医療と福祉の両方にまたがるユニークな専門職である。本専攻では、科目履修次第で、社会福祉士の資格も合わせて習得することができる。実習は通年型または集中型のプログラムで行い、病院、施設、地域と多岐にわたる。総じて、心を病む人たちと近親者の相談援助活動を担う確かな知識と柔軟な技術を習得する。
49	保育専門職の育成が主目的であつて、乳幼児の保育実践力に加えて、子どもを取り囲む環境の改善、地域における子育て支援活動、保護者の育児相談などにも対応できる人材の育成を目指している。専門基礎として保育児童概論、保育児童基礎演習などを配置し、理論と実技を統合しながら学習できるようカリキュラムを編成している。保育士資格以外に社会福祉士受験資格、幼稚園教諭、小学校教諭の免許状等取得可能な科目を配置し、子ども、家庭、地域等広い範囲の社会システムに焦点を当てながら、保育の専門家養成を想定している。
50	・「心の仕組み」を学ぶ科目、「心の問題」を紐解く実践的な科目、「心のケア」について学ぶ各目等を通して、科学としての心理学、応用としての心理学を深く学ぶ。 ・専門展開科目において、心理学の各分野の理解を深めると共に社会福祉、精神保健福祉、教育などの心理学に密接した分野でのヒューマンサービスを学び、各現場で応用するための力を身につける。
51	豊かな人間性の育成や基礎学力を身につけるための科目を充実させ、また国家試験合格、就職試験に生かせるキャリア教育に力を入れたカリキュラムを養成する。グローバルゼーションの進展とともに、わが国は様々の問題に直面している。社会福祉士は多様化する現代社会において潤滑油として働く国家資格である。授業科目配置は、総合教育科目と専門教育科目とが緊密に連携している。実習は通年型または集中型のプログラムで行い、並行して少人数クラスの演習に参加する。総じて、問題を抱える人たちの相談援助活動を担う豊かな感性と幅広い知識を習得する。あるいは、社会福祉の知識・技術に加えて、社会福祉関連施設等の管理・運営に必要なマネジメント力を習得する。
52	・「心の仕組み」を学ぶ科目、「心の問題」を紐解く実践的な科目、「心のケア」について学ぶ各目等を通して、科学としての心理学、応用としての心理学を深く学ぶ。 ・専門展開科目において、心理学の各分野の理解を深めると共に社会福祉、精神保健福祉、教育などの心理学に密接した分野でのヒューマンサービスを学び、各現場で応用するための力を身につける。
53	・授業科目を人間総合科目群と社会福祉科目群に大別し、それぞれの科目群をさらに複数の分野に分け、学部の目標・学位授与の方針と整合性・一貫性を保つように編成している。

	- 基礎教育、教養教育、外国語教育、専門教育は、それぞれ学習成果を明確にし、順次性及び体系性を十分考慮して編成する。 - 幅広い学習を保障するために、多様な履修モデルを示し、他大学との単位互換、他学部科目履修など、豊富な教育内容を目指す。 - 基礎教育は、科目群の枠にこだわらず、わが国の現状を踏まえ、国際社会の一員として幅広い視点から教育課程を編成する。 - キャリア教育については、1～4年次ゼミ教育を中心とし、演習・実習科目等を含めた体系的な教育課程を編成し生涯を通じた持続的な就業力の育成を目指す。 - 豊かな人間性や問題探究能力等の育成に配慮し、教育課程内の活動と合わせて、学習の自主的な活動を含め、総合的な視点から教育課程を編成する。 - 地域と連携した実践的授業科目を配置し、学生の自主的な活動と合わせて、多様な教育活動を展開する。
54	社会福祉士有資格者として常にその資質や技術を高め、人的ネットワークや資源を動員し地域福祉に貢献するソーシャルワーカーを養成する。
55	学部の教育目的を実現するため、以下のような方針に沿って、教育課程を編成・実施しています。 1. 3つの履修モデル(社会福祉士および精神保健福祉士の養成モデル、特別支援学校教諭の養成モデル、誰もが個性豊かな市民のボランティアな活動に携わり、共に支えあい協働するグローバルな市民社会の担い手となるためのモデル)を想定した教育課程の編成 2. いずれの履修モデルを選択しても、4年次の「社会福祉専門演習」と「卒業論文」を学びの集大成とするカリキュラムの編成
56	社会福祉実践現場(相談援助機関、居住型施設、通所施設、学校教育現場等)、及び福祉マインドを携えて地域社会で対人支援サービスを幅広く展開する職業人として、必要となる資質・能力を確実に身につけるとともに、自己の存在を文化や社会と関連付けて理解するために、教育課程を専門教育科目と基礎教育科目から編成しています。 ①専門教育科目は、専門分野における基本的な知識・技術を体系的に理解することを目的に、社会福祉及びソーシャルワーク教育を構成している基本的かつ主要な知識・技術の習得を重視する。 ②専門教育科目は、各専門分野に結びつく幅広い内容や専門性の習得に加え、様々な領域で福祉対人サービスを展開する業種に応用可能な実践力の獲得といった観点を踏まえた編成とする。 ③基礎教育科目は、その目的を明確にしながら、育成しようとする知識や能力に基づき、具体的な教育目標を立て、その教育目標に対応する科目群により設置する。 ④基礎教育科目は、汎用的技能を習得するための基本的教育科目と人類的文化や社会に関する幅広い知識を習得するための総合教育科目から編成する。
57	1. 次の3つのうちの1つを主専攻として、特にその分野を学習する。 (イ)高齢者、障がい者、児童をはじめとした国民すべての生活支援策である社会福祉についての知識、技術を科学的、体系的に学習する。 (ロ)スポーツや人間の健康についての知識、技術を科学的、体系的に学習する。 (ハ)人間の成長・発達や環境との共生で果たす教育の役割について科学的、体系的に学習し、特に初等教育や人材開発を担うのに必要な知識、技能を学習する。 2. 社会福祉、スポーツ・健康、教育ともに国内だけでなく海外とかわかかわることが多いことから、グローバルな視点、考え方を身につけられるようにする。 3. コミュニケーション力、社会人基礎力を伸張させる学習や経験学習を重視する。
58	今日いう研究上の目的及び学部を目指す人材育成理念に基づき、福祉の専門性を有する人材を養成するために、学生一人一人の資格取得やキャリア目標に応じたカリキュラム(教育課程)を編成する。 ・グローバル社会で求められる一般教養を取得するために、英語をはじめとする外国語科目、情報科目等の「学科共通科目群Ⅰ(基礎科目群)」を置く。 ・福祉現場でのボランティア、実習体験や研修等を通じて、より深い福祉への理解と実践力を習得するため、「福祉疑似体験」や「福祉文化環境研修(国内)」、「福祉文化環境研修(海外)」等の「学科共通科目群Ⅱ(フィールド学習科目群)」をおく。 ・1年次の導入教育として、最先端の福祉にふれられるように「福祉と文化」、「福祉と社会環境」、「福祉政策とマネジメント」をテーマとした科目群として「学科共通科目群Ⅲ(コア科目群)」を置く。 ・「社会福祉士」、「精神保健福祉士」、「介護福祉士」、「保育士」、「幼稚園教諭一種」の資格・免許取得を視野に入れて、福祉、保育、介護の各分野で活躍できる専門職としての実践力と総合力を身につけるための「専門科目群」を置く。 ・1年次に大学での学習に必要なスキル、専門職としての自分づくりのための心がまえ、社会人となるための基礎力を育てる「基礎ゼミ」を置く。福祉の理論と技術を身につけるための専門科目や実習を2、3年次におく。3、4年次に、福祉課題に取り組みそれを解決していく為の研究力を身につけるための「ゼミナールⅠ・Ⅱ」を置く。 ・さまざまな困難を抱えている人びとの心のあり方を理解し、適切な援助、支援に役立つ心理学、福祉心理学などの科目を設ける。 ・心理学にもとづく適切な援助、支援を福祉の場で可能にするためのソーシャルワークに関する科目を設ける。 ・卒業後、ソーシャルワーカー、教職、企業などのキャリア形成に関係して資格取得に関する科目を設ける。
59	
60	教育課程の編成は、社会福祉専修・精神保健専修・健康科学専修・保育専修の4専修で構成されています。各領域に関連する資格取得にむけた実践的なカリキュラムを中心に据えています。また、それぞれの資格に係る学習のみでなく、人間の一生を「福祉・健康・メンタルサポート」の3点から総合的に学ぶことを目標として、各群共通科目も設定されています。教育課程の実践については、1年次に各専修の基礎教育科目(ガイダンス科目)社会福祉専修は「社会福祉とマネジメント」、精神保健福祉専修は「精神保健学」、健康科学専修は「健康科学論」、保育専修は「保育学」を履修し、専門とする分野の基礎を学びます。そして、1年次または2年次に、他専修の基礎教育科目(ガイダンス科目)や「今日の健康と福祉」、「心理学」、「人間関係論」など、

	学群共通科目を履修し、「福祉、健康、メンタルサポート」の幅広い視点を養います。更に、各専修の専門科目である専修科目を履修することにより、専門性を強化します。専修科目には、演習、実験、実習、実技科目があり、現場での経験も積むことが出来ます。専修科目の、ある領域に焦点を当てて、より深く学ぶために、3年次から専攻演習（ゼミ）があり、各自が関心を持つテーマでゼミ論文を作成します。ゼミ論文をさらに発展させ、大学での学びの集大成である卒業論文・卒業研究に取り組みることができます。また、「社会福祉」と「健康科学」には、マイナー制度があり、要件を満たすことによって、専門として学習したことが認められます。
61	援助が必要な人々により良い支援を提供するために社会福祉を学びます。生活を送る上で様々な課題を持っている人々が、「共生」でできる社会を作ることに貢献できる人材の養成を目指しています。講義を通じて理論を学び、学内での実習や福祉施設や病院等での実習を通じて実践力を養います。更に、広い教養、論理的に考える力、共感できる能力を習得することも重視しています。将来は、国家資格等を取得して、臨床の現場で、支援やマネジメントを実践できるようにカリキュラムが作られています。夏休みや冬休み等、実習や研修をこなします。学生諸君は4年間にわたり、勉学や実習に真摯に取り組むことが望まれています。
62	社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、専門的な知識、技術並びに確固たる倫理観を有する社会福祉士を養成し、あわせて社会福祉の向上に寄与することを目的とします。社会福祉施設等に現に勤務している、あるいはその他の理由で社会福祉士受験資格を得ることが困難な事情にある方々のために通信教育を設置。
63	教育課程は、社会福祉学の基礎知識の獲得を目指すための理論教育、社会福祉実践の基礎となる方法論教育、及び社会福祉の援助技術の獲得に向けた演習・実習科目（学外の配属実習を含む）、主体的な課題発見力と問題解決能力を獲得させるための少人数による演習科目と卒業論文の執筆、将来のキャリア関連科目等を体系的に配置し、福祉の専門的能力及び、社会人としての応用能力を涵養する。また、福祉の専門的実践分野を志向する学生については、社会福祉士、精神保健福祉士の国家資格取得を目指す。 実施項目 ・所年代教育を充実させ、社会福祉の体験的理解を通じて、基本的な福祉実践力と人権意識を涵養する。 ・卒業後の希望進路に応じた履修モデルを提示し、進路選択やキャリア形成を見据えた系統だった指導カリキュラムを通じ、学生の進路希望や適性に応じた指導を展開する。 ・社会福祉士・精神保健福祉士を始め、福祉関連の資格取得に向けた実践的なカリキュラムを用意し、指導を展開する。 ・専門教育科目は、「理論」、「方法論」、及び「演習・実習」の3つの領域により構成する。4年間を通じて、理論・方法論から、実践へと体系的に配置された専門科目を学習することによって、社会福祉学の専門性・実践力・応用力を備えた人材を養成する。 ①福祉に関する制度や政策の分析能力、問題発見能力、課題解決能力を養うため、福祉と人権・社会保障論をはじめ社会福祉の各分野論（公的扶助、児童福祉論、老人福祉論、精神保健論、地域福祉論等）を配置する。 ②援助の方法及び技術を活用し、主体的な思考と判断に基づき実践できる能力を高めるため、社会福祉援助技術総論、社会福祉援助技術各論を配置する。 ③講義形式だけでなく、実践能力を体験的に習得するため、ソーシャルワーク演習、社会福祉援助技術演習、社会福祉援助技術現場実習（学外の配属実習を含む）、精神保健福祉援助演習、精神保健福祉援助実習（学外の配属実習を含む）をそれぞれ配置する。 ・2年次において、社会福祉の諸問題に主体的にアプローチし、社会福祉の研究に関する基礎力を養成する社会福祉演習を配置する。この習得を条件に3年次の社会福祉専門演習Ⅰ、更には4年次の社会福祉専門演習Ⅱにおいて研究テーマの設定、研究の実施へと発展させ、4年次に集大成としてのゼミ論、卒業論文を執筆する。これにより、社会福祉への主体的な問題解決能力を持った人材形成を行う。 ・学科内の社会分野に関わる科目や、法学、心理学、経済学、政治学などの隣接学問分野の科目を配置して、一般教養的授業科目を編成することによって、幅広く深い教養や判断力を養い、豊かな人間性を育成する。 ・専門科目の必修科目（32単位）、選択科目（52単位以上）の単位数については、初期の目的を達成するために妥当な配分とする。 ・通常の成績評価と異なる評価としては、社会福祉援助技術現場実習において、国からその指導者支出を認可された学外の専門家（配属実習先施設・機関の実務者）の評価を踏まえて総合的に判断する。
64	社会福祉の制度はどうあるべきか、社会福祉を実現するにはどのような援助を行えばよいのか。社会福祉分野では、様々な社会問題に対応する制度、政策と、具体的な援助の方法を学びます。社会問題には、高齢者、障害者、児童、貧困など伝統的な問題に加え、ニート、フリーター、外国人労働は、性同一性障害などの新しい問題も含まれます。また、社会福祉分野では、講義のほかに、社会福祉の現場での実習などの授業もあります。私たちは広く社会問題に目を向け、その分析と解決を志向する学生諸君を歓迎します。教員も社会福祉学に加えて、法学、政治学、保健学、教育学、社会学、歴史学などの多様な分野の出身者から構成されています。
65	他者の為に他者と共に生きる。
66	従来の一般教養科目に加え、社会福祉士の養成校として開講すべき科目を順次性に考慮して系統的に配置するとともに、介護福祉並びに精神保健福祉士の養成校として必要とされる科目、更には医療福祉の専門的知識を習得する科目についても順次性に考慮して系統的に配置し、社会福祉士関連科目とこれらのいずれかの科目を並行して習得できるように教育課程を編成する。入学後は、生活支援学演習を必修とし、特に1年次においては、文章による表現能力や対人場面におけるコミュニケーション能力を高めることに力を入れるほか、学内で幅広い福祉現場で働く人々との交流の機会を設けるように努めている。また、諸資格取得に際しては、必須とされる学外実習に加え、より幅広くかつ深く福祉の様々な現場を経験できるようインターンシップなどを活用できる科目を開講する。更に、企業や行政における貢献を希望する学生には語学教育を樹脂した総合的な人材育成が可能となるような科目を開講する。

67	以下のような方針に基づいてカリキュラムを編成しています。 ○社会福祉に関する価値、知識、技術を体系的に学ぶための、講義、演習、実習に関する科目を設置する。 ○社会福祉専門職としての能力や姿勢を育成するため、実習と卒業研究を必修とする。 ○人格の形成と豊かな教養を身につけるため、人文科学、社会科学、自然科学の基礎に関する科目を設置する。 ○演習および実習教育は少人数制とし、きめ細やかな指導により社会福祉の実践力を養う。 ○全員が社会福祉士国家試験受験資格を得るとともに、進路選択に応じてさらなる資格取得ができる科目を設置する。 以上の教育について、学生の状況に応じた情報保障やコミュニケーション支援を行い、誰もが支障なく教育を受けることができる環境の整備に努めます。 ＜福祉計画学科＞ 将来、福祉経営や政策の専門家を養成する福祉経営コースと、地域福祉の計画化・環境整備・実践を担う専門家を養成する地域福祉コースを設置している。 i．福祉経営コースでは、①福祉サービスを必要とする人々の問題を把握し、その解決を支援するために必要な「法」、「経営」、「計画」、「政策」について、実施上のシステムや手法等について学ぶ。 ii．地域福祉コースでは、①福祉ニーズを持つ人の在宅生活の可能性を追求する地域と自治体の福祉計画について学ぶ。 ②要援護者や地域ニーズの把握、目標設定、ネットワーキングやケアマネジメント、サービス提供システムの開発、計画と実践に関する評価について学ぶ。 ③保健・医療・教育・司法・労働・建設などの分野との連携について学ぶ。
68	以下のような方針に基づいてカリキュラムを編成しています。 ○社会福祉に関する価値、知識、技術を体系的に学ぶための、講義、演習、実習に関する科目を設置する。 ○社会福祉専門職としての能力や姿勢を育成するため、実習と卒業研究を必修とする。 ○人格の形成と豊かな教養を身につけるため、人文科学、社会科学、自然科学の基礎に関する科目を設置する。 ○演習および実習教育は少人数制とし、きめ細やかな指導により社会福祉の実践力を養う。 ○全員が社会福祉士国家試験受験資格を得るとともに、進路選択に応じてさらなる資格取得ができる科目を設置する。 以上の教育について、学生の状況に応じた情報保障やコミュニケーション支援を行い、誰もが支障なく教育を受けることができる環境の整備に努めます。 ＜福祉援助学科＞ 様々な日常生活の問題に直面する問題解決につながる直接的支援、支援環境整備についての専門的知識・援助について学ぶ。保健福祉コース、子ども・家庭福祉コース、介護福祉コースの3コースを設置している。 i．保健福祉コースでは、様々な日常生活における課題、心身の健康や生活上のニーズを把握し、保健医療の専門家とチームを組んでおこなう支援のための専門的知識・援助について学ぶ。 ii．子ども・家庭福祉コースでは、子どもの発達や現代の家庭環境などをふまえ、子どもと家族を支援するための専門的知識・援助について学ぶ。 iii．介護福祉コースでは、要介護状態にある人の問題を解決し、その人の望んでいる生活を実現するために必要な直接的な支援、資源を活用し環境を整備するための専門的知識・援助について学ぶ
69	■目的 社会福祉学の理論と社会福祉の実践(ソーシャルワーク)を融合した教育研究を実現することで、人々が幸せに生活することのできる福祉社会を支える人材の養成を目的とする。多彩な福祉専門領域の教育研究を通じて、豊かな人間性を育み、福祉理論や相談援助に関する知識技術を体系的に学べるようにする。そのことにより、社会福祉の発展に貢献する福祉専門職(社会福祉士)を養成するとともに、地域社会で主体的に活動する実践力と福祉マネジメント力を有する人材を養成する。 ■教育理念・目標 人文系・社会系・理学系からなる複合学部の特長を活かし、総合的・学際的な教養教育のもと、社会福祉教育の根幹となる豊かな人間性を涵養して、多彩な視野から物事をとらえることのできる人材を養成する。さらに学科専門科目を通じて、社会福祉学を基盤に社会福祉専門教育を体系的に学び、「福祉マインド(人権意識に基づく価値観と福祉理念)」と福祉専門知識・技術の修得を通し、人々がより幸せに生活することができ、主体的に活動する実践力と福祉に関する課題を発見し、情報収集・分析(アセスメント)に基づき計画立案し、実践できる福祉マネジメント力の獲得を目標とする。
70	通信課程という特性上、レポートの課題には各教科の最重要項目を出題し、又教科担当教員には、レポートの添削のほか、出題の意図や国試の傾向、学習の仕方、指定テキスト以外の参考文献などをアドバイスするための課題を作成していただき、きめ細かなレポート添削を行い、自宅学習をフォローする教育システムを構築する。演習においては、各分野の現場で活躍している指導者を講師に迎え、現場で求められる実践力の養成に努めていく。
71	人間と社会を多側面から学び、自己理解、他者理解を深め、自己実現を果たすための知識とスキルを育てる広い教養を培い、社会参加を通して多文化共生を生み出すための理性和専門知識を、授業のみならず個別的かつ具体的な演習、実習、フィールド・スタディーなどの体験学習により提供します。

72	知識・理解 ・社会福祉関連の制度・政策、社会福祉実践における援助方法に関する科目を配置する。 思考・判断 ・社会福祉問題に関する歴史的・科学的思考ができる。 関心・意欲・態度 ・初年次において幅広く学び、興味・関心領域を見極める。 ・実習関連科目を通して、社会福祉現場実習や就労に対する意識を高める。 技能・表現 ・福祉・保健医療・教育など幅広い分野にわたる問題意識を深めるとともに、各専門分野における知識の活用能力を高める。 ・コミュニケーション能力の向上を目的とした援助技術演習科目を配置する。 ・大学における学びの集大成として卒業論文を作成し、口頭およびポスターにより報告を行う。 その他 ・学生が興味・関心に応じて体系的に学べるよう「公共政策コース」「福祉文化コース」「人間関係コース」を設定している。 ・卒業後、社会福祉実践現場への就職を希望する者に対し、国家資格「社会福祉士」の受験資格が得られる。
73	・分析的・批判的に考えて、明瞭かつ効果的に考えることができる(演習教育の理念)。 ・少なくとも一つの外国語を操ることができる(外国語教育の理念)。 ・コンピュータを操ることができる(情報教育の理念)。 ・人権と人間の尊厳の原理を尊重し、異なる文化や価値観について複眼的に見ることができる(専門教育の理念)。 ・倫理的基準を持ち、他者に奉仕することができる(キリスト教主義教育の理念)。
74	【年次別編成】 1年次には、「福祉社会の構築に必要な専門的な知識と、人と社会を理解するための幅広い教養を修得する」ための基礎科目を中心に配置しているほか、福祉現場の実情を知り、この分野への関心・意欲を高めるための「相談援助演習Ⅰ」を専門専攻科目として配置しています。 2年次には、「福祉社会の構築に必要な専門的な知識と、人と社会を理解するための幅広い教養を修得する」ため基礎科目と並んで、「福祉社会の構築に必要な専門的な知識に根差した思考・判断・態度を修得する」ための実践的な専門専攻科目を配置しています。 3年次には、「福祉社会の構築に必要な専門的な知識と、人と社会を理解するための幅広い教養を修得する」ための基礎科目と並んで、「福祉社会の構築に必要な専門的な知識に根差した思考・判断・態度に加えて、問題解決能力や対人的なコミュニケーション能力を修得する」ためのより実践的な専門専攻科目を配置しています。 4年次には、3年次の「相談援助実習Ⅲ」での経験をふまえて学ぶ「相談援助演習Ⅴ」のほか、「福祉社会を構成する諸要素の動向に関心を持ち、人々の福祉増進のための課題をとらえる力を修得する」ための「社会福祉専門ゼミ」を中心とした専門専攻科目を配置しています。 【教育課程の特徴】 1. 社会福祉専門職に求められる高度な専門的知識・技術・価値観を修得できるようにするため、卒業までに全員が社会福祉士国家試験の受験資格を取得できるカリキュラムを編成しています。 2. 社会福祉専門職としての実践力の修得を重視し、社会福祉士国家試験受験資格の要件(180時間)を大きく上回る、時間数の実習教育を段階的に実施しています。1年次には児童・障害・高齢の各分野にわたる福祉施設・機関を全員が見学する「相談援助実習Ⅰ」、2年次には特定の配属施設に1週間通って体験実習を行う「相談援助実習Ⅱ」(介護福祉コースは介護実習)、3年次には1ヵ月間(180時間)の配属実習である「相談援助実習Ⅲ」を配置し、それらの前後に実習指導や相談援助演習の科目を設定しています。
75	人間に対する探求と深い理解に基づき、乳幼児期の保育を中心にしたさまざまな視点から子どもについて総合的に研究し、次代を担う子どもの育ちを支援し、子どもの幸せに貢献できる人材を育成することを基本理念とし、以下を教育課程の方針としています。 ① 高度な専門的知識・技術を学ぶ専門科目を設置する 外国語、基本技能、現代教養の科目群からなる基盤科目と学部・学科の特色に基づいて編成された展開科目を設置します。展開科目は学部共通科目と学科専門科目からなり、学部共通科目で人間生活学部が目指す人間としての基本的知識を身につけるとともに、子ども学科の理念に基づいてつくられた専門科目で高度な専門的知識・技術を学びます。 ② 学生の知的好奇心に十分こたえらるる科目を設置する 学生の知的好奇心に十分こたえらるるよう「保育の文化」「子どもの心とからだ」「子どもの心とからだ」「子どもの文化」「保育の内容・方法」「地域社会と福祉」「総合演習と就職実践演習」「実習に関する科目」「社会福祉士関連科目」の8つの科目群に専門科目を分け、学生がそれぞれの関心や将来の進路等に応じて主体的に学べるように編成します。 ③ 保育や福祉などの現場で中核として活躍できる人材を養成する科目を設置する

	幼稚園、保育所、社会福祉施設等における実習を体系的に配置している「実習に関する科目」等、保育や福祉などの現場で中核として活躍できる人材を養成するために、現場との結びつきを大切にしている科目を設置します。
76	地域福祉の担い手になって、人々の生活と成長を支える人材を育成します。このコースの中心的な履修モデルである「社会福祉士養成プログラム」では、一人ひとりの地域での暮らしを支援するための仕組みを理解し、また、福祉の専門知識や技能を身につけることを目標に学習を進めていきます。社会福祉士国家試験受験資格を取得し、さらに合格を目指す人をサポートします。
77	・専門職を意識し、自覚を持って自ら学ぶ。・思いやりを持ち、お互いに協力する。・場面に応じた生活態度や学習態度を身につける。
78	以下の方針に基づき、教育課程を編成し実施する。 1. 学生が豊かな教養を身につけるように、全学共通のカリキュラムである「共通教育科目」(1～4年次、必修および選択28単位)、学部共通のカリキュラムである「学部基礎科目」(1年次、必修)を通じて、社会人としての基礎的な知識を身につけるとともに、社会で生き、よりよい労働を実践していくために必要となる幅広い知識や技術を教育する。 2. 学生が生活者の視点を持ちつつコミュニティ形成を担っていく知識と実践力を身につけるよう、社会福祉領域の主要な科目として「学科基礎科目」(8科目、1～2年次、必修18単位)を開設する。専門的な知識・技術を学ぶ科目としては、「展開科目」(総数85科目、1～4年次選択36単位を開設し、その内容としては、社会福祉を学ぶ科目(40科目)、社会福祉実技・実践科目(24科目)、福祉社会の課題を学ぶ科目(21科目)で構成する。加えて「演習科目」(3科目、1、3～4年次必修5単位)、「卒業論文」(4年次、必修8単位)を設け、専門的な知識・技術を体系的に教育する。 3. 学生が、コミュニティに存在する多様化・深刻化しつつある生活問題と生活改善の方法について、社会科学的小および学際的な視点・研究方法を用いて分析・考察し、問題解決に向けて提案することができるよう、「演習科目」および「展開科目」にある相談援助に関する演習および実習、その他の演習・実習を通じて、必要な思考力・実践力を教育する。 4. 学生が、個人・集団・地域社会に対して専門的に働きかける能力を持てるよう、上述の演習・実習科目の他、学内外で展開される社会福祉の現場を体験する機会を設ける。実際的には、ボランティア活動や現場見学などの体験を在学中に行うことで、コミュニティ形成に必要な思考力・実践力を身につけさせる。 5. 学生が、他者の立場や意見を受信し理解し、また自分の意見を発信する力を養うために、「コミュニティ福祉基礎演習」(1年次、必修1単位、「コミュニティ福祉演習(1)」(3年次、必修2単位)、「コミュニティ福祉演習(2)」(4年次、必修2単位)を通じて、発表やディスカッションを重ね、必要とされるコミュニケーション力を身につけさせる。 6. 学生が自らの考えを、的確に個人・集団・地域社会に対して伝えることができるように、社会福祉援助技術に関する演習・実習を中心に、専門的でより高度なコミュニケーション力を育成する。
79	① 保健・医療・福祉に関する幅広い知識と高い技術を学ぶ介護のスペシャリスト教育 ② 介護、福祉の理論と実践の統合 ③ 演習形式の授業を通じて多角的な視点の修得 ④ きめ細かな学生指導を中心とした実習教育
80	「福祉実践」「医療福祉」「地域福祉」「福祉社会」の4つのコース(教育単位)をおき、特色ある教育課程の編成に取り組みます。 1)福祉実践コース 個人と家族を支える力をもったスペシャリストの養成を目標とします。 2)医療福祉コース 保健・医療と社会福祉をつなぐ力をもったスペシャリストの養成を目標とします。 3)地域福祉コース 福祉コミュニティをつくる力をもったジェネラリストの養成を目標とします。 4)福祉社会コース 福祉社会を開発する力をもったシチズンシップの養成を目標とします。 カリキュラムの特徴 1)ソーシャルワークの価値・倫理に根差した社会福祉教育 2)フィールド(地域)を大切にした教育の重視 3)実践力を高める教育の重視 4)専門教育と教養教育のスパイラル型カリキュラム 5)福祉分野を中心とする様々な専門分野を持つ教授陣による多様な授業やゼミナール
81	医療・福祉に関する知識や技術の習得はもちろんのこと、組織や資金のマネジメント能力、福祉ニーズに対応するマーケティング能力、地域資源のコーディネート能力、新産業創造のためのビジネス能力など、多面的な能力を備えた医療・福祉マネジメント人材の養成を目指します。
82	1. 医療、福祉、心理の分野を総合的に学び、援助者としての倫理観に基づき行動できる人材を育成する。 2. 福祉、心理の分野の対人援助に関する専門知識と技術を修得し、演習やフィールドワークにより実践力を育てる。 3. 様々なボランティア活動や人々とのふれあいを通して、人としての尊厳や共生社会について学び、豊かな人間性を養う。 4. 対人援助の知識と技術を活かし、多職種の専門職と信頼関係に基づくネットワークを構築し、連携、協働できる人材を育成する。 5. 社会の変化を的確、迅速に把握し、人間本来の健康で幸福な人生の実現に向けて貢献していく向上心を育む。

83	「人間学」を起点として仏教精神を学ぶとともに、「本務遂行・相互敬愛・人格純真」の3モットーの完成を目指し、下記のカリキュラムを編成している。 共通科目 ブダと親鸞の基本的思想を学ぶことを通して人間について考える「人間学」、高校までの学びから大学の学びへの転換教育と、各学科における専門への接続をはかる「導入科目」、グローバル化時代における共通言語である英語をはじめ様々な言語に触れることを通して、文化の多様性と深みを体験する「外国語」を学ぶ。 専門科目 (1)「演習」では、自らの課題を専門分野の視点から問い直し、発表と議論を通して他者と理解しあい啓発しあう態度・技法を身につける。 (2)「講義」や「実践研究」等と連動し、文献の精読・資料の収集、実態の調査等を学生自身が体験することで、知的探究心を呼び起こす。 セレクト科目 それぞれの興味や関心にあわせ、多彩なテーマの中から課題を選択して学習する。専門分野の補完や幅広い教養を身につけるため。またキャリア形成に資するための科目を開講する。
84	1. 現代社会の多様な諸問題と医療、社会福祉の基本的な構造的機能、また人間の行動と社会システムに関する知見と、人権の普遍性と社会正義の原理に基づく社会福祉の援助観を理解し、本学の特徴でもある仏教精神に基づいた他者への「思いやり」の心(当事者視点)をもった対人援助ができるようになる。(仏教精神に基づいた社会と人間理解) 2. 現代社会における様々な社会・生活問題に焦点をあて、個人や家族への援助活動を中心とするミクロレベルから、地域を対象とするメゾレベル、歴史、制度や政策を考察するマクロレベルに至る多様なレベルからの思想的・理論的かつ実践的な探索を行う。福祉サービス利用者の置かれている社会的状況に対して共感・理解・適切な支援ができ、医療・福祉現場をはじめ地域社会において的確に知識を活用できる。(社会福祉専門知識) 個別指導や集団指導を取り入れた演習型の授業を中心に、社会福祉の援助方法を理解し、医療・福祉現場において、現代社会が直面する社会問題を具体的に解決する援助者(ソーシャルワーカー)としての専門的技能を身に付けられるようになる。(対人援助技能)福祉施設での現場実習では、長期間にわたる実習指導者(施設職員)からの実習指導を受けて、現場で通用する技能を習得する。
85	国家資格である社会福祉士・精神保健福祉士の養成に対応した学科であり、主軸となる科目設置も社会福祉士・精神保健福祉士の指定科目が中心となる。希望する学生には社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験受験資格を同時に取得できるカリキュラムを設定し、4年次生(卒業見込生)で国家試験の受験が可能となるように科目編成する。また、学内で学んだ知識や技術を、相談援助実習や精神保健福祉現場実習等の福祉現場での体験的・試行的な学習を通じて、実践力として涵養することを目指す。社会福祉士・精神保健福祉士以外の社会福祉領域等での進路を志向する学生に対しては、保育士・介護福祉士等の資格を目指す上での基礎科目も設置するほか、それ以外の幅広い福祉実践領域の実体験を含む科目を設置し、様々な進路の開拓を支援する。 学生が少人数である利点を活かして、規模の大きな大学にありがちな教員と学生との一方通行な関係に陥らないよう、教員が個々の学生の個性をよく把握しながら教育を行い学生指導にあたる体制をとることができる。そのため、演習系の科目だけでなく、講義科目においても双方向的なコミュニケーションをとりながら学ぶことを目指す。その他、カリキュラムに関しては、仏教が説く「利他行」の精神を学ぶため、すべての学生が必修科目(一部選択必修)として履修する基幹教養科目として「仏教入門」「宗教と福祉」などを必修とし、「基幹教養科目群」(選択必修)としては「密教入門」「仏教と現代社会」「仏教と習俗」「仏教と文化」「仏教と生命倫理」などの科目を配置する。建学の精神に基づき「ひと・こころ・いのち」を体系的に捉える仏教的視座を培った上で、社会福祉の専門的素養を備えた実践力あるソーシャルワーカーを養成するよう編成する。 以上の方針をふまえて、学生が希望する進路に沿って履修できるよう、参考となる5つの履修モデルを設定する。 ① 社会福祉モデル:誰もが安心して生活するための支援方法を学ぶ 社会福祉のスペシャリスト(社会福祉相談援助専門職)として、高齢者や障害のある人、社会生活を営むうえで困難を抱える人などを支援するソーシャルワーカーの養成を目指す。 ② 精神保健福祉モデル:心のケアに貢献する支援方法を学ぶ 精神保健福祉のスペシャリスト(精神保健福祉相談援助職)として知識・技能・倫理観を学び精神保健の向上および精神障害者の医療福祉及び地域生活を支援するソーシャルワーカーの養成を目指す。 ③ 地域福祉モデル:「福祉マインド」を持ち。広く社会に羽ばたく人材を育成 社会政策とソーシャルワークの両面を広く学び、生活センスを養うと同時に他者を理解する心を育む。社会で求められる「福祉マインド」を備えた、行政や社会福祉協議会等で活躍できる人材の育成を目指す。 ④ 子ども福祉モデル:子どもを理解し、健やかな成長を支援するための学び 児童福祉と保育、発達心理などを総合的に学び、児童虐待や不登校など複雑さを増す児童問題に対応して、家庭や地域とともに保育所や学校、行政・民間団体などと連携して問題解決できる人材の育成を目指す。 ⑤ 健康福祉スポーツモデル:スポーツと社会福祉の融合、健康な未来を作る学び 高齢者や障害者福祉施設などにおいて、スポーツ活動、介護予防、レクリエーション指導などを通じて利用者の身体機能の維持・向上、生活の質の向上を図ることのできる人材の育成を目指す。

86	1. 現代社会の多様な課題を対象として学修をすすめる。各学問分野の専門性と多様な学問分野間の学際性を踏まえて諸学を総合し、積極的に社会に働きかけて社会問題を解決していく能力を育成すべく、以下の教育目標が実現されるよう教育課程を編成・実施する。 1. 外国語、読み書き、情報処理の基礎学力を身につけている。(認知領域: 知識・理解) 2. 現代社会で生起している多様な諸問題に対し、自らがそれらを的確に判断していくための社会科学的な知識や試行方法を身につけている。(認知領域: 知識・理解) 3. 現代社会における諸問題に関する鋭い感受性を持ち、「平和と民主主義」の理念に照らし、社会科学的な知見を通じて主体的・実践的に問題を解決していくことができる。(認知的領域: 思考・判断) 4. 現代社会の諸問題を探究し、解決していくために。社会の現状実態を正確に把握するための社会調査・分析能力を身につけている。(認知的領域: 思考・判断) 5. 他者の意見に耳を傾け、自己の発言の中に公共的な意味と責任を見出し、民主的な人間関係を育むためのコミュニケーション能力を身につけている。(認知的領域: 思考・判断) 6. 社会の現実と切り結び、実践的に行動していく。「アクティブ・ラーニング」に主体的に取り組む能力を身につけている。(情意的領域: 意欲・関心・態度) 7. 主体的かつ継続的な学習を通じて、自ら進路を切り開いていく意志と能力を身につけている。(情意的領域: 意欲・関心・態度) 8. 専門的な議論状況や先行研究の正確な理解と論理的な思考方法に基づき、自らの見解を表明し、討論し、文章を構成する能力を身につけている。(技能表現領域: 技能・表現) 9. 専門に関わる諸問題を外国語で理解し、討論する意欲をもっている。(技能表現領域: 技能・表現) 2. 具体的には以下のように科目を編成・実施する。 文献理解・文章表現、情報処理等の基礎学力を修得する基礎教育を実施する。 国際化や科学技術の進展等社会の激しい変化に対応し得る統合された知の基盤を与える教養教育・外国語教育を実施する。 社会の諸課題に対して、自らの問題関心を育成し、社会科学的な知識を身に付け、積極的に活用する専門教育を、導的な科目から順次内容を展開していくよう実施する。 社会科学的な知識や思考方法の修得、問題発見・問題解決能力、社会調査・分析能力、情報発信能力、コミュニケーション能力の修得に向けた小集団教育を実施する。 学部教学と関連の深い、社会的に認められた専門資格の修得を可能とする専門教育を実施する。 国際社会との関わりを重視して現代社会の諸課題を学修する専門科目、外国語の実際の運用能力を高める外国語教育を実施する。 1. 学生の多様な関心に応じて学修を深化させる、外国語教育・専門教育を実施する。
87	卒業後の進路を踏まえて「心理臨床コース」「社会福祉コース」の2つの教育コースを設定している。座学(講義科目)に関してはコースに関係なく履修できる。実習、演習科目に関しては専門性を高めるために、コースのみの履修となっていく。コース分けは1回生終了時に行う。
88	1. 建学の精神に基づく人格教育。 2. 多角的な視点を身につける教養教育。 3. 自己実現を支援する教養教育。 4. 学生のニーズに即応する少人数指導。 5. 学ぶための基盤を確実にする初年次教育。 6. 隣接する学問領域を横断する学際的専門教育。各学問領域の基礎から発展までを学ぶ体系的専門教育。
89	「『自立』と『共生』の心を培う人間教育」を教育の理念とし、「人間性豊かな幅広い知識を持った対人援助の専門職業人」を育成するために、以下の意図をもってカリキュラムを編成している。 1. 人間・社会・環境への幅広い理解と、その中で自らの果たすべき役割を認識できるように、人間科学の学際的特徴を活かした学部共通基礎科目を設置している。 2. 対人サービス分野で将来活躍できるように、資格取得に軸をおいた充実した学科専門科目を設置している。 3. 基礎学力から専門的技術までを着実に身につけられるように、1-4年次を通してのゼミ配置など少人数教育を重視している。 4. 課題解決能力・コミュニケーション能力を身につけられるように、演習・実習を中心とした実践的な教育を重視している。
90	「建学の精神である和の精神を深く理解し、人と人とのつながりを大切にしながら、人に対する優しさや思いやり的心を持つこと。さらに、社会福祉とその関連領域を専門的に学ぶことを通じて、人に対する理解を深めるとともに、社会福祉のあり方を多角的に考察できる力や、社会福祉の専門性を活用して社会に貢献できる資質・能力を併せ持つ心豊かな人間の養成」を目的とし、卒業時点において学生が身につけるべき能力(教育研究上の目的)として以下の6点を定める。 ・卒業時点において学生が身につけるべき能力(教育研究上の目的) ①基本的リテラシー(読む、書く、発表する、IT技術など) ②基本的コミュニケーション力(他者との関係性構築など) ③福祉専門職志向(専門職の倫理・価値など) ④社会福祉的対象理解志向(エコロジカル視点など) ⑤社会福祉相談援助の知識・技術

	⑥問題解決能力(問題の発見→考察→解決への見立て→検証→結論) 教育課程編成・実施方針 1. 1年次において、講義では「現代社会と福祉」など、社会福祉に関する基礎知識のほか、心理学、社会学、医学などの関連領域について学ぶとともに、福祉現場での「見学実習」を通して、社会福祉への興味や関心が高まるように履修科目を設定している。2年次からは、社会福祉の専門的知識と技術を修得するために、相談援助技術や高齢者、障がい者、児童などの各福祉領域の専門科目を履修する。また、1年次に引き続き援助の実技を学ぶ援助技術演習を履修する。さらに、実習指導では福祉現場での「体験実習」を履修する。3年次には福祉施設や相談機関などの福祉現場で1ヵ月程度の「相談援助実習」を履修するほか、2年間に渡って「人間福祉演習(ゼミ)」を履修しながら自らの課題研究の成果を卒業研究などに結実させる。なお、社会福祉士に加えて精神保健福祉士の国家試験の受験資格や教育職員免許状の取得を目指す場合は、計画的な履修が必要であり、さらに3領域(医療福祉、心理・健康福祉、福祉マネジメント)の計画的な履修により、レクリエーションインストラクターや障害者スポーツ指導者(初級)などの資格を取得することができる。
91	「人に対する思いやりを持ち、現代社会において子どもと家庭が抱える課題に、高度な専門知識と実践力を活かして取り組もうとする人間の養成」を目的とし、以下5点の卒業時点において学生が身につけるべき能力(教育研究上の目的)を定めます。 ・卒業時点において学生が身につけるべき能力(教育研究上の目的) ①(知識・理解)保育士資格および社会福祉士国家試験受験資格取得に必要な知識と理解力を身につける。 ②(思考・判断)現代社会における子ども家庭福祉のあり方について論理的・批判的に思考し、主体的に課題を発見して解決しようとする。 ③(表現・技能)専門的な表現技術を修得するとともに、相手の痛みがわかり思いやりの豊かな感性を備えたコミュニケーション力を培い、必要な援助技術を体系的に身につける。 ④(関心・意欲)社会福祉全般の中での子ども家庭福祉の意義や重要性に興味と関心を持ち、将来にわたって研鑽していくようとする意欲を養う。 ⑤(態度)子ども家庭福祉における専門的な援助について、具体的・実践的に学び理解しようとする態度を身につける。 教育課程編成・実施方針 和の心と質の高い実践力をもって子ども家庭福祉の実践分野で貢献できる人材の養成を目指すし、保育士資格および社会福祉士国家試験受験資格の2資格取得を目標としたカリキュラムを編成しています。学生は4年間を通して、保育学及び社会福祉学の専門的知識と援助技術を学び、「子ども家庭福祉に何か今求められているか」を主体的に考え解決しようとする力を養い、「人に対する深い思いやり」を持ちながら、子ども家庭福祉の実践現場で「生き生きと活躍できるような専門的知識と援助技術」を身につけることを目指します。1年次から、社会人として必要な基礎教育科目・共通教育科目を学ぶほか、専門教育科目において保育と社会福祉に関する基礎知識や関連領域についての講義・演習が始まります。2年次では、保育士資格および社会福祉士国家試験受験資格の取得に必要な専門教育科目を中心に学ぶとともに、学外実習に参加し保育と社会福祉の現場を具体的に学びます。3年次では、さらなる学外実習を通して専門的な実践力を磨いていくとともに、専門教育科目を学び、またゼミに所属して研究活動に取り組むことによって、主体的な問題発見力・思考力・解決力などを養っていきます。4年次は卒業後のキャリア目標や国家試験対策を行いながら、ゼミ教員の指導のもとに卒業研究に取り組み、4年間の学修の総仕上げを行います。しっかりとした成果を収めるためには、1年次から計画的に履修を進め、単位をしっかりと修していく学修姿勢が必要です。
92	国家資格を有し、専門職として活躍するためには、豊富な専門知識と専門職としての基本的な考え方や感覚を身に着ける必要がある。その上で、それらの知識や感覚を実践で活かしていくことが求められる。当科では、1年間という短い期間で社会福祉士国家試験受験資格取得に必要な全ての科目と、その関連領域について学ぶ。その中で、「社会福祉の現場へ携わる専門職」として求められる知識の習得は勿論のこと、刻々と移り変わるニーズや状況に対応できる実践的感覚を兼ね備えた社会福祉士の育成を目指す。学生諸君にあたって、国家試験の合格を目標として日々勉学に精励することは当然であるが、決してそれだけに終始するのではなく、卒業後に「社会福祉の現場へ携わる専門職」として求められる実践的感覚を積極的に磨いてもらいたい。習得した知識や感覚は、他者への支援に役立つのみでなく、今後の生活をも豊かにすると考える。
93	目指すは国試合格ですが、社会福祉士の資格は、その後の仕事に活かせるものであることを私どもは望んでいます。資格取得のために得た「知識」や「技術」は地域福祉の中で、例えば、今後も増え続ける介護が必要な高齢者、様々な障害者、難病患者、虐待を受けている子ども、DVの被害者、一人親の家庭、経済的に困っている方、ホームレスの方、そうした方々の相談や支援に役立てるものでなければならぬと思います。日々の生活で困りごとを抱える人たちや家族が真に信頼し、安心して相談できる専門家になっていただくことが本来の目標であると考えます。社会福祉士の活躍フィールドも医療や教育、司法の場へ広がっています。資格を取得し様々な専門職とともに、支援の輪を広げることのできる社会福祉士を養成しています。
94	教育目的を達成するために、以下のような教育課程の編成・実施を行う。 基本教育科目は全学共通教育科目であり、人間学総合教育科目とコミュニケーションスキンス科目で構成する。人間学総合教育科目では、幅広い教養や様々な立場におけるものの見方の獲得を目的とし、必修科目人間学Ⅰ及び人間学Ⅱにおいて6つの主題を扱い、幅広い教養や様々な立場におけるものの見方の獲得を図る。その発展として人間の理解、社会と生活、科学と生活の3領域の科目の履修を通じ、現代社会における複雑で広範な問題を理解し、それらに対処する思考方法を身につける。コミュニケーションスキンス科目では、大学教育を受けるに際しての基本的な学習スキルの習得を目的とする。学習技術、コンピュータ技術、外国語科目などを通して、問題解決能力とコミュニケーション能力の育成をめざす。 専門教育科目においては、本学科の人材養成目的に沿ったことも学、福祉学の2専攻、さらには前者に設けた2つの履修コースを学習領域の枠組として設定する。教育・保育または社会福祉における国家資格・免許の要件を満たす体系的かつ実践的な専門知識・技能を身につけるための必修及び選択科目群で構成する。 科目区分は、基礎科目、基幹科目、展開科目、総合演習科目とする。 基礎科目・・・教育・保育や福祉の基礎となる理論や知識と、それらの背景にある人間心理や社会を理解するための科目

	基幹科目・・・2つの履修コース・専攻に共通する教育・保育・福祉の知識・技能を習得する科目 展開科目・・・教育・保育、福祉における資格要件を満たす、より専門的かつ実践的な知識・技能を習得する科目 総合演習科目・・・現場での体験と学習した知識・技能の総合化を図る科目 教育方法として、科目間の連携を強化するクラスター化の導入を推進し、教育・保育、福祉に関連する知識・技能の効果的な習得を図る。また、学生の自律的な学びを促すために、アクティブラーニングを主体とした授業を展開し、教室での学習と現場での体験、およびサービスラーニングといった社会貢献を伴った学習活動の往還を通して、学びを深め、専門知と経験知の統合を図る。
95	1. 大学生にふさわしい基礎力の修得(キリスト教教育科目／言語教育科目／教養教育科目) (1) キリスト教に関する基礎的知識と社会貢献の態度を身につけている (2) 人間と社会に関する教養を身につけている (3) 英語で情報を収集し、個人や社会に向けて発信することができる (4) 外国語または日本手話に関する基礎的知識を身につけ、基本的なコミュニケーションができる (5) 多様な文化に関心を持ち、それを理解する態度を身につけている (6) ワープロ、表計算、プレゼンテーション用PCソフトを用いることができる (7) 文献、統計、資料などの検索と読解のための基礎力を身につけている (8) レポートを書き、プレゼンテーションをすることができる (9) ディスカッションに参加し、自分の意見を述べることができる 2. 社会福祉学に関する専門的知識・技能・態度の修得(社会福祉学科専門教育科目) (1) 人間と社会とその交互作用についての基礎的知識と課題解決への意欲を身につけている (2) 日本および世界の社会福祉の歴史と理念を理解している (3) 日本の社会福祉および社会保障制度の概要を理解している (4) ソーシャルワークの理論と実践について、基本的な知識、技能及び態度を身につけている (5) 専門ソーシャルワークの理論と実践について発展的な知識、技能及び態度を身につけている (6) ソーシャルワークに関連する専門分野について基礎的知識を身につけている (7) 社会福祉およびソーシャルワークの視点で生活課題および心理社会的現象をとらえ、関連領域の視点も活用しながら実践方法を考えることができる 3. 社会起業に関する専門的知識・技能・態度の修得(社会起業学科専門教育科目) (1) 人間と社会とその交互作用についての基礎的知識と課題解決への意欲を身につけている (2) 多様な社会的課題に対する理解と認識を身につけている (3) グローバルな視点を身につけている (4) 社会的課題に対するさまざまな取り組みに関する知識と方法について理解している (5) 社会起業の理念に関する基本的知識を理解している (6) 社会起業の基本的概念を理解している (7) 社会起業の実践のための専門的な知識、技法、経験及び態度を身につけている (8) 社会起業に関連する専門分野についての基礎的知識を身につけている (9) 社会起業に関する情報の収集と活用に必要な知識、技法、経験を身につけている。 4. 人間科学に関する専門的知識・技能・態度の修得(人間科学科専門教育科目) (1) 人間と社会とその交互作用についての基礎的知識と課題解決への意欲を身につけている (2) 「こころ(スピリチュアリティ)と身体」の両面から人間を理解する態度とそのための専門的知識を身につけている 人間のライフコースの各段階(乳・幼児、少年期、青年期、成人期、壮年期、高齢期)における課題や理論について「こころ(スピリチュアリティ)と身体」の両面から理解している 創設者の説いた「教育の目的は、人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成することにある」を建学の精神とし、いわゆる「共生の心」を備えた人材の育成を目的としています。こ の目的を達成するために、次のような教育目標を掲げています。 1. 人間は人間だけで生きているのではなく、自然のなかで他の生命とともに、生かされているという認識をもつとともに、その思想を実践する力を培う 2. 専門職業人として基本的な倫理観を養うとともに、他人を思いやる心を培う 3. 専門職に必要な基礎的知識・技術を修得するとともに、創造性を培う
96	

	4.社会・歴史に対する深い洞察力を身につけるとともに、豊かな人間性を培う国際社会に適応しうる感性を育むとともに、異文化を理解しうる力を培う
97	領域別に5つの教育課程(コース)を設けるが、それぞれのコース共に社会福祉士国家資格の取得による相談支援の専門職を目指すことができる。また、4年間で段階的に行う実習指導・演習系科目では少人数教育を実施し、多様な学習方法を用い主体的に学ぶ力を涵養する。 ・医療福祉コース 医療と福祉、その幅広い分野の中で、相談支援を行う知識と技能、価値や態度を習得し、実践できる人材の育成を目指す。とくに、その専門性が高度化してきているのを受け、ケアマネジメントや専門職連携の手法、医療ソーシャルワークへの理解と実践、医療や介護報酬制度への理解などを応用段階で学習することができる。 ・介護福祉コース 介護の知識と技能を体得し、人の尊厳を支えるケアが実践できると共に、自立支援を重視し、これからの介護ニーズに対応できる質の高いスキルとマインドをもった人材の育成を目指す教育課程とする。 ・こども福祉コース 子どもの健全な育成や子どもの可能性を引き出し個性を伸ばしていく、質の高い保育の実践と共に、親や近隣等による子育てへの相談支援を実践できる人材の育成を目指す教育課程とする。 ・福祉心理コース 幅広い領域の心理学を基礎として、精神保健福祉と社会福祉関連科目をバランスよく関連づけて学ぶことにより、こころのケアで福祉社会に貢献できる人材を養成する。精神保健福祉士国家資格の取得により、その領域での専門職を目指すことができる教育課程とする。 ・環境デザインコース デザインや設計・工法の基礎を学びつつ、生活環境をユニバーサルデザイン化する考え方や手法も身につけ、個人の生活環境の改善から街づくりに至るまでの具体的な提言提案が試みられる人材の育成を目指す教育課程とする。
98	未来型福祉社会において新しいビジネスの創造に貢献できるマネジメントや経営感覚、そして福祉マインドを身につけた、地域社会や国際社会で活躍できる人材を養成するための教育課程とする。相談援助の専門職である社会福祉士国家試験受験資格を得ることできる。
99	社会福祉の基礎を学び、社会福祉専門職として必要の資質を身につけ、さらに高度な知識・技術を修得し、豊かな人間性を培う教育課程を置く。 1.人権尊重・社会正義・利用者の最善の利益・ウェルビーイング等に基づく社会福祉の基礎を身につける教育を目指す。 2.社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の各国家資格基準に準拠した専門教育を充実するとともに、資格別履修方法の改善により社会福祉の専門性の深化を図りながら国家資格取得を目指す。 3.国家資格指定科目に特化しない多様な選択科目群を設定し、さらにグローバル(グローバル&ローカル)な視点から生活・福祉・文化を考える力を養う。 4.社会の福祉課題に関心が持てるように、講義・演習・現場実習・ボランティア活動・当事者や専門職との交流・学外セミナー参加等多様な教育方法を用いる。 幅広い教養と高度な専門知識・技術を修得するため、社会福祉基礎科目、社会福祉専門科目、社会福祉関連科目の教育課程を編成する。
100	真に豊かな社会の実現に貢献できる人材を育成するために、一般常識・多面的な教養と倫理観、専門分野の体系的知識を身につけた真に豊かな社会実現に貢献できる人材を育成するために、商学部商学科、総合政策学部総合政策学科、サービス産業学部観光学科とサービスマネジメント学科を設置し、以下のような方針に基づいてカリキュラム(教育課程)を編成します。 1.学習スキル、基本的リテラシー、国際コミュニケーション能力、一般常識・多面的な教養と倫理観を養うために、全学共通科目として、基礎演習、外国語科目、健康科学科目、教養科目を設置する。 2.自己理解、他者理解、業界・業種を含む社会の理解をベースに、社会で求められる能力を理解し、職業観・勤労観と将来の進路に対するしつかりした考え方を養うために、キャリア科目を設置する。 3.専門分野の知識、技能と方法論を学び、学際的思考力、独創的判断力、分析力、幅広い応用力を養うために、学部専門科目を、経済社会の変化に対応して、コース制による弾力的教育体系に編成し設置する。 4.実証分析と理論的思考の訓練を通じて、問題発見能力・問題解決能力・プレゼンテーション能力を身につけるため、少人数ゼミナールとして研究演習を置く。 5.個別指導の下で専門的な研究を行い、大学での学修の集大成として卒業論文を作成する卒業研究を置く。 6.社会の第一線で活躍する人々による特別講義と、企業・行政機関・地域の教育力を活用するプロジェクト・ペースト・ラーニング科目からなる特別研究を置く。 7.勉学意欲と向上心のある学生を対象とし、設定したテーマに「自分で考え、解決策を練り、結論を出す」ことを、教員との討論形式を取り入れ徹底教育する特別セミナーを置く。 8.しつかりとした予習をベースとする学生参画型授業により、問題発見力、分析力、解決力、構想力を養う。 社会との接点を保ちながら学び、知識を社会に役立つ政策とスキルに変換できる力を養う実学教育を展開する。
101	「社会福祉士及び介護福祉士法」第2条に規定された社会福祉士の国家試験受験資格を得ることを最重要の目標と位置づけています。本コースのカリキュラム編成方針は以下のとおりで

	す。 (1)本コースのカリキュラムは、社会福祉士の国家試験受験に必要な厚生労働省の指定科目（総計68単位）を中心に組み立てられています。これらの科目は、社会福祉士として必要な実践的理論とスキルが段階的かつ着実に身につくように設定されていて、これらを系統的に履修することによって福祉の専門職としての技量を高めいくことができます。 (2)分属決定後の1年後期には、社会福祉に関する学習意欲を高め、大学で学ぶ上での基本的スキルを習得するための初年次教育として、「福祉社会基礎実習」－実際に福祉の仕事に携わっている学外講師による授業や福祉現場の見学を含む－を設定しています。 (3)専門教育科目には、社会福祉の理論・制度・法規に関する基本的な知識を習得し、さらにこれを専門的に展開させる講義系の「社会福祉学理論」の科目群、また相談援助のために必要な基本的知識を習得し、対人コミュニケーションのスキルを向上させる演習・実習系の「社会福祉学臨床」の科目群が設定されています。 (4)「社会福祉学臨床」科目群の集大成として、授業・演習で身につけた知識やスキルを実際の福祉現場で検証・展開する実践的な「社会福祉実習Ⅰ・Ⅱ」、その事前・事後指導として「社会福祉実習指導Ⅰ・Ⅱ」が設定されています。 (5)厚生労働省による指定科目以外に、福祉専門職に必要な広く深い視野をはぐくむために、福祉に関わる社会、歴史、文化、思想等の諸問題について、さまざまな視点から考察を深める「福祉社会文化論」の科目群が設定されています。 (6)社会福祉学各分野のゼミに所属する3年次には、「社会福祉学理論」に位置付けられる、「社会福祉学特論」と「社会福祉学演習」の履修を中心に、専門文献の精読やゼミ発表を通じて社会福祉学の専門的な訓練を積みみます。 1. 以上のカリキュラムの系統的な履修によって蓄積された知識、構想力、実践力をふまえ、4年間の学習・実践の集大成として「特別研究」（卒業論文）に取り組みます。
102	専門共通科目 保健福祉学の基礎理論や関連諸科学の専門的知識を修得する。1年次から4年次までの小グループによる一貫教育を通して、研究方法を修得すると共に、卒業論文の執筆にむけた指導を行う。 専門科目 生活支援領域科目：主に、社会福祉士に必要な社会福祉学の専門的知識およびソーシャルワークの方法・技術を修得する。 自立支援領域科目：主に、介護福祉士に必要な介護福祉学の専門的知識およびケアワークの方法・技術を修得する。 国際福祉領域科目：諸外国の保健・福祉領域の現状や動向を学習し国際的な視野を修得する。
103	豊かな人間力と専門力。
104	「人間」「福祉」「生活」「文化」をキーワードに、それぞれの研究分野で自由で豊かな人間生活を探究していきます。バランスの取れた幅広い教養を身につけ、社会に求められるジェネラリストの養成をめざす学科ですが、社会福祉士の国家試験受験資格や中学校教諭（家庭・福祉）の免許など多彩な免許・資格の取得も可能です。
105	教育研究上の目的は個人の尊厳および主体性を尊重し、その自己実現と社会参加を促進する社会福祉を探索し、地域住民および他の専門職と協働できる社会福祉専門職を育成することである。この目的を達成するために、カリキュラムを編成する。
106	教育目的を達成するために、次のことを意図したカリキュラムを編成する。 ①幅広い教養と豊かな人間性・社会性を涵養することを到達目標として、多様かつ調和の取れた教養科目を配置する。 ②少人数制教育の柱として、1・2年次に基礎学力を培う教養セミナー、3・4年次に専門力を身に着ける専門セミナーを配置する。 ③ボランテアを行うことを通して、自己発見・問題発見・問題解決の能力を育てられるようにする。 ④「健康づくり」（スポーツ・栄養・休養）、「社会福祉」（社会福祉援助・介護予防）を学生が自らの目的に応じて履修できるよう科目を配置する。 ⑤健康づくり「社会福祉」の現場で活躍できる実践力を養うための科目を配置する。 認定資格から国家資格まで多様な資格取得を支援する。とくに健康運動実践指導者、社会福祉士については対策講座を行う。
107	人材育成目標の達成に向けて、福祉の諸領域に共通するソーシャルワーカーとしての素養とそれを土台とした各領域の専門性を身につけることが必要であると考え、カリキュラムを編成しています。専門科目は、「人間理解」「福祉のしくみ・制度」「福祉の援助技術」「福祉の総合的理解」の科目群に分け、各科目群の関連・発展をとらえるようにしています。4年間でこれらの科目を修得することによって、広く社会を見る目をもち、人間の尊厳に寄り添える福祉実践者を育成します。
108	地域社会における多様な福祉ニーズに対応できる広い視野と専門知識を有するとともに、福祉に関する問題解決に向けた実践力を兼ね備えた人材の育成を目的とする。 この理念に基づいて、具体的な教育目標として以下の点をあげています。 ①家庭・地域の福祉課題への対応能力の育成 現代の多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、これまで家族や地域が担ってきた福祉機能を再編するとともに、これを担う市民の育成が求められています。そこで本学部では、ノーマライゼーションを基本的視点として、人権尊重を基礎とする福祉理念を深く理解するとともに、今日の福祉課題に柔軟に対応しながら、少子高齢社会を主体的に担う人材を育成します。さらに、そういった人材が備えるべき5つの人間的資質をまとめて「福祉的人間力」と呼び、これらの醸成に努めます。 福祉的人間力

	人権や社会に関心をもち視点／社会人としての常識や責任感／自分を見つめ他人を受け入れる力／仲間とともに活動を創り出す力／広い視野から論理的に考え、まとめる力 ②社会福祉専門職の養成 ソーシャルワーカーとは、多様な社会福祉の領域において、人々の生活問題の解決にむけて、相談援助という技術を用いながら人や環境に働きかける福祉の専門職のことです。本学部では、ジェネリック・ソーシャルワーカーとしての「社会福祉士」を養成します。その上で、学生の関心に基き、より特化された専門領域である「精神保健福祉士」や福祉教育・特別支援教育を行う教員、福祉行政・地域福祉推進者等のスペシャリストの養成を行います。
109	「世界の平和と経済の安定・人類の福祉向上に貢献できる人材の育成」を達成し、健康で安心な暮らし、心豊かな暮らしを実現するために、従来の福祉に関する知識と技術に加えて、各年代のライフステージのデザイナーを多角的に捉え、個人の人生を主体的に設計すると同時に、これからあるべき社会を設計することのできる能力を身につけ、福祉文化を創造し得る人材の育成を教育の目標とする。
110	2000.6「社会福祉増進のための社会福祉事業を一部改正する法律」が公布され、1951年以来の社会福祉の中心であった社会事業法が社会福祉法になった。高齢者分野では介護保険制度や地域包括ケアシステムの取り組みがなされ、障害者分野では、自立支援法で3障害が再編され、また、障害者総合支援法に変わった。地域包括支援センターによって社会福祉士の位置づけが重要になっている。めまぐるしい制度の変化に対応しながらも、利用者本位の視点が持てる社会福祉士の育成を目指す。
111	人文学部の教育理念に基づき自立的市民を養成するため、以下のような方針に基づいてカリキュラム(教育課程)を編成しています。 1. 1年次から4年次までの少人数の演習(ゼミ)と卒業論文の作成を通して、市民社会のなかで中心的役割を果たすことのできる知的能力と主体性、さらにコミュニケーション能力を身につける。 2. 社会学の専門的な方法論と知識を体系的に学ぶために、専門教育科目として、社会学理論系科目、社会調査系科目、地域・国際・環境系科目、メディア・現代社会学系科目、社会福祉系科目、共通系科目を配置する。 3. 現代社会の多様な社会問題を徹底した社会調査を通して明らかにし、それを理論的に分析するエキスパートを養成するために、社会調査士の認定制度を設ける。 社会学の幅広い理論と実践の素養をベースに福祉の分野で活躍できる人材を養成するために、社会福祉士課程を設ける。
112	全学部に通ずる「共通教養教育科目」と学部独自の「専門教育科目」を置いている。 共通教養教育科目は、「リテラシー科目」(外国語科目)「教養基礎科目」(課題別教養科目)「健康・スポーツ科目」から構成されている。「課題別教養科目」の中では、土佐学や看護師などの他の保健医療福祉専門職との連携を学ぶことができる。専門教育科目ではソーシャルワーカーとして相談援助を実践し行動するための知識・技能を基礎から高度な専門性を持つところまで学び、社会福祉士の国家資格取得を目指す。 第一ステージでは、「共通教養教育科目」と並行して「学部基本科目」(社会福祉入門演習、現代社会と福祉)を履修することで、人文・社会・自然科学にまたがり幅広い知識を身につけると同時に社会福祉領域の基礎を学ぶ。 第二ステージでは、「社会福祉制度科目」(社会保障論、児童・家庭福祉論など)「相談援助基礎科目」(相談援助の理論と方法、面接技法など)「からだところの理解科目」(人体の構造と機能及び疾病、精神医学など)を履修することで、相談援助に必要な知識・技能を学ぶ。 第三ステージでは、「相談援助実践科目」(相談援助演習、相談援助実習など)を履修することで、これまで学んできた相談援助の実践能力を演習・実習を通して養成する。 第四ステージでは、「地域・国際福祉科目」(地域福祉論、国際福祉論など)「社会復帰支援科目」(ケアマネジメント論、就労支援サービスなど)を履修することで、相談援助を行う上での視点を広げ専門性をさらに高める。 4つのステージを貫くものとして「総合科目」(社会調査の基礎、社会福祉専門演習など)を設置しており、調査・研究という手法を通して科学的視点から地域の福祉課題を発見して解決できる人材、地域における福祉の担い手となる人材を育成する。また、相談援助を基礎として、介護福祉や精神保健福祉分野において必要な知識・技能を学ぶこともできる。社会福祉士国家試験受験資格取得を前提として、希望者は介護福祉士国家試験受験資格もしくは精神保健福祉士国家試験受験資格も取得することができる(取得人数制限有り)。
113	ディプロマ・ポリシー(※カリキュラムポリシーは策定作業中) ■知識・理解 □ 福祉社会に貢献するための教養として人文科学、社会科学、自然科学および学際的な知識を幅広く身につけている。 □ 福祉社会に貢献するために健康に関する基礎知識を身につけている。 □ 人間の自由と尊厳、および人権と社会正義に関する知識を理解している。 □ 社会保障・社会福祉の制度・政策およびソーシャルワークに関する専門知識を体系的に理解している。 □ 社会学や心理学等、人間と社会に関連する幅広い諸科学の知識を理解している。 ■思考・判断・表現 □ 人間・社会の諸問題に関する資料の収集とその考察によって、結論を見いだすことができる。 □ 自らの考えを適切に他者に説明することができる。 □ 社会福祉およびそれに関連する問題について根拠に基づいて考察し、論理的に表現できる。

	□ 自らが主体的に設定した社会福祉に関わる課題について探求し、その成果を論理的に表現できる。 ■ 関心・意欲・態度 □ 自ら問いを立てて自己の判断を発表に至るまで絵、主体的に活動することができる。 □ 社会福祉およびそれに関連する問題に関心を持ち、それに取り組み意欲を示すことができる。ソーシャルワーカーとしての倫理に従って行動する意欲と態度を示すことができる。 □ ソーシャルワーカーとしての専門性を継続的に高めていく意欲と態度を示すことができる。 ■ 技能 □ 国際化する現代社会に対応できるように英語の他、コリア語、中国語、フランス語、ドイツ語のいずれかを用いて、基礎的なコミュニケーションを行うことができる。 □ 現代の情報化社会に対応できるような基礎的な情報リテラシーを身につけている。 □ 福祉社会に必要な、自らの健康を維持し高める基礎技能を身につけている。 □ ソーシャルワークの価値と専門知識を基にして、人間の福祉(ウェルビーイング)を高めるためのソーシャルワーク・スキルを習得している。 社会福祉に関する問題について、先行研究や各種の資料を適切に収集し、分析できる。
114	・社会学、法学、心理学、医学などの隣接諸学科を応用した社会福祉学を中核に、対人援助に関する実践的な知識と技術を得得するための科目を配置する。 ・社会福祉にかかわる就労に向けて要求される専門的な資格(社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、高校福祉科教員免許、認定心理士など)に関する科目を配置する。 ・社会福祉の実践現場で適用し、応用できる実践的能力を得得するため社会福祉実践にかかわる演習科目と実習科目を配置する。 人や地域社会で生じる課題に対する意識を高め、理論的な思考やコミュニケーション能力を養うための少人数単位のゼミナール形式の演習科目を配置する。
115	教育課程の編成にあたっては、より複雑化・深刻化しつつある現代社会の福祉ニーズに対応できる実践力、とりわけ福祉のグローバル化への視野と深い人権感覚、医療や保健や教育などの隣接領域とも連携できるネットワークとして、さらには利用者の意向に対して様々な社会資源をマネジメントできるプランナーとしての能力等を兼ね備えた人材の養成が主眼となる。これらの専門的能力は、国家資格の取得によって担保される側面があるため、本学科の教育課程は専門職の基礎要件たる国家資格取得のための指定科目を中心に、下記に掲げる項目を基本方針としたカリキュラム編成を行う。 ① 社会福祉の専門職を養成するための学科であることを明確に位置づけ、専門職の基礎条件である国家資格取得のための指定科目を中心としたカリキュラム編成とする。 ② 教育課程の全体が国家資格受検のための予備講座的な内容に偏しないよう、広い視野と豊かな人間性を養うための科目群を導入科目や基幹科目の枠内に複数配置する。 ③ コミュニティサービスなどの地域貢献活動や海外研修・留学等の様々な現場体験により、コミュニケーションとしての素養や資質を磨き、学習モチベーションの強化にも役立てる。 ④ 想定される進路に応じ本学科を三つのコースに分け、各教育課程を同時複線的に配置することで、学習目標の絞込みや動機づけに役立てる。さらには進路変更にも柔軟に対応できる体制をめざす。 ⑤ 福祉専門職の養成における相談援助科目一同・演習科目一実習指導一現場実習間の教育内容の連動性と系統性を踏まえた科目配置とその運用に心がける。 □ 専門演習や福祉総合演習や4年次の現場実習・教育実習等によって、卒業後の多様な進路に応じた学習・研究活動に専念できるよう配慮する。
116	・全学共通科目や学部共通科目を通して、社会人として必要な幅広い教養やホスピタリティの精神を身につけます。 ・学部共通科目や学科専門科目を通して、社会に出て遭遇するであろう諸問題解決のための思考・判断能力を身につけます。 ・学科専門科目(基幹)では、社会福祉の基礎的知識・技術を理解し実践するための科目を学ぶことにより、福祉的な観点から人間と社会を理解する視点を身につけます。 ・学科専門科目(展開)では、社会福祉学の専門的知識・技術を理解し実践するための科目を学ぶことにより、人をかけがえのない存在として捉え、生活課題を抱える人を支援し、地域社会の福祉的課題に対応する社会福祉専門職者としての能力を身につけます。 ・社会福祉学の基礎の上に、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・生きた情報士等を取得するために必要な科目を配置し、それぞれの資格取得にふさわしい能力形成を目指します。 ・全学年を通した少人数のゼミと必修の卒業研究により、4年制大学の学生としての教養と応用力を身につけます。
117	3つの教育理念に基づき、産業界と同じ視点に立ち、時代と社会のニーズに対応できる学力及び知識を有するとともに、人を思いやる気持ち、自ら考え行動する力、チャレンジ精神など、自らの人生と社会を豊かに切り開く人間力を持ち、地域再生と活性化に寄与する人材の育成を目指しています。そのための教育課程は、教養基礎科目及び専門教育科目並びに正課外学習から編成されています。これらは経営経済学部のプロパティ・ポリシーに示された能力を身につけさせるために効果的かつ密接な連携し、4年間を通じてバランス良く配置されています。 教養基礎科目は、現象を様々な観点から考察する習慣を身に付け、問題意識をもって物事を多面的にとらえる力を養うための学習を通じて、地域社会の一員として自主性を培い、さらに産業人としての根幹を成す人格の基礎を形成することを教育目標とします。 専門教育科目は、学部において核となる社会や経済の基礎的仕組みを理解する科目及び各コースの特色となる科目を体系的に配置し、21世紀に生きるビジネスパーソンとして必要な専門的・実践的な知識と技術を得得し、それを活用できる応用力を身につけさせることを教育目標とします。 また、本学部では人間力を育成するために大きな役目を果たす正課外学習を重視し、NBUチャレンジプログラム、クラブ活動、ボランティア活動、資格講座など、正課学習におけるアクティ

	ブラーニングを補充・促進するための取り組みを並行して1年次では、教養基礎科目と各コースの導入となる専門教育科目を相互に学ぶことにより、多様な視点を養うとともに、2年次以降のコース・ゼミナール選択に資することとしています。 「教育課程編成の方針」(カリキュラム・ポリシー) 1年次では、教養基礎科目と各コースの導入となる専門教育科目を相互に学ぶことにより、多様な視点を養うとともに、2年次以降のコース・ゼミナール選択に資することとしています。 2年次以降は、ビジネスコミュニケーション、会計ファイナンス、スポーツビジネス、福祉・心理の4コースのいずれかから、コース・ゼミナールを選択し、ゼミナール担当教員の指導の下、履修モデルに従い、人生設計に見合った「自分づくり」のための学修計画を立て学んでいくことができます。それぞれの専門分野において、「世の中の変化」を対し「やりたいこと」を「組織を使って実行し、結果を出す」ための様々な方法を身につけるために、専門的・実践的な知識と技術を習得し、それを活用できる応用力を培えるよう「理論」+「実践」を効果的に組み合わせた教育課程を編成しています。 ゼミナールⅣでは、これまでの学修の集大成として論文を作成し発表することにより、習得した知識・技術の総合・活用し課題解決を図るリテラシーとともに、前に踏み出す力、考え抜く力、チームで働く力等の社会人基礎力を養います。
118	社会福祉の価値を基盤とし制度・政策と実践の統合を視野に入れ、1年次に現代社会と福祉・相談援助の基盤と専門職の講義を置いて、また、社会福祉を広範な視点で理解するため心理學及び社会学の関連知識の科目を配置している。2年次は、分野別領域の知識を深めるために高齢者・障害・児童の3分野の科目を配置している。また、自己理解を深め、ソーシャルワークの価値と倫理、対人援助の基本的スキルであるコミュニケーション技法の習得を目的に相談援助演習やブレ実習などを通じ、実践的な教育を行う。3年次には習得した知識や技術を基盤に実践力の習得に向けた相談援助実習を行い体験した事例を深めていく。また、地域を基盤とした相談援助の実践能力を地域福祉論や演習を通じて養成していく。社会福祉コースは、地域づくりに寄与できる人材の養成を目指しており、学年をとおしてボランティア教育を重視し、実践力・企画力の習得を目指した教育を実施している。また、すべての学生に実習報告書としてその成果をまとめさせている。
119	実践力、自主性、グローバルな視点、奉仕の精神
120	現代社会における福祉や教育、地域や家族の問題には複雑な要因が絡みあっています。そうした諸問題に対処していく広い識見と確かな専門的な実践力を有する人材の育成という教育目標を実現するために、「学術基礎科目(新入生ゼミナール)」「キャリアデザイン科目」を拡充し、共通教育と専門教育との接合に力を注いでいます。各学科ではコース制を敷き、専門教育科目を体系的に学び、問題の本質把握とその解決方法を習得していくカリキュラムを組み立てています。
121	1. 共通科目を置き、語学、情報、健康、問題発見など社会において汎用的に求められる能力・知識と、人文・社会から自然・環境まで広範囲にわたる分野から健康・福祉の価値、制度、実践、教育等を複眼的に思考し、共創できる基礎的な力を養成する。 2. 人文科学の分野に必要な基礎知識を涵養するために、他学科と共同開設した学部共通基礎科目を置き、学生の興味に応じた専門分野への基礎的な内容を教授する。 3. 基幹科目を置き、「ウェルビーイング」「自己実現」「健康・福祉領域におけるキャリアデザイン」を踏まえた実践力を養成する。 4. 多様な専門科目においては、「講義」「演習」「実習」「参加型学習」によるカリキュラム体系を整備し、実践と省察によって人びとの心理、生活、社会、制度・政策についての専門的知識、スキルを涵養する。 5. 少人数による演習教育を1年次から4年次まで一貫して行い、他者と積極的に交流しながら、主体的に学ぶ学習を体系的・段階的に実施する。 ○社会福祉専攻 社会福祉、精神保健福祉分野に関する専門性を高めながら、地域社会の市民、機関、施設、団体、行政等との連携を推進し、生きた相互交流によって実践の質が深められるような協働学習を推進し、沖縄の健康・福祉の意識を高める。
122	進行する少子高齢化のなかで、高齢者福祉をはじめ障害者(児)福祉、児童福祉などを学び、高齢者や障害者の相談に適正に助言指導できる社会福祉士、専門的な生活支援能力とともに高度な介護の知識と技術をもつ介護福祉士、教養のある社会福祉士、介護福祉士などをめざす人を望みます。
123	私たちが生活する社会におけるくひとくひととの関わりを探究し、幅広い知識・教養と適切な専門的能力をもってひとの幸せのために貢献できる人材を育成することにあります。この教育目標を達成するために、人間社会学部のカリキュラムは、社会・科学・言語・文化などのさまざまな領域の基本的な分野と、3つの専門分野ー福祉系、心理系。スポーツ系ーの授業科目が設置されています。これらの多岐にわたる分野の授業科目を、学科の垣根を越えて幅広く選択でき、さまざまな理論と実践の方法を学べることで、人間社会学部のカリキュラムの特徴です。専門分野の授業を効果的に選択するための指針として、それぞれの学科で「学びの分野」または「学びのコース」を設けています。福祉心理学科では2つの「学びの分野」を、人間スポーツ学科とスポーツ科学科ではそれぞれ2つずつ「学びのコース」を設定しています。学びと進路の方向性を考えながら、自分の関心や日的に応じた科目選択をすることが可能です。ただし、こうした分野やコースの区分けに必ずしも縛られる必要はありません。自分の関心や目的に応じて、「福祉と心理」や「心理とスポーツ」など、独自の領域を自分で設定することもできます。
124	「いのちの尊厳のために(Vitae Dignitati)」という基本理念に立ち、教育研究を通じて、コミュニティを基盤とした福祉社会構築に後見できる人材を養成することを目的とする。

125	学科の教育目的を達成するために、以下の点を重視した教育課程の編成・実施を行う。 1) 社会福祉の変革に対応できるよう、専門的な知識や技能を高める。 2) 国家試験・教員採用試験等を視野に入れ、社会福祉のリーダーとして活躍できる能力を育成する。 福祉施設のみならず地域社会作りの担い手となれる力を育成する。 3) 社会福祉学の制度・政策論と援助・技術論の統合を視野に入れ、社会福祉の価値と倫理を学ぶために、カリキュラムの基礎に社会福祉の理論、歴史の講義を置いている。また、専門科目においては、社会福祉の実践力と企画力を習得するための科目を配置している。まず、自己理解を深め、ソーシャルワークの価値と倫理を自覚することを核として、ソーシャルワーク演習やソーシャルワーク実習などを通じ、対人サービスに必要な能力を身につけるための教育を行う。また、地域を基盤とした公私の連携や住民参加を促進するための実践、調査、分析、組織運営、プレゼンテーションなどの能力を、社会福祉学総合演習やインターシッピングなどを通じて養成していく。社会福祉学の学問的体系を学びながら、社会調査に基づいた実証的な学習を重視し、社会福祉関連サービスの実践力・企画力の習得を目指した指導・教育を実施している。そしてその成果をすべての学生に卒業課題研究としてまとめさせることになっている。
126	共通科目においてはBASIS (全学共通基礎課程)を展開し、学科科目においては、人と社会の共生を実現しようとする人格を育成するとともに、社会福祉又はこれに関連する実践的で専門的な知識と技術を持つ人材の養成をするために必要な専門科目を年次進行にそって次のように段階的・体系的に配置する。 高い専門性－知識・技能・価値(倫理)－と実践力を備えたソーシャルワーカー育成を目指す「社会福祉専門職志向」と、社会福祉を学ぶことを通じて得られた力をもとに社会で通用する職業人として様々な職場で自分を活かすことができる人材を目指す「自己育成・キャリア開発志向」の2本の柱に対応させて、「社会福祉基盤形成科目群」と「自己育成能力開発科目群」を設ける。更に、それぞれの科目群は、基礎科目、基幹科目、展開科目、関連領域科目、問題解決科目、調査研究力科目によって構成し、能力開発・育成のための教育ステージ(下記参照)を意識して段階的・体系的に配置する。なお、1年次には「社会福祉入門演習」、2年次には「社会福祉課題演習」、3・4年次には「社会福祉専門演習1・2」を配置し、ゼミ担当教員の指導のもとで系統的に学習を積み重ね、社会から期待される職業人(専門職)として活躍できる実践力を養う。 【教育ステージ】 1. 基盤形成期(1年次):自己基礎力の開発⇒社会人としての基盤づくり 2. 自己能力開発期(2年次):自己能力の育成⇒職業人としての土台づくり 3. 実践力伸長期(3・4年次):専門的実践力の伸長⇒実践力を身につけるとともに、自己の適性を把握し将来の進路を選択する。
127	1. 人間の福祉と介護に関する基幹科目、人間性の理解、社会福祉制度・政策、福祉支援に関する知識と演習および実習を通じて、福祉社会に向けた研究および福祉実践能力を備えた人材を育成するカリキュラムを編成する。 2. 社会福祉、精神保健福祉、介護福祉の専門分野間の連携を前提とした国家資格取得の講義科目を配置するとともに、臨床的実践教育の重要性を踏まえ、総合的で段階的な講義、演習、実習科目を配置する。専門科目の相互理解を重視し資格取得の動機付けを促進するとともに、地域福祉、高齢福祉、障害福祉、子ども家庭福祉等の進路に係るキャリア形成で主体的な選択のできるように促す。
128	1. 福祉と教育のコラボレーションに基づいた子ども理解を教育研究の基本的な課題とし、保育と児童福祉に係わる実践的能力に優れた専門家を養成するカリキュラムを編成する。 2. 1年次より実践的な能力を育成するために専門技術を学ぶ実技科目を導入し、さらに、保育と教育に関する科目や基礎技能に係わる科目で保育の本質および目的の理解を深めることのできる配置とする。 3. 福祉と教育の現場に応えるべく、実践的な科目を多く配置し人間関係、問題解決能力、表現力など、学生自身の人間性の涵養および行動の変容を図る。
129	ミッションを実現するために、以下のような特徴のあるカリキュラムを提供します。 人間と世界を学び、共に生きるためのキリスト教教育／「いのち」を学び、自然と他の文化に学ぶ力を養う教養教育／専門資格の取得を目指す教育／世界に生きるための学びとしての国際教育／学際的カリキュラム教育／実践現場での働きを体験し、自分の適性と可能性を学ぶ実習教育／学士力を基盤に、可能性、能力、個性を活かす教育／障害の歩みを支えるキャリア教育
130	専門職として必要な基礎的教育の上に、独自のカリキュラムを配置し、得意分野を持った専門職を養成します。 1・2年次は、人間理解を基礎とした教養基礎科目を学び、広い視野で物事を考え、深い教養を身につけ、豊かな人間性を育てます。また、地域貢献活動などの実践的教育で、福祉マインドを育成します。2・3年次は、社会福祉士として必要とされる科目群が配置されています。様々な福祉の専門領域やソーシャルワーク技術を学び、福祉制度や政策を統合して、相談援助を行う専門的な知識と技術を身に付けます。また、3年次には、高齢者・障害者・児童・障害者・高齢者支援コース、公務員・福祉マネジメントコース、医療・精神保健福祉コースにより、より高度に3・4年次は、就労する福祉領域を念頭に置き、児童・障害者・高齢者支援コース、公務員・福祉マネジメントコース、医療・精神保健福祉コースに分かれ、独自のカリキュラムにより、より高度な専門性を身に付けた社会福祉士、精神保健福祉士を養成します。
131	心理学の知識を福祉・教育の現場に活かし、人間関係問題に対応できる担い手を育てます。1・2年次のカリキュラムには、学生全員が社会福祉と心理学の基礎知識を修得するための科目が配置されています。高齢者や障害者のこころのケアはもとより、こころの支援を必要としているあらゆる人々の相談に対応するために、カウンセリングの理論や技術を修得します。3・4年次には、1・2年次の学びを活かして、福祉現場や教育現場での実践教育が実施されます。また、心理学領域においてより高い心理の専門職の土台となる認定心理士と職場内メンタル問題に対応できる産業カウンセラーの資格取得をめざした科目が配置されています。教育領域では、中学校(社会)、高等学校(公民・福祉)、特別支援学校の教員免許状取得が可能な教職課程が設置

	され、心理と福祉の専門性を身に付けた教師の養成を目指します。4年間の学びにおいて、福祉マインドに基づき福祉現場や教育現場での実践及び大学における研究を通じて、人間福祉全般に精通するための社会福祉の専門性と心理の専門性を身に付けます。
132	介護福祉士と社会福祉士のダブル資格の取得をめざし、専門職として必要な基礎教育の上に、介護と社会福祉のカリキュラムを配置し、幅広い分野で活躍できる専門職を養成します。1・2年次は、人間理解を基礎とした教養基礎科目を学び、広い視野で物事を考え、深い教養を身に付け、豊かな人間性を育て、地域貢献活動などの実践的教育により、福祉マインドを育成します。また、介護福祉専攻のカリキュラムでは、介護福祉士と社会福祉士の国家資格を卒業要件としているために、1年次から介護福祉の専門科目と社会福祉士の専門科目を学び、1年次には1週間、2年次では6週間の介護実習を行います。2・3年次は、介護福祉の専門科目と社会福祉に必要な専門科目が配置されています。3年次には、4週間の介護実習と社会福祉士に必要なソーシャルワーク実習を4週間行います。介護福祉専攻では、1年次から3年次まで合計15週間にわたる実習を通して介護と社会福祉の実践力を養います。さらに3・4年次は、これまで培ってきた知識や技術の集大成として卒業研究への取り組みや、就労する介護や福祉領域を念頭に置き、高度な専門性を身に付けた介護福祉士と社会福祉士を養成します。
133	教育理念 指導的専門職業人(歯科衛生士・社会福祉士)として、保健・医療・福祉に関する深い理解と専門的知識に基づき、これらを総合的に思考・展開できる人材を育成します。 教育目標 1. オーラルヘルスプロモーション(口腔の健康促進)を理解し、展開できる人材の育成 2. 患者様・利用者の方が真に必要とする保健医療福祉を総合的に提供できる人材の育成 3. 自ら課題を発見し、その解決に向けた自発的な生涯学習を行うことができる人材の育成 幅広い関係者とのチームワークに基づく効果的な業務が行える人材の育成
134	常に時代に対応できる専門職の育成をめざし、社会福祉、精神保健福祉、心理といった専門分野だけでなく、人体の構造やしぐみなど幅広い基礎的な知識を習得できるようなカリキュラムを配置する。さらに高学年次には演習や実習を重視し、現場における実践力を高める。
135	(知識・理解) ・社会福祉・精神保健福祉・介護福祉などに関する基本的な知識体系を身につけるとともに、その意味を自らの将来とも関連づけて多角的・総合的に理解することができる。 (思考・技能・実践) ・社会福祉に関わる地域社会の諸課題を発見し、その解決に向けて多角的な視点から考え、実践する力がある。 ・多様な人々とコミュニケーションできる力をもつとともに、福祉専門職や他の専門職と協働する力を身につけている。 ・情報リテラシー・創造的表現力・論理的思考力・問題解決力など、知的活動・社会生活・職業生活を営む上で必要な技能を身につけ、それを活用することができる。 (態度・志向性) ・生活上の様々な困難を抱えた人々を含め、すべての人々への深い共感的理解をもち、誰もが人間らしく、またその人らしく生活できる社会づくりに貢献しようという意欲をもっている。 常に自らの人間性と専門性の向上に努め、福祉専門職として責務を果たそうとする態度や志向性をもっている。
136	・人間と社会について幅広い視野が形成されるよう、バイオ(生命)・サイコ(心理)・ソシヤル(社会)の視点から分析・解明する科目を配置する(Bio-Psycho-Social Approach)。 ・人びとの支援に必要な技術を学ぶために、ミクロ(個人、家族、グループ)・メゾ(地域社会)・マクロ(国、国際比較研究)レベルの専門的な知識を身につけることのできる科目を配置する。 ・地域における総合的ケア体制推進の先進県である、長野県の特性を生かした独自性のある科目を配置する。 福祉課題を身近なものとしてとらえることができるよう、演習・実習、インターンシップなどのより実践的な学びを保障する科目を配置する。
137	CP1 子どもの育成の教養 人間理解、他者理解、心身の健康について理解を深め、生涯にわたる自己研鑽の基礎を養う。 CP2 子ども育成の理論と実践、子どもの発達と相談支援 子ども育成の理論と実践力を身につけ、子どもの発達と環境の関係、相談支援について理解する。 ① 子どもの生活・発達・教育に関する理論を学び、専門知識を身につける。 ② 子ども育成の内容・方法・技術を学び、実践の基礎的能力を身につける。 ③ 子ども育成の実地での体験を通して、実践的能力を身につける。 ④ 子ども自身の心身の発達や社会環境に関する理解を身につける。 ⑤ 子ども理解を深め、相談・支援に関する知識・技術を身につける。 ⑥ 子どもと家庭の福祉、地域社会に関する理解を深める。 CP3 富山の子どもの育成 富山の特色ある保育・教育・福祉活動への参加体験を通して、子ども育成における地域連携の重要性について理解する。 CP4 子ども育成の研究

	4年間の学びの集大成として子ども育成の課題について調査研究を行う、論文作成や発表を通して、子ども育成の専門家を目指した自己研鑽と研究的態度を養う。
138	・全学共通科目の履修を通して、本学の学習に必要な基礎的な学力、学習方法の習得を可能にいくとともに多角的な視点から専門領域を超えて問題を探求する姿勢を育みます。 ・教育福祉学部では人間の発達を支援する教育の科学と人間の生活の自立を目指す福祉の科学が協力・連携して「成熟した共生社会」の創造に貢献できるような教育と研究を推進することを目的としています。それを達成するための学部共通科目として、「教育福祉科学基礎論」「教育発達学A・B」「社会福祉学概論Ⅰ・Ⅱ」「社会福祉事業史」を設置し、学科横断型の学びを進めます。 ・学科科目では、学生が所属学科の学問的方法を体系的に学ぶことを通して、諸問題の科学的な把握の仕方や、その解決の方法について、専門的力を形成していきけるよう指導します。 ・それぞれ各学科の履修規定の定めるところにより、専門教育科目及び免許・資格に関する科目の履修を奨励し、教育職員免許、保育士資格、社会福祉士国家試験の受験資格、精神保健福祉士国家試験の受験資格、学校図書館司書教諭資格等の取得に対応したカリキュラム編成のもと指導を行います。 ・各学科とも、学生の主体性を重視する少人数制の参加型授業を重視します。
139	教育目的 現代日本を「政治経済」「地域社会」「社会福祉」「伝統文化」という4分野から俯瞰することにより、現状と問題を総合的に把握すること、また各分野の教育を通じてそれぞれに求められる専門的知識・技術を習得し、実習を通じて実践力、洞察力、応用力を身につけ、それらを演習で統合することで、現代日本の諸問題に対応する主体性・創造性を培う。もって、各領域においてリーダーとして貢献できる幅広い職業人を養成する。 CP 1. 共通科目の学習を通じて、本学における学習に必要な基礎学力の養成、幅広い教養の習得、さらに学生個々の内面の充実を目指す。 2. 基礎科目で、問題意識を持つこと、国家の理想像を志向・構築すること、人格的に成長することの重要性を学ぶ。 3. 基幹科目で、4分野に通底する現代日本の現状と問題を認識する。 4. 展開・発展科目で、4分野のいずれかにつき、専門領域および周辺・関連領域における知識・技術を習得する。 5. 農業、官庁、企業、社会調査、福祉等の実習科目において、現代日本の現実態を体験的に把握し、かつ実践力、洞察力、応用力の習得・向上を図る。 演習科目において、基礎科目、発展科目、展開・発展科目での学びを統合し、現代日本が抱える諸問題の構造的・分析的および当該問題に対する方策の考察・討論・論述を行う。
140	社会人、福祉現場職員を中心に社会福祉士国家試験受験資格取得のための学習の場を提供するとともに、社会福祉実践者としての知識、技術、倫理等を身につけ、社会福祉実践に寄与することを目指す。
141	社会福祉の根底にある理念や哲学(価値、態度)、社会福祉の政策・制度論(知識)、そして援助方法(技能)にかんする科目をバランスよく配置し、幅広い見方と具体的実践の方法とを統合できることを到達目標とする。特に実習科目を重視し、1年次生から4年次生まで系統的に実習できるように科目を設置し、児童・障害者・高齢者、精神保健福祉の諸施設、公的機関、福祉団体等で実習することにより、将来ソーシャルワーカーを希望する者にはそれに必要な知識、態度、技能の習得を身につけることができるようにする。必修科目36単位に加え、選択科目を88単位以上履修する。 必修科目は、社会福祉を理解するうえで必要な、利用者の置かれている状況の理解を通じて人権意識を涵養する(価値、態度)、福祉の基本的なしくみを理解する(知識)、そして、実習、演習を通じてそれらを実際に運用できる実践的能力を身に付けること(技能)を到達目標とする。また小クラスによる卒業論文に向けたゼミ「社会福祉学専門演習Ⅰ およびⅡ」「社会福祉学専門演習Ⅲ およびⅣ」により、これらの価値、知識、技能の統合をはかる。 選択科目は、社会福祉の諸領域について幅広い知識を習得することを到達目標として、実習・演習・講義形式の授業科目から28単位以上を履修する。 選択科目ⅠのうちA群～E群は、社会福祉学関係科目を性質的に分類したものである。それぞれバランス良く履修することが望まれる。A群～E群から各4単位以上、合計24単位以上を履修する。なお、各群の内容は以下のとおりである。 (A群: 共通系科目および政策・国際系科目 B群: 実践系科目 C群: 分野・地域系科目 D群: 福祉関連及び学際系科目 E群: 外国語講読) ・選択科目Ⅰのうち学部共通科目群は、社会学、メディア学、産業関係学、教育文化学に関する入門的講義科目から4単位以上を履修する。 ・選択科目Ⅱは、専門科目を補完するために、関連科目として、他の学問領域から学び、豊かな幅広い教養を身につけることを到達目標とし、全学共通教養教育科目(外国語教育科目を除く)、免許資格科目、他学部・他学科科目(社会学部の副専攻制度科目を含む)、さらには同志社女子大学や大学コンソーシアム京都との単位互換科目から、1～4年次にわたって24単位以上を履修する。 ・選択科目Ⅲは、豊かな社会福祉領域の国際性を身につけることを目的として、社会福祉に関連する領域を、主に国際的視座で発信するために必要な知識を習得することを到達目標とする。 ・英語の実践的な運用能力を習得することを目標とし、英語8単位以上を履修する。 英語以外の外国語の基礎的な運用能力を習得することを目標とし、英語以外の外国語から一種類の外国語を選択して4単位以上を履修する。

142	1. 人材養成の目的に応じて、福祉援助コース、福祉開発コース、医療福祉コース、ライフデザインコースを設定する 2. 4年間を通じた演習系科目における少人数教育を実施し、多様な学習方法を用いて人間関係形成力を構築し、心身発達を全面的にサポートしながら、主体的に学ぶ力を涵養する教育課程を提供する 3. 基本的なリテラシーを獲得し、社会福祉の基礎的内容の理解を深める 4. 社会福祉の対人援助に関わる基本的な方法論から、子どもから高齢者までのあらゆる層における生活課題に対応する専門的援助方法を獲得させる 5. 地域における様々な生活課題に対して、幅広く学ぶことを通して、地域住民の主体性に着目しながら必要な援助ができる力を総合的に獲得させる 6. 専門的な知識・技術を基礎としながら、専門職に求められる資質・専門性についての理解、多様な専門職間での連携・協力関係の構築等についての理解を促す社会福祉実習教育を充実させる
143	アジア・北欧諸国等における社会福祉のあり方を現地で直接学ぶ科目等を通して、国際的な視点をもちて社会福祉を広く学ぶ機会を提供する 教育目標の達成のために次のカリキュラムを編成します。 1. 大学の学びへの移行のための初年次教育と幅広い教養教育を重視します。 2. 初年次の新入生演習と表現演習から2年次の基礎演習、3年次の専門演習、4年次の卒論演習に至る4年間一貫した小集団教育を実施します。 3. 社会学のアカデミックな学修と社会学が対象とする社会のあらゆる現象についてのフィールドワーク等の実践的な「学び」をバランス良く修得できる学生目線の教育プログラムを編成。社会と協働し、社会に学ぶ、プロジェクト演習等を通じて、学生自らが主体的に学ぶ力と生涯学び続ける力の育成を図ります。 4. 専門科目として「現代文化群」「人間関係群」「社会環境群」の3つの分野を編成。パラエティに富んだ社会学の諸分野を横断的に学ぶことによって、人間社会を見つめ、様々な社会現象への考察を深めていくなかで、教育目標に掲げた学力を育みます。その4年間の学びの集大成として卒業論文を必修として課します。 5. 初年次に始まる体系的なキャリア教育と一人ひとりの学生に届く就職キャリア・サポートによって、全ての学生が就職・進路を切り拓く「出口保障」のために全力を尽くします。
144	1. 実践的教育により社会福祉現場に有用な人材を育成する。 2. きめ細かな演習授業により多様な社会福祉援助技術を習得させる。 福祉用具やユニバーサル・デザインなどの生活支援技術に強い人材を育成する。
145	1. 専門教育科目の構成 水準の高い福祉を実現できる人材を育成するために、社会福祉士国家試験受験資格取得を卒業要件としています。専門教育科目の構成は、基礎から応用にわたる専門分野の高度な知識・技術を学び習得し、さらに、保健・医療の基礎知識とヘルスサポーターマインド(保健福祉の担い手としての態度・姿勢)を身につけることができるよう科目を次の順で配置しています。 (1) 全学共通教育科目 (2) 人間と社会生活の理解に関する科目、保健医療福祉を発展させる科目 (3) 専門領域理解の基礎となる科目 (4) 専門領域特有の科目(共通基盤科目群、応用・関連科目群) (5) 専門領域特有の科目(社会福祉士専門科目群、精神保健福祉士専門科目群) (6) 専門演習及び卒業研究 2. 専門教育課程の特色 地域包括ケアの担い手として、チームアプローチを実践できる社会福祉の専門家を、育成することを特色としています。 (1) ヘルスサポーターマインドの習得を進めています。 (2) 保健・医療職とのチームアプローチを図れる力の習得を進めています。 (3) 社会福祉士養成課程を卒業要件としています。 (4) 社会福祉士養成課程を基盤とし、希望する学生に対しては、精神保健福祉士養成課程を設置し、二つの国家試験受験資格を取得することができます。 (5) 履修モデルを具体的に提示しています。 (6) スキル向上のために関連科目を充実しています。 (7) 3年次「専門演習」を経て、4年次に卒業研究論文(必修)を作成します。 3. ディプロマポリシーとの関係 4年間で学生各人が学習成果(知識、技能、態度)を達成できるよう、図表のように科目を配置しています。
146	少子・高齢化が進み、家族や地域を取り巻く環境が大きく変化する中、社会福祉が果たす役割はますます大きくなっています。近年、社会福祉士の活躍の場は、福祉・医療の分野だけでなく、教育や司法、行政等の分野に大きく広がっています。社会福祉士には人々の抱える様々な生活課題や、ニーズに対し適切に対応でき、生活を支えるための高い実践力が求められると同時に、対人的な相談援助を行う者として高い倫理力が求められます。

	本学科は社会福祉に関する知識や対人援助技術を「授業」「フィールドワーク」そして「演習」を通して様々な角度から総合的に学びます。これらの経験を生かして福祉の専門職としての意識を高め、卒業後の進路を考えるとともに、即戦力としての力を身につけていきます。
147	カリキュラムは、ディプロマ・ポリシーを学生一人ひとりが達成するために、初年次教育および教養科目を基礎として、専門基礎科目、専門科目（講義・演習・実習）、卒業演習・卒業論文へと、年次に応じて段階的（クサビ型）に発展していくように体系的に編成している。カリキュラムの特徴は、2006年度から社会福祉入門およびウェルビーイング学を導入したことである。前者はフィールドワークを重視する課題解決型学修であり、後者は社会福祉の新しい理念・概念に関する先駆的学びであり、自らの社会福祉観を形成していく能動的学修である。近年においても海外フィールドワークや減災型地域社会リーダー養成プログラム（文部科学省採択補助事業）の導入等によるカリキュラム改善を図ってきた。
148	本学「入学者受入れの方針」に従い看護福祉学部へ入学した学生に対し、看護福祉学部教育理念・目標に基づき、以下の方針のもとで教育を実施する。 1. 看護福祉学部教育理念である「看護と福祉の連携・統合」を積極的に展開するために、看護学科・臨床福祉学科に共通する4領域～「人間」「健康」「実践」～を設定し、それらの概念を基本として、各領域における授業科目間の関連性と一貫性を保つ。 2. 1年次では、全学教育科目および専門教育科目を通し、大学教育の効果的な発展を促進するとともに、学習動機の明確化を図り、自律性と協調性を身につけさせる。 3. 2年次では、全学教育科目と専門教育科目の融合を図ることにより、看護・福祉に共通する資質の確立とともに、専門知識の基礎を修得させる。 4. 3年次では、講義科目および演習・実習を通して専門知識を深め、最終学年における学習の総合化に向けて準備させる。 4年次では、3年次までの成果の上に立ち、さらなる実習、専門演習、卒業研究（卒業論文）を通し、理論と実践の双方に習熟した専門資質を養成する。
149	1-1. 豊かな人間性、幅広い教養、知性を身につける 1-2. コミュニケーション能力を身につける 2-1. 現代社会の様々な問題に関心を持つ 2-2. 学際的な知識を身につける 3-1. 地域計画、地域文化、地域福祉に関する基礎的知識を身につける 3-2. 地域創生に関わる多様な視点を持つ 3-3. 地域創生を指して新しいアプローチ提案のための基礎を身につける 3-4. 地域創生に関する専門知識を身につける 4-1. 地域創生に関する自らの課題を見つける 4-2. 地域創生に関する自らの課題を研究する 4-3. 地域創生に関する自らの課題について研究した成果を発信する 5-1. 地域創生に関わって地域や国際社会の課題に関心を持つ 5-2. 地域創生の視点から地域や国際社会の課題について認識する 5-3. 地域創生の視点から地域や国際社会の課題を解決する基礎を身につける
150	ライフステージにおける様々な問題や困難を持つ人々の生活を整え、その自立と生活の質の向上のために、社会福祉に関する高度な知識と技術をもってソーシャルワークを実践できる人間性豊かな人材の育成を図ります。特に、高度化、複雑化する現代の保健・医療・福祉課題に適切に対処していくため保健・医療分野の専門職と連携して問題解決できる能力を身につけるとともに、ソーシャルワーク実践の展開する場としてコミュニティから国際社会までを視野に入れて活動できる能力を養います。以上の教育理念を実現するため、次の教育目標を掲げています。 (1) 人間の存在を理解し、個人の尊厳と基本的な人権を尊重して行動できる豊かな人間性と倫理性を養う。 (2) 人間を総合的に理解するとともに、人間を取り巻く環境との関係性を重視しながら、専門職としてふさわしい高度な知識と技術を実践に身につけ、高度化、複雑化する福祉課題に対して、実践的に取り組む姿勢を養う。 (3) 地域社会に根ざした保健・医療・福祉のニーズを的確に把握し、地域の諸資源の活用や調整に際してマネジメントできる能力を養う。 (4) 社会福祉学の専門領域にとどまらず、関連する領域についても幅の広い知識と関心をもち、他の専門職と連携しながら多角的な問題解決ができる能力を養う。 (5) 社会福祉の理論と実践について主体的に研究できる態度を醸成しながら、批判的精神に富んだ科学的、創造的探究ができる能力を養う。 保健・医療・福祉に関わる諸問題について国際的な視点から捉えることができる能力を養う。
151	以下の方針のもと教育を実施する。 ・社会福祉学と心理学分野の多様な科目群を包括的に学びとり、豊かな人間理解ができる ・将来のキャリアプランと対応させながら専門科目を系統的に学ぶことができる 学内外の講義、実習等による学びを地域における生活者の視点として捉えることができる
152	① 福祉の原理・思想を学ぶとともに福祉専門職として必要な知識・技術・価値を身につけること。 ② こどもから障害者・高齢者等に対する対人援助において自立・自己決定を尊重した福祉専門職（保育士・社会福祉士・健康運動実践指導者等）になること。

	地域社会における社会活動に積極的に貢献できるような人になること。
153	「和」の精神に基づく教養を広く基礎として、人と人の生涯発達について理解するとともに、主に小都市・町村での学びを通して、生涯発達に応じ人を支援する地域社会に貢献できる「幅広い職業人」の育成を目指してカリキュラムを編成します。
154	本学科では、多くの開設科目を設けています(113科目)。多くの開設科目の中から学生自身が選択しやすいように「履修モデル」を示しています。これらの「履修モデル」は、学生自身がその内容を理解しやすいように「○○コース」と命名しています(各コース名は、将来の職種・職域と関係資格に結びつけた名前を付けています)。以下の「履修モデル」に基づいた4つのコースを設定しています。コース設定=いずれかのコースを選択することにより、目的意識を持って学習することができま。 ・ 社会福祉士コース; 社会福祉施設・機関のソーシャルワーカー(PSW)を目指す学生 ・ 精神保健福祉士コース; 精神保健福祉領域のソーシャルワーカー(PSW)を目指す学生 ・ 医療ソーシャルワーカーコース; 保健医療機関の医療ソーシャルワーカー(MSW)を目指す学生 ・ 教員養成コース; 高等学校の「福祉」の教員を目指す学生、特別支援学校の教員(知的障害・聴覚障害者に関する教育の領域)を目指す学生 共通する進路先として、公務員、一般企業、大学院等があります。
155	少子・高齢化が急速に進むわが国において、安全・安心に暮らすことのできるまちづくりが強く求められている。そのような社会的要請に応え、誰もが住み慣れたまちや地域でのいきいきとした生活を実現するために諸課題の解決を目指し、地域社会づくりに貢献する社会福祉士の養成を目的とする。 この人材養成の目的を達成するために、次の1～4を教育目標として掲げる。 1. 福祉の理念、専門的知識と技術、加えてまちや地域づくりの知見を養う。特に地域福祉の充実のため、生活援助の提案・実践力を養う。 2. 少人数教育により、専門分野の研修会参加や現場体験を重視し、社会福祉士として必要な現場対応力、実践力を養う。 3. 福祉分野の実務を支える様々なTCIT(情報通信技術)活用能力の修得を重視し、ICTリテラシーの涵養を図る。 社会福祉士として社会に貢献できるよう、地域社会や暮らしに対する強い関心や問題意識、目的意識、柔軟な思考力そして何よりも豊かな人間性の涵養に努める。
156	教育目標を達成するため、以下の方針に基づき、教育課程を編成し実施する。 ■ 「基盤教育科目」から40科目以上、「専門教育科目」から84科目以上を修得する。 ■ 「基盤教育科目」は、卒業後の生き方や社会での活躍を支える人間性・主体制・社会性の育成を目的とする科目群とする。「教養教育科目」から8単位以上、「情報教育科目」から2単位以上、「外国語教育科目」から12単位以上を修得する。 ■ 「専門教育科目」は、人間と社会と自然との関係や人間の健康的な生活のあり方を学際的、総合的に把握することを目的として、「基礎演習科目」「概論科目」「実験実習科目」「演習・卒論科目」「選択科目」「自由科目」の6つの科目群で構成する。「概論科目」「実験実習科目」「選択科目」の3つの科目群には、心理学、社会学、社会福祉学、環境学、人類学、生涯教育学、生涯スポーツ学の7分野を主とする科目を系統的・体系的に配置する。各科目群の内容は以下のとおりとする。 □ 基礎演習科目 基礎的な専門的知識を獲得し、プレゼンテーション力、コミュニケーション力を形成するために人間関係学基礎演習Ⅰ・Ⅱを1年次に配置する。これら必修科目の4単位を修得する。 □ 概論科目 上記7分野に関する基礎的な専門的知識を獲得し、主体的に学習する生涯学習力を形成するために概論科目9科目を1年次に配置する。12単位以上を修得する。 □ 実験実習科目 「基礎演習科目」で形成されたプレゼンテーション力、コミュニケーション力をさらに向上させながら、上記7分野に関する科学的分析方法や実践的スキルを獲得するため に、実験実習科目5科目を2年次に配置する。2単位以上を修得する。 □ 演習・卒論科目 「選択科目」で獲得した専門的知識や「実験実習科目」で修得した専門スキルをもとに、プレゼンテーション力、コミュニケーション力を育成しつつ、課題発見・解決力、実践力の向上を図るために、演習A-1・2、演習B-1・2、卒業論文を3・4年次に配置する。これら必修科目の14単位を修得する。 □ 選択科目 「基礎演習科目」や「概論科目」で獲得した上記7分野に関する基礎的な専門的知識をさらに深め、それらを踏まえて課題発見・解決力を形成するために、選択科目を2年次より配置する。 □ 自由科目 教育職員免許状や学芸員資格の取得に必要なとなる科目等で構成し、各資格に必要とされる専門的知識・技術を獲得するとともに、学際的な視点から考察し、主体的に学習する力を形成するために、自由科目を1年次より配置する。ただし、その単位は卒業単位には算入されない。
157	(1)入学時より、人間と福祉を探究するカリキュラム構成：1年次の基礎演習を通して、学問に取り組み基本と集団の力動を学ぶ。2年次・3年次の専門教育を経て、4年次には自分の研究課題を専門演習で探求し、論文を作成することができる。 (2)一般教養科目を重視した幅広いカリキュラム構成：キリスト教を含む人文科学、社会科学、自然科学、スポーツ科学、外国語などを選択的に学ぶことができる。 一人ひとりの進路に対応したカリキュラム構成：希望する進路に応じて社会福祉学を修め、資格取得に関する科目を系統的一体系的に学ぶことができる。
158	われわれが働き、生活する社会の中で、何らかの生活困難(経済的な貧困や社会的孤立、必要な医療や介護を受けられない等々)をかかえた人々を援助する社会福祉の専門職を養成するコースです。そのため、このコースでの教育は、豊かな人間性に裏づけられた専門的援助技能を身につけることを目標としています。 (1)社会福祉実践に求められる豊かな価値観の体得

	さまざまな問題を生み出す社会の構造についての科学的な認識を基盤とした基本的な価値観(社会観や人間観)を体得し、人間が人間らしく生きていくことができる社会を構築していくための社会的実践を展開できる人材を養成する。 (2)社会的実践としての社会福祉の専門職養成 現代の社会的諸問題についての科学的認識・理解のうえに、その解決に寄与し得る、科学的で温かみのある社会福祉実践を展開するための専門的知識と技術を習得した人材を養成する。 (3)人間が人間らしく生きられる社会の構築に寄与しうる人材の養成 卒業後、かりに社会福祉専門職としては働かない場合でも、職場や家庭・地域などにおいて、人間らしいつながりを創出する能力を身につけ、人間が人間らしく生きられる社会を構築する担い手となり得る人材を養成する。 カリキュラムのポイント 1年次……社会やそこに暮らす人間の存在に関する基礎的な理解を確立する学習 2年次……社会福祉に関する基本的な理解を確立する学習 3年次……専門的な社会福祉援助に必要な専門的知識や技術を学び、ソーシャルワーク実習においてそれらを実践的に体得する学習 4年次……社会福祉に関する学習の集大成としての論文作成と国家試験対策 ○社会福祉専門職への道 社会福祉士、精神保健福祉士国家資格の取得を目指すし、卒業後、社会福祉の専門職(社会福祉施設・機関や医療機関のソーシャルワーカーなど)を志す人 ○人間らしい社会の担い手への道 社会の構造、社会福祉についての確かな学びに基礎づけられた豊かな人間性を培い、職場や家庭・地域での仕事や暮らしの場でこれを生かし、人間らしい社会の担い手を志す人
159	＜4年間で学生を、このような人材に育てることを目標にしています＞ 今日の日本社会では、少子・高齢化が進み、障害者の社会参加の動きも活発になってきているため、共生の思想に根ざして、子ども、高齢者、障害者などの多様な福祉ニーズに応え、それらの人々の豊かな生涯発達と自己実現をサポートする人材が求められています。そこで本コースでは、4年間で学生を、現代社会における共生の諸課題の解決に不可欠な福祉政策の立案、マネジメント、さらに生涯教育や福祉教育などを担える人材に育てることを目標にしています ＜そのために、このようなカリキュラムを編成し、このような教育を行います＞ そのために本コースでは、社会福祉学と生涯教育学との学問的な融合や、社会福祉学と社会科学の密接な連携に重点をおいたカリキュラムを編成し、1年次に少人数のゼミナール形式の授業科目等によって、大学での学び方の基礎を学習した上で、2年次以降には、社会福祉、生涯教育、社会研究の3領域からなる専門教育を行います。その際、いずれかの領域の諸科目を重点的に修得するとともに、それらを他の領域の諸科目と幅広く組み合わせることで、積極的に学際的な学習を進めることができるような教育を行います。 ＜このカリキュラムで学ぶためには、このような力が必要です＞ このカリキュラムで学ぶためには、幅広い教養と基礎学力に加え、現代社会の様々な諸課題に関心を持ち、さらにそれらを論理的及び科学的思考をもとに分析・研究する力、さらに他の学生と協力して積極的に学びを展開する力が必要です。 ＜したがって、次のような選抜方法を実施します＞ したがって、高等学校段階での基礎的な学力をみるために、大学入試センター試験に一般入試(前期日程及び後期日程)を加えた選抜方法を実施します。なお、一般入試(前期日程)では、課題の理解力、思考力、論理構成力、表現力、表記力などをみるために、小論文を課します。また、一般入試(後期日程)では、社会への興味関心、コミュニケーション能力などをみるために、小論文に加えて面接を課します。 私費外国人留学生入試では、基礎的な学習の到達度及び日本語能力をみるために、日本留学試験を課します。また、コースに対する適性・資質・能力をみるために、小論文に加えて口頭試験を含む面接を課します。 ＜そこで、次のような大の受験を期待します＞ (3)そこで、今後の福祉社会の発展に向けて、主体的に社会の諸問題を探求し、共生の思想に根ざしてその解決に取り組む意欲と能力をもった人の受験を期待します。
160	社会福祉の根底となる価値(理念・倫理)および社会福祉の根幹となる技術(方法)、そして社会福祉の輪郭となる知識(法制度)に関する科目をバランスよく配当し、相対的で多面的な視点のもとに具体的な問題解決の方法を提示できるようにすることに留意し、以下のような方針に基づいてカリキュラムを編成している。 社会福祉の基本的な知識や技術を教授するための科目は必修科目とし、社会福祉の専門知識や技術ならびに関連分野の知識や技術を教授するための科目は選択科目としている。1年次から4年次まで体系的に学修できるように、特定の科目の単位履修を履修の条件とする科目を開設・配当している。将来の進路を見据え、複数の資格を取得できるように必要な科目を設置する。
161	人権尊重と擁護を根幹とするヒューマンケアの理念に基づき、専門的知識・技術の開発に関わる研究を推進する。さらに、社会情勢の変化に伴う課題への実践的な取り組みを通して、人々の健康的な生活の創造に寄与する。教育においては、個性豊かで創造的な人間性を育むとともに、看護および社会福祉の専門的知識と技術、倫理観に裏付けられた実践力をもって、人々の健康と福祉の向上に貢献できる人材を育成する。さらに社会およびその時々の個人、家族のニーズに応じた高度なサービスを普遍的に提供するために、専門職として自己研鑽を積むことができる人材を養成する。 教育目標

	1. 普遍的な社会福祉の価値観、思想、及び倫理を重んじ、人間の尊厳重視、人権擁護、及び社会正義の立場から人々の生活を支援できる人材を育成する。 2. 人々の生活やその困難を、環境との関連から理解し、人々に共感することのできる幅広い知識と豊かな感受性を育む。 3. 科学に裏づけられた知識、方法及び専門技術を用い、人々の個別のニーズに応じた社会福祉サービスの創造と適用ができる能力を育成する。 4. 学際的多職種連携による実践を通じて個人、家族、及び社会のニーズに応えられる能力並びに国際的視野を涵養する。 講義・演習・実習という三つのプログラムにおいて、専門職を目指して社会福祉を主体的に学び、探究していく姿勢と態度の修得を促す。
162	現代社会において支援を必要とする人やその環境に働きかけていくソーシャルワーカー・ケアワーカーを養成することを目的としている。その目的を果たすために、豊かな人間性と福祉マインドを携え、様々なコミュニケーションで対人援助サービスや社会活動を展開する専門職として必要な資質・能力を身につけることを重視した教育課程の編成・実施を行っている。
163	健康福祉社会の実現を目指し、従来の福祉サービスの対象であった人ばかりでなく、すべての人の健康づくり、生きがいづくりを支援する専門家を養成することを目的としている。その目的を果たすために、社会福祉の専門知識と援助技術、集団・組織でのマネジメント能力、コミュニケーション能力、コミュニケーション能力を養成することを目的としている。その目的を果たすために、豊かな人間性と福祉マインドを携え、様々なコミュニケーションで対人援助サービスや社会活動を展開する専門職として必要な資質・能力を身につけることを重視した教育課程の編成・実施を行っている。
164	現代社会において支援を必要とする人やその環境に働きかけていくソーシャルワーカー・ケアワーカーを養成することを目的としている。その目的を果たすために、豊かな人間性と福祉マインドを携え、様々なコミュニケーションで対人援助サービスや社会活動を展開する専門職として必要な資質・能力を身につけることを重視した教育課程の編成・実施を行っている。
165	健康福祉社会の実現を目指し、従来の福祉サービスの対象であった人ばかりでなく、すべての人の健康づくり、生きがいづくりを支援する専門家を養成することを目的としている。その目的を果たすために、社会福祉の専門知識と援助技術、集団・組織でのマネジメント能力、コミュニケーション能力、コミュニケーション能力を養成することを目的としている。
166	1. 社会福祉コース(保育士養成課程を含む)・介護福祉コースを設ける。 2. 基礎科目は、人と自然及び社会との関係に関する幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、人間の尊厳に基盤を置く豊かな人間性を涵養することを目的に編成する。 3. 基幹科目は、専門の学芸としての「福祉」について深く理解し、福祉に関する理論と実践の統合化を図り、人権の尊重と社会正義を旨とし、現代社会の福祉に係る課題解決を図る能力を習得するために、次の①から④までの科目間の連動性を視野に入れて編成する。 ①社会福祉士・精神保健福祉士・保育士・介護福祉士等の国家資格取得(国家試験受験資格の取得を含む)に必要な専門科目 ②分野別のソーシャルワーク系科目や心理系科目及び教育系科目その他の専門科目 ③福祉や教育の現場等での実践経験を通して、質の高い実践力を習得するために編成された少人数制による実習系科目 ④具体的な援助場面を想定した実技指導を通して、質の高い実践力を1年次から段階的に習得するために編成された少人数制による演習系科目 応用科目は、福祉に係る様々な事情を客観的に認識し、言語化するとともに、それらを公表する能力を培うために、3年次から段階的な教育研究指導を体系的に行うことを目的とする少人数制による演習系科目と卒業論文によって編成する。

Ⅲ． 国家試験問題検証班 調査結果

1. 検証の背景と目的

平成18年度より社団法人（現・一般社団法人）日本社会福祉士養成校協会が実施した社会福祉士全国統一模擬試験事業は、平成25年度から社団法人日本社会福祉士養成校協会と一般社団法人日本精神保健福祉士協会とが主催する社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験事業として、今日に至っている。

そこで、平成25年度の当該事業の「受験申し込み要項」をみると、当該事業は、両団体に所属する会員校で、当該事業への参加希望があった学校の在校生及び既卒者を対象に、社会福祉士・精神保健福祉士を目指す学生への支援と社会福祉士・精神保健福祉士養成教育内容の充実・向上を目的として実施する旨の位置づけがなされていることが分かる。

確かに、当該事業が社会福祉士や精神保健福祉士を志す学生への支援機能を有し、今日に至っていることに異論を挟む余地はないであろう。しかしながら、当該事業が目的としている社会福祉士・精神保健福祉士養成教育内容の充実・向上といったことについては、一つの理念型として示されて来てはいたが、それそのものを対象とする実証的な検証については、これまで行われて来なかったという課題も残されている。このような問題意識に基づき、一般社団法人日本社会福祉士養成校協会の存立に係る「一般社団法人日本社会福祉士養成校協会定款」第6条（1）に定める「社会福祉士を養成するための教育内容及び方法等に関する調査研究事業」の一環として、今般、公益財団法人社会福祉振興・試験センターの助成を得て、後述する国家試験問題検証班によって、社会福祉士全国統一模擬試験事業について、本邦初となる実証的な検証を行うことにした。

平成25年度の国家試験問題検証班による本検証の目的は、本協会の社会福祉士全国統一模擬試験（以下、模擬試験）におけるそれぞれの問題が、どのような特徴を持ち、そして、それらが社会福祉士国家試験を想定した問題として適切であるかどうかを検討することにある。また、これらの検討結果をもとに、社会福祉士の本試験に対しても幾分かの有益な情報提供ができればと考えている。

今回の検証作業に取り組む国家試験問題検証班は、平成24年度に、本協会内に国家試験対策委員会ワーキンググループとして立ち上げられた。本協会による模擬試験問題の質を向上させることを主たる目的として作られた作業グループである。そのため、模擬試験における出題範囲を決定し、本協会加盟校の教員にそれらの作問を依頼し、そして、提出された問題内容の修正・加筆等を行うことを主な役割としていた。加えて、平成25年度からは、模擬試験問題を大幅に見直し、外形的条件の整備を行った。具体的には、国家試験対策委員会（現・国家試験合格支援委員会）の執筆委員選定において、養成校所属の准教授、講師、または助教であること、そして、過去10年間で査読論文1本以上を執筆していること等を原則とした。また、これらの執筆委員については、委嘱状を発行し、本協会のホームページに委員一覧として掲載した。

しかしながら、上記のような模擬試験問題の見直し作業に取り組む中で、「どのような問題を作ればいいのか」や「どの程度の難易度の問題を作ればいいのか」といった質問を投げかけられることが多くなった。社会福祉士国家試験を想定した模擬試験を作成する上で、このような質問は当然といえば当然である。どのような問題が「良問」であり、また反対に、どのような問題が「不適切問題」なのかを明らかにする必要があったといえる。

もちろん、本ワーキンググループ・メンバーの数年に及ぶ「体験」から、「細かい数値を問うような問題は適切ではない」「重箱の隅をつつくような問題は適切ではない」「選択肢の文が長い問題は適切ではない」といった指摘をすることはできた。ただ、それらはあくまでもメンバーのこれまでの「体験」をもとにした「感覚」であり、確固たる根拠

(evidence) に基づき指摘できるものではなかった。そこで、経験科学の観点から模擬試験問題のデータを統計的に分析し、ワーキンググループ・メンバーが少しでも根拠を持って模擬試験問題を作成する際の枠組みを、作問者や本協会加盟校教員および学生に提示することができるように、今回の検証作業を行った。

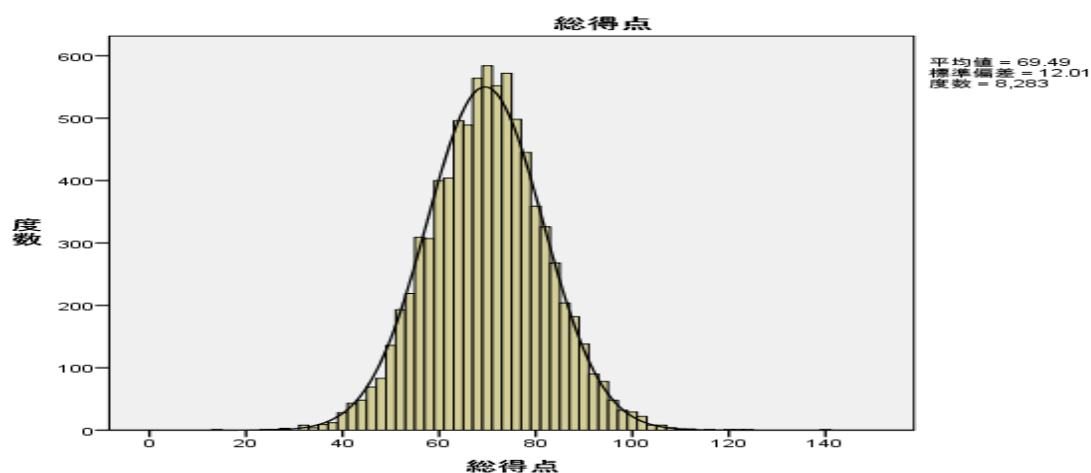
本検証において使用される統計手法等は、以降において詳しく説明するが、相関分析および分散分析をもとに実施した。そのため、これらの分析結果から根拠(evidence)に基づき語ることでできる部分はおも限定されている。しかし、多少なりとも根拠(evidence)に基づく模擬試験問題の作成の枠組みやあり方を提示することは可能であり、これらの分析結果をもとに、今後、さらなる考察や新しい仮説の構築を行うことに加えて、今回の検証結果が、社会福祉士国家試験の今後の発展の一助となれればと考えている。

2. 分析の対象と方法

平成24年度に実施した日本社会福祉士養成校協会主催の模擬試験受験者の解答によって得られたデータすべてを分析の対象とした。平成24年度の当該模擬試験の受験者は、8,335人であった。受験者の総得点、共通科目の得点、専門科目の得点の分布は次の図と表の通りである。

また、問題別に正答率の高い順に並べてみると（表1-2）、正答率は高い順に97.31%～2.75%の範囲にあった（「正答無し」を除く）。全体の問題数の1割を占める上位15問には、「心理学理論と心理的支援」が7問中1問、「地域福祉の理論と方法」が10問中2問、「低所得者に対する支援と生活保護制度」が7問中1問、「相談援助の基盤と専門職」が7問中2問（1問は正答無し）、「相談援助の理論と方法」が21問中7問、「高齢者に対する支援と介護保険制度」が10問中1問、「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」が7問中1問であった。

一方、下位15問には、「人体の構造と機能及び疾病」が7問中1問、「心理学理論と心理的支援」が7問中1問、「社会保障」が7問中3問、「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」が7問中2問、「社会調査の基礎」が7問中1問、「相談援助の理論と方法」が21問中1問、「高齢者に対する支援と介護保険制度」が10問中3問、「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」が7問中2問、「就労支援サービス」が4問中1問であった。



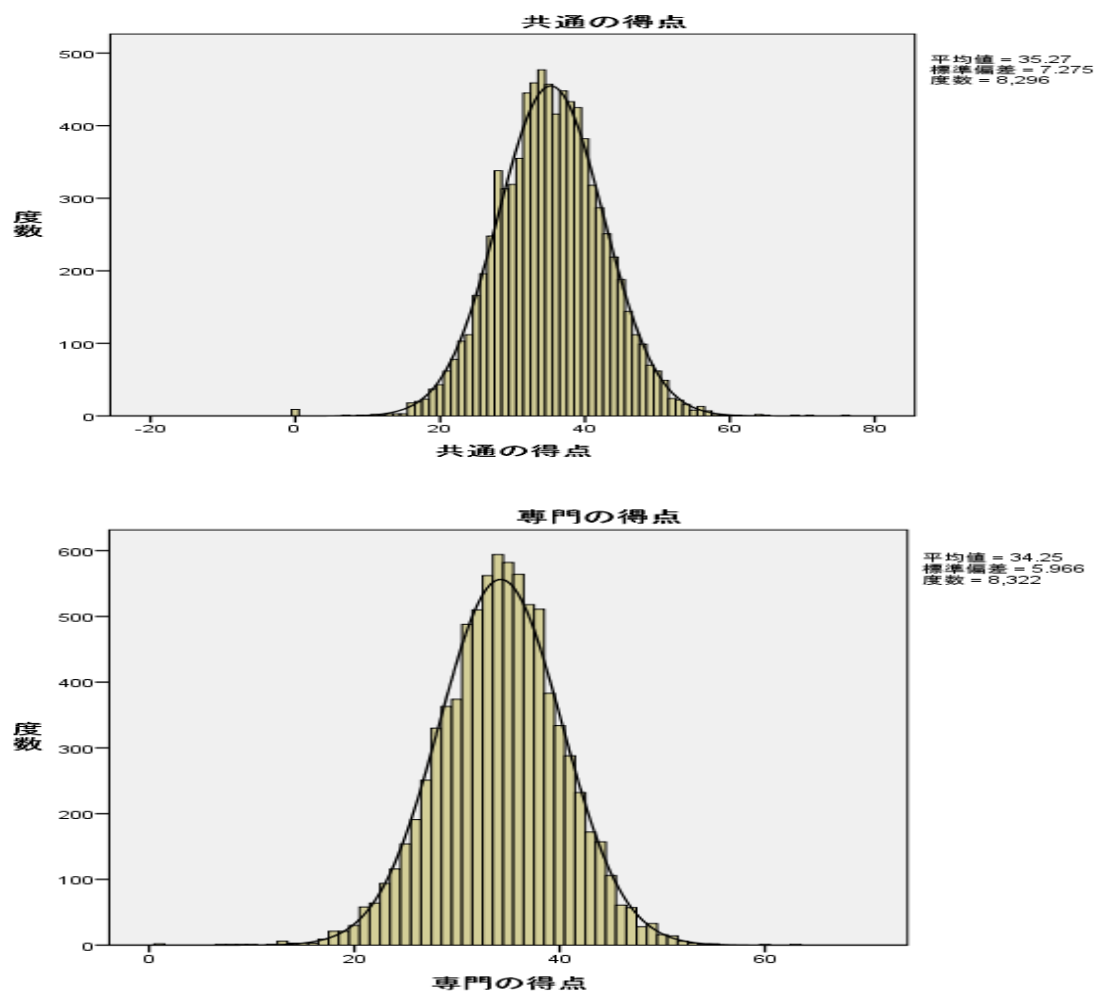


表1-1：総得点，共通の得点，専門の得点の分布

	総得点	共通の得点	専門の得点
度数	有効	8283	8296
	欠損値	52	39
平均値	69.49	35.27	34.25
中央値	69.00	35.00	34.00
最頻値	69	34	34
標準偏差	12.010	7.275	5.966
分散	144.234	52.932	35.590

表 1 - 2 : 各問題の正答率

問題	解答者数	正答率 (%)
相談援助の基盤と専門職－問 92 (正答無し)	8322	100.00%
相談援助の基盤と専門職－問 95	8322	97.31%
相談援助の理論と方法－問 101	8322	96.23%
低所得者に対する支援と生活保護制度－問 67	8296	95.81%
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度－問 142	8322	94.81%
地域福祉の理論と方法－問 40	8296	94.07%
相談援助の理論と方法－問 113	8322	92.62%
相談援助の理論と方法－問 110	8322	92.59%
高齢者に対する支援と介護保険制度－問 134	8322	91.46%
相談援助の理論と方法－問 118	8322	90.57%
相談援助の理論と方法－問 106	8322	90.51%
相談援助の理論と方法－問 102	8322	89.10%
相談援助の理論と方法－問 109	8322	88.76%
心理学理論と心理的支援－問 12	8296	88.75%
地域福祉の理論と方法－問 39	8296	88.45%
更生保護制度－問 147	8322	86.07%
相談援助の理論と方法－問 108	8322	85.92%
心理学理論と心理的支援－問 11	8296	85.66%
相談援助の理論と方法－問 114	8322	84.87%
地域福祉の理論と方法－問 41	8296	84.64%
福祉行財政と福祉計画－問 46	8296	84.14%
高齢者に対する支援と介護保険制度－問 133	8322	83.41%
相談援助の理論と方法－問 116	8322	82.53%
地域福祉の理論と方法－問 38	8296	81.41%
障害者に対する支援と障害者自立支援制度－問 58	8296	81.11%
社会調査の基礎－問 90	8322	80.15%
現代社会と福祉－問 28	8296	77.19%
高齢者に対する支援と介護保険制度－問 126	8322	75.86%
地域福祉の理論と方法－問 32	8296	75.33%
相談援助の基盤と専門職－問 97	8322	75.28%
相談援助の理論と方法－問 111	8322	73.96%
高齢者に対する支援と介護保険制度－問 128	8322	73.47%
地域福祉の理論と方法－問 33	8296	73.34%
高齢者に対する支援と介護保険制度－問 127	8322	71.94%
人体の構造と機能及び疾病－問 1	8296	70.17%
権利擁護と成年後見制度－問 83	8296	69.64%
権利擁護と成年後見制度－問 77	8296	69.36%

相談援助の理論と方法－問 115	8322	67.84%
福祉行財政と福祉計画－問 42	8296	67.19%
心理学理論と心理的支援－問 14	8296	65.95%
心理学理論と心理的支援－問 9	8296	65.54%
低所得者に対する支援と生活保護制度－問 69	8296	64.86%
相談援助の理論と方法－問 107	8322	62.98%
社会保障－問 54	8296	62.89%
現代社会と福祉－問 29	8296	61.95%
就労支援サービス－問 143	8322	61.72%
福祉サービスの組織と経営－問 123	8322	61.21%
相談援助の理論と方法－問 104	8322	59.48%
相談援助の理論と方法－問 112	8322	59.01%
相談援助の理論と方法－問 103	8322	58.62%
地域福祉の理論と方法－問 36	8296	57.28%
権利擁護と成年後見制度－問 78	8296	56.85%
低所得者に対する支援と生活保護制度－問 64	8296	56.42%
社会調査の基礎－問 84	8322	56.42%
相談援助の理論と方法－問 98	8322	55.62%
就労支援サービス－問 146	8322	55.41%
福祉サービスの組織と経営－問 122	8322	54.59%
人体の構造と機能及び疾病－問 6	8296	54.24%
人体の構造と機能及び疾病－問 7	8296	52.69%
社会保障－問 53	8296	50.51%
社会保障－問 52	8296	48.90%
人体の構造と機能及び疾病－問 4	8296	48.25%
更生保護制度 Q150	8322	46.20%
地域福祉の理論と方法－問 37	8296	46.18%
相談援助の基盤と専門職－問 91	8322	46.12%
権利擁護と成年後見制度－問 80	8296	45.12%
保健医療サービス－問 71	8296	45.01%
社会理論と社会システム－問 19	8296	44.46%
相談援助の理論と方法－問 117	8322	44.41%
低所得者に対する支援と生活保護制度－問 66	8296	44.31%
心理学理論と心理的支援－問 13	8296	44.12%
社会理論と社会システム－問 16	8296	43.83%
社会調査の基礎－問 87	8322	43.50%
社会理論と社会システム－問 18	8296	42.48%
高齢者に対する支援と介護保険制度－問 132	8322	42.21%
更生保護制度－問 149	8322	41.93%
低所得者に対する支援と生活保護制度－問 65	8296	41.43%

福祉行財政と福祉計画－問 47	8296	41.01%
人体の構造と機能及び疾病－問 3	8296	40.96%
相談援助の理論と方法－問 100	8322	40.15%
福祉行財政と福祉計画－問 48	8296	39.20%
心理学理論と心理的支援－問 8	8296	38.71%
社会調査の基礎－問 86	8322	38.70%
人体の構造と機能及び疾病－問 5	8296	38.37%
相談援助の基盤と専門職－問 96	8322	36.88%
更生保護制度－問 148	8322	36.75%
権利擁護と成年後見制度－問 82	8296	36.02%
保健医療サービス－問 75	8296	34.27%
福祉行財政と福祉計画－問 43	8296	34.03%
保健医療サービス－問 70	8296	33.78%
福祉行財政と福祉計画－問 44	8296	33.74%
相談援助の理論と方法－問 105	8322	33.72%
保健医療サービス－問 76	8296	33.39%
社会保障－問 49	8296	32.99%
地域福祉の理論と方法－問 34	8296	32.27%
保健医療サービス－問 73	8296	31.65%
社会理論と社会システム－問 15	8296	31.33%
地域福祉の理論と方法－問 35	8296	30.77%
現代社会と福祉－問 31	8296	30.68%
現代社会と福祉－問 27	8296	30.20%
障害者に対する支援と障害者自立支援制度－問 60	8296	30.06%
現代社会と福祉－問 25	8296	29.60%
相談援助の基盤と専門職－問 94	8322	28.91%
現代社会と福祉－問 30	8296	28.21%
相談援助の基盤と専門職－問 93	8322	27.97%
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度－問 136	8322	27.39%
就労支援サービス－問 144	8322	26.89%
福祉サービスの組織と経営－問 125	8322	26.15%
障害者に対する支援と障害者自立支援制度－問 62	8296	25.68%
社会理論と社会システム－問 20	8296	25.00%
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度－問 140	8322	24.67%
福祉サービスの組織と経営－問 120	8322	24.08%
低所得者に対する支援と生活保護制度－問 68	8296	23.76%
低所得者に対する支援と生活保護制度－問 63	8296	23.40%
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度－問 137	8322	22.63%
保健医療サービス－問 72	8296	22.53%
福祉サービスの組織と経営－問 119	8322	21.51%

高齢者に対する支援と介護保険制度－問 131	8322	21.14%
福祉サービスの組織と経営－問 124	8322	20.74%
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度－問 141	8322	20.45%
福祉サービスの組織と経営－問 121	8322	20.19%
現代社会と福祉－問 22	8296	20.15%
社会調査の基礎－問 85	8322	19.90%
現代社会と福祉－問 26	8296	18.89%
社会理論と社会システム－問 21	8296	18.41%
権利擁護と成年後見制度－問 79	8296	18.38%
福祉行財政と福祉計画－問 45	8296	18.26%
社会理論と社会システム－問 17	8296	16.50%
権利擁護と成年後見制度－問 81	8296	16.03%
現代社会と福祉－問 23	8296	15.79%
社会調査の基礎－問 88	8322	15.53%
保健医療サービス－問 74	8296	14.34%
現代社会と福祉－問 24	8296	14.14%
障害者に対する支援と障害者自立支援制度－問 57	8296	14.10%
障害者に対する支援と障害者自立支援制度－問 59	8296	13.78%
社会保障－問 55	8296	13.75%
就労支援サービス－問 145	8322	13.10%
人体の構造と機能及び疾病－問 2	8296	12.67%
心理学理論と心理的支援－問 10	8296	12.46%
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度－問 138	8322	11.60%
障害者に対する支援と障害者自立支援制度－問 56	8296	11.16%
高齢者に対する支援と介護保険制度－問 135	8322	11.13%
社会調査の基礎－問 89	8322	10.57%
高齢者に対する支援と介護保険制度－問 130	8322	8.65%
高齢者に対する支援と介護保険制度－問 129	8322	8.47%
相談援助の理論と方法－問 99	8322	7.77%
障害者に対する支援と障害者自立支援制度－問 61	8296	7.64%
社会保障－問 51	8296	6.40%
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度－問 139	8322	4.75%
社会保障－問 50	8296	2.75%

分析の手続きは、次の1) から4) のとおりである。

- 1) 合否に対する弁別性が低かったと考えられる問題を抽出するために、各問題への正解不正解と総合得点、共通得点、専門得点の相関係数を算出した（表1－1）。

いずれかの相関係数が0.1以下となった問題（問題の正解不正解と得点の高低の相関が低い）と相関係数が負の値を示した問題（問題に正解していても総得点他が低い、または、問題に不正解であっても総得点他が高い）という基準を設けて抽出を行った

結果，合否の弁別性が低かった56問を抽出した（表1-2）．

- 2) 抽出された56問のうち，主に国家試験問題検証班の委員が幹事として編集を担当した問題について「総得点」「共通得点」「専門得点」を従属変数とし，選択肢を独立変数とした一元配置分散分析を行った．その結果から，①正解の選択肢を選択した受験者の平均点と他の選択肢を選択した受験者の平均点の間に有意差が認められない問題，②正解の選択肢を選択した受験者の「総得点」「共通得点」「専門得点」の平均点が，不正解の選択肢を選択した受験者の値よりも低くなった問題を再抽出した．
- 3) 一元配置分散分析の結果，分析の対象として選ばれた27問について，①出題内容（出題基準），②問題文全体の文字数と各選択肢の文字数，③問題形式，④出題の根拠（出典），⑤問題の文言や文末等の表現方法を，【問題の特徴】としてまとめた．
- 4) 【問題の特徴】を踏まえて，①正答を選択した者の平均点と誤答を選択した者の平均点との間に有意な差が認められるか，②問題の特性が解答とどのように関連していたのか，③合格基準点を仮に70点と想定し，当該基準点と正答を選択した者の平均点及び誤答を選択した者の平均点との間にはどのような関係があったのかについて【分析から考えること】として考察を行った．

表1-2：総合得点，共通得点，専門得点と問題の正解不正解の相関係数が
0.1以下であった問題（○）と負の値（－）の問題抽出結果

科目名	問題	総合	共通	専門
人体の構造と機能及び疾病	2	○	○	○
	4			○
	5			○
心理学理論と心理的支援	9		○	
	10	○		○
	13			○
社会理論と社会システム	15			○
	17	○	○	○
	18			○
	19			○
	20	○	○	○
	21			○
現代社会と福祉	22			○
	23			○
	26	○		○（－）
福祉行政と福祉計画	30	○	○	○
	45	○	○	○
	48	○		○
社会保障	49			○
	50	○（－）	○（－）	○（－）
	51	○	○	○
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	55	○		○
	56	○	○	○
	59			○
	60			○
低所得者に対する支援と生活保護制度	61	○	○	○
	63	○（－）	○（－）	○（－）
	69			○
保健医療サービス	70			○
	73			○
	74	○	○	○（－）
	76			○
権利擁護と成年後見制度	79	○	○	○
社会調査の基礎	82			○
相談援助の基盤と専門職	89	○	○	○
相談援助の理論と方法	92	不適切	不適切	不適切
	93	○	○	○
	99	○	○	○
	105		○	
福祉サービスの組織と経営	110		○	
	119		○	
	121	○	○	
	122		○	
	124		○	
高齢者に対する支援と介護保険制度	125		○	
	128		○	
	129	○	○	
	130	○	○（－）	○
	132	○		○
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	135	○	○	
	136	○	○	○
	137	○（－）	○（－）	○（－）
	138	○	○	
	139	○	○	○
就労支援サービス	141	○	○	○
	145	○（－）	○（－）	

◆一元配置分散分析の結果，分析の対象とした問題

3. 分析の結果と考察

問題26（現代社会と福祉）正答4

海外の社会福祉政策の動向に関する次の記述のうち、適切なものを一つ選びなさい。

- 1 いわゆる納税者番号や社会保障番号など、個人の税や社会保障に関する情報を統合し共通番号で管理する制度は、個人情報流出等の危険性が高いため、導入するに際しては、国際連合の承認を必要としている。（95 文字）
- 2 子育て家庭や低所得者に対して税を控除・減免する制度は、所得再分配や社会保障給付と同様の効果をもつため、北欧諸国では積極的に導入されている。（70 文字）
- 3 アメリカで導入されている勤労所得税額控除は、低所得者の就労を促すため、所得が低いほど控除される税額が増加する。（56 文字）
- 4 給付付き税額控除制度は、課税最低限以下の低所得者に対して、税額控除できない分を給付する仕組みであり、子育て家庭への経済的支援や母子家庭の貧困対策を目的として、フランスや韓国で導入されている。（96 文字）
- 5 公的社会支出に加えて、税制による影響や私的社会支出を考慮した社会支出の総計が GDP に占める割合を、OECD に加盟する先進諸国間で比較すると、北欧諸国が最も高く、日本やアメリカは低い割合にある。（97 文字）

【問題の特徴】

- 出題基準（大項目）の「福祉政策の課題」に関する出題。
- 問題全体の文字数は 452 文字。
- 五肢択一形式。適切なものを選ぶ問題。
- 出典は、「W. Adema, and M. Ladaique.(2009)How Expensive in the Welfare State? OECD Social,Employment and Migration Working Papers No.92」「W. Adema, P. Fron and M. Ladaique.eds.(2011)Is the European Welfare State Really More Expensive? OECD Social,Employment and Migration Working Papers No.124」
- 選択肢 1,2,3 は「～ため、～。」と前節を踏まえての設問となっているが、選択肢 4,5 は選択肢全体での設問となっている。
- 選択肢 5 は、公的社会支出と私的社会支出の二つを問うているため、構文が複雑になっている。

【分析から考えられること】

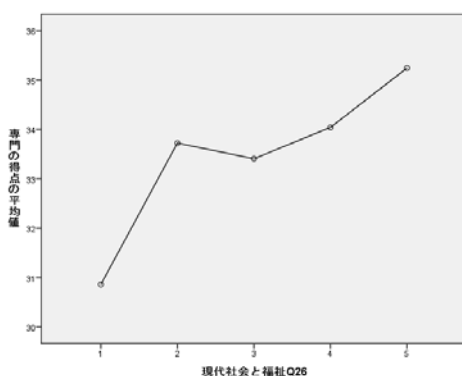
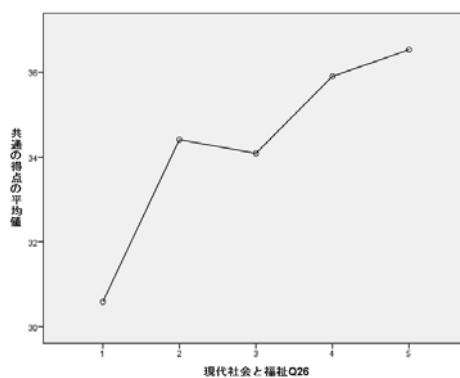
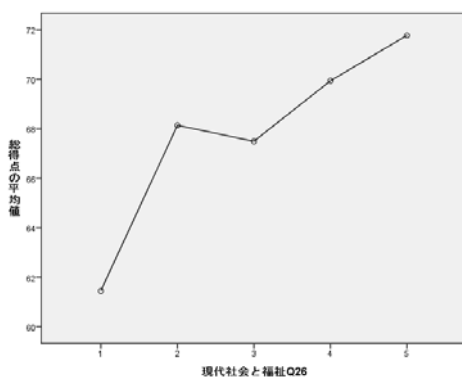
- 正答は選択肢 4 だが、総得点の平均値について選択肢別に見てみると、選択肢 5 を回答した者の平均点が 71.77 点と高い。
- その理由として、OECD に関する出題は本試験でも散見されることから、選択肢 5 を回答した受験生は学習を継続している可能性が高いのではないか。
- また、構文を複雑にして間違いを誘発するような記述となっているため、高得点群が誘導されているのではないか。
- 海外の動向を問う問題で、原語でしか手に入らない資料を出典の根拠とする際は、受験生の学習状況も勘案し、その必要性について慎重に検討を行う必要がある。

【分散分析結果】

記述統計

		度数	平均値	標準偏差	標準誤差	平均値の 95% 信頼区間		最小値	最大値
						下限	上限		
総得点	1	276	61.45	11.589	.698	60.08	62.83	28	124
	2	2688	68.13	11.273	.217	67.71	68.56	31	122
	3	681	67.49	11.775	.451	66.61	68.38	25	108
	4	1566	69.93	12.176	.308	69.33	70.54	24	139
	5	3042	71.77	11.983	.217	71.34	72.19	28	120
	合計	8253	69.54	11.973	.132	69.28	69.80	24	139
共通の得点	1	278	30.59	6.643	.398	29.81	31.37	13	64
	2	2695	34.41	6.924	.133	34.15	34.67	12	71
	3	681	34.09	7.050	.270	33.55	34.62	13	59
	4	1567	35.90	7.200	.182	35.54	36.26	9	76
	5	3045	36.53	7.143	.129	36.27	36.78	11	69
	合計	8266	35.32	7.180	.079	35.16	35.47	9	76
専門の得点	1	276	30.86	6.312	.380	30.11	31.61	14	60
	2	2688	33.72	5.526	.107	33.51	33.93	1	55
	3	681	33.41	5.896	.226	32.96	33.85	10	50
	4	1566	34.04	6.092	.154	33.74	34.34	13	63
	5	3042	35.24	5.997	.109	35.03	35.46	1	54
	合計	8253	34.22	5.944	.065	34.09	34.35	1	63

※総得点，共通の得点，専門の得点 $p<.01$



問題30（現代社会と福祉）正答3

福祉関連政策としての教育政策に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 内閣府が2012（平成24）年に実施した「生涯学習に関する世論調査」によれば、回答者が1年間に実施した生涯学習の内容では、「ボランティア活動やそのために必要な知識・技能」の習得に関するものの割合が増加し、10%を超えた。（111文字）
- 2 日本の教育機関に対する公財政教育支出のGDPに対する割合は、OECD諸国平均よりも低く、イギリス、フランス、ドイツを下回っているが、アメリカや韓国よりも高い。（80文字）
- 3 就学援助制度では、児童や生徒の保護者で生活保護法に規定する要保護者やそれに準ずる者に対して、学用品費、修学旅行費等が支給される。（65文字）
- 4 障害児を対象とした学校教育の中心的な役割は、特別支援教育が担っており、そのうち特別支援学校は、小学部と中学部とに分けられる。（63文字）
- 5 生涯教育は、人間がその生涯を通じて資質・能力を伸ばし、主体的な成長・発達を続けるための重要な役割を担っており、主に家庭や学校、地域社会で行われる。職場などで行われる研修や職業訓練は、これに入らない。（100文字）

【問題の特徴】

- 出題基準（大項目）の「福祉政策と関連政策」に関する問題。
- 問題全体の文字数は464文字。
- 五肢択一形式。正しいものを選ぶ問題。
- 出典の記述はない。
- 選択肢1は具体的な増加の割合よりも、「10%」という具体的な数値を超えたか否かを問うている。
- 選択肢5は、二文の問題であり、後半の「職場などで行われる研修や職業訓練は、これに入らない。」という一文がなければ、正答となる。
- 総得点の平均値について選択肢別に見てみると、誤答である選択肢1を選択した者の平均点は71.58点と高く、正答を回答した平均点（70.36点）を上回っている。

【分析から考えられること】

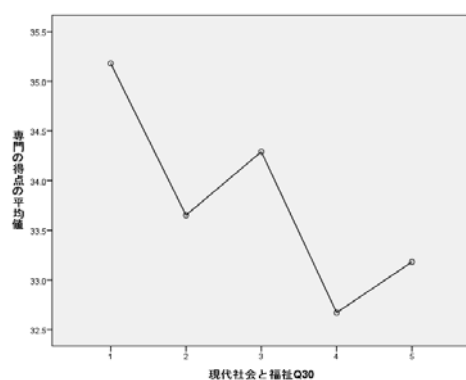
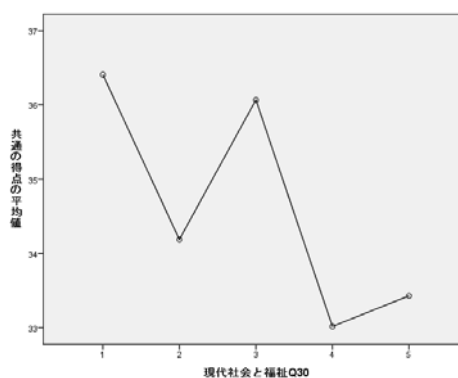
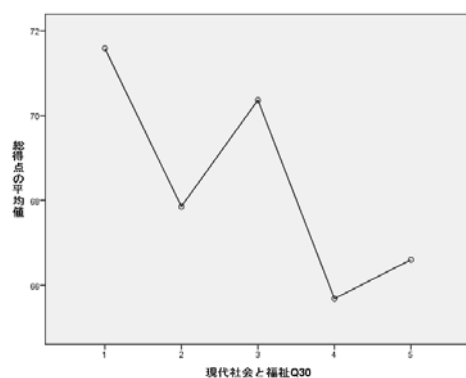
- 選択肢1は、「10%を超えた」という記述を削除して、「増加した」という記述で終わると正答となる。「よく読めばわかる」という引っかけ問題の典型例といえるが、「10%」という具体的な数値の増加を問うことに意味があるのか、また、「10%」の増加の有無をもって誤答の根拠とするのは、いわゆる「重箱の隅をつつく問題」と言えるかもしれない。
- 社会福祉士として必要な力量を問う問題に数値を出題することの適切性について、検討が必要である。

【分散分析結果】

記述統計

		度数	平均値	標準偏差	標準誤差	平均値の 95% 信頼区間		最小値	最大値
						下限	上限		
総得点	1	3134	71.58	11.351	.203	71.19	71.98	25	111
	2	766	67.86	12.768	.461	66.95	68.76	28	116
	3	2337	70.36	12.048	.249	69.87	70.85	31	139
	4	1269	65.69	11.565	.325	65.05	66.32	24	103
	5	754	66.60	11.757	.428	65.76	67.44	27	104
	合計	8260	69.53	11.970	.132	69.27	69.79	24	139
共通の得点	1	3138	36.41	6.840	.122	36.17	36.65	13	61
	2	768	34.19	7.563	.273	33.65	34.72	14	65
	3	2340	36.07	7.245	.150	35.77	36.36	12	76
	4	1272	33.02	6.795	.191	32.64	33.39	11	64
	5	755	33.43	7.176	.261	32.92	33.94	9	56
	合計	8273	35.31	7.179	.079	35.16	35.47	9	76
専門の得点	1	3134	35.18	5.674	.101	34.98	35.38	1	55
	2	766	33.65	6.277	.227	33.21	34.10	10	53
	3	2337	34.29	5.917	.122	34.05	34.53	1	63
	4	1269	32.67	5.988	.168	32.34	33.00	8	49
	5	754	33.18	5.916	.215	32.76	33.60	15	51
	合計	8260	34.22	5.942	.065	34.09	34.35	1	63

※総得点，共通の得点，専門の得点 $p<.01$



問題45（福祉行財政と福祉計画）正答1

「地方財政白書」（平成24年版）に基づく平成22年度の地方財政の状況に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 国民健康保険事業の歳入決算の内訳をみると、国民健康保険税（料）と国庫支出金を合わせた額が歳入総額の約 5 割近くを占めている。（62 文字）
- 2 扶助費の目的別内訳をみると、最も大きな割合を占めているのは生活保護費である。（39 文字）
- 3 地方公共団体における民生費は、地方公共団体の目的別歳出において公債費に次いで大きな割合を占めている。（51 文字）
- 4 義務的経費（人件費、扶助費および公債費の合計）は、近年の人件費削減の努力もあり、決算額、および歳出総額に占める割合の双方で前年度より減少した。（72 文字）
- 5 地方債依存度（歳入総額に占める地方債の割合）は、都道府県よりも市町村において高い。（42 文字）

【問題の特徴】

- 出題基準（大項目）の「福祉行財政の動向」に関する問題。
- 問題全体の文字数は 326 文字。
- 五肢択一形式。正しいものを選ぶ問題。
- 出典は、「総務省（2012）『地方財政白書』日経印刷」のうち、「第 90 図『国民健康保険事業の歳入決算の状況（事業勘定）』」、「第 61 図『扶助費の目的別内訳の構成比の推移』」、「第 6 表『目的別歳出純計決算額の状況』」「第 32 図『地方債依存度の推移』」および「総務省（2012）『地方行政白書－資料編－』日経印刷」のうち「第 73 表『性質別歳出決算額の状況』」
- 地方財政の状況のうち、選択肢 1～4 は内訳別の割合を問う設問であるが、選択肢 5 は、「都道府県」と「市町村」を比較している。
- 正答である「選択肢 1」よりも「選択肢 5」を選んでいる受験生の方が、総得点、共通・専門の得点とも高い。

【分析から考えられること】

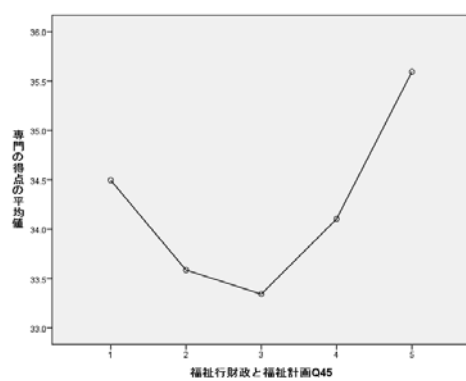
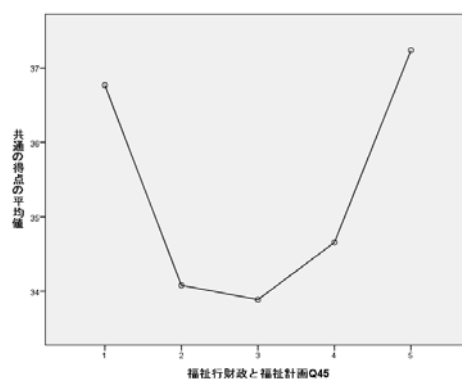
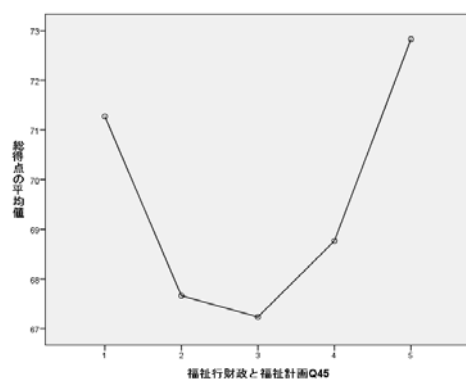
- 選択肢 1 のみ「約 5 割」と数値が示されているが、具体的には「47.6%」である。受験生が「47.6%」を「5 割」と解釈することに戸惑いを感じさせないためにも、あえて「約 x 割」とせずに、出典通りの数値を示した方が、解釈に齟齬が出ないのではないか。しかし、細かい数値（コンマ一桁台まで記憶させること）を出題することの意味については検討を要する。
- 選択肢 1,2,3,4 のいずれも割合を問うていることから、実際に出典（本問の場合は、「地方行政白書（平成 24 年版）」）を当たっていないと正答を導くことが出来ない。その場合、社会的な常識、もしくは報道などの言説を拠り所に、イメージでの回答へと流れるのではないか。

【分散分析結果】

記述統計

		度数	平均値	標準偏差	標準誤差	平均値の 95% 信頼区間		最小値	最大値
						下限	上限		
総得点	1	1511	71.27	11.945	.307	70.67	71.88	32	139
	2	3008	67.66	11.550	.211	67.25	68.08	28	106
	3	1158	67.23	11.770	.346	66.56	67.91	28	103
	4	692	68.77	12.416	.472	67.84	69.69	27	108
	5	1887	72.83	11.680	.269	72.30	73.36	24	124
	合計	8256	69.54	11.971	.132	69.28	69.80	24	139
共通の得点	1	1515	36.77	7.176	.184	36.41	37.13	13	76
	2	3009	34.08	6.862	.125	33.84	34.33	14	58
	3	1159	33.89	6.990	.205	33.49	34.29	11	55
	4	694	34.66	7.470	.284	34.10	35.21	9	60
	5	1892	37.24	7.040	.162	36.92	37.55	11	69
	合計	8269	35.32	7.178	.079	35.16	35.47	9	76
専門の得点	1	1511	34.50	5.901	.152	34.20	34.79	13	63
	2	3008	33.59	5.859	.107	33.38	33.80	1	53
	3	1158	33.34	5.977	.176	33.00	33.69	9	53
	4	692	34.10	6.106	.232	33.65	34.56	13	51
	5	1887	35.59	5.776	.133	35.33	35.85	1	60
	合計	8256	34.22	5.943	.065	34.09	34.35	1	63

※総得点，共通の得点，専門の得点 $p<.01$



問題48（福祉行財政と福祉計画）正答3

福祉計画等の策定に関する次の記述のうち、最も適切なものを一つ選びなさい。

- 1 第3期障害福祉計画で設定する数値目標は、第2期計画期間の最終年度末の実績を基本として、地域の実情を踏まえながら設定されている。（64文字）
- 2 第5期介護保険事業計画では、各市町村に、「認知症支援策の充実」と「在宅医療の連携」の2項目を重点項目として計画に位置づけることが求められている。（73文字）
- 3 市町村地域福祉計画には、要援護者の緊急対応に備え、緊急時に要援護者の安否確認情報を集約するための役割分担と連絡体制について明記することとされている。（75文字）
- 4 2012（平成24）年6月末現在、従業員301人以上のすべての企業が、一般事業主行動計画の策定をすすめている。（56文字）
- 5 高齢者居住安定確保計画では、高齢者に対する賃貸住宅、老人ホームおよび訪問介護サービスの供給の目標を定めるとされている。（60文字）

【問題の特徴】

- 出題基準（大項目）の「福祉計画の主体と方法」に関する問題。
- 問題全体の文字数は364文字。
- 五肢択一形式。適切なものを選ぶ問題。
- 出典の記述はない。
- 正答は選択肢3だが、選択肢1（総得点の平均値は70.69点）と選択肢3（総得点の平均値は70.60点）の得点差は「0.09点」であり、かつ誤答の選択肢1の方が高い。
- 誤答の選択肢はその根拠を言い換えたり、不要な用語を追加したり、また数値を入れ替えたりしている。

【分析から考えられること】

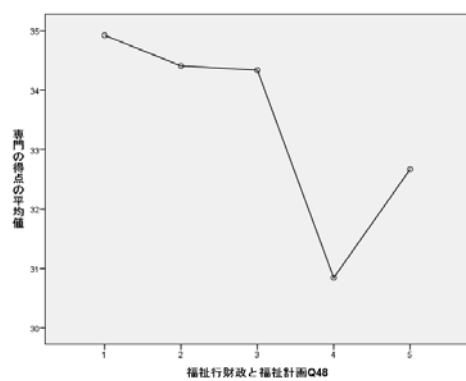
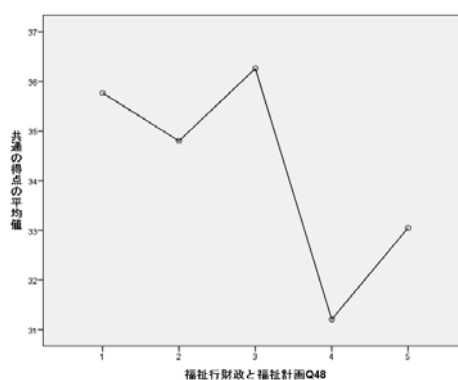
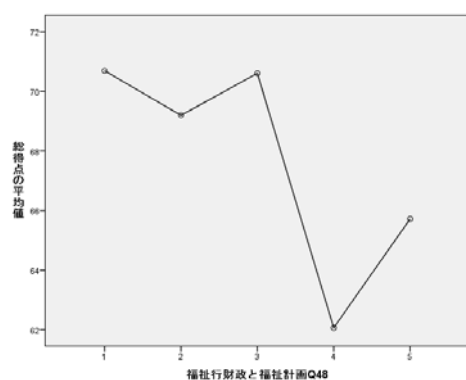
- 選択肢1が誤答であるのは、第2期計画の最終年度末の実績ではないことを根拠としている。しかし、第2期計画までの実績や地方の実情を踏まえて設定することは正しいのだから、「最終年度末の実績を基本として」の「基本」の解釈によっては、正答となる可能性は否定できない。
- 選択肢2については、本来4項目であるものを2項目としていることを誤答の根拠としている。しかし、2項目が重点項目であることは事実であり、より明瞭に誤答の根拠を示さなければ、場合によっては正答となり得る危険性がある。ただし、「のみ」「だけ」などの文言を用いるのは、いわゆる受験テクニク的に忌避される傾向があるため、さらなる工夫が必要である。
- 選択肢4の総得点の平均値は62.06点と選択肢の中では一番低い。これは受験テクニクとして「すべて」という用語が用いられている場合は、忌避する傾向があることの現れではないか。

【分散分析結果】

記述統計

		度数	平均値	標準偏差	標準誤差	平均値の 95% 信頼区間		最小値	最大値
						下限	上限		
総得点	1	1884	70.69	11.255	.259	70.18	71.20	28	107
	2	2053	69.19	11.489	.254	68.70	69.69	27	124
	3	3245	70.60	12.209	.214	70.18	71.02	31	139
	4	216	62.06	13.213	.899	60.29	63.84	25	96
	5	864	65.72	11.916	.405	64.92	66.51	24	112
	合計	8262	69.54	11.973	.132	69.28	69.80	24	139
共通の得点	1	1885	35.77	6.664	.153	35.47	36.07	13	57
	2	2056	34.80	6.953	.153	34.50	35.10	9	65
	3	3252	36.26	7.339	.129	36.01	36.51	12	76
	4	217	31.21	7.769	.527	30.17	32.25	13	53
	5	865	33.05	7.080	.241	32.58	33.52	11	57
	合計	8275	35.32	7.179	.079	35.16	35.47	9	76
専門の得点	1	1884	34.92	5.749	.132	34.66	35.18	13	53
	2	2053	34.41	5.726	.126	34.16	34.66	16	60
	3	3245	34.34	6.000	.105	34.13	34.54	1	63
	4	216	30.84	6.609	.450	29.96	31.73	12	47
	5	864	32.67	5.967	.203	32.27	33.07	9	55
	合計	8262	34.22	5.945	.065	34.09	34.35	1	63

※総得点，共通の得点，専門の得点 $p<.01$



問題50（社会保障）正答1

社会保障の財政に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 平成 24 年度の国の一般会計予算によると、社会保障関係費は前年度に比べて減少している。（43 文字）
- 2 平成 21 年度の社会保障給付費の内訳を機能別にみると、「生活保護その他」が対前年度比でプラス 100%以上となり、大幅に増加している。（66 文字）
- 3 平成 21 年度の社会保障給付費全体に占める高齢者関係給付費の割合は、前年度に比べて高まった。（46 文字）
- 4 「社会保障・税一体改革大綱」（平成 24 年 2 月 17 日閣議決定）によると、消費税ならびに法人税を引き上げ、社会保障の原資にあてるとしている。（69 文字）
- 5 いわゆる「社会保障・税の一体改革」について、政府は消費税引き上げによる増収分のうち、60%を社会保障費に、残りの 40%を国債の償還にあてるとしている。（76 文字）

【問題の特徴】

- 出題基準（大項目）の「社会保障の財源と費用」に関する問題。
- 問題全体の文字数は 333 文字。
- 五肢択一形式。正しいものを選ぶ問題。
- 出典は、「財務省（2014）「平成 24 年度社会保障関係予算のポイント」（http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2012/seifuan24/yosan012.pdf）、「国立社会保障・人口問題研究所（2014）「平成 21 年度社会保障給付費」（http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/kyuhuhi-h21/kyuuhu_h21.asp）、「政府広報オンライン（2014）「『明日の安心』－社会保障と税の一体改革を考える」p. 9」（http://dwl.gov-online.go.jp/video/cao/dl/public_html/gov/pdf/pamph/ad/0002/0002b_09-10.pdf）
- 誤答の選択肢 3 の総得点の平均値が 71.77 点と最も高く、正答の選択肢 1 の総得点の平均値が 63.77 点を上回っている。

【分析から考えられること】

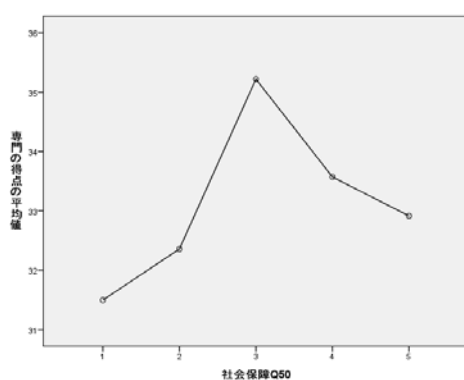
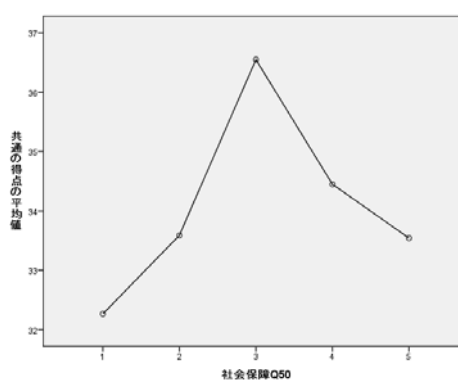
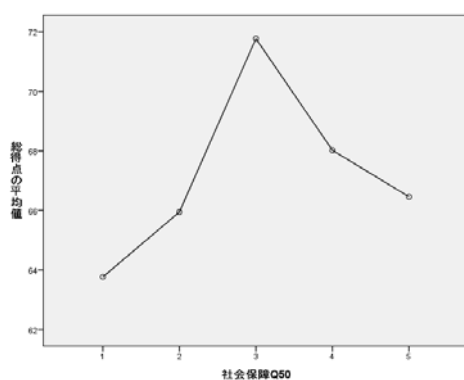
- 選択肢 3 は高齢者関係給付費が前年度に比べて 0.8%減少しているため誤答となる。しかし、「0.8%」の増減を問う意味について検討する必要がある。また、平成 21 年度の高齢者関係給付費は、前年度に比べて高まっていることから、増減や、割合を問う問題については、出題意図をより明確にし、細かい増減を根拠とした出題については、今後検討する必要がある。
- 数値を出す問題は、作問者が資料を見ながら作ることが出来るという、アドバンテージがあるから出題できるのであり、資料を見なくても作れるような常識的な数値（合計特殊出生率など）を出すべきではないか。
- 「0.x%の増減」といった細かい数字を問う問題は、高得点群の誤答を導いていることから学修効果を下げることがある。また、5 割で推移しているのは正解だが、6 割で推移しているから間違いという出題（安易な数値や年代の入れ替えなど）は避ける。

【分散分析の結果】

記述統計

		度数	平均値	標準偏差	標準誤差	平均値の 95% 信頼区間		最小値	最大値
						下限	上限		
総得点	1	228	63.77	13.897	.920	61.95	65.58	31	139
	2	382	65.95	13.431	.687	64.60	67.30	27	122
	3	4313	71.77	11.732	.179	71.42	72.12	25	120
	4	2159	68.02	11.082	.239	67.55	68.49	31	106
	5	1182	66.46	11.749	.342	65.79	67.13	24	106
	合計	8264	69.54	11.972	.132	69.28	69.80	24	139
共通の得点	1	228	32.27	8.296	.549	31.18	33.35	13	76
	2	382	33.59	8.145	.417	32.77	34.41	9	71
	3	4323	36.55	7.060	.107	36.34	36.76	13	69
	4	2161	34.45	6.716	.144	34.16	34.73	11	57
	5	1183	33.54	6.985	.203	33.15	33.94	11	56
	合計	8277	35.32	7.179	.079	35.16	35.47	9	76
専門の得点	1	228	31.50	6.774	.449	30.62	32.38	13	63
	2	382	32.36	6.324	.324	31.72	32.99	15	52
	3	4313	35.22	5.800	.088	35.05	35.39	1	55
	4	2159	33.57	5.660	.122	33.33	33.81	1	51
	5	1182	32.92	5.952	.173	32.58	33.26	13	50
	合計	8264	34.22	5.944	.065	34.10	34.35	1	63

※総得点，共通の得点，専門の得点 $p<.01$



問題51（社会保障論）正答5

労働保険に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 労働者災害補償保険の現業業務を取り扱う出先機関は、都道府県労働局と公共職業安定所である。（45 文字）
- 2 労働者災害補償保険による障害補償年金と障害厚生年金が重複して支給される場合は、障害厚生年金が減額調整される。（55 文字）
- 3 雇用保険法における「失業」とは、被保険者と事業主の雇用関係が終了することをいう。（41 文字）
- 4 雇用保険の雇用継続給付は、育児休業給付と介護休業給付の 2 種類である。（35 文字）
- 5 2011（平成 23）年の雇用保険法の改正により、失業等給付が手厚くなる一方で、保険料率は引き下げられた。（53 文字）

【問題の特徴】

- 出題基準（大項目）の「社会保障制度の体系」に関する問題。
- 問題全体の文字数は 255 文字。
- 五肢択一形式。正しいものを選ぶ問題。
- 出典の記述はない。
- 選択肢 1 は、労働者災害補償保険の現業業務を取り扱う出先機関の一部を異なる機関としていることを誤答の根拠とした選択肢である。
- 選択肢 2 は、年金の減額調整に関する問題であるが、「障害補償年金」と「障害厚生年金」という用語を入れ替えただけの問題である。
- 選択肢 4 は、正しくは 3 種類ある給付を 2 種類としていることを誤答の根拠としている選択肢である。
- 選択肢 5 が正答であるが、「保険料率は引き下げられたのに、給付が手厚くなった」というあり得ない状況（理論矛盾）を読み取ることができる。

【分析から考えられること】

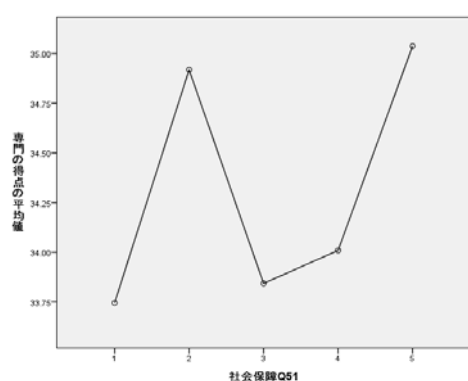
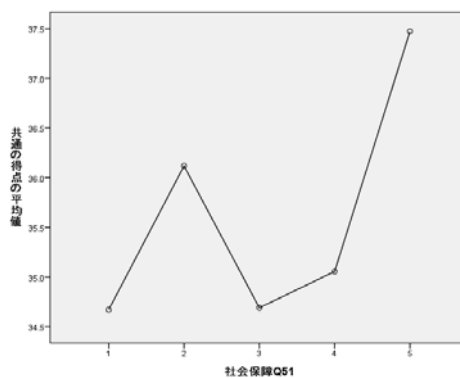
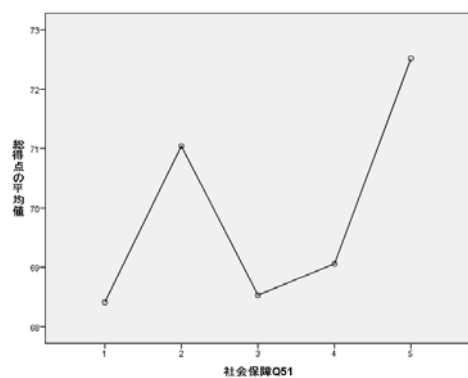
- 選択肢 5 の「手厚く」の表現は具体的ではないため、「手厚く」の解釈を受験生に委ねてしまう恐れがある。
- 選択肢 5 の記述のうち、「一方で」という表現は、本来「図るとともに」を意味している。「一方で」が逆説の意味を含んでいることから、解釈によっては誤答となる可能性は否定できない。
- 接続詞、助詞の使い方は、出題資料と同じように使用しないと、文脈によっては正答であっても誤答となる可能性がある。
- 選択肢 2 は用語を入れ替えただけの選択肢である。総得点の平均値が 71.04 点であることを踏まえれば、用語を入れ替えただけの問題は、知識を問うというよりも、注意力を試すための問題となる。

【分散分析結果】

記述統計

		度数	平均値	標準偏差	標準誤差	平均値の 95% 信頼区間		最小値	最大値
						下限	上限		
総得点	1	1427	68.41	11.477	.304	67.82	69.01	31	111
	2	2221	71.04	12.051	.256	70.54	71.54	32	109
	3	2624	68.53	11.471	.224	68.10	68.97	25	112
	4	1462	69.06	11.856	.310	68.45	69.67	28	120
	5	528	72.52	14.357	.625	71.29	73.74	24	139
	合計	8262	69.53	11.971	.132	69.28	69.79	24	139
共通の得点	1	1428	34.67	6.853	.181	34.31	35.03	13	57
	2	2225	36.12	7.198	.153	35.82	36.42	15	61
	3	2625	34.69	6.971	.136	34.42	34.96	11	57
	4	1466	35.06	6.993	.183	34.70	35.41	13	69
	5	531	37.47	8.612	.374	36.74	38.21	9	76
	合計	8275	35.31	7.178	.079	35.16	35.47	9	76
専門の得点	1	1427	33.74	5.789	.153	33.44	34.05	13	54
	2	2221	34.92	5.993	.127	34.67	35.17	15	53
	3	2624	33.84	5.705	.111	33.62	34.06	8	55
	4	1462	34.01	5.998	.157	33.70	34.32	1	52
	5	528	35.04	6.777	.295	34.46	35.62	13	63
	合計	8262	34.22	5.944	.065	34.09	34.35	1	63

※総得点，共通の得点，専門の得点 $p<.01$



問題56（障害者に対する支援と障害者自立支援制度）正答3

障害者福祉制度の発展過程に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 身体障害者福祉法は、1949（昭和24）年の制定時には、貧困対策として「職業的更生」を目的としていた。（51文字）
- 2 1982年に国連が採択した障害者に関する世界行動計画を受けて、わが国でも障害者基本計画が策定された。（50文字）
- 3 1987（昭和62）年精神衛生法は精神保健法に改正され、任意入院を原則とする制度などが規定された。（49文字）
- 4 2005（平成17）年の障害者の雇用の促進等に関する法律の改正において、知的障害者が法定雇用率の算定対象として加えられた。（61文字）
- 5 2011（平成23）年6月に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」では、学校・保育所等・医療機関で障害者虐待が発見された場合の市町村等への通報義務が規定されている。（98文字）

【問題の特徴】

- 出題基準（大項目）の「障害者福祉制度の発展過程」に関する出題。
- 問題全体の文字数は、352文字。
- 五肢択一形式。正しいものを選ぶ問題。
- 出典は、相澤譲治・橋本好市編（2007）『障害者福祉論－社会福祉士養成課程準拠』みらい、山縣文治・柏女霊峰編（2010）『社会福祉用語辞典（第8版）』ミネルヴァ書房、社会福祉士養成講座編集委員会編（2012）『新・社会福祉士養成講座14障害者に対する支援と障害者自立支援制度（第3版）』中央法規出版，pp.2-7，p.62，p.67，小澤温編（2007）『よくわかる障害者福祉（第3版）』ミネルヴァ書房。
- 選択肢1は、身体障害者福祉法が、「障害者に対する福祉施策として貧困対策から分離された」のか否かという点を問うている。
- 選択肢3は、1987年の精神保健法への改正において、「任意入院を原則とする」制度となった点を理解できているかを問う選択肢となっている。

【分析から考えられること】

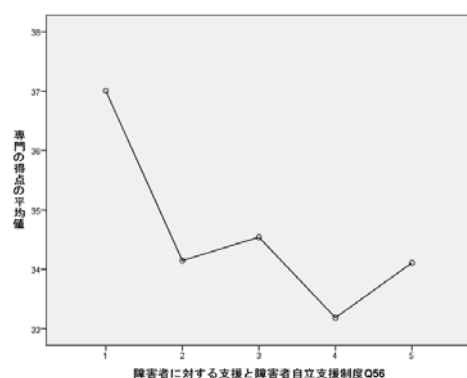
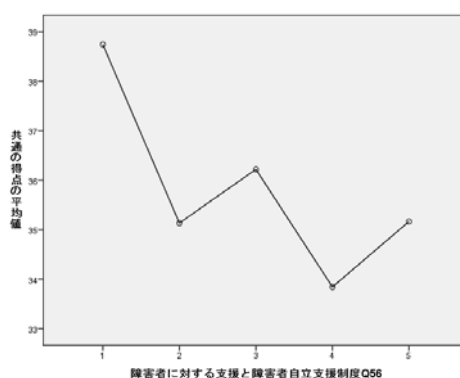
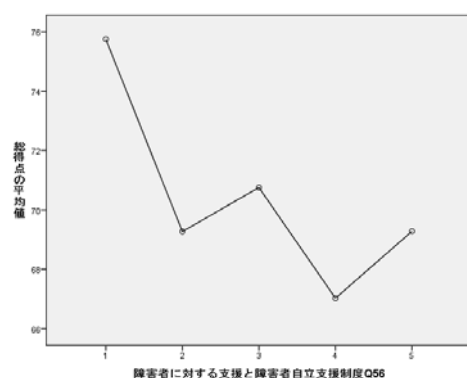
- 正答である選択肢3よりも誤答である選択肢1を選択している人のほうが、「総得点」「共通得点」，「専門得点」の平均値すべてにおいて有意に高い。
- 選択肢1における「貧困対策」の意味があいまいであり、その解釈によっては、正答になりうる。この点から、不適切な問題である可能性が高いと考えられる。
- 正答である選択肢3を選択できなかった理由としては、精神保健福祉法に関する知識や理解が、社会福祉士国家試験受験者において十分になされていない可能性がある。
- 以上を考えると、得点の高い受験生であっても、身体障害者福祉法が、「障害者に対する福祉施策として貧困対策から分離された」制度として作られたという点、1987年の精神保健法への改正において、「任意入院を原則とする」制度となった点について理解ができていない可能性が示唆される。

【分散分析結果】

記述統計

		度数	平均値	標準偏差	標準誤差	平均値の 95% 信頼区間		最小値	最大値
						下限	上限		
総得点	1	697	75.74	13.457	.510	74.74	76.75	25	116
	2	1343	69.27	12.043	.329	68.63	69.92	28	110
	3	923	70.75	12.881	.424	69.92	71.59	31	139
	4	1637	67.03	11.221	.277	66.49	67.57	27	101
	5	3662	69.28	11.245	.186	68.92	69.65	24	109
	合計	8262	69.54	11.959	.132	69.29	69.80	24	139
共通の得点	1	698	38.74	8.158	.309	38.13	39.35	13	65
	2	1344	35.13	7.240	.197	34.75	35.52	12	58
	3	926	36.22	7.704	.253	35.72	36.72	11	76
	4	1639	33.84	6.718	.166	33.52	34.17	9	54
	5	3668	35.17	6.755	.112	34.95	35.39	11	61
	合計	8275	35.32	7.171	.079	35.16	35.47	9	76
専門の得点	1	697	37.00	6.316	.239	36.53	37.47	12	55
	2	1343	34.15	5.936	.162	33.83	34.46	13	52
	3	923	34.54	6.256	.206	34.14	34.95	10	63
	4	1637	33.19	5.760	.142	32.91	33.47	1	51
	5	3662	34.11	5.696	.094	33.93	34.29	1	53
	合計	8262	34.23	5.940	.065	34.10	34.35	1	63

※総得点，共通の得点，専門の得点 $p<.01$



問題63（低所得者に対する支援と生活保護制度）正答3

生活保護の動向に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 医療扶助を受けている入院患者のうち、精神病は昭和35年度ではおおよそ4人に1人の割合であったが、平成22年度には3人に1人の割合となっている。（72文字）
- 2 保護の受給期間は、2009（平成21）年では10年以上の世帯が最も多く、長期化する傾向にある。（48文字）
- 3 生活保護費の国の当初予算を平成12年度と比較すると、平成24年度は2倍以上となっている。（45文字）
- 4 保護の開始の理由は、2010（平成22）年では、傷病による理由が最も多い。（38文字）
- 5 平成22年度の1ヶ月平均の「被保護世帯数」は過去最高で、前年度比15%以上増加した。（43文字）

【問題の特徴】

- 出題基準（大項目）の「低所得階層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要と実際」に関する出題。
- 問題全体の文字数は、279文字。
- 五肢択一形式。正しいものを選ぶ問題。
- 出典は、厚生労働統計協会編（2011）『国民の福祉と介護の動向 2012/ 2013』厚生労働統計協会、pp. 189-191、生活保護制度研究会編（2011）『保護のてびき 平成23年度版』第一法規、p.45、厚生労働省（2012）「平成24年度予算（案）の概要」（http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/12syokanyosan/dl/yosanan_gaiyou01.pdf#search='%E5%B9%B3%E6%88%9024%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E4%BA%88%E7%AE%97%E7%BC%88%E6%A1%88%E7%BC%89%E3%81%AE%E6%A6%82%E8%A6%81+%E5%8E%9A%E7%94%9F%E5%8A%B4%E5%83%8D%E7%9C%81'）, 厚生労働省（2012）「福祉行政報告例」（<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1.html>）
- 生活保護に関する統計の数値を正確に理解しているかどうか問われる問題である。

【分析から考えられること】

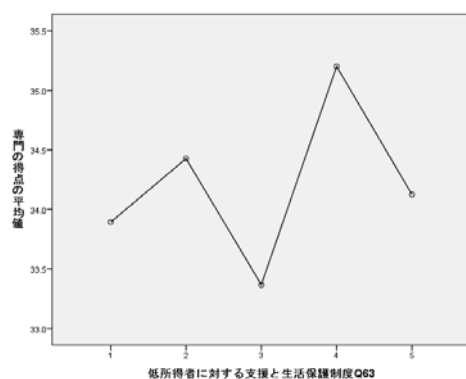
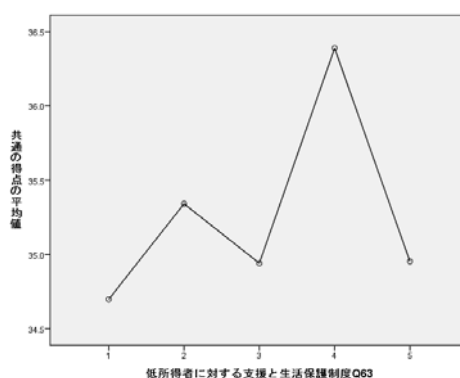
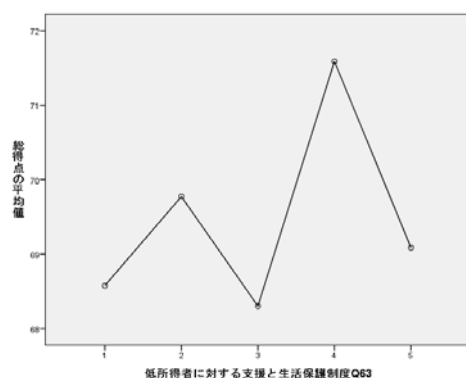
- 正答である選択肢3を選択している人よりも、誤答である選択肢4を選択している受験者のほうが、「総得点」および「専門得点」の平均値において有意に高い。
- それぞれの選択肢内容を確認すると、統計の数値における数パーセントといった小さな差、についての理解を求めているものが多い。具体的には、選択肢1では「3人に1人」が正しくは「2人に1人」、選択肢2では「10年以上」が正しくは「5年から10年」、選択肢4では、2位との違いが数パーセントである中で「最も多い」と記述されている等である。また、これら「数パーセントの違い」が特別重要な意味合いを持つものであるとも解せない。反対に、問題のために「無理やり」引き出した数値の差といえるかもしれない。
- 以上の点から、本問題の内容が、合格者と不合格者を弁別できず、不適切な問題である可能性が高いと考えられる。
- この点を踏まえ、統計の数値についての差（とくに、小さな差）の理解を求める問題は、とくにその差に重要な意味がない場合、合格者と不合格者を弁別できないため作

問では極力避ける必要があることを提言したい。このような差は，受験生が学んでおらず，かつ，学ぶ必要がある内容であるともいえない可能性がある。

【分散分析結果】

記述統計									
		度数	平均値	標準偏差	標準誤差	平均値の 95% 信頼区間		最小値	最大値
						下限	上限		
総得点	1	683	68.58	13.062	.500	67.60	69.56	35	110
	2	3129	69.77	11.164	.200	69.38	70.16	28	116
	3	1936	68.30	12.682	.288	67.74	68.87	25	139
	4	1387	71.59	11.476	.308	70.98	72.19	28	108
	5	1123	69.09	12.397	.370	68.36	69.81	24	106
	合計	8258	69.54	11.966	.132	69.28	69.80	24	139
共通の得点	1	686	34.70	7.769	.297	34.12	35.28	13	61
	2	3132	35.34	6.741	.120	35.11	35.58	14	65
	3	1941	34.94	7.571	.172	34.60	35.28	13	76
	4	1388	36.39	6.874	.185	36.03	36.75	11	59
	5	1124	34.95	7.505	.224	34.51	35.39	9	57
	合計	8271	35.32	7.176	.079	35.16	35.47	9	76
専門の得点	1	683	33.89	6.386	.244	33.41	34.37	13	53
	2	3129	34.43	5.648	.101	34.23	34.62	1	55
	3	1936	33.37	6.243	.142	33.09	33.65	1	63
	4	1387	35.20	5.718	.154	34.90	35.50	13	52
	5	1123	34.13	5.991	.179	33.77	34.48	13	52
	合計	8258	34.22	5.942	.065	34.10	34.35	1	63

※総得点，共通の得点，専門の得点 $p<.01$



問題70（保健医療サービス）正答4

わが国の国民医療費の構造および推移に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 平成21年度の国民医療費は36兆67億円であり、対前年度増減率は、昭和30年度から一貫して伸びている。（52文字）
- 2 平成21年度の人口一人当たりの国民医療費は28万2400円となっており、2000（平成12）年の介護保険制度施行以降から現在まで年々減少している。（74文字）
- 3 平成21年度の財源別国民医療費の構成割合は、患者負担が13.9%、公費負担が48.6%、保険料が37.5%と、公費負担割合が大きい。（67文字）
- 4 平成21年度の制度区分別国民医療費の構成割合は、医療保険等給付分が48.1%を占め最も大きく、次いで後期高齢者医療給付分が30.6%を占めている。（74文字）
- 5 平成21年度の診療種別国民医療費の構成割合は、入院費が最も大きく37.4%を占め、次に入院外が36.8%となっている。（61文字）

【問題の特徴】

- 出題基準（大項目）の「医療保険制度」に関する出題：わが国の国民医療費の構成割合や増減に関する問題である。
- 問題全体の文字数は、371文字。
- 五肢択一形式。正しいものを選ぶ問題。
- 出典は、社会福祉士養成講座編集委員会（2012）『新・社会福祉士養成講座17 保健医療サービス（第3版）』中央法規出版，p.18，厚生労働省（2012）「平成21年度国民医療費の概況」（<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-iryohi/09/>）

【分析から考えられること】

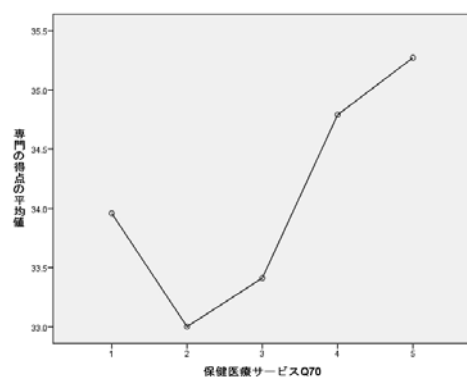
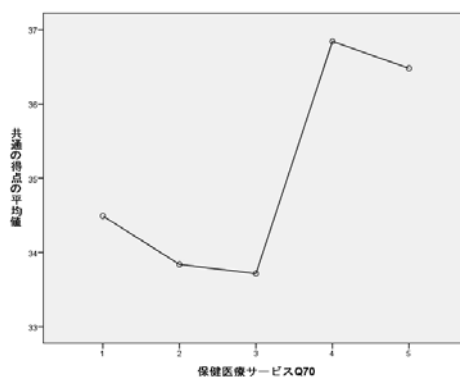
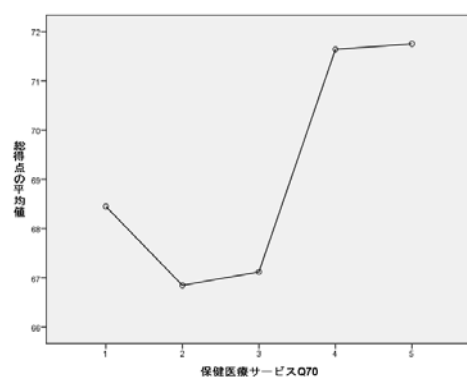
- 正答である選択肢4を選んでいる人と誤答である選択肢5を選択している人の平均点が、「総得点」「共通得点」そして「専門得点」すべてにおいて有意な差を示していない。つまり、平均点の高い群の受験生が、選択肢4か選択肢5で迷っていることがわかる。
- これらの点から考えると、平均点の高い群の受験生であっても、平成21年度の診療種別国民医療費の構成割合については理解できていない可能性がある。
- ただし、この問題については、選択肢5の内容が、正しくは、入院外費用が37.4%であり、入院費用が36.8%という点を問う問題となっている。その順位が重要だとして、次年度の平成22年調査では、その順位が逆になり入院費用が入院外費用を越えている。つまり、微々たるパーセンテージの違いを問い、かつ、その順位を理解する重要性が少ないような「不適切」問題となっている可能性がある。そのため、受験者が、正答である選択肢4と誤答である選択肢5で迷ってしまったとも推察できる。
- すでに他の問題でも指摘されているが、本問題に関する分析をもとに、あらためて、「統計的数値についての差（とくに、小さな差）の理解を求める問題は、とくにその差に重要な意味がない場合、合格者と不合格者を弁別できない。そのため、作問において極力避ける必要がある」ことを指摘したい。このような差については、受験生が学んでおらず、かつ、学ぶ必要がある内容とはいえない可能性がある。本問題についても、この観点からの検討が必要な問題であるといえる。

【分散分析結果】

記述統計

		度数	平均値	標準偏差	標準誤差	平均値の 95% 信頼区間		最小値	最大値
						下限	上限		
総得点	1	1521	68.45	10.892	.279	67.90	69.00	38	116
	2	399	66.85	13.069	.654	65.56	68.13	25	139
	3	2344	67.12	11.018	.228	66.67	67.57	31	106
	4	2795	71.64	12.403	.235	71.18	72.10	28	124
	5	1194	71.75	12.317	.356	71.05	72.45	24	108
共通の得点	合計	8253	69.55	11.959	.132	69.29	69.81	24	139
	1	1521	34.49	6.647	.170	34.16	34.83	13	65
	2	400	33.84	7.750	.388	33.08	34.60	9	76
	3	2348	33.72	6.620	.137	33.45	33.98	14	57
	4	2802	36.84	7.369	.139	36.57	37.11	14	71
専門の得点	5	1194	36.48	7.260	.210	36.07	36.89	11	59
	合計	8265	35.32	7.171	.079	35.17	35.48	9	76
	1	1521	33.96	5.580	.143	33.68	34.24	1	52
	2	399	33.00	6.386	.320	32.37	33.63	12	63
	3	2344	33.41	5.562	.115	33.19	33.64	13	50
専門の得点	4	2795	34.79	6.149	.116	34.56	35.02	1	60
	5	1194	35.27	6.141	.178	34.92	35.62	13	55
	合計	8253	34.23	5.940	.065	34.10	34.36	1	63

※総得点，共通の得点，専門の得点 $p<.01$



問題73（保健医療サービス） 正答1

わが国の国民の健康づくり対策に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 2008（平成20）年4月から各医療保険の保険者に対して、内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目した健康診査（特定健康診査）、保健指導（特定保健指導）の実施が義務づけられた。（93文字）
- 2 健康増進法では、多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止するための措置を講じなければならないとしている。（59文字）
- 3 新健康フロンティア戦略は、「生活習慣病予防対策の推進」と「介護予防の推進」を柱として数値目標を設定し、その達成を図ることで健康寿命を2年程度伸ばすことを目標としている。（85文字）
- 4 第一次国民健康づくり対策は、生涯を通じる健康づくりの推進、栄養、運動、休養のうち遅れていた運動習慣の普及に重点を置いた、健康増進事業の推進を基本的な考え方としていた。（84文字）
- 5 第三次国民健康づくり対策として、「トータル・ヘルスプロモーション・プラン（THP）」が策定され、生涯にわたり健康に努めることを国民の責務とした。（73文字）

【問題の特徴】

- 出題基準（大項目）の「保健医療サービスの概要」に関する出題。
- 問題全体の文字数は、434文字。五肢択一形式で正しいものを選ぶ問題。
- 出典は、社会福祉士養成講座編集委員会編（2012）『新・社会福祉士養成講座12 社会保障（第3版）』中央法規出版、p.141、社会福祉士養成講座編集委員会編（2011）『新・社会福祉士養成講座1 人体の構造と機能及び疾病－医学一般（第2版）』中央法規出版、p.206、厚生労働省（2012）「健康日本21（第2次）の推進に関する参考資料」
(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kenkou_nippon21.html)
- 国民の健康づくり対策において、どのような義務、努力義務、目標設定、基本的な考え方、国民の責務が求められているかを問う設問となっている。

【分析から考えられること】

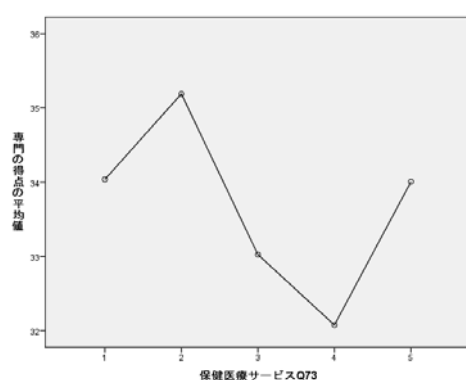
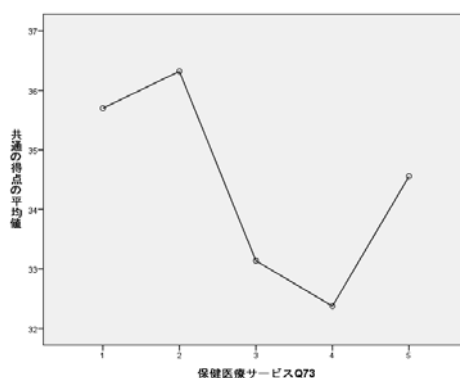
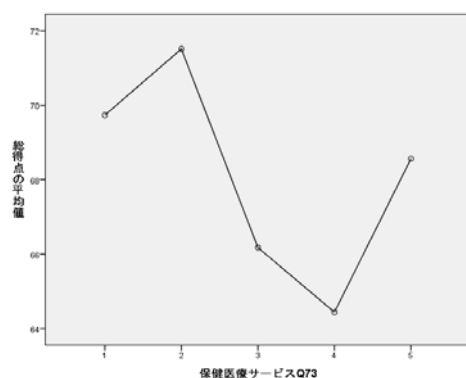
- 正答選択肢1よりも誤答選択肢2を選択した人の平均値が、すべてにおいて有意に高い。また、正答選択肢1と誤答選択肢5を選択している人の間に、「総得点」および「専門得点」において有意な差が見られない。
- 選択肢2文末は「～講じなければならない」ではなく、正しくは「～講ずるように努めなければならない」とする点を問うており、義務ではなく、努力義務であることについて、平均値の高い受験生群でも十分に理解されていない。一方で、平均値の高い受験生群でも理解できていない選択肢2の内容が、問題として適切かどうかについては、今後検討が必要であるだろう。
- 誤答選択肢5も、「総得点」と「専門得点」において有意な差が見られず、平均値の高い受験生群でも、「第三次国民健康づくり対策」と「トータル・ヘルスプロモーション」の内容理解ができず、これらが出題範囲として適切ではないといった可能性も示唆できる。

● 【分散分析結果】

記述統計

		度数	平均値	標準偏差	標準誤差	平均値の 95% 信頼区間		最小値	最大値
						下限	上限		
総得点	1	2625	69.73	12.534	.245	69.25	70.21	31	139
	2	3467	71.51	11.223	.191	71.14	71.88	35	111
	3	468	66.18	12.348	.571	65.06	67.30	25	99
	4	949	64.44	11.122	.361	63.73	65.15	27	100
	5	734	68.56	11.332	.418	67.74	69.38	24	103
	合計	8243	69.57	11.943	.132	69.31	69.82	24	139
共通の得点	1	2626	35.70	7.545	.147	35.41	35.99	13	76
	2	3471	36.32	6.775	.115	36.09	36.54	16	64
	3	469	33.14	7.187	.332	32.49	33.79	11	53
	4	953	32.38	6.715	.218	31.95	32.80	9	54
	5	736	34.56	6.748	.249	34.07	35.04	11	56
	合計	8255	35.33	7.168	.079	35.17	35.48	9	76
専門の得点	1	2625	34.04	6.120	.119	33.80	34.27	1	63
	2	3467	35.19	5.610	.095	35.00	35.38	1	55
	3	468	33.03	6.309	.292	32.45	33.60	10	52
	4	949	32.08	5.792	.188	31.71	32.45	13	49
	5	734	34.01	5.691	.210	33.59	34.42	13	50
	合計	8243	34.24	5.931	.065	34.11	34.36	1	63

※総得点，共通の得点，専門の得点 $p<.01$



問題76（保健医療サービス） 正答3

事例を読んで、医療ソーシャルワーカーが患者の在宅療養支援で活用する制度・サービスに関する次の記述のうち、適切なものを一つ選びなさい。

〔事 例〕

Jさん（50歳，男性）は筋萎縮性側索硬化症（ALS）の診断を受け，現在は両上下肢に著しい障害があり，全介助の状態となっている．球麻痺による嚥下障害により食事の経口摂取が不可能なため胃瘻を造設している．呼吸筋麻痺の進行により，1週間後には人工呼吸器を装着する予定である．介護保険の要介護認定申請を行った結果，要介護5と認定され，身体障害者手帳は肢体不自由の第1種1級を取得しており，公費負担医療は特定疾患治療研究事業の重症患者認定を受けている．また，医療保険は国民健康保険に加入しており，Jさんは世帯主となっている．

Jさん本人は退院後，在宅療養を希望しており，T病院の医療ソーシャルワーカーはU居宅介護支援事業所等の機関・専門職と連携し，退院調整を行うこと検討している．

- 1 筋萎縮性側索硬化症の場合，在宅療養に必要な電動ベッドやエアマット，車いすなどの福祉用具は自費購入なる．（52文字）
- 2 訪問看護ステーションより訪問看護を受ける場合は，介護保険制度の対象となる．（38文字）
- 3 重度の障害により特別な介護を要するため，特別障害者手当の申請を行うことができる．（41文字）
- 4 訪問介護の利用が多く，介護保険制度の支給限度額を超えた場合は，難病患者等居宅生活支援事業のホームヘルプサービス事業を併用できる．（65文字）
- 5 コミュニケーションを取るための意思伝達装置は，介護保険制度から給付される．（38文字）

【問題の特徴】

- 出題基準（大項目）の「診療報酬」に関する出題．
- 問題全体の文字数は，638文字．
- 五肢択一形式．正しいものを選ぶ問題．
- 出典の記述はない．
- 在宅療養支援において活用する，幅広い複数の制度・サービスについての内容を問う問題である．
- また，筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者に対して，このような制度・サービスの中でどのようなものを優先して，または，あわせて活用することができるのかといった知識も必要とされる．

【分析から考えられること】

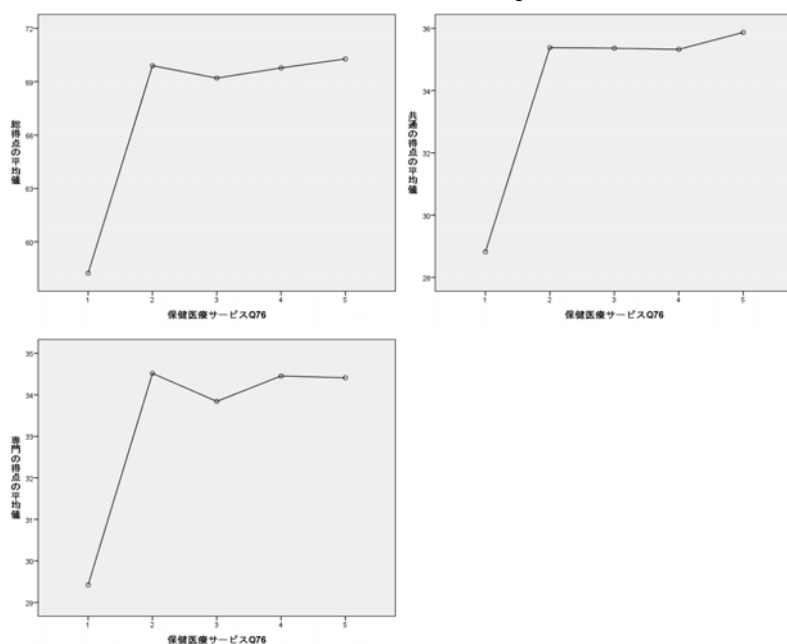
- 「総得点」および「共通得点」において，正答である選択肢3を選んだ人と，誤答である選択肢2選択肢4選択肢5を選択している人の平均値との間に有意な差が見られない．つまり，本問においては，平均値の高い受験者群が，選択肢2選択肢3選択肢4選択肢5の幅広い選択肢の間で解答を迷っていることがわかる．

- これらの点から考えると、本問は難易度の高い問題であったと推察できる。
- また、難易度が高かった理由として、これらの受験者が「迷った」選択肢2選択肢4選択肢5の選択肢を見てみると、介護保険制度、障害者自立支援法、医療保険制度、そして、難病患者等居宅生活支援事業といった幅広い複数の制度において、ある事例の場合、「どの制度を優先して活用しなければならないか」についての理解が十分になされていないと考えられる。
- 一方で、受験者の学習不足の可能性とともに、選択肢2選択肢3選択肢4選択肢5といった選択肢内容が、出題範囲として適切であるかどうかについても、今後の検討が必要であるといえる。

【分散分析結果】

		記述統計								
		度数	平均値	標準偏差	標準誤差	平均値の 95% 信頼区間		最小値	最大値	
						下限	上限			
総得点	1	78	58.24	12.945	1.466	55.33	61.16	31	88	
	2	2754	69.90	11.730	.224	69.46	70.34	28	111	
	3	2764	69.20	12.021	.229	68.75	69.65	25	139	
	4	2241	69.78	11.801	.249	69.29	70.26	27	124	
	5	405	70.28	12.807	.636	69.03	71.53	24	102	
	合計	8242	69.54	11.967	.132	69.28	69.80	24	139	
共通の得点	1	78	28.82	7.415	.840	27.15	30.49	13	47	
	2	2757	35.38	6.984	.133	35.12	35.64	11	61	
	3	2770	35.36	7.280	.138	35.09	35.63	13	76	
	4	2244	35.32	7.113	.150	35.03	35.62	9	71	
	5	405	35.87	7.456	.370	35.14	36.60	11	53	
	合計	8254	35.32	7.174	.079	35.16	35.47	9	76	
専門の得点	1	78	29.42	6.897	.781	27.87	30.98	13	43	
	2	2754	34.52	5.917	.113	34.30	34.74	1	55	
	3	2764	33.84	5.904	.112	33.62	34.06	1	63	
	4	2241	34.45	5.833	.123	34.21	34.70	8	60	
	5	405	34.41	6.281	.312	33.80	35.02	9	51	
	合計	8242	34.22	5.943	.065	34.09	34.35	1	63	

※総得点、共通の得点、専門の得点 $p < .01$



問題79（権利擁護と成年後見制度）正答4

「個人情報保護法」に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 地域包括支援センターの職員が高齢者に対する虐待を発見した場合に、虐待にかかる通報をすることは許されていない。（54文字）
- 2 すべての国民は、個人情報の取得、管理、第三者提供の制限等に関して個人情報の取扱義務を負う。（45文字）
- 3 個人情報取扱事業者が故意に第三者へ情報提供をする行為は、6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられる。（54文字）
- 4 個人に関する情報であっても、匿名化し特定の個人を識別することができないように加工すれば、その情報は「個人情報保護法」の適用を受けない。（67文字）
- 5 個人情報取扱事業者に対する個人情報の開示、訂正、利用停止等の請求は、本人以外の者はできない。（46文字）

【問題の特徴】

- 出題基準（大項目）の「相談援助活動と法（日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む。）との関わり」から、中項目の「相談援助活動において想定される法律问题」に関する出題。
- 問題全体の文字数は 337 文字。
- 五肢択一形式。正しいものを選ぶ問題。
- 出典は、日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会編（2006）『高齢者虐待防止法活用ハンドブック』民事法研究会，p.34，宇賀克也（2009）『個人情報保護法の逐条解説（第3版）』有斐閣，p.36，園部逸夫編（2005）『個人情報保護法の解説（改訂版）』ぎょうせい，pp.116-117。
- 選択肢3は、個人情報保護法の罰則規定の一部を抜粋して作成したため誤りとは言いつけられない。選択肢3を選択した受験者の「総得点」の平均値が高いため、法律を丁寧に学習した受験生の方が間違ってしまった可能性がある。

【分析から考えられること】

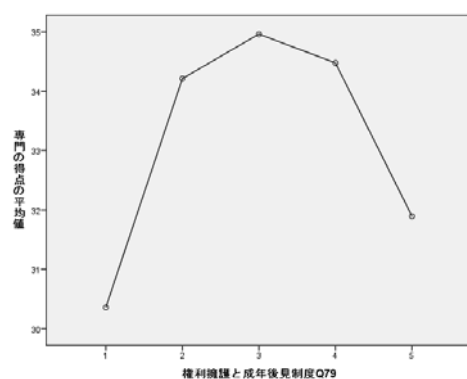
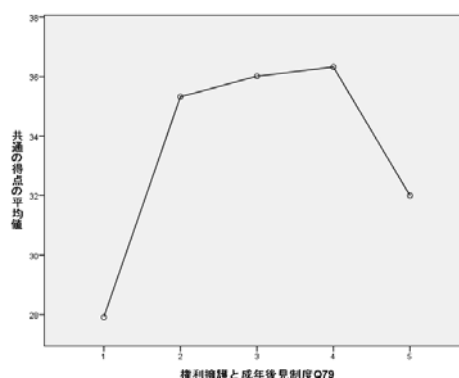
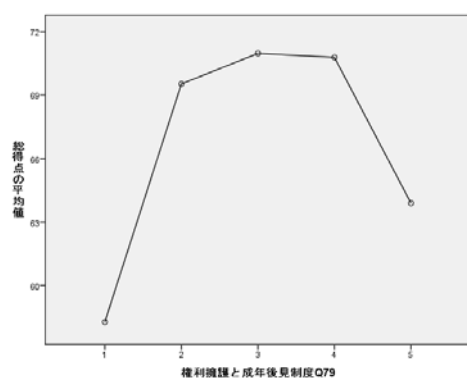
- 「4（正解）」よりも選択肢3を選択した受験者の方が、「総得点」の平均点がわずかだが有意に高い。選択肢2を選択した数が最も多いが、合格想定点（70点）には達していない。
- 「4（正解）」と選択肢3を選択した受験者の総得点の平均点は、ともに合格想定点（70点）を超えている。
- 選択肢3は個人情報保護法第56条からの出題である。56条には、主務大臣による「命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する」とされている。個人情報保護法の知識が不十分である場合、選択肢3のように「故意に情報提供する」という行為に対して社会的な望ましさを判断基準として解答したと考えられる。
- 選択肢の文字数は限られているため、法律の条文を引用する際に一部抜粋することが予想される。正誤の根拠になる箇所を削除してしまうと抜粋または引用する場合は、その条件を省略せずに正確に記載しなければならない。

【分散分析結果】

記述統計

		度数	平均値	標準偏差	標準誤差	平均値の 95% 信頼区間		最小値	最大値
						下限	上限		
総得点	1	50	58.28	12.913	1.826	54.61	61.95	27	90
	2	3293	69.53	11.327	.197	69.14	69.92	31	124
	3	2538	70.97	12.355	.245	70.49	71.45	25	111
	4	1521	70.78	12.093	.310	70.18	71.39	37	139
	5	829	63.89	10.848	.377	63.15	64.63	24	96
	合計	8231	69.57	11.963	.132	69.31	69.83	24	139
共通の得点	1	50	27.92	8.073	1.142	25.63	30.21	9	49
	2	3299	35.31	6.843	.119	35.08	35.55	13	64
	3	2540	36.01	7.383	.146	35.72	36.29	13	64
	4	1525	36.32	7.155	.183	35.96	36.68	17	76
	5	829	32.00	6.534	.227	31.55	32.44	11	53
	合計	8243	35.34	7.173	.079	35.18	35.49	9	76
専門の得点	1	50	30.36	6.558	.927	28.50	32.22	15	47
	2	3293	34.21	5.648	.098	34.02	34.40	1	60
	3	2538	34.96	6.060	.120	34.72	35.19	8	54
	4	1521	34.47	6.190	.159	34.16	34.79	1	63
	5	829	31.90	5.549	.193	31.52	32.27	13	49
	合計	8231	34.23	5.944	.066	34.10	34.36	1	63

※総得点，共通の得点，専門の得点 $p<.01$



問題89（社会調査の基礎）正答1

インタビュー調査におけるデータ収集の方法に関する次の記述のうち、適切なものを一つ選びなさい。

- 1 調査者は、調査対象者に対して簡潔に質問することが望ましく、質問の意味について詳しく説明する必要はない。（52文字）
- 2 収集するデータを明確化するため、質問にはできるだけ専門的な用語を使用する必要がある。（43文字）
- 3 収集したいデータを確実に得られるように、調査対象者に対して事前に調査者自身の意見や考え方、価値観をはっきりと示す。（58文字）
- 4 インタビュー中に、調査対象者が質問に回答できないと判断された場合は、具体的な回答の例を示して本人の発言を促す必要がある。（61文字）
- 5 調査の目的や収集されたデータの使用方法については、インタビュー終了後に調査対象者へ伝えることが望ましい。（53文字）

【問題の特徴】

- 出題基準（大項目）の「質的調査の方法」に関する出題。
- 問題全体の文字数は313文字。
- 五肢択一形式。正しいものを選ぶ問題。
- 出典は、福岡安則（2000）『聞き取りの技法―〈社会学する〉ことへの招待』創土社，pp. 28, 33，北澤毅・古賀正義編（1997）『〈社会〉を読み解く技法―質的調査法への招待』福村出版，pp. 64，盛山和夫（2004）『社会調査法入門』有斐閣ブックス，pp. 16, 17。
- 知識としてだけでなく、実際の調査実施における感覚的な部分も理解できていないと正答できない。

【分析から考えられること】

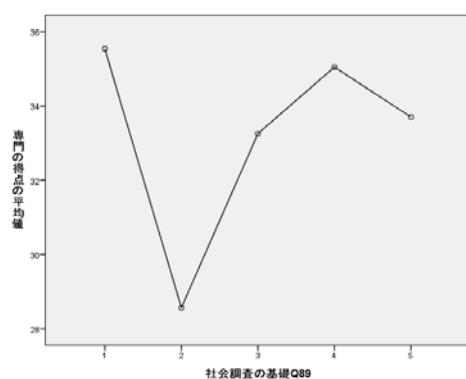
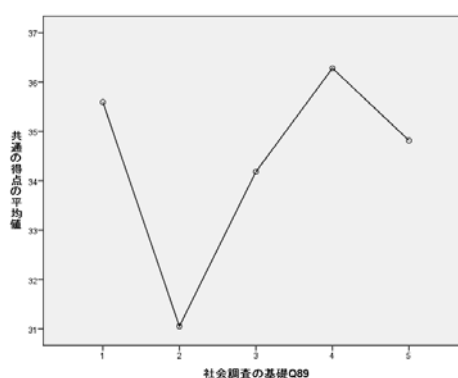
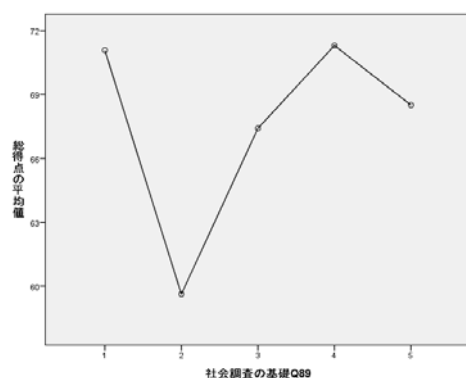
- 正答選択肢1と誤答選択肢4の総得点等の差に有意差が認められず、弁別性が低い。
- 正答選択肢1を選択した受験者は873人、選択肢4を選択した受験者は3012人だが、選択肢4は明らかに不正解の選択肢である。
- 正答選択肢4は「望ましい」という言葉を使っているが、文末が否定（～ない）であるため、正解ととらえられにくかった可能性がある。
- 選択肢2を選んだ受験者は総得点等が落ち込んでいる。選択肢2は「質問にできるだけ専門的用語を使用する必要がある」という明らかに不正解の選択肢である。
- 1割しか正答できない難問であったが、総得点等に与える影響はあまり大きくないことから、知識よりも調査実施の実際の感覚を問う問題であったことが考えられる。模擬試験全体が知識を問う問題だったのに対し、本問題は実際の感覚を問う問題であったため、正答している人の総得点が高くならなかったかもしれない。つまり、出題の方向性が模擬試験全体とは違った可能性がある。

【分散分析結果】

記述統計

		度数	平均値	標準偏差	標準誤差	平均値の 95% 信頼区間		最小値	最大値
						下限	上限		
総得点	1	873	71.08	12.462	.422	70.25	71.91	33	139
	2	37	59.62	15.598	2.564	54.42	64.82	31	87
	3	1929	67.41	11.857	.270	66.88	67.94	14	111
	4	3012	71.31	11.776	.215	70.89	71.73	25	116
	5	2424	68.51	11.737	.238	68.04	68.97	31	124
	合計	8275	69.50	12.008	.132	69.24	69.76	14	139
共通の得点	1	873	35.59	7.538	.255	35.09	36.09	15	76
	2	37	31.05	8.449	1.389	28.24	33.87	17	50
	3	1929	34.18	7.127	.162	33.86	34.50	0	59
	4	3012	36.28	7.210	.131	36.02	36.54	0	65
	5	2424	34.82	7.184	.146	34.53	35.10	0	71
	合計	8275	35.27	7.278	.080	35.11	35.42	0	76
専門の得点	1	880	35.54	6.080	.205	35.14	35.94	8	63
	2	37	28.57	7.876	1.295	25.94	31.19	10	41
	3	1940	33.25	5.995	.136	32.99	33.52	7	54
	4	3029	35.05	5.826	.106	34.84	35.25	12	53
	5	2428	33.70	5.721	.116	33.47	33.93	16	60
	合計	8314	34.26	5.946	.065	34.13	34.39	7	63

※総得点，共通の得点，専門の得点 $p<.01$



問題93（相談援助の基盤と専門職）正答4

基本的人権に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 社会権は、基本的人権を構成する権利の一つであり、17世紀から18世紀にかけて、イギリスやフランスにおいて進められた市民革命によって概念化された。（72文字）
- 2 世界人権宣言は、社会権規約のA規約および自由権規約のB規約、その選択議定書から構成され、社会福祉士が立脚すべき人権保障の根拠の一つとなっている。（72文字）
- 3 障害者の権利に関する条約は、障害のある人に対する人権保障の国際的な条約として、あらゆる障害のある人の尊厳や権利を保障するものであり、日本も批准した。（74文字）
- 4 児童の権利に関するジュネーブ宣言の前文において、すべての国の男女は、人類が子どもに対して最善のものを与えるべき義務を負うことを認め、この宣言以降、子どもの人権に対する共通基盤となっている。（94文字）
- 5 日本社会福祉士会の倫理綱領（2005（平成17）年採択）には欠格条項についても記されており、その欠格条項に該当しない限り、すべての人間を尊重すると規定されている。（81文字）

【問題の概要】

- 出題基準（大項目）の「相談援助の理念」に関する出題。
- 問題全体の文字数は、458文字。
- 正答選択肢4の文字数が他の選択肢に比べて10～20文字多い。
- 基本的人権に関する出題であるが、出題範囲および分野が歴史、国際規約、条約、倫理綱領、児童、障害と多岐に渡っている。

【分析から考えられること】

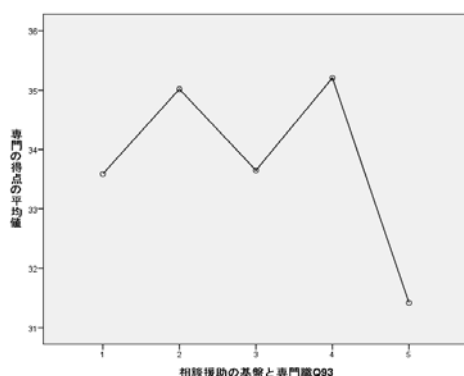
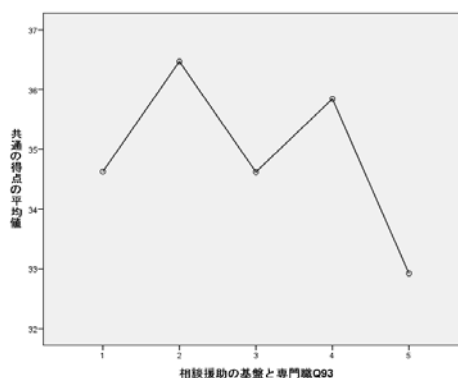
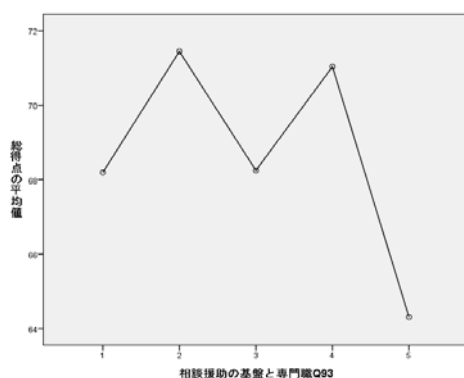
- 正答選択肢4と選択肢2を選択した受験者の総得点の平均点は、ともに合格想定点（70点）を超えている。
- 正答選択肢4を選択した受験者の「総得点」「共通得点」の平均点が、誤答選択肢2を選択した受験者の値よりも低くなった問題である。
- 選択肢2で取り上げられている国際規約は、2004年10月に国際ソーシャルワーカー連盟と国際ソーシャルワーク学校連盟の総会において採択された「ソーシャルワークの倫理-原理についての表明」で、ソーシャルワークに特に関係が深い文書（国際規約）として掲載されているため、学習している学生は「世界人権宣言は」以降の文章に引きずられたかもしれない。
- 総得点の平均点について選択肢別にみると、選択肢1を選択した者の平均点は68.19点、選択肢2を選択した者の平均点は71.45、選択肢3を選択した者の平均点は68.25点、「4（正解）」を選択した者の平均点は71.04点、選択肢5を選択した者の平均点は64.31点である。総得点の平均約700の範囲内に分布している。迷った受験生が多い問題であり、苦手意識を持ちやすい問題の可能性がある。歴史や法律、国際規約など正確な知識を定着させるための学習が不可欠である。

【分散分析結果】

記述統計

		度数	平均値	標準偏差	標準誤差	平均値の 95% 信頼区間		最小値	最大値
						下限	上限		
総得点	1	1727	68.19	11.576	.279	67.65	68.74	25	106
	2	1638	71.45	12.094	.299	70.86	72.03	36	111
	3	2281	68.25	10.865	.228	67.80	68.69	24	105
	4	2318	71.04	12.785	.266	70.52	71.56	27	139
	5	311	64.31	12.391	.703	62.93	65.69	14	99
	合計	8275	69.50	12.007	.132	69.24	69.76	14	139
共通の得点	1	1727	34.63	6.923	.167	34.30	34.95	11	56
	2	1638	36.47	7.459	.184	36.11	36.83	0	59
	3	2281	34.62	6.682	.140	34.34	34.89	0	64
	4	2318	35.84	7.753	.161	35.53	36.16	0	76
	5	311	32.92	7.344	.416	32.10	33.74	7	55
	合計	8275	35.27	7.277	.080	35.11	35.42	0	76
専門の得点	1	1734	33.59	5.777	.139	33.32	33.86	8	52
	2	1648	35.02	5.967	.147	34.73	35.31	17	54
	3	2291	33.65	5.499	.115	33.42	33.87	9	53
	4	2328	35.21	6.196	.128	34.95	35.46	14	63
	5	313	31.42	6.093	.344	30.74	32.10	7	49
	合計	8314	34.26	5.945	.065	34.13	34.39	7	63

※総得点，共通の得点，専門の得点 $p<.01$



問題99（相談援助の理論と方法）正答4

相談援助の実践アプローチに関する次の記述のうち、適切なものを一つ選びなさい。

- 1 心理社会的アプローチでは、人間を潜在的問題解決者、そしてソーシャルワークを好ましくない状態から好ましい状態への移行を含む問題解決過程ととらえる。（72文字）
- 2 心理社会的アプローチでは、利用者の内的な能力や資質を尊重し、パーソナリティの健康な部分に焦点を当てた援助を行う。（56文字）
- 3 機能的アプローチでは、人が抱える問題は、その人自身に問題があるのではなく、環境との相互作用から生じた混乱であるととらえる。（61文字）
- 4 機能的アプローチでは、クライアントが時間の有限性を受け入れ、限られた時間を有効に利用することを学ぶ過程を重視する。（57文字）
- 5 機能的アプローチでは、「例外」づくり、ミラクル・クエスチョン、スケーリング・クエスチョンといった特徴的な技法（質問法）を活用する。（65文字）

【問題の特徴】

- 出題基準（大項目）の「様々な実践モデルとアプローチ」に関する出題。
- 問題全体の文字数は、384文字。
- 五肢択一形式。適切なものを選ぶ問題。
- 出典は、社会福祉士養成講座編集委員会（2010）『新社会福祉士養成講座 8 相談援助の理論と方法Ⅱ（第2版）』中央法規出版，pp. 144-146，pp. 177，岩間伸之・白澤政和・福山和女編『MINERVA 社会福祉士養成テキストブック 3 ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ』ミネルヴァ書房，pp. 122，pp. 124，福祉臨床シリーズ編集委員会編（2009）『社会福祉士シリーズ 7 相談援助の理論と方法 1』弘文堂，p. 71，「社会福祉学習双書」編集委員会編（2012）『社会福祉学習双書 9 社会福祉援助技術論 1（第3版）』全国社会福祉協議会，pp. 142-143。
- 正答選択肢 4 を選択した者の平均点は合格想定点（70点）を超えている。

【分析から考えられること】

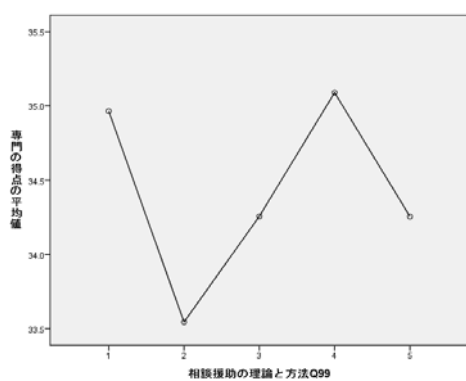
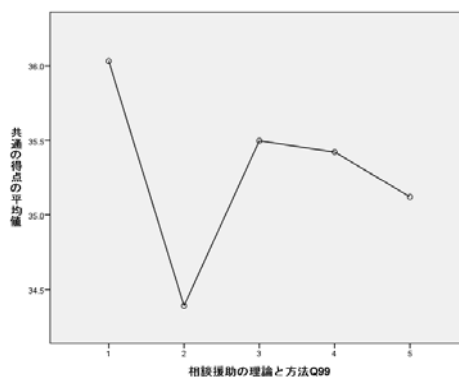
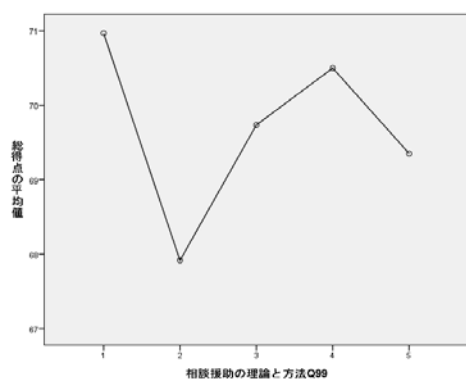
- 正答選択肢 4 を選択した受験者の「総得点」「共通得点」の平均点が、誤答選択肢 1 を選択した受験者の値よりも低くなった問題である。
- 選択肢 1 を選択した受験者の総得点の平均点は合格想定点（70点）を超えており、正答選択肢 4 よりも総得点の平均点が高いが、2群間に有意差はない。
- 選択肢2を選んだ受験者は、他の選択肢を選んだ受験者よりも、「総得点」「共通得点」「専門得点」すべてにおいて有意に低い。
- アプローチに関する出題は、科目「相談援助の理論と方法」の出題基準のなかでも受験者が不得意とする項目だと考えられる。
- アプローチ（心理社会アプローチ、機能的アプローチ）に関する出題で特有の用語が出てくる場合は、「カギ括弧」で括って出題しなければ誤答や正答の根拠とならない場合があり、意味内容の解釈に幅を与えてしまう。
- 歴史的な経緯を踏まえた問題を出す場合は、「どの時代」または「誰が」というように限定しなければ適切な問題とは言えない。

【分散分析結果】

記述統計

		度数	平均値	標準偏差	標準誤差	平均値の 95% 信頼区間		最小値	最大値
						下限	上限		
総得点	1	1458	70.97	12.260	.321	70.34	71.60	28	120
	2	2172	67.92	11.705	.251	67.42	68.41	14	124
	3	3379	69.73	11.552	.199	69.34	70.12	24	116
	4	642	70.50	13.286	.524	69.47	71.53	27	139
	5	619	69.35	12.880	.518	68.33	70.37	25	106
	合計	8270	69.50	12.008	.132	69.25	69.76	14	139
共通の得点	1	1458	36.03	7.430	.195	35.65	36.42	0	69
	2	2172	34.39	7.100	.152	34.09	34.69	0	64
	3	3379	35.50	7.052	.121	35.26	35.74	0	65
	4	642	35.42	7.878	.311	34.81	36.03	0	76
	5	619	35.12	7.788	.313	34.51	35.74	0	56
	合計	8270	35.27	7.277	.080	35.11	35.42	0	76
専門の得点	1	1467	34.97	6.037	.158	34.66	35.27	8	53
	2	2180	33.55	5.848	.125	33.30	33.79	7	60
	3	3394	34.26	5.721	.098	34.06	34.45	13	55
	4	647	35.09	6.575	.258	34.58	35.60	14	63
	5	621	34.26	6.287	.252	33.76	34.75	12	53
	合計	8309	34.26	5.946	.065	34.13	34.39	7	63

※総得点，共通の得点，専門の得点 $p<.01$



問題119（福祉サービスの組織と経営）正答3

サービスの共有主体に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 社会福祉法人と特定非営利活動法人は、法人を設立する際、定款について所轄庁の認可を受けなければならない。（51文字）
- 2 社会福祉法人が合併する場合、理事と評議員のそれぞれ3分の2以上の同意が必要となる。（41文字）
- 3 社会医療法人は、収益事業を行うことができる。（22文字）
- 4 営利法人は、福祉有償運送サービスを実施できる。（23文字）
- 5 営利法人は、自ら定款によって定めれば、介護保険法上のすべての事業を実施することができる。（44文字）

【問題の特徴】

- 出題基準（大項目）の「福祉サービスに係る組織や団体」に関する出題。
- 問題全体の文字数は223文字。五肢択一形式。正しいものを選ぶ問題。
- 出典は、「特定非営利活動促進法第10条」、「社会福祉法第49条」、厚生労働省（2006）『医療法人制度改革』（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryouseido01/pdf/ryouyou01f.pdf>），国土交通省自動車交通局旅客課（2008）『福祉有償運送ガイドブック』（<http://www.mlit.go.jp/jidosha/sesaku/jigyoyouyushoryokaku/GB-honbun.pdf>），社会福祉士養成講座編集委員会（2012）『新社会福祉士養成講座11 福祉サービスの組織と経営（第3版）』中央法規出版，pp.30-31，pp.57-59。
- 正答選択肢3と誤答選択肢4は、他の選択肢に比べて半分程度の長さである。
- 選択肢4は「タクシー会社による福祉タクシー」と「福祉有償運送サービス」の違いが分かっているかどうかを問うている。

【分析から考えられること】

- 正答選択肢3よりも誤答選択肢4を選んでいる受験者の方が、「総得点」と「共通得点」の平均点が有意に高い。
- 正答選択肢3と選択肢4を選ぶことができている受験者の「総得点」の平均点は、ともに合格基準点（70点）を超えている。ある程度勉強している受験者は選択肢1選択肢2選択肢5の設問を排除できたのではないか。
- 設問文の短さから正答選択肢3と選択肢4を選択することができた人の得点が高いことから、受験テクニックを身につけた受験生が「総得点」において高得点をとれている可能性がある。
- 勉強以前のイメージ（一般的なイメージとしての「福祉は収益事業をしてはいけない」、「福祉有償運送サービス＝福祉タクシー」、「有償サービスは営利法人が実施する」など）で、解いてしまっているのではないか。勉強の際には、用語のイメージで分かった気にならず、しっかりその意味を確認する必要がある。また、用語の意味をしっかりと理解することによって、解答の際にその用語の「社会一般における社会的望ましさ」に左右されないよう留意する。

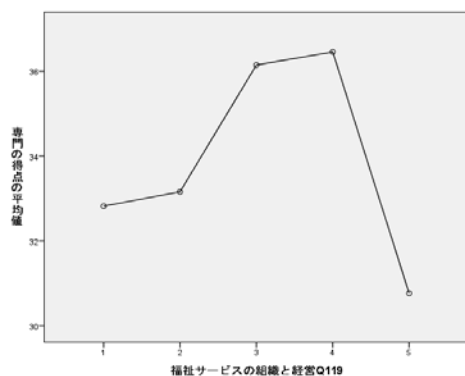
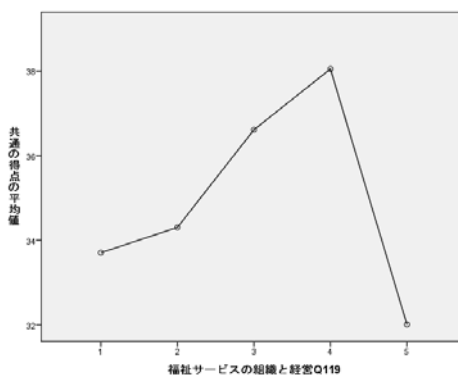
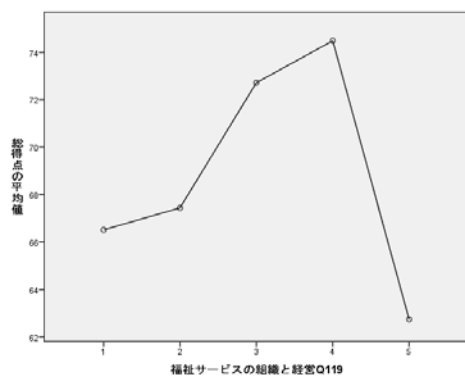
- 正答選択肢3と選択肢4の選択肢は他に比べて文が短い．選択肢の文章の長さが受験テクニックによって解答を左右する可能性があり，できるだけ選択肢の文の長さを揃える必要があるのではないか．

【分散分析結果】

記述統計

		度数	平均値	標準偏差	標準誤差	平均値の 95% 信頼区間		最小値	最大値
						下限	上限		
総得点	1	2581	66.51	10.629	.209	66.10	66.92	24	105
	2	2322	67.44	11.575	.240	66.97	67.91	31	102
	3	1778	72.72	12.179	.289	72.15	73.28	31	139
	4	1501	74.49	11.827	.305	73.89	75.09	28	120
	5	89	62.74	15.157	1.607	59.55	65.93	25	100
	合計	8271	69.51	11.989	.132	69.25	69.77	24	139
共通の得点	1	2581	33.71	6.683	.132	33.45	33.96	0	58
	2	2322	34.30	7.030	.146	34.02	34.59	0	56
	3	1778	36.61	7.433	.176	36.26	36.96	0	76
	4	1501	38.05	7.255	.187	37.68	38.42	0	69
	5	89	32.01	8.400	.890	30.24	33.78	13	53
	合計	8271	35.27	7.273	.080	35.11	35.42	0	76
専門の得点	1	2589	32.82	5.239	.103	32.62	33.02	8	48
	2	2330	33.16	5.815	.120	32.92	33.39	10	51
	3	1790	36.14	6.024	.142	35.86	36.42	14	63
	4	1511	36.45	5.710	.147	36.17	36.74	13	53
	5	90	30.77	7.765	.818	29.14	32.39	12	49
	合計	8310	34.27	5.930	.065	34.14	34.40	8	63

※総得点，共通の得点，専門の得点 $p < .01$



問題121（福祉サービスの組織と経営）正答4

福祉サービスの管理運営に関する次の記述のうち、適切なものを一つ選びなさい。

- 1 介護サービス情報の公表制度では、事業者は、基本情報の報告、調査機関による調査とともに毎年行われなければならない。（55文字）
- 2 福祉サービス第三者評価の目的は評価結果から事業者自らがサービスの質の向上に取り組むことを支援することであり、評価結果が公表されることはない。（70文字）
- 3 キャリアパスの職位・職務要素を明確化することで、従業者が自ら目指すキャリアのために行う自己啓発(SDS)が期待でき、事業者は職場内研修(OJT)や職場外研修(OFF-JT)を行う必要がなくなった。（98文字）
- 4 福祉サービスに関する苦情解決のために設置される第三者委員は、経営者の責任において選任することができる。（51文字）
- 5 福祉サービス利用者に係る個人情報の取扱いにあたって、事業者は利用者が未成年者又は被後見人であっても必ず本人の同意をとる必要がある。（65文字）

【問題の特徴】

- 出題基準（大項目）の「福祉サービスの管理運営の方法と実際」に関する出題。
- 問題全体の文字数は381文字。
- 五肢択一形式。適切なものを選ぶ問題。
- 出典は、2012（平成24）年4月の介護保険法改正、社会福祉士養成講座編集委員会（2012）『新社会福祉士養成講座11 福祉サービスの組織と経営（第3版）』中央法規出版、pp. 251, 190～204、厚生労働省（2000）「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号）
（http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe2.cgi?MODE=tsuchi&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%8e%d0%89%ef%95%9f%8e%83%8e%96%8b%c6%82%cc%8c%6f%89%63%8e%d2%82%c9%82%e6%82%e9%95%9f%8e%83%83%54%81%5b%83%72%83%58%82%c9%8a%d6%82%b7%82%e9%8b%ea%8f%ee%89%f0%8c%88%82%cc%8e%64%91%67%82%dd%82%cc%8e%77%90%6a%82%c9%82%c2%82%a2%82%c4&EFSN0=11588&FILE=FIRST&POS=0&HITSU=1），厚生労働省（2004）「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン（平成16年11月）」（<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/>）
- 「～すべきかどうか」という意識と実際の法令を遵守した対応かどうかの判断を問うている。
- 選択肢の選択肢2と選択肢3は「すべき」と思われそうだが「しない」、選択肢1と選択肢5は「すべき」と思われそうだが、法令上は「しなくてよい」「しない」、正答選択肢4は「すべきではない」と思われそうだが、法令上は「する」となっている。

【分析から考えられること】

- 正答選択肢4よりも選択肢1を選んでいる受験者の方が、「総得点」の平均値が高い。
- 「総得点」において選択肢1、正答選択肢4ともに、平均値が合格想定点（70点）を超えている。
- 選択肢2と選択肢3は「すべきだが、そうしていない」という印象を与え、社会一般で

望ましいことを「しない」ので「適切ではない」と判断する可能性が高くなったのではないか。

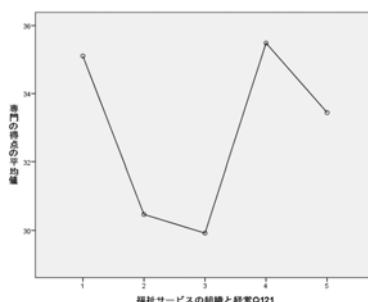
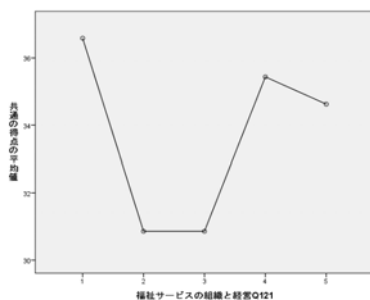
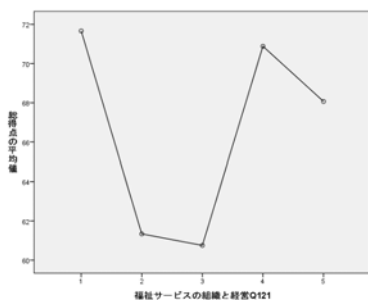
- 選択肢1選択肢5は、「すべきである、そうしている」ので、文章的に「正答のような印象」を与えているように思える。選択肢5の「被後見人の同意を取る」というのは、「本人主体」の印象を与え、「望ましき」が高められている。
- 正答を導くためには、あいまいな望ましきの印象に左右されない「法令」に関する丁寧な理解が必要である、といえるのではないだろうか。
- 中立的で望ましい印象が強い内容に否定系の文末がつくと、誤りの選択肢として判断する可能性が高まり、出題者が意図しにくいひっかけ問題として機能する可能性がある。

【分散分析結果】

記述統計

記述統計									
	度数	平均値	標準偏差	標準誤差	平均値の 95% 信頼区間		最小値	最大値	
					下限	上限			
総得点	1	2809	71.67	11.363	.214	71.24	72.09	24	116
	2	261	61.34	12.859	.796	59.77	62.90	25	99
	3	148	60.75	12.313	1.012	58.75	62.75	35	93
	4	1669	70.88	12.615	.309	70.28	71.49	31	139
	5	3388	68.06	11.443	.197	67.68	68.45	27	108
	合計	8275	69.51	11.987	.132	69.25	69.77	24	139
共通の得点	1	2809	36.59	7.068	.133	36.33	36.85	0	65
	2	261	30.86	7.330	.454	29.96	31.75	13	56
	3	148	30.86	7.053	.580	29.71	32.00	16	50
	4	1669	35.44	7.639	.187	35.07	35.80	0	76
	5	3388	34.62	6.965	.120	34.39	34.86	0	64
	合計	8275	35.27	7.271	.080	35.11	35.43	0	76
専門の得点	1	2827	35.11	5.587	.105	34.90	35.31	8	52
	2	262	30.47	6.530	.403	29.68	31.26	10	50
	3	149	29.92	6.401	.524	28.88	30.96	15	44
	4	1680	35.49	6.131	.150	35.19	35.78	13	63
	5	3395	33.44	5.697	.098	33.25	33.64	13	52
	合計	8313	34.26	5.927	.065	34.14	34.39	8	63

※総得点，共通の得点，専門の得点 $p<.01$



問題125（福祉サービスの組織と経営）正答1

集団力学およびリーダーシップの基礎理論に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 バーナード（Barnard, C. I.）によると、公式組織とは、意図的で、計画的で、目的を持つような人々相互間の共同である。（62文字）
- 2 集団凝集性の高い集団では、帰属意識が低くなる。（24文字）
- 3 PM理論において、M行動とは、規則に従わせる、指示命令、時間を守る、報告を求める、目標達成といった行動をいう。（56文字）
- 4 PM理論では、どのようなリーダーシップ行動が有効なのかは、リーダーのおかれた状況によって異なるということに着目している。（61文字）
- 5 パス・ゴール理論は、リーダーシップ理論の行動理論に分類される。（32文字）

【問題の特徴】

- 出題基準（中項目）の「集団の力学に関する基礎理論」「リーダーシップに関する基礎理論」に関する出題。
- 問題全体の文字数は280文字。
- 五肢択一形式。正しいものを選ぶ問題。
- 出典は、社会福祉士養成講座編集委員会（2012）『新社会福祉士養成講座11 福祉サービスの組織と経営（第3版）』中央法規出版，pp. 96～99，101，104～106，日本経団連出版編（2011）『人事・労務用語辞典（第7版）』日本経団連出版，pp. 177，178。
- 選択肢2選択肢5の設問文が短い。
- 正答選択肢1の「共同」は「協働」としなければ誤りの選択肢になるため、不適切問題の可能性はある。

【分析から考えられること】

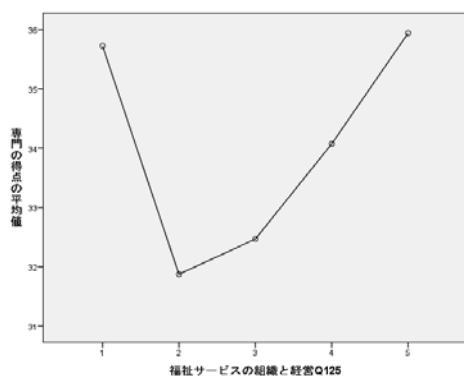
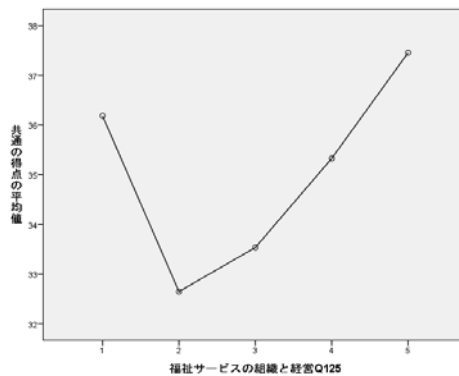
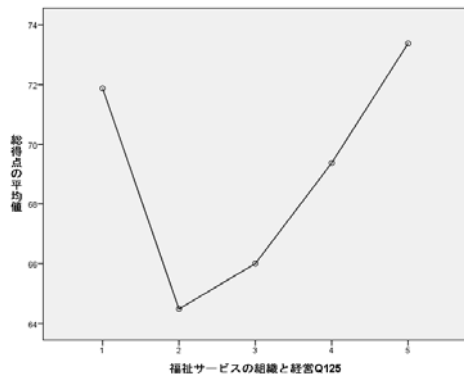
- 選択肢5を選んだ受験者の方が正答選択肢1を選んだ受験者よりも、「総得点」「共通得点」において、平均値が有意に高いという結果になっている。
- 正答選択肢1と選択肢5を選んだ受験者は、ともに「総得点」の平均値が合格想定点（70点）を超えている。
- 選択肢2を選んだ受験者は、他の選択肢を選んだ受験者よりも、「総得点」「共通得点」「専門得点」すべてにおいて有意に低い。
- 選択肢の文が最も短い選択肢2は明らかな誤りの選択肢であり、選んでいる受験者は少ない。得点の平均値も低い。一方、同様に選択肢の文が短い選択肢5を選んだ受験者の得点の平均値は高い。
- 「共同」を誤りと判断し、「パス・ゴール理論」を「行動理論」と理解していた受験生は高得点群であった。「パス・ゴール理論」はテキスト（中央法規）では「条件適合理論」に分類されている
- 問題が不適切であることや間違いやすい内容を意図的に出題することにより、勉強をしている学生の誤りを導いてしまった可能性がある。

【分散分析結果】

記述統計

		度数	平均値	標準偏差	標準誤差	平均値の 95% 信頼区間		最小値	最大値
						下限	上限		
総得点	1	2165	71.87	12.179	.262	71.36	72.39	24	124
	2	747	64.49	10.967	.401	63.70	65.28	27	105
	3	1508	66.01	10.896	.281	65.46	66.56	25	101
	4	2733	69.38	11.734	.224	68.94	69.82	32	139
	5	1115	73.38	11.814	.354	72.68	74.07	31	120
	合計	8268	69.51	11.985	.132	69.26	69.77	24	139
共通の得点	1	2165	36.18	7.401	.159	35.87	36.50	0	64
	2	747	32.65	6.835	.250	32.16	33.14	0	58
	3	1508	33.53	6.647	.171	33.20	33.87	0	54
	4	2733	35.33	7.174	.137	35.06	35.60	0	76
	5	1115	37.46	7.317	.219	37.03	37.89	0	69
	合計	8268	35.27	7.271	.080	35.11	35.43	0	76
専門の得点	1	2176	35.72	5.929	.127	35.48	35.97	8	60
	2	751	31.87	5.451	.199	31.48	32.26	14	49
	3	1512	32.47	5.564	.143	32.19	32.75	12	50
	4	2748	34.07	5.797	.111	33.86	34.29	13	63
	5	1120	35.94	5.749	.172	35.60	36.28	10	53
	合計	8307	34.27	5.928	.065	34.14	34.39	8	63

※総得点, 共通の得点, 専門の得点 $p<.01$



問題128（高齢者に対する支援と介護保険制度）正答3

事例を読んで、終末期における在宅生活に向けた支援に関する次の記述のうち、適切なものを一つ選びなさい。

【事例】

Mさん（60歳，男性）は，1年前に体調に異変を感じて病院に行ったところ，胃がんが進行していることが判明した．先月に手術を受け，現在まで入院している．先日，担当医から「積極的にできる治療はすべて行ってきたが，医学的な治癒は見込めない状況である」と伝えられた．Mさんはこの病院での継続的な治療を選択せず，自宅で療養することを希望した．担当医に自宅に戻って生活したいことを伝え，同時に，院内の医療相談室で相談することにした．Mさんの自宅は病院から車で1時間程度の距離があり，現在は，妻のNさん（55歳，女性）が一人で暮らしている．Mさんから相談を受けたA医療ソーシャルワーカーは，Nさんの意向も確認し，在宅生活に向けた支援体制の整備に取り組んでいくことになった．（328文字）

- 1 Mさんが自宅に戻ってから，できるだけ速やかに地域包括支援センターに相談し，要介護認定の申請を行うようアドバイスした．（59文字）
- 2 Mさんが自宅で介護サービスを利用するために必要なケアプランの策定やサービス事業者との契約には時間がかかることから，その期間は医療保険による訪問看護で対応するように提案した．（87文字）
- 3 本人の了解を得たうえで早急にMさんの自宅の地域を担当する地域包括支援センターと連絡を取り，担当する介護支援専門員の選定など具体的なサービス調整の手続きに入った．（81文字）
- 4 Mさんの年齢が65歳未満のため介護保険サービスが利用できないことを伝え，医療保険によるサービスと自己負担で利用できるサービスについて説明した．（72文字）
- 5 在宅での療養にあたり，介護保険サービスを利用する場合には医療保険の訪問看護は利用できないこと説明した．（52文字）

【問題の特徴】

- 出題基準（大項目）の「終末期ケア」に関する出題．
- 問題全体の文字数は733文字．
- 五肢択一形式．正しいものを選ぶ問題．
- 出典は，厚生労働省老健局老人保健課（2010）「末期がん等の方への要介護認定等における留意事項について」（平成22年4月30日事務連絡）
（www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/nintei/dl/terminal-cancer_1.pdf）．
- 事例問題．五肢択一形式で，適切なものを選ばせる問題．
- 介護保険制度の特定疾病として指定されている末期がんの場合の在宅生活支援に関連する知識を問う問題．加えて，末期がんの場合の介護保険と医療保険の関係を問うている．

【分析から考えられること】

- 選択肢5を選んでいる受験者の共通科目の合計得点が高い．選択肢5は「介護保険制度によるサービスは他の制度によるサービスに優先する」ということを知っている場合に選んでしまう可能性が高い．本問は末期がんというケースをテーマにしており，末期がんの場合には訪問看護や医師の往診には医療保険が優先されるということまで知

っていないと、選択肢5の選択肢を排除できない。

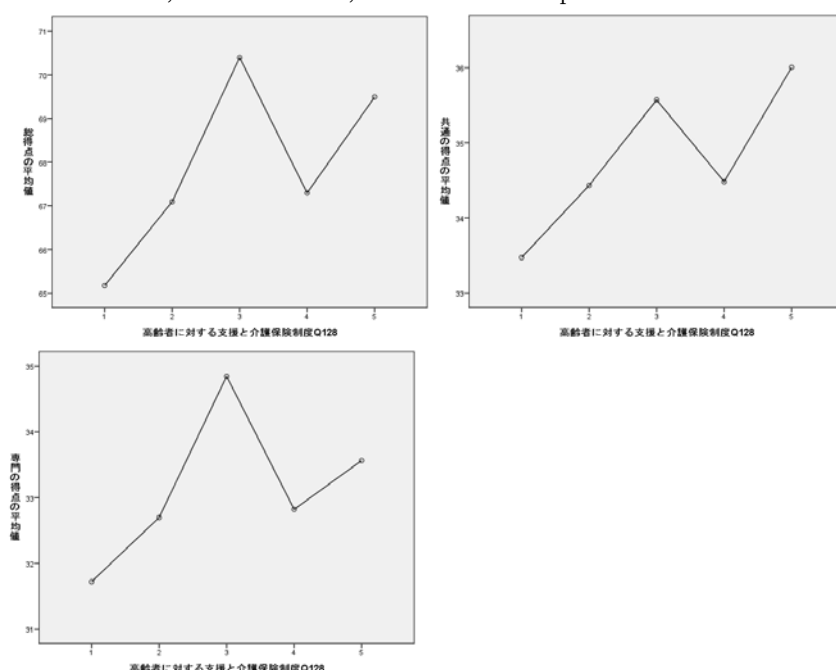
- 反対に、選択肢5を選ぶ知識があれば、合計得点も高くなる程度の勉強量・理解度と考えられる。
- 正答率は7割を超えているが、正答を選んだ受験者とそれ以外を選んだ受験者で、総得点等の差があまり大きくない。特に、正答選択肢3と選択肢5の間では、総得点に有意差が認められない。
- 選択肢5を選んだ受験者の「総得点」の標準偏差が大きく、高得点者も選んでいる。
- 細かい知識の有無を問う問題（教科書に掲載されていない、出題基準に明記されていない等）の場合、弁別性の低い問題となるのではないか。

【分散分析結果】

記述統計

		度数	平均値	標準偏差	標準誤差	平均値の 95% 信頼区間		最小値	最大値
						下限	上限		
総得点	1	329	65.17	12.192	.672	63.85	66.49	24	100
	2	812	67.09	12.330	.433	66.24	67.94	25	108
	3	6087	70.40	11.803	.151	70.10	70.69	31	139
	4	858	67.29	11.592	.396	66.52	68.07	27	107
	5	183	69.49	13.030	.963	67.59	71.39	28	99
	合計	8269	69.52	11.976	.132	69.26	69.78	24	139
共通の得点	1	329	33.47	7.181	.396	32.69	34.25	11	54
	2	812	34.43	7.302	.256	33.93	34.94	13	59
	3	6087	35.57	7.264	.093	35.39	35.75	0	76
	4	858	34.48	6.967	.238	34.01	34.95	9	56
	5	183	36.01	7.751	.573	34.87	37.14	15	55
	合計	8269	35.27	7.267	.080	35.12	35.43	0	76
専門の得点	1	331	31.72	6.114	.336	31.06	32.38	8	47
	2	816	32.70	6.147	.215	32.27	33.12	10	49
	3	6114	34.85	5.774	.074	34.70	34.99	13	63
	4	861	32.82	5.819	.198	32.43	33.21	13	53
	5	186	33.56	6.308	.463	32.65	34.48	13	50
	合計	8308	34.27	5.924	.065	34.15	34.40	8	63

※総得点、共通の得点、専門の得点 $p < .01$



問題130（高齢者に対する支援と介護保険制度）正答1

介護保険料と介護保険給付の関連などに関する次の記述のうち、正しいものを一つ選ばない。

- 1 保険者は、介護保険財政に不足が生じた場合は、都道府県に設置された財政安定化基金から資金の貸与を受けられ、その返済はすべて第1号被保険者の保険料からまかなわれる。（81文字）
- 2 要介護者の発生確率の高さを勘案し、高齢になるほど第1号被保険者の保険料が高くなるように設定されている。（52文字）
- 3 住所地特例とは、人件費が高い地域の介護サービス従事者を確保するために介護保険料を特例的に高く設定する者である。（56文字）
- 4 保険者である市町村は、第2号被保険者が災害などで一時的に負担能力が低下したと認められる場合、条例によって保険料の減免や徴収猶予をすることができる。（74文字）
- 5 要介護認定の有効期間は申請日に遡って生じるが、申請月に介護保険料が未納の場合の有効期間は要介護認定結果が通知された日からとなる。（65文字）

【問題の特徴】

- 出題基準（大項目）の「介護保険法」に関する出題。
- 問題全体の文字数は371文字。
- 五肢択一形式。正しいものを選ぶ問題。
- 出典は、介護保険法第129条、第142条、第147条、介護保険法第13条介護保険法施行令第38条。
- 制度に関する問題で、表面的な難易度は高い。
- 出題自体が不適切な可能性が高い。「1（正解）」が「すべて」の文言を使用しており、加えて、設問文が長い。受験テクニックでは×と判断される要因が2つもあるにもかかわらず、正解。

【分析から考えられること】

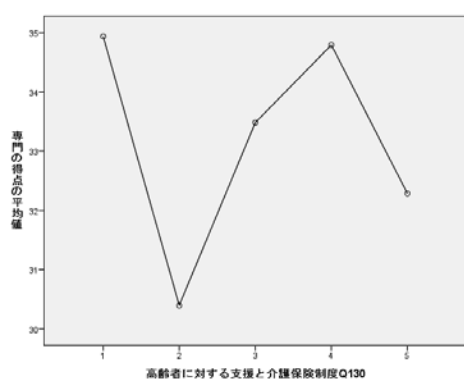
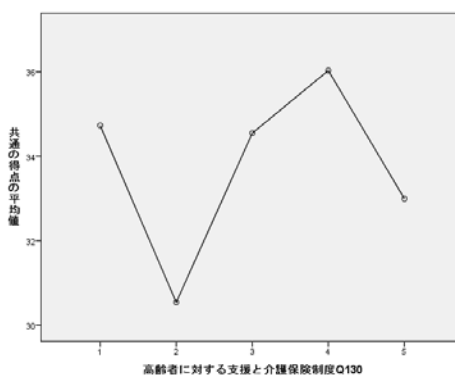
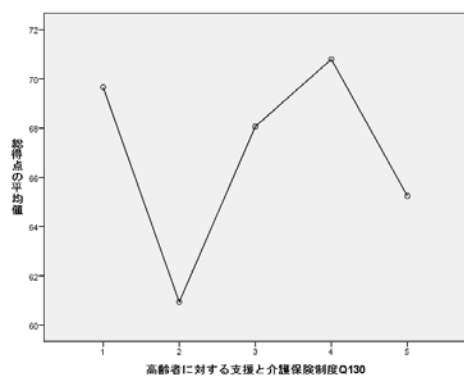
- 誤答選択肢4に7割の解答が集中しているが、受験テクニックによりはじめに正答選択肢1が排除されてしまったと考えられる。これを選んでいる受験者の総得点等は高い。選択肢4を選んだ受験者の平均点は70点を超えている。しかも、正答選択肢1を選んだ場合よりも、選択肢4を選んだ人の平均点の方が高く、2群間に有意差はない。
- 選択肢5は誤答であるにもかかわらず、「そうあるべき」という強い望ましさが受験者に印象付けられる設問であり、8268人のうち5736人が選択している。
- 記述的にも「すべて」を使用する必要はない。出来る人は正答選択肢1を選ぶはずが、文章の長さや、「すべて」によって、他の選択肢に流れたのではないか。

【分散分析結果】

記述統計

		度数	平均値	標準偏差	標準誤差	平均値の 95% 信頼区間		最小値	最大値
						下限	上限		
総得点	1	719	69.66	14.618	.545	68.59	70.73	24	139
	2	191	60.94	12.491	.904	59.15	62.72	31	96
	3	443	68.06	11.556	.549	66.98	69.14	28	103
	4	5736	70.79	11.388	.150	70.50	71.09	27	122
	5	1179	65.24	11.445	.333	64.59	65.90	31	105
	合計	8268	69.53	11.978	.132	69.27	69.79	24	139
共通の得点	1	719	34.73	8.567	.320	34.10	35.35	0	76
	2	191	30.54	6.976	.505	29.54	31.53	12	48
	3	443	34.55	6.964	.331	33.90	35.20	15	55
	4	5736	36.03	7.034	.093	35.85	36.21	0	71
	5	1179	32.99	6.864	.200	32.60	33.39	14	57
	合計	8268	35.28	7.269	.080	35.12	35.43	0	76
専門の得点	1	720	34.93	7.211	.269	34.41	35.46	8	63
	2	191	30.40	6.573	.476	29.46	31.34	10	49
	3	445	33.48	5.828	.276	32.94	34.02	13	51
	4	5766	34.79	5.609	.074	34.65	34.94	14	55
	5	1185	32.29	5.796	.168	31.96	32.62	13	52
	合計	8307	34.27	5.924	.065	34.15	34.40	8	63

※総得点，共通の得点，専門の得点 $p<.01$



問題132（高齢者に対する支援と介護保険制度） 正答3

介護保険給付適正化にかかる都道府県の役割などに関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べなさい。

- 1 「介護保険給付適正化計画」に関する指針」（2007（平成19）年6月）で、都道府県は平成24年度までにすべての介護サービス事業所に指導・監査を実施することになっている。（86文字）
- 2 都道府県は、事故の故意の犯罪行為により要介護状態になった者について、これを保険給付事由とする介護給付の全部または一部を行わないことができる。（71文字）
- 3 要介護認定の適正化を図る観点から、新規認定にかかる調査は原則として市町村が実施するが、これを都道府県が指定する指定市町村事務受託法人に委託することができる。（79文字）
- 4 都道府県による保険者の指定は6年毎の更新制であり、違反があった場合には、指定を更新しないこととされている。（54文字）
- 5 都道府県知事は、公正かつ誠実な業務を行わない介護支援専門員に対し、厚生労働大臣の許可を得て、当該介護支援専門員の登録を消除することができる。（70文字）

【問題の特徴】

- 出題基準（大項目）の「介護保険法における組織及び団体の役割と実際」に関する出題。
- 問題全体の文字数は409文字。
- 五肢択一形式。正しいものを選ぶ問題。
- 出典は、介護保険法第24条の2、第64条、第65条、69条の34～第69条の39、介護保険法第70条。
- 見た目には難易度が高そうと感じられる。
- 介護保険給付の適正化は、社会福祉士としての日常の仕事ではあまり影響がない内容の出題と考えられる。

【分析の結果から考えられること】

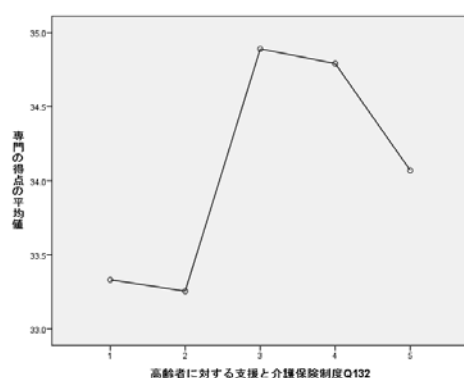
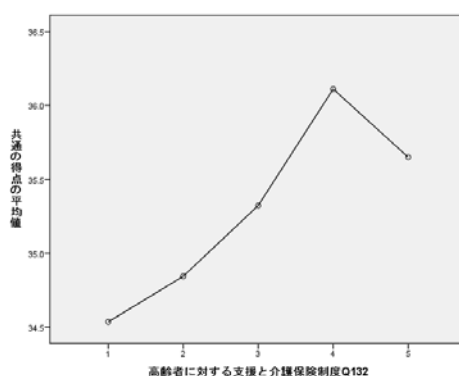
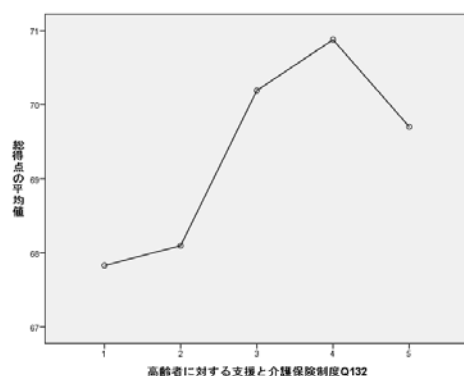
- 正答を選んだ受験者とそうでない受験者の総得点等の間の差が小さい。
- 選択肢3選択肢4選択肢5を選んだ受験者の総得点間に有意差は認められない理由は、難易度が高い（教科書ではあまり取り扱っていない問題）、もしくは、仕事の内容と関係が薄いという点で、弁別性が低い結果になったのではないか。社会福祉士の勉強をする上で、触れる機会の少ない知識は、難易度が高くなる。
- 難易度が高い問題では、受験者が「あるべき」という望ましさを根拠に回答している可能性がある。選択肢3は「適正化を図る観点から」にもかかわらず、「委託することができる」と結んでおり、望ましさが低いと判断されたのではないか。

【分散分析結果】

記述統計

		度数	平均値	標準偏差	標準誤差	平均値の 95% 信頼区間		最小値	最大値
						下限	上限		
総得点	1	1630	67.83	11.713	.290	67.26	68.40	24	106
	2	519	68.10	13.506	.593	66.93	69.26	25	139
	3	3498	70.19	11.836	.200	69.80	70.58	31	124
	4	594	70.88	13.978	.574	69.75	72.00	35	107
	5	2020	69.70	11.188	.249	69.21	70.19	36	109
	合計	8261	69.52	11.977	.132	69.26	69.78	24	139
共通の得点	1	1630	34.54	7.097	.176	34.19	34.88	0	56
	2	519	34.84	7.889	.346	34.16	35.52	9	76
	3	3498	35.32	7.177	.121	35.08	35.56	0	71
	4	594	36.11	8.598	.353	35.42	36.80	0	57
	5	2020	35.65	6.913	.154	35.35	35.95	0	64
	合計	8261	35.27	7.269	.080	35.12	35.43	0	76
専門の得点	1	1639	33.33	5.796	.143	33.05	33.61	8	52
	2	521	33.26	6.731	.295	32.68	33.83	12	63
	3	3513	34.89	5.814	.098	34.70	35.08	10	60
	4	599	34.79	6.806	.278	34.25	35.34	13	55
	5	2028	34.07	5.559	.123	33.83	34.31	16	53
	合計	8300	34.27	5.924	.065	34.14	34.40	8	63

※総得点，共通の得点，専門の得点 $p<.01$



問題136（児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度）正答1

青少年育成の実態と対策に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 ニート、ひきこもりなど、子ども・若者が抱える問題に対応した子ども・若者育成支援推進法が制定されている。
- 2 15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない無業者は、2011（平成23）年に約60万人と近年増加し続けている。
- 3 子ども・若者育成支援法に基づいて、2010（平成22）年に青少年育成施策大綱が作成されている。
- 4 15～34歳のフリーター数は、2011（平成23）年に176万人と2003（平成15）年以降、減少している。
- 5 地方公共団体は、社会生活上の困難を抱えている子ども・若者を支援する要保護児童対策地域協議会を設置している。

【問題の特徴】

- 出題基準（大項目）の「児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要と実際」に関する出題。
- 問題全体の文字数は、310文字。
- 五肢択一形式。正しいものを選ぶ問題。
- 出典は、内閣府編（1012）『平成24年版子ども・若者白書』。
- 青少年育成に関する時事問題として出題された。白書を活用した受験勉強と知識を確認するため力試しとなる問題である。

【分析から考えられること】

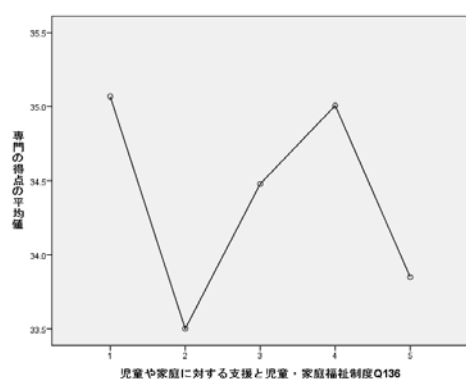
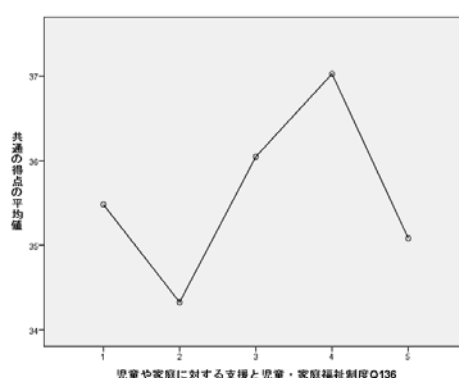
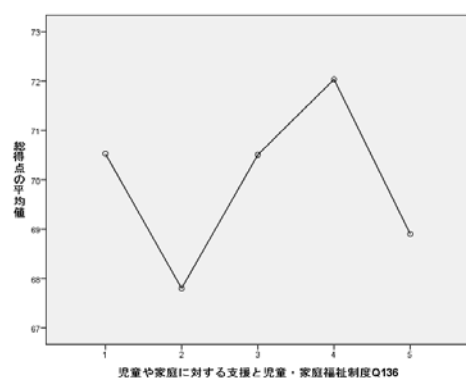
- 選択肢4、正答選択肢1、選択肢3の順番で受験者の総得点の平均点が合格想定点（70点）を超えている。
- 正答選択肢1の総合点の平均値は、選択肢2、選択肢5を選択した受験者よりも有意に高い。
- 高得点群の解答が選択肢3と選択肢4に分かれている。選択肢4を選択した受験者の総得点の平均値が72点を超えているため分析を行った。その結果、選択肢4は不適切な選択肢の可能性が高い。データでは、2003年は217万人であり、2011年と比較すると減少しているため正解になってしまう。解説では「一貫して減少傾向にはない」ことを解答の根拠としているが、選択肢に記載がないため不完全な文章である。
- 選択肢2を選んだ受験者は、他の選択肢を選んだ受験者よりも、「総得点」「共通得点」の全てにおいて優位に低く、「専門得点」の一部において有意に低い。
- 選択肢3は、子ども・若者育成を推進する本部名と大綱の名称の組み合わせの問題であるが、出題の意図が不明確である。
- 選択肢2は、数値の増減を問う場合は、比較対象の時期を明記して解答するための基準を明確にすべきである。

【分散分析結果】

記述統計

		度数	平均値	標準偏差	標準誤差	平均値の 95% 信頼区間		最小値	最大値
						下限	上限		
総得点	1	2271	70.53	11.879	.249	70.04	71.02	24	139
	2	2387	67.80	11.950	.245	67.32	68.28	27	108
	3	1516	70.51	11.032	.283	69.95	71.06	25	108
	4	538	72.03	13.477	.581	70.89	73.17	28	122
	5	1553	68.90	12.125	.308	68.30	69.51	28	110
	合計	8265	69.53	11.980	.132	69.27	69.79	24	139
共通の得点	1	2271	35.48	7.256	.152	35.18	35.78	0	76
	2	2387	34.33	7.184	.147	34.04	34.62	0	64
	3	1516	36.05	6.803	.175	35.70	36.39	0	60
	4	538	37.02	8.065	.348	36.34	37.71	0	71
	5	1553	35.08	7.359	.187	34.72	35.45	0	58
	合計	8265	35.28	7.268	.080	35.12	35.43	0	76
専門の得点	1	2279	35.07	5.810	.122	34.83	35.31	8	63
	2	2402	33.50	5.968	.122	33.26	33.74	14	55
	3	1522	34.48	5.596	.143	34.20	34.76	12	51
	4	539	35.01	6.536	.282	34.45	35.56	10	51
	5	1562	33.85	5.944	.150	33.56	34.15	13	53
	合計	8304	34.27	5.927	.065	34.15	34.40	8	63

※総得点，共通の得点，専門の得点 $p<.01$



問題137（児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度）正答3

児童の権利保障の歩みに関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 ケイ（Key, E.）は、アメリカのシカゴ大学に実験学校を設置して児童の教育を実践し、『学校と社会』を著した。（50文字）
- 2 コルチャック（Korczak, J.）は、児童労働の悲惨さを痛感して、その改善のために教育を行う性格形成学院を設立した。（51文字）
- 3 1924年の国際連盟による「児童の権利に関するジュネーブ宣言」は、イギリスの児童救済基金団体による「世界児童憲章草案」を基に作成された。（68文字）
- 4 アメリカのルーズベルト（Roosevelt, T.）大統領は、第1回児童福祉白亜館会議を開催し、児童の最善の利益を強調した児童権利宣言を発表した。（62文字）
- 5 1989年に国際連合で採択された児童の権利に関する条約は、1959年の児童の権利に関する宣言の内容を拘束力のある条約にしたものである。（67文字）

【問題の特徴】

- 出題基準（大項目）の「児童の定義と権利」に関する出題。
- 問題全体の文字数は、361文字。
- 五肢択一形式。正しいものを選ぶ問題。
- 出典は、社会福祉士養成講座編集委員会（2012）『新社会福祉士養成講座 15 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度（第3版）』中央法規出版, pp. 39-42, 51-53.

【分析から考えられること】

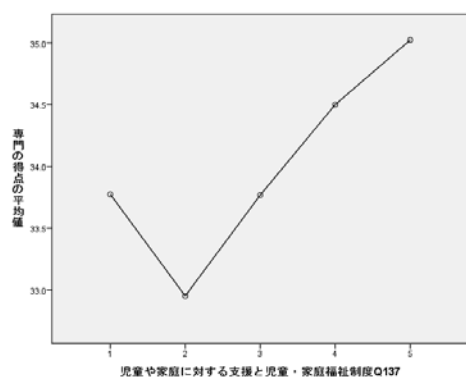
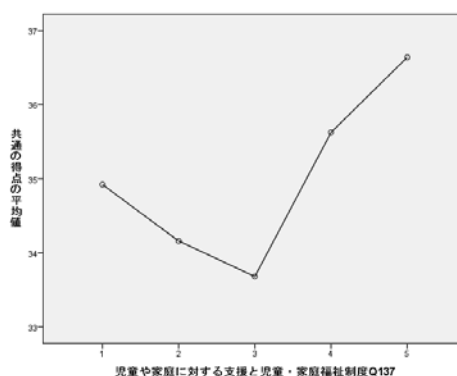
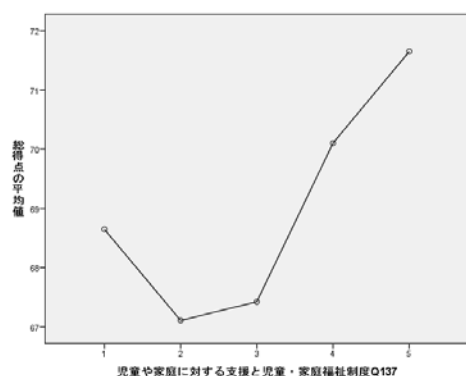
- 正答選択肢3を選択した総得点の平均値は合格想定点（70点）を超えていない。
- 正答選択肢3を選んだ受験者は、選択肢4、選択肢5を選んだ受験者よりも、「総得点」「共通得点」「専門得点」すべてにおいて有意に低い。
- 選択肢4と選択肢5を選択した受験者が合格想定点（70点）を超えている。
- 選択肢5を選んだ受験者の方が正答選択肢3を選んだ受験者よりも、「総得点」「共通得点」の平均値が有意に高い。
- 選択肢5を選んだ受験者は、他の選択肢を選んだ受験者よりも、「総得点」「共通得点」「専門得点」すべてにおいて有意に高い。
- 選択肢4の設問文に「児童権利宣言」が使用されているが、これは、国連の宣言なのか、アメリカ独自のものなのか曖昧な表現となっている。宣言等を選択肢の文中に用いる場合は、誰が（どこが）発したのか出さなければならない。
- 用語に関する不要な解釈が生じないように記述する。共通認識が必ずしも得られない用語は使用しないか、注釈を用いる等丁寧な説明を行う必要がある。
- 高得点群の受験者が正しい解答を導くことができない問題については、その原因を検討し、適切な問題作成ができるようにしなければならない。

【分散分析結果】

記述統計

		度数	平均値	標準偏差	標準誤差	平均値の 95% 信頼区間		最小値	最大値
						下限	上限		
総得点	1	887	68.65	11.854	.398	67.87	69.43	24	108
	2	690	67.11	11.899	.453	66.22	68.00	36	139
	3	1874	67.43	11.619	.268	66.90	67.95	28	124
	4	2444	70.10	11.828	.239	69.63	70.57	31	120
	5	2361	71.65	12.087	.249	71.16	72.13	25	112
	合計	8256	69.53	11.986	.132	69.27	69.79	24	139
共通の得点	1	887	34.92	7.245	.243	34.44	35.40	0	60
	2	690	34.16	7.227	.275	33.62	34.70	16	76
	3	1874	33.68	6.941	.160	33.37	33.99	13	71
	4	2444	35.63	7.221	.146	35.34	35.91	0	69
	5	2361	36.64	7.308	.150	36.35	36.93	0	61
	合計	8256	35.28	7.272	.080	35.12	35.43	0	76
専門の得点	1	892	33.77	5.861	.196	33.39	34.16	8	51
	2	692	32.95	5.872	.223	32.51	33.39	17	63
	3	1883	33.77	5.854	.135	33.50	34.03	13	60
	4	2455	34.50	5.880	.119	34.27	34.73	13	53
	5	2373	35.02	5.960	.122	34.78	35.26	12	55
	合計	8295	34.28	5.927	.065	34.15	34.40	8	63

※総得点，共通の得点，専門の得点 $p<.01$



問題138（児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度） 正答1

小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 ファミリーホームの養育者はファミリーホームに生活の根拠をおく者でなければならない。（41文字）
- 2 ファミリーホームの対象は家庭的な養育環境を必要とする児童で、定員は10名以内である。（42文字）
- 3 ファミリーホームの事業を行う事業者は、委託された児童を保育所に通わせることができる。（42文字）
- 4 児童養護施設などを運営している法人は、ファミリーホームの事業を行うことができない。（41文字）
- 5 ファミリーホームの職員は、養育里親研修と専門里親研修を修了した者でなければならない。（42文字）

【問題の特徴】

- 出題基準（大項目）の「児童福祉法」に関する出題。
- 問題全体の文字数は、262文字。
- 五肢択一形式。正しいものを選ぶ問題。
- 出典は、厚生労働省（1999）『里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて』（平成11年8月30日児家第50号）（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/tuuchi-93.pdf>, ），厚生労働省（2009）『小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の運営について』（平成21年3月31日雇児発0331011号），一部改正（平成24年3月29日雇児発0329第7号）（http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe2.cgi?MODE=tsuchi&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%8f%ac%8b%4b%96%cd%8f%5a%8b%8f%8c%5e%8e%99%93%b6%97%7b%88%e7%8e%96%8b%c6%82%cc%89%5e%89%63%82%c9%82%c2%82%a2%82%c4&EFSNO=10762&FILE=FIRST&POS=0&HITSU=6）
- 選択肢4のみ文末の表現が「できない」という否定形になっている。
- 選択肢2のファミリーホームの対象人員は、「小規模住居型児童養育事業の運営について」の実施要綱では「ファミリーホームの委託児童の定員は、5人又は6人とする。」と明記されている。したがって、10人以内という選択肢の表現では正答と判断することが可能であるため、不適切問題と言わざるを得ない。

【分析から考えられること】

- 総得点の平均点について選択肢別にみると、正答選択肢1を選択した者の平均点は72.13、選択肢2を選択した者の平均点は68.97、選択肢3を選択した者の平均点は71.49点、選択肢4を選択した者の平均点は64.96、選択肢5を選択した者の平均点は64.96点である。
- 選択肢4を選んだ受験者は他の選択肢を選んだ受験者よりも「総得点」「共通得点」「専門得点」のすべてにおいて有意に低い。選択肢5を選んだ受験者は正答選択肢1・選択肢2・選択肢3を選んだ受験者よりも「総得点」「共通得点」「専門得点」のすべてにおいて

有意に低い。

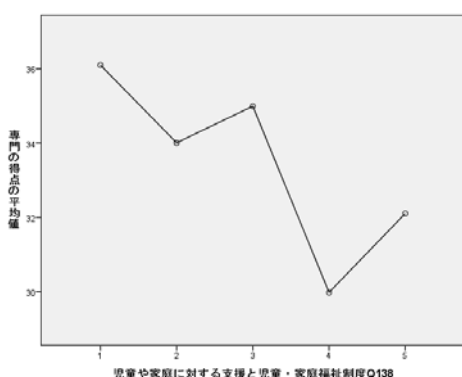
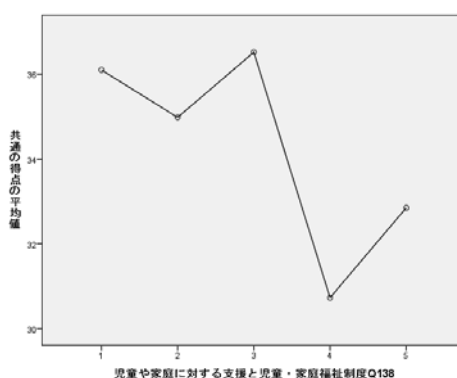
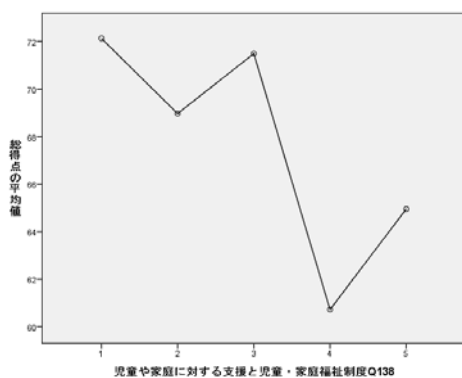
- 選択肢 2 を選択した受験者の総得点の平均値は合格想定点(70 点)に達していないが、判断を歪める表現が使用されたため正解を導くことができた可能性がある。
- 選択肢 4 選択肢 5 の選択肢を排除できる知識を有していれば、合格想定点 (70 点) に達することができたと考えられる。

【分散分析結果】

記述統計

		度数	平均値	標準偏差	標準誤差	平均値の 95% 信頼区間		最小値	最大値
						下限	上限		
総得点	1	959	72.13	13.451	.434	71.28	72.98	24	139
	2	3626	68.97	11.329	.188	68.60	69.34	27	108
	3	2594	71.49	11.793	.232	71.04	71.95	31	116
	4	142	60.73	13.821	1.160	58.43	63.02	35	98
	5	938	64.96	10.925	.357	64.26	65.66	32	105
	合計	8259	69.53	11.985	.132	69.27	69.79	24	139
共通の得点	1	959	36.10	8.154	.263	35.58	36.61	0	76
	2	3626	34.98	6.950	.115	34.75	35.21	0	64
	3	2594	36.52	7.145	.140	36.24	36.79	0	65
	4	142	30.73	7.800	.655	29.44	32.03	15	49
	5	938	32.85	6.822	.223	32.41	33.29	0	58
	合計	8259	35.28	7.273	.080	35.12	35.43	0	76
専門の得点	1	965	36.10	6.588	.212	35.68	36.52	8	63
	2	3637	34.01	5.596	.093	33.83	34.19	13	53
	3	2613	34.99	5.835	.114	34.77	35.22	10	55
	4	143	29.98	6.996	.585	28.82	31.14	14	49
	5	940	32.11	5.462	.178	31.76	32.45	15	48
	合計	8298	34.28	5.927	.065	34.15	34.40	8	63

※総得点、共通の得点、専門の得点 $p<.01$



問題139（児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度）正答2

「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 国および地方公共団体は、児童相談所が1年間で受け付けたすべての児童虐待事例について発生原因の分析をしなければならない。（60文字）
- 2 児童虐待は保護者によって加えられる行為を定義しているが、保護者には児童福祉施設の職員のすべては含まれていない。（56文字）
- 3 学校の教職員や児童福祉施設の職員など児童に職務上関係のある者に被虐待児童の早期発見と通告義務を課しており、それを怠った場合には罰則がある。（70文字）
- 4 保護者の児童虐待を児童相談所長が認めて家庭裁判所の承認を得て強制的に一時保護したとしても、児童の親権者には児童が保護されている場所を通知しなければならない。（79文字）
- 5 児童の福祉に関する事務に従事する職員が臨検を行う場合は、保護者の弁護士は児童相談所長の許可を得なくてもその場に立ち会うことができる。（67文字）

【問題の特徴】

- 出題基準（大項目）の「児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要（一人親家庭、児童虐待及び家庭内暴力（DV）、地域における子育て支援及び青少年育成の実態を含む。）と実際」に関する問題。
- 問題全体の文字数は383文字。
- 五肢択一形式。正しいものを選ぶ問題。
- 出典は、「児童虐待の防止等に関する法律」、社会福祉士養成講座編集委員会（2012）『新社会福祉士養成講座 15 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度（第3版）』中央法規出版、pp. 187～192。
- 「すべて」という用語が使われている選択肢2が正答である。
- 「すべて」という用語は、選択肢1でも使われている。
- 選択肢5は「臨検」の理解を問う選択肢である。誤答であるにも関わらず総得点の平均値が73.05点と最も高い。

【分析から考えられること】

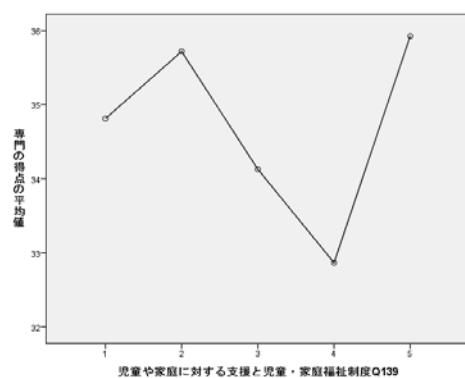
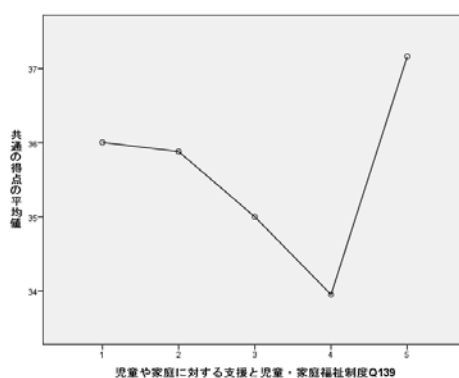
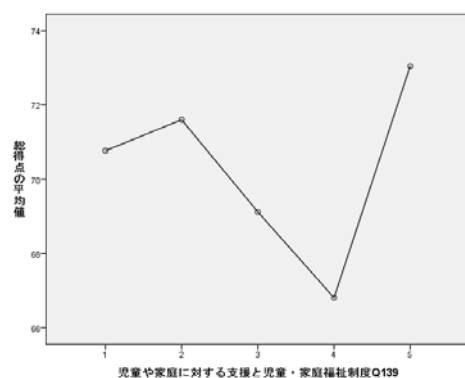
- 選択肢1は「すべて」の児童虐待事例ではなく、「児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について分析を行う」ことをもって誤答の根拠としている。ただし、記述や文脈によっては「すべて」の意味が異なるため、本用語の使用には注意が必要であるといえよう。
- 「臨検」とは行政上の即時強制であるが、社会福祉士には馴染みのない用語であることから、養成テキストに基づいた学習を継続することで回答できる問題とすることが重要ではないか。
- ただし、馴染みのない用語を出題することによって、社会福祉士に必要な知識を発信するという意味もあるのではないか。

【分散分析結果】

記述統計

		度数	平均値	標準偏差	標準誤差	平均値の 95% 信頼区間		最小値	最大値
						下限	上限		
総得点	1	2271	70.77	11.750	.247	70.28	71.25	24	107
	2	395	71.60	15.516	.781	70.07	73.13	27	139
	3	3112	69.12	11.344	.203	68.72	69.52	25	120
	4	1802	66.81	11.478	.270	66.28	67.34	28	103
	5	685	73.05	12.840	.491	72.08	74.01	33	109
	合計	8265	69.51	11.981	.132	69.25	69.77	24	139
共通の得点	1	2271	36.00	7.190	.151	35.71	36.30	0	64
	2	395	35.88	9.292	.468	34.96	36.80	9	76
	3	3112	35.00	6.958	.125	34.76	35.24	0	69
	4	1802	33.95	6.929	.163	33.63	34.27	0	56
	5	685	37.16	7.735	.296	36.58	37.74	0	61
	合計	8265	35.27	7.268	.080	35.11	35.43	0	76
専門の得点	1	2283	34.81	5.850	.122	34.57	35.05	8	55
	2	395	35.72	7.063	.355	35.02	36.42	10	63
	3	3129	34.13	5.619	.100	33.93	34.33	12	54
	4	1805	32.87	5.745	.135	32.60	33.13	13	53
	5	692	35.92	6.436	.245	35.44	36.41	13	52
	合計	8304	34.27	5.927	.065	34.14	34.39	8	63

※総得点，共通の得点，専門の得点 $p<.01$



問題141（児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度） 正答2

要保護児童対策にかかる児童福祉実施体制に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 都道府県および市の設置する福祉事務所は、要保護児童対策地域協議会を設置しなければならない。（46文字）
- 2 市町村は、児童の医学的、心理学的、教育学的、社会学および精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。（69文字）
- 3 罪を犯した満14歳以上の児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所に通告しなければならない。（66文字）
- 4 児童福祉法第27条第1項第3号規定に基づく措置を受けた児童が入所した児童福祉施設と児童相談所の意向が一致しないときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴取しなければならない。（87文字）
- 5 市町村長は、子の親族および検察官などと同じく、民法第834条に定める親権喪失の審判の請求申立権者である。（53文字）

【問題の特徴】

- 出題基準（大項目）の「児童福祉法」に関する出題。
- 問題全体の文字数は、366文字。
- 五肢択一形式。正しいものを選ぶ問題。
- 出典の記述はない。
- 誰が、または、どこが、要保護児童対策におけるそれぞれの児童福祉実施体制に責任を持つのかについて問う設問である。

【分析から考えられること】

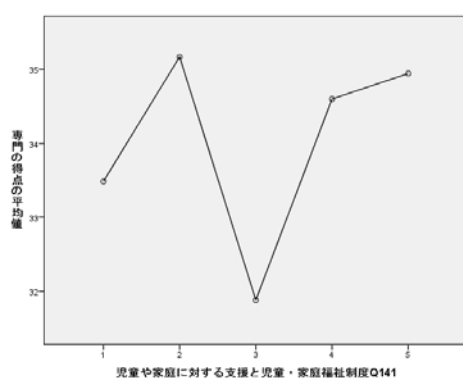
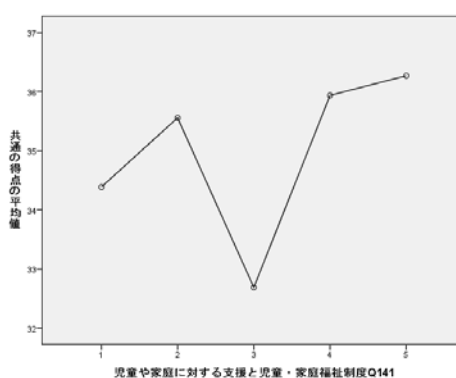
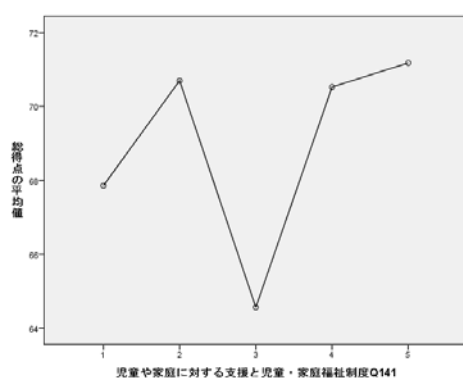
- 「総得点」において、正答である選択肢2を選択した人と誤答である選択肢4選択肢5を選んだ人の平均値との間に有意な差が見られない。
- この点から考えると、平均値の高い受験生群であっても、児童相談所の判定、都道府県児童福祉審議会の意見聴取、そして、親権喪失の審判の請求申立を、誰が、または、どこが行うのかといった点については理解が十分でない可能性がある。
- 一方で、本問については、受験者の学習不足の可能性とともに、選択肢4や選択肢5といった選択肢内容が出題範囲として適切であるかどうかについての検討も今後必要であると考えられる。

【分散分析結果】

記述統計

		度数	平均値	標準偏差	標準誤差	平均値の 95% 信頼区間		最小値	最大値
						下限	上限		
総得点	1	1356	67.85	11.218	.305	67.26	68.45	24	106
	2	1695	70.70	13.073	.318	70.08	71.32	31	139
	3	994	64.56	11.631	.369	63.84	65.29	28	102
	4	2556	70.53	11.492	.227	70.08	70.97	25	112
	5	1659	71.18	11.370	.279	70.63	71.73	28	120
	合計	8260	69.54	11.972	.132	69.28	69.79	24	139
共通の得点	1	1356	34.39	6.921	.188	34.02	34.76	0	57
	2	1695	35.56	7.966	.193	35.18	35.94	0	76
	3	994	32.69	6.894	.219	32.26	33.12	14	53
	4	2556	35.94	7.009	.139	35.66	36.21	0	61
	5	1659	36.27	6.961	.171	35.93	36.60	0	69
	合計	8260	35.28	7.266	.080	35.12	35.44	0	76
専門の得点	1	1361	33.48	5.637	.153	33.19	33.78	8	50
	2	1702	35.17	6.281	.152	34.87	35.47	15	63
	3	995	31.88	5.874	.186	31.51	32.24	13	51
	4	2567	34.60	5.718	.113	34.38	34.82	10	55
	5	1674	34.95	5.657	.138	34.68	35.22	13	54
	合計	8299	34.28	5.922	.065	34.15	34.41	8	63

※総得点，共通の得点，専門の得点 $p<.01$



問題145（就労支援サービス）正答2

就労支援を行う専門職の役割に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者は、支援対象者の生活上の相談、就業およびこれに伴う日常生活または社会生活に必要な支援を行う。（68文字）
- 2 ジョブコーチは、知的障害者、精神障害者等の就職および職場適応を容易にするため職場に派遣され、支援期間は1か月～7か月（標準2か月～4か月）である。（73文字）
- 3 就労継続支援 A 型事業所に配置される就労支援員は、施設外での企業における就労・雇用を前提とした職場実習や、就職後の職場定着のための支援等を計画・実施する。（76文字）
- 4 職業指導員の配置は就労移行支援事業所に限られている。（26文字）
- 5 障害者職業センターには、障害者雇用率が未達成の企業を中心に求人の開拓をする職業相談員（求人開拓担当）が配置されている。（59文字）

【問題の特徴】

- 出題基準（大項目）の「就労支援に係る専門職の役割と実際」に関する出題。
- 問題全体の文字数は 346 文字。
- 五肢択一形式。正しいものを選ぶ問題。
- 根拠法である「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の内容の理解も求められた。

【分析から考えられること】

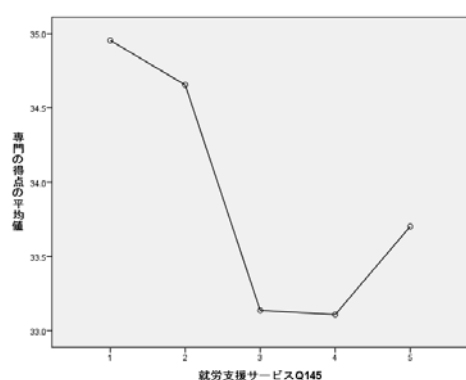
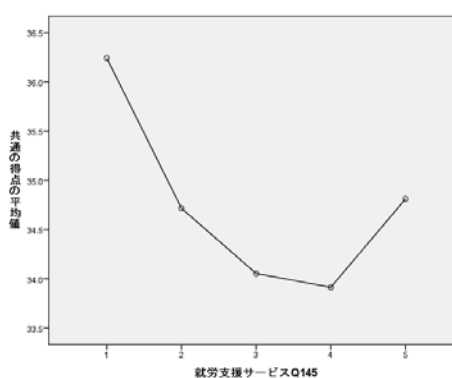
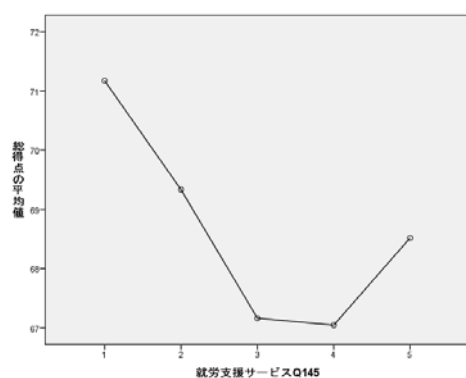
- 総得点の平均点について選択肢別にみると、選択肢 1 を選択した者の平均点は 71.17、正答選択肢 2 を選択した者の平均点は 69.33、選択肢 3 を選択した者の平均点は 67.17 点、選択肢 4 を選択した者の平均点は 67.05 点、選択肢 5 を選択した者の平均点は 68.52 点である。
- 選択肢 1 を選んだ受験者の総得点の平均値のみが合格想定点（70 点）を超えた。
- 選択肢 1 を選んだ受験者の方が正答選択肢 2 を選んだ受験者よりも、「総得点」「共通得点」において平均値が有意に高い。
- 選択肢 4 を選んだ受験者は、他の選択肢を選んだ受験者よりも、「総得点」「共通得点」「専門得点」すべてにおいて有意に低い。
- 選択肢の文字数が 26 文字から 76 文字と差が大きい。選択肢の文が最も短い選択肢 4 には「限られている」という表現が用いられており、誤りの選択肢として判断されると考えられる。

【分散分析結果】

記述統計

		度数	平均値	標準偏差	標準誤差	平均値の 95% 信頼区間		最小値	最大値
						下限	上限		
総得点	1	4002	71.17	11.423	.181	70.82	71.53	24	110
	2	1087	69.33	14.052	.426	68.50	70.17	31	139
	3	2064	67.17	11.224	.247	66.68	67.65	27	112
	4	210	67.05	14.064	.970	65.13	68.96	25	106
	5	888	68.52	11.715	.393	67.75	69.29	31	116
	合計	8251	69.54	11.980	.132	69.28	69.80	24	139
共通の得点	1	4002	36.24	6.938	.110	36.03	36.46	0	60
	2	1087	34.72	8.542	.259	34.21	35.23	0	76
	3	2064	34.05	6.894	.152	33.76	34.35	0	57
	4	210	33.91	8.098	.559	32.81	35.02	13	56
	5	888	34.81	7.110	.239	34.34	35.28	0	65
	合計	8251	35.28	7.271	.080	35.12	35.44	0	76
専門の得点	1	4027	34.95	5.677	.089	34.78	35.13	8	52
	2	1090	34.66	6.817	.206	34.25	35.06	10	63
	3	2071	33.14	5.601	.123	32.90	33.38	14	55
	4	211	33.11	7.189	.495	32.13	34.08	12	53
	5	891	33.70	5.763	.193	33.32	34.08	13	53
	合計	8290	34.28	5.925	.065	34.15	34.41	8	63

※総得点，共通の得点，専門の得点 $p<.01$



4. 今後に向けた提案

【情報格差の解消と試験問題の適正な難易度の構築に向けて】

本検証を通して、作問者と受験者の間には問題に関して保持する情報量に格差があり、それが問題の質と正答誤答の判断に影響を与えていることが明らかになった。受験者が出題基準に示された範囲の学習成果を発揮するためには、適正な難易度に基づく試験問題が作成されていることが前提となる。本検証では、試験問題の難易度を明らかにすることが第一義的な目的ではないが、統計的根拠を踏まえて試験問題の「適切さ」を明らかにすることは、試験問題の質を向上させるうえで重要となる。ここでは、作問者と受験者の間の情報格差と問題の適正な難易度とを関連させて、合格のための学習支援のあり方を検討すると共に、今後の模擬試験問題の作成と社会福祉士国家試験の発展に寄与したいと考えている。

社会福祉士国家試験に限らず、受験者にとって試験の難易度は気になる点のひとつである。一般的に、試験の難易度を評価する要素の一つに合格率があり、受験対策に関連する書籍や対策講座などでも論じられる場合が多い。しかしながら、難易度の基準や測定方法が示されているわけではないため、評価者の主観的かつ経験則的な考えで行われるため、必ずしも受験者にとって有益な情報とならないこともある。

以上を鑑み、情報格差の問題は作問者と受験者の双方に影響を与えることが明らかとなった。試験問題の難易度または適切さへの影響や正答と誤答の判断への影響などの現状を踏まえ、試験問題の適正な難易度および情報格差の解決方法について提案する。

①作問者が保持する情報量

- 作問者側が保持している情報量が絶対的に多い。作問者は統計データや年表などを手元に置きながら作成し、過去に出題されていない問題を作成しようとする、一般的に「重箱の隅をつつく問題」「作問者の趣味」と評されるような問題が作成されるのではないか。
- 合格の条件の一つが「問題の総得点の60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者」とある通り、受験者が確実に60%程度を得点することができる情報を意識して作問する必要がある。

②出典に関する問題

- 海外の動向を扱う作問については、原語でしか手に入らない資料を出典の根拠とする事は可能な限り避ける。日本語訳あるいは入手可能な資料を根拠としないと、受験生は正答にたどり着けない危険性がある。
- 社会福祉士の勉強をする上で、触れる機会の少ない知識は、難易度が高くなる。
- 出題基準は公益財団法人社会福祉振興・試験センターが公表しているが、試験問題の正誤の根拠については、受験生が学習可能な情報源を作問根拠とする必要がある。
- 一般的な養成テキストや書籍に掲載されておらず、それでも社会福祉士にとって必要不可欠な問題とするのであれば、当該問題の社会的評価や説明を公開する必要がある。

③解答の根拠となる数値の妥当性について

- 引用元の数値が誤っている場合がある。
- 社会福祉士として必要な力量を問う問題として数値を含めた問題を作成する際は、出題の意図および適切性についての検討が必要である。
- 「0.〇〇%の増減」といった細かい数字を問う問題は、高得点群の誤答を導いていることから、学習の成果を発揮することを阻害する可能性がある。
- 「5割で推移している」であれば〇になるが、「6割で推移している」として×という作問は避ける。
- 安易な数値や年代の入れ替えなどは避ける。
- 「統計的数値における数パーセントといった小さな差についての理解」を求めているものが多い。微々たるパーセンテージの違いを問い、かつ、その順位を理解する重要性が少ないような「不適切」問題となっている可能性がある。具体的には、選択肢1において「3人に1人」という記述が、正しくは「2人に1人」、「10年以上」が正しくは「5年から10年」、誤答との違いが数パーセントであるにも関わらず「最も多い」と記述されている等。
- 統計的数値についての小さな差の理解を求める問題は、とくにその差に重要な意味がない場合、合格者と不合格者を弁別できないため、作問において極力避ける必要がある。

④適切な用語の使用

- 「手厚く」という抽象的な表現が使用されている。解釈の余地が生じ、解答に影響を与える恐れがある。
- 「一方で」という表現は、本来「図るとともに」を意味している。「一方で」が逆説の意味を含んでいることから、解釈によっては誤答となる可能性は否定できない。
- 接続詞、助詞の使い方は、作問資料と同じように使用しないと、文脈によっては正答であっても誤答となる可能性がある。

【執筆要綱の見直しと活用のあり方】

本検証の分析の対象として抽出した27問は、高得点群が割れたり、高得点群が正答できなかったりするなど、特に弁別性の低い問題であると言え、一般的には「難問・奇問」あるいは「重箱の隅を突く問題」として括られる問題群であるといえる。しかし、何ををもって「難問・奇問」であるのか、また「重箱の隅を突く」とは具体的にどのような問題（あるいは記述）を指すのか、その根拠について言及している研究はなく、多くは受験生各人の感覚的、あるいは経験則が積み重なって、なんとなく「難問・奇問」や「重箱の隅を突く」問題として判断しているのが実情である。

これらの問題に対しては、学習を継続することで獲得した知識を用いて解答を導くのではなく、たとえば「『絶対』『のみ』『すべて』などの文言が用いられている選択肢は誤りの可能性が高い」「『必ず～する』のように文末が断定的である選択肢は誤りの可能性が高い」といった「受験テクニック」を駆使することで解答が導かれている。しかし、「受験テクニック」によって正答を導くということは、選択肢の意味を理解しなくても、用語

の配列や過去問の分析のみで正答を導けると言うことであり、結局は社会福祉士として必要な能力を測るという試験本来の意味から大きく逸脱することになる。つまり、「難問・奇問」「重箱の隅を突く問題」とは、どのような問題であるのかその条件を明瞭にし、その条件に当てはまらないように作問することが重要である。

この観点に立ち、抽出された27問について、「受験テクニック」や「細かすぎる数値は適切ではない」といったこれまでワーキンググループのメンバーが経験的に培ってきた

「難問・奇問」の条件を足がかりにして分析を行い、社会福祉士として必要な知識を適切に測る問題を作問する上での注意点を見いだした。今後、さらに詳細な分析と検証、および内容の精査が必要となるが、上述した情報格差や試験問題の難易度の適切さを踏まえて実際に作問する際の注意事項を示すとするならば、以下のチェックポイントを提案したい。

作問をする上でのチェックポイント

- 受験生は「社会的望ましさ」「福祉の一般的なイメージ（たとえば、福祉は収益を上げてはいけない等）」を選択する傾向が見られたことから、記述の仕方によっては、意図的に選択肢を選ばせかねない。
- 「絶対」「すべて」という用語を用いた選択肢は、とらえ方により不適切な表現となりかねないため、その用語を利用しないと選択が成り立たない場合のみ使用し、選択肢の記述を複雑にするために使用することは避ける。
- 受験生は、出題基準を拡大解釈した問題の出題を想定していないことから、「難易度」と出題基準は大きく関係している。
- 「ため」「旨」等の理由節を用いた2文問題は、理由節がなければ問題として成立しない場合に用い、枕文とならないように気をつける。
- 僅差を根拠とした統計データを選択肢とすると、高得点群も得点することが出来ない可能性がある。
- 年代や数値の変更、あるいは法律名の一部改変、用語を入れ替えただけを誤答の根拠とすると、受験生の注意力を測る問題となる。
- 海外の動向の扱いについては、レポートや言語でしか手に入らない資料を根拠とする事は避ける。日本語訳あるいは入手可能な資料を根拠としないと、受験生は回答できない。
- 数値を問う場合、年次の追って増減を問うのは、基準（いつから増加している。その間一貫して増加しているのかなど）を明記する。
- 数値を問う選択肢は、一般的に接触可能な数値（たとえば、合計特殊出生率や高齢化率）を出題することが望ましい。
- 接続詞、助詞の使い方は、出題資料と同じように使用する（接続詞の使い方を間違えると、正答であっても誤答となる可能性がある）。
- 法律違反に対する罰則を選択肢とする場合は、罰則の条件を記載していなくても、正答となりうる場合がある（罰則の条件を抜いたからといって誤答の根拠とはならない）。
- 「～アプローチ」など特有の用語が出てくる選択肢は、「カギ括弧」で括って出題しないと、意味内容の解釈に幅を与えてしまうことから、誤答や、正答の根拠とな

らない場合がある。

- 歴史性を踏まえた選択肢では、「時代」あるいは「人物」を限定しないと、解釈に多様性がでる。
- 国際人権宣言など出所が明らかな場合を除いて、宣言等を選択肢に記載する際は、出所を明記しなければ、受験生の解釈に委ねることになる。

以上の点については、本分析から得られた知見をまとめた段階であり、今後、さらなる分析と実証的な検証が必要となる。しかし本中間報告で示したチェックポイントなどが、今後の模擬試験問題を作成する際に活用されることで、社会福祉士に求められる能力を測るための共有ツールになるのではないかと。

【国家試験問題検証班 報告書編集・執筆者】

潮谷有二（長崎純心大学）

岡崎幸友（吉備国際大学）

添田正揮（川崎医療福祉大学）

清水正美（城西国際大学）

與那嶺司（神戸女学院大学）

渡辺裕一（武蔵野大学）

参考資料

社会福祉士養成に係る指定科目の教育実態に
関する調査 調査票

サマリー・関連科目・国家試験対策等

ID :

※鑑文に記載している ID をご記入下さい。

養成校名 :

学部名 :

学科・課程名 :

《 調査へのご協力をお願い 》

ご回答者様へ

この調査は、平成19年の法改正により見直された社会福祉士養成カリキュラム（新カリキュラム）について、改正法付則で「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。」としておりますことから、本協会会員校における新カリキュラムの実施状況等の教育実態を把握しつつ、教育内容の見直しや再編などが必要か否かの検討を行い、その結果を厚生労働省に提言するとともに、本協会会員校をはじめとする社会福祉士養成校にフィードバックを行うことを目的として実施するきわめて重要な調査となります。

会員各位におかれまして、年初の折、大変お忙しいこととは存じますが、本調査の趣旨に鑑み、何卒、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年1月

社団法人 日本社会福祉士養成校協会

会 長 長 谷 川 匡 俊

《 ご記入にあたって 》

1. ご記入は、黒または青のボールペン・サインペン等をお願いします。
2. ご回答は、数字の選択肢は、いずれか1つの選択肢に○印をご記入下さい。記号の選択肢は、あてはまるものすべてに○印をご記入下さい。また空欄には、具体的に数字あるいは回答をご記入下さい。
3. この調査票は、社会福祉士の国家試験受験資格が取得できる課程（学部、学科、コース等）ごとに1通お送りしています。したがって、複数の課程をお持ちの養成校には、複数の調査票へのご記入・返送をお願いすることになりますので、よろしくお願いします。
4. ご記入いただく方は、こちらからは特定いたしません、ご回答は、それぞれの課程を代表する回答として取り扱います。また特定の科目に関する質問は、可能ならば各科目担当者の方にご回答いただくのが望ましいと思われまます。
5. いくつかの質問は、課程内の教員等の合議が必要なものもあります。その際は、適宜合議等を行った上でご回答いただくのが望ましいと思われまます。
6. ご回答いただきました調査票は、養成課程ごとに調査票1～3をクリップ等でまとめ、**平成26年2月12日（水）までに同封の返信用封筒にて郵便ポストへ投函して下さい。**
7. 調査票について、ご不明の点がございましたら下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

社団法人日本社会福祉士養成校協会（担当：木下・小森）

TEL：03-5495-7242 FAX：03-5495-7219

I. 学校・養成課程について (地方厚生局に申請した養成課程単位でお答えください)

問 1 : 養成種別・学校名・ご回答者氏名等についてお答えください。

養成種別 (該当に○)	1. 一般養成施設 2. 短期養成施設 3. 四年制大学 4. 短期大学 5. 専修学校 6. 大学院	学校所在 都道府県	
学 校 名		学 部 名	
学科名及び課程・コース等名称		通 信 通 学 の 別	通信 ・ 通学
回答者氏名		連絡先電話	

問 2 : 地方厚生局に確認申請または設置 (変更) 申請を行った直近の貴養成課程の学年定員についてお答えください。

	名
--	---

問 3 : 貴養成課程の入学定員をお答えください。

	名
--	---

問 4 : 貴養成課程の 2013 年度入学生の実人員をお答えください。

	名
--	---

問 5 : 貴養成課程の直近 3 年間の「相談援助実習」を修了した学生数をお答えください。

※180 時間以上の実習を修了している、または修了予定の学生数を記入

2011 年度 () 名	2012 年度 () 名	2013 年度修了予定 () 名
--------------------	--------------------	------------------------

問 6 : 貴養成課程の直近 3 回の社会福祉士国家試験受験者数 (2013 年度は願書提出者数) をお答えください。

※当該年度卒業学生数のみを記入 (既卒生は含めない)

第 24 回国家試験 () 名	第 25 回国家試験 () 名	第 26 回国家試験願書提出者数 () 名
-----------------------	-----------------------	-----------------------------

問 7 : 貴養成課程の過去 3 年間の現役学生の合格率 (少数第 1 位まで。同 2 位を四捨五入) をお答えください。ただし、課程の合格率が不明の場合は、学校全体の数をお答え下さい。

第 23 回国家試験 () %	第 24 回国家試験 () %	第 25 回国家試験 () %
-----------------------	-----------------------	-----------------------

問 8 : 貴養成課程では、社会福祉士国家試験受験資格の取得を卒業要件にしていますか。

はい ・ いいえ

問 9 : 貴養成課程ではじめて社会福祉系学部・学科・コース等が開設された時期をお答えください (番号を○で囲んで下さい)。

1. 1987 年以前 (社会福祉士資格制度が創設される以前) に開設した 2. 1987～1999 年 (社会福祉士資格制度の創設以降) に開設した 3. 2000～2007 年 (社会福祉法施行・介護保険導入以降から士士法改正以前) に開設した 4. 2008 年以降 (社会福祉士及び介護福祉士法の改正以降) に開設した
--

問 10: 貴養成課程の社会福祉士養成課程の学生への教育に、主として携わっている教員数をお答えください。

1. 常勤（任期付専任教員を含む）	名
2. 非常勤	名

問 11：常勤教員（任期付専任教員も含む）の 2013 年度の担当平均コマ数をお答えください（30 時間を 0.5 コマとして算出してください）。

コマ

うち、相談援助実習・実習指導科目、相談援助演習科目を担当している常勤教員（任期付専任教員も含む）の2013年度の担当コマ数をお答えください(30時間を0.5コマとして算出してください)。

コマ

相談援助実習・実習指導科目、相談援助演習科目を担当していない常勤教員（任期付専任教員も含む）の2013年度の担当コマ数をお答えください（30時間を0.5コマとして算出してください）。

コマ

問 12：貴養成課程が所属する学部もしくは学科のカリキュラムポリシーを下にご記入ください
(コピー等添付可)。

[illegible]

問 13: 貴養成課程において社会福祉士の国家試験受験資格を取得して卒業した学生の中で、福祉関連分野（保健医療分野、シルバー産業系分野などを含む）に就職した学生は、概ね何パーセントですか。過去3年間の平均でお答えください。ただし、課程の就職率が不明の場合は、学校全体の数をお答え下さい。

1. ほぼ全員（90 パーセント以上）
2. 70 パーセントから 80 パーセント程度
3. 50 パーセントから 60 パーセント程度
4. 30 パーセントから 40 パーセント程度
5. 10 パーセントから 20 パーセント程度
6. 10 パーセント未満

Ⅱ. 社会福祉士指定科目以外の関連科目について

現在開講している社会福祉の専門科目（あるいはそれに準じる科目）の中で、社会福祉士の指定科目以外で、貴課程が社会福祉士の受験資格取得を目指す学生が受講するのが望ましい（必修・選択を問わず）と想定されている科目がありましたら、以下にご記入下さい。他の国家資格の科目（精神保健福祉士・介護福祉士・保育士などの指定科目）も含みますが、あくまでも社会福祉士を目指す学生が受講するのが望ましいとお考えの科目に絞ってご記入下さい。

※科目の例：「NPO論」「ケアマネジメント論」「社会福祉史」「国際社会福祉論」「スクールソーシャルワーク論」「災害ソーシャルワーク論」など

1. 科目名				
2. 開講の有無および形態についてお答えください。注： 4) 90分授業 1 時限＝2 時間で計算。 6)「専任」には常勤の任期付教員含む。				
1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他（ ）			
2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択（選択必修を含む）			
3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	4) 時間数	1. 60 時間 2. 30 時間 3. その他（ ）	
5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数（ ）人	6) 雇用形態	1. 専任 2. 非常勤 3. 専任・非常勤混成	
7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年	8) 配当学期	1. 前期 2. 後期 3. 集中	
3. なぜこの科目が社会福祉士養成に関連があるとお考えですか。 複数回答可				
ア. 指定科目のシラバスでは内容が不十分であるから イ. 養成校がめざす社会福祉士養成（ポリシー）に必要なから ウ. 社会福祉の実践現場を学んでもらうため エ. 特定の養成課程における養成校指定を受けるため オ. その他（ ）				

1. 科目名				
2. 開講の有無および形態についてお答えください。注： 4) 90分授業 1 時限＝2 時間で計算。 6)「専任」には常勤の任期付教員含む。				
1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他（ ）			
2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択（選択必修を含む）			
3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	4) 時間数	1. 60 時間 2. 30 時間 3. その他（ ）	
5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数（ ）人	6) 雇用形態	1. 専任 2. 非常勤 3. 専任・非常勤混成	
7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年	8) 配当学期	1. 前期 2. 後期 3. 集中	
3. なぜこの科目が社会福祉士養成に関連があるとお考えですか。 複数回答可				
ア. 指定科目のシラバスでは内容が不十分であるから イ. 養成校がめざす社会福祉士養成（ポリシー）に必要なから ウ. 社会福祉の実践現場を学んでもらうため エ. 特定の養成課程における養成校指定を受けるため オ. その他（ ）				

1. 科目名				
2. 開講の有無および形態についてお答えください。注： 4) 90分授業 1 時限＝2 時間で計算。 6)「専任」には常勤の任期付教員含む。				
1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他（ ）			
2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択（選択必修を含む）			
3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	4) 時間数	1. 60 時間 2. 30 時間 3. その他（ ）	
5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数（ ）人	6) 雇用形態	1. 専任 2. 非常勤 3. 専任・非常勤混成	
7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年	8) 配当学期	1. 前期 2. 後期 3. 集中	
3. なぜこの科目が社会福祉士養成に関連があるとお考えですか。 複数回答可				
ア. 指定科目のシラバスでは内容が不十分であるから イ. 養成校がめざす社会福祉士養成（ポリシー）に必要なから ウ. 社会福祉の実践現場を学んでもらうため エ. 特定の養成課程における養成校指定を受けるため オ. その他（ ）				

1. 科目名			
2. 開講の有無および形態についてお答えください。注： 4) 90 分授業 1 時限＝2 時間で計算。 6)「専任」には常勤の任期付教員含む。			
1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他 ()		
2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択 (選択必修を含む)		
3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	4) 時間数	1. 60 時間 2. 30 時間 3. その他 ()
5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	6) 雇用形態	1. 専任 2. 非常勤 3. 専任・非常勤混成
7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年	8) 配当学期	1. 前期 2. 後期 3. 集中
3. なぜこの科目が社会福祉士養成に関連があるとお考えですか。 複数回答可			
ア. 指定科目のシラバスでは内容が不十分であるから イ. 養成校がめざす社会福祉士養成（ポリシー）に必要なだから ウ. 社会福祉の実践現場を学んでもらうため エ. 特定の養成課程における養成校指定を受けるため オ. その他 ()			

1. 科目名			
2. 開講の有無および形態についてお答えください。注： 4) 90 分授業 1 時限＝2 時間で計算。 6)「専任」には常勤の任期付教員含む。			
1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他 ()		
2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択 (選択必修を含む)		
3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	4) 時間数	1. 60 時間 2. 30 時間 3. その他 ()
5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	6) 雇用形態	1. 専任 2. 非常勤 3. 専任・非常勤混成
7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年	8) 配当学期	1. 前期 2. 後期 3. 集中
3. なぜこの科目が社会福祉士養成に関連があるとお考えですか。 複数回答可			
ア. 指定科目のシラバスでは内容が不十分であるから イ. 養成校がめざす社会福祉士養成（ポリシー）に必要なだから ウ. 社会福祉の実践現場を学んでもらうため エ. 特定の養成課程における養成校指定を受けるため オ. その他 ()			

1. 科目名			
2. 開講の有無および形態についてお答えください。注： 4) 90 分授業 1 時限＝2 時間で計算。 6)「専任」には常勤の任期付教員含む。			
1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他 ()		
2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択 (選択必修を含む)		
3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	4) 時間数	1. 60 時間 2. 30 時間 3. その他 ()
5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	6) 雇用形態	1. 専任 2. 非常勤 3. 専任・非常勤混成
7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年	8) 配当学期	1. 前期 2. 後期 3. 集中
3. なぜこの科目が社会福祉士養成に関連があるとお考えですか。 複数回答可			
ア. 指定科目のシラバスでは内容が不十分であるから イ. 養成校がめざす社会福祉士養成（ポリシー）に必要なだから ウ. 社会福祉の実践現場を学んでもらうため エ. 特定の養成課程における養成校指定を受けるため オ. その他 ()			

※用紙が不足する場合は、このページをコピーしてご記入・ご返送ください。

Ⅲ. 国家試験対策の現状について

I. 社会福祉士国家試験対策講座等についてお尋ねします。

1. 外部業者に委託しない社会福祉士の国家試験対策講座等を学内で実施していますか。

1. はい 2. いいえ

2. 上記1で「1. はい」と答えた方は、次の(1)～(3)についてご回答ください。

1) 実施形態 ※当てはまるものを全てに ○	ア. 授業の一部として実施	イ. 独立した正規科目として実施	ウ. 授業時間外に独立した講座を実施
2) 講座の総時間数	() 時間※ 相当 ※「90 分授業 1 時限分＝2 時間」で計算		
3) 担当教員	1. すべて専任教員が担当	2. すべて非常勤教員が担当	3. 専任と非常勤教員の混成

3. 講座の対象学年 あてはまる学期に○ 複数回答可

ア. 1年次の (前期 後期 集中) イ. 2年次の (前期 後期 集中)

ウ、 3年次の (前期 後期 集中) エ、 4年次の (前期 後期 集中)

4. 外部業者に委託した社会福祉士の国家試験対策講座等を実施していますか。

1. はい 2. いいえ

5. 上記4. で、「1. はい」と答えた方にお尋ねします。外部業者に委託した講座はどのような形態で実施していますか
複数回答可。また、それぞれの講座を受講する場合の受講料の負担について合わせてお答えください。

ア、特定の業者に委託して、学内の会場で実施している。

→ 1. 学校がすべて負担 2. 学校が一部負担 3. 学校の負担はない（受講者が全学自己負担）

イ、特定の業者が実施している、学外の講座を受講させている。

→ 1. 学校がすべて負担 2. 学校が一部負担 3. 学校の負担はない（受講者が全学自己負担）

ウ、その他（ ）

6. 模擬試験の実施状況についてお尋ねします **複数回答可**。また、ア・イ・ウについて、模擬試験の受験料の負担はどのようにされていますか。

ア. 学内会場で実施している。 () 回

→ 1. 学校がすべて負担 2. 学校が一部負担 3. 学校の負担はない（受験者が全学自己担）

イ. 学外の実施会場で受験させている。() 回

→ 1. 学校がすべて負担 2. 学校が一部負担 3. 学校の負担はない（受験者が全学自己負）

ウ. 自宅で受験させている。 () 回

→ 1. 学校がすべて負担 2. 学校が一部負担 3. 学校の負担はない（受験者が全学自己負）

エ. 実施していない

① 人体の構造と機能及び疾病

I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :

※鑑文に記載している ID をご記入下さい。

※養成課程毎に回答していただくようお願いをしておりますが、複数の課程の学生に対して、共通科目として開講している場合は、回答は1部で構いません。その際は、上表に該当養成課程の ID (鑑文に記載) をご記入下さい。

養成校名：_____

学部名：_____

学科・課程名：_____

《 調査へのご協力お願い 》

ご回答者様へ

この調査は、平成19年の法改正により見直された社会福祉士養成カリキュラム（新カリキュラム）について、改正法付則で「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。」としておりますことから、本協会会員校における新カリキュラムの実施状況等の教育実態を把握しつつ、教育内容の見直しや再編などが必要か否かの検討を行い、その結果を厚生労働省に提言するとともに、本協会会員校をはじめとする社会福祉士養成校にフィードバックを行うことを目的として実施するきわめて重要な調査となります。

会員各位におかれまして、年初の折、大変お忙しいこととは存じますが、本調査の趣旨に鑑み、何卒、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年1月

社団法人 日本社会福祉士養成校協会

会 長 長 谷 川 匡 俊

《 ご記入にあたって 》

- ご記入は、黒または青のボールペン・サインペン等をお願いします。
- ご回答は、数字の選択肢は、いずれか1つの選択肢に○印をご記入下さい。また空欄には、具体的に回答をご記入下さい。
- ご記入いただく方は、この科目の担当教員の方が望ましいと思われまます。担当教員の方のご記入が難しい場合は、課程の代表者あるいは責任者等がご記入ください。また複数の教員が担当している場合には、いくつかの質問は、回答する際に科目担当の教員間の合議等が必要なものもあり、適宜合議等を行った上でご回答いただくのが望ましいと思われまます。合議等が難しい場合は、代表者あるいは責任者等がご記入ください。いずれの場合でも、ご回答は貴課程を代表するご意見・ご回答として取り扱います。
- 調査票について、ご不明の点がございましたら下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

社団法人日本社会福祉士養成校協会（担当：木下・小森）

TEL：03-5495-7242 FAX：03-5495-7219 Eメール：office@jascsw.jp

科目名： 人体の構造と機能及び疾病

I. 以下の1～6の設問において、貴校の状況にあてはまる番号に1つ○印をつけてください。

1. 科目の名称は、指定科目名と同じですか。異なる場合(読み替えの科目名を含む。I、II、A、B等で分割している場合も含む)は、科目名をご記入ください。2つ以上の科目を充当している場合は、すべての科目名をご記入ください。

1. 指定科目とまったく同じ科目名である 2. 他の名称を用いている (以下に科目名をご記入ください。)

①科目名：

②科目名：

2. 開講の有無および形態についてお答えください。

注： 4) 90分授業1時限＝2時間で計算。 6)「専任」には常勤の任期付教員含む。

③	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他 ()			
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択 (選択必修を含む)			
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	4) 時間数	1. 60時間 2. 30時間 3. その他 ()	
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	6) 雇用形態	1. 専任 2. 非常勤 3. 専任・非常勤混成	
	7) 配当学年	1. 1年 2. 2年 3. 3年 4. 4年	8) 配当学期	1. 前期 2. 後期 3. 集中	
④	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他 ()			
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択 (選択必修を含む)			
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	4) 時間数	1. 60時間 2. 30時間 3. その他 ()	
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	6) 雇用形態	1. 専任 2. 非常勤 3. 専任・非常勤混成	
	7) 配当学年	1. 1年 2. 2年 3. 3年 4. 4年	8) 配当学期	1. 前期 2. 後期 3. 集中	

3. 担当教員が複数の場合、授業の調整(授業内容の重複の回避や教員間役割分担など)を行っていますか。

1. 教員間で調整している (具体的に：)
 2. 調整は必要だと思うが、していない (調整が必要な点：)
 3. 調整は必要ないので、していない

4. この科目では、教科書を指定していますか。(複数の科目が該当している場合、あるいは複数の教員が担当している場合は、1科目でも、あるいは1人の教員でも指定している場合には、「1. している」と回答してください)

1. している 2. していない

5. この科目は、社会福祉士国家試験の指定科目として、どの程度必要だとお考えですか。

1. とても必要だ 2. まあ必要だ 3. あまり必要ではない 4. ほとんど必要ではない

6. 上記5. で回答された理由について、自由に記入して下さい。

科目名： 人体の構造と機能及び疾病

Ⅱ. 貴校における教育の現状についてお尋ねします。

1. この科目に関して貴課程では、以下の教育内容の項目（厚生労働省通知による教育に含むべき事項）について、どの程度重要だとお考えですか。さらに各項目を教える際に、授業時間中にどの程度時間を費やしていますか（今年度の実績でお答えください。難しい場合は、昨年度の実績をお答えください）。また、教育内容の項目については、その他に授業で時間を費やしているものがあるようでしたら、〈その他〉の欄に具体的に項目としてご記入の上、どの程度授業で時間を費やしているのかをお答えください。

設 問 厚生労働省による 教育に含むべき事項	この内容は、社会福祉士養成のために、どの程度重要だとお考えですか。				この内容を教えるために、どの程度授業で時間を費やしていますか。			
	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない
（記入例）① 社会福祉士とは	1	2	3	4	1	2	3	4
① 人間の成長・発達	1	2	3	4	1	2	3	4
② 心身機能と身体構造の概要	1	2	3	4	1	2	3	4
③ 国際生活機能分類(ICF)の基本的考え方と概要	1	2	3	4	1	2	3	4
④ 健康の捉え方	1	2	3	4	1	2	3	4
⑤ 疾病と障害の概要	1	2	3	4	1	2	3	4
⑥ リハビリテーションの概要	1	2	3	4	1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4

2. 現行のシラバスに追加または削除すべきだと考える教育内容がありましたら、自由に記入してください。

注：記入にあたってはp.4のシラバス参照

人体の構造と機能及び疾病	
教育内容	
ねらい	教育に含むべき事項
① 心身機能と身体構造及び様々な疾病や障害の概要について、人の成長・発達や日常生活との関係を踏まえて理解する。 ② 国際生活機能分類（ICF）の基本的考え方と概要について理解する。 ③ リハビリテーションの概要について理解する。 ※社会福祉士に必要な内容となるよう留意すること。	① 人の成長・発達
	② 心身機能と身体構造の概要
	③ 国際生活機能分類（ICF）の基本的考え方と概要
	④ 健康の捉え方
	⑤ 疾病と障害の概要
	⑥ リハビリテーションの概要

② 心理学理論と心理的支援

I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :

※鑑文に記載している ID をご記入下さい。

※養成課程毎に回答していただくようお願いをしておりますが、複数の課程の学生に対して、共通科目として開講している場合は、回答は1部で構いません。その際は、上表に該当養成課程の ID (鑑文に記載) をご記入下さい。

養成校名：_____

学部名：_____

学科・課程名：_____

《 調査へのご協力お願い 》

ご回答者様へ

この調査は、平成19年の法改正により見直された社会福祉士養成カリキュラム（新カリキュラム）について、改正法付則で「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。」としておりますことから、本協会会員校における新カリキュラムの実施状況等の教育実態を把握しつつ、教育内容の見直しや再編などが必要か否かの検討を行い、その結果を厚生労働省に提言するとともに、本協会会員校をはじめとする社会福祉士養成校にフィードバックを行うことを目的として実施するきわめて重要な調査となります。

会員各位におかれまして、年初の折、大変お忙しいこととは存じますが、本調査の趣旨に鑑み、何卒、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年1月

社団法人 日本社会福祉士養成校協会

会 長 長 谷 川 匡 俊

《 ご記入にあたって 》

1. ご記入は、黒または青のボールペン・サインペン等をお願いします。
2. ご回答は、数字の選択肢は、いずれか1つの選択肢に○印をご記入下さい。また空欄には、具体的に回答をご記入下さい。
3. ご記入いただく方は、この科目の担当教員の方が望ましいと思われまます。担当教員の方のご記入が難しい場合は、課程の代表者あるいは責任者等がご記入ください。また複数の教員が担当している場合には、いくつかの質問は、回答する際に科目担当の教員間の合議等が必要なものもあり、適宜合議等を行った上でご回答いただくのが望ましいと思われまます。合議等が難しい場合は、代表者あるいは責任者等がご記入ください。いずれの場合でも、ご回答は貴課程を代表するご意見・ご回答として取り扱います。
4. 調査票について、ご不明の点がございましたら下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

社団法人日本社会福祉士養成校協会（担当：木下・小森）

TEL：03-5495-7242 FAX：03-5495-7219 Eメール：office@jascsw.jp

科目名: **心理学理論と心理的支援**

I. 以下の1～6の設問において、貴校の状況にあてはまる番号に1つ○印をつけてください。

1. 科目の名称は、指定科目名と同じですか。異なる場合(読み替えの科目名を含む。Ⅰ、Ⅱ、A、B等で分割している場合も含む)は、科目名をご記入ください。2つ以上の科目を充当している場合は、すべての科目名をご記入ください。

2. 他の名称を用いている（以下に科目名をご記入ください）

⑧科目名：

注: 4) 90 分授業1時限=2 時間で計算。 6)「専任」には常勤の任期付教員含む。

①	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他 ()		
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択 (選択必修を含む)		
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	4) 時間数	1. 60 時間 2. 30 時間 3. その他 ()
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	6) 雇用形態	1. 専任 2. 非常勤 3. 専任・非常勤混成
	7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年	8) 配当学期	1. 前期 2. 後期 3. 集中
②	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他 ()		
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択 (選択必修を含む)		
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	4) 時間数	1. 60 時間 2. 30 時間 3. その他 ()
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	6) 雇用形態	1. 専任 2. 非常勤 3. 専任・非常勤混成
	7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年	8) 配当学期	1. 前期 2. 後期 3. 集中

3. 担当教員が複数の場合、授業の調整(授業内容の重複の回避や教員間役割分担など)を行っていますか。

1. 教員間で調整している（具体的に：_____）
2. 調整は必要だと思うが、していない（調整が必要な点：_____）
3. 調整は必要ないので、していない

4. この科目では、教科書を指定していますか。(複数の科目が該当している場合、あるいは複数の教員が担当している場合は、1科目でも、あるいは1人の教員でも指定している場合には、「1. している」と回答してください)

1. している 2. していない

5. この科目は、社会福祉士国家試験の指定科目として、どの程度必要だとお考えですか。

1. とても必要だ 2. まあ必要だ 3. あまり必要ではない 4. ほとんど必要ではない

6. 上記5. で回答された理由について、自由に記入して下さい。

科目名： 心理学理論と心理的支援

Ⅱ. 貴校における教育の現状についてお尋ねします。

1. この科目に関して貴課程では、以下の教育内容の項目（厚生労働省通知による教育に含むべき事項）について、どの程度重要だとお考えですか。さらに各項目を教える際に、授業時間中にどの程度時間を費やしていますか（今年度の実績でお答えください。難しい場合は、昨年度の実績をお答えください）。また、教育内容の項目については、その他に授業で時間を費やしているものがあるようでしたら、〈その他〉の欄に具体的に項目としてご記入の上、どの程度授業で時間を費やしているのかをお答えください。

設 問 厚生労働省による 教育に含むべき事項	この内容は、社会福祉士養成のために、どの程度重要だとお考えですか。				この内容を教えるために、どの程度授業で時間を費やしていますか。			
	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない
（記入例）① 社会福祉士とは	1	2	3	4	1	2	3	4
① 人の心理学的理解	1	2	3	4	1	2	3	4
② 人の成長・発達と心理	1	2	3	4	1	2	3	4
③ 日常生活と心の健康	1	2	3	4	1	2	3	4
④ 心理的支援の方法と実際	1	2	3	4	1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4

2. 現行のシラバスに追加または削除すべきだと考える教育内容がありましたら、自由に記入してください。

注：記入にあたってはp.4のシラバス参照

心理学理論と心理的支援	
教育内容	
ねらい	教育に含むべき事項
① 心理学理論による人の理解とその技法の基礎について理解する。 ② 人の成長・発達と心理との関係について理解する。 ③ 日常生活と心の健康との関係について理解する。 ④ 心理的支援の方法と実際について理解する。 ※社会福祉士に必要な内容となるよう留意すること。	① 人の心理学的理解
	② 人の成長・発達と心理
	③ 日常生活と心の健康
	④ 心理的支援の方法と実際

③ 社会理論と社会システム

I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :

※鑑文に記載している ID をご記入下さい。

※養成課程毎に回答していただくようお願いをしておりますが、複数の課程の学生に対して、共通科目として開講している場合は、回答は1部で構いません。その際は、上表に該当養成課程の ID (鑑文に記載) をご記入下さい。

養成校名：_____

学部名：_____

学科・課程名：_____

《 調査へのご協力のお願い 》

ご回答者様へ

この調査は、平成19年の法改正により見直された社会福祉士養成カリキュラム（新カリキュラム）について、改正法付則で「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。」としておりますことから、本協会会員校における新カリキュラムの実施状況等の教育実態を把握しつつ、教育内容の見直しや再編などが必要か否かの検討を行い、その結果を厚生労働省に提言するとともに、本協会会員校をはじめとする社会福祉士養成校にフィードバックを行うことを目的として実施するきわめて重要な調査となります。

会員各位におかれまして、年初の折、大変お忙しいこととは存じますが、本調査の趣旨に鑑み、何卒、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年1月

社団法人 日本社会福祉士養成校協会

会 長 長 谷 川 匡 俊

《 ご記入にあたって 》

1. ご記入は、黒または青のボールペン・サインペン等をお願いします。
2. ご回答は、数字の選択肢は、いずれか1つの選択肢に○印をご記入下さい。また空欄には、具体的に回答をご記入下さい。
3. ご記入いただく方は、この科目の担当教員の方が望ましいと思われまます。担当教員の方のご記入が難しい場合は、課程の代表者あるいは責任者等がご記入ください。また複数の教員が担当している場合には、いくつかの質問は、回答する際に科目担当の教員間の合議等が必要なものもあり、適宜合議等を行った上でご回答いただくのが望ましいと思われまます。合議等が難しい場合は、代表者あるいは責任者等がご記入ください。いずれの場合でも、ご回答は貴課程を代表するご意見・ご回答として取り扱います。
4. 調査票について、ご不明の点がございましたら下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

社団法人日本社会福祉士養成校協会（担当：木下・小森）

TEL：03-5495-7242 FAX：03-5495-7219 Eメール：office@jascsw.jp

科目名： 社会理論と社会システム

I. 以下の1～6の設問において、貴校の状況にあてはまる番号に1つ○印をつけてください。

1. 科目の名称は、指定科目名と同じですか。異なる場合(読み替えの科目名を含む。I、II、A、B等で分割している場合も含む)は、科目名をご記入ください。2つ以上の科目を充当している場合は、すべての科目名をご記入ください。				
1. 指定科目とまったく同じ科目名である		2. 他の名称を用いている (以下に科目名をご記入ください。)		
①科目名：		②科目名：		
2. 開講の有無および形態についてお答えください。 注： 4) 90分授業時限＝2時間で計算。 6)「専任」には常勤の任期付教員含む。				
③	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他 ()		
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択 (選択必修を含む)		
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	4) 時間数	1. 60時間 2. 30時間 3. その他 ()
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	6) 雇用形態	1. 専任 2. 非常勤 3. 専任・非常勤混成
	7) 配当学年	1. 1年 2. 2年 3. 3年 4. 4年	8) 配当学期	1. 前期 2. 後期 3. 集中
④	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他 ()		
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択 (選択必修を含む)		
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	4) 時間数	1. 60時間 2. 30時間 3. その他 ()
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	6) 雇用形態	1. 専任 2. 非常勤 3. 専任・非常勤混成
	7) 配当学年	1. 1年 2. 2年 3. 3年 4. 4年	8) 配当学期	1. 前期 2. 後期 3. 集中
3. 担当教員が複数の場合、授業の調整(授業内容の重複の回避や教員間役割分担など)を行っていますか。				
1. 教員間で調整している (具体的に：) 2. 調整は必要だと思うが、していない (調整が必要な点：) 3. 調整は必要ないので、していない				
4. この科目では、教科書を指定していますか。(複数の科目が該当している場合、あるいは複数の教員が担当している場合は、1科目でも、あるいは1人の教員でも指定している場合には、「1. している」と回答してください)				
1. している 2. していない				
5. この科目は、社会福祉士国家試験の指定科目として、どの程度必要だとお考えですか。				
1. とても必要だ 2. まあ必要だ 3. あまり必要ではない 4. ほとんど必要ではない 				
6. 上記5. で回答された理由について、自由に記入して下さい。				

科目名： 社会理論と社会システム

Ⅱ. 貴校における教育の現状についてお尋ねします。

1. この科目に関して貴課程では、以下の教育内容の項目（厚生労働省通知による教育に含むべき事項）について、どの程度重要だとお考えですか。さらに各項目を教える際に、授業時間中にどの程度時間を費やしていますか（今年度の実績でお答えください。難しい場合は、昨年度の実績をお答えください）。また、教育内容の項目については、その他に授業で時間を費やしているものがあるようでしたら、〈その他〉の欄に具体的に項目としてご記入の上、どの程度授業で時間を費やしているのかをお答えください。

設 問 厚生労働省による 教育に含むべき事項	この内容は、社会福祉士養成のために、どの程度重要だとお考えですか。				この内容を教えるために、どの程度授業で時間を費やしていますか。			
	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない
（記入例）① 社会福祉士とは	1	2	3	4	1	2	3	4
① 現代社会の理解	1	2	3	4	1	2	3	4
② 生活の理解	1	2	3	4	1	2	3	4
③ 人と社会の関係	1	2	3	4	1	2	3	4
④ 社会問題の理解	1	2	3	4	1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4

2. 現行のシラバスに追加または削除すべきだと考える教育内容がありましたら、自由に記入してください。

注：記入にあたってはp. 4のシラバス参照

社会理論と社会システム	
教育内容	
ねらい	教育に含むべき事項
① 社会理論による現代社会の捉え方を理解する。 ② 生活について理解する。 ③ 人と社会の関係について理解する。 ④ 社会問題について理解する。 ※社会福祉士に必要な内容となるよう留意すること。	① 現代社会の理解
	② 生活の理解
	③ 人と社会の関係
	④ 社会問題の理解

④ 現代社会と福祉

I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :

※鑑文に記載している ID をご記入下さい。

※養成課程毎に回答していただくようお願いをしておりますが、複数の課程の学生に対して、共通科目として開講している場合は、回答は1部で構いません。その際は、上表に該当養成課程の ID (鑑文に記載) をご記入下さい。

養成校名：_____

学部名：_____

学科・課程名：_____

《 調査へのご協力のお願い 》

ご回答者様へ

この調査は、平成19年の法改正により見直された社会福祉士養成カリキュラム（新カリキュラム）について、改正法付則で「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。」としておりますことから、本協会会員校における新カリキュラムの実施状況等の教育実態を把握しつつ、教育内容の見直しや再編などが必要か否かの検討を行い、その結果を厚生労働省に提言するとともに、本協会会員校をはじめとする社会福祉士養成校にフィードバックを行うことを目的として実施するきわめて重要な調査となります。

会員各位におかれまして、年初の折、大変お忙しいこととは存じますが、本調査の趣旨に鑑み、何卒、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年1月

社団法人 日本社会福祉士養成校協会

会 長 長 谷 川 匡 俊

《 ご記入にあたって 》

1. ご記入は、黒または青のボールペン・サインペン等でお願ひします。
2. ご回答は、数字の選択肢は、いずれか1つの選択肢に○印をご記入下さい。また空欄には、具体的に回答をご記入下さい。
3. ご記入いただく方は、この科目の担当教員の方が望ましいと思われまふ。担当教員の方のご記入が難しい場合は、課程の代表者あるいは責任者等がご記入ください。また複数の教員が担当している場合には、いくつかの質問は、回答する際に科目担当の教員間の合議等が必要なものもあり、適宜合議等を行った上でご回答いただくのが望ましいと思われまふ。合議等が難しい場合は、代表者あるいは責任者等がご記入ください。いずれの場合でも、ご回答は貴課程を代表するご意見・ご回答として取り扱います。
4. 調査票について、ご不明の点がありましたら下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

社団法人日本社会福祉士養成校協会（担当：木下・小森）

TEL：03-5495-7242 FAX：03-5495-7219 Eメール：office@jascsw.jp

科目名: 現代社会と福祉

I. 以下の1～6の設問において、貴校の状況にあてはまる番号に1つ○印をつけてください。

1. 科目の名称は、指定科目名と同じですか。異なる場合(読み替えの科目名を含む。Ⅰ、Ⅱ、A、B等で分割している場合も含む)は、科目名をご記入ください。2つ以上の科目を充当している場合は、すべての科目名をご記入ください。

1. 指定科目とまったく同じ科目名である

2. 他の名称を用いている (以下に科目名をご記入ください)

④科目名：

③科目名：

2. 開講の有無および形態についてお答えください。

注: 4) 90 分授業1時限=2 時間で計算。 6)「専任」には常勤の任期付教員含む。

①	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他 ()			
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択 (選択必修を含む)			
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	4) 時間数	1. 60 時間 2. 30 時間 3. その他 ()	
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	6) 雇用形態	1. 専任 2. 非常勤 3. 専任・非常勤混成	
	7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年	8) 配当学期	1. 前期 2. 後期 3. 集中	
②	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他 ()			
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択 (選択必修を含む)			
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	4) 時間数	1. 60 時間 2. 30 時間 3. その他 ()	
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	6) 雇用形態	1. 専任 2. 非常勤 3. 専任・非常勤混成	
	7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年	8) 配当学期	1. 前期 2. 後期 3. 集中	

3. 担当教員が複数の場合、授業の調整(授業内容の重複の回避や教員間役割分担など)を行っていますか。

1. 教員間で調整している（具体的に：_____）
2. 調整は必要だと思うが、していない（調整が必要な点：_____）
3. 調整は必要ないので、していない

4. この科目では、教科書を指定していますか。(複数の科目が該当している場合、あるいは複数の教員が担当している場合は、1科目でも、あるいは1人の教員でも指定している場合には、「1. している」と回答してください)

1. している

2. していない

5. この科目は、社会福祉士国家試験の指定科目として、どの程度必要だとお考えですか。

1. とても必要だ

2. まあ必要だ

3. あまり必要ではない

4. ほとんど必要ではない

6. 上記5. で回答された理由について、自由に記入して下さい。

科目名： 現代社会と福祉

Ⅱ. 貴校における教育の現状についてお尋ねします。

1. この科目に関して貴課程では、以下の教育内容の項目（厚生労働省通知による教育に含むべき事項）について、どの程度重要だとお考えですか。さらに各項目を教える際に、授業時間中にどの程度時間を費やしていますか（今年度の実績でお答えください。難しい場合は、昨年度の実績をお答えください）。また、教育内容の項目については、その他に授業で時間を費やしているものがあるようでしたら、〈その他〉の欄に具体的に項目としてご記入の上、どの程度授業で時間を費やしているのかをお答えください。

設 問 厚生労働省による 教育に含むべき事項	この内容は、社会福祉士養成のために、どの程度重要だとお考えですか。				この内容を教えるために、どの程度授業で時間を費やしていますか。			
	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない
（記入例）① 社会福祉士とは	1	2	3	4	1	2	3	4
① 現代社会における福祉制度と福祉政策	1	2	3	4	1	2	3	4
② 福祉の原理をめぐる理論と哲学	1	2	3	4	1	2	3	4
③ 福祉制度の発達過程	1	2	3	4	1	2	3	4
④ 福祉政策におけるニーズと資源	1	2	3	4	1	2	3	4
⑤ 福祉政策の課題	1	2	3	4	1	2	3	4
⑥ 福祉政策の構成要素	1	2	3	4	1	2	3	4
⑦ 福祉政策と関連政策	1	2	3	4	1	2	3	4
⑧ 相談援助活動と福祉政策の関係	1	2	3	4	1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
2. 現行のシラバスに追加または削除すべきだと考える教育内容がありましたら、自由に記入してください。								
注：記入にあたってはp.4のシラバス参照								

現代社会と福祉	
教育内容	
ねらい	教育に含むべき事項
① 現代社会における福祉制度の意義や理念、福祉政策との関係について理解する。 ② 福祉の原理をめぐる理論と哲学について理解する。 ③ 福祉政策におけるニーズと資源について理解する。 ④ 福祉政策の課題について理解する。 ⑤ 福祉政策の構成要素（福祉政策における政府、市場、家族、個人の役割を含む。）について理解する。 ⑥ 福祉政策と関連政策（教育政策、住宅政策、労働政策を含む。）の関係について理解する。 ⑦ 相談援助活動と福祉政策との関係について理解する。	① 現代社会における福祉制度と福祉政策
	② 福祉の原理をめぐる理論と哲学
	③ 福祉制度の発達過程
	④ 福祉政策におけるニーズと資源
	⑤ 福祉施策の課題
	⑥ 福祉政策の構成要素
	⑦ 福祉政策と関連政策
	⑧ 相談援助活動と福祉政策の関係

⑤ 社会調査の基礎

I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :

※鑑文に記載している ID をご記入下さい。

※養成課程毎に回答していただくようお願いをしておりますが、複数の課程の学生に対して、共通科目として開講している場合は、回答は1部で構いません。その際は、上表に該当養成課程の ID (鑑文に記載) をご記入下さい。

養成校名：_____

学部名：_____

学科・課程名：_____

《 調査へのご協力お願い 》

ご回答者様へ

この調査は、平成19年の法改正により見直された社会福祉士養成カリキュラム（新カリキュラム）について、改正法付則で「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。」としておりますことから、本協会会員校における新カリキュラムの実施状況等の教育実態を把握しつつ、教育内容の見直しや再編などが必要か否かの検討を行い、その結果を厚生労働省に提言するとともに、本協会会員校をはじめとする社会福祉士養成校にフィードバックを行うことを目的として実施するきわめて重要な調査となります。

会員各位におかれまして、年初の折、大変お忙しいこととは存じますが、本調査の趣旨に鑑み、何卒、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年1月

社団法人 日本社会福祉士養成校協会

会 長 長 谷 川 匡 俊

《 ご記入にあたって 》

1. ご記入は、黒または青のボールペン・サインペン等をお願いします。
2. ご回答は、数字の選択肢は、いずれか1つの選択肢に○印をご記入下さい。また空欄には、具体的に回答をご記入下さい。
3. ご記入いただく方は、この科目の担当教員の方が望ましいと思われまます。担当教員の方のご記入が難しい場合は、課程の代表者あるいは責任者等がご記入ください。また複数の教員が担当している場合には、いくつかの質問は、回答する際に科目担当の教員間の合議等が必要なものもあり、適宜合議等を行った上でご回答いただくのが望ましいと思われまます。合議等が難しい場合は、代表者あるいは責任者等がご記入ください。いずれの場合でも、ご回答は貴課程を代表するご意見・ご回答として取り扱います。
4. 調査票について、ご不明の点がございましたら下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

社団法人日本社会福祉士養成校協会（担当：木下・小森）

TEL：03-5495-7242 FAX：03-5495-7219 Eメール：office@jascsw.jp

科目名： 社会調査の基礎

I. 以下の1～6の設問において、貴校の状況にあてはまる番号に1つ○印をつけてください。

1. 科目の名称は、指定科目名と同じですか。異なる場合(読み替えの科目名を含む。I、II、A、B等で分割している場合も含む)は、科目名をご記入ください。2つ以上の科目を充当している場合は、すべての科目名をご記入ください。				
1. 指定科目とまったく同じ科目名である		2. 他の名称を用いている (以下に科目名をご記入ください。)		
①科目名：		②科目名：		
2. 開講の有無および形態についてお答えください。 注： 4) 90分授業1時限＝2時間で計算。 6)「専任」には常勤の任期付教員含む。				
③	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他 ()		
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択 (選択必修を含む)		
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	4) 時間数	1. 60時間 2. 30時間 3. その他 ()
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	6) 雇用形態	1. 専任 2. 非常勤 3. 専任・非常勤混成
	7) 配当学年	1. 1年 2. 2年 3. 3年 4. 4年	8) 配当学期	1. 前期 2. 後期 3. 集中
④	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他 ()		
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択 (選択必修を含む)		
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	4) 時間数	1. 60時間 2. 30時間 3. その他 ()
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	6) 雇用形態	1. 専任 2. 非常勤 3. 専任・非常勤混成
	7) 配当学年	1. 1年 2. 2年 3. 3年 4. 4年	8) 配当学期	1. 前期 2. 後期 3. 集中
3. 担当教員が複数の場合、授業の調整(授業内容の重複の回避や教員間役割分担など)を行っていますか。				
1. 教員間で調整している (具体的に：)				
2. 調整は必要だと思うが、していない (調整が必要な点：)				
3. 調整は必要ないので、していない				
4. この科目では、教科書を指定していますか。(複数の科目が該当している場合、あるいは複数の教員が担当している場合は、1科目でも、あるいは1人の教員でも指定している場合には、「1. している」と回答してください)				
1. している 2. していない				
5. この科目は、社会福祉士国家試験の指定科目として、どの程度必要だとお考えですか。				
1. とても必要だ 2. まあ必要だ 3. あまり必要ではない 4. ほとんど必要ではない				
6. 上記5. で回答された理由について、自由に記入して下さい。				

科目名： 社会調査の基礎

Ⅱ. 貴校における教育の現状についてお尋ねします。

1. この科目に関して貴課程では、以下の教育内容の項目（厚生労働省通知による教育に含むべき事項）について、どの程度重要だとお考えですか。さらに各項目を教える際に、授業時間中にどの程度時間を費やしていますか（今年度の実績でお答えください。難しい場合は、昨年度の実績をお答えください）。また、教育内容の項目については、その他に授業で時間を費やしているものがあるようでしたら、〈その他〉の欄に具体的に項目としてご記入の上、どの程度授業で時間を費やしているのかをお答えください。

設 問 厚生労働省による 教育に含むべき事項	この内容は、社会福祉士養成のために、どの程度重要だとお考えですか。				この内容を教えるために、どの程度授業で時間を費やしていますか。			
	とても 重要だ	まあ 重要だ	あまり 重要ではない	ほとんど 重要ではない	かなり 時間を費やして いる	ある程度 時間を費やし ている	少し 時間を費やし ている	教えて いない
（記入例）① 社会福祉士とは	1	2	3	4	1	2	3	4
① 社会調査の意義と目的	1	2	3	4	1	2	3	4
② 統計法	1	2	3	4	1	2	3	4
③ 社会調査における倫理	1	2	3	4	1	2	3	4
④ 社会調査における個人情報保護	1	2	3	4	1	2	3	4
⑤ 量的調査の方法	1	2	3	4	1	2	3	4
⑥ 質的調査の方法	1	2	3	4	1	2	3	4
⑦ 社会調査の実施に当たっての IT の活用方法	1	2	3	4	1	2	3	4
<その他>					1	2	3	4
<その他>					1	2	3	4
<その他>					1	2	3	4
<その他>					1	2	3	4
<その他>					1	2	3	4

2. 現行のシラバスに追加または削除すべきだと考える教育内容がありましたら、自由に記入してください。

注：記入にあたってはp.4のシラバス参照

社会調査の基礎	
教育内容	
ねらい	教育に含むべき事項
① 社会調査の意義と目的及び方法の概要について理解する。 ② 統計法の概要、社会調査における倫理や個人情報保護について理解する。 ③ 量的調査の方法及び質的調査の方法について理解する。	① 社会調査の意義と目的
	② 統計法
	③ 社会調査における倫理
	④ 社会調査における個人情報保護
	⑤ 量的調査の方法
	⑥ 質的調査の方法
	⑦ 社会調査の実施に当たっての I T の活用方法

⑥ 相談援助の基盤と専門職

I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :

※鑑文に記載している ID をご記入下さい。

※養成課程毎に回答していただくようお願いをしておりますが、複数の課程の学生に対して、共通科目として開講している場合は、回答は1部で構いません。その際は、上表に該当養成課程の ID (鑑文に記載) をご記入下さい。

養成校名：_____

学部名：_____

学科・課程名：_____

《 調査へのご協力お願い 》

ご回答者様へ

この調査は、平成19年の法改正により見直された社会福祉士養成カリキュラム（新カリキュラム）について、改正法付則で「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。」としておりますことから、本協会会員校における新カリキュラムの実施状況等の教育実態を把握しつつ、教育内容の見直しや再編などが必要か否かの検討を行い、その結果を厚生労働省に提言するとともに、本協会会員校をはじめとする社会福祉士養成校にフィードバックを行うことを目的として実施するきわめて重要な調査となります。

会員各位におかれまして、年初の折、大変お忙しいこととは存じますが、本調査の趣旨に鑑み、何卒、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年1月

社団法人 日本社会福祉士養成校協会

会 長 長 谷 川 匡 俊

《 ご記入にあたって 》

1. ご記入は、黒または青のボールペン・サインペン等をお願いします。
2. ご回答は、数字の選択肢は、いずれか1つの選択肢に○印をご記入下さい。また空欄には、具体的に回答をご記入下さい。
3. ご記入いただく方は、この科目の担当教員の方が望ましいと思われまます。担当教員の方のご記入が難しい場合は、課程の代表者あるいは責任者等がご記入ください。また複数の教員が担当している場合には、いくつかの質問は、回答する際に科目担当の教員間の合議等が必要なものもあり、適宜合議等を行った上でご回答いただくのが望ましいと思われまます。合議等が難しい場合は、代表者あるいは責任者等がご記入ください。いずれの場合でも、ご回答は貴課程を代表するご意見・ご回答として取り扱います。
4. 調査票について、ご不明の点がございましたら下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

社団法人日本社会福祉士養成校協会（担当：木下・小森）

TEL：03-5495-7242 FAX：03-5495-7219 Eメール：office@jascsw.jp

科目名: 相談援助の基盤と専門職

I. 以下の1～6の設問において、貴校の状況にあてはまる番号に1つ○印をつけてください。

1. 科目の名称は、指定科目名と同じですか。異なる場合(読み替えの科目名を含む。Ⅰ、Ⅱ、A、B等で分割している場合も含む)は、科目名をご記入ください。2つ以上の科目を充当している場合は、すべての科目名をご記入ください。

1. 指定科目とまったく同じ科目名である

④科目名：

⑧科目名：

2. 開講の有無および形態についてお答えください。

注: 4) 90 分授業1時限=2 時間で計算。 6)「専任」には常勤の任期付教員含む。

①	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他 ()		
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択 (選択必修を含む)		
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	4) 時間数	1. 60 時間 2. 30 時間 3. その他 ()
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	6) 雇用形態	1. 専任 2. 非常勤 3. 専任・非常勤混成
	7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年	8) 配当学期	1. 前期 2. 後期 3. 集中
②	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他 ()		
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択 (選択必修を含む)		
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	4) 時間数	1. 60 時間 2. 30 時間 3. その他 ()
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	6) 雇用形態	1. 専任 2. 非常勤 3. 専任・非常勤混成
	7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年	8) 配当学期	1. 前期 2. 後期 3. 集中

3. 担当教員が複数の場合、授業の調整(授業内容の重複の回避や教員間役割分担など)を行っていますか。

1. 教員間で調整している (具体的に:)
2. 調整は必要だと思うが、していない (調整が必要な点:)
3. 調整は必要ないので、していない

4. この科目では、教科書を指定していますか。(複数の科目が該当している場合、あるいは複数の教員が担当している場合は、1科目でも、あるいは1人の教員でも指定している場合には、「1. している」と回答してください)

1. している 2. していない

5. この科目は、社会福祉士国家試験の指定科目として、どの程度必要だとお考えですか。

1. とても必要だ 2. まあ必要だ 3. あまり必要ではない 4. ほとんど必要ではない

6. 上記5. で回答された理由について、自由に記入して下さい。

科目名： 相談援助の基盤と専門職

Ⅱ. 貴校における教育の現状についてお尋ねします。

1. この科目に関して貴課程では、以下の教育内容の項目（厚生労働省通知による教育に含むべき事項）について、どの程度重要だとお考えですか。さらに各項目を教える際に、授業時間中にどの程度時間を費やしていますか（今年度の実績でお答えください。難しい場合は、昨年度の実績をお答えください）。また、教育内容の項目については、その他に授業で時間を費やしているものがあるようでしたら、〈その他〉の欄に具体的に項目としてご記入の上、どの程度授業で時間を費やしているのかをお答えください。

設 問 厚生労働省による 教育に含むべき事項	この内容は、社会福祉士養成のために、どの程度重要だとお考えですか。				この内容を教えるために、どの程度授業で時間を費やしていますか。			
	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない
(記入例) ① 社会福祉士とは	1	2	3	4	1	2	3	4
① 社会福祉士の役割と意義	1	2	3	4	1	2	3	4
② 精神保健福祉士の役割と意義	1	2	3	4	1	2	3	4
③ 相談援助の概念と範囲	1	2	3	4	1	2	3	4
④ 相談援助の理念	1	2	3	4	1	2	3	4
⑤ 相談援助における権利擁護の意義	1	2	3	4	1	2	3	4
⑥ 相談援助に係る専門職の概念と範囲	1	2	3	4	1	2	3	4
⑦ 専門職倫理と倫理的ジレンマ	1	2	3	4	1	2	3	4
⑧ 総合的かつ包括的な援助と多職種連携(チームアプローチ含む)の意義と内容	1	2	3	4	1	2	3	4
<その他>					1	2	3	4
<その他>					1	2	3	4
<その他>					1	2	3	4
<その他>					1	2	3	4
<その他>					1	2	3	4

2. 現行のシラバスに追加または削除すべきだと考える教育内容がありましたら、自由に記入してください。

注：記入にあたってはp.4のシラバス参照

相談援助の基盤と専門職	
教育内容	
ねらい	教育に含むべき事項
① 社会福祉士の役割（総合的かつ包括的な援助及び地域福祉の基盤整備と開発含む）と意義について理解する。 ② 精神保健福祉士の役割と意義について理解する。 ③ 相談援助の概念と範囲について理解する。 ④ 相談援助の理念について理解する。 ⑤ 相談援助における権利擁護の意義と範囲について理解する。 ⑥ 相談援助に係る専門職の概念と範囲及び専門職倫理について理解する。 ⑦ 総合的かつ包括的な援助と多職種連携の意義と内容について理解する。	① 社会福祉士の役割と意義
	② 精神保健福祉士の役割と意義
	③ 相談援助の概念と範囲
	④ 相談援助の理念
	⑤ 相談援助における権利擁護の意義
	⑥ 相談援助に係る専門職の概念と範囲
	⑦ 専門職倫理と倫理的ジレンマ
	⑧ 総合的かつ包括的な援助と多職種連携（チームアプローチ含む）の意義と内容

⑦ 相談援助の理論と方法

I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :

※鑑文に記載している ID をご記入下さい。

※養成課程毎に回答していただくようお願いをしておりますが、複数の課程の学生に対して、共通科目として開講している場合は、回答は1部で構いません。その際は、上表に該当養成課程の ID (鑑文に記載) をご記入下さい。

養成校名 :

学部名 :

学科・課程名 :

《 調査へのご協力お願い 》

ご回答者様へ

この調査は、平成19年の法改正により見直された社会福祉士養成カリキュラム（新カリキュラム）について、改正法付則で「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。」としておりますことから、本協会会員校における新カリキュラムの実施状況等の教育実態を把握しつつ、教育内容の見直しや再編などが必要か否かの検討を行い、その結果を厚生労働省に提言するとともに、本協会会員校をはじめとする社会福祉士養成校にフィードバックを行うことを目的として実施するきわめて重要な調査となります。

会員各位におかれまして、年初の折、大変お忙しいこととは存じますが、本調査の趣旨に鑑み、何卒、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年1月

社団法人 日本社会福祉士養成校協会

会 長 長 谷 川 匡 俊

《 ご記入にあたって 》

1. ご記入は、黒または青のボールペン・サインペン等をお願いします。
2. ご回答は、数字の選択肢は、いずれか1つの選択肢に○印をご記入下さい。また空欄には、具体的に回答をご記入下さい。
3. ご記入いただく方は、この科目の担当教員の方が望ましいと思われまます。担当教員の方のご記入が難しい場合は、課程の代表者あるいは責任者等がご記入ください。また複数の教員が担当している場合には、いくつかの質問は、回答する際に科目担当の教員間の合議等が必要なものもあり、適宜合議等を行った上でご回答いただくのが望ましいと思われまます。合議等が難しい場合は、代表者あるいは責任者等がご記入ください。いずれの場合でも、ご回答は貴課程を代表するご意見・ご回答として取り扱います。
4. 調査票について、ご不明の点がございましたら下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

社団法人日本社会福祉士養成校協会（担当：木下・小森）

TEL：03-5495-7242 FAX：03-5495-7219 Eメール：office@jascsw.jp

科目名： 相談援助の理論と方法

I. 以下の1～6の設問において、貴校の状況にあてはまる番号に1つ○印をつけてください。

1. 科目の名称は、指定科目名と同じですか。異なる場合(読み替えの科目名を含む。I、II、A、B等で分割している場合も含む)は、科目名をご記入ください。2つ以上の科目を充当している場合は、すべての科目名をご記入ください。

1. 指定科目とまったく同じ科目名である		2. 他の名称を用いている (以下に科目名をご記入ください。)	
①科目名：		②科目名：	
③科目名：		④科目名：	

2. 開講の有無および形態についてお答えください。 注: 4) 90分授業1時限＝2時間で計算。 6)「専任」には常勤の任期付教員含む。

①	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他 ()			
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択 (選択必修を含む)			
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	4) 時間数	1. 60時間 2. 30時間 3. その他 ()	
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	6) 雇用形態	1. 専任 2. 非常勤 3. 専任・非常勤混成	
	7) 配当学年	1. 1年 2. 2年 3. 3年 4. 4年	8) 配当学期	1. 前期 2. 後期 3. 集中	
②	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他 ()			
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択 (選択必修を含む)			
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	
	7) 配当学年	1. 1年 2. 2年 3. 3年 4. 4年	7) 配当学年	1. 1年 2. 2年 3. 3年 4. 4年	
③	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他 ()			
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択 (選択必修を含む)			
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	
	7) 配当学年	1. 1年 2. 2年 3. 3年 4. 4年	7) 配当学年	1. 1年 2. 2年 3. 3年 4. 4年	
④	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他 ()			
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択 (選択必修を含む)			
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	
	7) 配当学年	1. 1年 2. 2年 3. 3年 4. 4年	7) 配当学年	1. 1年 2. 2年 3. 3年 4. 4年	

3. 担当教員が複数の場合、授業の調整(授業内容の重複の回避や教員間役割分担など)を行っていますか。

1. 教員間で調整している (具体的に:)	
2. 調整は必要だと思うが、していない (調整が必要な点:)	
3. 調整は必要ないので、していない	

4. この科目では、教科書を指定していますか。(複数の科目が該当している場合、あるいは複数の教員が担当している場合は、1科目でも、あるいは1人の教員でも指定している場合には、「1. している」と回答してください)

1. している	2. していない
---------	----------

5. この科目は、社会福祉士国家試験の指定科目として、どの程度必要だとお考えですか。

1. とても必要だ 2. まあ必要だ 3. あまり必要ではない 4. ほとんど必要ではない
6. 上記5. で回答された理由について、自由に記入して下さい。

Ⅱ. 貴校における教育の現状についてお尋ねします。

1. この科目に関して貴課程では、以下の教育内容の項目（厚生労働省通知による教育に含むべき事項）について、どの程度重要だとお考えですか。さらに各項目を教える際に、授業時間中にどの程度時間を費やしていますか（今年度の実績でお答えください。難しい場合は、昨年度の実績をお答えください）。また、教育内容の項目については、その他に授業で時間を費やしているものがあるようでしたら、〈その他〉の欄に具体的に項目としてご記入の上、どの程度授業で時間を費やしているのかをお答えください。								
設 問	この内容は、社会福祉士養成のために、どの程度重要だとお考えですか。				この内容を教えるために、どの程度授業で時間を費やしていますか。			
厚生労働省による 想定される教育内容の項目	とても 重要だ	まあ 重要だ	あまり 重要ではない	ほとんど 重要ではない	かなり 時間を費やして いる	ある程度 時間を費やし ている	少し 時間を費やし ている	教えて いない
(記入例) ① 社会福祉士とは	1	2	3	4	1	2	3	4
① 人と環境の交互作用	1	2	3	4	1	2	3	4
② 相談援助の対象	1	2	3	4	1	2	3	4
③ 様々な実践モデルとアプローチ	1	2	3	4	1	2	3	4
④ 相談援助の過程	1	2	3	4	1	2	3	4
⑤ 相談援助における援助関係	1	2	3	4	1	2	3	4
⑥ 相談援助のための面接技術	1	2	3	4	1	2	3	4
⑦ ケースマネジメントとケアマネジメント	1	2	3	4	1	2	3	4
⑧ アウトリーチ	1	2	3	4	1	2	3	4
⑨ 相談援助における社会資源の活用・調整・開発	1	2	3	4	1	2	3	4
⑩ ネットワーキング（相談援助における多職種・多機関との連携を含む。）	1	2	3	4	1	2	3	4
設 問	この内容は、社会福祉士養成のために、どの程度重要だとお考えですか。				この内容を教えるために、どの程度授業で時間を費やしていますか。			

厚生労働省による 想定される教育内容の項目	とても 重要だ	まあ 重要だ	あまり 重要ではない	ほとんど 重要ではない	かなり 時間を費やして いる	ある程度 時間を費やし ている	少し 時間を費やし ている	教えて いない
⑪ 集団を活用した相談援助	1 └──────────┘	2	3	4	1 └──────────┘	2	3	4
⑫ スーパービジョン	1 └──────────┘	2	3	4	1 └──────────┘	2	3	4
⑬ 記録	1 └──────────┘	2	3	4	1 └──────────┘	2	3	4
⑭ 相談援助と個人情報の保護 の意義と留意点	1 └──────────┘	2	3	4	1 └──────────┘	2	3	4
⑮ 相談援助における情報通信 技術(IT)の活用	1 └──────────┘	2	3	4	1 └──────────┘	2	3	4
⑯ 事例分析	1 └──────────┘	2	3	4	1 └──────────┘	2	3	4
⑰ 相談援助の実際(権利擁護 活動を含む。)	1 └──────────┘	2	3	4	1 └──────────┘	2	3	4
<その他>					1 └──────────┘	2	3	4
<その他>					1 └──────────┘	2	3	4
<その他>					1 └──────────┘	2	3	4
<その他>					1 └──────────┘	2	3	4
<その他>					1 └──────────┘	2	3	4
<その他>					1 └──────────┘	2	3	4
<その他>					1 └──────────┘	2	3	4
<その他>					1 └──────────┘	2	3	4
<その他>					1 └──────────┘	2	3	4
<その他>					1 └──────────┘	2	3	4

2. 現行のシラバスに追加または削除すべきだと考える教育内容がありましたら、自由に記入してください。

注：記入にあたってはp. 6のシラバス参照

相談援助の理論と方法	
教育内容	
ねらい	教育に含むべき事項
① 相談援助における人と環境との交互作用に関する理論について理解する。 ② 相談援助の対象と様々な実践モデルについて理解する。 ③ 相談援助の過程とそれに係る知識と技術について理解する（介護保険法による介護予防サービス計画、居宅サービス計画や施設サービス計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）によるサービス利用計画についての理解を含む。） ④ 相談援助における事例分析の意義や方法について理解する。 ⑤ 相談援助の実際（権利擁護活動を含む。）について理解する。	① 人と環境の交互作用
	② 相談援助の対象
	③ 様々な実践モデルとアプローチ
	④ 相談援助の過程
	⑤ 相談援助における援助関係
	⑥ 相談援助のための面接技術
	⑦ ケースマネジメントとケアマネジメント
	⑧ アウトリーチ
	⑨ 相談援助における社会資源の活用・調整・開発
	⑩ ネットワーキング（相談援助における多職種・多機関との連携を含む。）
	⑪ 集団を活用した相談援助
	⑫ スーパービジョン
	⑬ 記録
	⑭ 相談援助と個人情報の保護の意義と留意点
	⑮ 相談援助における情報通信技術（ＩＴ）の活用
	⑯ 事例分析
	⑰ 相談援助の実際（権利擁護活動を含む。）

⑧ 地域福祉の理論と方法

I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :

※鑑文に記載している ID をご記入下さい。

※養成課程毎に回答していただくようお願いをしておりますが、複数の課程の学生に対して、共通科目として開講している場合は、回答は1部で構いません。その際は、上表に該当養成課程の ID (鑑文に記載) をご記入下さい。

養成校名：_____

学部名：_____

学科・課程名：_____

《 調査へのご協力のお願い 》

ご回答者様へ

この調査は、平成19年の法改正により見直された社会福祉士養成カリキュラム（新カリキュラム）について、改正法付則で「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。」としておりますことから、本協会会員校における新カリキュラムの実施状況等の教育実態を把握しつつ、教育内容の見直しや再編などが必要か否かの検討を行い、その結果を厚生労働省に提言するとともに、本協会会員校をはじめとする社会福祉士養成校にフィードバックを行うことを目的として実施するきわめて重要な調査となります。

会員各位におかれまして、年初の折、大変お忙しいこととは存じますが、本調査の趣旨に鑑み、何卒、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年1月

社団法人 日本社会福祉士養成校協会

会 長 長 谷 川 匡 俊

《 ご記入にあたって 》

1. ご記入は、黒または青のボールペン・サインペン等をお願いします。
2. ご回答は、数字の選択肢は、いずれか1つの選択肢に○印をご記入下さい。また空欄には、具体的に回答をご記入下さい。
3. ご記入いただく方は、この科目の担当教員の方が望ましいと思われまます。担当教員の方のご記入が難しい場合は、課程の代表者あるいは責任者等がご記入ください。また複数の教員が担当している場合には、いくつかの質問は、回答する際に科目担当の教員間の合議等が必要なものもあり、適宜合議等を行った上でご回答いただくのが望ましいと思われまます。合議等が難しい場合は、代表者あるいは責任者等がご記入ください。いずれの場合でも、ご回答は貴課程を代表するご意見・ご回答として取り扱います。
4. 調査票について、ご不明の点がございましたら下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

社団法人日本社会福祉士養成校協会（担当：木下・小森）

TEL：03-5495-7242 FAX：03-5495-7219 Eメール：office@jascsw.jp

科目名: **地域福祉の理論と方法**

I. 以下の1～6の設問において、貴校の状況にあてはまる番号に1つ○印をつけてください。

1. 科目の名称は、指定科目名と同じですか。異なる場合(読み替えの科目名を含む。Ⅰ、Ⅱ、A、B等で分割している場合も含む)は、科目名をご記入ください。2つ以上の科目を充当している場合は、すべての科目名をご記入ください。

1. 指定科目とまったく同じ科目名である

④科目名：

③科目名：

2. 開講の有無および形態についてお答えください。

注: 4) 90 分授業1時限=2 時間で計算。 6)「専任」には常勤の任期付教員含む。

①	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他 ()			
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択 (選択必修を含む)			
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	4) 時間数	1. 60 時間 2. 30 時間 3. その他 ()	
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	6) 雇用形態	1. 専任 2. 非常勤 3. 専任・非常勤混成	
	7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年	8) 配当学期	1. 前期 2. 後期 3. 集中	
②	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他 ()			
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択 (選択必修を含む)			
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	
	7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年	7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年	

3. 担当教員が複数の場合、授業の調整(授業内容の重複の回避や教員間役割分担など)を行っていますか。

1. 教員間で調整している (具体的に:)
2. 調整は必要だと思うが、していない (調整が必要な点:)
3. 調整は必要ないので、していない

4. この科目では、教科書を指定していますか。(複数の科目が該当している場合、あるいは複数の教員が担当している場合は、1科目でも、あるいは1人の教員でも指定している場合には、「1. している」と回答してください)

1. している 2. していない

5. この科目は、社会福祉士国家試験の指定科目として、どの程度必要だとお考えですか。

1. とても必要だ 2. まあ必要だ 3. あまり必要ではない 4. ほとんど必要ではない

6. 上記5. で回答された理由について、自由に記入して下さい。

科目名： 地域福祉の理論と方法

Ⅱ. 貴校における教育の現状についてお尋ねします。

1. この科目に関して貴課程では、以下の教育内容の項目（厚生労働省通知による教育に含むべき事項）について、どの程度重要だとお考えですか。さらに各項目を教える際に、授業時間中にどの程度時間を費やしていますか（今年度の実績でお答えください。難しい場合は、昨年度の実績をお答えください）。また、教育内容の項目については、その他に授業で時間を費やしているものがあるようでしたら、〈その他〉の欄に具体的に項目としてご記入の上、どの程度授業で時間を費やしているのかをお答えください。

設 問 厚生労働省による 教育に含むべき事項	この内容は、社会福祉士養成のために、どの程度 重要だとお考えですか。				この内容を教えるために、どの程度授業で時間を 費やしていますか。			
	とても 重要だ	まあ 重要だ	あまり 重要ではない	ほとんど 重要ではない	かなり 時間を費やして いる	ある程度 時間を費やし ている	少し 時間を費やし ている	教えて いない
（記入例）① 社会福祉士とは	1	2	3	4	1	2	3	4
① 地域福祉の基本的考え方	1	2	3	4	1	2	3	4
② 地域福祉の主体と対象	1	2	3	4	1	2	3	4
③ 地域福祉に係る組織、団体及 び専門職や地域住民	1	2	3	4	1	2	3	4
④ 地域福祉の推進方法	1	2	3	4	1	2	3	4
<その他>					1	2	3	4
<その他>					1	2	3	4
<その他>					1	2	3	4
<その他>					1	2	3	4
<その他>					1	2	3	4

2. 現行のシラバスに追加または削除すべきだと考える教育内容がありましたら、自由に記入してください。

注：記入にあたってはp.4のシラバス参照

地域福祉の理論と方法	
教育内容	
ねらい	教育に含むべき事項
① 地域福祉の基本的考え方（人権尊重、権利擁護、自立支援、地域生活支援、地域移行、社会的包摂等を含む。）について理解する。 ② 地域福祉の主体と対象について理解する。 ③ 地域福祉に係る組織、団体及び専門職の役割と実際について理解する。 ④ 地域福祉におけるネットワーク（多職種・多機関との連携を含む。）の意義と方法及びその実際について理解する。 ⑤ 地域福祉の推進方法（ネットワーク、社会資源の活用・調整・開発、福祉ニーズの把握方法、地域トータルケアシステムの構築方法、サービス評価方法を含む。）について理解する。	① 地域福祉の基本的考え方
	② 地域福祉の主体と対象
	③ 地域福祉に係る組織、団体及び専門職や地域住民
	④ 地域福祉の推進方法

⑨ 福祉行財政と福祉計画

I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :

※鑑文に記載している ID をご記入下さい。

※養成課程毎に回答していただくようお願いをしておりますが、複数の課程の学生に対して、共通科目として開講している場合は、回答は1部で構いません。その際は、上表に該当養成課程の ID (鑑文に記載) をご記入下さい。

養成校名：_____

学部名：_____

学科・課程名：_____

《 調査へのご協力のお願い 》

ご回答者様へ

この調査は、平成19年の法改正により見直された社会福祉士養成カリキュラム（新カリキュラム）について、改正法付則で「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。」としておりますことから、本協会会員校における新カリキュラムの実施状況等の教育実態を把握しつつ、教育内容の見直しや再編などが必要か否かの検討を行い、その結果を厚生労働省に提言するとともに、本協会会員校をはじめとする社会福祉士養成校にフィードバックを行うことを目的として実施するきわめて重要な調査となります。

会員各位におかれまして、年初の折、大変お忙しいこととは存じますが、本調査の趣旨に鑑み、何卒、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年1月

社団法人 日本社会福祉士養成校協会

会 長 長 谷 川 匡 俊

《 ご記入にあたって 》

1. ご記入は、黒または青のボールペン・サインペン等をお願いします。
2. ご回答は、数字の選択肢は、いずれか1つの選択肢に○印をご記入下さい。また空欄には、具体的に回答をご記入下さい。
3. ご記入いただく方は、この科目の担当教員の方が望ましいと思われまます。担当教員の方のご記入が難しい場合は、課程の代表者あるいは責任者等がご記入ください。また複数の教員が担当している場合には、いくつかの質問は、回答する際に科目担当の教員間の合議等が必要なものもあり、適宜合議等を行った上でご回答いただくのが望ましいと思われまます。合議等が難しい場合は、代表者あるいは責任者等がご記入ください。いずれの場合でも、ご回答は貴課程を代表するご意見・ご回答として取り扱います。
4. 調査票について、ご不明の点がございましたら下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

社団法人日本社会福祉士養成校協会（担当：木下・小森）

TEL：03-5495-7242 FAX：03-5495-7219 Eメール：office@jascsw.jp

科目名: 福祉行財政と福祉計画

I. 以下の1～6の設問において、貴校の状況にあてはまる番号に1つ○印をつけてください。

1. 科目の名称は、指定科目名と同じですか。異なる場合(読み替えの科目名を含む。Ⅰ、Ⅱ、A、B等で分割している場合も含む)は、科目名をご記入ください。2つ以上の科目を充当している場合は、すべての科目名をご記入ください。

1. 指定科目とまったく同じ科目名である

④科目名：

⑧科目名：

2. 開講の有無および形態についてお答えください。

注: 4) 90 分授業1時限=2 時間で計算。 6)「専任」には常勤の任期付教員含む。

①	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他 ()				
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択 (選択必修を含む)				
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中		
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人		5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	
	7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年		7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年	
②	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他 ()				
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択 (選択必修を含む)				
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中		
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人		5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	
	7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年		7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年	

3. 担当教員が複数の場合、授業の調整(授業内容の重複の回避や教員間役割分担など)を行っていますか。

1. 教員間で調整している (具体的に:)
2. 調整は必要だと思うが、していない (調整が必要な点:)
3. 調整は必要ないので、していない

4. この科目では、教科書を指定していますか。(複数の科目が該当している場合、あるいは複数の教員が担当している場合は、1科目でも、あるいは1人の教員でも指定している場合には、「1. している」と回答してください)

1. している 2. していない

5. この科目は、社会福祉士国家試験の指定科目として、どの程度必要だとお考えですか。

1. とても必要だ 2. まあ必要だ 3. あまり必要ではない 4. ほとんど必要ではない

6. 上記5. で回答された理由について、自由に記入して下さい。

科目名： 福祉行財政と福祉計画

Ⅱ. 貴校における教育の現状についてお尋ねします。

1. この科目に関して貴課程では、以下の教育内容の項目（厚生労働省通知による教育に含むべき事項）について、どの程度重要だとお考えですか。さらに各項目を教える際に、授業時間中にどの程度時間を費やしていますか（今年度の実績でお答えください。難しい場合は、昨年度の実績をお答えください）。また、教育内容の項目については、その他に授業で時間を費やしているものがあるようでしたら、〈その他〉の欄に具体的に項目としてご記入の上、どの程度授業で時間を費やしているのかをお答えください。

設 問 厚生労働省による 教育に含むべき事項	この内容は、社会福祉士養成のために、どの程度重要だとお考えですか。				この内容を教えるために、どの程度授業で時間を費やしていますか。			
	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない
（記入例）① 社会福祉士とは	1	2	3	4	1	2	3	4
① 福祉行政の実施体制	1	2	3	4	1	2	3	4
② 福祉行財政の動向	1	2	3	4	1	2	3	4
③ 福祉計画の意義と目的	1	2	3	4	1	2	3	4
④ 福祉計画の主体と方法	1	2	3	4	1	2	3	4
⑤ 福祉計画の実際	1	2	3	4	1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4

2. 現行のシラバスに追加または削除すべきだと考える教育内容がありましたら、自由に記入してください。

注：記入にあたってはp.4のシラバス参照

福祉行財政と福祉計画	
教育内容	
ねらい	教育に含むべき事項
① 福祉の行財政の実施体制（国・都道府県・市町村の役割、国と地方の関係、財源、組織及び団体、専門職の役割を含む。）について理解する。 ② 福祉行財政の実際について理解する。 ③ 福祉計画の意義や目的、主体、方法、留意点について理解する。	① 福祉行政の実施体制
	② 福祉行財政の動向
	③ 福祉計画の意義と目的
	④ 福祉計画の主体と方法
	⑤ 福祉計画の実際

⑩ 福祉サービスの組織と経営

I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :

※鑑文に記載している ID をご記入下さい。

※養成課程毎に回答していただくようお願いをしておりますが、複数の課程の学生に対して、共通科目として開講している場合は、回答は1部で構いません。その際は、上表に該当養成課程の ID (鑑文に記載) をご記入下さい。

養成校名 : _____

学部名 : _____

学科・課程名 : _____

《 調査へのご協力のお願い 》

ご回答者様へ

この調査は、平成19年の法改正により見直された社会福祉士養成カリキュラム（新カリキュラム）について、改正法付則で「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。」としておりますことから、本協会会員校における新カリキュラムの実施状況等の教育実態を把握しつつ、教育内容の見直しや再編などが必要か否かの検討を行い、その結果を厚生労働省に提言するとともに、本協会会員校をはじめとする社会福祉士養成校にフィードバックを行うことを目的として実施するきわめて重要な調査となります。

会員各位におかれまして、年初の折、大変お忙しいこととは存じますが、本調査の趣旨に鑑み、何卒、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年1月

社団法人 日本社会福祉士養成校協会

会 長 長 谷 川 匡 俊

《 ご記入にあたって 》

1. ご記入は、黒または青のボールペン・サインペン等をお願いします。
2. ご回答は、数字の選択肢は、いずれか1つの選択肢に○印をご記入下さい。また空欄には、具体的に回答をご記入下さい。
3. ご記入いただく方は、この科目の担当教員の方が望ましいと思われまます。担当教員の方のご記入が難しい場合は、課程の代表者あるいは責任者等がご記入ください。また複数の教員が担当している場合には、いくつかの質問は、回答する際に科目担当の教員間の合議等が必要なものもあり、適宜合議等を行った上でご回答いただくのが望ましいと思われまます。合議等が難しい場合は、代表者あるいは責任者等がご記入ください。いずれの場合でも、ご回答は貴課程を代表するご意見・ご回答として取り扱います。
4. 調査票について、ご不明の点がございましたら下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

社団法人日本社会福祉士養成校協会（担当：木下・小森）

TEL：03-5495-7242 FAX：03-5495-7219 Eメール：office@jascsw.jp

科目名: 福祉サービスの組織と経営

I. 以下の1～6の設問において、貴校の状況にあてはまる番号に1つ○印をつけてください。

1. 科目の名称は、指定科目名と同じですか。異なる場合(読み替えの科目名を含む。Ⅰ、Ⅱ、A、B等で分割している場合も含む)は、科目名をご記入ください。2つ以上の科目を充当している場合は、すべての科目名をご記入ください。

2. 他の名称を用いている (以下に科目名をご記入ください。)

⑧科目名：

注: 4) 90 分授業1時限=2 時間で計算。 6)「専任」には常勤の任期付教員含む。

①	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他 ()				
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択 (選択必修を含む)				
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中		
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人		5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	
	7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年		7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年	
②	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他 ()				
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択 (選択必修を含む)				
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中		
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人		5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	
	7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年		7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年	

3. 担当教員が複数の場合、授業の調整(授業内容の重複の回避や教員間役割分担など)を行っていますか。

1. 教員間で調整している（具体的に：_____）
2. 調整は必要だと思うが、していない（調整が必要な点：_____）
3. 調整は必要ないので、していない

4. この科目では、教科書を指定していますか。(複数の科目が該当している場合、あるいは複数の教員が担当している場合は、1科目でも、あるいは1人の教員でも指定している場合には、「1. している」と回答してください)

1. している 2. していない

5. この科目は、社会福祉士国家試験の指定科目として、どの程度必要だとお考えですか。

1. とても必要だ 2. まあ必要だ 3. あまり必要ではない 4. ほとんど必要ではない

6. 上記5. で回答された理由について、自由に記入して下さい。

科目名：福祉サービスの組織と経営

Ⅱ. 貴校における教育の現状についてお尋ねします。

1. この科目に関して貴課程では、以下の教育内容の項目（厚生労働省通知による教育に含むべき事項）について、どの程度重要だとお考えですか。さらに各項目を教える際に、授業時間中にどの程度時間を費やしていますか（今年度の実績でお答えください。難しい場合は、昨年度の実績をお答えください）。また、教育内容の項目については、その他に授業で時間を費やしているものがあるようでしたら、〈その他〉の欄に具体的に項目としてご記入の上、どの程度授業で時間を費やしているのかをお答えください。

設 問 厚生労働省による 教育に含むべき事項	この内容は、社会福祉士養成のために、どの程度重要だとお考えですか。				この内容を教えるために、どの程度授業で時間を費やしていますか。			
	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない
（記入例）① 社会福祉士とは	1	2	3	4	1	2	3	4
① 福祉サービスに係る組織や団体	1	2	3	4	1	2	3	4
② 福祉サービスの組織と経営に係る基礎理論	1	2	3	4	1	2	3	4
③ 福祉サービス提供組織の経営と実際	1	2	3	4	1	2	3	4
④ 福祉サービスの管理運営の方法と実際	1	2	3	4	1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4

2. 現行のシラバスに追加または削除すべきだと考える教育内容がありましたら、自由に記入してください。

注：記入にあたってはp.4のシラバス参照

福祉サービスの組織と経営	
教育内容	
ねらい	教育に含むべき事項
① 福祉サービスに係る組織や団体（社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、営利法人、市民団体、自治会など）について理解する。 ② 福祉サービスの組織と経営に係る基礎理論について理解する。 ③ 福祉サービスの経営と管理運営について理解する。	① 福祉サービスに係る組織や団体
	② 福祉サービスの組織と経営に係る基礎理論
	③ 福祉サービス提供組織の経営と実際
	④ 福祉サービスの管理運営の方法と実際

⑪ 社会保障

I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :

※鑑文に記載している ID をご記入下さい。

※養成課程毎に回答していただくようお願いをしておりますが、複数の課程の学生に対して、共通科目として開講している場合は、回答は1部で構いません。その際は、上表に該当養成課程の ID (鑑文に記載) をご記入下さい。

養成校名 : _____

学部名 : _____

学科・課程名 : _____

《 調査へのご協力お願い 》

ご回答者様へ

この調査は、平成19年の法改正により見直された社会福祉士養成カリキュラム（新カリキュラム）について、改正法付則で「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。」としておりますことから、本協会会員校における新カリキュラムの実施状況等の教育実態を把握しつつ、教育内容の見直しや再編などが必要か否かの検討を行い、その結果を厚生労働省に提言するとともに、本協会会員校をはじめとする社会福祉士養成校にフィードバックを行うことを目的として実施するきわめて重要な調査となります。

会員各位におかれまして、年初の折、大変お忙しいこととは存じますが、本調査の趣旨に鑑み、何卒、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年1月

社団法人 日本社会福祉士養成校協会

会 長 長 谷 川 匡 俊

《 ご記入にあたって 》

1. ご記入は、黒または青のボールペン・サインペン等をお願いします。
2. ご回答は、数字の選択肢は、いずれか1つの選択肢に○印をご記入下さい。また空欄には、具体的に回答をご記入下さい。
3. ご記入いただく方は、この科目の担当教員の方が望ましいと思われまます。担当教員の方のご記入が難しい場合は、課程の代表者あるいは責任者等がご記入ください。また複数の教員が担当している場合には、いくつかの質問は、回答する際に科目担当の教員間の合議等が必要なものもあり、適宜合議等を行った上でご回答いただくのが望ましいと思われまます。合議等が難しい場合は、代表者あるいは責任者等がご記入ください。いずれの場合でも、ご回答は貴課程を代表するご意見・ご回答として取り扱います。
4. 調査票について、ご不明の点がございましたら下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

社団法人日本社会福祉士養成校協会（担当：木下・小森）

TEL：03-5495-7242 FAX：03-5495-7219 Eメール：office@jascsw.jp

科目名: 社会保障

I. 以下の1～6の設問において、貴校の状況にあてはまる番号に1つ○印をつけてください。

1. 科目の名称は、指定科目名と同じですか。異なる場合(読み替えの科目名を含む。Ⅰ、Ⅱ、A、B等で分割している場合も含む)は、科目名をご記入ください。2つ以上の科目を充当している場合は、すべての科目名をご記入ください。

2. 他の名称を用いている（以下に科目名をご記入ください。）

③科目名：

注: 4) 90 分授業1時限=2 時間で計算。 6)「専任」には常勤の任期付教員含む。

①	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他 ()			
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択 (選択必修を含む)			
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	
	7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年	7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年	
②	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他 ()			
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択 (選択必修を含む)			
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	
	7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年	7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年	

3. 担当教員が複数の場合、授業の調整(授業内容の重複の回避や教員間役割分担など)を行っていますか。

1. 教員間で調整している (具体的に:)
2. 調整は必要だと思うが、していない (調整が必要な点:)
3. 調整は必要ないので、していない

4. この科目では、教科書を指定していますか。(複数の科目が該当している場合、あるいは複数の教員が担当している場合は、1科目でも、あるいは1人の教員でも指定している場合には、「1. している」と回答してください)

1. している 2. していない

5. この科目は、社会福祉士国家試験の指定科目として、どの程度必要だとお考えですか。

1. とても必要だ 2. まあ必要だ 3. あまり必要ではない 4. ほとんど必要ではない

6. 上記5. で回答された理由について、自由に記入して下さい。

科目名： 社会保障

Ⅱ. 貴校における教育の現状についてお尋ねします。

1. この科目に関して貴課程では、以下の教育内容の項目（厚生労働省通知による教育に含むべき事項）について、どの程度重要だとお考えですか。さらに各項目を教える際に、授業時間中にどの程度時間を費やしていますか（今年度の実績でお答えください。難しい場合は、昨年度の実績をお答えください）。また、教育内容の項目については、その他に授業で時間を費やしているものがあるようでしたら、〈その他〉の欄に具体的に項目としてご記入の上、どの程度授業で時間を費やしているのかをお答えください。

設 問 厚生労働省による 教育に含むべき事項	この内容は、社会福祉士養成のために、どの程度 重要だとお考えですか。				この内容を教えるために、どの程度授業で時間を 費やしていますか。			
	とても 重要だ	まあ 重要だ	あまり 重要ではない	ほとんど 重要ではない	かなり 時間を費やして いる	ある程度 時間を費やし ている	少し 時間を費やし ている	教えて いない
（記入例）① 社会福祉士とは	1	2	3	4	1	2	3	4
① 現代社会における社会保障制度の課題（少子高齢化と社会保障制度の関係を含む。）	1	2	3	4	1	2	3	4
② 社会保障の概念や対象及びその理念	1	2	3	4	1	2	3	4
③ 社会保障の財源と費用	1	2	3	4	1	2	3	4
④ 社会保険と社会扶助の関係	1	2	3	4	1	2	3	4
⑤ 公的保険制度と民間保険制度の関係	1	2	3	4	1	2	3	4
⑥ 社会保障制度の体系	1	2	3	4	1	2	3	4
⑦ 年金保険制度の具体的内容	1	2	3	4	1	2	3	4
⑧ 医療保険制度の具体的内容	1	2	3	4	1	2	3	4
⑨ 諸外国における社会保障制度の概要	1	2	3	4	1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4

《次のページにつづく》

2. 現行のシラバスに追加または削除すべきだと考える教育内容がありましたら、自由に記入してください。

注：記入にあたっては下記のシラバス参照

(通知) 社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について(抜粋)

平成 20 年 3 月 28 日 社援発第 0328001 号

(最終改正 平成 25 年 6 月 26 日)

社会保障	
教育内容	
ねらい	教育に含むべき事項
① 現代社会における社会保障制度の課題（少子高齢化と社会保障制度の関係を含む。）について理解する。 ② 社会保障の概念や対象及びその理念等について、その発達過程も含めて理解する。 ③ 公的保険制度と民間保険制度の関係について理解する。 ④ 社会保障制度の体系と概要について理解する。 ⑤ 年金保険制度及び医療保健制度の具体的内容について理解する。 ⑥ 諸外国における社会保障制度の概要について理解する。	① 現代社会における社会保障制度の課題（少子高齢化と社会保障制度の関係を含む。）
	② 社会保障の概念や対象及びその理念
	③ 社会保障の財源と費用
	④ 社会保険と社会扶助の関係
	⑤ 公的保険制度と民間保険制度の関係
	⑥ 社会保障制度の体系
	⑦ 年金保険制度の具体的内容
	⑧ 医療保険制度の具体的内容
	⑨ 諸外国における社会保障制度の概要

⑫ 高齢者に対する支援と介護保険制度

I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :

※鑑文に記載している ID をご記入下さい。

※養成課程毎に回答していただくようお願いをしておりますが、複数の課程の学生に対して、共通科目として開講している場合は、回答は1部で構いません。その際は、上表に該当養成課程の ID (鑑文に記載) をご記入下さい。

養成校名：_____

学部名：_____

学科・課程名：_____

《 調査へのご協力お願い 》

ご回答者様へ

この調査は、平成19年の法改正により見直された社会福祉士養成カリキュラム（新カリキュラム）について、改正法付則で「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。」としておりますことから、本協会会員校における新カリキュラムの実施状況等の教育実態を把握しつつ、教育内容の見直しや再編などが必要か否かの検討を行い、その結果を厚生労働省に提言するとともに、本協会会員校をはじめとする社会福祉士養成校にフィードバックを行うことを目的として実施するきわめて重要な調査となります。

会員各位におかれまして、年初の折、大変お忙しいこととは存じますが、本調査の趣旨に鑑み、何卒、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年1月

社団法人 日本社会福祉士養成校協会

会 長 長 谷 川 匡 俊

《 ご記入にあたって 》

1. ご記入は、黒または青のボールペン・サインペン等をお願いします。
2. ご回答は、数字の選択肢は、いずれか1つの選択肢に○印をご記入下さい。また空欄には、具体的に回答をご記入下さい。
3. ご記入いただく方は、この科目の担当教員の方が望ましいと思われまます。担当教員の方のご記入が難しい場合は、課程の代表者あるいは責任者等がご記入ください。また複数の教員が担当している場合には、いくつかの質問は、回答する際に科目担当の教員間の合議等が必要なものもあり、適宜合議等を行った上でご回答いただくのが望ましいと思われまます。合議等が難しい場合は、代表者あるいは責任者等がご記入ください。いずれの場合でも、ご回答は貴課程を代表するご意見・ご回答として取り扱います。
4. 調査票について、ご不明の点がございましたら下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

社団法人日本社会福祉士養成校協会（担当：木下・小森）

TEL：03-5495-7242 FAX：03-5495-7219 Eメール：office@jascsw.jp

科目名: 高齢者に対する支援と介護保険制度

I. 以下の1～6の設問において、貴校の状況にあてはまる番号に1つ○印をつけてください。

1. 科目の名称は、指定科目名と同じですか。異なる場合（読み替えの科目名を含む。Ⅰ、Ⅱ、A、B等で分割している場合も含む）は、科目名をご記入ください。2つ以上の科目を充当している場合は、すべての科目名をご記入ください。

1. 指定科目とまったく同じ科目名である

④科目名：

⑧科目名：

2. 開講の有無および形態についてお答えください。

注: 4) 90 分授業1時限=2 時間で計算。 6)「専任」には常勤の任期付教員含む。

①	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他 ()		
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択 (選択必修を含む)		
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人
	7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年	7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年
②	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他 ()		
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択 (選択必修を含む)		
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人
	7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年	7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年

3. 担当教員が複数の場合、授業の調整(授業内容の重複の回避や教員間役割分担など)を行っていますか。

1. 教員間で調整している (具体的に:)
2. 調整は必要だと思うが、していない (調整が必要な点:)
3. 調整は必要ないので、していない

4. この科目では、教科書を指定していますか。(複数の科目が該当している場合、あるいは複数の教員が担当している場合は、1科目でも、あるいは1人の教員でも指定している場合には、「1. している」と回答してください)

1. している 2. していない

5. この科目は、社会福祉士国家試験の指定科目として、どの程度必要だとお考えですか。

1. とても必要だ 2. まあ必要だ 3. あまり必要ではない 4. ほとんど必要ではない

6. 上記5. で回答された理由について、自由に記入して下さい。

科目名： 高齢者に対する支援と介護保険制度

Ⅱ. 貴校における教育の現状についてお尋ねします。

1. この科目に関して貴課程では、以下の教育内容の項目（厚生労働省通知による教育に含むべき事項）について、どの程度重要だとお考えですか。さらに各項目を教える際に、授業時間中にどの程度時間を費やしていますか（今年度の実績でお答えください。難しい場合は、昨年度の実績をお答えください）。また、教育内容の項目については、その他に授業で時間を費やしているものがあるようでしたら、〈その他〉の欄に具体的に項目としてご記入の上、どの程度授業で時間を費やしているのかをお答えください。

設 問 厚生労働省による 教育に含むべき事項	この内容は、社会福祉士養成のために、どの程度重要だとお考えですか。				この内容を教えるために、どの程度授業で時間を費やしていますか。			
	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない
（記入例）① 社会福祉士とは	1	2	3	4	1	2	3	4
① 高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要（高齢者虐待や地域移行、就労の実態を含む。）	1	2	3	4	1	2	3	4
② 高齢者福祉制度の発達過程	1	2	3	4	1	2	3	4
③ 介護の概念や対象	1	2	3	4	1	2	3	4
④ 介護予防	1	2	3	4	1	2	3	4
⑤ 介護課程	1	2	3	4	1	2	3	4
⑥ 認知症ケア	1	2	3	4	1	2	3	4
⑦ 終末期ケア	1	2	3	4	1	2	3	4
⑧ 介護と住環境	1	2	3	4	1	2	3	4
⑨ 介護保険法	1	2	3	4	1	2	3	4
⑩ 介護報酬	1	2	3	4	1	2	3	4
⑪ 介護保険法における組織及び団体の役割と実際	1	2	3	4	1	2	3	4
⑫ 介護保険法における専門職の役割と実際	1	2	3	4	1	2	3	4
⑬ 介護保険法におけるネットワーキングと実際	1	2	3	4	1	2	3	4
⑭ 地域包括支援センターの役割と実際	1	2	3	4	1	2	3	4
⑮ 老人福祉法	1	2	3	4	1	2	3	4
⑯ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）	1	2	3	4	1	2	3	4
⑰ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	1	2	3	4	1	2	3	4
⑱ 高齢者の居住の安定確保に関する法律	1	2	3	4	1	2	3	4

《次のページにつづく》

設 問	この内容は、社会福祉士養成のために、どの程度重要だとお考えですか。				この内容を教えるために、どの程度授業で時間を費やしていますか。			
	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない
厚生労働省による教育に含むべき事項					1	2	3	4
<その他>					1	2	3	4
<その他>					1	2	3	4
<その他>					1	2	3	4
<その他>					1	2	3	4
2. 現行のシラバスに追加または削除すべきだと考える教育内容がありましたら、自由に記入してください。 注：記入にあたっては下記シラバス参照								

(通知) 社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について(抜粋)

平成 20 年 3 月 28 日 社援発第 0328001 号 (最終改正 平成 25 年 6 月 26 日)

高齢者に対する支援と介護保険制度	
教育内容	
ねらい	教育に含むべき事項
① 高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要（高齢者虐待や地域移行、就労の実態を含む。）について理解する。 ② 高齢者福祉制度の発展過程について理解する。 ③ 介護の概念や対象及びその理念等について理解する。 ④ 介護過程における介護の技法や介護予防の基本的考え方について理解する ⑤ 終末期ケアの在り方（人間観や倫理を含む。）について理解する。 ⑥ 相談援助活動において必要となる介護保険制度や高齢者の福祉・介護に係る他の法制度について理解する。	① 高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要（高齢者虐待や地域移行、就労の実態を含む。）
	② 高齢者福祉制度の発達過程
	③ 介護の概念や対象
	④ 介護予防
	⑤ 介護過程
	⑥ 認知症ケア
	⑦ 終末期ケア
	⑧ 介護と住環境
	⑨ 介護保険法
	⑩ 介護報酬
	⑪ 介護保険法における組織及び団体の役割と実際
	⑫ 介護保険法における専門職の役割と実際
	⑬ 介護保険法におけるネットワークングと実際
	⑭ 地域包括支援センターの役割と実際
	⑮ 老人福祉法
	⑯ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）
	⑰ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
	⑱ 高齢者の居住の安定確保に関する法律

⑬ 障害者に対する支援と障害者自立支援制度

I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :

※鑑文に記載している ID をご記入下さい。

※養成課程毎に回答していただくようお願いをしておりますが、複数の課程の学生に対して、共通科目として開講している場合は、回答は1部で構いません。その際は、上表に該当養成課程の ID (鑑文に記載) をご記入下さい。

養成校名：_____

学部名：_____

学科・課程名：_____

《 調査へのご協力のお願い 》

ご回答者様へ

この調査は、平成19年の法改正により見直された社会福祉士養成カリキュラム（新カリキュラム）について、改正法付則で「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。」としておりますことから、本協会会員校における新カリキュラムの実施状況等の教育実態を把握しつつ、教育内容の見直しや再編などが必要か否かの検討を行い、その結果を厚生労働省に提言するとともに、本協会会員校をはじめとする社会福祉士養成校にフィードバックを行うことを目的として実施するきわめて重要な調査となります。

会員各位におかれまして、年初の折、大変お忙しいこととは存じますが、本調査の趣旨に鑑み、何卒、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年1月

社団法人 日本社会福祉士養成校協会

会 長 長 谷 川 匡 俊

《 ご記入にあたって 》

1. ご記入は、黒または青のボールペン・サインペン等をお願いします。
2. ご回答は、数字の選択肢は、いずれか1つの選択肢に○印をご記入下さい。また空欄には、具体的に回答をご記入下さい。
3. ご記入いただく方は、この科目の担当教員の方が望ましいと思われまます。担当教員の方のご記入が難しい場合は、課程の代表者あるいは責任者等がご記入ください。また複数の教員が担当している場合には、いくつかの質問は、回答する際に科目担当の教員間の合議等が必要なものもあり、適宜合議等を行った上でご回答いただくのが望ましいと思われまます。合議等が難しい場合は、代表者あるいは責任者等がご記入ください。いずれの場合でも、ご回答は貴課程を代表するご意見・ご回答として取り扱います。
4. 調査票について、ご不明の点がございましたら下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

社団法人日本社会福祉士養成校協会（担当：木下・小森）

TEL：03-5495-7242 FAX：03-5495-7219 Eメール：office@jascsw.jp

科目名: 障害者に対する支援と障害者自立支援制度

I. 以下の1～6の設問において、貴校の状況にあてはまる番号に1つ○印をつけてください。

1. 科目の名称は、指定科目名と同じですか。異なる場合(読み替えの科目名を含む。Ⅰ、Ⅱ、A、B等で分割している場合も含む)は、科目名をご記入ください。2つ以上の科目を充当している場合は、すべての科目名をご記入ください。

2. 他の名称を用いている (以下に科目名をご記入ください。)

⑧科目名：

注: 4) 90 分授業1時限=2 時間で計算。 6)「専任」には常勤の任期付教員含む。

①	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他 ()			
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択 (選択必修を含む)			
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	
	7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年	7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年	
②	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他 ()			
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択 (選択必修を含む)			
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	
	7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年	7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年	

3. 担当教員が複数の場合、授業の調整(授業内容の重複の回避や教員間役割分担など)を行っていますか。

1. 教員間で調整している（具体的に：_____）
2. 調整は必要だと思うが、していない（調整が必要な点：_____）
3. 調整は必要ないので、していない

4. この科目では、教科書を指定していますか。(複数の科目が該当している場合、あるいは複数の教員が担当している場合は、1科目でも、あるいは1人の教員でも指定している場合には、「1. している」と回答してください)

1. している 2. していない

5. この科目は、社会福祉士国家試験の指定科目として、どの程度必要だとお考えですか。

1. とても必要だ 2. まあ必要だ 3. あまり必要ではない 4. ほとんど必要ではない

6. 上記5. で回答された理由について、自由に記入して下さい。

科目名： 障害者に対する支援と障害者自立支援制度

Ⅱ. 貴校における教育の現状についてお尋ねします。

1. この科目に関して貴課程では、以下の教育内容の項目（厚生労働省通知による教育に含むべき事項）について、どの程度重要だとお考えですか。さらに各項目を教える際に、授業時間中にどの程度時間を費やしていますか（今年度の実績でお答えください。難しい場合は、昨年度の実績をお答えください）。また、教育内容の項目については、その他に授業で時間を費やしているものがあるようでしたら、〈その他〉の欄に具体的に項目としてご記入の上、どの程度授業で時間を費やしているのかをお答えください。

設 問 厚生労働省による 教育に含むべき事項	この内容は、社会福祉士養成のために、どの程度 重要だとお考えですか。				この内容を教えるために、どの程度授業で時間を 費やしていますか。			
	とても 重要だ	まあ 重要だ	あまり 重要ではない	ほとんど 重要ではない	かなり 時間を費やして いる	ある程度 時間を費やし ている	少し 時間を費やし ている	教えて いない
（記入例）① 社会福祉士とは	1	2	3	4	1	2	3	4
① 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要	1	2	3	4	1	2	3	4
② 障害者福祉制度の発達過程	1	2	3	4	1	2	3	4
③ 障害者総合支援法	1	2	3	4	1	2	3	4
④ 障害者総合支援法における組織及び団体の役割と実際	1	2	3	4	1	2	3	4
⑤ 障害者総合支援法における専門職の役割と実際	1	2	3	4	1	2	3	4
⑥ 障害者総合支援法における多職種連携、ネットワーキングと実際	1	2	3	4	1	2	3	4
⑦ 相談支援事業所の役割と実際	1	2	3	4	1	2	3	4
⑧ 身体障害者福祉法	1	2	3	4	1	2	3	4
⑨ 知的障害者福祉法	1	2	3	4	1	2	3	4
⑩ 精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律	1	2	3	4	1	2	3	4
⑪ 発達障害者支援法	1	2	3	4	1	2	3	4
⑫ 障害者基本法	1	2	3	4	1	2	3	4
⑬ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律	1	2	3	4	1	2	3	4
⑭ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	1	2	3	4	1	2	3	4
⑮ 障害者の雇用の促進等に関する法律	1	2	3	4	1	2	3	4

《次のページにつづく》

設 問	この内容は、社会福祉士養成のために、どの程度重要だとお考えですか。				この内容を教えるために、どの程度授業で時間を費やしていますか。			
	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない
厚生労働省による教育に含むべき事項					1	2	3	4
<その他>					1	2	3	4
<その他>					1	2	3	4
<その他>					1	2	3	4
<その他>					1	2	3	4
2. 現行のシラバスに追加または削除すべきだと考える教育内容がありましたら、自由に記入してください。 注：記入にあたっては下記のシラバス参照								

(通知) 社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について(抜粋)

平成 20 年 3 月 28 日 社援発第 0328001 号 (最終改正 平成 25 年 6 月 26 日)

障害者に対する支援と障害者自立支援制度	
教育内容	
ねらい	教育に含むべき事項
① 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢や福祉・介護需要（地域移行や就労の実態を含む。）について理解する。 ② 障害者福祉制度の発達過程について理解する。 ③ 相談援助活動において必要となる障害者総合支援法や障害者の福祉・介護に係る他の法制度について理解する。	① 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要
	② 障害者福祉制度の発達過程
	③ 障害者総合支援法
	④ 障害者総合支援法における組織及び団体の役割と実際
	⑤ 障害者総合支援法における専門職の役割と実際
	⑥ 障害者総合支援法における多職種連携、ネットワーキングと実際
	⑦ 相談支援事業所の役割と実際
	⑧ 身体障害者福祉法
	⑨ 知的障害者福祉法
	⑩ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
	⑪ 発達障害者支援法
	⑫ 障害者基本法
	⑬ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律
	⑭ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
	⑮ 障害者の雇用の促進等に関する法律

⑭ 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度

I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :

※鑑文に記載している ID をご記入下さい。

※養成課程毎に回答していただくようお願いをしておりますが、複数の課程の学生に対して、共通科目として開講している場合は、回答は1部で構いません。その際は、上表に該当養成課程の ID (鑑文に記載) をご記入下さい。

養成校名 : _____

学部名 : _____

学科・課程名 : _____

《 調査へのご協力のお願い 》

ご回答者様へ

この調査は、平成19年の法改正により見直された社会福祉士養成カリキュラム（新カリキュラム）について、改正法付則で「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。」としておりますことから、本協会会員校における新カリキュラムの実施状況等の教育実態を把握しつつ、教育内容の見直しや再編などが必要か否かの検討を行い、その結果を厚生労働省に提言するとともに、本協会会員校をはじめとする社会福祉士養成校にフィードバックを行うことを目的として実施するきわめて重要な調査となります。

会員各位におかれまして、年初の折、大変お忙しいこととは存じますが、本調査の趣旨に鑑み、何卒、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年1月

社団法人 日本社会福祉士養成校協会

会 長 長 谷 川 匡 俊

《 ご記入にあたって 》

1. ご記入は、黒または青のボールペン・サインペン等をお願いします。
2. ご回答は、数字の選択肢は、いずれか1つの選択肢に○印をご記入下さい。また空欄には、具体的に回答をご記入下さい。
3. ご記入いただく方は、この科目の担当教員の方が望ましいと思われまます。担当教員の方のご記入が難しい場合は、課程の代表者あるいは責任者等がご記入ください。また複数の教員が担当している場合には、いくつかの質問は、回答する際に科目担当の教員間の合議等が必要なものもあり、適宜合議等を行った上でご回答いただくのが望ましいと思われまます。合議等が難しい場合は、代表者あるいは責任者等がご記入ください。いずれの場合でも、ご回答は貴課程を代表するご意見・ご回答として取り扱います。
4. 調査票について、ご不明の点がございましたら下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

社団法人日本社会福祉士養成校協会（担当：木下・小森）

TEL：03-5495-7242 FAX：03-5495-7219 Eメール：office@jascsw.jp

科目名： 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度

Ⅱ. 貴校における教育の現状についてお尋ねします。

1. この科目に関して貴課程では、以下の教育内容の項目（厚生労働省通知による教育に含むべき事項）について、どの程度重要だとお考えですか。さらに各項目を教える際に、授業時間中にどの程度時間を費やしていますか（今年度の実績でお答えください。難しい場合は、昨年度の実績をお答えください）。また、教育内容の項目については、その他に授業で時間を費やしているものがあるようでしたら、〈その他〉の欄に具体的に項目としてご記入の上、どの程度授業で時間を費やしているのかをお答えください。

設 問 厚生労働省による 教育に含むべき事項	この内容は、社会福祉士養成のために、どの程度重要だとお考えですか。				この内容を教えるために、どの程度授業で時間を費やしていますか。			
	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない
(記入例) ① 社会福祉士とは	1	2	3	4	1	2	3	4
① 児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要(一人親家庭、児童虐待及び家庭内暴力(D.V)、地域における子育て支援及び青少年育成の実態を含む。)と実際	1	2	3	4	1	2	3	4
② 児童・家庭福祉制度の発展過程	1	2	3	4	1	2	3	4
③ 児童の定義と権利	1	2	3	4	1	2	3	4
④ 児童福祉法	1	2	3	4	1	2	3	4
⑤ 児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)	1	2	3	4	1	2	3	4
⑥ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(D.V 法)	1	2	3	4	1	2	3	4
⑦ 母子及び寡婦福祉法	1	2	3	4	1	2	3	4
⑧ 母子保健法	1	2	3	4	1	2	3	4
⑨ 児童手当法	1	2	3	4	1	2	3	4
⑩ 児童扶養手当法	1	2	3	4	1	2	3	4
⑪ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律	1	2	3	4	1	2	3	4
⑫ 次世代育成支援対策推進法	1	2	3	4	1	2	3	4
⑬ 少子化社会対策基本法	1	2	3	4	1	2	3	4
⑭ 売春防止法	1	2	3	4	1	2	3	4
⑮ 児童・家庭福祉制度における組織及び団体の役割と実際	1	2	3	4	1	2	3	4
⑯ 児童・家庭福祉制度における専門職の役割と実際	1	2	3	4	1	2	3	4
⑰ 児童・家庭福祉制度における多職種連携、ネットワークングと実際	1	2	3	4	1	2	3	4
⑱ 児童相談所の役割と実際	1	2	3	4	1	2	3	4

設 問	この内容は、社会福祉士養成のために、どの程度重要だとお考えですか。				この内容を教えるために、どの程度授業で時間を費やしていますか。			
	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない
厚生労働省による教育に含むべき事項					1	2	3	4
<その他>					1	2	3	4
<その他>					1	2	3	4
<その他>					1	2	3	4
<その他>					1	2	3	4

2. 現行のシラバスに追加または削除すべきだと考える教育内容がありましたら、自由に記入してください。 注：記入にあたっては下記のシラバス参照

(通知) 社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について(抜粋)
 平成 20 年 3 月 28 日 社援発第 0328001 号 (最終改正 平成 25 年 6 月 26 日)

児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	
教育内容	
ねらい	教育に含むべき事項
① 児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要（子育て、一人親家庭、児童虐待及び家庭内暴力（D. V）の実態を含む。）について理解する。 ② 児童・家庭福祉制度の発達過程について理解する。 ③ 児童の権利について理解する。 ④ 相談援助活動において必要となる児童・家庭福祉制度や児童・家庭福祉に係る他の法制度について理解する。	① 児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要（一人親家庭、児童虐待及び家庭内暴力（D. V）、地域における子育て支援及び青少年育成の実態を含む。）と実際
	② 児童・家庭福祉制度の発達過程
	③ 児童の定義と権利
	④ 児童福祉法
	⑤ 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）
	⑥ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（D. V法）
	⑦ 母子及び寡婦福祉法
	⑧ 母子保健法
	⑨ 児童手当法
	⑩ 児童扶養手当法
	⑪ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
	⑫ 次世代育成支援対策推進法
	⑬ 少子化社会対策基本法
	⑭ 売春防止法
	⑮ 児童・家庭福祉制度における組織及び団体の役割と実際
	⑯ 児童・家庭福祉制度における専門職の役割と実際
	⑰ 児童・家庭福祉制度における多職種連携、ネットワーキングと実際
	⑱ 児童相談所の役割と実際

⑮ 低所得者に対する支援と生活保護制度

I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :

※鑑文に記載している ID をご記入下さい。

※養成課程毎に回答していただくようお願いをしておりますが、複数の課程の学生に対して、共通科目として開講している場合は、回答は1部で構いません。その際は、上表に該当養成課程の ID (鑑文に記載) をご記入下さい。

養成校名 : _____

学部名 : _____

学科・課程名 : _____

《 調査へのご協力のお願い 》

ご回答者様へ

この調査は、平成19年の法改正により見直された社会福祉士養成カリキュラム（新カリキュラム）について、改正法付則で「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。」としておりますことから、本協会会員校における新カリキュラムの実施状況等の教育実態を把握しつつ、教育内容の見直しや再編などが必要か否かの検討を行い、その結果を厚生労働省に提言するとともに、本協会会員校をはじめとする社会福祉士養成校にフィードバックを行うことを目的として実施するきわめて重要な調査となります。

会員各位におかれまして、年初の折、大変お忙しいこととは存じますが、本調査の趣旨に鑑み、何卒、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年1月

社団法人 日本社会福祉士養成校協会

会 長 長 谷 川 匡 俊

《 ご記入にあたって 》

1. ご記入は、黒または青のボールペン・サインペン等をお願いします。
2. ご回答は、数字の選択肢は、いずれか1つの選択肢に○印をご記入下さい。また空欄には、具体的に回答をご記入下さい。
3. ご記入いただく方は、この科目の担当教員の方が望ましいと思われまます。担当教員の方のご記入が難しい場合は、課程の代表者あるいは責任者等がご記入ください。また複数の教員が担当している場合には、いくつかの質問は、回答する際に科目担当の教員間の合議等が必要なものもあり、適宜合議等を行った上でご回答いただくのが望ましいと思われまます。合議等が難しい場合は、代表者あるいは責任者等がご記入ください。いずれの場合でも、ご回答は貴課程を代表するご意見・ご回答として取り扱います。
4. 調査票について、ご不明の点がございましたら下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

社団法人日本社会福祉士養成校協会（担当：木下・小森）

TEL：03-5495-7242 FAX：03-5495-7219 Eメール：office@jascsw.jp

科目名: 低所得者に対する支援と生活保護制度

I. 以下の1～6の設問において、貴校の状況にあてはまる番号に1つ○印をつけてください。

1. 科目の名称は、指定科目名と同じですか。異なる場合(読み替えの科目名を含む。Ⅰ、Ⅱ、A、B等で分割している場合も含む)は、科目名をご記入ください。2つ以上の科目を充当している場合は、すべての科目名をご記入ください。

1. 指定科目とまったく同じ科目名である

④科目名：

⑧科目名：

2. 開講の有無および形態についてお答えください。

注: 4) 90 分授業1時限=2 時間で計算。 6)「専任」には常勤の任期付教員含む。

①	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他（ ）					
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択（選択必修を含む）					
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中			
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数（ ）人		5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数（ ）人		
	7) 配当学年	1. 1年 2. 2年 3. 3年 4. 4年		7) 配当学年	1. 1年 2. 2年 3. 3年 4. 4年		
②	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他（ ）					
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択（選択必修を含む）					
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中			
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数（ ）人		5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数（ ）人		
	7) 配当学年	1. 1年 2. 2年 3. 3年 4. 4年		7) 配当学年	1. 1年 2. 2年 3. 3年 4. 4年		

3. 担当教員が複数の場合、授業の調整(授業内容の重複の回避や教員間役割分担など)を行っていますか。

1. 教員間で調整している（具体的に：_____）
2. 調整は必要だと思うが、していない（調整が必要な点：_____）
3. 調整は必要ないので、していない

4. この科目では、教科書を指定していますか。(複数の科目が該当している場合、あるいは複数の教員が担当している場合は、1科目でも、あるいは1人の教員でも指定している場合には、「1. している」と回答してください)

1. している 2. していない

5. この科目は、社会福祉士国家試験の指定科目として、どの程度必要だとお考えですか。

1. とても必要だ 2. まあ必要だ 3. あまり必要ではない 4. ほとんど必要ではない

6. 上記5. で回答された理由について、自由に記入して下さい。

科目名： 低所得者に対する支援と生活保護制度

Ⅱ. 貴校における教育の現状についてお尋ねします。

1. この科目に関して貴課程では、以下の教育内容の項目（厚生労働省通知による教育に含むべき事項）について、どの程度重要だとお考えですか。さらに各項目を教える際に、授業時間中にどの程度時間を費やしていますか（今年度の実績でお答えください。難しい場合は、昨年度の実績をお答えください）。また、教育内容の項目については、その他に授業で時間を費やしているものがあるようでしたら、〈その他〉の欄に具体的に項目としてご記入の上、どの程度授業で時間を費やしているのかをお答えください。

設 問 厚生労働省による 教育に含むべき事項	この内容は、社会福祉士養成のために、どの程度重要だとお考えですか。				この内容を教えるために、どの程度授業で時間を費やしていますか。			
	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない
(記入例) ① 社会福祉士とは	1	2	3	4	1	2	3	4
① 低所得者層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要と実際	1	2	3	4	1	2	3	4
② 生活保護制度	1	2	3	4	1	2	3	4
③ 生活保護制度における組織及び団体の役割と実際	1	2	3	4	1	2	3	4
④ 生活保護制度における専門職の役割と実際	1	2	3	4	1	2	3	4
⑤ 生活保護制度における多職種連携、ネットワーキングと実際	1	2	3	4	1	2	3	4
⑥ 福祉事務所の役割と実際	1	2	3	4	1	2	3	4
⑦ 自立支援プログラムの意義と実際	1	2	3	4	1	2	3	4
⑧ 低所得者対策	1	2	3	4	1	2	3	4
⑨ 低所得者へ住宅政策	1	2	3	4	1	2	3	4
⑩ ホームレス対策	1	2	3	4	1	2	3	4
<その他>					1	2	3	4
<その他>					1	2	3	4
<その他>					1	2	3	4
<その他>					1	2	3	4
<その他>					1	2	3	4

《次のページにつづく》

2. 現行のシラバスに追加または削除すべきだと考える教育内容がありましたら、自由に記入してください。

注：記入にあたっては下記のシラバス参照

(通知) 社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について(抜粋)

平成 20 年 3 月 28 日 社援発第 0328001 号

(最終改正 平成 25 年 6 月 26 日)

低所得者に対する支援と生活保護制度	
教育内容	
ねらい	教育に含むべき事項
① 低所得者層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要とその実際について理解する。 ② 相談援助活動において必要となる生活保護制度や生活保護制度に係る他の法制度について理解する。 ③ 自立支援プログラムの意義とその実際について理解する。	① 低所得者層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要と実際
	② 生活保護制度
	③ 生活保護制度における組織及び団体の役割と実際
	④ 生活保護制度における専門職の役割と実際
	⑤ 生活保護制度における多職種連携、ネットワーキングと実際
	⑥ 福祉事務所の役割と実際
	⑦ 自立支援プログラムの意義と実際
	⑧ 低所得者対策
	⑨ 低所得者へ住宅政策
	⑩ ホームレス対策

①⑥ 保健医療サービス

I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :

※鑑文に記載している ID をご記入下さい。

※養成課程毎に回答していただくようお願いをしておりますが、複数の課程の学生に対して、共通科目として開講している場合は、回答は1部で構いません。その際は、上表に該当養成課程の ID (鑑文に記載) をご記入下さい。

養成校名 :

学部名 :

学科・課程名 :

《 調査へのご協力お願い 》

ご回答者様へ

この調査は、平成19年の法改正により見直された社会福祉士養成カリキュラム（新カリキュラム）について、改正法付則で「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。」としておりますことから、本協会会員校における新カリキュラムの実施状況等の教育実態を把握しつつ、教育内容の見直しや再編などが必要か否かの検討を行い、その結果を厚生労働省に提言するとともに、本協会会員校をはじめとする社会福祉士養成校にフィードバックを行うことを目的として実施するきわめて重要な調査となります。

会員各位におかれまして、年初の折、大変お忙しいこととは存じますが、本調査の趣旨に鑑み、何卒、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年1月

社団法人 日本社会福祉士養成校協会

会 長 長 谷 川 匡 俊

《 ご記入にあたって 》

- ご記入は、黒または青のボールペン・サインペン等をお願いします。
- ご回答は、数字の選択肢は、いずれか1つの選択肢に○印をご記入下さい。また空欄には、具体的に回答をご記入下さい。
- ご記入いただく方は、この科目の担当教員の方が望ましいと思われま。担当教員の方のご記入が難しい場合は、課程の代表者あるいは責任者等がご記入ください。また複数の教員が担当している場合には、いくつかの質問は、回答する際に科目担当の教員間の合議等が必要なものもあり、適宜合議等を行った上でご回答いただくのが望ましいと思われま。合議等が難しい場合は、代表者あるいは責任者等がご記入ください。いずれの場合でも、ご回答は貴課程を代表するご意見・ご回答として取り扱います。
- 調査票について、ご不明の点がございましたら下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

社団法人日本社会福祉士養成校協会（担当：木下・小森）

TEL：03-5495-7242 FAX：03-5495-7219 Eメール：office@jascsw.jp

科目名: 保健医療サービス

I. 以下の1～6の設問において、貴校の状況にあてはまる番号に1つ○印をつけてください。

1. 科目の名称は、指定科目名と同じですか。異なる場合(読み替えの科目名を含む。Ⅰ、Ⅱ、A、B等で分割している場合も含む)は、科目名をご記入ください。2つ以上の科目を充当している場合は、すべての科目名をご記入ください。

1. 指定科目とまったく同じ科目名である

2. 他の名称を用いている（以下に科目名をご記入ください）

④科目名：

⑧科目名：

2. 開講の有無および形態についてお答えください。

注: 4) 90 分授業1時限=2 時間で計算。 6)「専任」には常勤の任期付教員含む。

①	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他（ ）					
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択（選択必修を含む）					
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中		3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中		
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数（ ）人		5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数（ ）人		
	7) 配当学年	1. 1年 2. 2年 3. 3年 4. 4年		7) 配当学年	1. 1年 2. 2年 3. 3年 4. 4年		
②	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他（ ）					
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択（選択必修を含む）					
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中		3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中		
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数（ ）人		5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数（ ）人		
	7) 配当学年	1. 1年 2. 2年 3. 3年 4. 4年		7) 配当学年	1. 1年 2. 2年 3. 3年 4. 4年		

3. 担当教員が複数の場合、授業の調整(授業内容の重複の回避や教員間役割分担など)を行っていますか。

1. 教員間で調整している（具体的に：_____）
2. 調整は必要だと思うが、していない（調整が必要な点：_____）
3. 調整は必要ないので、していない

4. この科目では、教科書を指定していますか。(複数の科目が該当している場合、あるいは複数の教員が担当している場合は、1科目でも、あるいは1人の教員でも指定している場合には、「1. している」と回答してください)

1. している

2. していない

5. この科目は、社会福祉士国家試験の指定科目として、どの程度必要だとお考えですか。

1. とても必要だ

2. まあ必要だ

3. あまり必要ではない

4. ほとんど必要ではない

6. 上記5. で回答された理由について、自由に記入して下さい。

科目名：保健医療サービス

Ⅱ. 貴校における教育の現状についてお尋ねします。

1. この科目に関して貴課程では、以下の教育内容の項目（厚生労働省通知による教育に含むべき事項）について、どの程度重要だとお考えですか。さらに各項目を教える際に、授業時間中にどの程度時間を費やしていますか（今年度の実績でお答えください。難しい場合は、昨年度の実績をお答えください）。また、教育内容の項目については、その他に授業で時間を費やしているものがあるようでしたら、〈その他〉の欄に具体的に項目としてご記入の上、どの程度授業で時間を費やしているのかをお答えください。

設 問 厚生労働省による 教育に含むべき事項	この内容は、社会福祉士養成のために、どの程度重要だとお考えですか。				この内容を教えるために、どの程度授業で時間を費やしていますか。			
	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない
（記入例）① 社会福祉士とは	1	2	3	4	1	2	3	4
① 医療保険制度	1	2	3	4	1	2	3	4
② 診療報酬	1	2	3	4	1	2	3	4
③ 保健医療サービスの概要	1	2	3	4	1	2	3	4
④ 保健医療サービスにおける専門職の役割と実際	1	2	3	4	1	2	3	4
⑤ 保健医療サービス関係者との連携と実際	1	2	3	4	1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4

2. 現行のシラバスに追加または削除すべきだと考える教育内容がありましたら、自由に記入してください。

注：記入にあたってはp. 4のシラバス参照

保健医療サービス	
教育内容	
ねらい	教育に含むべき事項
① 相談援助活動において必要となる医療保険制度（診療報酬に関する内容を含む。）や保健医療サービスについて理解する。 ② 保健医療サービスにおける専門職の役割と実際、多職種協働について理解する。	① 医療保険制度
	② 診療報酬
	③ 保健医療サービスの概要
	④ 保健医療サービスにおける専門職の役割と実際
	⑤ 保健医療サービス関係者との連携と実際

⑪ 就労支援サービス

I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :

※鑑文に記載している ID をご記入下さい。

※養成課程毎に回答していただくようお願いをしておりますが、複数の課程の学生に対して、共通科目として開講している場合は、回答は1部で構いません。その際は、上表に該当養成課程の ID (鑑文に記載) をご記入下さい。

養成校名 : _____

学部名 : _____

学科・課程名 : _____

《 調査へのご協力のお願い 》

ご回答者様へ

この調査は、平成19年の法改正により見直された社会福祉士養成カリキュラム（新カリキュラム）について、改正法付則で「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。」としておりますことから、本協会会員校における新カリキュラムの実施状況等の教育実態を把握しつつ、教育内容の見直しや再編などが必要か否かの検討を行い、その結果を厚生労働省に提言するとともに、本協会会員校をはじめとする社会福祉士養成校にフィードバックを行うことを目的として実施するきわめて重要な調査となります。

会員各位におかれまして、年初の折、大変お忙しいこととは存じますが、本調査の趣旨に鑑み、何卒、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年1月

社団法人 日本社会福祉士養成校協会

会 長 長 谷 川 匡 俊

《 ご記入にあたって 》

- ご記入は、黒または青のボールペン・サインペン等をお願いします。
- ご回答は、数字の選択肢は、いずれか1つの選択肢に○印をご記入下さい。また空欄には、具体的に回答をご記入下さい。
- ご記入いただく方は、この科目の担当教員の方が望ましいと思われまます。担当教員の方のご記入が難しい場合は、課程の代表者あるいは責任者等がご記入ください。また複数の教員が担当している場合には、いくつかの質問は、回答する際に科目担当の教員間の合議等が必要なものもあり、適宜合議等を行った上でご回答いただくのが望ましいと思われまます。合議等が難しい場合は、代表者あるいは責任者等がご記入ください。いずれの場合でも、ご回答は貴課程を代表するご意見・ご回答として取り扱います。
- 調査票について、ご不明の点がございましたら下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

社団法人日本社会福祉士養成校協会（担当：木下・小森）

TEL：03-5495-7242 FAX：03-5495-7219 Eメール：office@jascsw.jp

科目名: 就労支援サービス

I. 以下の1～6の設問において、貴校の状況にあてはまる番号に1つ○印をつけてください。

1. 科目の名称は、指定科目名と同じですか。異なる場合(読み替えの科目名を含む。Ⅰ、Ⅱ、A、B等で分割している場合も含む)は、科目名をご記入ください。2つ以上の科目を充当している場合は、すべての科目名をご記入ください。

2. 他の名称を用いている（以下に科目名をご記入ください。）

⑧科目名：

注: 4) 90 分授業1時限=2 時間で計算。 6)「専任」には常勤の任期付教員含む。

①	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他（ ）					
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択（選択必修を含む）					
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中			
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数（ ）人		5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数（ ）人		
	7) 配当学年	1. 1年 2. 2年 3. 3年 4. 4年		7) 配当学年	1. 1年 2. 2年 3. 3年 4. 4年		
②	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他（ ）					
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択（選択必修を含む）					
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中			
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数（ ）人		5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数（ ）人		
	7) 配当学年	1. 1年 2. 2年 3. 3年 4. 4年		7) 配当学年	1. 1年 2. 2年 3. 3年 4. 4年		

3. 担当教員が複数の場合、授業の調整(授業内容の重複の回避や教員間役割分担など)を行っていますか。

1. 教員間で調整している（具体的に：_____）
2. 調整は必要だと思うが、していない（調整が必要な点：_____）
3. 調整は必要ないので、していない

4. この科目では、教科書を指定していますか。(複数の科目が該当している場合、あるいは複数の教員が担当している場合は、1科目でも、あるいは1人の教員でも指定している場合には、「1. している」と回答してください)

2. していない

5. この科目は、社会福祉士国家試験の指定科目として、どの程度必要だとお考えですか。

4. ほとんど必要ではない

6. 上記5. で回答された理由について、自由に記入して下さい。

科目名： 就労支援サービス

Ⅱ. 貴校における教育の現状についてお尋ねします。

1. この科目に関して貴課程では、以下の教育内容の項目（厚生労働省通知による教育に含むべき事項）について、どの程度重要だとお考えですか。さらに各項目を教える際に、授業時間中にどの程度時間を費やしていますか（今年度の実績でお答えください。難しい場合は、昨年度の実績をお答えください）。また、教育内容の項目については、その他に授業で時間を費やしているものがあるようでしたら、〈その他〉の欄に具体的に項目としてご記入の上、どの程度授業で時間を費やしているのかをお答えください。

設 問 厚生労働省による 教育に含むべき事項	この内容は、社会福祉士養成のために、どの程度重要だとお考えですか。				この内容を教えるために、どの程度授業で時間を費やしていますか。			
	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない
（記入例）① 社会福祉士とは	1	2	3	4	1	2	3	4
① 雇用・就労の動向と労働施策の概要	1	2	3	4	1	2	3	4
② 就労支援制度の概要	1	2	3	4	1	2	3	4
③ 就労支援に係る組織、団体の役割と実際	1	2	3	4	1	2	3	4
④ 就労支援に係る専門職の役割と実際	1	2	3	4	1	2	3	4
⑤ 就労支援分野との連携と実際	1	2	3	4	1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4

2. 現行のシラバスに追加または削除すべきだと考える教育内容がありましたら、自由に記入してください。

注：記入にあたってはp. 4のシラバス参照

就労支援サービス	
教育内容	
ねらい	教育に含むべき事項
① 相談援助活動において必要となる各種の就労支援制度について理解する。 ② 就労支援に係る組織、団体及び専門職について理解する。 ③ 就労支援分野との連携について理解する。	① 雇用・就労の動向と労働施策の概要
	② 就労支援制度の概要
	③ 就労支援に係る組織、団体の役割と実際
	④ 就労支援に係る専門職の役割と実際
	⑤ 就労支援分野との連携と実際

⑱ 権利擁護と成年後見制度

I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :

※鑑文に記載している ID をご記入下さい。

※養成課程毎に回答していただくようお願いをしておりますが、複数の課程の学生に対して、共通科目として開講している場合は、回答は1部で構いません。その際は、上表に該当養成課程の ID (鑑文に記載) をご記入下さい。

養成校名 : _____

学部名 : _____

学科・課程名 : _____

《 調査へのご協力のお願い 》

ご回答者様へ

この調査は、平成19年の法改正により見直された社会福祉士養成カリキュラム（新カリキュラム）について、改正法付則で「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。」としておりますことから、本協会会員校における新カリキュラムの実施状況等の教育実態を把握しつつ、教育内容の見直しや再編などが必要か否かの検討を行い、その結果を厚生労働省に提言するとともに、本協会会員校をはじめとする社会福祉士養成校にフィードバックを行うことを目的として実施するきわめて重要な調査となります。

会員各位におかれまして、年初の折、大変お忙しいこととは存じますが、本調査の趣旨に鑑み、何卒、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年1月

社団法人 日本社会福祉士養成校協会

会 長 長 谷 川 匡 俊

《 ご記入にあたって 》

1. ご記入は、黒または青のボールペン・サインペン等でお願ひします。
2. ご回答は、数字の選択肢は、いずれか1つの選択肢に○印をご記入下さい。また空欄には、具体的に回答をご記入下さい。
3. ご記入いただく方は、この科目の担当教員の方が望ましいと思われまふ。担当教員の方のご記入が難しい場合は、課程の代表者あるいは責任者等がご記入ください。また複数の教員が担当している場合には、いくつかの質問は、回答する際に科目担当の教員間の合議等が必要なものもあり、適宜合議等を行った上でご回答いただくのが望ましいと思われまふ。合議等が難しい場合は、代表者あるいは責任者等がご記入ください。いずれの場合でも、ご回答は貴課程を代表するご意見・ご回答として取り扱います。
4. 調査票について、ご不明の点がありましたら下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

社団法人日本社会福祉士養成校協会（担当：木下・小森）

TEL：03-5495-7242 FAX：03-5495-7219 Eメール：office@jascsw.jp

科目名: 権利擁護と成年後見制度

I. 以下の1～6の設問において、貴校の状況にあてはまる番号に1つ○印をつけてください。

1. 科目の名称は、指定科目名と同じですか。異なる場合(読み替えの科目名を含む。Ⅰ、Ⅱ、A、B等で分割している場合も含む)は、科目名をご記入ください。2つ以上の科目を充当している場合は、すべての科目名をご記入ください。

2. 他の名称を用いている（以下に科目名をご記入ください。）

⑧科目名：

注: 4) 90 分授業1時限=2 時間で計算。 6)「専任」には常勤の任期付教員含む。

①	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他 ()			
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択 (選択必修を含む)			
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	
	7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年	7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年	
②	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他 ()			
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択 (選択必修を含む)			
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数 () 人	
	7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年	7) 配当学年	1. 1 年 2. 2 年 3. 3 年 4. 4 年	

3. 担当教員が複数の場合、授業の調整(授業内容の重複の回避や教員間役割分担など)を行っていますか。

1. 教員間で調整している（具体的に：_____）
2. 調整は必要だと思うが、していない（調整が必要な点：_____）
3. 調整は必要ないので、していない

4. この科目では、教科書を指定していますか。(複数の科目が該当している場合、あるいは複数の教員が担当している場合は、1科目でも、あるいは1人の教員でも指定している場合には、「1. している」と回答してください)

2. していない

5. この科目は、社会福祉士国家試験の指定科目として、どの程度必要だとお考えですか。

4. ほとんど必要ではない

6. 上記5. で回答された理由について、自由に記入して下さい。

科目名： 権利擁護と成年後見制度

Ⅱ. 貴校における教育の現状についてお尋ねします。

1. この科目に関して貴課程では、以下の教育内容の項目（厚生労働省通知による教育に含むべき事項）について、どの程度重要だとお考えですか。さらに各項目を教える際に、授業時間中にどの程度時間を費やしていますか（今年度の実績でお答えください。難しい場合は、昨年度の実績をお答えください）。また、教育内容の項目については、その他に授業で時間を費やしているものがあるようでしたら、〈その他〉の欄に具体的に項目としてご記入の上、どの程度授業で時間を費やしているのかをお答えください。

設 問 厚生労働省による 教育に含むべき事項	この内容は、社会福祉士養成のために、どの程度重要だとお考えですか。				この内容を教えるために、どの程度授業で時間を費やしていますか。			
	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない
（記入例）① 社会福祉士とは	1	2	3	4	1	2	3	4
① 相談援助活動と法（日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む。）との関わり	1	2	3	4	1	2	3	4
② 成年後見制度	1	2	3	4	1	2	3	4
③ 日常生活自立支援事業	1	2	3	4	1	2	3	4
④ 成年後見制度利用支援事業	1	2	3	4	1	2	3	4
⑤ 権利擁護に係る組織、団体の役割と実際	1	2	3	4	1	2	3	4
⑥ 権利擁護活動の実際	1	2	3	4	1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4

2. 現行のシラバスに追加または削除すべきだと考える教育内容がありましたら、自由に記入してください。

注：記入にあたってはp.4のシラバス参照

権利擁護と成年後見制度	
教育内容	
ねらい	教育に含むべき事項
① 相談援助活動と法（日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む。）との関わりについて理解する。 ② 相談援助活動において必要となる成年後見制度（後見人等の役割を含む。）について理解する。 ③ 成年後見制度の実際について理解する。 ④ 社会的排除や虐待などの権利侵害や認知症などの日常生活上の支援が必要な者に対する権利擁護活動の実際について理解する。	① 相談援助活動と法（日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む。）との関わり
	② 成年後見制度
	③ 日常生活自立支援事業
	④ 成年後見制度利用支援事業
	⑤ 権利擁護に係る組織、団体の役割と実際
	⑥ 権利擁護活動の実際

①9 更生保護制度

I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :
I D :	I D :	I D :

※鑑文に記載している ID をご記入下さい。

※養成課程毎に回答していただくようお願いをしておりますが、複数の課程の学生に対して、共通科目として開講している場合は、回答は1部で構いません。その際は、上表に該当養成課程の ID (鑑文に記載) をご記入下さい。

養成校名：_____

学部名：_____

学科・課程名：_____

《 調査へのご協力のお願い 》

ご回答者様へ

この調査は、平成19年の法改正により見直された社会福祉士養成カリキュラム（新カリキュラム）について、改正法付則で「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。」としておりますことから、本協会会員校における新カリキュラムの実施状況等の教育実態を把握しつつ、教育内容の見直しや再編などが必要か否かの検討を行い、その結果を厚生労働省に提言するとともに、本協会会員校をはじめとする社会福祉士養成校にフィードバックを行うことを目的として実施するきわめて重要な調査となります。

会員各位におかれまして、年初の折、大変お忙しいこととは存じますが、本調査の趣旨に鑑み、何卒、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年1月

社団法人 日本社会福祉士養成校協会

会 長 長 谷 川 匡 俊

《 ご記入にあたって 》

1. ご記入は、黒または青のボールペン・サインペン等をお願いします。
2. ご回答は、数字の選択肢は、いずれか1つの選択肢に○印をご記入下さい。また空欄には、具体的に回答をご記入下さい。
3. ご記入いただく方は、この科目の担当教員の方が望ましいと思われまます。担当教員の方のご記入が難しい場合は、課程の代表者あるいは責任者等がご記入ください。また複数の教員が担当している場合には、いくつかの質問は、回答する際に科目担当の教員間の合議等が必要なものもあり、適宜合議等を行った上でご回答いただくのが望ましいと思われまます。合議等が難しい場合は、代表者あるいは責任者等がご記入ください。いずれの場合でも、ご回答は貴課程を代表するご意見・ご回答として取り扱います。
4. 調査票について、ご不明の点がございましたら下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

社団法人日本社会福祉士養成校協会（担当：木下・小森）

TEL：03-5495-7242 FAX：03-5495-7219 Eメール：office@jascsw.jp

科目名: **更生保護制度**

I. 以下の1～6の設問において、貴校の状況にあてはまる番号に1つ○印をつけてください。

1. 科目の名称は、指定科目名と同じですか。異なる場合(読み替えの科目名を含む。Ⅰ、Ⅱ、A、B等で分割している場合も含む)は、科目名をご記入ください。2つ以上の科目を充当している場合は、すべての科目名をご記入ください。

2. 他の名称を用いている (以下に科目名をご記入ください。)

⑧科目名：

注: 4) 90 分授業1時限=2 時間で計算。 6)「専任」には常勤の任期付教員含む。

①	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他（ ）					
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択（選択必修を含む）					
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中			
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数（ ）人		5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数（ ）人		
	7) 配当学年	1. 1年 2. 2年 3. 3年 4. 4年		7) 配当学年	1. 1年 2. 2年 3. 3年 4. 4年		
②	1) 開講有無	1. 毎年開講 2. 隔年開講 3. 開講していない 4. その他（ ）					
	2) 必修・選択	1. 卒業必修 2. 選択（選択必修を含む）					
	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中	3) 期間	1. 通年 2. 半期 3. 集中			
	5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数（ ）人		5) 担当教員数	1. 単独 2. 複数（ ）人		
	7) 配当学年	1. 1年 2. 2年 3. 3年 4. 4年		7) 配当学年	1. 1年 2. 2年 3. 3年 4. 4年		

3. 担当教員が複数の場合、授業の調整(授業内容の重複の回避や教員間役割分担など)を行っていますか。

1. 教員間で調整している（具体的に：_____）
2. 調整は必要だと思うが、していない（調整が必要な点：_____）
3. 調整は必要ないので、していない

4. この科目では、教科書を指定していますか。(複数の科目が該当している場合、あるいは複数の教員が担当している場合は、1科目でも、あるいは1人の教員でも指定している場合には、「1. している」と回答してください)

2. していない

5. この科目は、社会福祉士国家試験の指定科目として、どの程度必要だとお考えですか。

4. ほとんど必要ではない

6. 上記5. で回答された理由について、自由に記入して下さい。

科目名： 更生保護制度

Ⅱ. 貴校における教育の現状についてお尋ねします。

1. この科目に関して貴課程では、以下の教育内容の項目（厚生労働省通知による教育に含むべき事項）について、どの程度重要だとお考えですか。さらに各項目を教える際に、授業時間中にどの程度時間を費やしていますか（今年度の実績でお答えください。難しい場合は、昨年度の実績をお答えください）。また、教育内容の項目については、その他に授業で時間を費やしているものがあるようでしたら、〈その他〉の欄に具体的に項目としてご記入の上、どの程度授業で時間を費やしているのかをお答えください。

設 問 厚生労働省による 教育に含むべき事項	この内容は、社会福祉士養成のために、どの程度重要だとお考えですか。				この内容を教えるために、どの程度授業で時間を費やしていますか。			
	とても重要だ	まあ重要だ	あまり重要ではない	ほとんど重要ではない	かなり時間を費やしている	ある程度時間を費やしている	少し時間を費やしている	教えていない
（記入例）① 社会福祉士とは	1	2	3	4	1	2	3	4
① 更生保護制度の概要	1	2	3	4	1	2	3	4
② 更生保護制度の担い手	1	2	3	4	1	2	3	4
③ 更生保護制度における関係機関・団体との連携	1	2	3	4	1	2	3	4
④ 医療観察制度の概要	1	2	3	4	1	2	3	4
⑤ 更生保護における近年の動向と課題	1	2	3	4	1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4
〈その他〉					1	2	3	4

2. 現行のシラバスに追加または削除すべきだと考える教育内容がありましたら、自由に記入してください。

注：記入にあたってはp. 4のシラバス参照

更生保護制度	
教育内容	
ねらい	教育に含むべき事項
① 相談援助活動において必要となる更生保護制度について理解する。 ② 更生保護を中心に、刑事司法・少年司法分野で活動する組織、団体及び専門職について理解する。 ③ 刑事司法・少年司法分野の他機関等との連携の在り方について理解する。	① 更生保護制度の概要
	② 更生保護制度の担い手
	③ 更生保護制度における関係機関・団体との連携
	④ 医療観察制度の概要
	⑤ 更生保護における近年の動向と課題

実習科目・演習科目

I D :

※鑑文に記載している ID をご記入下さい

養成校名 : _____

学部名 : _____

学科名 : _____

《 調査へのご協力をお願い 》

ご回答者様へ

この調査は、平成19年の法改正により見直された社会福祉士養成カリキュラム（新カリキュラム）について、改正法付則で「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。」としておりますことから、本協会会員校における新カリキュラムの実施状況等の教育実態を把握しつつ、教育内容の見直しや再編などが必要か否かの検討を行い、その結果を厚生労働省に提言するとともに、本協会会員校をはじめとする社会福祉士養成校にフィードバックを行うことを目的として実施するきわめて重要な調査となります。

会員各位におかれまして、年初の折、大変お忙しいこととは存じますが、本調査の趣旨に鑑み、何卒、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年1月

社団法人 日本社会福祉士養成校協会
会 長 長 谷 川 匡 俊

《 ご記入にあたって 》

1. ご記入は、黒または青のボールペン・サインペン等をお願いします。
2. ご回答は、数字の選択肢は、いずれか1つの選択肢に○印をご記入下さい。また空欄には、具体的に回答をご記入下さい。
3. ご記入いただく方は、「相談援助演習」あるいは「相談援助実習」の担当教員の方が望ましいと思われまます。担当教員の方のご記入が難しい場合は、課程の代表者あるいは責任者等がご記入ください。またいくつかの質問は、複数の教員が担当している場合には、回答する際に科目担当の教員間の合議等が必要なものもあり、適宜合議等を行った上でご回答いただくのが望ましいと思われまます。合議等が難しい場合は、代表者あるいは責任者等がご記入ください。いずれの場合でも、ご回答は貴課程を代表するご意見・ご回答として取り扱います。
4. 調査票について、ご不明の点がございましたら下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

社団法人日本社会福祉士養成校協会（担当：木下・小森）

TEL：03-5495-7242 FAX：03-5495-7219

- 問 1 社会福祉士受験資格にかかる指定科目「相談援助演習」「相談援助実習指導」について、貴学での開講科目名、単位数、開講年次・期※、必修／選択の別、開講クラス数、1クラスあたりの学生数（平成 25 年度）を、次の表の中にご記入ください。また、記入の難しいご事情などありましたら、備考欄に自由にお書きください。
- ※開講年次・期は、多数の学生が履修する標準的な年次・期をお答えください。

開講科目名		時間数	開講年次	開講期	必修／選択	開講クラス数	1クラスあたりの学生数（上限～下限）
相談援助演習	A			ア. 通年 イ. 半期 ウ. 集中 エ. その他	1. 必修 2. 選択		() ～ ()
	B			ア. 通年 イ. 半期 ウ. 集中 エ. その他	1. 必修 2. 選択		() ～ ()
	C			ア. 通年 イ. 半期 ウ. 集中 エ. その他	1. 必修 2. 選択		() ～ ()
	D			ア. 通年 イ. 半期 ウ. 集中 エ. その他	1. 必修 2. 選択		() ～ ()
	E			ア. 通年 イ. 半期 ウ. 集中 エ. その他	1. 必修 2. 選択		() ～ ()
相談援助実習指導				ア. 通年 イ. 半期 ウ. 集中 エ. その他	1. 必修 2. 選択		() ～ ()
				ア. 通年 イ. 半期 ウ. 集中 エ. その他	1. 必修 2. 選択		() ～ ()
				ア. 通年 イ. 半期 ウ. 集中 エ. その他	1. 必修 2. 選択		() ～ ()
備考							

- 問 2 社会福祉士受験資格取得にかかる指定科目「相談援助実習」について、貴学での開講科目名、単位数、履修年次（平成 25 年度）※を、次の表の中にご記入ください。また、記入の難しいご事情などありましたら、備考欄に自由にお書きください。

※履修年次は、多数の学生が履修する標準的な年次・期をお答えください。

開講科目名		時間数	履修年次
相談援助実習			() 年次
			() 年次
			() 年次
	相談援助実習時間数の合計		() 時間以上
備考			

問3 社会福祉士受験資格取得にかかる指定科目「相談援助演習」「相談援助実習指導」の貴学での担当教員の状況について、貴校が厚生局に提出した確認申請書類等を参考に、常勤／非常勤の別、年齢（何歳代）、取得学位とその領域（「社会福祉関連領域」または「その他の領域」）、社会福祉士資格の有無、担当科目（「相談援助演習」「相談援助実習指導」のいずれかあるいは両方）、担当コマ数、指針の教員要件の該当項目を、平成25年度の状況にしたがって次の表にご記入ください。なお、ここでの「担当教員」とは、公式のシラバスに氏名が掲載される教員で、単位の認定権を有する教員のことを指します。

教員	常勤／非常勤の別	年齢	取得学位およびその領域 (あてはまるものすべてに○) (領域はいずれか選択)		社会福祉士 資格の有無	担当科目	担当 コマ数 ※1	教員要件指針 ※2参照 (該当すべてに○)
①	1. 常勤	歳代	ア. 博士	1. 社福関連 2. その他	1. 有	1. 相談援助演習		演 (ア・イ・ウ・エ)
	イ. 修士		1. 社福関連 2. その他	2. 無	2. 相談援助実習指導		実 (ア・イ・ウ・エ)	
	ウ. 学士他		1. 社福関連 2. その他					
②	1. 常勤	歳代	ア. 博士	1. 社福関連 2. その他	1. 有	1. 相談援助演習		演 (ア・イ・ウ・エ)
	イ. 修士		1. 社福関連 2. その他	2. 無	2. 相談援助実習指導		実 (ア・イ・ウ・エ)	
	ウ. 学士他		1. 社福関連 2. その他					
③	1. 常勤	歳代	ア. 博士	1. 社福関連 2. その他	1. 有	1. 相談援助演習		演 (ア・イ・ウ・エ)
	イ. 修士		1. 社福関連 2. その他	2. 無	2. 相談援助実習指導		実 (ア・イ・ウ・エ)	
	ウ. 学士他		1. 社福関連 2. その他					
④	1. 常勤	歳代	ア. 博士	1. 社福関連 2. その他	1. 有	1. 相談援助演習		演 (ア・イ・ウ・エ)
	イ. 修士		1. 社福関連 2. その他	2. 無	2. 相談援助実習指導		実 (ア・イ・ウ・エ)	
	ウ. 学士他		1. 社福関連 2. その他					
⑤	1. 常勤	歳代	ア. 博士	1. 社福関連 2. その他	1. 有	1. 相談援助演習		演 (ア・イ・ウ・エ)
	イ. 修士		1. 社福関連 2. その他	2. 無	2. 相談援助実習指導		実 (ア・イ・ウ・エ)	
	ウ. 学士他		1. 社福関連 2. その他					
⑥	1. 常勤	歳代	ア. 博士	1. 社福関連 2. その他	1. 有	1. 相談援助演習		演 (ア・イ・ウ・エ)
	イ. 修士		1. 社福関連 2. その他	2. 無	2. 相談援助実習指導		実 (ア・イ・ウ・エ)	
	ウ. 学士他		1. 社福関連 2. その他					
⑦	1. 常勤	歳代	ア. 博士	1. 社福関連 2. その他	1. 有	1. 相談援助演習		演 (ア・イ・ウ・エ)
	イ. 修士		1. 社福関連 2. その他	2. 無	2. 相談援助実習指導		実 (ア・イ・ウ・エ)	
	ウ. 学士他		1. 社福関連 2. その他					
⑧	1. 常勤	歳代	ア. 博士	1. 社福関連 2. その他	1. 有	1. 相談援助演習		演 (ア・イ・ウ・エ)
	イ. 修士		1. 社福関連 2. その他	2. 無	2. 相談援助実習指導		実 (ア・イ・ウ・エ)	
	ウ. 学士他		1. 社福関連 2. その他					
⑨	1. 常勤	歳代	ア. 博士	1. 社福関連 2. その他	1. 有	1. 相談援助演習		演 (ア・イ・ウ・エ)
	イ. 修士		1. 社福関連 2. その他	2. 無	2. 相談援助実習指導		実 (ア・イ・ウ・エ)	
	ウ. 学士他		1. 社福関連 2. その他					
⑩	1. 常勤	歳代	ア. 博士	1. 社福関連 2. その他	1. 有	1. 相談援助演習		演 (ア・イ・ウ・エ)
	イ. 修士		1. 社福関連 2. その他	2. 無	2. 相談援助実習指導		実 (ア・イ・ウ・エ)	
	ウ. 学士他		1. 社福関連 2. その他					

※1 単位認定権者として担当した30時間分を0.5コマとして計算した場合

※2 教員要件指針

＜演習科目担当教員の要件＞

- (ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。以下同じ。）又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として、相談援助演習を5年以上担当した経験を有する者
- (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、相談援助演習を5年以上担当した経験を有する者
- (ウ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者
- (エ) 科目省令第4条第2号ニに規定する講習会（以下「社会福祉士実習演習担当教員講習会」という。）において、相談援助演習の指導に係る課程を修了した者

＜実習科目担当教員の要件＞

- (ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として、相談援助実習指導又は相談援助実習を5年以上担当した経験を有する者
- (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、相談援助実習指導又は相談援助実習を5年以上担当した経験を有する者
- (ウ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者
- (エ) 社会福祉士実習演習担当教員講習会において、相談援助実習の指導に係る課程を修了した者

問4 社会福祉士受験資格取得を目指す学生のための実習指導室・センター等を設置されていますか。

1. 設置している → 問5へ 2. 設置していない → 問6へ

問5 問4で「1. 設置している」と回答された方にうかがいます。平成25年度の実習指導室の教職員体制について、職種ごとの人数を下の表にご記入ください。不在の場合は「0」をご記入ください。

職種	人数
教 員	指導室・センター専任 () 名 / 兼任 () 名
事 務	指導室・センター専任 () 名 / 兼任 () 名
その他	指導室・センター専任 () 名 / 兼任 () 名

問 6 社会福祉士受験資格取得のための実習の実施・運営についての委員会（実習運営委員会等）は、設置されていますか。

1. 設置している → 問7へ 2. 設置していない → 問9へ

問 7 問6で「1. 設置されている」と回答された方にうかがいます。その委員会の構成メンバーについて、該当するものすべてに○印をつけて下さい。

ア. 実習を担当している専任教員
イ. 実習を担当している非常勤教員
ウ. 実習を担当していない専任教員
エ. 実習配属先の現場実習指導者
オ. 事務職員
カ. その他（ ）

問 8 問 6 で「1. 設置されている」と回答された方にうかがいます。委員会にかかわる会議や担当者間の意見交換はどの程度の頻度で開催されていますか。

1. 1 カ月に 4 回程度（週に 1 回程度）開催する。
2. 1 カ月に 1～2 回程度開催する。
3. 2 カ月に 1 回より少ない頻度で開催する。
4. その他：（ ）

問 9 昨年度（平成 24 年度）、「相談援助演習」を学生が履修登録するにあたり、全体もしくは一部に何らかの条件を課していますか。

1. はい →問 10 へ 2. いいえ →問 11 へ

問 10 問 9 で「1. はい」と回答された方にうかがいます。「相談援助演習」を履修登録するための条件について、以下の該当するものすべてに○をつけてください。

ア. 学校独自の試験やレポートを実施し、合格することを条件としている。

イ. 必須科目群の履修や必須習得単位数を設定し、基準を満たすことを条件としている。

ウ. 学生への個別面接等を実施し、履修登録ができる者を決定している。

エ. G P Aが基準点以上であることを条件としている。

オ. その他：()

問 11 「相談援助演習」の実施内容はどのようなになっていますか。問 1 で記入していただいたすべての相談援助演習科目（問 1 の A ～ E）について、時間割上の配置、担当教員数、1 クラスの平均学生数、シラバスの作成方法、成績評価の方法、単位を取得する学生の割合をお答えください。下表の該当する項目に○をつけてください。また教員数は数字を入れてください。なお、単位を取得する学生の割合は昨年（平成 24 年度）の成績評価によるものです。

科目	時間割	教員数	1 クラスの 平均学生数	シラバスの作成方法	成績評価方法 (該当するものすべてに○)	単位を取得する学生の割合
A	1. 毎週 1 時限分	常勤 () 名 非常勤 () 名	1. 10 名以下 2. 11～15 名 3. 16～20 名	1. 全員で共通のシラバスを作成 2. 大枠は全員で決めて、各教員が個別に作成 3. 特に取り決めたをせずに各教員が個別に作成 4. その他() 5. 担当者は 1 名のみ	ア. 筆記試験 イ. レポート ウ. 授業後のリアクションペーパー エ. 授業中の態度 オ. 出席回数 カ. 教員との面接 キ. その他()	1. ほぼ全員 2. 9 割程度 3. 8 割程度 4. 7 割程度 5. 概ね 6 割以下
	2. 隔週 1 時限分					
B	3. 毎週 2 時限分	常勤 () 名 非常勤 () 名	1. 10 名以下 2. 11～15 名 3. 16～20 名	1. 全員で共通のシラバスを作成 2. 大枠は全員で決めて、各教員が個別に作成 3. 特に取り決めたをせずに各教員が個別に作成 4. その他() 5. 担当者は 1 名のみ	ア. 筆記試験 イ. レポート ウ. 授業後のリアクションペーパー エ. 授業中の態度 オ. 出席回数 カ. 教員との面接 キ. その他()	1. ほぼ全員 2. 9 割程度 3. 8 割程度 4. 7 割程度 5. 概ね 6 割以下
	4. 隔週 2 時限分					
C	5. 集中講義	常勤 () 名 非常勤 () 名	1. 10 名以下 2. 11～15 名 3. 16～20 名	1. 全員で共通のシラバスを作成 2. 大枠は全員で決めて、各教員が個別に作成 3. 特に取り決めたをせずに各教員が個別に作成 4. その他() 5. 担当者は 1 名のみ	ア. 筆記試験 イ. レポート ウ. 授業後のリアクションペーパー エ. 授業中の態度 オ. 出席回数 カ. 教員との面接 キ. その他()	1. ほぼ全員 2. 9 割程度 3. 8 割程度 4. 7 割程度 5. 概ね 6 割以下
	6. その他()					
D	1. 毎週 1 時限分	常勤 () 名 非常勤 () 名	1. 10 名以下 2. 11～15 名 3. 16～20 名	1. 全員で共通のシラバスを作成 2. 大枠は全員で決めて、各教員が個別に作成 3. 特に取り決めたをせずに各教員が個別に作成 4. その他() 5. 担当者は 1 名のみ	ア. 筆記試験 イ. レポート ウ. 授業後のリアクションペーパー エ. 授業中の態度 オ. 出席回数 カ. 教員との面接 キ. その他()	1. ほぼ全員 2. 9 割程度 3. 8 割程度 4. 7 割程度 5. 概ね 6 割以下
	2. 隔週 1 時限分					
E	3. 毎週 2 時限分	常勤 () 名 非常勤 () 名	1. 10 名以下 2. 11～15 名 3. 16～20 名	1. 全員で共通のシラバスを作成 2. 大枠は全員で決めて、各教員が個別に作成 3. 特に取り決めたをせずに各教員が個別に作成 4. その他() 5. 担当者は 1 名のみ	ア. 筆記試験 イ. レポート ウ. 授業後のリアクションペーパー エ. 授業中の態度 オ. 出席回数 カ. 教員との面接 キ. その他()	1. ほぼ全員 2. 9 割程度 3. 8 割程度 4. 7 割程度 5. 概ね 6 割以下
	4. 隔週 2 時限分					
	5. 集中講義	常勤 () 名 非常勤 () 名	1. 10 名以下 2. 11～15 名 3. 16～20 名	1. 全員で共通のシラバスを作成 2. 大枠は全員で決めて、各教員が個別に作成 3. 特に取り決めたをせずに各教員が個別に作成 4. その他() 5. 担当者は 1 名のみ	ア. 筆記試験 イ. レポート ウ. 授業後のリアクションペーパー エ. 授業中の態度 オ. 出席回数 カ. 教員との面接 キ. その他()	1. ほぼ全員 2. 9 割程度 3. 8 割程度 4. 7 割程度 5. 概ね 6 割以下
	6. その他()					

問 12 「相談援助演習」の担当教員が複数の場合、授業内容の調整についてどのような工夫を行っていますか。下にご記入ください。なお、担当教員が 1 名のみの場合には記入の必要はありません。

問 13 「相談援助演習」の授業内容についてうかがいます。下表の厚生労働省シラバスに掲載されている、それぞれの項目を「実際に教えているか」、また「教えやすさはどうか」について当てはまる番号に○をつけてください。

シラバス項目	実際に教えているか		教えやすさはどうか			
	教えている	教えていない	大変 教えやすい	まあ 教えやすい	やや 教えにくい	大変 教えにくい
1. 自己覚知	1	2	1	2	3	4
2. 基本的なコミュニケーション技術の習得	1	2	1	2	3	4
3. 基本的な面接技術の習得	1	2	1	2	3	4
4. 課題別の相談援助事例等の活用						
①社会的排除	1	2	1	2	3	4
②虐待(児童・高齢者)	1	2	1	2	3	4
③家庭内暴力(DV)	1	2	1	2	3	4
④低所得者	1	2	1	2	3	4
⑤ホームレス	1	2	1	2	3	4
⑥その他の危機状態にある相談援助事例(権利擁護活動を含む)	1	2	1	2	3	4
5. 4. に掲げる事例等を題材とした、具体的な相談援助場面及び相談援助の過程を想定した実技指導						
①インテーク	1	2	1	2	3	4
②アセスメント	1	2	1	2	3	4
③プランニング	1	2	1	2	3	4
④支援の実施	1	2	1	2	3	4
⑤モニタリング	1	2	1	2	3	4
⑥効果測定	1	2	1	2	3	4
⑦終結とアフターケア	1	2	1	2	3	4
6. 実技指導にあたり、次の内容を含めているかどうか						
①アウトリーチ	1	2	1	2	3	4
②チームアプローチ	1	2	1	2	3	4
③ネットワーキング	1	2	1	2	3	4
④社会資源の活用・調整・開発	1	2	1	2	3	4
7. 地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用した、次に掲げる事項についての実技指導						
①地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握	1	2	1	2	3	4
②地域福祉の計画	1	2	1	2	3	4
③ネットワーキング	1	2	1	2	3	4
④社会資源の活用・調整・開発	1	2	1	2	3	4
⑤サービスの評価	1	2	1	2	3	4
8. 相談援助実習後の実技指導	1	2	1	2	3	4

問 14 実習指導のクラスは分野別あるいは施設種別に分けていますか。該当する番号に○をつけ、2と回答した方は具体的な方法についてお答えください。

1. はい
2. いいえ（具体的に： _____）

問 15 「相談援助実習指導」あるいは「相談援助実習」を学生が履修登録するために、何らかの条件を課していますか。

1. 何らかの条件を課している →問 16 へ 2. とくに条件は課していない →問 17 へ

問 16 問 15 で「1. 何らかの条件を課している」と回答された方にうかがいます。以下の項目で該当するものすべてに○印をつけて下さい。

- ア. 学校独自の試験やレポートを実施し、合格することを条件としている
イ. O S C E や C B T などを実施し、基準点以上の得点を条件としている
ウ. 必須科目群の履修や必須取得単位数を設定し、基準を満たすことを条件としている
エ. G P A が基準点以上であることを条件としている
オ. 学生への個別面接等を実施し、履修登録ができる者を決定している
カ. その他（ _____）

※O S C E : Objective Structured Clinical Examination
C B T : Computer Based Testing

問 17 相談援助実習指導で使用している教科書・テキストは、全教員が同じ教科書・テキスト（学校独自の手引き等は含まない）を使用していますか。次の中からあてはまるものを一つだけ選び、番号に○をつけてください。

1. 全教員で同じ教科書・テキストを使用している。→問 18 へ
2. 教科書・テキストの選択は教員個人の裁量に任されている。
3. 教科書・テキストは使用していない。→問 19 へ

問 18 問 17 で「1. 全教員で同じ教科書・テキストを使用している」と回答された方にうかがいます。その教科書・テキストは、市販されているものですか。

1. 市販されているもの→書名（ _____ ）／出版社（ _____ ）
2. 養成校独自の教科書・テキストを作成し、使用している（手引きは含まない）。

問 19 問 17 で、「3. 実習指導の教科書・テキストは使用していない。」と回答された方にうかがいます。教科書・テキストを使用しない代替として使用している資料等で、次の中からあてはまるもの全ての番号に○をつけてください。

- ア 学校独自で作成された実習の手引き
イ 過去の実習で作成された実習報告書
ウ 論文や専門書等といった文献
エ 教員独自で作成された資料
オ 視聴覚教材等
カ その他（ _____）

問 20 「相談援助実習指導」の授業のなかで、現場体験（ボランティアを含む）または見学実習を実施していますか。

1. はい →問 21 へ 2. いいえ →問 23 へ

問 21 問 20 で「1. はい」と回答された方にうかがいます。実施時間や方法等について、以下の表の該当するものすべてに○をつけてください。

	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
実施時間	通算 () 時間	通算 () 時間	通算 () 時間	通算 () 時間
見学先の選定	1. 学生が個別に見学先を探してくる 2. 教員が見学先を選定する	1. 学生が個別に見学先を探してくる 2. 教員が見学先を選定する	1. 学生が個別に見学先を探してくる 2. 教員が見学先を選定する	1. 学生が個別に見学先を探してくる 2. 教員が見学先を選定する
見学の方法	1. 学生が個別に見学する 2. 教員が引率する	1. 学生が個別に見学する 2. 教員が引率する	1. 学生が個別に見学する 2. 教員が引率する	1. 学生が個別に見学する 2. 教員が引率する

問 22 見学実習において工夫されている点について自由にご記入ください。

問 23 厚生労働省が示す「シラバスの内容」のうち、相談援助実習指導の「ねらい」を科目担当教員に周知していますか。該当する番号に○をつけてください。

1. 実習に関する会議等を開催して周知している。

2. 「実習の手引き」等に掲載するのみで周知している。

3. 特に周知はしていない。

4. その他 ()

5. 担当者は1名のみ

問 24 相談援助実習指導を実施するにあたって、参考にしている資料や教材について、該当するものすべてに○をつけてください。

ア 厚生労働省通知「教育のねらいと内容」

イ 日本社会福祉士養成校協会の「相談援助実習指導」ガイドライン

ウ 市販の社会福祉士養成テキスト（書籍名：)

エ 実習機関・施設のパフレット類

オ その他 ()

問 25 実習施設・機関に対して、貴校の教育内容をどのような方法で周知していますか。該当するものすべてに○をつけて下さい。

ア シラバスや便覧などの資料を郵送している

イ 実習連絡会議や事前訪問などで、直接、説明している

ウ 実習の手引き等に掲載し、手渡している

エ 特に周知はしていない

オ その他 ()

問 26 相談援助実習指導のシラバスの作成について、該当するものに○をつけてください。

1. 全員で共通のシラバスを作成

2. 大枠は全員で決めて、各教員が個別に作成

3. 特に取り決めをせずに各教員が個別に作成

4. その他（具体的に：)

5. 担当者は1名のみ

問 27 相談援助実習を履修する学生から、実習教育費（あるいはそれに類する経費）を徴収していますか。

1. 徴収している →問 28 へ 2. 徴収していない →問 29 へ

問 28 問 27 で「1. 徴収している」と回答された方にうかがいます。実習教育費（あるいはそれに類する経費）を徴収している時期について、該当する番号に○をつけてください。また、よろしければ、金額をご記入ください。

- | | |
|--|----------------------------|
| 1. 入学時に一括して徴収している | () 円 |
| 2. 毎年度の学納金納付時に徴収している | () 円 |
| 3. 相談援助実習指導の履修登録に合わせて徴収している | () 円 |
| 4. その他：時期 () ・ 金額 () 円 | |

問 29 実習配属先に支払う実習指導料（実習委託金、実習謝金など）の金額は、1 日あたりいくらぐらいですか。差し支えなければお答え下さい。

1 日あたり () 円

問 30 配属実習に係る経費のうち、学生が負担しているもの以外に、貴校が一部、あるいは全額負担している費用について該当するものすべてに○をつけてください。

ア. 実習指導料 イ. 学生の宿泊費 ウ. 学生の交通費
エ. その他 ()

問 31 実習計画を作成するにあたって実施しているものについて、以下のあてはまるものすべてに○印をつけて下さい。

- | |
|-------------------------|
| ア. 実習指導者・実習生による二者面談 |
| イ. 教員・実習生による二者面談 |
| ウ. 実習指導者・実習生・教員による三者面談 |
| エ. 配属先実習施設・機関の見学・ボランティア |

問 32 実習巡回指導を担当する教員の属性について、該当するものすべてに○をつけてください。

- | |
|---------------------------------|
| ア. 相談援助実習指導を担当している専任教員 |
| イ. 相談援助実習指導を担当している非常勤教員 |
| ウ. 実習巡回指導のみを担当する専任教員 |
| エ. 実習巡回指導のみを担当する非常勤講師 |
| オ. 学生が所属しているゼミナール・クラス等の担当教員 |
| カ. その他 () |

問 33 主たる巡回指導の回数について、もっとも多いパターンに該当する番号に○を付けて下さい。180 時間分の相談援助実習の回数をお答えください。

- | |
|---|
| 1. 巡回 4 回 帰校日 0 回 |
| 2. 巡回 3 回 帰校日 1 回 |
| 3. 巡回 2 回 帰校日 2 回 |
| 4. 巡回 1 回 帰校日 3 回 |
| 5. その他：巡回 () 回 / 帰校日 () 回 |

ア. 実習生の健康状態や不安
イ. 実習生の学習状況・実習プログラム
ウ. 実習日誌の内容
エ. 実習生の行動
オ. 実習生の実習内容に対する評価
カ. 巡回指導後の実習の進め方
キ. 実習指導者から実習生の実習内容
ク. 巡回指導した内容を指導者に伝える
ケ. 校側の教育方針と方法を指導者へ説明する
コ. 巡回記録の作成
サ. その他（ ）

※ 社福法：社会福祉法、児福法：児童福祉法、老福法：老人福祉法、介保法：介護保険法、障総法：障害者総合支援法、発障法：発達障害者支援法、壳防法：壳春防止法、更生保法：更生保護事業法

施設・機関名	人数	施設・機関名	人数	施設・機関名	人数
福祉事務所（社福法）	名	病院（医療法）	名	障害者支援施設（障総法）	名
社会福祉協議会（社福法）	名	特別養護老人ホーム（老福法）	名	療養介護・療育センター（障総法）	名
救護施設（生保法）	名	養護老人ホーム（老福法）	名	生活介護（障総法）	名
更生施設（生保法）	名	介護老人保健施設（介保法）	名	就労移行支援（障総法）	名
その他（生保法）	名	通所介護・通所リハビリ・デイサービス（介保法・老福法）	名	就労継続支援（障総法）	名
児童相談所（児福法）	名	認知症グループホーム（介保法）	名	相談支援事業（障総法）	名
児童養護施設（児福法）	名	地域包括支援センター（介保法）	名	障害者グループホーム（障総法）	名
母子生活支援施設（児福法）	名	短期入所施設（老福法・介保法）	名	その他（障総法）	名
児童自立支援施設（児福法）	名	小規模多機能事業（介保法）	名	発達障害者支援センター（発障法）	名
障害児入所施設（児福法）	名	更生保護施設（更保法）	名	婦人相談所・婦人保護施設（売防法）	名
その他（児福法）	名	その他（老福法・介保法）	名	独立型社会福祉士事務所	名
その他（施設・機関名：人数） （ ）					

ア. 資格要件を満たした実習指導者がいない
イ. 実習指定施設の数が少ない
ウ. 学生の通勤が困難・交通手段がない
エ. その他（ ）

問 37 配属実習の受け入れ施設・機関を確保するのが困難な分野を、以下の分野で該当するものすべてに○をつけてください。また、理由もお聞かせください。

分野	理由
ア. 低所得者福祉分野	
イ. 児童福祉分野	
ウ. 高齢福祉分野	
エ. 障害福祉分野	
オ. 地域福祉分野	
カ. 保健医療分野	
キ. その他 (分野:)	
ク. 特に困難な分野はない	

問 38 実習配属先を確保するために実際に行っている方法として、該当するものすべてに○をつけてください。

ア 社養協が配付している「社会福祉士実習指導者所在施設等一覧」を参考に探す イ 教員の個人的ネットワークを活用する ウ 卒業生に依頼する エ 過去に受入れ実績のある施設に依頼する オ 養成校主催による実習指導者講習会を開催する カ 実習教育に関する研修会を開催する キ 実習指導者講習会の受講費用の補助または負担する ク 施設・機関の各種委員や事業・研修等の講師を受任する ケ 施設・機関が主催する意見交換会に参加する コ 職能団体が主催する研修会等に参加する サ 養成施設の関連施設を利用する シ 実習契約金・予約金などを支払う ス その他 ()

問 39 実習評価において、どのような評価表を使用していますか。最も当てはまるものに○をつけてください。

1. 既成（社養協作成の評価表など）の評価表を使用→問 41 へ 2. 学校独自の評価表を使用 →問 40 へ 3. 各地域・ブロック等で作成した評価表を使用→問 40 へ 4. その他 () →問 40 へ
--

問 40 問 39 で「2. 学校独自の評価表を使用」「3. 各地域・ブロック等で作成した評価表を使用」「4. その他」と回答された方にうかがいます。貴校の評価表において、下記の項目もしくはそれに近いと思われる項目が含まれていますか。該当するものすべてに○をつけてください。

- ア 対象（利用者、職員、グループ、地域住民等）との基本的なコミュニケーションの状況
- イ 円滑な人間関係の形成
- ウ 利用者理解
- エ 利用者の動向の統計的な理解
- オ 対象（利用者、グループ、地域住民等）へのアセスメントとニーズ把握
- カ 個別支援計画等、様々な計画の策定方法の理解
- キ 利用者との援助関係の形成の意味の理解
- ク 利用者と家族の関係の理解
- ケ 利用者や関係者（家族等）への権利擁護及びエンパワメント実践の理解
- コ モニタリングと評価方法の理解
- サ 実習機関・施設の他職種、他職員の役割と業務及びチームアプローチのあり方の理解
- シ 実習機関・施設の会議の運営方法の理解
- ス 関連機関・施設の会議の連携状況の理解
- セ 社会福祉士の倫理の理解
- ソ 就業規則の理解
- タ 実習機関・施設の組織構造及び意思決定過程の理解
- チ 実習機関・施設の法的根拠、財政、運営方法等の理解
- ツ 業務に必要な文書様式の記入内容・方法等の理解
- テ 実習機関・施設のある地域の歴史や人口構造等の理解
- ト 実習機関・施設のある地域の社会資源の理解
- ナ 地域社会における実習機関・施設の役割と働きかけの方法等の理解

※上記以外の評価項目がある場合は、下枠内にご記入ください

問 41 貴養成課程では実習報告会や実習を総括する会（実習総括会など）を開催していますか

1. 開催している →問 42 へ

2. 開催していない →問 45 へ

問 42 問 41 で「1. 開催している」と回答された方にうかがいます。以下に挙げる者の中で、参加を呼びかけている者すべてに○印をつけて下さい。

- ア. 実習生
- イ. 所属する課程の在学生
- ウ. 次年度以降に実習予定の学生
- エ. 他学科・他学部の学生
- オ. 実習配属先の実習指導者
- カ. 実習配属先の実習指導者以外の職員
- キ. 次年度以降に実習配属を予定している施設・機関の職員
- ク. 他学科・他学部の教員
- ケ. その他 ()

問 43 実習報告会や実習を総括する会の形態について、当てはまるものすべてに○をつけてください。

- ア 実習指導クラス内においての、個人発表（全員が発表）
- イ 実習指導クラス内においての、小グループによる共同発表
- ウ 実習指導クラス内においての、代表者による個人発表
- エ 複数クラス合同での、個人発表（全員が発表）
- オ 複数クラス合同での、小グループによる共同発表
- カ 複数クラス合同での、代表者による個人発表
- キ 全クラス合同での、個人発表（全員が発表）
- ク 全クラス合同での、小グループによる共同発表
- ケ 全クラス合同での、代表者による個人発表
- コ その他 ()

問 44 実習報告会や実習を総括する会のプログラムとして実施しているものすべてに○をつけてください。

- ア 外部講師による基調講演
- イ 実習指導者と教員との意見交換会
- ウ 実習生と実習指導者との意見交換会
- エ 実習指導者と次年度実習予定の学生との打合わせ
- オ 実習が終了した学生と次年度実習予定の学生との意見交換会
- カ 卒業生との交流会
- キ その他 ()

問 45 実習報告書（実習報告集など）を作成していますか。

1. はい →問 46 へ

2. いいえ →問 48 へ

問 46 問 45 で「1. はい」と回答された方にうかがいます。配布先として当てはまるものすべて○をつけてください。

- ア 当該年度の実習生全員
- イ 実習を配属した施設・機関
- ウ 養成校内の教員
- エ 他の養成校等
- オ 実習を配属していない施設・機関
- カ その他 ()

問 47 問 45 で「1. はい」と回答された方にうかがいます。報告書の1人あたりの字数はどの程度ですか。

概ね () 字

問 48 新カリキュラムで導入された以下の項目が、実践力の高い社会福祉士の養成に効果があったかどうかを、「非常に効果があった」「かなり効果があった」「少し効果があった」「どちらともいえない」「あまり効果がなかった」「ほとんど効果がなかった」「全く効果がなかった」から選んで回答してください。また最後に、全般的に見て、新カリキュラムの内容が、効果があったかどうかについてもお答えください。

項目	非常に効果があった	かなり効果があった	少し効果があった	どちらともいえない	あまり効果がなかった	ほとんど効果がなかった	全く効果がなかった
1. 指定科目の統廃合・新設などを行ったこと	1	2	3	4	5	6	7
2. 相談援助演習の時間数を 120 時間から 150 時間に増やしたこと	1	2	3	4	5	6	7
3. 演習科目・実習科目の担当教員 1 人が担当できるクラスの定員を 20 人以下に制限したこと	1	2	3	4	5	6	7
4. 相談援助演習担当教員に要件（教歴、実務歴、資格有無、講習修了など）を課したこと	1	2	3	4	5	6	7
5. 担当教員による週 1 回以上の現場実習巡回指導を義務づけたこと	1	2	3	4	5	6	7
6. 現場実習指導者に一定の条件（資格＋実務＋講習修了）を課したこと	1	2	3	4	5	6	7
7. ひとつの実習先において、実習を 120 時間以上行うことを基本としたこと	1	2	3	4	5	6	7
全般的にみて、新カリキュラムの内容が、実践力の高い社会福祉士の養成に効果があったか	1	2	3	4	5	6	7

問 49 社会福祉の専門科目の中で、社会福祉士受験資格取得にかかる指定科目以外の演習・実習科目（入門用科目、アドバンス科目など）についておたずねします。もしもそのような演習・実習科目を開講されているのであれば、次の表に記入し、その意図を記入してください。

	開講科目名	時間数	開講年次	開講期	必修／選択	教員数	開講クラス数	1 クラスあたりの学生数（上限～下限）
演習科目				ア. 通年 ウ. 集中	イ. 半期 エ. その他	1. 必修 2. 選択	常勤（ ）名 非常勤（ ）名	（ ）～（ ）
				ア. 通年 ウ. 集中	イ. 半期 エ. その他	1. 必修 2. 選択	常勤（ ）名 非常勤（ ）名	（ ）～（ ）
				ア. 通年 ウ. 集中	イ. 半期 エ. その他	1. 必修 2. 選択	常勤（ ）名 非常勤（ ）名	（ ）～（ ）
				ア. 通年 ウ. 集中	イ. 半期 エ. その他	1. 必修 2. 選択	常勤（ ）名 非常勤（ ）名	（ ）～（ ）
				ア. 通年 ウ. 集中	イ. 半期 エ. その他	1. 必修 2. 選択	常勤（ ）名 非常勤（ ）名	（ ）～（ ）
実習科目				ア. 通年 ウ. 集中	イ. 半期 エ. その他	1. 必修 2. 選択	常勤（ ）名 非常勤（ ）名	（ ）～（ ）
				ア. 通年 ウ. 集中	イ. 半期 エ. その他	1. 必修 2. 選択	常勤（ ）名 非常勤（ ）名	（ ）～（ ）
				ア. 通年 ウ. 集中	イ. 半期 エ. その他	1. 必修 2. 選択	常勤（ ）名 非常勤（ ）名	（ ）～（ ）
				ア. 通年 ウ. 集中	イ. 半期 エ. その他	1. 必修 2. 選択	常勤（ ）名 非常勤（ ）名	（ ）～（ ）
				ア. 通年 ウ. 集中	イ. 半期 エ. その他	1. 必修 2. 選択	常勤（ ）名 非常勤（ ）名	（ ）～（ ）
意図								

参考資料
国家試験検証班
平成24年度社会福祉士全国統一模擬試験
執筆要領（抜粋）

社団法人日本社会福祉士養成校協会
平成24年度社会福祉士全国統一模擬試験

執筆要領
(抜粋)

平成24年4月
中央法規出版株式会社

●原稿のご執筆にあたって

作問割り振り表

＊作問いただく分野・問題数については、別添の作問割り振り表に明記しておりますのでご参照のうえご執筆ください。

＊本表は、作問の基準として、科目幹事・社養協内委員会と出版社で相談のうえ作成したものです。

作問の際の注意点

＊専門職である社会福祉士に必要な専門知識、実践に必要な技術、24年度国試で出題が予想される分野などを基準に作問をお願いします。

＊問題文と解説文の整合性について十分にご配慮ください（解説にて正答の根拠を明確にお示してください）。

○盛り込んでいただきたい内容(例)

- 学会等で合意形成された、社会福祉士にとって重要な学説に根拠をもつ問い
 - 近年の重要な法制度改正等の内容・動向
 - 福祉現場における、社会福祉士のとるべき判断、考え方、対応
 - テキスト等信頼できる出版物を出典とした問い
 - 公的な調査、政府刊行物等を元にした問い
- など

×避けていただきたい内容(例)

- × 細かすぎる問い(人物の肩書、法律の制定年の違いを正誤の根拠とするなど)
 - × 人によって解釈が異なる可能性のある表現(あいまいな表現、「正しい」か「誤り」か判然としないもの など)
 - × 文章表現から明らかに答えがわかる問い
 - × 一部の専門家のみでしか通用しない人物、学説
 - × テキストからの丸ごとの文章引用
 - × 新聞や雑誌(書籍でなく)を根拠とした問い
- など

調整が必要な問題文の例

- 1 市町村は、2004(平成16)年の児童福祉法改正において、地域における児童相談の第一線機関として位置づけられた。

「第一線機関」とは何か、法律上でも明記されておらず、あいまいな表現。修正案→「…市町村が担う役割が法律上明確化さ

- 2 専門職が利用者と援助契約を結ぶ際は、専門的見地から助言をしつつx利用者の意思を尊重して、利用者主導となるよう働きかける。(→「誤り」利用者と専門職は対等の関係)

「利用者主導」の言葉の意味が不明確で、それぞれの解釈や状況によって正答が異なってしまう。

- 3 市町村社会福祉協議会と都道府県社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である。

自明のことで模擬問題としては簡単すぎる。

(原稿作成例)

- 頁の基本設定: A4サイズ・1行38字
- 1 頁の行数は自由です。

問題 1 身体や精神の成長・発達や老化に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 スキャモン (Scammon, R. E) の成長曲線によれば、特 正しいもの or 適切なものを1つ選ぶ形式で
をむかえるのは4～5歳頃である。
- 2 乳児は生後2～3か月頃から「アーアー」「クークー」など初語と呼ばれる声をあげる。

- 3 出生時約 300～400gで ■問題文: 五肢択一形式 (国試準拠)
前後に成長する。 : 各肢字数30～120字以内 (1～3行強)
- 4 加齢に伴い、拡張期血圧が
- 5 老人性難聴は高周波数の音を聞く聴力の低下が主な特徴であり、原因の多くが中耳にある耳小骨の機能低下である。

正答 3

■解説文: 正答を導く理由を論理的に
: なぜ「誤っている」のか、なぜ「正しい」
のかを明快にお示してください。

- 1 誤り。スキャモン (Scammon, R. E) の成長曲線は、出生時から20歳まで身体の器官や組織の成長の経過を曲線で表したものである。各器官や組織の成長の特徴によって、「全身系型」「神経系型」「生殖系型」「リンパ系型」の4タイプに分類されている。「リンパ系型」の成長曲線がピークをむかえるのは、12～13歳であり、その後退縮し成人期を迎える。(社会福祉士養成講座編集版』中央法規, p3, 2011.) ■各選択肢に必ず解説をつけてください。
■解説字数: 各100～180字以内
■補足説明は原則不要です。
- 2 誤り。乳児は生後2～3か月頃から ■各選択肢に必ず解説をつけてください。
ばれる声を発するようになる。この時期を喃語期という。1歳頃になると、初語(ある特定の意味ある単語や言葉)を話すようになる。(同上, p10)
- 3 正しい。出生後の神経細胞の成長と細胞間のネットワーク形成の促進により脳重量が増加していく。出生時約300～400gであった脳重量が、4か月頃には600～650gにまで急増して、10歳前後には約1400gと成人の脳重量まで成長する。(同上, p3)
- 4 誤り。加齢に伴って、動脈硬化が進むなどによって、収縮期血圧(最高血圧)が上昇する一方で、拡張期血圧(最低血圧)はさほどの変化がみられない。(同上, p21)
- 5 誤り。老人性難聴の原因の多くは、内耳にある蝸牛・コルチ器の有毛細胞の変性や中枢に至る神経細胞の減少によって生じる老化(生理的変化)による機能低下症である。特に高周波数(高い音)の音を聞く聴力の低下からはじまり、両耳とも難聴が進行することが多い。(同上, p99)

参考とされたり引用した場合、必ず文献をご明示ください(選択肢ごと)。

文献が中央法規の出版物や法律の場合は、出典明記のみで。それ以外の場合、出典該当頁コピーを原稿に添付してください(pdf可)

●他文献からの引用の際のご注意

- ＊問題作成において、文献はあくまで参考として使用していただきますようお願いします。
- ＊他人の著作物やホームページ、他の模擬試験問題、過去の社養協主催の模擬試験等から大幅に引用するのはご遠慮ください。

●問題の選定について

ご執筆をお願いした問題数には、来年の模擬問題等で使用するための予備問題も含まれています。

最終的に、社養協内国試対策委員会において採用問題を決定いたします。

●校閲について

＊原稿チェック

- ・科目幹事と社養協内国試対策委員にお願いをします。
- ・執筆者には必要に応じてリライトをお願いすることがございます。

＊初校ゲラ校閲

- ・科目幹事と社養協内国試対策委員にお願いをします。
- ・特に必要な場合のみ執筆者に修正をお願いすることがございます。

＊再校ゲラ(最終校)校閲

- ・社養協内国試対策委員会において、最終的な確認を行います。

「社会福祉士養成新カリキュラムの教育実態の把握と、社会福祉士に必要な教育内容
のあり方に関する研究事業」中間報告書

＜公益財団法人 社会福祉振興・試験センター助成金事業＞

平成26（2014）年3月31日発行

一般社団法人日本社会福祉士養成校協会

〒108-0075 東京都港区港南四丁目7番8号 都漁連水産会館6階

電話：03-5495-7242 FAX：03-5495-7219

E-mail：office@jascsw.jp Website： www.jascsw.jp

